西都市地域防災計画

西都市防災会議

令和3年7月

一般災害対策編

第１章 総則 11
第１節 目的 11
第２節 災害の範囲 12
第３節 用語 13
第４節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 14
第５節 地勢と災害の記録 16
第２章 災害予防計画 17
第１節 都市防災構造強化計画 17
第１款　防災都市づくり 17
第２款　防災建築の促進 18
第３款　建築物の災害予防措置 20
第２節 水防、消防及び救助施設等整備計画 22
第１款　水防施設等の整備 22
第２款　消防施設の整備 22
第３款　救助施設等 22
第３節 災害危険区域対策計画 24
第１款　危険区域の調査 24
第２款　危険区域 24
第３款　急傾斜地等の保全事業の推進 24
第４款　危険区域の対策 24
第４節 ライフライン予防対策計画 25
第１款　上下水道対策 25
第２款　電力、通信、ガス施設対策 25
第５節 活動体制整備計画 28
第１款　組織体制の整備 28
第２款　初動体制確立への備え 28
第３款　災害対策中枢拠点施設の整備 30
第４款　防災関係機関の連携体制の整備 30
第５款　航空消防防災体制の整備 30
第６款　広域応援体制等の整備充実 30
第７款　要配慮者に係る安全確保体制の整備 31
第６節 消防計画 35
第１款　組織計画 35
第２款　消防力等の整備計画 37
第３款　調査計画 37
第４款　教育訓練計画 38
第５款　災害予防計画 39
第７節 防災教育訓練計画 41
第１款　水防訓練 41
第２款　消防教育訓練 41
第３款　避難訓練 42
第４款　総合防災訓練 42
第５款　非常無線通信訓練 42
第６款　緊急輸送訓練 43
第７款　土砂災害・全国統一防災訓練 43
第８節 防災知識普及計画 44

第１款　広報紙等による普及 44
第２款　防災マップによる普及 44
第３款　火災予防運動 44
第４款　河川愛護運動 44
第５款　学校教育及び社会教育における防災知識の普及 44
第９節 自主防災組織等整備計画 45
第１款　地域等における自主防災組織の結成 45
第２款　自主防災組織に対する指導及び協力等 45
第３款　自主防災組織の活動形態 46
第４款　事業所の防災活動の推進 46
第５款　地区防災計画策定の推進 46
第10節 食料・生活必需品等の確保計画 48
第１款　備蓄計画 48
第２款　調達計画 48
第３章 災害応急対策計画 49
第１節 気象警報等の伝達計画 49
第１款　気象注意報、警報等の発表、解除とその基準及び形式 49
第２款　警報の伝達組織及び伝達方法 53
第３款　異常現象発見時における措置 54
第４款　土砂災害警戒情報発表時の措置 54
第５款　気象警報等の受領伝達担当者 54
第２節 応急措置等の計画 55
第１款　市長の応急措置 55
第２款　市の委員会、委員等の応急措置 57
第３節 組織計画 58
第１款　市における災害対策 58
第２款　西都市災害対策本部 58
第３款　西都市防災会議 61
第４節 動員計画 62
第１款　災害発生のおそれがある場合の動員 62
第２款　災害発生時における動員 62
第３款　本部が設置された場合の動員 62
第４款　当直員による非常連絡 63
第５款　職員の非常登庁 63
第６款　応援のための動員 63
第５節 災害状況等の収集計画 64
第１款　実施責任者 64
第２款　被害状況等調査収集 64
第３款　災害報告 64
第６節 災害通信計画 67
第１款　非常通話通信設備の利用 67
第２款　専用通信設備の利用 67
第３款　非常の場合における無線通信設備の利用 67
第４款　NTT 災害用伝言ダイヤルの利用 68
第５款　市における通信利用系統 68
第６款　通信設備の状況 68
第７款　公衆無線 LAN の利用 69

第７節 水防計画 70
第１款　目的 70
第２款　水防組織の機構 70
第３款　水防施設及び輸送 70
第４款　重要水防区域 71
第５款　通信連絡 71
第６款　非常時配備体制 72
第７款　水防活動 72
第８款　水防信号 73
第９款　避難指示並びに避難場所 73
第８節 消防計画 74
第１款　組織計画 74
第２款　警報発令伝達計画 75
第３款　情報計画 76
第４款　火災警防計画 77
第５款　風水害等警防計画 78
第６款　避難計画 79
第７款　救助救急計画 79
第８款　応援協力計画 80
第９節 医療救護活動計画 81
第１款　医療機関による医療救護活動 81
第２款　ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動 82
第３款　搬送体制の確保 82
第４款　医薬品等の供給 82
第５款　医療情報の確保等 82
第６款　重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策 82
第10節 公安警備計画 84
第11節 自衛隊災害派遣要請計画 85
第１款　災害派遣の要請者 85
第２款　自衛隊の災害派遣要請の基準 85
第３款　災害派遣要請の依頼 85
第４款　災害派遣部隊の受入措置 86
第５款　地上と航空機との交信 86
第６款　災害派遣部隊の撤収要請の依頼 87
第７款　経費負担区分 87
第12節 交通輸送計画 88
第１款　実施責任者 88
第２款　交通の規制 89
第３款　交通施設の応急対策 91
第４款　緊急輸送 91
第５款　救助物資等の輸送 92
第13節 避難計画 93
第１款　実施責任者 94
第２款　避難指示等の基準 95
第３款　高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の伝達方法 95
第４款　避難実施の方法 96
第５款　避難所の開設及び収容保護 97

第６款　避難後の移送 100
第７款　学校、社会福祉施設及び医療施設における避難対策 100
第８款　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置 101
第９款　土砂災害警戒区域における円滑な警戒及び避難の確保 101
第10款　応急仮設住宅の設置 101
第11款　広域一時滞在 102
第14節 供給計画 103
第１款　食料の応急配給 103
第２款　炊き出し等食品の給与 103
第３款　飲料水の供給 104
第４款　生活必需品の供給 105
第15節 防疫及び災害廃棄物処理計画 106
第１款　防疫 106
第２款　災害廃棄物 106
第16節 行方不明者及び遺体の捜索埋葬計画 108
第17節 帰宅困難者対策計画 112
第18節 公共土木施設応急対策計画 113
第１款　実施責任者 113
第２款　道路施設の防護 113
第３款　応急処置 113
第４款　応急工事 113
第５款　主要交通途絶予想箇所及び代替道路の現況 114
第６款　車両機械の状況 114
第19節 ライフライン応急対策計画 115
第１款　上下水道対策 115
第２款　電力及び通信施設対策 116
第３款　ガス設備、ガス施設対策 116
第４款　燃料対策 116
第20節 災害広報計画 118
第１款　市における広報担当 118
第２款　被害写真の収集 118
第３款　市民に対する広報 119
第４款　市民のニーズの把握 119
第５款　生活情報の提供 119
第６款　相談窓口の設置 120
第21節 ボランティア等の活用計画 121
第１款　実施責任者 122
第２款　実施方法 122
第３款　腕章着用準備 123
第４款　活動における留意事項 123
第22節 災害義援金品の募集分配計画 125
第23節 作業員充足計画 126
第１款　実施責任者 126
第２款　作業員の雇い上げ 126
第３款　救助法による作業員の雇上げ 126
第24節 災害救助計画 128
第１款　実施責任者 128

第２款　救助法の適用基準等 128
第３款　救助の組織 130
第 25 節 文教対策計画 131
第１款　実施責任者 131
第２款　休校措置 131
第３款　学校施設の確保 132
第４款　教職員の確保 132
第５款　教科書及び学用品の給与 132
第６款　学校給食対策 132
第 26 節 貯木対策計画 133
第１款　貯木対策 133
第４章 地震災害対策計画 134
第１節 総則 134
第１款　災害の想定 134
第２款　本市における地震 134
第２節 地震災害予防計画 135
第１款　防災訓練計画 135
第２款　防災知識普及計画 135
第３款　情報連絡通信施設整備計画 136
第４款　避難施設等整備計画 136
第３節 地震災害応急対策計画 140
第１款　組織の確立 140
第２款　応急協力体制の確立 141
第３款　通信連絡体制 141
第４款　災害状況の緊急把握及び広報 142
第５款　避難対策 142
第６款　消火対策 142
第７款　救出対策 143
第８款　給水対策 143
第９款　食料対策 143
第 10 款　医療対策 144
第５章 災害復旧計画 145
第１節 公共施設災害復旧計画 145
第１款　災害復旧事業計画作成の基本方針 145
第２款　災害復旧事業計画 145
第３款　市における措置 145
第２節 住宅復旧計画 146
第１款　災害復旧住宅融資 146
第２款　災害公営住宅の建設 146
第３節 農林漁業資金融資計画 147
第１款　農業関係 147
第２款　林業関係者 147
第３款　水産業関係者 147
第４節 中小企業資金融資計画 148
第１款　緊急連絡会の開催 148
第２款　緊急巡回相談の実施 148
第３款　政府系金融機関に対する災害特別融資の要請 148

第５節 生活確保対策計画 149
第１款　生活確保資金融資 149
第２款　市民税等の徴収及び減免 149
第３款　職業の斡旋 149
第４款　罹災証明の交付 150

南海トラフ地震防災対策推進計画編

第１章 総則 152
第１節 計画の目的 152
第２節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 153
第３節 南海トラフ地震防災対策推進地域 154
第１款　推進地域の指定 154
第２款　指定基準 154
第４節 南海トラフ地震の被害想定 155
第１款　被害想定の概要 155
第２款　被害想定 155
第２章 災害予防計画 160
第１節 地震防災上緊急に整備すべき計画 160
第１款　施設の整備 160
第２款　計画の整備 160
第２節 救助体制の整備 161
第３節 広域災害に備えた連携体制の整備計画 162
第１款　広域避難者の受入体制の整備 162
第２款　応援拠点の確保 162
第４節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 163
第１款　市職員に対する教育 163
第２款　市民等に対する教育 163
第３款　相談窓口の設置 164
第５節 防災訓練計画 165
第３章 災害応急対策計画 166
第１節 組織の確立 166
第１款　組織の確立 166
第２節 関係者との連携協力の確保 167
第１款　資機材、人員等の配備手配 167
第２款　他機関に対する応援要請 167
第３款　帰宅困難者への対応 167
第３節 円滑な避難の確保及び迅速な救助 168
第１款　避難対策等 168
第２款　迅速な救助 168
第４節 時間差発生等における円滑な避難の確保等 169
第１款　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 169
第２款　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置 169
第３款　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置 171

第５節 広域防災体制の確立 173
第６節 広域応援活動 174
第１款　応援拠点の開設及び運用 174
第２款　道路啓開支援 174
第３款　物資の調達及び輸送応援 174
第４款　他市町村からの避難者等の収容 174

特殊災害対策編

第１章 火山災害対策 176
第１節 総則 176
第１款　目的 176
第２節 火山災害予防計画 177
第１款　連絡体制整備計画 177
第２款　防災知識普及計画 177
第３節 火山災害応急対策計画 178
第１款　災害発生直前対策 178
第２款　活動体制の確立 180
第３款　情報収集、連絡及び通信の確保 181
第４款　医療救護対策 181
第５款　避難収容対策 181
第６款　情報伝達対策 181
第７款　農林水産物応急対策 182
第４節 火山災害復旧及び復興計画 183
第１款　継続災害への対応方針 183
第２章 航空災害対策 184
第１節 総則 184
第１款　目的 184
第２節 航空災害予防計画 185
第１款　迅速かつ円滑な航空災害応急対策への備え 185
第３節 航空災害応急対策計画 186
第１款　災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 186
第２款　活動体制の確立 186
第３款　広域応援活動 186
第４款　捜索、救助・救急及び消火活動 186
第５款　重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策 187
第６款　交通規制及び警戒区域の設定等 187
第７款　関係者等への的確な情報伝達活動 187
第３章 道路災害対策 189
第１節 総則 189
第１款　目的 189
第２節 道路災害予防計画 190
第１款　道路交通の安全のための情報の充実 190
第２款　道路施設等の管理と整備 190
第３款　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 190
第４款　道路利用者に対する防災知識の普及 192
第３節 道路災害応急対策計画 193

第１款　発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保 193
第２款　活動体制の確立 193
第３款　交通誘導及び緊急交通路の確保 194
第４款　関係者等への的確な情報伝達活動 194
第４章 危険物等災害対策 196
第１節 総則 196
第１款　目的 196
第２款　市における危険物等施設の概要 196
第２節 危険物等災害予防計画 197
第１款　危険物等施設の安全性確保 197
第２款　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 198
第３款　防災知識の普及 199
第３節 危険物等災害応急対策計画 200
第１款　発災直後の災害情報の収集及び連絡 200
第２款　活動体制の確立 202
第３款　災害の拡大防止活動 202
第４款　救助・救急及び消火活動 203
第５款　危険物等の大量流出に対する応急対策 203
第６款　避難収容活動 203
第７款　被災者等への的確な情報伝達活動 204
第５章 大規模な火事災害対策 205
第１節 総則 205
第１款　目的 205
第２款　市内における大規模な火災の概況 205
第２節 大規模な火事災害予防計画 206
第１款　大規模な火事に強いまちづくり 206
第２款　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 208
第３款　市民の防災活動の促進 210
第３節 大規模な火事災害応急対策計画 211
第１款　活動体制の確立 211
第２款　災害情報の収集及び連絡 211
第３款　救助・救急及び消火活動 212
第４款　避難収容活動 214
第５款　被災者等への的確な情報伝達活動 215
第６款　ごみ及びがれき処理等に関する活動 215
第６章 林野火災対策 216
第１節 総則 216
第１款　目的 216
第２節 林野火災予防計画 217
第１款　林野火災に強い地域づくり 217
第２款　災害防止のための気象情報等の充実 217
第３款　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 218
第４款　市民の防災活動の促進 219
第３節 林野火災応急対策計画 220
第１款　活動体制の確立 220
第２款　災害情報の収集及び連絡 220
第３款　消火活動及び救急・救助活動 222

第４款　市民等の避難及び救助対策 226
第５款　被災者等への的確な情報伝達活動 226
第６款　二次災害の防止活動 226
第７章 雪害対策 227
第１節 総則 227
第２節 雪害応急対策計画 228
第８章 原子力災害対策 229
第１節 総則 229
第１款　目的 229
第２款　災害の想定 229
第２節 原子力災害予防計画 230
第１款　連絡体制等整備計画 230
第２款　応急体制整備計画 230
第３款　医療体制整備計画 230
第４款　情報伝達計画 230
第３節 原子力災害応急対策計画 231
第１款　情報収集、連絡通信確保 231
第２款　情報伝達対策 231
第３款　防護活動対策 231
第４款　医療等対策 231
第４節 原子力災害復旧及び復興計画 232
第１款　風評被害対策 232
第２款　市民健康相談 232
第３款　汚染除去対策 232

資料編 233

一般災害対策編

第１章　総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、西都市の地域に係る災害対策に関し、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、防災に万全を期すものとする。

西都市が取り組むべき災害について、一般災害対策編、南海トラフ地震防災対策推進計画編、特殊災害対策編に分け、おおむね次の事項を定めた。

1 西都市の地域に係る防災に関し、指定地方行政機関、県、市、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
2 防災に関する教育訓練、防災知識の普及及び防災施設の整備その他の災害予防の計画
3 防災に関する組織・動員、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、文教、交通輸送、その他の災害応急対策の計画
4 災害復旧に関する計画
5 その他必要な計画

第2節 災害の範囲

本計画で扱う災害の範囲は、災害対策基本法第２条第１項第１号に基づく「災害」である。すなわち、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害とする。

第3節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

防災計画	西都市地域防災計画をいう。
県防災計画	宮崎県地域防災計画をいう。
本部	西都市災害対策本部をいう。
県地方支部	宮崎県災害対策本部西児湯地方支部をいう。
県本部	宮崎県災害対策本部をいう。
本部長	西都市災害対策本部長をいう。
県地方支部長	宮崎県災害対策本部西児湯地方支部長をいう。
県本部長	宮崎県災害対策本部長をいう。
基本法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）をいう。
救助法	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）をいう。
県地震被害想定調査	県が実施した宮崎県地震被害想定調査結果をいう。
防災関係機関	指定地方行政機関、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。

第4節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

西都市及び西都市の地域を管轄する公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

１ 西都市

(1) 西都市防災会議及び西都市災害対策本部に関する事務
(2) 防災に関する教育訓練の実施
(3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
(4) 防災に関する施設及び設備の整備
(5) 防災に関する警報の発表、伝達及び避難措置
(6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査
(7) 水防、消防、救助その他の応急措置
(8) 災害時の衛生及び文教対策
(9) 災害時における交通輸送の確保
(10) 被災施設の災害復旧
(11) 被災者に対する融資等対策
(12) 地域の関係団体、防災上重要な施設の管理者等が実施する災害応急対策等の調整
(13) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置

２ 指定地方行政機関

(1) 西都児湯森林管理署
ア 国有林野等の森林治山、治水事業等の防災管理
イ 災害応急用材の需給対策

３ 警察及び県の出先機関

(1) 西都警察署
ア 災害時における住民の生命、身体及び財産の保護
イ 災害時における社会秩序の維持及び交通に関する事項
(2) 宮崎県危機管理局
ア 災害救助法の適用に関する指導
イ 災害救助の連絡調整
(3) 高鍋保健所
ア 災害における衛生及び医療、助産に関する指導、援助並びに災害発生後の防疫対策
(4) 西都土木事務所
ア 災害情報、気象情報の伝達
イ 河川、土木施設に係る災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導
(5) 児湯農林振興局
ア 県災害対策本部に対する連絡調整
イ 農地及び農用施設に係る災害の予防及び災害復旧に関する指導援助
ウ 農畜産物及び森林、林道等に係る災害の予防及び災害復旧に関する指導援助

４ 指定地方公共機関及び指定公共機関

(1) ＮＴＴ西日本宮崎支店
ア 電信、電話施設の保全と災害非常電話の調整
(2) 九州電力送配電高鍋配電事業所及び九電ハイテック西都工務所
ア 災害時における電力供給及び電気災害の防止
イ 一ツ瀬川本流の防災管理
(3) 宮崎交通西都営業所
ア 災害時におけるバス輸送の確保

(4) 土地改良区
ア 水門、水路、ため池等施設の防災管理
5 公共的団体
(1) 農業協同組合、森林組合、商工会議所等
ア 共同利用施設の災害対策
イ 被災組合員に対する融資又はその斡旋
(2) 宮崎日日新聞社
ア 気象情報、災害状況等の報道及び防災知識の普及
(3) 西都市西児湯医師会
ア 災害時における医療
(4) その他の公共的団体及び防災上重要施設の管理者
ア それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策

第5節 地勢と災害の記録

1 地勢及び気候風土

本市は、県の中央部に位置しており、東西 25km、南北 40km の細長い地形をなし、総面積 438.79k ㎡のうち 77%を山林原野で占めている。なかでも、北部はそのほとんどが山岳地帯である。一方、東西両側は高台丘陵を形成し、その間を一ツ瀬川本流、同支流の三財川及び三納川が貫流してその流域に平野を展開している。

地質は、平野部は沖積層が多く、台地は火山灰層、山岳地帯は中生層の四万十層で覆われている。

また、気象は降雨期間が長く、かつ降水量の多い高温多湿である。

このように、広大な市域を有するうえに、山間地域が多いこと及び地質の特徴から自然災害に対して脆弱な条件下にある。

2 本市における自然災害

本市で発生する可能性のある自然災害は次のとおりである。

	分類①	分類②	詳細
1	気象災害	大雨災害	浸水害、土砂災害
		その他の降雨災害	土壌浸食災害、長雨災害（腐食及び疫病蔓延）、大気乾燥（火災及び疾病誘発）及び渇水・干災害（用水不足及び塩害）
		風災害	風力による破壊災害、飛砂、風塵による災害、フェーン現象（自然発火）、乱気流（航空機事故等）、拡散気流（大気汚染及び悪臭等）及び竜巻（旋風）
		雪害	積雪災害（構造物破壊、農作物損耗、交通途絶）、融雪災害（洪水）、着雪、着氷災害、吹雪（降雪）
		酷寒（気温低下）災害	凍土（路盤破壊）、凍傷（人体障害）、冷害（農作物被害）
		酷暑（気温上昇）災害	膨張破壊（コンクリート亀裂）、自然発火（山林火災、木造家屋火災）及び疾病（熱中症及び機能低下）
		霜害	農作物被害
		雹（ひょう）害	人体被害、建造物被害、構造物破損、農作物被害及び通信網途絶
		雷害	人体被害、建造物被害、構造物火災及び電子機器破損
		霧害	視界不良
		湿度害	疾病
2	地変災害	地震災害	土砂災害、地割れ、液状化、建造物・構造物の損傷・崩壊・火災、ライフライン途絶
		火山災害	降灰

3 災害の記録

本市は、台風常襲地帯として過去において台風及び集中豪雨による多くの災害を記録し、多大な被害をこうむってきた。（資料－1 P237）

最近では平成 17 年 9 月 5 日～6 日にかけて襲来した台風 14 号により一ツ瀬川、三財川、三納川周辺の浸水による被害が発生している。

一方、妻平助通大火をはじめとして火災による災害も発生している。

第２章　災害予防計画

災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するために、防災に関する教育訓練、防災知識の普及、防災施設の整備その他予防について計画し、その実施を図るものとする。

第1節 都市防災構造強化計画

<table>
<tr><th colspan="2">担当する機関</th><th>項　　目</th></tr>
<tr><td rowspan="4">市</td><td>危機管理課</td><td>・防災都市づくり計画に関すること。</td></tr>
<tr><td>建設課</td><td rowspan="3">・防災都市づくり計画に関すること。
・施設の応急復旧への備えに関すること。
・道路施設等の整備に関すること。
・公園、緑地の確保、整備に関すること。
・液状化対策の推進に関すること。
・建築物や施設の耐震性強化等、安全強化等に関すること。
・建築物の不燃化の促進に関すること。</td></tr>
<tr><td>建築住宅課</td></tr>
<tr><td>商工観光課</td></tr>
<tr><td rowspan="3">関係機関</td><td>宮崎県</td><td>・防災空間の確保に関すること。
・建築物の耐震性強化に関すること。
・建築物の不燃化の促進に関すること。</td></tr>
<tr><td>建築関係団体</td><td>・建築物の耐震性強化に関すること。</td></tr>
<tr><td>重要施設の管理者</td><td>・施設の耐震化に関すること。</td></tr>
</table>

第1款　　防災都市づくり

1 防災都市づくり計画の策定

市は、地震に強い都市づくりを計画的に推進するため、以下の点を主な内容とする防災都市づくり計画を策定するものとする。

(1) 都市づくりにおいて考慮する災害リスク
(2) 災害リスクを考慮した都市の課題
(3) 防災都市づくりの基本方針
(4) 防災都市づくりの具体的施策

上記計画に基づき、道路、公園等の根幹的な公共施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市計画決定、地区レベルの防災性の強化を図るための地区計画制度、密集住宅市街地整備促進事業の活用、建築物の不燃化等を総合的に推進するものとする。

2 防災空間の確保

市は、県とともに、地震に強いまちづくりを推進するために不可欠である防災空間を確保するため、これらを形成する道路、公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進するものとする。

(1) 緑地保全地域等の指定

都市における災害の防止に必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な形態を有する緑地等については、都市緑地法に基づき緑地保全地域等を指定し、保全に努めるものとする。

(2) 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進

同時多発的な火災に対応する延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、都市の不燃化構造の推進等を図るものとす

る。

(3) 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進するものとする。

その際、都市の構造、交通及び防災等を総合的に検討し、特にその効果の高い広幅員の道路について緊急性の高いものから整備を促進する。

(4) 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備の推進

防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、防災機能を強化するため、災害応急対策施設の整備を推進し、公園の防災機能の一層の充実を図るものとする。

なお、市街地のオープンスペースである都市公園は平常時における防災訓練の場、防災資機材等の備蓄の場としての活用、さらには、災害時における避難場所や災害応急対策活動の拠点等としての活用を図るものとする。

(5) 消防活動空間確保のための街路整備

基盤未整備な市街地においては火災延焼の可能性が高いだけではなく、消防車両が進入できない道路が多いため、消防活動の困難性が特徴としてあげられる。このため、これらの区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進するものとする。

第2款　防災建築の促進

1 建築物の耐震性強化

(1) 既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された現行の耐震基準を満たさない建築物の耐震性の向上の促進を図るため、市は県及び建築関係団体との連携のもと、次のような取り組みを行うものとする。

ア 耐震診断を行う建築技術者の養成

建築物耐震診断を行う建築士を養成する講習会を必要に応じて開催するものとする。

イ 広報活動等

建築技術者及び建築物所有者等を対象に、既存建築物の耐震化に関する意識の啓発を目的とした講習会等を開催する。これにあわせて、市民等の耐震診断等に関する相談窓口を開設するとともに、広報活動を展開するものとする。

ウ 所有者等への指導等

現行の耐震基準に適合しない建築物の所有者等を対象とし、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修に努めるように指導するものとする。

エ 木造住宅の耐震化に対する支援等

木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度の活用促進や国の耐震改修促進税制の周知を行うとともに、その他、建築士等の第三者によるアドバイス等の推進、事業者情報などの情報提供を行うものとする。

(2) 建築物の落下物対策の推進

ア 建築物の落下防止対策

地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を講じるものとする。

(ｱ) 繁華街等の道路沿いにある 3 階建以上の建築物を対象に落下物の実態把握に努めるものとする。

(ｲ) 実態調査の結果、落下のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し修繕を指導するものとする。

(ｳ) 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行うものとする。

イ ブロック塀の倒壊防止対策

地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の施策を推進するものとする。

(ｱ) 市民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について、広報紙等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図るものとする。

(ｲ) 通学路及び避難路等におけるブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努めるものとする。

(ｳ) ブロック塀を設置している市民に対して、日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣き化等を奨励するものとする。

(ｴ) ブロック塀を新設又は改修しようとする市民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導するものとする。

ウ 建築物の地震対策の促進

天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減や、エレベーター内閉じ込め防止対策等についても必要な助言等を行い、施設管理者等の対策を促進するものとする。

2 建築物の液状化対策

地震被害想定調査においては、液状化による建築物の倒壊被害が大きいと想定されている。建築物の液状化対策としては、主に液状化現象の発生そのものを阻止するための対策と、液状化現象の発生を前提とした構造的な対策がある。

なお、それぞれの工法の概要は以下のとおりであり、構造計算書の添付が義務付けられている建築物については、確認申請時に指導するものとする。

(1) 液状化現象の発生そのものを防止するための対策(地盤改良工法)

液状化対策は、地盤改良による工法や構造物で対処する工法等がある。市は、県とともに、これらの対策の推進に努めるものとする。

(2) 液状化現象の発生を前提とした構造的な対策

ア 木造建築物

(ｱ) 基礎を一体の鉄筋コンクリート造とする方法

(ｲ) アンカーボルトの適正施工

(ｳ) 上部構造部分の剛性をもたせる

(ｴ) 荷重偏在となる建築計画を避ける

(ｵ) 屋根等の重量を軽くする

イ 鉄筋コンクリート造等建築物

(ｱ) 支持杭基礎工法

(ｲ) 地階を設ける方法

(ｳ) 面的に広がりのある建築計画とする

(ｴ) 地中梁等基礎部分の耐力及び剛性を高める

ウ コンクリートブロック塀

(ｱ) 法令等の技術基準を正しく履行する

(ｲ) 基礎を底盤幅の大きい逆 T 字形の鉄筋コンクリート造りとし、丈を大きく、根入れを深くする

3 建築物の不燃化の促進

(1) 防火、準防火地域の指定

市は、県とともに、建築物が密集しているなど火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進するものとする。

この防火地域は、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」若しくは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域について指定を進めるものとする。また、準

防火地域は、防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し、火災の危険が予想される地域等について指定を進めるものとする。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定にあたっては、該当地域の選定を行ったうえで、市民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

(2) 屋根不燃化区域の指定

県は、建築基準法に基づき屋根を不燃材料で造り、又は葺かなければならない区域について、用途地域の見直しと連動して指定を行うものとする。

(3) 建築物の防火の推進

県は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法等に基づき、防火上及び避難上の各種改善指導を行うものとする。

また、各消防機関は、防火対象物定期点検報告制度等に基づき、各種改善指導を行うものとする。

4 重要施設等の耐震性強化

(1) 市及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

市、病院、学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、数値目標を設定するなどして、耐震診断及び耐震補強工事を計画的に推進するものとする。

(2) 耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等による施設の耐震化

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等は、耐震診断の結果、補強が必要と判定された場合は、耐震補強工事を計画的に推進するものとする。

(3) 不特定多数の者が利用する建築物等の所有者等による施設の耐震化

市は、県及び民間建物の所有者とともに、耐震改修促進法に基づき、防災上重要な建築物、不特定多数の者又は避難行動要支援者が利用する建築物、危険物貯蔵施設並びに倒壊により避難路の幅員の半分以上を塞ぐ高さの建築物で一定規模かつ地震に対する安全性が明らかでないもの（耐震診断が義務付けられた建築物を除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

市は、県とともに、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行うものとする。

また、特定既存耐震不適格建築物以外の建築物で地震に対する安全性が明らかでないものについても、その所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

5 施設の応急復旧に備えた体制及び資機材等の整備

市は、県及び防災上重要な施設の管理者とともに、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制及び資機材を整備するものとする。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化するよう努めるものとする。

第3款　　建築物の災害予防措置

1 防災建築街区の指定促進

防災建築街区の指定を促進し、防災建築物及びその敷地の整備を図るものとする。

2 建築物の定期報告

建築基準法に基づき、公共的な特殊建築物について定期報告を行わせ、維持保全、防災避難等について安全の確保を図るものとする。

3 建築設備の定期検査

建築基準法に基づき、昇降機及びエスカレーターの維持保全について指導を行い、安全の確保を図るものとする。

4 市街地再開発事業の促進

市街地の同時多発的な火災への対処等のため、木造密集市街地の延焼拡大等により、ほかに大きな被害を及ぼす危険性の高い地域について、土地区画整理事業、市街地再開発事業、密集住宅市街地整備促進事業等の面的な整備を推進する。

(1) 土地区画整理事業の推進(土地区画整理法)

市は、県とともに、既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図るとともに、道路及び公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備することにより、都市災害の防止を図るものとする。

(2) 市街地再開発事業の推進(都市再開発法)

市は、県とともに、市街地において建築物及び公共施設等の整備を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等都市機能の更新を図ることにより、地震、火災等の災害危険度の低下を図るものとする。

(3) 密集住宅市街地整備促進事業の推進

市は、県とともに、防災上、居住環境上の課題を抱える密集住宅市街地の整備を促進するため、老朽木造建築物の共同及び協調建替や除却、従前居住者の居住確保、道路、公園等の地区施設の整備等を総合的かつ段階的に推進することにより、地震、火災等の災害の防止を図るものとする。

5 危険地域外への移転

地すべり又はがけ崩れ等により、人体、生命に危険を及ぼすおそれがあると市及び県が認める地域内に居住し、住宅の新築並びに、建築基準法第９条又は第 10 条の規定により、特定行政庁から住宅の除去、移転又は改築の命令の予告通知を受けた者（第９条による場合は、本人の責めに帰さない事由によるものに限る）が移転する住宅の新築又は改良については、その工事費について、住宅金融金庫の特別融資がなされるので、該当者について融資利用を促進し安全を図るものとする。

6 がけ地近接危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等により、市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域について、危険住宅の移転を行う者を対象とし、補助金を交付する地方公共団体に対して国が必要な助成を行う制度である。急傾斜地崩壊防止対策と合わせ、市民の安全を図るものとする。

第2節 水防、消防及び救助施設等整備計画

水防、消防及び救助施設等の現況及びその整備は、次によるものとする。

担当する機関		項　　目
市	危機管理課	・水防体制の確立に関すること。 ・避難場所、避難路の確保等に関すること。
	消防本部	・水防体制の確立に関すること。 ・水防施設等の整備に関すること。 ・消防施設等の整備計画に関すること。
関係機関	西都警察署	・避難路の確保に関すること。

第1款　　水防施設等の整備

１ 水防施設等の整備

市は、災害時の水防に万全を期するため、県水防計画に定める基準に基づき、水防倉庫の整備を図るとともに水防資器材の備蓄を行うものとする。

２ 水防施設等の状況

水防倉庫及び水防資器材の状況は、資料－４のとおりである。(P252)

第2款　　消防施設の整備

消防施設の整備計画は、「消防力の整備指針」「消防水利の基準」等に基づき、増強計画及び更新計画を図るものとする。

分団消防車については、計画的に整備を図るものとする。

１ 消防施設の状況

消防施設の現況は、資料－２のとおりである。(P251)

消防施設の増強更新計画は、資料－３のとおりである。(P251)

第3款　　救助施設等

１ 緊急避難場所、避難路の確保等

(1) 避難施設整備計画の作成

市は、夜間・昼間の人口の分布及び道路、避難場所として活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、緊急避難場所及び避難路等の整備に関する計画を作成するものとする。

(2) 緊急避難場所の指定

市は、延焼火災、崖崩れ及び建物倒壊等から避難者の生命を保護するため、次の指定基準に従って緊急避難場所の指定を行うものとする。

ア 管理条件

災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

イ 立地条件

異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。

ウ 構造条件

指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地している場合には、異常な現象に対して安全な構造であるほか、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。

エ その他

地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準は、上記の管理条件に加えて、以下の条件を満たすこと

(ｱ) 当該施設が地震に対して安全な構造であること

(ｲ) その場所や周辺に、地震発生時に生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等がないこと。

(3) 広域避難地の整備

震災時の延焼火災の発生が想定されるため、(2)で指定した避難地に加え、次の設置基準に従って広域避難地の整備を行うものとする。

ア 広域避難地は、周辺市街地の大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるオープンスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地等とする。有効面積は、広域避難地内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として１人当たり２㎡以上を確保することを原則とする。

イ 広域避難地は、想定される避難者に見合った有効面積を有するものとし、おおむね 10ha 以上を標準として配置する。

ウ 広域避難地は、大規模ながけ崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。

エ 広域避難地周辺においては、大火の輻射熱を考慮し、建築物の耐震不燃化を図るものとする。

オ 地区分けをする際は町丁目単位を原則とするが、主要道路及び河川等を境界とし、市民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。また、到達距離は 2km 以内とする。

(4) 避難路の整備

市は、市街地の状況に応じ、原則として次の基準により避難路を選定し、整備するものとする。

ア 避難路はおおむね 15m 以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

(5) 避難路の確保

市職員、警察官、消防職員、その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し、避難路の通行確保に努めるものとする。

(6) 避難路の状況

避難路の状況は、資料－５のとおりである。（P255）

第3節 災害危険区域対策計画

災害危険区域の対策は、次によるものとする。

担当する機関		項　　目
市	危機管理課	・危険区域の調査に関すること。 ・急傾斜地等の保全事業の推進に関すること。 ・危険区域の対策に関すること。
	建設課	

第1款　　危険区域の調査

市は、災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため洪水、地すべり、山崩れ、その他の異常現象により災害の発生するおそれがある地域について、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握しておくものとする。

第2款　　危険区域

洪水、地すべり、山崩れ等により、災害が発生するおそれがある地域の状況は、資料－６のとおりである。(P257)

なお、火災の発生及び拡大の危険区域については、その状況を図示し、消防隊の活動の資料とするものとする。

第3款　　急傾斜地等の保全事業の推進

災害危険区域とされたもののうち、治山事業、治水事業、砂防事業、地すべり防止事業及び急傾斜地崩落対策事業等地域防災上必要な事業については、これを推進し、地域の保全を図るものとする。

第4款　　危険区域の対策

危険区域については、関係市民に周知徹底させるとともに避難指示等における資料とするものとする。危険区域に対する応急体制は、第３章災害応急対策計画に定めるもののほか、必要に応じて消防本部を単位に地区災害対策本部を設置することができる。

第4節 ライフライン予防対策計画

電力、電話、ガス及び上下水道等施設は、日常の生活に必要不可欠なものであり、その復旧に長期間を要することは、災害後の応急対策活動や市民生活に大きな影響を与えることとなる。このため、各施設に安全性の確保や資機材の配備等の対策を実施していくことが必要である。また、ライフライン事業者との連絡会議等を通じて、早期復旧のための体制整備を図るものとする。

担当する機関		項　　目
市	上下水道課	・災害に強い水道づくりの推進に関すること。 ・下水道施設の整備、業務継続計画策定に関すること。
	消防本部	・ガス施設の災害予防措置に関すること。
関係機関	ライフライン事業者	・各設備の災害予防措置に関すること。 ・災害対策用資機材等の輸送、整備点検に関すること。

第1款　　上下水道対策

１ 上水道施設の体制整備

市は、応急給水体制や応急復旧体制等の整備を図り、災害時においては飲料水及び生活用水等を確保するために防災関係機関と連携し、積極的に対応するものとする。

また、基幹的施設等の安全性を確保するとともに、給水区域のブロック化やグループ化など給水への影響を最小限度におさえられるよう、安全性の高い水道システムを構築し、災害に強い水道づくりを推進するものとする。

(1) 応急給水及び復旧体制の整備
(2) 相互応援体制の整備
(3) 基幹的施設の安全性の向上
(4) 安全性の高い水道システムの構築
(5) 給水の安全性の確保

２ 下水道施設の整備

処理場、ポンプ場及び幹線管渠等の根幹的施設については、下水道が有すべき機能を確保できるよう、既設においては段階的に、新設においては建設当初の段階から耐震対策を講じるものとし、耐震対策が十分整わない状況下で被災した場合等においても、最低限の目的を達成するため、暫定的対応に直ちに着手できるよう下水道業務継続計画（BCP）の策定等を行い、対応を図るものとする。

第2款　　電力、通信、ガス施設対策

１ 電力施設の体制整備

(1) 九州電力における電力施設

ア 電力設備の災害予防措置

(ｱ) 水害対策

a 水力発電施設

過去に発生した災害及び被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化(窓の密閉化及びケーブルダクトの閉鎖等)等を実施するものとする。

b 送電設備

架空電線路では、土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所のルート変更、よう壁、石積み強化等を実施する。また、地中電線路では、ケーブルヘッドの位置の適正

化等による防水対策を実施するものとする。

ｃ変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ及び窓の改造、出入口の角落とし、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では、屋内機器のかさ上げを実施するものとする。

また、屋外機器は基本的にかさ上げを行うが、かさ上げ困難なものは、防水耐水構造化又は防水壁等を組み合わせて対処するものとする。

(ｲ) 風害対策

建築基準法、電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処するものとする。

(ｳ) 雷害対策

ａ送電設備

架空地線の設置、アークホーンの取付け、接地抵抗の低減を行うとともに、アーマロッドの取付け等を行うものとする。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止、又は拡大防止に努めるものとする。

ｂ変電設備

「電気設備に関する技術基準」による雷害対策のほか、必要な箇所には耐雷遮へいの強化を行うものとする。また、重要系統の保護継電装置を強化するものとする。

ｃ配電設備

架空地線の設置及び耐雷機材（アレスター、限流アークホーン等）の取付けによる雷害対策を実施するものとする。

(ｴ) 土砂崩れ対策

土砂崩れ対策は、地形、地質等を考慮して、状況によりよう壁、石積み、排水溝などの対策を実施するものとする。

また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用などにより被害の未然防止に努めるものとする。

なお、土砂採取、土地造成などの人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係箇所へのＰＲを徹底するものとする。

イ 防災業務施設及び設備の整備

(ｱ) 観測、予報施設及び設備の整備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ雨量、流量等の観測施設及び設備を強化、整備するものとする。

(ｲ) 通信連絡施設及び設備の強化、整備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ無線、有線通信用の諸施設及び設備を強化、整備するものとする。

ウ 災害対策用資機材等の輸送、整備点検

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努め、災害対策用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力の確保にも努める。また、災害対策用資機材等は常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備えるものとする。

エ 電気事故の防止

災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほかパンフレット、チラシ等の作成配布を通じて、利用者への広報活動を行うものとする。

2 通信施設の体制整備

西日本電信電話株式会社の災害に備えた通信施設の信頼性向上対策は、以下のとおりである。

(1) 中継センターの分散

市外通話用の中継交換機を設置した重要通信センターを分散設置（宮崎市、都城市）し、回線を分散収容して危険防止を図っている。また、通話量を的確にコントロールするオペレーションツールを有効に活用し、疎通の円滑化を図るものとする。

(2) 中継伝送路の２ルート化（ループ化）

中継伝送路が被災した場合、その区間の通話途絶の防止及びネットワーク全体の混乱を未然に防ぐため、伝送路の２ルート化（ループ化）を図るものとする。

(3) 耐震及び防風対策

ＮＴＴビルや無線用鉄塔は、震度 6 程度の地震及び風速 60m/sec にも耐えられる設計になっている。また、交換・伝送・電力設備及びオペレーション端末等は、倒壊を防ぐための耐震対策を講じるものとする。

(4) 停電対策

停電時に備え、非常用発電機や蓄電池を設置している。また、被災の状況により、移動電源車及び発動発電機等による対処を図るものとする。

(5) 受付呼（104/116/113/115）の分散化

県内の受付センターが被災した場合は、以下のとおり分散受付となる。

ア 104 呼　九州管内の 104 センターへランダム分散受付される。
イ 116 呼　宮崎をはじめ九州管内の 116 センターへ分散受付される。
ウ 113 呼　受付交換機の分散化を図っていくものとする。
エ 115 呼　九州管内の 115 センターへ分散される。

(6) 地中化の推進

防災上の観点において、地上よりも地中化の信頼性が高いことから、自治体及び他事業者とも連携を図りながら積極的に推進を図っていくものとする。

3 ガス設備、ガス施設の体制整備

市は、ガス施設の災害発生を未然に防止するため、宮崎県ＬＰガス協会西都支部及びその他ガス事業者（以下「ガス事業者」という。）と連携を図りながら次の対策の実施について、指導並びに普及啓発を図るものとする。

(1) ガス事業者のとるべき対策

ア ガス設備、ガス消費設備の点検、検査等を実施すると同時に、需要家に対する災害対策の情報提供、点検及び維持管理を行う。

(2) 需要家のとるべき対策

ア 屋内におけるガス漏洩防止策として、メーター入口の手前には、すべてメーターガス栓を取り付ける。また、流量センサー、圧力センサー、感震器等と接続された遮断回路及び遮断弁を内蔵したマイコンメーターの設置に努める。
イ 屋内におけるガス漏洩早期発見対策として、ガス漏れ警報器等の設置に努める。
ウ 一般家庭においては、ガス事業者の指導等を受け、日常点検を実施し適正な維持管理等に努める。
エ 施設管理者のとるべき対策
(ｱ) 消防計画、災害予防管理計画を策定する。
(ｲ) 防火責任者を選任し、自主検査チェック表等に基づき点検及び維持管理等を行う。
(ｳ) 警戒体制及び非常体制時の具体的措置を定め、災害発生時の被害の軽減を図る。

第5節 活動体制整備計画

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るための対策は、次によるものとする。

担当する機関		項　　目
市	危機管理課	・防災会議の設置、防災対策の推進に関すること。 ・業務継続計画（BCP）に関すること。 ・初動体制確立への備えに関すること。 ・防災訓練の実施に関すること。 ・災害時初動マニュアル等に関すること。 ・県や防災関係機関との連携に関すること。 ・外国人に対する防災対策の充実に関すること。
	総務課	
	福祉事務所	・社会福祉施設等の防災体制の充実に関すること。 ・危険区域内の要配慮者利用施設の防災体制整備に関すること。 ・避難行動要支援者の救護体制の整備に関すること。
	健康管理課	・危険区域内の要配慮者利用施設の防災体制整備に関すること。 ・避難行動要支援者の救護体制の整備に関すること。
	教育政策課 地域医療対策室	・危険区域内の要配慮者利用施設の防災体制整備に関すること。
	消防本部	・航空消防防災体制の整備に関すること。 ・県や防災関係機関との連携に関すること。
関係機関	宮崎県	・広域応援体制に関すること。 ・防災関係機関との連携に関すること。 ・航空消防防災体制の整備、防災関係機関との連携に関すること。
	防災関係機関	・組織体制の整備に関すること。 ・航空消防防災体制の整備に関すること。

第1款　　組織体制の整備

１ 組織体制の整備

市は、基本法第 16 条に基づき、西都市防災会議を設置し、地域の災害特性及び地域特性に対応した防災計画を作成のうえ必要に応じて見直しを行い、防災対策の推進を図るものとする。

また、小丸川・一ツ瀬川水系水防災意識社会再構築協議会において、市町村、県、気象庁、国が連携協力し、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とし、取組強化を図るものとする。

２ 業務継続計画（BCP）の整備

市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、災害応急対策業務や市民生活に密着した業務を継続して実施する必要があることから、業務継続計画（BCP）の整備に努めるものとする。

３ 防災関係機関における組織体制の整備

防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、県や市等との連携を密にするものとする。

第2款　　初動体制確立への備え

1 非常時における職員参集基準の明確化と周知徹底

災害発生時の市職員の参集の遅滞や混乱を防止するため、勤務時間外に災害が発生した場合、通信途絶等により動員のための情報伝達機能が低下することを考慮し、あらかじめ市職員の参集基準を明確にするとともに、その周知徹底を図るものとする。

2 参集時の交通手段の検討

大規模災害発生による被害及び深夜等により、市職員が通常利用している交通手段の途絶を考慮して、参集時の交通手段について、各所属において個別に検討するものとする。

3 情報伝達手段の確保

市職員に対する動員の指示等の情報伝達を確実なものにするため、ＳＮＳや携帯メールの利用等を検討するものとする。

4 訓練による周知徹底

検討した事項の職員に対する周知徹底の状況を確認し、問題点の抽出とその改善を行うため、機会ある毎に訓練を行うものとする。

訓練にあたっては、次の訓練目的、時期、内容等を組み合わせて行うものとする。

(1) 訓練の目的

ア 異動後の新体制確立状況チェックのための訓練
イ 防災週間など時宜を捉えた、啓発的色彩の濃い訓練
ウ 災害警戒本部など実働部門の訓練
エ 災害対策本部設置(機器の設置及び職員参集)訓練
オ 救助関係機関合同訓練

(2) 訓練の時期

ア 平日の早朝
イ 木曜及び金曜の夜間
ウ 休祭日の昼間
エ 勤務時間内

(3) 訓練の内容

ア 緊急動員訓練
イ 緊急伝達訓練
ウ 総合指揮本部及び現地本部訓練
エ 機器の設置訓練
オ 機器取扱い習熟訓練
カ 総合防災訓練

5 災害時職員用初動マニュアル等の作成整備

市は、地域防災計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう災害時職員用初動マニュアルを作成し、各職場での研修及び訓練等を通じて、その周知徹底を図るものとする。

なお、組織の改編や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応して毎年検討を加え、必要と認める場合は修正を行うものとする。さらに、手際よく本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含む災害対策本部設置マニュアルの整備を行うものとする。

6 職員用物資の確保

市職員がその能力を最大限に発揮できるよう、職員用食料等の備蓄について検討するものとする。

7 職員の家庭における安全確保対策の徹底

市は、災害時に市職員が、自身又は家族の負傷等により迅速に登庁することができなくなることを防ぐため、市職員の家庭における安全確保対策が図られるよう、日頃から職員指導を徹

底するものとする。

第3款　　災害対策中枢拠点施設の整備

１ 防災活動拠点の整備

市は、災害応急活動の中枢拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努めるものとする。

第4款　　防災関係機関の連携体制の整備

(1) 警察

警察は、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊の運用に関し、平素から警察庁及び九州管区警察局と緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進するものとする。

(2) 消防署

消防署は、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第5款　　航空消防防災体制の整備

１ 市の航空消防防災体制の整備

市は、県や防災関係機関とともに防災救急ヘリコプターの運航基準や管理規程などを整備していくとともに、防災救急ヘリコプターへ搭乗する航空消防隊員を県へ派遣するなど、連携及び協力を密にするものとする。

また、防災救急ヘリコプターが効率的に活動できるよう、緊急離着陸場の確保に努めるものとする。

市の、ヘリコプター発着及び物資投下地点の状況は、資料－２９のとおりである（P316)。

２ 防災関係機関の航空消防防災体制の整備

防災関係機関は、防災救急ヘリコプターが効率的に活動できるよう、県や市等との連携を密にするものとする。

第6款　　広域応援体制等の整備充実

１ 市町村間の相互協力体制の整備

市は、平常時から宮崎県市町村防災相互応援協定及び宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援が円滑に行われるよう、体制の整備と施設及び設備の充実に努めるものとする。

さらに県は、宮崎県津波対策推進協議会を通じて、沿岸市町との津波災害への対応について検討を進めるとともに、津波災害を受ける沿岸市町と受けない内陸の市町村との連携体制についても検討を進め、県内における市町村間の相互支援体制を確立するものとする。

２ 県、その他市町村、自衛隊等との連携体制の整備

大規模災害発生時に救助活動やライフラインの復旧等において不可欠な自衛隊をはじめ国の防災関係機関、指定公共機関については、南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会やヘリコプター運用調整、総合防災訓練等、様々な機会を捉えて連携強化を図るものとする。

３ 他都道府県に対する災害時の応援活動のための体制整備

(1) 指定行政機関、指定地方行政機関の職員派遣に対応するための資料整備

指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、各機関から職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておくものと

する。

警察は、警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣体制の整備を図るものとする。

4 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保

市の、ヘリコプター発着及び物資投下地点の状況は、資料－２９のとおりである（P316）。緊急時においては、次の条件、要件等を満たす箇所を使用するものとする。

(1) 緊急時ヘリコプター離着陸場の具備すべき条件

ア 要件Ａ

(ｱ) 離着陸のための必要最小限度の地積

a 45m×45m の地積は無障害地帯であること。

b 進入平面より上に障害物のないこと。

(ｲ) 地表面等の状況

a 地表面は、堅固であること。(コンクリート、芝生は最適)

b 十分に平坦であること。

c 最大縦断勾配及び最大横断勾配は５％であること。

d 四囲にあまり障害物のないこと。

e 車両の進入路のあること。

イ 要件Ｂ

林野火災用ヘリコプター離着陸場の具備すべき条件

(ｱ) 地積

最低 10,000 ㎡(100 m×100 m)の広さを有し、平坦であること。

地積はできれば 15,000 ㎡以上が望ましい。

(ｲ) 水利

a 近くに水源があること。

b 水源は、最低 100 トンはあること。

c 毎分１㎥以上の取水が可能であること。

(ｳ) 車両の進入

資機材等の輸送のため車両の進入が可能であること。

10 トントラックが進入できる程度の取付道路のあることが望ましい。

第7款　　要配慮者に係る安全確保体制の整備

災害時に、高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の安全を確保するため、県、市町村、要配慮者利用施設の所有者または管理者（以下「要配慮者利用施設管理者等」という。）は、平常時から要配慮者の安全確保体制の整備に努めるものとする。また、内閣府「避難情報に関するガイドライン」の令和３年５月改定により、避難情報の名称変更が行われており、改定の主旨を踏まえて、周知等徹底に努めるものとする。

1 社会福祉施設等の防災体制の整備

社会福祉施設管理者は、次の事項について留意し、施設入所者や通所者(以下、「施設入所者等」という。)の安全確保体制を整備するものとする。

(1) 市と社会福祉施設との連携

市は、県とともに、社会福祉施設の防災体制の充実について、施設管理者へ助言指導を行うとともに、社会福祉施設と防災関係機関団体との連携について調整支援を行うものとする。

また、災害後、社会福祉施設への入所対象者が増加することが考えられることから、その受入れ等について、社会福祉施設相互間の調整を検討するものとする。

(2) 防災組織体制の整備

施設入所者等の避難場所の指定、避難誘導、職員の動員と職務体制等を規定した防災計画

をあらかじめ策定するものとする。

なお、計画は、夜間及び休日等の災害発生にも十分に対応できる計画とするものとする。

(3) 緊急応援連絡体制の整備

非常用通報装置を設置する等により、防災関係機関との通信手段の確保整備に努めるとともに、施設入所者等の避難誘導等にあたって地域市民の協力が得られるよう、公民館やボランティア組織等と連携に努めるものとする。

また、施設入所者等の出身世帯との緊急連絡方法についても把握するものとする。

(4) 施設の安全性等の確保

災害時における施設の倒壊等を未然に防止するため、施設の安全性等の確保に努めるものとする。

また、施設内の設備品の倒壊及び転落防止についてもその対策を講じておくこと。

(5) 防災資機材の整備、食品等の備蓄

災害時の電気、水道等のライフラインの寸断に備え、非常用発電機、投光機、ポリタンク等の防災資機材の整備、非常食や飲料水等の備蓄に努めるものとする。

(6) 防災教育、防災訓練の実施

施設入所者等が安全に速やかに避難できるよう、定期的に職員や施設入所者等への防災教育や避難訓練を実施するものとする。

また、避難訓練においては、消防署、地域市民やボランティア組織等と連携した訓練を実施するものとする。

(7) 防災士の資格取得

職員の防災士資格取得に努めるものとする。

(8) 県、その他市町村への協力

市は、その他市町村又は県が実施する要配慮者に係る防災対策に協力するよう努めるものとする。

2 危険区域内の要配慮者利用施設の防災体制整備

平成 29 年 6 月 19 日の「水防法」及び「土砂災害防止法」の改正により、地域防災計画に、浸水想定区域または土砂災害警戒区域内に所在する施設として、施設の名称及び所在地が定められた（資料－３０）（P317）要配慮者利用施設管理者等は、早急に次の事項の実現を図るものとする。

(1) 避難確保計画の作成

要配慮者利用施設管理者等は、「避難確保計画作成の手引き（国土交通省）」、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画に係る点検マニュアル（厚生労働省・国土交通省）」などを参考に、避難確保計画を作成する。

(2) 避難訓練の実施

要配慮者利用施設管理者等は、内閣府の示す「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）」なども参考に、作成した避難確保計画に基づいて避難訓練を実施する。

(3) 市の対応

市は(1)(2)の実施にあたり必要な助言指導を行う。また、市は、洪水予報又は土砂災害に関する情報、予報及び警報の当該施設の所有者又は管理者への伝達について、危険度に応じ配慮するものとする。

3 避難行動要支援者の救護体制の整備

市は、要配慮者のうち災害発生時等において、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）に関し、次の事項に留意し体制を整備するものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿の整備等

ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

高齢者や障がい者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者で、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。ただし、家族や支援者との同居状況などにより、一部例外があることも考慮する。

(ｱ) 要介護認定３～５を受けている者
(ｲ) 身体障害者手帳１・２級（総合等級）の第１種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
(ｳ) 療育手帳Ａを所持する知的障がい者
(ｴ) 精神障害者保健福祉手帳１・２級を所持する者で単身世帯の者
(ｵ) 市の生活支援を受けている難病患者
(ｶ) 上記以外で市が支援の必要を認めた者

イ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるものとする。

また、難病患者の情報等、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿のために必要があると認められる場合は、県等に情報提供を求めるものとする。

ウ 名簿の更新

市は、避難行動要支援者の把握に努め、名簿情報を最新に保つように努めるものとする。

エ 名簿提供に関する情報漏えい防止措置

市は、避難行動要支援者の名簿情報について、避難行動要支援者の同意を得たうえで、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供するものとする。

また、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、適切な措置を講ずるものとする。

(2) 避難支援等関係者の範囲

市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者を以下のとおり定める。

(ｱ) 消防機関
(ｲ) 県警察
(ｳ) 民生委員児童委員
(ｴ) 市社会福祉協議会
(ｵ) 自主防災組織
(ｶ) 地域包括支援センター
(ｷ) 福祉避難所

(3) 避難情報等の伝達方法の整備

災害時に避難情報等が適切に伝達されるよう、その伝達にあたっては、高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより的確に伝達するものとする。また、多様な情報伝達の手段を確保するよう努めるものとする。

(4) 相互協力体制の整備

避難支援等関係者との連携により、避難行動要支援者及び避難誘導等にあたる避難支援等関係者の安全確保に係る相互協力体制の整備及び理解に努めるものとする。

(5) 防災知識の普及及び啓発、防災訓練の実施

避難支援等関係者の協力により、避難行動要支援者やその家族を含めた防災訓練の実施に努めるものとする。

また、避難行動要支援者に十分配慮したきめ細かな防災行動マニュアルの策定や普及などの啓発を図るものとする。

(6) 福祉避難所の指定等

介助等の特別な配慮を要する要配慮者を収容するため、福祉避難所を指定するとともに、

福祉避難所での生活に資する車椅子、携帯トイレ、オムツ等の生活必需品の備蓄及び介助員の派遣等について体制を整備するものとする。

なお、福祉避難所が不足する場合に備え、事前にその確保に努めるものとする。

４ 外国人に対する防災対策の充実

(1) 外国人の状況の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平常時からその状況の把握に努めるものとする。

(2) 防災知識の普及及び啓発

市は、県とともに、日本語を理解できない外国人のために、防災知識の普及及び啓発に努めるものとする。

(3) 外国人が安心して生活できる環境の整備

ア 外国人にやさしいまちづくりの促進

市は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努めるものとする。

また、市は、県とともに、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進めるものとする。

イ 外国人への行政情報の提供

市は、県とともに、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット等、各種の広報媒体を利用して多様な言語やひらがな等のわかりやすい言葉及び文字（以下「多言語等」という。）による情報提供を行うものとする。

ウ 外国人と日本人とのネットワークの形成

市は、県とともに、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域市民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努めるものとする。

エ 語学ボランティアの確保

市は、県とともに、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動支援に努めるものとする。

第6節 消防計画

担当する機関		項　　目
市	消防本部	・消防施設の整備点検に関すること。 ・消防地理、水利調査に関すること。 ・消防職員及び団員の訓練に関すること。 ・火災予防指導に関すること。 ・風水害等の予防指導に関すること。 ・文化財の火災予防措置に関すること。 ・広報活動に関すること。

第1款　　組織計画

1 法定上の組織

(1) 設　　置

名　　称	位　　置	管轄区域	摘　　要
西都市消防本部	西都市大字三宅 2445 番地 13		昭和45年条例第16号
〃　消 防 署	〃	市内一円	昭和39年条例第13号
〃　消 防 団	〃	市内一円	昭和45年条例第18号

(2) 組　　織

西都市消防本部－西都市消防本部の組織に関する規則（平成７年３月６日西都市規則第５号）

西都市消防署－西都市消防署の組織に関する規程（平成 25 年６月１日消防本部訓令第１号）

2 事務機構

(1) 平常時

平常時又は小規模の通常火災、緊急時の事務機構は次のとおりとし、その事務分掌については上記１の（２）に定めるところによる。小規模の通常火災、緊急時の場合については、消防本部職員は適宜消防署の後詰として、通信、連絡等の業務にあたるものとする。

消防本部及び消防署

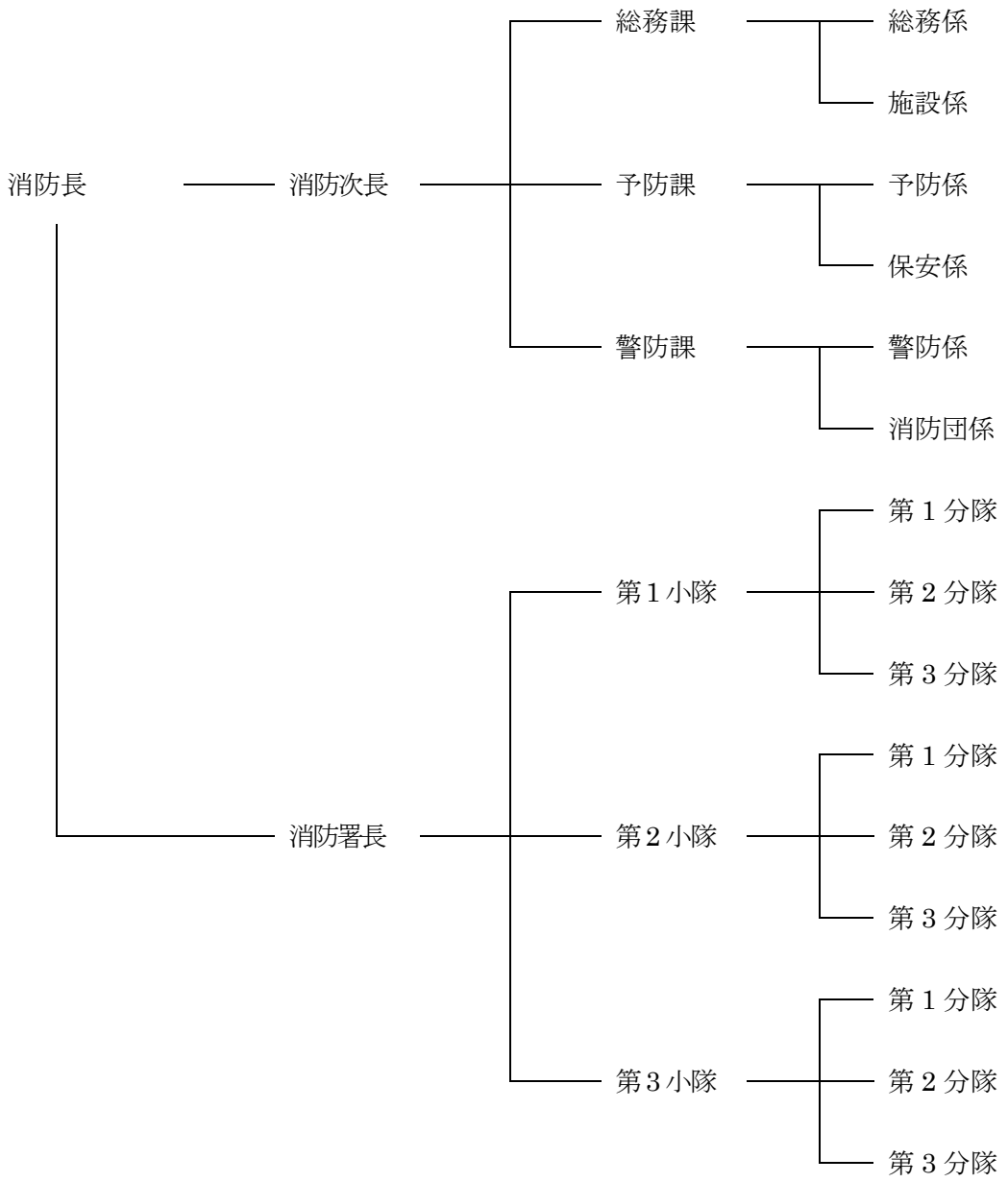

※消防署は３個小隊変則３部制

消　防　団

	所轄区域
団　本　部	
第　1　分　団	東米良地区
第　2　分　団	穂　北　〃
第　3　分　団	妻　北　〃
第　4　分　団	妻　南　〃
第　5　分　団	三　納　〃
第　6　分　団	都於郡　〃
第　7　分　団	三　財　〃

３ 消防本部の編成

(1) 通常災害時

消防署は当直隊が当日の勤務区分又は消防長の指示に従い、それぞれの業務にあたる。非番職員は現場に出動、又は消防署に出務待機するものとする。

消防団にあっては、消防団の編成をそのまま活用するものとする。

第2款　　消防力等の整備計画

１ 消防力等の整備計画は、第２章第２節に定めるところによる。（資料－３　P251）

２ 消防施設の整備点検

消防団の保管する消防ポンプ等の整備点検は、通常点検及び特別点検の二様とするものとする。

(1) 通常点検

通常点検は各部の自主点検とし、小型動力ポンプについては月２回以上

小型動力ポンプ付積載車及び消防ポンプ自動車については月３回以上部長責任において行うものとする。

点検の結果は、通常点検簿に所要の記録をして機具庫に常時保存する。

(2) 特別点検

特別点検は３回以上消防本部又は団指導員において行い、点検の結果は消防本部に保存するものとする。

第3款　　調査計画

１ 消防地理調査、消防水利調査

(1) 消防地理調査

消防活動をするうえで影響のある次の対象について、市内全域にわたり随時これを調査するものとする。

ア 地形、地物
イ 道路、橋
ウ 河　川
エ 建　物

オ 水防を必要とする施設物
カ その他災害防御上注意を要する箇所

(2) 消防水利調査

水利調査は、水利の状況の把握及び水利の点検とし、下記水利について随時調査を行うものとする。

ア 消火栓
イ 防火水槽
ウ 井　戸
エ プール
オ 河川、溝等
カ 濠、池等
キ その他、消防水利に使用できるもの

(3) 調査書等

調査の結果は別に定める調査書により所要の記載を行い、消防長に報告するものとする。

なお、小区域毎に下記の事項につき、調査図を作成し常に整理保管するものとする。

ア 道路、橋
イ 河　川
ウ 主な建物
エ 消防水利
オ 消防機具庫
カ その他必要事項

(4) 調査班

調査班は消防署員若干名をもって編成し、当直分隊等により巡回調査する。

２ 災害危険区域等の調査

この調査は木造建物密集箇所又は大量危険物、高圧ガス等、災害発生に際し拡大災害になるおそれのある箇所及び高層建物、大規模木造建物等の特殊建物のある箇所等の火災危険区域並びに地すべり等、危険箇所及び浸水危険区域について調査するものとする。

(1) 災害危険区域の指定

調査の結果、必要のある場合は災害危険区域を指定するものとする。

(2) 事後調査

危険区域指定後は危険区域の現状調査並びに、その後の状況変化に伴う新たな危険区域等について調査するものとする。

(3) 調査報告

調査員は別に定める様式により調査し、消防長に報告するものとする。

(4) 調査委員及び調査の時期については、消防長が指名又は指示するものとする。

第4款　　教育訓練計画

１ 教　育

(1) 学校教育

学校教育は、消防大学校及び宮崎県消防学校教養計画に基づき実施するものとする。

(2) 一般教育

一般教育は消防職員について行うものとし、その実施については年間計画、月間細目及び日課表に定めるところによる。

２ 訓　練

(1) 消防職員の訓練

毎週１回署員全員をもって通常点検を行うとともに、体育訓練及び車輌、操法訓練を各小

隊に日課に定めるところに従い実施するものとする。

(2) 消防団員の訓練

消防団員の訓練については、年間計画により次のとおり実施するものとする。

ア 幹部訓練

消防学校教養計画（移動消防学校）による毎年１回以上行う幹部訓練

イ 団員訓練

各分団に毎年１回全員を対象として行う夏季訓練

ウ 機関科講習

消防学校教養計画により毎年１回各部機関員を対象として行う消防ポンプに関する知識及び取扱要領に関する講習

(3) 火災防御訓練

ア 実施訓練

春秋の火災予防運動期間中又は、その前後において年１回別途計画により消防職団員一体となった建物、山林、車輌等の火災防御訓練を実施するものとする。

イ 図上訓練

上記（１）に準じて実施するほか、消防団各分団長会において随時各部所管地域毎の図上訓練を行うものとする。

(4) 水災防御訓練

水災防御訓練については、第２章第７節「防災教育訓練計画」に定めるところによる。(P41)

(5) 救助救急訓練

水難救助訓練は夏期１回以上、火災救助訓練は火災防御訓練と併行し、又は単独に年２回以上訓練計画に基づいて消防署員を対象として実施するものとする。

救急訓練については、毎年講習会又は団幹部訓練と合わせて実施するものとする。

第5款　　災害予防計画

１ 火災予防指導

(1) 火災予防指導は、防火管理者、危険物取扱者、消防設備士及び各種団体等を対象として、次の事項について指導するものとする。

ア 消防関係法規の周知、徹底

イ 防火管理者が作成する消防計画の策定指導又は再検討及び消防計画に基づく訓練指導

ウ 防火対象物における消防設備の法的点検と自主的点検の強化

エ 自衛消防組織結成の促進

オ その他

(2) なお、予防指導計画は次のとおりである。

ア 防火管理者講習会	年１回
イ 消防本部通達による指導	随　時

２ 火災予防査察

消防法第 4 条並びに同法第 16 条の 5 及び西都市火災予防査察等に関する規程（以下「西都市査察規程」という。）に基づく防火対象物等の査察を次のように実施する。

(1) 定期査察

ア 全住家対象査察	春季及び秋季全国火災予防運動期間中	消防団
イ 防火対象物査察	通年（査察実施計画による）	消防本部及び消防署
ウ 危険物製造所等査察	危険物安全週間期間中	消防本部及び消防署

(2) 特別査察

ア 火災予防運動が実施されるとき

イ 祭礼等催しものが行われるとき

ウ 関係者等から査察の要請があったとき
エ 信号若しくは観賞用として各種催しに際し、煙火の消費が行われるとき
オ その他前各号に準ずる場合で、消防長又は消防署長が特に必要があると認めるとき

(3) 臨時査察

次のような場合で、西都市査察規程に定めるもののほか、緊急に査察を行う必要があると認める時に実施するものとする。

ア 類似火災の続発に伴い、その種の防火対象物等の査察を必要とするとき。
イ 消防長又は消防署長が特に必要と認めるとき

(4) 査察対象物の分類方法

査察対象物は、西都市査察規程別表（第３条関係）の査察対象区分表により分類する。

3 風水害等の予防指導

暴風雨、豪雨、洪水など自然現象による風水害等に対する計画は、第２章第３節「災害危険区域対策計画」による外、予防指導として次に掲げる事項を実施するものとする。（P24）

(1) 消防本部は、災害危険箇所について県の計画に従って西都土木事務所、児湯農林新興局、西都警察署、建設課、農林課、危機管理課と共同して調査確認するものとする。
(2) 調査の結果は災害危険箇所一覧表として、水防計画付表として掲載する外、消防団各部に指示し、関係市民に周知させるものとする。

4 広報活動

火災、その他災害の実態と災害の未然防止、火災の初期消火、早期通報及び各種災害に対処するため次のとおり広報を実施するものとする。

(1) 報道機関等による広報
ア 広報「さいと」及び「お知らせ」
イ 広報車による巡回広報

(2) 行事等による広報
ア 春秋火災予防運動期間中
イ 危険物安全協会の危険物施設防火査察時
ウ 防火管理者の講習会
エ その他防火対象物の責任者による広報

5 文化財の火災予防措置

市は、次の措置を講じ、文化財火災予防の徹底を図るものとする。

(1) 文化財火災予防
ア 市教育委員会は、管内文化財の防災計画の策定を図り、警察及び消防機関と常時連携を密にし、火災予防の確立を期する。
イ 文化財の所有者及び管理者に防災意識を啓発し、環境の整備及び整頓を図るよう勧奨する。
ウ 文化財の指定地内に居住する所有者に防火に十分注意するよう指導する。

(2) 文化財の状況

文化財の状況は、資料－７のとおりである。（P287）

第7節 防災教育訓練計画

災害応急対策の迅速かつ円滑な実施を期するため、防災教育を次により行うものとする。

担当する機関		項　　目
市	危機管理課	・総合防災訓練に関すること。 ・水防訓練に関すること。 ・消防教育訓練に関すること。 ・避難訓練に関すること。 ・非常無線通信訓練に関すること。 ・緊急輸送訓練に関すること。
	消防本部	
関係機関	防災関係機関	・総合防災訓練に関すること。

第1款　　水防訓練

水防訓練は、次の基準により実施するものとする。

(1) 訓練項目

ア 観測訓練（水位、雨量等）
イ 通報訓練（電話、無線、伝達）
ウ 動員訓練（水防団、消防団の動員、居住者の応援）
エ 輸送訓練（資材、器材、人員）
オ 工法訓練（各水防工法）
カ 排水門等操作訓練
キ 避難、立退訓練（危険区域居住者の避難）
ク その他

(2) 訓練実施時期

各機関及び団体等と調整のうえ毎年計画的に実施するものとする。

(3) 要配慮者利用施設の訓練等

浸水想定区域内の要配慮者利用施設は、作成した避難確保計画に基づき避難訓練を実施する。また、当該施設に自衛水防組織を設置するよう努める。

(4) 大規模工場等の訓練等

浸水想定区域内の大規模工場等（市の条例で定める用途及び規模に該当するもので市へ申出のあった施設）は、洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、訓練を実施するほか、浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努める。市は、洪水予報等の当該施設の所有者又は管理者への伝達について、危険度に応じ配慮するものとする。

第2款　　消防教育訓練

消防教育訓練は、消防教育基準に基づき、次により実施するものとする。

(1) 教　　育

ア 学校教育

消防職団員の学校教育については、次の教育科目に県消防学校において実施するものとする。

初任科教育　　現任科教育　　専科教育　　幹部教育

イ 一般教育

一般教育は、次の区分について実施計画を定めて行うものとする。

科　　目　　受講者　　受講期間

ウ 委託教育

委託教育は、消防職団員を派遣して行うものについて実施するものとする。

(2) 訓　　練

ア 基礎訓練

基礎訓練については、次の種目別に実施計画を定めて行うものとする。

規律訓練　　車輌訓練　　操法訓練

イ 火災防御訓練

火災防御訓練は、次の種目別に実施計画を定めて行うものとする。

基本訓練　　建物火災防御訓練　　林野火災防御訓練

車輌火災防御訓練　　その他（危険物、航空機等）の訓練

第3款　　避難訓練

(1) 避難訓練計画

市長、市教育委員会又は、小中学校長はその管理する施設に係る避難訓練計画を定め、実施するものとする。

(2) 指導、協力

市長は社会福祉施設（市において管理する施設を除く）、病院、旅館、娯楽施設等の管理者に対し避難計画の樹立実施について指導、協力を行うものとする。

第4款　　総合防災訓練

総合防災訓練は、次の基準により総合防災訓練計画を定めて実施するものとする。

(1) 訓練参加機関

ア 西都市
イ 西都土木事務所
ウ 西都警察署
エ 西都市消防団
オ 各通信機関
カ その他の機関、団体

(2) 訓練項目

ア 消防訓練
イ 通信訓練
ウ 水防訓練
エ 避難訓練（国民保護を考慮）
オ 救出訓練
カ 救護訓練
キ その他必要な訓練

(3) 訓練実施時期

各機関及び団体等と調整のうえ隔年計画的に実施するものとする。

第5款　　非常無線通信訓練

災害が発生した場合に、非常通信無線が十分な効果を発揮できるように、宮崎地区非常通信連絡会で計画する非常通信訓練計画に基づき実施するものとする。

第6款　　緊急輸送訓練

災害時における交通の確保及び救急輸送、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援及び救護活動についての訓練を、車両、ヘリコプター等を保有する防災関係機関と連携し、実施するものとする。

第7款　　土砂災害・全国統一防災訓練

土砂災害防止月間（６月）の取り組みとして、市は、土砂災害に対する警戒避難体制の強化と防災意識の向上を図ることを目的として、防災関係機関、市民等と防災訓練を実施するよう努めるものとする。

第8節 防災知識普及計画

防災関係機関、団体及び防災施設の管理者並びに市民等に対する防災知識の普及は、次により行うものとする。

担当する機関		項　　目
市	危機管理課	・防災知識の普及方法に関すること。 ・河川愛護運動に関すること。
	教育政策課	・学校教育における防災知識の普及に関すること。
	社会教育課	・社会教育における防災知識の普及に関すること。
	消防本部	・火災予防運動に関すること。

第1款　　広報紙等による普及

(1) 普及事項
ア 災害気象及び予防警報に関すること
イ 過去の災害の紹介
ウ 災害時における心得
エ その他必要な事項
(2) 普及方法
ア 広報紙その他市で発行する刊行物による普及
イ 広報車の巡回による普及
ウ その他の方法

第2款　　防災マップによる普及

防災マップを各戸に配布し、水害や土砂災害に対する防災知識の普及を図るものとする。

第3款　　火災予防運動

春秋２回の火災予防運動を通じ、各機関、団体等の協力を得て、火災予防知識の普及を図るものとする。
また、１月３０日から２月５日までを宮崎県林野火災予防運動期間と定め、予防対策を強化するものとする。

第4款　　河川愛護運動

県が実施する河川愛護運動に呼応して、市民への河川愛護意識の高揚を図るものとする。

第5款　　学校教育及び社会教育における防災知識の普及

(1) 学校教育
児童生徒に対しては、学校におけるあらゆる教育活動の機会を通じ、必要に応じて防災知識の普及に努めるものとする。
(2) 社会教育
社会教育の拠点である公民館を中心として研修、集会等の機会を通じ、必要に応じて防災知識の普及に努めるものとする。

第9節 自主防災組織等整備計画

災害の防止軽減を図るため、地域毎に自主的な防災組織を育成し、防災意識、近隣互助の精神等の高揚を図るものとする。

担当する機関		項　　目
市	危機管理課	・自主防災組織の育成、指導及び協力等に関すること。 ・事業所の防災活動の推進に関すること。 ・地区防災計画策定の推進に関すること。
	市民課	
	社会教育課	
	消防本部	・事業所の防火管理体制の強化に関すること。
関係機関	事業所等	・事業所防災体制の充実、強化に関すること。 ・地区防災計画の策定に関すること。
	自主防災組織	・自主防災組織の活動に関すること。 ・地区防災計画の策定に関すること。

第1款　　地域等における自主防災組織の結成

１ 組織の単位

公民館等の活動の一環として防災活動を組み入れ、既存の公民館等を一の単位として、自主防災組織を結成することを基本とするものとする。

２ 自主防災組織の重点地区

全市的に設置を推進するが、特に危険性の高い次の地域を重点に推進を図るものとする。

(1) 浸水想定区域内を含む地域
(2) 土砂災害警戒区域を含む地域
(3) 木造家屋の集中している地域
(4) 消防水利の不足している地域
(5) 道路事情等により消防活動の困難な地域

３ 自主防災組織の組織づくり

既存の公民館等の組織を自主防災組織として育成することを基本として、次のような方法により組織づくりをするものとする。

(1) 公民館等の活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織を育成する。
(2) PTA、婦人会、青年団、防災士等の地域活動をしている組織について、自主防災組織として育成する。

第2款　　自主防災組織に対する指導及び協力等

１ 自助共同の精神に基づく自発的な防災組織の必要性を認識させ、あわせて防災意識の高揚のための広報活動を実施するものとする。
２ 地域の役員を対象に自主防災組織づくりを指導するとともに、災害に関する知識の徹底を図るための防災教育を実施するものとする。
３ 自主防災組織が実施する防災訓練に対して、積極的に指導及び協力するものとする。
４ 自主防災組織のリーダーを養成するため、要配慮者や男女共同参画・多様性の視点からの防災対策についての内容を盛り込んだ研修等を実施し、自主防災組織の活動の活性化を図るものとする。

第3款　　自主防災組織の活動形態

自主防災組織の活動形態は、次のとおりである。

1 防災知識の普及に関すること。
2 地震、風水害等に関する災害予防に関すること。
3 災害時における情報の収集・伝達、避難誘導、救出・救護、給食・給水、避難所運営等に関すること。
4 火災発生時における初期消火活動及び延焼防止に関すること。
5 防災訓練の実施に関すること。
6 防災器材の備蓄に関すること。
7 火気使用器具等の点検に関すること。
8 その他自主防災組織の目的達成に関すること。

第4款　　事業所の防災活動の推進

1 事業所の防災活動の推進

事業所は、その社会的責任を自覚し、事業所防災体制の充実及び強化に努めるとともに、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力及び連携できる体制を整備するものとする。

特に、企業においては、災害時の企業の果たす役割（顧客、従業員等の生命の安全確保、災害時における家族を含めた安否確認、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献及び地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定及び運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化及び耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検及び見直し、燃料及び電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。市は、県とともに、こうした取組みに資する情報提供等を推進するものとする。

2 防災訓練への参加の推進

市は、県とともに、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

3 協定締結の協力

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材等の供給等を業とする企業（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲料品メーカー、医薬品メーカー等）は、その責務として、災害時における事業活動の継続実施、市は、県とともに実施する防災に関する施策（協定締結や防災訓練の実施等）への協力に努めるものとする。

4 防火管理体制の強化

学校、病院等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第８条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導するものとする。

5 危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織

危険物等施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

第5款　　地区防災計画策定の推進

地区防災計画は、市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が共同し

て行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄等に関する計画について定めることができる。

第10節 食料・生活必需品等の確保計画

市は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の物資の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、市民及び事業所における物資の備蓄を促進する。また、災害応援協定に基づく支援を要請するなど、食料・生活必需品等の確保に努めるものとする。

第1款　　備蓄計画

１ 市における備蓄

(1) 備蓄物資の内容、数量等については、宮崎県備蓄基本指針を目標として計画的な備蓄を行うものとする。
(2) 備蓄にあたっては、要配慮者、及び食物アレルギーを有する者に配慮する。
(3) 物資を適正な状態に保つため、定期的に点検及び更新を行う。
(4) 備蓄は、拠点避難所等に分散して、災害時に避難者が取り出して使用できるようにする。
(5) 物資の数量等を常時把達するとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、他の市町村及び関係団体からの物資調達に係る体制を整備する。

２ 備蓄の啓発

(1) 市は、家庭及び事業所における備蓄を奨励する。
(2) 各家庭において、家族の７日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。
(3) 各家庭において、備蓄についての知識の普及に努める。
(4) 事業所に対しては、災害時において必要な資機材、燃料等及び従業員のための物資を備蓄又は確保し、定期的に点検及び更新を行うよう啓発に努める。

第2款　　調達計画

１ 災害応援協定に基づく支援要請

市は、協定締結先と定期的に協定内容の確認に努め、連絡体制の点検整備に努めるものとする。

２ 井戸の活用

市は、上下水道課の下水道台帳を活用し、下水道契約者以外についても調査することにより、使用中の井戸を把握するとともに、災害時の協力及び使用の確保を図るものとする。

第３章　災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、また、発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応援的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教、交通輸送等について計画し、その迅速かつ円滑な実施を図るものとする。

第1節 気象警報等の伝達計画

気象注意報、気象警報、気象情報、火災気象通報、水防警報及び火災警報等の発表伝達並びに市民に対する周知徹底は、次によるものとする。

担当する機関		項　　目
市	危機管理課	・注意報、警報、異常現象等の発表、伝達、周知徹底に関すること。
関係機関	宮崎地方気象台	・注意報、警報等の発表及び解除に関すること。
	国土交通省	・土砂災害警戒情報等の発表及び解除に関すること。
	宮崎県	

＜災害対応フェーズ＞

		発災　3時間　72時間　2週間　1カ月					
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
市担当	危機管理課	○気象警報等の受報 ○気象警報等の広報 ○異常現象の通報、周知					
宮崎地方気象台		○気象注意報、警報等の発表、解除					
国土交通省		○土砂災害警戒情報等の発表、解除					
宮崎県							

第1款　　気象注意報、警報等の発表、解除とその基準及び形式

１ 気象注意報、警報等の発表、解除とその基準及び形式

気象注意報、警報等の発表及び解除は、気象業務法に基づき宮崎地方気象台が行うものとする。

(1) 宮崎地方気象台が発表する注意報、警報の種類及び基準

<table>
<tr><th colspan="2">種　　類</th><th colspan="2">発　　表　　基　　準</th></tr>
<tr><td rowspan="14">注意報</td><td>風雪注意報</td><td colspan="2">風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
具体的には次の条件に該当する場合である。
雪を伴い、平均風速 12m/s 以上になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>強風注意報</td><td colspan="2">強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
具体的には次の条件に該当する場合である。
平均風速 12m/s 以上になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>大雨注意報</td><td colspan="2">大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
具体的には次の条件に該当する場合である。
表面雨量指数基準が 12 に達したとき
土壌雨量指数基準が 134 に達したとき</td></tr>
<tr><td>大雪注意報</td><td colspan="2">大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
具体的には次の条件に該当する場合である。
24 時間の降雪の深さが平地で５cm 以上、山地で 10cm 以上になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>濃霧注意報</td><td colspan="2">濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。
濃霧によって視程が陸上で 100m 以下になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>雷注意報</td><td colspan="2">落雷等により被害が予想される場合。</td></tr>
<tr><td>乾燥注意報</td><td colspan="2">空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。
具体的には次の条件に該当する場合である。
最小湿度が 40%以下で、実効湿度が 65%以下になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>霜注意報</td><td colspan="2">11 月 20 日までの早霜及び３月 20 日以降の晩霜、最低温度が４℃以下で、農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合</td></tr>
<tr><td rowspan="3">低温注意報</td><td colspan="2">低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。</td></tr>
<tr><td>冬期</td><td>最低気温が平野部で－５℃以下、山沿い地方で－８℃以下になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>夏期</td><td>日平均気温が平年より４℃以上低い日が３日続いたあと、さらに２日以上続くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>なだれ注意報</td><td colspan="2">積雪の深さが 100cm 以上で、
１．気温３℃以上の好天　　２．低気圧等による降雨
３．降雪の深さが 30cm 以上
のいずれかが予想される場合</td></tr>
<tr><td>洪水注意報</td><td colspan="2">洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
具体的には次の条件に該当する場合である。
流域雨量指数基準が各河川において規定の数値に達したとき
一ツ瀬川流域＝39.6　三財川流域＝17.6　三納川流域＝16.3
南川流域＝11.9
複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）が各河川において規定の数値に達したとき
一ツ瀬川流域＝(9、39.6)　三財川流域＝(10、14.1)
三納川流域＝(9、15.7)　南川流域＝(6、11.5)</td></tr>
<tr><td colspan="2">記録的短時間
大雨情報</td><td colspan="2">一時間雨量が 120mm を超えたとき</td></tr>
</table>

種　　類		発　　表　　基　　準
警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が 20m/s 以上になると予想される場合
	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が 20m/s 以上で雪を伴うと予想される場合
	大雨警報 （浸水害） （土砂災害）	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 （浸水害）表面雨量指数基準が 30 に達したとき （土砂災害）土壌雨量指数基準が 207 に達したとき
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが平地で 10cm 以上、山地で 30cm 以上になると予想される場合
	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 流域雨量指数基準が各河川において規定の数値に達したとき 一ツ瀬川流域＝49.5　三財川流域＝22　三納川流域＝22.3 南川流域＝14.9 複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）が各河川において規定の数値に達したとき 一ツ瀬川流域＝(9、49.4)　三財川流域＝(13、20.3) 三納川流域＝（9、20）南川流域＝(21、12.8)
土砂災害警報情報		大雨警報発表後に、県が監視する土砂災害発生予測情報と気象台が監視する土壌雨量指数履歴順位が共に土砂災害発生の基準を超えると予想される場合

(2) 特別警報の種類及び基準

種　　類	発　　表　　基　　準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

ア 市の流域別「流域雨量指数基準」※

流　域　名	洪水注意報	洪　水　警　報
一ツ瀬川流域	３９．６以上	４９．５以上
三納川流域	１６．３以上	２２．３以上
三財川流域	１７．６以上	２２以上
南　川　流　域	１１．９以上	１４．９以上
瀬江川流域	１０以上	１３以上

蛇　籠　川　流　域	１２以上	１５以上

イ 発表基準欄に記載した数値は県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

※この注意報、警報は表題を出さないで、気象注意報、警報と含めて行う。

ウ 注意報、警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除されて、新たな注意報、警報にきりかえられる。

エ 気象用語の解説

(ｱ) 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数をいう。

(ｲ) 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域及び時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数をいう。

(ｳ) 有義波高は、波高の高いほうから順に全体の 1/3 の個数の波（例えば 20 分の間で 100 個の波が観測されれば、大きいほうの 33 個の波）を選び、これらの波高及び周期を平均したものをいう。

(3) 警報文及び注意報文の構成（かな漢字電文の形式）

ア 発表日時及び官署行

発表した日時（年月日時分）及び発表気象官署名を記述する。

イ 見出し行

注意警戒文を記述する。見出し行の先頭には、「((」、末尾には「))」を付加する。

重要な事項を注意警戒文として１００文字以内で記述する。

ウ お知らせ行

連絡する事項がある場合のみ、「お知らせ」に続いて記述する。

エ 標題行

担当するすべての二次細分区域のそれぞれについて、二次細分区域名、発表中の警報の種類名、発表中の注意報の種類名を記述する。

使用する二次細分区域名は、二次細分区域の名称で示すもののほかは、市町村の名称である。

(ｱ) 二次細分区域毎に改行する。

(ｲ) 発表中の警報、若しくは注意報がない場合は、種類名に代わり「なし」を記述する。

(ｳ) 警報、注意報の種類名の表記では、末尾の「警報」、「注意報」を略す。

(ｴ) 発表中の警報、注意報の種類が複数の場合は「,」で区切って列記する

(ｵ) 大雨警報の場合は、特に警戒すべき事項（「土砂災害」、「浸水害」又は「土砂災害、浸水害」）を原則として種類名に付記する。

オ 訓練又は試験のための電文の取扱い

訓練又は試験のための電文については、発表日時・官署行の前及び本文の末尾に、それを明示する行を挿入する。

(4) 警報、及び注意報の切替え、解除等

ア 以下の場合には警報及び注意報の切替えを行う。

(ｱ) 警報及び注意報の種類を変更（追加及び削除を含む）する必要がある場合。

(ｲ) 対象とする細分区域を変更（追加及び削除を含む）する必要がある場合。

(ｳ) 注意報から警報への変更又はその逆を行う必要がある場合。

(5) 気象情報

気象情報とは、気象業務法に基づき宮崎地方気象台が台風、大雨、そのほかの異常気象等についての情報を、一般及び防災関係機関に対して具体的に速やかに発表するものをいい、次の性質のものがある。

ア 注意報、警報を発表するには、時期尚早の段階で将来注意報、警報に相当する気象現象が起

こることを警告するアラーム的な情報

イ すでに発表した注意報、警報文では、十分に表現できなかった気象のその後の変化や防災上の注意事項を補足する補完的な情報

ウ 大雨洪水警報が発表されているとき、記録的な１時間雨量（※120 ㎜以上）を観測し、又は解析した場合は「標題」「発表年日時」「発表官署名」及び「見出し」で構成され、さらに厳重警戒を呼びかける特別な大雨情報

（例）宮崎県記録的短時間大雨情報（標題）

「××時○○で１時間△△△ミリ、３時間△△△ミリの強い雨を観測しました。

現在、大雨、洪水（暴風）警報を発表しています。

厳重な警戒をしてください。」

「記録的な強い雨を観測しました。現在○○警報を発表しています。厳重な警戒が必要です。」

※県では、現在この基準は 120 ㎜であるが、注意報、警報の基準と同様に検討見直しが行われ、必要な場合は変更される。

(6) 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づき宮崎地方気象台長は、気象概況が火災の予防上危険であると認めたときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。

（注）宮崎地方気象台が行う火災気象情報は、当分の間「乾燥注意報」又は「強風注意報」の発表によってこれに代えるものとする。

(7) 水防警報

水防警報の発表及び解除は、宮崎県水防計画の定めるところにより、国土交通省九州地方整備局長又は知事が行うものとする。

水防警報の発表基準は、宮崎県水防計画の定めるところによるものとする。

(8) 火災警報

火災警報の発令及び解除は消防法に基づき市長が行うものとする。

火災警報の発令基準は、次のとおりである。

ア 知事から気象に関する通報を受け、火災の予防上必要と認めたとき。

イ 気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき。

(9) 竜巻注意情報

竜巻注意情報は、今まさに竜巻やダウンバーストなどの激しい突風が発生しやすい気象状態である場合に発表される。発表情報の有効期間は、発表の時間から１時間。気象状況が継続すれば、その時間毎に竜巻注意情報が発表される。注意報等のような解除通知はない。

(10) 土砂災害警戒情報

基本法及び気象業務法に基づき大雨による土砂災害の危険度が高まった場合に、宮崎地方気象台と共同して市町村単位で発表する。

(11) 土砂災害緊急情報

深層崩壊など、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市が適切に市民の避難指示の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、そのほかの土砂災害については県が、被害の想定される区域及び時期の情報を提供する。

【国土交通省】・河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流
・河道閉塞による湛水

【県】　・地すべり

第2款　警報の伝達組織及び伝達方法

１ 気象警報

(1) 伝達系統

気象警報等の伝達系統は、資料－８のとおりである。(P289)

(2) 伝達方法

ア 防災関係機関から通報される気象警報は、勤務時間中は危機管理課、勤務時間以外は当直員が受領するものとする。

イ 市はアの警報を受領したときは、速やかにその内容に応じた措置をとるとともに、次の伝達系統により防災関係機関、団体、学校、市民等に対して必要な事項を周知させ、その徹底を図るものとする。

周知の方法は、おおむね次のとおりである。

(ｱ) 広報車等による。

(ｲ) そのほか適切な方法

ウ ＮＴＴ西日本宮崎支店から伝達される警報の種類、取扱い区分及び警報文は、資料－９のとおりである。(P291)

２ 水防警報

水防警報の伝達組織及び伝達方法は、第３章第７節「水防計画」に定めるところによるものとする。(P70)

３ 火災警報

火災警報の伝達は、市における気象警報に準じて行うものとする。

第3款　　異常現象発見時における措置

災害が発生するおそれがある異常現象（竜巻、強い降雹、火山の噴火、頻発地震等）を発見した者は、次の方法により防災関係機関に通報するものとする。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官等に通報するものとする。

(2) 警察官等の通報

異常現象を発見、又は通報を受けた警察官は、その旨を直ちに市長に通報するものとする。

(3) 市長の通報

市長は(1)及び(2)によって異常現象を知ったときは、直ちに次の機関に通報又は連絡するものとする。この場合、気象官署に対する通報のうち火山関係及び地震関係については通報後文書で行うものとする。

ア 気象官署、警察署

イ 異常現象によって災害の予想される隣接市町村

ウ 異常現象によって予想される災害と関係ある県出先機関

(4) 市民等に対する周知徹底

市長は、異常現象の通報を受けたときは、予想される災害地域の市民及び関係団体に周知を図るものとする。

第4款　　土砂災害警戒情報発表時の措置

土砂災害警戒情報が発表された場合は、直ちに警戒本部へ移行し、避難指示を発表する必要があると判断された場合は、必要に応じ対策本部へ移行するものとする。

第5款　　気象警報等の受領伝達担当者

気象警報等の受領伝達担当者は、危機管理課とする。

第2節 応急措置等の計画

基本法及び関係法令に定める市長等の災害時における応急措置は、次のとおりである。

担当する機関		項　　目
市	総括部	・警戒区域の設定等に関すること。 ・応急措置の実施等に関すること。 ・応援の要請等に関すること。
	総務対策部	
関係機関	宮崎県	・災害派遣、応援等に関すること。
	地方行政機関	
	防災関係機関	

＜災害対応フェーズ＞

		発災　3時間　72時間　2週間　1カ月					
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
市担当	総括部	○出動命令 ○警戒区域の設定 ○応急措置の実施 ○応援要請の実施					
	総務対策部						
宮崎県		○災害派遣の調整					
地方行政機関							
防災関係機関							

第1款　　市長の応急措置

1 応急措置についての責任

市長は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは法令又は防災計画の定めるところにより消防、水防、救助、そのほか災害の発生を防御し又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置を速やかに実施するものとする。

（基本法第 62 条第 1 項）

2 出動命令

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、水防機関若しくは水防団に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ又は警察官若しくは海上保安官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し応急措置の実施の必要な準備をすることを要請若しくは求めるものとする。

（基本法第 58 条）

3 事前措置

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大されるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安、そのほか必要な措置をとることを指示するものとする。

（基本法第 59 条）

4 警戒区域の設定等

(1) 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対

策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずるものとする。

（基本法第 63 条第１項）

(2) 市長は、警戒区域を設定する場合は、縄張り立札等の方法によりその区域を明らかにするものとする。

5 工作物等の使用、収用等

(1) 市長は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急に必要があると認めるときは市の区域内の他人の土地、建物、そのほかの工作物を一時借用し又は土石、竹木そのほかの物件を使用し、若しくは収用するものとする。

（基本法第 64 条第１項）

(2) 工作物の使用若しくは収用をしたときは、当該工作物等の占有者、所有者、そのほか当該土地建物等について権限を有する者に対し次の事項を通知するものとする。

（基本法第施行令第 24 条）

ア 名称又は種類
イ 形状及び数量
ウ 所在場所
エ 処分期間又は期日
オ そのほか必要な事項

(3) 市は、(1)による工作物等の使用、収用等の処分（警察官が基本法の規定により、市長の職権を行った場合を含む）が行われたため、当該処分により通常生ずべき損失を補償するものとする。

（基本法第 82 条第１項）

6 工作物等の除去等

市長は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で応急措置実施の支障となるものの除去そのほか必要な処置をとるものとする。

7 従事命令

(1) 市長は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市の区域内の市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

(2) 市は、(1)の従事命令（警察官が基本法の規定により、市長の職権を行った場合を含む）により市区域内の市民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となったときは、市は基本法施行令第 36 条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

（基本法第 84 条第１項）

8 応援の要請等

(1) 市長は、市の地域に災害が発生した場合において応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県及びその他市町村に対し応援を求めるものとする。

(2) 市長は、災害が発生した場合において応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め又は応急措置を要請するものとする。

(3) (2)による市長の知事に対する応援の要求等は、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要求しその後速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害の状況及び応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする時間
ウ 応援を必要とする人員
エ 応援措置事項
オ そのほか参考となるべき事項

(4) 市長は、風水害、そのほかの災害により、市民の生命財産等を守るために必要あるときは、災害応援協定の定めるところにより、西都地区建設業協会等に対して応援を求めることができる。

9 職員の派遣の要請

(1) 職員の派遣要請

ア 市長は、災害応援対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請するものとする。

（基本法第 29 条第 2 項）

イ 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、他の市町村長に対し当該市町村の職員の派遣を求めるものとする。

（地方自治法第 252 条の 17）

ウ 市長はア、イによる職員の派遣の要請を行う場合は８の(3)の要請に準じた文書をもって行うものとする。

(2) 職員の派遣の斡旋

ア 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し指定地方行政機関の派遣について斡旋を求めるものとする。

（基本法第 30 条第 1 項）

イ 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

（基本法第 30 条第 2 項）

ウ 市長は、ア、イによる職員の斡旋を求める場合は８の(3)の要請に準じた文書をもって行うものとする。

第2款　　市の委員会、委員等の応急措置

市の委員会又は委員、市の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、市の区域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは市の防災計画の定めるところにより、市長の所轄の下にその所掌業務若しくは所掌事務に係る応急措置を実施し、又は市長の実施する応急措置に協力するものとする。

（基本法第 62 条第 2 項）

第3節 組織計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策を実施するための組織は、次のとおりである。

担当する機関		項　　目
市	総括部	・本部設置に関すること。
	総務対策部	
	各課	・災害時の体制配備に関すること。
関係機関	防災関係機関	・市及び県との連携に関すること。

＜災害対応フェーズ＞

		発災　3時間　72時間　2週間　1カ月					
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
市担当	総括部		○災害対策本部の設置				
	総務対策部						
	各課		○災害応急対策の体制整備				
防災関係機関			○市及び県との連携の実施				

第1款　　市における災害対策

1 市長は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市内における災害対策に対処するため必要があるときは、本計画の定めるところにより、「西都市災害対策本部」を設置し、防災の推進を図るものとする。
2 市の災害対策については、初動期における職員の対応を「西都市災害時職員用初動マニュアル」に定めるものとする。
3 西都市防災会議を構成する防災関係機関は、市の地域内における災害対策の総合的かつ計画的な推進をはかるため、西都市災害対策本部と緊密に連絡協調するよう努めるものとする。
　なお、市は、県と緊密な連携を保ち災害対策に万全を期するものとする。

第2款　　西都市災害対策本部

本部の組織等は「西都市災害対策本部条例」及び本計画の定めるところによるものとする。（P455）

1 組　織
　本部の組織編成は、資料－１０のとおりとする。ただし、必要に応じこれと異なった組織体制をとることができるものとする。（P292）

(1) 本　部
ア 設置場所
　総括部（危機管理課）は、市長による市災害対策本部設置の判断を受け、次の場所に市災害対策本部を設置する。

災害対策本部等の設置場所			
名　　称	第１位	第２位	第３位
災害対策本部	本庁議会委員会室	コミュニティセンター２階	西都市民体育館
災害警戒本部	市長室内会議室	コミュニティセンター２階	西都市民体育館

イ 構成

本部に部及び班を設け、部に部長及び副部長、班に班長及び副班長を置くものとする。部長及び副部長並びに班長は、資料－１０に掲げる職にある者を、班員は市職員をもって充てる。

本部の部のほか消防団を置く。消防団の組織等は「西都市消防団条例」の定めるところによる。

本部に本部会議を置く。本部会議は本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害応急対策そのほか災害時の防災に関する重要な事項について協議するものとする。

本部に連絡会議を置く。連絡会議は関係各部の班長以上（水防本部及び消防団にあっては水防本部長及び消防団長がそれぞれ指名する者）をもって構成し、各部各班相互間の連絡調整に関する事項について協議するものとする。

ウ 職務代理

災害対策本部の設置をはじめ災害応急対策に係る市長の職務に関して、市長に事故があるとき又は市長が欠けたときは、次の順位で職務を代理するものとする。

決定権者	第１順位	第２順位	第３順位	第４順位	第５順位
市　　長	副市長	総務課長	危機管理課長	総合政策課長	財政課長

※第４、第５順位は、災害対策本部総務対策副部長。

(2) 支　　部

支部は、各支所に置き、支部長は各支所長をもって充てる。

2 事務分掌

(1) 本　　部

部長（消防団長を含む。以下同じ）は、本部長の命を受け、部（消防団を含む。以下同じ）の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。班長は部長の命を受け、班の事務を掌理する。

本部の各部及び各班の事務分掌は、資料－１１のとおりである。（P293）

(2) 支　　部

支部長は、本部長の命を受け、本部との連絡にあたるものとする。

3 本部の設置

本部は、次に掲げる場合に設置するものとする。

(1) 災害の発生が予想され、その対策を要すると認めたとき

(2) 災害が発生し、その規模及び範囲からみてその対策を要すると認めたとき

(3) 県本部が設置された場合において、その必要を認めたとき

４ 本部の配備

本部は、災害の種類、規模及び程度等によって、次の配備をとるものとし、配備の種類内容は本部長が決定し、指示するものとする。

種　　別	配　備　内　容	配　備　基　準
警報発表時	危機管理課員２名以上が配備につき、そのほかの職員は待機の体制をとる。（情報連絡体制）	気象業務法に基づく警報が発表されたとき又は市内の河川水位観測所において水防団待機水位に達したとき
警 戒 配 備	全課長が配備につき、そのほかの職員は待機の体制をとる。（警戒本部）	気象業務法に基づく警報が発表される等災害の発生が予想され警戒を必要とするとき副市長の判断による。
非 常 配 備	全課長が配備につき、そのほかの職員は必要に応じて配備につく。（災害対策本部）	その対策が全部又は多数におよぶ災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき市長（本部長）の判断による。

５ 本部の通知及び公表

本部を設置したときは、次の要領により通知、公表するものとする。

通知又は公表先	担　当　部　班	通　知　又　は　公　表　の　方　法
本部構成員	総務対策部総務班	庁内伝達網、庁内放送、電話そのほか迅速な方法で通知
支部	〃	電話そのほか迅速な方法で通知
県及び防災関係機関	〃	宮崎県災害対策支援情報システム及び電話そのほか迅速な方法で通知
災害調査連絡員	〃	防災行政無線により通知
市民	〃	防災行政無線、防災メール、広報車及び電話等により公表

６ 本部職員の標識

災害応急措置に従事する職員は、図示の腕章をつけるものとする。

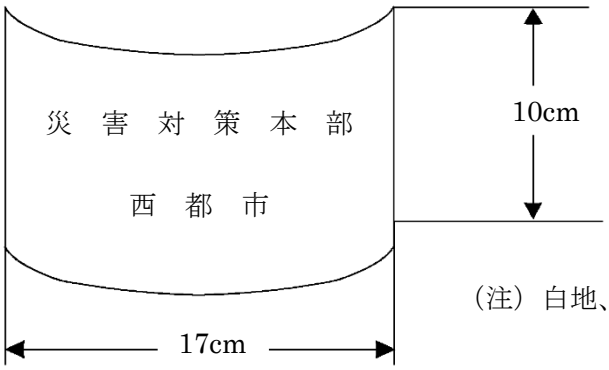

（注）白地、文字は赤とする。

７ 本部の廃止

本部は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認めるとき廃止するものとする。

本部を廃止したときは、５の要領により通知公表するものとする。

第3款　　西都市防災会議

西都市防災会議の組織、所掌事務及び運営については、基本法関係法令、西都市防災会議条例の定めるところによるものとするが、その概要は次のとおりである。

１ 組　織

西都市防災会議の組織は、次のとおりである。

西都市防災会議組織図

西都市防災会議会長
（西都市長）

指定地方行政機関の職員	西都児湯森林管理署長
市を警備区域とする自衛隊の職員	陸上自衛隊第４３普通科連隊 重迫撃砲中隊長 第５航空団　司令部防衛部長
宮崎県の知事の部内の職員	宮崎県　高鍋保健所長 〃　西都土木事務所長 〃　企業局工務課長 〃　児湯農林振興局長
宮崎県警察の警察官	西都警察署長
西 都 市 教 育 長	
西都市消防長 西都市消防団長及び副団長	
市の職員	西都市　副市長 〃　総務課長 〃　危機管理課長 〃　建設課長 〃　福祉事務所長 〃　農林課長
指定公共機関又は指定地方公共機関の職員	西都郵便局長 西日本電信電話㈱宮崎支店長 九州電力送配電㈱高鍋配電事業所長 ㈱九電ハイテック　西都工務所長 宮崎交通㈱西都営業所長 西都市西児湯医師会長 西日本高速道路㈱九州支社 宮崎高速道路事務所長
市長が必要であると認める者	西都市区長連絡協議会長 西都市自治公民館連絡協議会長 西都市社会福祉協議会長 西都市赤十字奉仕団委員長 西都市地域婦人連絡協議会長 西都農業協同組合代表理事組合長 児湯広域森林組合代表理事組合長 宮崎日日新聞社西都支局長 西都市議会議長 西都市議会議員 西都児湯医療センター理事長 宮崎県防災士ネットワーク 西都支部長

第4節 動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の職員の動員は次によるものとする。

担当する機関		項　　目
市	総括部	・職員の動員派遣に関すること。
	総務対策部	
	各課	・非常登庁に関すること。
	当直員	・非常連絡に関すること。

＜災害対応フェーズ＞

		発災　3時間　72時間　2週間　1カ月					
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
市担当	総括部		○各課の所属職員の動員派遣				
	総務対策部						
	各課		○勤務時間外、休日等の非常登庁				
	当直員	○災害発生等の非常連絡の実施					

第1款　　災害発生のおそれがある場合の動員

関係課長は次の発表、通知又は指示があったときは、必要に応じ直ちに所属職員を指揮監督して災害予警報の伝達、災害情報の収集、伝達そのほかの災害応急措置がとれるような体制を整備しておくものとする。

１ 災害発生のおそれがある気象情報が宮崎地方気象台から発表があったとき。
２ 災害発生のおそれがある異常気象の通報が警察官等からあったとき。
３ 市長が必要と認め、指示したとき。

第2款　　災害発生時における動員

関係課長は、災害が発生したときは直ちに所属職員を指揮監督して応急措置に従事できるような体制を整備しておくものとする。

第3款　　本部が設置された場合の動員

１ 非常連絡員

各部長は、所属職員の動員を円滑に行うため、部内に非常連絡員をあらかじめ定めておくものとする。

２ 動員方法

(1) 職員の動員は、次の系統で行うものとする。

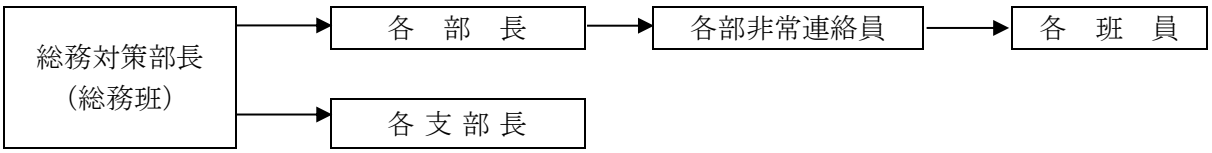

(2) 退庁時における各班員に対する連絡方法は、各部長においてあらかじめ定めておくものとする。

第4款　　当直員による非常連絡

当直員は、次に掲げる場合は直ちに危機管理課長に連絡し、危機管理課長は市長、副市長、総務課長に連絡するものとする。

１ 防災関係機関からの災害発生のおそれがあるとの気象情報
　災害発生のおそれのあると気象情報等が防災関係機関から通報があり、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。

２ 災害が発生した場合
　災害が発生し、緊急に緊急措置を実施する必要があると認められるとき。

３ 災害発生のおそれがある場合
　災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

第5款　　職員の非常登庁

市職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生したときは、又は発生するおそれがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、進んで所属の課と連絡をとり、又は自らの判断で登庁するものとする。

第6款　　応援のための動員

市長は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するために必要があると認めるときは、各課（各対策部）に所属する職員を他の課（各対策部）に派遣するものとする。

職員の動員可能数は、資料－１２のとおりである。(P298)

第5節 災害状況等の収集計画

災害状況等の調査収集、報告は次によるものとする。

担当する機関		項　　目
市	総務対策部	・被害状況の収集に関すること。 ・災害状況等の報告に関すること。
	各対策部	・被害状況の把握に関すること。
関係機関	宮崎県	・被害状況の把握に関すること。
	防災関係機関	

＜災害対応フェーズ＞

		発災　3時間　72時間　2週間　1カ月					
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
市担当	総務対策部		○被害状況の収集 ○災害状況等の報告				
	各対策部		○被害状況の把握				
宮崎県			○被害状況の把握				
防災関係機関							

第1款　実施責任者

市長は、市の区域内に発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集するものとする。なお、被害が甚大なため、被害の調査が困難なときは、防災関係機関に応援を求めて行うものとする。

第2款　被害状況等調査収集

市長が別に指示するものとする。

第3款　災害報告

災害状況等の報告については、宮崎県災害対策支援情報システムを利用して報告するものとする。なお、緊急事項、システムにより報告できない事項、システムに不具合等が発生した場合は、次に定めるところにより報告するものとする。

１ 報告の種類

災害報告の種類は、災害即報、被害概況即報及び被害状況即報とする。

２ 災害速報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災上必要と認められる報告を行うものとする。

なお、119番通報が殺到した場合は、消防庁に連絡を行うものとする。

(1) 一般被害状況に関する事項

被害状況の判明次第、逐次報告するものであって、資料－１３のその１「被害概況即報」による報告が行われるまでのものとする。(P299)

(2) 連絡事項

報告は、西児湯地方支部（地方支部が設置されていない場合は、西都土木事務所、以下同

じ）へ状況の判明したもの及び連絡の必要が生じたものから逐次電話をもって速報するものとする。

3 被害概況即報及び被害状況即報

報告は、資料－１３のその１「被害概況即報」及びその２「被害状況即報」により報告するものとする。（P299、P300）

なお、報告にあたっては警察機関と密接な連絡をとるものとする。

(1) 被害概況即報

災害の当初の段階で被害状況が十分に把握できていない場合、又は資料－１３のその２「被害状況即報」と併せて具体的状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合に報告するものとする。（P300）

ア 災害の概況

(ｱ) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入するものとする。

(ｲ) 災害種別概況

a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

b 地震については、地震に起因して生ずる火災、液状化、崖崩れ等の概況

c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

e そのほかこれらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入するものとする。

その際、特に人的被害及び住家の被害に重点をおく。なお、災害救助法の適用基準については、特に人的被害及び住家被害を受けた世帯数の把握が不可欠であるため、その把握に重点をおくものとする。

ウ 応急対策の状況

当該災害に対して、市が講じた措置について具体的に記入する。特に、市民に対して避難の指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入するものとする。

(2) 被害状況即報

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入するものとする。

イ 災害対策本部設置市町村名

設置及び解散の日時を記入するものとする。

ウ 災害救助法適用市町村名

適用日時を記入するものとする。

エ 備考欄

備考欄には、次の事項について記入するものとする。

(ｱ) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(ｲ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ｳ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震等の種別、災害の経過、今後の見通し等

(ｴ) 応急対策の状況

a 消防、水防、救急及び救助、避難誘導等消防対策部の活動状況

b 避難の指示の状況

c 避難所の設置状況

d ほかの地方公共団体への応援要請、応援活動の状況

e 自衛隊の派遣要請、出動状況

f 災害ボランティアの活動状況など

(ｵ) 119 番通報件数

10 件単位で記入すること。

4 その他の被害報告

災害関係法令に基づいて県本庁各課から示された様式により報告するものとする。

また、確定報は、応急対策終了後 20 日以内に報告するものとする。

第6節 災害通信計画

気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示、伝達等、災害時における通信は、おおむね次によるものとする。

担当する機関		項　　目
市	総務対策部	・通信手段の確保に関すること。 ・放送要請の依頼に関すること。 ・災害用伝言ダイヤルの広報に関すること。
	各対策部	・通信手段の確保に関すること。

＜災害対応フェーズ＞

		発災　3時間　72時間　2週間　1カ月					
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
市担当	総務対策部		○通信手段の確保 ○県への放送要請の依頼 ○NTT 災害用伝言ダイヤルの広報				
	各対策部		○通信手段の確保				

第1款　非常通話通信設備の利用

緊急を要する事項の市外電話については、県計画の定めるところにより、「非常電話」をもって行うものとする。

なお、市が指定を受けている電話は、次のとおりである。

設　置　場　所	電　話　番　号	備　　考
市　　役　　所	４３－１１１１	代　　表

第2款　専用通信設備の利用

１ 西都市防災行政無線及び公衆電気通信設備の利用ができなくなった場合、又は緊急通信の必要があるときは、次に掲げる通信設備をあらかじめ協議して定めた手続により利用するものとする。

(1) 西都警察署通信設備
(2) 九州電力送配電㈱高鍋配電事業所通信設備
(3) NTT 西日本宮崎支店通信設備
(4) そのほか通信設備（衛星携帯電話）
(5) 西都警察署通信設備

２ 必要に応じ九州総合通信局による災害対策用移動通信機器等の無償貸与等を活用する。

(1) 移動通信機器貸与：衛星携帯電話、蓄電池、簡易無線機、ＭＣＡ端末
(2) 災害対策用移動電源車貸与
(3) 臨時災害放送局用機器貸与
(4) 非常災害時における無線局免許等の臨機の措置

第3款　非常の場合における無線通信設備の利用

災害時により非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合について有線通信設備を利

用することができない場合、又はこれを利用することが著しく困難である場合は、県計画の定めるところにより、非常無線通信を利用するものとする。

なお、非常通信無線を利用する場合は、次により、もよりの無線局に依頼するものとする。

１ 無線電話を利用する場合は本文を３分以内に内容をまとめる。

２ 無線依頼にあたっては、次の事項を明確にする。

(1) あて先の住所氏名（電話番号）

(2) 本　　文

(3) 発信人の住所氏名（電話番号）

第4款　　NTT 災害用伝言ダイヤルの利用

１ NTT 災害用伝言ダイヤルの利用

災害により非常事態が発生した場合の安否確認などに NTT 災害用伝言ダイヤルを使用するものとする。また、市民に対し NTT 災害用伝言ダイヤルを広報し、非常の際に活用できるよう啓発するものとする。

〈伝言を録音する場合〉

１７１－１－（○○○○）－○○―○○○○

〈伝言を再生する場合〉

１７１－２－（○○○○）－○○―○○○○

※被災地の場合は自宅の番号及び被災地以外は被災地の番号を市外局番から入力する。

２ 放送局の利用

災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合に、テレビ、又はラジオによる放送を必要とするときは次の事項を明らかにして県に放送の要請を依頼するものとする。ただし、人命に関する等、特に緊急を要する場合は直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県にその旨を連絡するものとする。

(1) 放送を求める理由

(2) 放送の内容

(3) そのほか必要な事項

第5款　　市における通信利用系統

市における災害時通信利用系統は、資料－１６のとおりである。(P305)

第6款　　通信設備の状況

１ 有線通信設備

災害関係の有線電話一覧表は、資料－１４のとおりである。(P301)

２ 無線通信設備

市内無線通信設備は、資料－１５のとおりである。(P302)

第7款　　公衆無線 LAN の利用

1　公衆無線 LAN の利用

災害により非常の事態が発生した場合、避難所等に設置した公衆無線 LAN(Miyazaki-Free-WiFi)を自動開放することにより、非常時における通信手段として利用する。

公衆無線 LAN を非常時開放する際の閾値等については次のとおりである。

＜自動開放を行う災害規模＞

観測エリア	地震通知条件	津波通知条件	気象通知条件	記録雨通知条件	噴火通知条件
宮崎県全域	震度 6-	大津波警報	特別警報	-	噴火警報

＜手動開放を行う基準＞

対象エリア	手動開放条件
西都市全域	避難所(自主避難所含む)を開設したとき

＜公衆無線 LAN 設置箇所＞

№.	避難所等	所在地
1	西都市コミュニティセンター	聖陵町 2-26
2	西都市公民館	右松 2606-1
3	西都市民会館	小野崎 2-49
4	西都市児童館	下妻 4
5	西都市勤労青少年ホーム	右松 2606-1
6	西都原運動公園(屋内練習場含)	三宅 3523 外
7	西都市民体育館	妻 1509
8	清水台総合公園	清水 934-1 外
9	平田街区公園	聖陵町 2-15（工事中）
10	中心市街地(あいそめ広場)	小野崎 1-77
11	西都バスセンター	小野崎 1-96-1
12	このはな館	三宅 4941-1

第7節 水防計画

担当する機関		項　　目
市	危機管理課 消防本部	・水防本部の設置に関すること。 ・水防本部の非常配備に関すること。 ・水防団の出動に関すること。 ・水位、雨量の観測、通報に関すること。 ・避難指示に関すること。 ・水防活動に関すること。
関係機関	西都土木事務所	・水防活動に関すること。 ・気象、水象情報の把握、伝達に関すること。
	消防団	・水防活動に関すること。

＜災害対応フェーズ＞

		発災　3時間　72時間　2週間　1カ月					
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
市担当	危機管理課 消防本部	○水防本部の設置 ○水防団の出動指示 ○水位、雨量の観測、通報 ○防災関係機関への水防状況の報告、決壊等の通報 ○避難指示等の実施 ○水防解除の周知及び通報 ○水防活動の実施					
西都土木事務所		○水位、雨量の観測、情報連絡					
消防団		○水防活動の実施、決壊箇所の応急処置と通報					

第1款　　目的

この計画は水防法及び宮崎県水防計画書の定めるところにより管内各河川ため池等の洪水又は地すべり等による水災を警戒し防御しこれによる被害を軽減し、水防に関し必要な事項及び具体的な実施要領を定めもって水防の万全を図ることを目的とする。

第2款　　水防組織の機構

１ 水防本部の機構

(1) 水災に関して水防管理者（市長）の下に西都市水防本部を置く。

(2) 水防本部は市役所内におき水防業務の総括にあたる。

(3) 水防本部が水防のために適切かつ必要な行動をとるための組織については資料－１７のとおりとする。(P306)

(4) 西都市災害対策本部が設置された場合は災害対策本部組織に移行するものとする。

２ 水防団（消防団）の組織

水防団は西都市消防団をもってこれにあて消防団員をもって組織し資料－１８のとおりとする。(P307)

第3款　　水防施設及び輸送

１ 資材並びに器材
　水防活動に必要な資材並びに器材は水防倉庫に備蓄するものとする。（資料－４ P252）
２ 非常輸送
　非常の場合の資材並びに器材及び人員の輸送のための車輌については、市役所の車輌及び消防車とし必要がある場合はほかの管理団体所属の車輌を借り上げ輸送するものとする。
３ 土のう用土砂の指定
　分団長は危険箇所附近に適切な場所を選び所有者にあらかじめ非常の際の使用について了解を求め団長に場所等を報告しておくものとする。

第4款　　重要水防区域

市内の重要水防区域は次のとおりである。（資料－６ P257）
１ 一ツ瀬川流域
２ 三財川流域
３ 瀬江川流域
４ 三納川流域
５ 南川流域
６ 桜川流域
７ 鳥子川流域
８ 山路川流域

第5款　　通信連絡

１ 気象状況の報告
　気象情報を受理したものは、直ちに水防本部長（以下「本部長」という）に報告するものとする。
(1) 本部長は、前項の報告を受け、必要と認めるときは、直ちに消防次長、消防団長、市役所関係各課、警察署、学校、福祉事務所、土木事務所に連絡する。また、特に必要と認めたときは、総務班長は市役所広報車で、消防次長は消防車で市民一般へ伝達するものとする。
(2) 消防次長、消防団長は、前項の連絡を受けたときは直ちに消防職員、各分団へ連絡し警戒体制に入らなければならない。
２ 水位観測及び通報

観測所名	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	通報責任者
瀬　口　橋	５．５０ｍ	６．９０ｍ	７．００ｍ	８．２０ｍ	第４分団長
杉　安　橋	３．２０ｍ	３．７０ｍ	４．１０ｍ	４．９０ｍ	第２分団長
吐　合　橋	１．７０ｍ	２．８０ｍ	２．９０ｍ	３．００ｍ	第５分団長
岩　崎　橋	１．５０ｍ	２．４０ｍ	２．４０ｍ	２．６０ｍ	第７分団長
鳥　　子	３．７０ｍ	６．３０ｍ	６．３０ｍ	６．４０ｍ	第４分団長

※　避難判断水位とは高齢者等避難の目安となる水位
(1) 水位観測所は上記のとおりとし、通報責任者は水防団待機水位に達した以降においては１時間毎に避難判断水位に達したときは 30 分毎に本部長に通報するものとする。
(2) 本部長は水位観測所の水位の情報を収集し必要に応じ消防次長及び消防団各分団へ通報連絡するものとする。
３ 雨量の通報
　総務班長は各地区の雨量を収集し必要に応じ本部長へ通報連絡するものとする。
４ 消防団員に対する災害情報伝達システム

災害活動の円滑化及び情報連絡体制の一層の充実を目的として、消防団員に対し携帯電話のメール機能を利用した災害情報の配信を行うものとする。

第6款　　非常時配備体制

１ 水防本部の非常配備
(1) 警戒体制に入ったとき、市職員は市役所に待機する。
(2) 消防職員は消防署に待機する。
(3) 人員については本部長の指令によるものとする。
２ 水防団（消防団）の非常配備
(1) 団長は水防本部に、団員はそれぞれ各分団長の指示する場所に待機する。
(2) 各分団長は、各団員の待機する場所及び連絡方法等を前もって団長に報告しておくものとする。

第7款　　水防活動

１ 水防活動分担地域

(1) 一ツ瀬川流域	第１・第２・第３・第４分団
(2) 三財川流域	第４・第５・第６・第７分団
(3) 瀬江川流域及び永谷池堤防	第２分団
(4) 稚児ヶ池及び庄手池堤防	第３分団
(5) 三納川流域及び南川流域	第５・第６分団
(6) 田野川流域	第７分団
(7) 八双田川流域	第７分団
(8) 桜川流域	第２・第３分団
(9) 鳥子川流域	第３・第４分団
(10) 銀鏡川及び尾八重川流域	第１分団
(11) 山路川流域	第４分団
(12) 島田川流域	第４・第５分団

２ 平常の巡視
各分団は受持区域毎におおむね延長 1,000mに２名以上の割に巡視員をあらかじめ定めておかなければならない。
３ 非常の巡視
(1) 警戒体制に入ったとき、各分団はおおむね 500mにつき２名以上をあて監視員と連絡員を常置して協定した巡視に当たらせるものとする。
(2) 巡視員及び監視員又は連絡員が異常を発見した際は、直ちに部長を経て分団長に報告し分団長は部長をしてその応急措置を講ずる外、本部長及び消防団長に報告するものとする。
報告を受けた本部長及び消防団長は待機中の消防職及び団員をして早急に応急措置を講じなければならない。
４ 用排水、ため池等の管理者に対する連絡
異常の発見の報告を受けた本部長は関係管理者に連絡するものとする。
５ 水門及び排水門操作
(1) 受持水防活動分担区域について、あらかじめ監視員を定めておかなければならない。
(2) 監視員は平常水門及び排水門工作物の点検をし、増水時の操作に支障のないようにし特に警戒体制に入る旨の通報を受けたときは直ちに工作物の点検をし、操作の万全を期さなければならない。
(3) 監視員は増水の状況により水門及び排水門の開閉その他必要な措置をとりその状況を部長

及び分団長を経て消防団長及び本部長（消防長)・水防管理者（市長）に報告しなければならない。

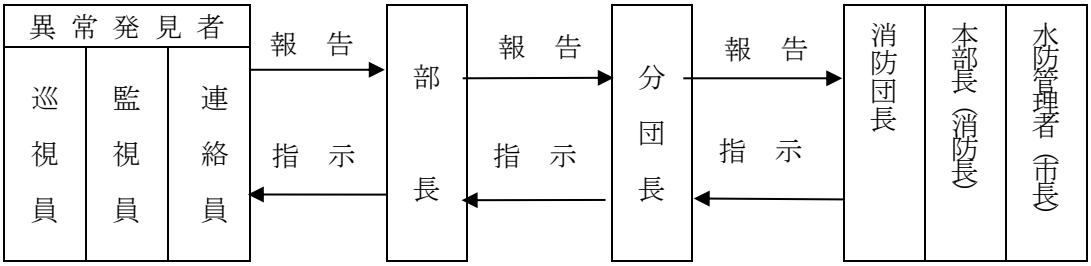

6 安全配慮

洪水等に対する活動においては、水防団の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

(1) 水防活動時には、救命胴衣を着用するものとする。

第8款　　水防信号

水防法第 20 条の規定に基づく水防信号は次のとおりである。

1 警戒信号（第１信号）はん濫注意水位に達したことを知らせる。
2 出動信号（第２信号）水防機関に属する者全員に出動すべきことを知らせる。
3 協力信号（第３信号）当該水防管理団の区域内に居住する者に出動すべきことを知らせる。
4 避難信号（第４信号）必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる。

区分＼方法	警　鐘　信　号	サ イ レ ン 信 号
警 戒 信 号	○休止　○休止　○休止	約５秒　約５秒 ○－約 15 秒休止　○－約 15 秒休止
出 動 信 号	○○○　○○○　○○○	約５秒　約５秒 ○－約６秒休止　○－約６秒休止
協 力 信 号	○○○○　○○○○	約 10 秒　約 10 秒 ○－約５秒休止　○－約５秒休止
避 難 信 号	乱　打	約１分　約１分 ○－約５秒休止　○－約５秒休止

第9款　　避難指示並びに避難場所

1 本部長は災害が発生するおそれが高いときは、避難立ち退きの指示をする。
2 水害時の避難場所は、資料－５のとおり。(P253)
3 市は、通常時から防災行動計画としてのタイムラインの周知徹底に努めておき、水害時において、関係機関、市民の、タイムラインに沿った迅速かつ確実な行動実現を図るものとする。

第8節 消防計画

担当する機関		項　　目
市	総務対策部	・火災警報の吹鳴に関すること。 ・出動体制の配備に関すること。 ・火災警報の受報告、伝達、広報等に関すること。 ・風水害の警戒活動に関すること。 ・避難指示の実施及び報告に関すること。 ・市民の避難誘導に関すること。 ・被災者の救出に関すること。
	消防本部	
	消防署	
関係機関	消防団	・風水害の警戒活動に関すること。 ・避難誘導に関すること。 ・被災者の救出に関すること。

＜災害対応フェーズ＞

		発災　3時間　72時間　2週間　1カ月					
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
市担当	総務対策部		○火災警報のサイレン吹鳴				
	消防本部		○勤務出動体制の配備 ○火災警報の受報、伝達 ○広報車による火災警報の広報				
	消防署	○風水害の警戒活動 ○避難指示の実施及び報告 ○市民の避難誘導の実施 ○被災者の救出					
消防団		○風水害の警戒活動 ○市民の避難誘導の実施 ○被災者の救出					

第1款　　組織計画

1 消防本部及び消防署

(1) 非常災害時

ア 非常災害時の事務機構は、西都市水防計画（以下「水防計画」という。）に基づく西都市水防本部が設置された場合の外は次の組織によるものとし、消防本部及び消防署員をもってこれに充てる。

イ 災害の状況により必要であるときは現地に指揮所を設置する。この場合、消防本部職員及び団本部員又は分団本部員は、指揮所要員として行動するものとする。

この場合においては、第２章第６節「消防計画」第１款２（１）「平常時」による本部組織を準用するものとする。（P35）

本　部	総務係	通信、連絡、情報、配車、救助、救急等
	警備係	招集、警戒、避難
	資材係	災害防除に必要な資器材の調達、輸送

２ 消防本部の編成

(1) 非常災害時

消防本部、消防署は職員総員の勤務出動体制とするものとする。

消防団の部隊編成は通常時の部隊編成によるものとする。

ア 火災時

消防署当直隊及び非番隊は、平常時の勤務区分又は消防長の指示に従い、それぞれ共同して業務を分担するものとする。

消防団は、火災の状況に応じ、同節第４款「火災警防計画」に基づき出動する。（P77）

イ 風水害等

消防本部、消防署及び消防団は同節第５款「風水害等警防計画」に定めるところによる。（P78）

ウ 救助、救急

非常な救助、救急等の場合においては、消防本部、消防署及び消防団は、同節第５款「風水害等警防計画」に基づく非常体制をとる。この場合、救助活動については消防団を主とし、救急活動については消防署を主として行うものとする。（P78）

第2款　　警報発令伝達計画

異常災害時に火災を未然に防止するため、火災警報を発令し解除し、又はこれを周知させ伝達する方法は次のとおりである。

１ 火災警報

(1) 火災警報発令

ア 実効湿度が 60%以下であって、最低湿度は 40%を下り、最大風速７ｍを超える見込みのとき。

イ 平均風速 10m以上の風が１時間以上連続して吹く見込みのとき。

ウ 消防長が気象状況により火災予防上特に危険であると認めるとき。

(2) 周知の方法

ア サイレンの吹鳴

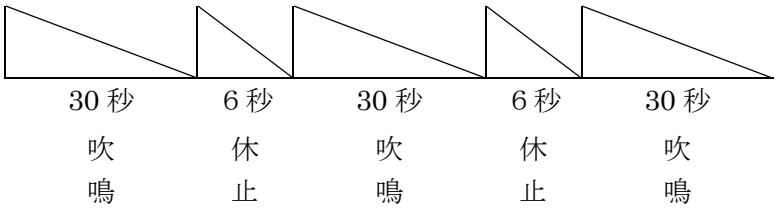

イ 消防車、広報車等

(3) 火災警報解除

ア 解除は平常に復した時解除する。

イ 降雨等により火災の危険が少なくなったとき。

(4) 周知の方法（サイレンの吹鳴）

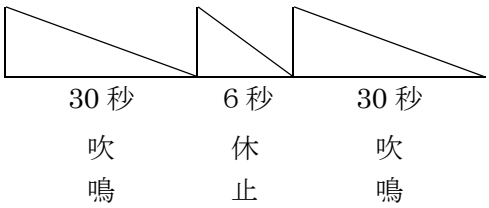

(5) 火災警報発令系統図

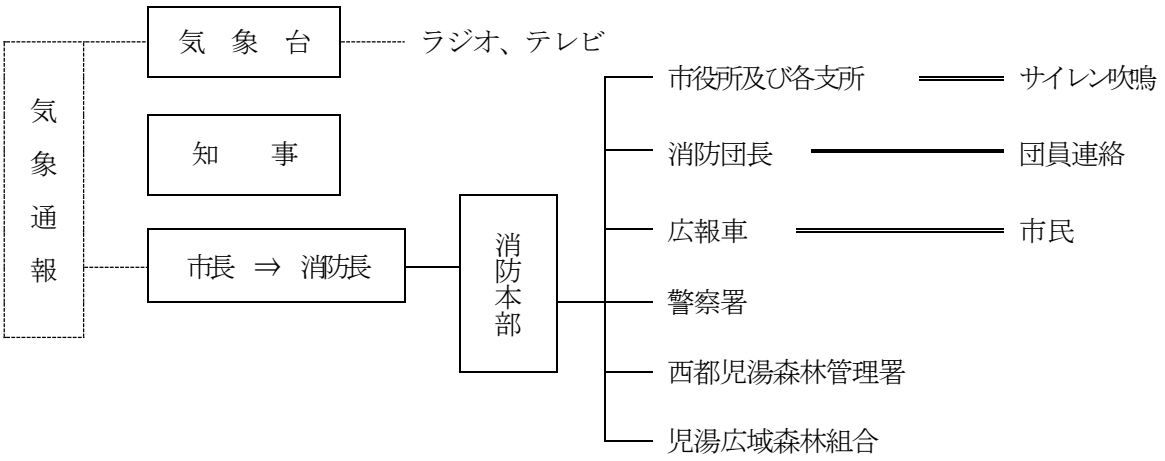

(6) 火災予防広報

発令を広報車で市民に周知させるが、この時次の事項を広報する。

ア 山林、原野において火入れをしないこと。
イ 山林、原野等で、市長が指定した区域内においては喫煙しないこと。
ウ 煙火を消費しないこと。
エ 屋外において火遊び又はたき火の禁止
オ 引火性物品等、その他の可燃物の附近で喫煙しないこと。
カ 残火（たばこの吸殻を含む）取灰又は火粉を始末すること。
キ 屋内において裸火を使用するときは窓、出入口等を閉じて行うものとする。

２ その他警報の伝達及び周知

上記１以外の警報の伝達及び周知については、防災計画第３章第１節「気象警報等の伝達計画」による。（P49）

第3款　　情報計画

１ 消防組織法上の報告

(1) 報告の義務者は市長とし、知事あて報告する。

(2) 報告書の種類、提出及び期限

報告書の提出方法等は次による。

報告の種類	提　出　期　限	部　数	様　　式
火 災 報 告	翌月の 10 日まで	2　部	火災報告等取扱要領による様式とする。
火 災 詳 報	県知事の指定する日	2　部	〃
火 災 速 報	即　　日	2　部	〃
火 災 月 報	前月分を翌月の 10 日まで	1　部	〃

(3) 火災詳報

損害額　5,000 万以上の火災

(4) 火災即報
ア 死者３人以上又は死者を含む負傷者10名以上生じた火災
イ 特定防火対象物で死者を生じた火災
ウ 建物焼損延べ面積3,000㎡以上の火災
エ 損害額１億円以上の火災
オ 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で、利用者等が避難したもの
カ 林野火災で延焼面積10ha以上と推定されるもの
キ 林野火災で空中消火を要請したもの
ク 林野火災で住家等へ延焼するおそれがある等社会的影響が高いもの
ケ その他即報基準に該当するもの

２ その他の災害報告及び情報広報
上記１以外の情報計画については、防災計画第３章第５節「災害状況等の収集計画」及び第２０節「災害広報計画」に定めるところによるものとする。（P64、P118）

３ 情報記録
被害状況の確認の資料として、また、今後の災害対策の資料として情報を記録しておくものとする。

第4款　火災警防計画

１ 出　動
(1) 出動の区分
団の出動は原則として次に定めるところによる。

区　分	出　動　の　範　囲	召集の方法	集合場所	摘要
第一出動	消防署：通常火災時の出動態勢 消防団：火災現場を管轄する部（以下地元部及び隣接する部）	広報（指揮車サイレンマイク）	現　場	
第二出動	消防署：非常災害時の出動体制 消防団：第一出動範囲及び分団内の自動車ポンプ並びに小型動力ポンプ付積載車を有する部	地区サイレン	〃	
第三出動	消防署：第二出動に同じ 消防団：第二出動の範囲並びにその他の全市内の自動車ポンプを有する部及び小型動力ポンプ付積載車を有する部	全地区サイレン	〃	

(2) 偵察召集
ア 署の消防隊が出動した場合、現場最高指揮者は可及的速やかに火災の状況を消防長に報告し、消防長は報告に基づき、火災の状況等を考慮して消防団の出動範囲を指示し、出動区分に応じた召集の方法をとるものとする。
イ 火災を覚知した者又はその知らせを受けた消防団員は火災の状況等によって延焼防止のため緊急の必要があると認めたときは、地区サイレンを吹鳴させることができるものとする。

(3) 統制、連絡
ア 第二又は第三出動により出動した部は、火災現場に到着したときは速やかに現場最高指揮者に連絡し、水利部署そのほかについてその指示を受けなければならない。
イ 上記の場合において事前に指示を受けることができないときは、最も有効と考えられる防御行動を行った後、速やかにその旨を報告するものとする。

ウ 指揮所の位置は原則として、消防署指揮者の位置とする。
エ 第三出動の場合においては、出動した各部は連絡員として１名充て直ちに指揮所に参集させるものとする。
オ 火災鎮火後は残火処理のため地元部を残し、署及び地元部以外の者はすべて撤退するものとする。
カ 撤退する場合においては、出動部の長は現場の長の指示に従い、人員及び器材を報告し、その確認を受けなければならない。

２ 警　戒

(1) 火災警報発令時
消防署：当直小隊員は、全員待機室に結集し待機するものとする。
非番小隊の職員は自宅待機するものとする。

(2) 火災発生時
消防団：火災発生の場合、速やかに対処できる準備体制に入る。

３ 火災防御計画
第２章第６節第３款「調査計画」による調査の結果、危険区域等について必要にある場合においては、危険区域防御計画作成要領に基づき危険区域、特殊建物及び危険物等について、別に火災防御計画を作成するものとする。(P37)

第5款　風水害等警防計画

１ 召集及び出動
台風又は洪水のおそれのある場合において、次の区分により消防職員及び団員の招集及び出動を命ずるものとする。

(1) 水防第１態勢：台風又は洪水のおそれがあるとき。
消防本部：消防長外 1～2 名の本部職員
消防署：当直小隊
（主な業務）
情報の収集及び状況判断
水防関係機関との連絡
水防資器材の点検整備
資材運搬用の車輌の準備等
消防団：各分団及び部長自宅待機

(2) 水防第２態勢：風水害のおそれがあるとき。
消防本部：消防長外 4～5 名の本部職員
消防署：署長及び当直小隊
（主な業務）・・・（１）に同じ
消防団：消防団危険箇所等受持区域の警戒巡視（水防計画）及び水位の報告・・・分団長、部長、詰所待機

(3) 水防第３態勢（非常態勢）：風水害等が発生又は発生のおそれが著しいとき。
消防本部：全員出動（西都市水防本部組織）
消防署：全員出動
消防団：①災害発生箇所又は、危険箇所を管轄する部又は分団の出動
②上記以外の分団の応援団

消　防　署
消　防　団　水防隊の編成

一　般　隊
救　助　隊
救　急　隊

２ 資器材の配備

水防資器材備蓄一覧表（資料－４)に掲示するところによるが、応急措置として必要箇所への移送又は県水防倉庫備蓄資器材の充用を行うものとする。(P252)

３ 監視警戒

水防計画に定めるところにより、水防態勢に応じた警戒監視を行うものとし、水位観測及び通報については、降雨の状況により通報水位以下であっても適宜水防本部へ通報するものとする。

４ 通信連絡

非常災害時の通信連絡については、防災計画第３章第６節「災害通信計画」に定めるところによるもののほか、広報車（スピーカー付消防車含む）による広報をもって行うものとする。(P67)

５ 応急給食

災害地域等に出動した消防団員に対する応急給食については、防災計画第３章第１４節「供給計画」に定めるところによるもののほか、市民又は婦人団体に協力を求め、炊き出しによる応急給食を行うものとする。(P103)

第6款　　避難計画

避難計画については、防災計画第３章第１３節「避難計画」及び第７節「水防計画」に定めるところによるもののほか、次のとおり行うものとする。(P93、P70)

１ 高齢者等避難及び避難指示又は、緊急安全確保のための通報

(1) 避難の必要があると認める場合においては、管轄区域の部長又は分団長は、消防本部へ下記の事項を通報するものとする。

地区名、世帯数、世帯人員、避難の理由、避難場所、避難の方法、避難経路

(2) 上記の通報を受けたときは、消防長は直ちに市長に報告し、避難の指示を受けるものとする。

(3) 避難について消防本部へ通報することができないときは、部長又は分団長は協議により、又は単独に避難指示を行い、事後速やかにその旨を報告するものとする。

２ 避難の誘導及び警戒

(1) 避難を行う場合においては、当該区域の部員は部長の指示に従い、市民の避難誘導にあたらなければならない。

この場合、部長は部員をして避難場所の警戒及び避難もれ又は要救出者の有無の確認にあたらせるものとする。

(2) 避難場所警戒員は、随時避難場所の状況を消防本部に連絡するものとする。

第7款　　救助救急計画

１ 被災者の救出

災害のため、生命身体が危険な状態にある者の救出は、次によるものとする。

例示するとおおむね次のとおりである。

(1) 火災の際に火中に取り残されたような場合

(2) 地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合
(3) 水害の際に流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合
(4) 山津波により生き埋めとなった場合
(5) 多数の登山者が遭難した場合

２ 救出の方法

被災者の救出計画は、消防本部が行い、救出活動は消防団等を中心とした救出班を編成し、救出に必要な車輌、舟艇その他機械、器具等を借り上げる等情勢に応じた方法により実施するものとする。

３ 救出に必要な機械、器具の状況

救出に必要な機械、器具等の状況は、資料－２０のとおりである。(P310)

４ 救出の費用及び期間

第３章第２４節「災害救助計画」を参照。(P128)

第8款　　応援協力計画

火災の応援協力については、平成 7 年 6 月 19 日締結の「宮崎県市町村消防相互応援協定書」、昭和 49 年 3 月 20 日締結の「新田原基地と西都市との消防相互応援協定書」に定めるところによるものとする。

第9節 医療救護活動計画

担当する機関		項　目
市	総務対策部	・派遣要請及び現地対策本部の設置に関すること。 ・搬送体制の確保に関すること。
	民生対策部 （医療衛生班）	・医療機関の状況把握及び調整に関すること。 ・医療救護活動の支援に関すること。
	消防対策部	・医療機関の状況把握及び傷病者の搬送に関すること。
関係機関	宮崎県	・派遣要請及び医薬品等の調達に関すること。 ・市、防災関係機関との総合調整等に関すること
	医療機関等	・医師等の派遣及び医療救護活動に関すること。
	県赤十字血液センター	・輸血用血液製剤の調達等に関すること。

西都市の集団発生傷病者救急医療対策の業務分担は、資料－４９（P.474）のとおり。

＜災害対応フェーズ＞

		発災　3時間　72時間　2週間　1カ月					
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
市担当	総務対策部			○県に対する派遣要請等 ○現地対策本部の設置 ○傷病者の搬送車両調達、搬送支援			
	民生対策部（医療衛生班）		○医療施設の被害状況等の把握 ○防災関係機関に対する出動要請 ○医療衛生班の派遣				
	消防対策部		○医療施設の被害状況等の把握 ○傷病者の搬送				
宮崎県				○DMAT等の出動要請 ○医薬品等の供給、輸送			
医療機関等				○DMATの派遣、現地での医療活動 ○応急用資器材の貸出、医療救護チームの派遣、現地での医療救護活動 ○医療救護班の編成、派遣、現地での医療救護活動			
県赤十字血液センター				○輸血用血液製剤の調達、供給、輸送			

第1款　医療機関による医療救護活動

1 地域災害拠点病院による医療・救護活動

西都児湯二次医療圏内の地域災害拠点病院として指定されている地方独立行政法人西都児湯医療センターは、災害発生時には自主的判断あるいは県及び市災害対策本部等からの要請に従って、被災患者の受入体制を整えて通常診療体制から災害医療・救護体制に移行する。

2 医療施設の状況

病院、診療所等医療施設の名称、診療科目、病床数等は、資料－２１のとおりである。(P311)

第2款　　ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動

市は、災害による被災者の医療・救護活動を実施するため、必要に応じ、県にＤＭＡＴ等の派遣要請を行う。

地方独立行政法人西都児湯医療センターは、派遣されたＤＭＡＴ等の協力のもと、災害医療に対応するための体制を確保する。

第3款　　搬送体制の確保

災害現場における医療関係者は、防災関係機関との連絡を密にし、迅速かつ的確な搬送体制を確保するものとする。

第4款　　医薬品等の供給

１ 医薬品の確保

市災害対策本部は、管内医療機関、医療救護所等の医薬品需給状況を把握し、県災害対策本部に報告する。また、県等が医療救護所を設置した場合には、災害時緊急医薬品等の提供を県災害対策本部に要請する。

２ 水、燃料等の確保

市災害対策本部は、管内医療機関、医療救護所等におけるライフラインの状況を把握し、途絶などの状況が確認された場合には、速やかに復旧対応を図る。また、地域災害拠点病院に対しては、必要な水や発電機のための燃料等を確保し、応急給水や燃料供給等の優先対応に努めるものとする。

第5款　　医療情報の確保等

市は、県、医療機関、消防機関等とともに、災害時に医療施設の診療状況等に関する情報について、みやざき医療ナビ及びＥＭＩＳ等により迅速に把握し、応援の派遣等必要な対策を講ずるものとする。

また、同システムが使用できない医療機関等が生じた場合は、徒歩、自転車等のあらゆる手段を用い、被災状況等の把握を行うものとする。

第6款　　重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策

多数の死傷者を伴う突発的な災害が発生した場合の救急医療対策は、次によるものとする。

１ 災害発生時の迅速な通報連絡

(1) 施設管理者等の災害発生責任者又は災害の発見者は、直ちにその旨を市長又は警察官等に通報するものとする。

(2) 通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

(3) 通報を受けた市長は、その旨を県農林振興局長等(地方支部長)及び西都市西児湯医師会へ通報連絡するものとする。

(4) 通報の内容は次のとおりである。

ア 事故等発生(発見)の日時及び事故等発生(発見)の場所

イ 事故等発生(発見)の状況及びそのほか参考事項

２ 医師等医療関係者の出動

市長は、事故の通報連絡を受けたときは、直ちにその規模、内容等を検討し、日本赤十字社宮崎県支部地区長、分区長及び西都市西児湯医師会長へ医療救護班の出動を要請し、市の医療

衛生班を派遣する。

3 救急医療の範囲

傷病発生と同時に現場で行うファースト・エイド、初期診療及び傷病者の症状に応じて行う本格的な救急医療とする。なお、現場において死に至った場合の遺体の検案、洗浄、縫合等の措置を含むものとする。

4 対策本部の設置

市長は、災害の発生を知ったときは、直ちに現地に対策本部を設け、県、西都市西児湯医師会、日本赤十字社宮崎県支部等の医療救護の実施に関し、必要な連絡調整を図るものとする。現地対策本部の総括責任者は、市長とする。ただし、県が災害対策現地合同調整本部を設置した場合は、現地合同調整本部において、総合調整を行うものとする。

5 傷病者の搬送

災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保についても十分に配慮するものとする。

なお、搬送に必要な車両等の確保については、資料－２３のとおりである。（P313）を参照。

6 傷病者の収容

傷病者の収容については、既設の医療施設のほか、必要がある場合は、市長及び企業体等の責任者は臨時に医療施設を仮設し、学校、公民館等収容可能な施設の確保を図るものとする。

7 費用の範囲と負担区分

(1) 費用の範囲

出動した医師等に対する旅費、医療材料等の消耗品費、そのほか医療活動に伴う所要経費とする。

(2) 費用の負担区分

ア 災害発生の原因者が明らかな場合は、 災害発生の責任を負う施設管理者等企業体が負担するものとする。

イ 災害発生の責任所在が不明な場合であって、災害救助法の適用がない場合には、第一次的責任を有する当該市町村が負担するものとする。

ウ 前号について災害救助法の適用がなされた場合は、同法の定めるところにより、その費用は県が支弁し、国が負担するものとする。

(3) 費用の額

医師等に対する謝金、手当は災害救助法施行細則に規定する例によるものとし、そのほかの経費については実際に要した額とする。

8 心のケア

被災時のショックや長期にわたる避難所生活における ASD（急性ストレス障害）や PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応については、福祉事務所及び健康管理課において行うものとする。

第10節 公安警備計画

災害における公安警備は、次によるものとする。

担当する機関		項　目
市	総務対策部	・警察への協力要請に関すること。
関係機関	県警察本部	・警備活動の強化に関すること。
	西都警察署	

＜災害対応フェーズ＞

		発災　3 時間　72 時間　2 週間　1 カ月					
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
市担当	総務対策部		◯警察への警備活動の要請				
県警察本部			◯警備活動等の実施				
西都警察署							

1 警察が行う災害時における公安警備活動のうち、市に関係ある事項は、県防災計画及び宮崎県警察警備計画並びに警察署警備計画によるものとする。
2 市長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、西都警察署長に連絡するものとし、両者は緊密に協力するものとする。
3 市長が警察官の協力を求める場合は、原則として西都警察署長に対して行うものとする。
4 市長が、警察官の出動を求める場合は西都警察署長を経て、災害応急対策責任者である警察本部長に要請するものとする。

第11節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時における自衛隊の災害派遣要請は、次によるものとする。

担当する機関		項　目
市	総務対策部	・災害派遣要請に関すること。 ・災害派遣隊の受け入れに関すること。
関係機関	宮崎県	・派遣要請に関すること。
	自衛隊	・災害派遣隊の派遣に関すること。

＜災害対応フェーズ＞

		発災　3 時間　72 時間　2 週間　1 カ月					
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
市担当	総務対策部		○派遣要請の実施 ○災害派遣隊の受け入れの準備				
宮崎県			○災害派遣要請の実施				
自衛隊			○情報収集、現地偵察、救護活動の実施				

第1款　災害派遣の要請者

1 災害派遣の要請者

自衛隊災害派遣の要請者は、次のとおりである。

(1) 知　事

第2款　自衛隊の災害派遣要請の基準

自衛隊の災害派遣要請は、天災地変そのほかの災害に際して、人命又は財産の保護のため行うものとし、おおむね次の基準によるものとする。

1 人命救助のため必要がある場合
2 水害等の災害が発生し、又は災害の発生が予想され、緊急に水防措置が必要な場合
3 大規模な火災が発生し、自衛隊の派遣を必要とする場合
4 災害のため、救援物資の輸送を必要とする場合
5 災害のため、主要交通路が不通となり、応急措置が必要な場合
6 そのほか応急の医療、防疫、給水及び通信支援等が必要な場合

第3款　災害派遣要請の依頼

1 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自衛隊の災害派遣を必要と認めるときは、次の事項を明らかにした文書をもって、知事に対し災害派遣要請依頼を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話をもって行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び派遣を要する理由
(2) 派遣を必要とする期間
(3) 派遣を希望する人員、用途別車輌、航空機等の概数
(4) 派遣を希望する区域及び活動内容

(5) 部隊との連絡場所及び部隊の集結地
(6) そのほか参考となる事項
２ 自衛隊の災害派遣要請依頼は、総務課が行うものとする。
３ 派遣要請を行う場合の連絡及び関係書類の提出先は、県総務部危機管理局とする。

第4款　　災害派遣部隊の受入措置

１ 市長は、知事から災害派遣の通知を受けたときは、次の要領により措置するものとする。
(1) 派遣部隊の宿泊所、車輌、器材等の保管場所の準備、その他受入れのために必要な措置をとるものとする。
(2) 派遣部隊及び県との連絡職員を指名し、連絡にあたらせるものとする。
(3) 応援を求める作業の内容、所要人員、器材等の確保その他について計画を立て、部隊の到着と同時に作業ができるように準備しておくものとする。
２ 派遣部隊が到着した場合は、次の要領により措置するものとする。
(1) 派遣部隊を集結地に誘導するとともに、派遣部隊の指揮官と応援作業計画等について協議し、調整のうえ、必要な措置をとるものとする。
(2) 市長は、次の事項を県総務部危機管理局に報告するものとする。
ア 派遣部隊の長の官職氏名
イ 隊員数
ウ 到着日時
エ 従事している作業の内容及び進捗状況
オ その他参考となる事項

第5款　　地上と航空機との交信

災害派遣時における陸上自衛隊航空機及び航空自衛隊新田原基地航空機と地上との交信は、次によるものとする。
１ 地上から航空機に対する信号

旗の色別	事　態	事　態　の　内　容	希　望　事　項
赤　旗	緊急事態発　生	人命に関する非常事態（急患又は緊急に手当てを要する負傷者）が発生している。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う。
黄　旗	異常事態発　生	食料又は飲料水の欠乏等異常が発生している。	市役所又は警察官に連絡を乞う。できれば、通信筒をつり上げてもらいたい。
青　旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。

信号に用いる旗は１辺が１ｍの正方形の布を用い、上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする
２ 地上からの信号に対する航空機の対応

了解	翼を振る（ヘリコプターの場合は機体を左右に傾斜させる）。
了解できず	右旋回を続ける。

３ 航空機から地上に対する信号要領

事　項	信　　号	信　号　の　内　容
投　下	上空で旋回した後、投下地点を低空で通過する。	低空通過方向から通信筒の投下若しくは食料品、医薬品又は人員等の落下傘降下を行うものとする。
誘　導	上空で旋回した後、翼を振りながら直線飛行で現場離脱する。(繰り返す)	離脱方向へ誘導する。

４ 地上にヘリコプターの着陸を希望する際は、その希望する地点に直径 10mのHを図示し、風向を吹き流し、又はT字型（風向→ ⊢）で明確に示すものとする。

第6款　　災害派遣部隊の撤収要請の依頼

市長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって、知事に対し撤収要請の依頼をするものとる。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話等で撤収要請を依頼し、その後文書を提出するものとする。

第7款　　経費負担区分

自衛隊の災害派遣部隊等が災害救助作業又は復旧作業を実施するにあたり使用する物品に要した経費は、原則として市が負担するものとする。

第12節 交通輸送計画

災害時における交通の確保並びに罹災者、応急対策要員及び応急対策物資器材の応急輸送は、次によるものとする。

担当する機関		項　目
市	総務対策部	・車両及び燃料の確保に関すること。 ・緊急車両の手続に関すること。
	建設対策部	・道路の状況把握に関すること。 ・災害時における交通規制に関すること。
	民生対策部	・救助物資等の輸送に関すること。
関係機関	警察	・道路の交通規制、車両撤去に関すること。
	道路管理者	・道路の状況把握に関すること。 ・災害時における交通規制に関すること。

＜災害対応フェーズ＞

		発災　3 時間　72 時間　2 週間　1 カ月					
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
市担当	総務対策部	○車両及び燃料の確保、協力要請 ○緊急車両の手続					
	建設対策部		○道路被害の状況の情報収集、報告	○道路通行の禁止又は制限の標識設置			
	民生対策部			○救助物資等の輸送			
警察				○緊急輸送道路等の交通規制の実施 ○路上放置車両の排除			
道路管理者				○道路通行の禁止又は制限の実施			

第1款　　実施責任者

災害時における交通規制、交通施設の応急対策及び緊急輸送は、次の者が行うものとする。

1 交通の規制

災害時における交通規制の実施責任者は、次のとおりである。

(1) 道路法に基づく規制～道路管理者

災害時において道路施設の破損等により、施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限するものとする。

（道路法第 46 条）

(2) 道路交通法に基づく規制～県公安委員会

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通機関の安全と円滑を図るため、必要があると認められるときは、公安委員会は歩行者又は、車輌の通行を禁止し、又は制限するものとする。

（道路交通法第４条）

(3) 基本法に基づく規制～県公安委員会

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため、必要があると認めるときは、県公安委員会は、緊急輸送車輌以外の車輌の通行を禁止し、又は制限するものとする。

（基本法第 76 条）

２ 交通施設の応急対策

市が管理する交通施設の応急対策は、市長が行うものとする。

３ 緊急輸送

市が災害応急対策を実施するために行う緊急輸送は、市長が行うものとする。

第2款　　交通の規制

１ 危険箇所における交通の規制

市長は、災害時において、市が管理する道路の破損、決壊その他の事由により、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。この場合、禁止又は制限の区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

２ 緊急輸送車輌の手続

市長は、災害時における交通の禁止又は制限下において、緊急輸送に車輌を使用するときは、県計画の定めるところにより、知事又は県公安委員会に申し出て緊急輸送車輌確認証明書等の交付を受けるものとする。

(1) 緊急通行のための規制

県公安委員会は、県又は県に隣接し、若しくは近接する地域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者の活動や、災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは適切な措置をとる。

(2) 警察官等の措置命令等

ア 警察官の措置命令（災害対策基本法第 76 条の 3 第 1 項、第 2 項）

(ｱ) 警察官は、通行禁止区域等において車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、車両その他の物件の移動、その他必要な措置をとることを命じることができる。

(ｲ) (ｱ)により措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。

(ｳ) (ｲ)の場合において警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

イ 自衛官及び消防吏員の措置

(ｱ) 警察官がその場にいない場合に限り、自衛官又は消防吏員が、それぞれ自衛隊用緊急通行車両、又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するために、法第 76 条の 3 第 1 項及び第 2 項において警察官の権限として規定されている措置命令及び措置を準用して自ら行うことができる。

(ｲ) 自衛官及び消防吏員の警察署長への通知

自衛官及び消防吏員は(ｱ)の措置をとったときは、直ちにその旨を当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(3) 緊急通行車両等の標章及び証明書

知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の使用者に対し、次により、標章及び証明書を交付し、被災地における交通混乱の防止を図るものとする。

ア 事前届出済証の交付を受けている車両の確認

(ｱ) 届出済証の交付を受けている車両の確認は、警察本部又は通行の禁止及び制限区域を管轄する警察署、交番、交通検問所等において実施する。

(ｲ) 緊急通行車両であると確認した場合は、車両の使用者に対し、様式 2 の標章及び様式 3 の証明書を交付する。

イ 事前届出がなされていない緊急通行車両等の確認

(ｱ) 確認の申請

災害発生時に緊急輸送等に車両を使用する者は、様式 4 の確認申請書により、必要書類を添付して警察署等に申請するものとする。

(ｲ) 警察署等は、審査及び確認を行い、様式 2 の標章と様式 3 の証明書を交付する。

(4) 標章の掲示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとする。

標示は、資料－２４のとおりである。(P314)

標章は、資料－２５のとおりである。(P314)

証明書は、資料－２６のとおりである。(P315)

確認申請書は、資料－２７のとおりである。(P315)

3 緊急交通路の利用

県公安委員会が指定した緊急交通路を使用して、市民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出及び救護、消防活動等の災害応急対策に従事する緊急通行車両の通行を確保するものとする。

なお、災害による通行不能区間が生じた場合には、通行可能区間をほかの予定路線と接続して緊急交通路を確保するものとする。

また、被災地への流入抑制のため、警察は必要に応じて交通規制を実施するものとする。

緊急交通路予定路線は、資料－１９のとおりである。(P308)

4 自動車運転者のとるべき措置

(1) 根拠

交通の方法に関する教則(昭和 53 年 10 月 30 日国家公安委員会告示第 3 号)第 10 章 交通事故、故障、災害などのとき、第 3 節 災害などのとき

(2) 内容

ア 災害が発生したときなどに災害対策基本法による交通規制が行われたとき

災害対策基本法により、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている都道府県（これに隣接し又は近接する都道府県を含む。）において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限される。

この交通の規制が行われた場合、通行禁止区域等（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう）内の一般車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

(ｱ) 速やかに、車を次の場所へ移動させる。

道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所

(ｲ) 速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(ｳ) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車する。

なお、警察官は、通行禁止区域等において車などが緊急通行車両の通行の妨害となっているときは、その車の運転者などに対して必要な措置をとることを命じることがある。運転者などが命令された措置に従わないときや、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官が、自らその措置をとることがある。

この場合、やむを得ない限度において、車などを破損することがある。また、これらの警察官の命令等の職務については、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣に従事する自衛官や消防吏員が行うことがある。

5 自動車運転者のとるべき義務

(1) 根拠

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 76 条の 2

(2) 内容

ア 自動車運転者のとるべき義務

(ｱ) 災害対策基本法第 76 条第 1 項の規定に基づき、道路の区間について通行禁止等が行われたときは、当該道路の区間にある通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

(ｲ) 前記の通行禁止が区域について行われたときは、当該区域にある通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を道路外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により、駐車しなければならない。

(ｳ) 前記(ｱ)(ｲ)の規定にかかわらず、通行禁止区域等にある車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

イ 駐車の適用除外

(ｱ) 前記アの(ｱ)(ｲ)による駐車については、道路交通法第 3 章第 9 節〔停車及び駐車（第 44 条から第 51 条の 4)〕及び第 75 条の 8(高速自動車国道等における停車及び駐車の禁止)の規定は、適用されない。

(ｲ) 前記アの規定による車両の移動又は駐車については、災害対策基本法第 76 条第 1 項の規定による車両の通行の禁止及び制限は、適用されない。

第3款　交通施設の応急対策

交通施設の応急対策は、第３章第１８節「公共土木施設応急対策計画」に定めるところによるものとする。(P113)

第4款　緊急輸送

1 輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して、次のうち適当な方法によるものとする。

(1) 道路輸送

(2) 空中輸送

(3) 人力による輸送

2 道路輸送

(1) 市における車輌等の確保

市における車輌等の確保は、次の方法により行うものとする。

ア 市有車輌等の確保

(ｱ) 車輌等の把握は、総務課において行うものとする。

(ｲ) 各課は、車輌等を必要とするときは、総務課に配車の要請するものとする。

(ｳ) 総務課は上記要請があった場合は、車輌等の保有状況を考慮の上使用車輌等を決定し、要請者に通知するものとする。

イ 市有以外の車輌の確保

(ｱ) 各課は、市有以外の車輌等を確保する必要がある場合、総務課に車輌等の確保を要請するものとする。
(ｲ) 総務課は上記の要請があった場合は、次の順序で車輌の確保を図るものとする。
a 公共団体に属する車輌等
b 営業用の車輌等
c 自家用の車輌等

ウ 車輌等の確保の協力要請
市長は、市内で車輌等の確保が困難な場合、また、輸送上他の市町村で車輌等を確保することが効率的な場合は、隣接の市町村又は、県に協力を要請して車輌の確保を図るものとする。

(2) 市有車輌の状況
市有車輌の状況は、資料－２２のとおりである。(P313)

(3) 車輌の調達
車輌の調達先は、資料－２３のとおりである。(P313)

(4) 燃料の調達
燃料の調達先、所在地は、資料－２８のとおりであるが（P316)、特に、災害対応型給油所、中核給油所を活用する。

3 空中輸送

(1) 市長は、災害による交通の途絶その他の理由により、山間へき地等へ緊急に空中輸送の必要を生じた場合は、第１１節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、知事に空中輸送の要請を行うものとする。(P85)
市長は、空中輸送を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は、飛行機からの物資投下が可能な地点の選定、整備に努めるものとする。

(2) ヘリコプター発着及び物資投下地点の状況
ヘリコプター発着及び物資投下地点の状況は、資料－２９のとおりである。(P316)

4 人力による輸送

(1) 災害のため、車輌等による輸送が不可能な場合は、人力による輸送を行うものとする。
(2) 人力による輸送は、市民の協力を要請して行うものとする。ただし、市民による人力輸送が困難な場合は、県に自衛隊の災害派遣を要請して行うものとする。

第5款　　救助物資等の輸送

1 輸送の範囲
救助実施のための輸送は、次の範囲とする。

(1) 被災者を避難させるための輸送
市長、警察官等避難指示者の指示に基づき、長距離輸送のための輸送

(2) 医療のための移送
重症患者で、医療救護班で処置できないもの等の移送及び、医療救護班の仮設する診療所への患者移送、若しくは医療関係者の移送等

(3) 被災者救出のための輸送等
救出のため必要な人員、資材等の輸送及び救出した被災者の移送

(4) 飲料水供給のための輸送
飲料水の直接輸送及び飲料水確保のため必要な人員、ろ水器その他機械器具、資材の輸送

(5) 救助用物資の輸送
被災者に支給する被服、寝具その他生活必需品、炊事用食料、学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医療品等の整理配分のための輸送

第13節 避難計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、危険な状態にある市民等を安全な場所に避難させるための計画は次によるものとする。

担当する機関		項　目
市	総務対策部	・避難指示、緊急安全確保に関すること。 ・避難地の状況把握に関すること ・避難所の開設指示に関すること。 ・広域一時滞在の協議に関すること。
	民生対策部	・災害時要配慮者に関すること ・福祉避難所の開設、運営に関すること。
	建設対策部	・応急仮設住宅に関すること。 ・被災住宅の応急修理に関すること。
	消防本部	・消防団に対する避難誘導の指示に関すること
	担当課職員	・避難所の開設及び運営に関すること。 ・在宅避難者の把握に関すること。
関係機関	宮崎県	・応急仮設住宅の建設に関すること。
	消防団	・避難誘導に関すること。
自主防災組織		・避難誘導に関すること。 ・避難所の自主開設、自主運営に関すること。
避難者		・避難所の自主運営に関すること。

＜災害対応フェーズ＞

		発災　3 時間　72 時間　2 週間　1 カ月					
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
市担当	総務対策部	○高齢者等避難発表、伝達 ○避難指示及び緊急安全確保の発表、伝達 ○避難地への要員派遣、避難状況の把握 ○避難所開設の報告、支援要請 ○広域一時滞在の協議					
	民生対策部	○避難行動要支援者の避難誘導 ○福祉避難所の開設及び運営					
	建設対策部				○住宅需要の把握 ○応急仮設住宅の供与、管理 ○被災住宅戸数調査、修理		
	消防本部	○消防団に対する避難誘導の指示					
	担当課職員		○避難所の開設及び運営、避難場所の状況報告 ○在宅避難者の状況把握				
宮崎県					○応急仮設住宅の建設		
消防団		○避難誘導の実施					
自主防災組織		○避難誘導の実施 ○避難所の自主開設、自主運営					
避難者					○避難所の自主運営		

第1款　　実施責任者

避難のための準備情報、立退きの指示、避難の誘導、避難場所の開設及び避難場所への収容保護は、次の者が行うものとする。

なお、これらの責任者は相互に緊密な連携を保ち、被災者の避難が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

区　　分	災害内容	責　任　者	根　　拠　　等
高齢者等避難	災害全般	市長	災害の発生するおそれがある場合において、市長は、避難のための準備情報を発するものとする。（基本法第 56 条）
避難指示	災害全般	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においてその必要があると認めるときは、市長は、立退きを指示することができる。（基本法第 60 条）
緊急安全確保	災害全般	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において急を要するときは、市長は、高所への移動等の緊急安全確保措置を指示することが出来る。 （基本法第 60 条）
		警察官	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が立ち退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があった場合において、警察官は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。（基本法第 61 条） 災害で危険な状態が生じた場合において、警察官は、その場にいる者を避難させることができる。（警察官職務執行法第 4 条）
		自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な状態が生じた場合において、警察官がその場にいないときは、その場にいる者を避難させることができる。（自衛隊法第 94 条）
	洪水又は高潮	知事、その命を受けた県職員水防管理者	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事の命を受けた県職員又は水防管理者は立退きを指示することができる。（水防法第 29 条第 1 項）
	地すべり	知事、その命を受けた県職員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた職員は立退きを指示することができる。（地すべり等防止法第 25 条）
避難の誘導	全て	市長	－
避難場所の開設及び収容保護	全て	市長	－

第2款　　避難指示等の基準

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令基準は、おおむね次のとおりである。

区　　分	状　　況	備　　考
高齢者等避難	災害の発生するおそれがあるとき ①　大雨警報、暴風警報、洪水警報が発表され、高齢者等の避難を要すると判断されたとき ②　河川が避難判断水位に到達し、なお水位が上昇すると判断されたとき ③　大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害危険度情報が警戒以上のレベルにあり、気象情報等により、土砂災害の危険性が高くなったと判断されるとき ④　その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき	高齢者及び避難行動要支援者等の避難開始
避難指示	災害の発生するおそれが高いとき ①　河川が氾濫危険水位に到達し、なお水位が上昇すると判断されたとき ②　河川の上流地域が被害を受け、下流の地域に危険が迫ったとき ③　大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害危険度情報が危険度１以上のレベルにあり、かつ土砂災害警戒情報が発表され、気象情報等により、総合的に判断して、土砂災害の危険性が著しく高くなったと判断されるとき ④　土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水、地下水の濁り渓流の水量の変化等）が発見されたとき ⑤　堤防に異常な漏水・浸食等が発見されたとき ⑥　その他、人命保護上避難を要すると認められたとき	令和３年度より避難勧告及び避難指示の発令を一本化
緊急安全確保	災害が発生直前又は既に発生しているおそれがあるとき ①　河川の水位が堤防天端高に到達したとき ②　堤防に異常漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊の恐れが高まったとき ③　大雨特別警報（土砂災害）が発表され、土砂災害危険度情報が危険度３のレベルにあり、かつ土砂災害警戒情報が発表され、気象情報等により、著しく災害の危険性が切迫していると判断されるとき ④　堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき ⑤　土砂災害の発生が確認されたとき ⑥　その他、人命保護上避難を要すると認められるとき	

第3款　　高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の伝達方法

1 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保は次の事項を明らかにして発するものとする。
(1) 発表者
(2) 避難の理由

(3) 避難の日時、避難先及び避難経路

2 市長は、高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保を発表したとき、又はこの通知を受けたときは、防災関係機関と協力して、次の方法のうち実態に即した方法で、その周知徹底を図るものとする。

(1) 避難信号による伝達

洪水に伴う避難指示又は緊急安全確保の伝達は、次の水防信号によるものとする。

種　　類	水防信号	警鐘信号	サ　イ　レ　ン　信　号			
避難指示又は 緊急安全確保	避難信号	乱　打	約１分 ○	約５秒 休止	約１分 ○	約５秒 休止

(2) 放送等による伝達

ア 防災行政無線による情報提供
イ 防災情報メール配信
ウ 報道機関を通じて周知
エ 市ホームページに掲載
オ ＳＮＳによる発信
カ 電話、急使等により区長及び班長等を通じて周知徹底
キ 広報車による広報

3 市は、的確な避難指示等を行うため、必要に応じて県や宮崎県地方気象台に助言を求めることができる。

4 避難を要する地域の実態の早期把握

市は、災害の兆候がある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者そのほかの者に対し、高齢者等避難の発表や避難指示、緊急安全確保の発表等をはじめ迅速及び確実な避難対策に着手できるよう、避難を要する地域の実態の早期把握に努めるものとする。

なお、避難を開始するための高齢者等避難の発令を行う場合は、避難行動要支援者名簿及び要配慮者リストも活用しつつ災害時において避難に支援を要する高齢者等が円滑に避難できるよう配慮するものとする。

第4款　　避難実施の方法

1 避難の順位

避難の順位は次のとおりとし、防災活動に従事できるものを最後に避難させるものとする。

(1) 要配慮者
(2) 防災に従事する者以外の者

2 避難者の誘導

避難者の誘導は次の要領により、安全かつ迅速に行うよう努めるものとする。

(1) 避難の誘導は消防団、又は自主防災組織等が行うものとする。
(2) 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。
(3) 誘導にあたっては、混乱を避けるため地域の実情に応じて、避難経路を 2 ルート以上選定しておくものとする。
(4) 避難誘導員は、避難立ち退きにあたっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な立ち退きについて適宜の指導をするものとする。
(5) 避難した地域に対しては、事後速やかに避難もれ又は要救出者の有無を確かめるものとする。

3 避難行動要支援者の支援

市は、避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援等関係者の協力のもと、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行い、避難場所への避難誘導を実施するものとする。

また、避難行動要支援者名簿情報の提供に不同意であった者についても、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に名簿を提供し、応援の協力を求めることで避難行動要支援

者の安全確保に努めるものとする。

4 避難心得の周知徹底

市は、避難のための立ち退きの万全を期するため、災害時における避難者の心得について、あらかじめ市民に周知徹底させておくものとする。

また、避難に際しては最小限（3 日分程度）の食料、飲料水、生活必需品及び毛布等の寝具を持参するよう、あらかじめ市民に周知徹底させておくものとする。

5 屋内での待避等の安全確保措置の指示

状況によっては屋外を移動して避難場所等へ避難するよりも屋内に留まるほうが安全であると認める場合は、当該地域の居住者等に対し、屋内での避難等の安全確保措置を指示することができる。

第5款　避難所の開設及び収容保護

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し、一時的に収容保護する。避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村の行う避難場所の開設、運営に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出するものとする。

1 避難所の開設、運営

(1) 避難所の開設

市は、避難所を開設する必要があると認められるときは、次により速やかに避難所を開設し、特に、要配慮者への避難誘導に留意し、速やかに被災者を避難誘導するものとする。

避難所の開設の判断は、本部において行うものとする。避難所を開設したときは、各避難所に受け持ちの担当課職員（管理責任者）を派遣駐在させて、避難所の管理と収容者の保護に当たらせるとともに、直ちに避難所開設状況（開設日時場所、収容人員、開設期間の見込み）を知事に報告しなければならない。

ア 対象者

(ｱ) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

(ｲ) 現に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者(旅行者、旅館等の宿泊者、通行人を含む)

(ｳ) 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

a 市より避難指示又は緊急安全確保を受けた者

b 市より避難指示又は緊急安全確保は受けていないが、緊急に避難する必要のある者

2 避難所の開設の方法

(1) 避難所の設置

ア 避難所は第２章第２節「水防、消防及び救助施設等整備計画」に定めるところにより、あらかじめ整備された施設を利用するものとする。(P22)

イ 被害が甚大のため、避難所の利用が困難な場合は、県と協議し、隣接市町村に収容を委託し、建物又は土地を借り上げて設置するものとする。

ウ 要配慮者の避難生活支援のため、福祉避難所を開設し、生活相談員等を配置すること。なお、要配慮者の家族についても、必要に応じて福祉避難所に避難させる。

エ 避難所開設のための作業は、でき得る限り労力奉仕によるものとするが、野外仮設、トイレ仮設のために特別な技術を要する場合は、技術者を雇い上げて行うものとする。

オ 災害の状況により避難所を変更した場合は、その都度周知を図るものとする。

(2) 設置期間

ア 避難所は、必要最低限の期間設置するものとし、日時が経過し避難者が減少するときは、逐次開設数を整理縮小するものとする。

イ 避難所の開設は、応急的なものであることから、避難所とした施設が本来の施設機能を回復できるよう、できるだけ早期解消を図るものとする。

特に、学校を避難所とした場合には、教育機能の早期回復を図るものとする。

ウ 避難所の生活が長期化する場合は、必要に応じて公的住宅や借家等への転居、応急仮設住宅の建設を推進するものとする。

エ 災害救助法が適用された場合の避難所の開設期間は、最大限 7 日以内とするものとする。

ただし、期間を延長する必要がある場合には、厚生労働大臣の承認を必要とするため県と協議する。

(3) 県への報告

市は避難所を開設した場合、直ちに避難所開設の状況を県に報告する。

この場合の報告事項はおおむね次のとおりである。

ア 避難所の開設の日時及び場所

イ 開設数及び収容人員

ウ 開設見込み期間

(4) 県への要請

市は、避難所の不足や避難所開設に必要な資材等が不足する場合など避難所の開設営に支障が生じた場合には、必要によって隣接市町村等との調整や資材等の調達に関する支援を県に要請するものとする。

(5) 避難所の運営

市は、次の事項に留意し避難所の適正な運営にあたる。

ア 管理責任者の配置

各避難所に、管理責任者として原則、男女両方の市職員を配置する。

ただし、災害発生直後から当面の間は、市職員の配置が困難であることも予想され、施設管理者を管理責任者として充てることも考えられることから、施設管理者の理解を十分に得るものとする。

また、管理責任者は昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に整備するものとする。この場合、臨時職員の雇用も検討するものとする。

イ 管理責任者の役割

管理責任者は、おおむね次の業務を行うものとする。

(ｱ) 避難者の人数、世帯の構成、住家の被害状況、要配慮者の人数、被服や寝具その他生活必需品の不足の状況等を把握できる避難所被災者台帳を整備するものとする。

(ｲ) 被災者台帳に基づき、常に避難者の実態や需要を把握すること。

要配慮者を把握した場合、必要に応じてホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への収容を行うため防災関係機関等と連絡調整を行うものとする。

(ｳ) 被災者に必要な食料、飲料水その他生活必需品の供給について、常に災害対策本部と連絡を行うものとする。

また、それらの供給があった場合、物資受払簿を整備し、各世帯を単位として配布状況を記録しておくこと。

(ｴ) ボランティア組織等の支援に関して、適切な指示を行うものとする。

ウ 生活環境の整備

避難者の生活環境を整備するため、次の事項について対応するものとする。

(ｱ) 食料、その他生活必需品の世帯人員や不足状況に応じた公平な配分

(ｲ) 避難所における避難生活の長期化が見込まれる場合のプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保

(ｳ) 障がい者等の生活に不便な障壁の除去（バリアフリー化）

(ｴ) 一定の整備を備えた避難所を維持するための衛生管理対策、電気容量確保

(ｵ) 避難者への情報提供、被災者相互の安否確認等を行うための電話・ファクシミリ・テレ

ビ・ラジオ等の通信手段の確保

(ｶ) 避難場所における防犯対策

(ｷ) 避難所の運営における女性の参画を推進

(ｸ) 女性や子育て家庭のニーズ等に対応した避難所運営

a 授乳室や男女別のトイレ、物干場、更衣室、休養スペースの設置

b 生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者が配布し、女性専用スペースや女性トイレに常備しておくなど配布方法を工夫すること。

c 仮設トイレを設置する場合は、男性に比べ女性のほうが混みやすいことから、女性用トイレの数を多めにすること。

d 女性や子ども等に対する暴力を予防するため、トイレ・更衣室・入浴設備等の設置場所は、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、照明をつけること。

e 男女双方に対する相談窓口を整備し、相談窓口の周知広報努めるものとする。

f 避難スペースの割り振りについては、家族構成や性別等に配慮するものとする。

(ｹ) 避難所からの早期自立を図るため、子育て、介護支援サービスの早期の提供に努めるものとする。

エ 市民による自主的運営

避難所における生活が長期化する場合には、被災前の地域社会の組織やボランティアの協力を得て、自立組織の育成等、避難者による自主的な運営が行われるよう努める。また、多様な主体の意見を踏まえた避難者の自主的なルールづくりを支援する。

あわせて、班を組織して活動する際には、特定の活動（食事つくりやその片付け、清掃など）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないよう、班の責任者には、男女両方が配置されるよう配慮するものとする。

オ 避難所以外の被災者への支援

避難所への避難が困難で、指定された場所以外の避難所に避難した被災者に対して被災状況の把握に努め、食料、飲料水、生活必需品の供給を行うとともに、円滑な生活支援がなされるよう避難所への速やかな避難を支援する。

(6) 避難者の状況把握

市は、災害発生直後より、避難者の状況を把握するため災害対策本部にて、次の事項の把握に努めるものとする。

なお、把握された事項については、被災地の現地調査、住民登録の台帳との整合を図り、避難場所の開設期間の設定や物資の供給に活用するものとする。

ア 調査事項

(ｱ) 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号

(ｲ) 家族の氏名、年齢、性別、児童の学年

(ｳ) 親族の連絡先

(ｴ) 住家被害状況や人的被害の状況

(ｵ) 食品、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況

(ｶ) 要配慮者の状況

(ｷ) その他、必要とする項目

イ 登録の方法

事前に登録事項の様式を作成しておく。

ウ 登録結果の活用

登録された状況は、避難場所の開設期間、食料や飲料水の要給与数、被服や寝具その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、避難場所の生活環境の整備等に活用するものとする。

エ 登録結果の報告

登録の結果は通常、県（危機管理局）へ報告し、救助法が適用になった場合は県（福祉保

健課）へ必要な項目を報告するものとする。

(7) 要配慮者を考慮した避難対策

ア 避難誘導にあたり、要配慮者等の避難行動要支援者に十分配慮するものとする。

イ 避難場所での対策

(ｱ) 障がい者等の生活に不便な施設を避難場所とした場合は、バリアフリー化のため、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備の仮設に努めるものとする。

(ｲ) 車椅子の貸与、紙オムツや携帯トイレ提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣等、要配慮者へ保健福祉サービスの提供を行うものとする。

(ｳ) 避難場所に避難していない被災者についても、必要に応じて避難場所への収容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握し、食料や飲料水、生活必需品の供給等の避難場所での生活支援において要配慮者が不利とならないよう配慮するものとする。

(ｴ) 生活情報伝達において、聴覚障がい者には掲示板や手話通訳、視覚障がい者には点字等情報を的確に伝える方法を用いる。

(ｵ) 要配慮者の介助に関して、必要に応じてボランティア組織や関係団体へ協力を要請するものとする。

ウ 在宅被災者の状況把握

避難場所に避難していない被災者についても、必要に応じて避難場所への収容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握する。特に、要配慮者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意する。

エ 福祉避難所の指定及び設置と管理、運営

(ｱ) 市は、介助等特別な配慮を要する要配慮者の避難施設（福祉避難所）を設置し、介助員等を配置して、日常生活上の支援に努めるものとする。

(ｲ) 福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居に努め、早期退所が図られるよう努めるものとする。

オ 学校、病院等の避難対策

学校、病院等、要配慮者が滞在若しくは出入りする施設の管理者は、あらかじめ施設の地理的条件及び施設配置状況を考慮し、災害時における避難の万全を期する。

第6款　　避難後の移送

避難者の立ち退きは、避難者が各自に行うことを原則とするが、災害が激甚の場合又は緊急を要する場合の避難者の移送は第 3 章第 12 節第 5 款「救助物資等の輸送」に定めるところによるものとする。（P92）

第7款　　学校、社会福祉施設及び医療施設における避難対策

１ 学校

市教育委員会又は学校長は、避難指示及び緊急安全確保発令権者の指示に基づき児童生徒等の避難が速やかに実施できるようあらかじめ次の事項について定めておくものとする。

(1) 避難実施責任者
(2) 避難の順位
(3) 避難先
(4) 避難誘導責任者及び補助者
(5) 避難誘導の要領
(6) 避難後の処置
(7) 事故発生に対する処置
(8) その他必要とする事項

２ 社会福祉施設及び医療施設における避難対策

社会福祉施設及び医療施設の管理者は避難指示及び緊急安全確保発令権者の指示に基づき、当該施設収容者の避難対策が速やかに実施できるようにあらかじめ１に準じて定めておくものとする。

第8款　　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

１ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

市は、作成公表している防災マップの活用等により、浸水想定区域の市民に対して、消防団、自主防災組織等を中心とした地域ぐるみの避難体制の確立などに努めていくものとする。

２ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設等への対応

浸水想定区域内において、要配慮者が利用する施設で、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設（資料－３０）（P317）に対して、市は電話、ファックス、防災情報メール又は防災無線等により水防法第 15 条の洪水予報等を次の系統図により連絡する。

《要配慮者利用施設等への情報連絡系統図》

老人福祉施設

市災害対策本部 → 健康管理課 → 老人福祉施設等

認定こども園

市災害対策本部 → 福祉事務所 → 認定こども園

保育所等

市災害対策本部 → 福祉事務所 → 保育所等

医療機関

市災害対策本部 → 地域医療対策室 → 医療機関

第9款　　土砂災害警戒区域における円滑な警戒及び避難の確保

市は土砂災害警戒区域内において、要配慮者が利用する施設（資料－３０）（P317）に対して、電話、ファックス、防災情報メール又は防災無線等により、土砂災害防止法第 27 条の土砂災害警戒情報等を次の系統図により連絡する。

《要配慮者利用施設等への情報連絡系統図》

小中学校

市災害対策本部 → 教育政策課 → 小中学校

認定こども園

市災害対策本部 → 福祉事務所 → 認定こども園

老人福祉施設

市災害対策本部 → 福祉事務所 → 老人福祉施設

第10款　　応急仮設住宅の設置

１ 応急仮設住宅

(1) 対象者

住家全壊（焼）又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることのできない者

(2) 設置の方法

ア 応急仮設住宅の建設は、知事が行うものとする。
イ 知事が市長に委任した場合、又は救助法の適用に至らない場合は、福祉事務所の要請により、建築住宅課が行うものとする。

(3) 設置戸数、規模、費用等

ア 戸　数

応急仮設住宅の設置数は、住家が全壊（焼）又は流出した世帯数の３割の範囲内とする。

イ 規　模

応急仮設住宅の規模は、１戸あたり 29.7 ㎡を基準とする。

また、構造は１戸建、長屋建又はアパート式建築のいずれかでも差し支えない。

(4) 費用及び期間

第３章第２４節「災害救助計画」を参照。（P128）

２ 住宅の応急修理

(1) 対象者

災害により住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では住家の応急修理ができない者

(2) 修理の方法

ア 住宅の応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行うものとする。
イ 応急修理は居室、炊事場、便所等のような生活上欠くことのできない最小限度必要な部分のみを対象とする。

３ 修理の戸数、費用及び期間

(1) 戸　数

応急修理の対象者は、半壊（焼）した世帯数の３割以内とする。該当者の選定は、生活能力が低い者より順次選ぶものとする。

(2) 費用及び期間

第３章第２４節「災害救助計画」を参照。（P128）

４ 建築資材の調達

市における応急住宅の建設及び応急修理に必要な建築資材の調達は、調達先等について、別途定めるものとする。

第11款　広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、協議等を実施するものとする。

１ 県内市町村への避難及び収容

県内の他市町村への受入れが必要な場合、市は、該当市町村に直接連絡のうえ協議するものとする。

２ 県外市町村への避難及び収容

他の都道府県の市町村への受入れが必要な場合、市は、他の都道府県との協議を実施するよう、県に連絡するものとする。

第14節 供給計画

災害時における罹災者及び災害応急対策要員に対する給水、食料、生活必需品の供給は、次によるものとする。

担当する機関		項　目
市	総務対策部	・災害救助用米穀の要請に関すること。
	民生対策部	・飲料水の供給に関すること。
	市民対策部	・主食及び副食の供給に関すること。
	担当課職員	・炊き出し及び食品の給与に関すること。 ・生活必需品の給与に関すること。
関係機関	宮崎県	・米穀、生活必需品等の提供に関すること。
	消防団	・飲料水の供給支援に関すること。

＜災害対応フェーズ＞

		発災　3 時間　72 時間　2 週間　1 カ月					
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
市担当	総務対策部			○災害救助用米穀の要請			
	民生対策部			○飲料水の供給			
	市民対策部			○主食及び副食の応急供給			
	担当課職員			○避難場所での炊き出し及び食品の給与 ○避難場所での生活必需品の給与			
宮崎県				○災害救助用米穀及び生活必需品の提供、調達			
消防団				○飲料水の供給支援			

第1款　食料の応急配給

災害時における罹災者及び災害応急対策要員に対する食料の供給は、市長が直接、又は知事の委任を受けて行うものとする。

１ 食料の応急配給

食料の応急供給は市民対策部が行うものとし、副食の確保、供給の方法については、災害の規模状況等に応じた措置を講じるものとする。

２ 食料の調達

主食及び副食の調達は、調達先等について、別途定めるが、災害救助法及び国民保護法が発動された場合には、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領　第４章　Ｉ　第 11」（資料－５０ P.475）に基づき、政府所有災害救助用米穀を活用するものとする。

３ 調達食料の集積場所

調達食料は被害箇所、被害の規模等を考慮してその都度、本部長が指示する場所に集積するものとする。

第2款　炊き出し等食品の給与

被災者に対する応急炊き出し、並びに食料品の給与は、次によるものとする。

１ 対象者

(1) 避難場所に収容された者

(2) 住家の全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水、床下浸水であって炊事施設が流出し、若しくは土砂に埋まる等の被害を受けて炊事ができない者
(3) 旅行者、一般家庭の来訪者であって、食料品の持ち合わせがなく調達できない者
(4) 被害を受け、一時縁故先等に避難する者で、食料品を喪失し、持ち合わせのない者

2 給与の方法
(1) 炊き出し及び食料の給与を実施する場合には、各現場にそれぞれ管理責任者を定めて実施するものとする。
(2) 救助用応急食料は、原則として米穀とする。
(3) 炊き出しは、管理責任者が市民等ボランティアの協力を得て実施するものとする。
(4) 炊き出し及び食料給与のために必要な原材料、燃料等の確保は管理責任者が行うものとする。
(5) 炊き出し施設は可能な限り避難所と同一施設又は、避難所に近い施設を利用するものとする。ただし、炊き出しが不可能な場合は、給食センター等の既存の施設を利用して実施するものとする。
(6) 炊き出し施設の選定にあっては、あらかじめ所有者又は管理者から了解を受けておくものとする。
(7) 炊き出しにあたっては、常に食料品の衛生に留意するものとする。

3 給与の種別
(1) 種　別
ア 炊き出し（乳幼児のミルクを含む）
イ 食品給与
(2) 給与品目及び数量
ア 給与品目は、米穀又はその加工品及び副食品とする。
イ 給与数量は、１人１日精米換算 600g 以内（配給基準数量）とする。
乾パン、麦製品（乾うどん）は、社会通念上の数量とし、副食品の数量について制限はない。

4 費用及び期間
第 3 章第 24 節「災害救助計画」を参照。（P128）

5 炊き出しの施設等の状況
炊き出しの予定施設の状況は資料－５のとおりである。(P253)

第3款　　飲料水の供給

災害のため、飲料水に適する水を得る事ができない者に対する飲料水の供給は、次によるものとする。

1 対象者
災害のため、現に飲料水を得ることができない者

2 供給の方法
給水は、民生対策部が水道事業者等の協力を求めて次の方法により実施するものとする。
(1) １人１日あたりの所要給水量は３ℓ程度とする。
(2) 飲料水の供給に使用する器具は、衛生的なものを使用し、飲料水は末端給水までの適当な部所において塩素の残留効果を適時測定するものとする。
(3) 供給の方法は、ろ水器によるろ過給水、容器による輸送給水等、現地の状況に応じ適宜な方法によって行うものとする。
ア ろ水器によるろ過給水
(ｱ) 給水能力、範囲等を考慮のうえ比較的汚染の少ない井戸等を水源に選定して、ろ水器によりろ過したのち塩素剤による消毒を行うものとする。
(ｲ) ろ過消毒した水は、ポリエチレン容器等の搬送用容器（以下「搬送用容器」という）に入

れ、自動車等により搬送するなど適切な方法により給水するものとする。

イ 容器による搬送給水

(ｱ) 最寄の非被災水道の管理者と協議して取水基地、取水量等を定めるものとする。

(ｲ) 取水した水は、給水車（給水車に代用できる散水車等以下同じ）又は搬送用容器に入れ自動車等により搬送し給水するものとする。

ウ その他の給水

搬送給水を開始するまでに、特に飲料水を供給する必要がある場合は、ヘリコプター等による給水を行うものとする。

3 給水の費用及び期間

第 3 章第 24 節「災害救助計画」を参照。（P128）

4 水利の状況

水利は、給水の対象者を考慮して最寄の良質なものを利用する。

5 応急給水用機械器具の調達

応急給水機械器具の調達は、次の要領による。

(1) 搬送給水に必要な容器は、必要に応じて住家から調達する。

(2) 搬送に必要な車輌は第 3 章第 12 節「交通輸送計画」により確保する。（P88）

(3) 大規模な給水を必要とする場合は、県等に協力を求めるものとする。

6 給水施設の応急復旧

給水施設の応急復旧は、当該施設管理者が行うものとする。

なお、施設管理者は、応急工事施工等の対策をあらかじめ定めておくものとする。

第4款　　生活必需品の供給

1 給与又は貸与の方法

(1) 衣料、生活必需品、その他の物資の給与又は貸与は、避難所の管理責任者の要請に応じ、福祉事務所において、救助物資配分計画を作成し、物資支給責任者を決め、世帯の構成員数に応じて実施するものとする。

(2) 所要物資について、県において調達するものとする。

ただし、救助法の適用に至らない場合の調達は、福祉事務所において行うものとする。

2 給与又は貸与の品目

(1) 品目

原則として被服、寝具、その他の生活必需品として認められる次の品目とする。

寝具・外衣・肌着・見廻品・炊事道具・食器・日用品・光熱材料

3 費用及び期間

第 3 章第 24 節「災害救助計画」を参照。（P128）

4 物資の調達先

被服、寝具、その他の生活必需品の調達は、調達先等について、別途定めるものとする。

第15節 防疫及び災害廃棄物処理計画

災害時における被災地の防疫及びごみ、し尿、がれき等の処理は、次によるものとする。

なお、ごみ、し尿、がれき等の災害廃棄物の処理については、災害時における災害廃棄物を迅速に安全かつ衛生的に処理することを目的として策定した西都市災害廃棄物処理計画によるものとする。

担当する機関		項　　目
市	民生対策部	・防疫班の編成に関すること。 ・避難場所の防疫に関すること。 ・災害廃棄物の処理に関すること。

＜災害対応フェーズ＞

		発災　3 時間　72 時間　2 週間　1 カ月					
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
市担当	民生対策部			◯防疫班の編成 ◯避難場所の防疫の実施 ◯災害廃棄物の発生量の推計 ◯災害廃棄物処理実施計画の策定 ◯災害廃棄物の処理の実施			

第1款　　防疫

1 実施責任者

市長は、感染者が発生し、又は感染症が流行するおそれのある場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 27 条の規定に基づく知事の指示に従い、当該地域及びその周辺の地域に対し、感染症予防のために防疫を実施するものとする。

2 防疫班の編成

防疫実施のための防疫班は、状況等を勘案して健康管理課が編成するものとする。

3 防疫方法

市長は、知事の指示に基づき清掃方法、消毒方法、そ族、昆虫等の駆除及び給水の確保を迅速的確に実施するものとする。

4 患者等に対する措置

(1) 災害地に発生した一類及び二類感染症患者は、第二種感染症指定病院に入院させるものとする。

(2) 災害の状況によって、感染症指定病院に収容困難なときは、又はその他の感染症が集団発生した場合は、高鍋保健所長と協議し対応するものとする。

5 避難所の防疫措置

市長は、避難所を開設したときは、県の指導のもとに避難所における防疫の徹底を図るものとする。この場合、衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て、防疫の完璧を期するものとする。

6 防疫用薬剤の調達

防疫用薬剤の調達の必要が生じたときは、宮崎県医薬品商業組合西都支部の協力を得て調達するものとする。

第2款　　災害廃棄物

1 実施責任者

大規模災害時市民の生活環境を確保し、復興を推進するため、市長は災害廃棄物を処理するものとする。

2 組織の編成

民生対策部の廃棄物班は、市内の災害廃棄物を迅速に処理するものとする。

3 実施計画の策定

災害発生直後からの情報収集により災害廃棄物の発生量の推計を行い、災害廃棄物処理実施計画を策定するものとする。

策定する主な事項は次のとおりである。

(1) 被害情報の集計及び発生量の推計
(2) 生活ごみ処理計画
(3) し尿処理計画
(4) 粗大ごみ処理計画
(5) がれき処理計画

4 処理方法

策定した実施計画に基づき、災害廃棄物の処理を実施するものとする。

5 協力要請

市は、人員、資器材等の確保の必要が生じたときは、県、その他市町村、関係団体、民間業者、自衛隊等に協力支援の要請を行うものとする。

第16節 行方不明者及び遺体の捜索埋葬計画

市は、行方不明者及び遺体等の捜索及び関係情報の入手に努めるとともに、防災関係機関との連携を図りながら早期発見に努めるものとする。

担当する機関		項　　目
市	総務対策部	・迷い人、行方不明者の把握に関すること。 ・遺体等の捜索、遺体の通報に関すること。 ・防災関係機関への協力要請に関すること。
	消防対策部	・遺体及び行方不明者の捜索に関すること。
	民生対策部	・遺体処理班の編成等、遺体処理に関すること。
関係機関	宮崎県	・遺体等の捜索、検案活動の支援に関すること。
	県警本部	・行方不明者相談所の開設と相談活動に関すること。 ・遺体の収容、死体見分に関すること。
	警察署	
	日本赤十字宮崎県支部	・遺体等の捜索、検案活動の支援に関すること。
	消防団	・遺体等の捜索に関すること。

＜災害対応フェーズ＞

		発災　3 時間　72 時間　2 週間　1 カ月					
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
市担当	総務対策部			○迷い人、行方不明者の把握及び管理 ○遺体及び行方不明者の捜索活動、遺体発見の通報 ○遺体等の捜索、検案、火葬に関する支援要請			
	消防対策部			○遺体の捜索及び行方不明者の捜索			
	民生対策部			○遺体収容所、集中安置場所の設置、棺等の確保 ○遺体の検案、洗浄・縫合・消毒の実施 ○遺体の身元確認、納棺、埋火葬許可証の発行、火葬処理			
宮崎県				○遺体及び行方不明者の捜索活動、検案活動の支援			
県警本部				○遺体及び行方不明者の捜索活動 ○遺体の引渡し			
警察署				○行方不明者相談所の開設			
日本赤十字社宮崎県支部				○遺体及び行方不明者の捜索活動、検案活動の支援			
消防団				○遺体及び行方不明者の捜索活動			

1 行方不明者の調査

(1) 行方不明者相談所の開設

大地震発生後速やかに警察本部及び警察署等は、行方不明者相談所を開設し、行方不明者の捜索及び迷い人等の保護に関する相談活動を行うとともに、行方不明者届の受理を行うものとする。

(2) 迷い人等（迷子及び意識障がい者等）の措置

警察が迷い人等を保護した場合、市や病院等の防災関係機関は照会、手配を受けるものと

する。

また、保護した迷い人等のうち、保護者等の引取人がない者、及びそれが容易に判明しない者について、児童相談所又は福祉事務所に通告、又は引き継ぐものとする。

(3) 行方不明者の措置

警察が行方不明者届を受理した場合、市や病院等の防災関係機関は、必要な手配を受けるものとする。

(4) 安否照会への対応

警察は、避難所等へ被害調査班を派遣して、避難者、迷い人及び行方不明者の把握に努め、把握した避難者等については名簿を作成し、安否の照会に対応するものとする。

2 行方不明者の捜索

(1) 対象者

災害のため、行方不明の状態にある者（周囲の状況等によりすでに死亡していると推定されるものを含む。）

(2) 捜索の方法

捜索の計画は消防本部が行うものとする。捜索活動は災害規模に応じて市は捜索班を編成し、必要に応じて防災関係機関及び市民の協力を求めて実施するものとする。

(3) 捜索の費用及び期間

第 3 章第 24 節「災害救助計画」を参照。（P128）

3 遺体捜索及び処理のための搬送

市は、遺体捜索のため必要な人員、資材等を輸送する。

市は、遺体捜索やその輸送のための人員、遺体を移動させるため必要な人員、衛生材料等、遺体等を輸送するものとする。

4 遺体の処理

(1) 対象者

災害の際死亡したもので、その遺族が処理できないもの。

(2) 処理の方法

ア 遺体の処理の計画及び実施は、福祉事務所が所員を主体として処理班を編成し、必要に応じて、県及び日本赤十字社宮崎県支部の協力を求めて実施するものとする。

イ 変死体については、直ちに警察官に届出て検視規則（昭和 33 年国家公安委員会第 3 号）に定める検視を待って、遺体の引渡しを受け遺体の処理を行うものとする。

ウ 遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族又は当該市町村長に連絡のうえ、遺体を引渡すものとする。

エ 遺体の処理は、次によるものとする。

(ｱ) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

人心の安定上、腐敗防止上又は遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄、縫合及び消毒等の措置を行うものとする。

(ｲ) 検案

医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、又は、医師の診療中の患者が、最後の診療後 24 時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について死因その他につき、市は医学的検査をなすことがある。

(3) 処理の費用及び期間

第 3 章第 24 節「災害救助計画」を参照。（P128）

(4) 遺体の収容(安置)、一時保存

検視、検案を終えた遺体は、市の設置する遺体収容所に収容するものとする。

ア 遺体収容所(安置所)の設置

市は、被害地域の周辺の適切な場所(寺院 公共建物、公園等)に遺体の収容所(安置所)を設置するものとする。

被害が集中した市では遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村は、設置、運営に協力するものとする。

設置予定地（平成 31 年 3 月 4 日西都警察署長に選定通知）

1.向陵の丘　西都市大字南方字柳迫 6553 番地 9 外（4,000 ㎡）
2.茶臼原地区体育館及び隣接野球場　西都市大字茶臼原 706 番地（612.81 ㎡）
3.西都原イベント広場　西都市大字三宅字酒元ノ上（約 10,000 ㎡）
4.西都市食の拠点施設候補地跡　西都市大字岡富 669-2 外　（14,086 ㎡）
5.西都西地区運動場　西都市大字下三財字権現原地内

イ 棺の確保

市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保するものとする。

ウ 身元不明遺体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により、身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品ともに少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置するものとする。

5 遺体の確認

(1) 市は、遺体を発見した場合に、速やかに警察に連絡するものとする。
(2) 警察は、警察に対して届出がなされた遺体又は警察官が発見した遺体について、死体見分その他の所要の処理を行った後、遺族又は市長に引き渡す。死体の見分にあたっては、指紋資料の採取、写真撮影等を行うものとする。
(3) 市は、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ納棺する。また、埋火葬許可証を発行するものとする。
(4) 市は、身元不明遺体については、警察と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、遺品を適切に保存するとともに、歯科医師会の協力を得て身元の確認努めるものとする。
(5) 警察は、遺体の受取人がいないとき、又は身元不明の遺体は、戸籍法第 92 条第 1 項に規定する検視調書を添えて市に引き渡す。

6 他市町村において罹災した遺体が漂着した場合等の措置

(1) 遺体の身元が判明している場合は、その遺族、親戚縁者又は被災地の市町村長に連絡して引取らせるものとする。ただし、被災地域に救助法が発令されている場合にあっては、これを引取るいとまがない場合は、知事に遺体漂着の日、時、場所等を報告し、その指示を受けて措置するものとする。
(2) 遺体の身元が判明しない場合があって、救助法を適用された市町村から漂着したものであると推定される場合は、(1)と同様に取扱うものとする。なお、遺体の取扱いに関しては、遺品等があればこれを保管するとともに、遺体を撮影して記録として残しておくものとする。
(3) 遺体の身元が判明せず、かつ被災した市町村が推定できない場合は、行旅病人及行旅死亡人取扱法により処理するものとする。

7 遺体の埋葬

市は、適切に埋葬するため、死亡者数について正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して、埋葬を支援するものとする。

(1) 対象者

災害の際死亡した者で、その遺族が埋葬を行うことが困難なもの。

(2) 埋葬の方法

埋葬は、福祉事務所が行うものとし、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬又は納骨等とする。

(3) 埋葬の費用及び期間

ア 費　用

埋葬に要する費用の限度額は、資料－３１のとおりである。（P319）

イ 期　間

災害の発生の日からおおむね 10 日以内に完了しなければならない。

8 遺体の捜索、処理等に必要な機械、器具等の状況

遺体の捜索及び収容に必要な機械器具は、捜索の希望等諸般の事情を考慮して適宜調達するものとする。

9 火葬場の状況

火葬場の所在、名称は、次のとおりである。

西都市大字南方６５４５番地１(西都児湯クリーンセンター敷地内)

西都児湯斎場「再生の杜」　火葬炉５炉　１日１０体火葬可能

１０ 埋葬場所の状況

埋葬場所の所在、名称及び収容能力は次のとおりである。

西都市旭２丁目４５番地他　市営白馬墓地内無縁納骨堂　50 柱収容可能

１１ 広域火葬の実施

(1) 県は、県内市町村の火葬能力では不十分な場合、直接若しくは厚生労働省の協力を得て近隣県を通じて、他県の市町村での火葬の受入れを要請するものとする。

(2) 県は、受入れが認められれば、火葬場の受入れ可能数に応じて調整を行い、被災市町村に通知するものとする。

(3) 市は、県の調整結果に基づき具体的に他県の市町村の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送するものとする。

第17節 帰宅困難者対策計画

災害の発生により交通機能等が停止し、速やかに自宅に帰ることができない通勤、通学及び買物客等の帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止する必要な措置を講ずる。

担当する機関		項　　目
市	総務対策部	・帰宅困難者対策の実施に関すること。

＜災害対応フェーズ＞

		発災　　3 時間　72 時間　　2 週間　　1 カ月					
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
市担当	総務対策部		◯帰宅困難者に対する情報、物資等の提供				

1 帰宅困難者対策の実施

市は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、防災関係機関と連携し、一時避難場所に関する情報、道路等の交通の運行状況に関する情報等を迅速に提供するほか、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食料、水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図るとともに、その際、例えば、女性専用スペースを設けるなど、できる限り性別や年齢等、多様な主体のニーズに配慮するものとする。

第18節 公共土木施設応急対策計画

災害時における道路の応急対策は、次によるものとする。
なお、河川施設の応急対策は、第３章第７節「水防計画」に定めるところによるものとする。
(P70)

担当する機関		項　　目
市	建設対策部	・道路の応急復旧に関すること。

＜災害対応フェーズ＞

		発災　　3 時間　72 時間　　2 週間　　1 カ月					
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
市担当	建設対策部		○道路、橋梁の被害状況を把握 ○応急工事の実施				

第1款　　実施責任者

市が管理する道路の応急対策は、市長が行うものとする。

第2款　　道路施設の防護

１ 道路施設の防護

(1) 市長は、常に市の管理する道路の破損、決壊、橋梁流出そのほか交通に支障を及ぼすおそれのある箇所について検討を加え、災害時に迅速適切な措置がとれるよう努めるものとする。

(2) 市長は、自動車の運転者及び地区の市民等が、道路の決壊、崩土、橋梁流出等の災害を発見した場合、直ちに市長に報告するように指導及び啓発しておくものとする。

(3) 市長は、市が管理する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を西都土木事務所長に報告するものとする。

ア 被害の発生した日時及び場所
イ 被害の内容及び程度
ウ 迂回道路の有無

第3款　　応急処置

市長は、市が管理する道路に災害が発生した場合は、直ちに復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路のある場合はこれを利用して交通を確保するものとする。

第4款　　応急工事

１ 応急工事の体制

(1) 要員及び資材の確保

市長は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、次の措置を講じておくものとする。

ア 応急工事の施工に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法
イ 地元建設業者の現況把握及び緊急時における協力要請の方法
ウ 応急工事の施工に必要な資機材の確保

エ 建設機械等の現況把握及び緊急時における調達の方法

(2) 応援又は派遣の要請

市長は、被害甚大のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策を必要とする場合は、第１１節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、知事に対して自衛隊の災害派遣要請の依頼をするとともに、ほかの地方公共団体に対して応援を求めて、応急工事の緊急実施を図るものとする。(P85)

２ 応急工事の実施

(1) 応急工事

被害の状況に応じて、おおむね次の仮工事により応急の交通確保を図るものとする。

ア 排土作業又は盛土作業

イ 仮舗装作業

ウ 障害物の除去

エ 仮道、さん道、仮橋等の設置

(2) 応急工事の順位

被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施するものとする。

第5款　　主要交通途絶予想箇所及び代替道路の現況

１ 主要交通途絶予想箇所及び代替道路の現況

災害時における主要道路の交通途絶予想箇所及び代替道路の現況は、資料－６、その７のとおりである。(P286)

第6款　　車両機械の状況

１ 車両機械の状況

市所有車両機械の状況は、資料－２２のとおりである。(P313)

第19節 ライフライン応急対策計画

災害時におけるライフラインの応急対策については、次によるものとする。

なお、市が管理する上下水道についての応急対策については、市長が行うものとし、電力及びガス及び通信施設等の応急対策について、県及び各事業者は市と連携を図りつつ迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

担当する機関		項　　目
市	総務対策部	・避難所、医療機関、公共施設等への燃料供給に関すること。
	民生対策部	・上下水道施設の被災状況の把握に関すること。 ・上下水道施設の応急措置に関すること。 ・ライフライン施設の応急復旧作業に関すること。 ・上下水道施設の広報に関すること。
関係機関	九州電力株式会社	・電力停止時の措置に関すること。
	通信事業者	・電話停止時の措置に関すること。
	LP ガス事業者	・応急復旧に関すること。 ・事業者同士の協力に関すること。
	給油事業者	・燃料の供給に関すること。

＜災害対応フェーズ＞

		発災　3 時間　72 時間　2 週間　1 カ月					
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
市担当	総務対策部		○避難所、医療機関、公共施設等への燃料供給支援				
	民生対策部		○ライフライン施設の被災状況の把握 ○上下水道施設の応急復旧作業の実施 ○ライフライン施設の応急復旧作業支援 ○上下水道の状況に関する広報				
九州電力株式会社			○電力施設の応急措置の実施				
通信事業者			○通信施設の応急措置の実施				
LP ガス事業者			○LP ガス設備の応急措置の実施				
給油事業者			○緊急自動車への給油、公共施設・医療機関への燃料供給の実施				

第1款　　上下水道対策

1 被災状況の把握

市長は、関係課又は事業者等に被災状況の報告を依頼し、迅速に把握するものとする。

2 応急措置

市長は、市の管理する施設について、災害時に適切な処置を行うため、災害対策計画に基づき迅速に対応しなければならない。

3 応援又は派遣の要請

市長は、被害が広範囲に発生するなど応急対策が困難な場合は県知事に対し応援を要請するものとする。

４ 情報の連絡及び広報
　市長は、被害状況及び応急処置及び応急復旧状況について、県の災害対策本部への連絡を密にする。また、被害状況及び応急復旧の見通しについて市民への広報を実施するものとする。

第2款　　電力及び通信施設対策

１ 被災状況の把握
　市長は、宮崎県地域防災計画第２編第３章第 15 節第２款に定める「ライフライン施設の応急復旧」に基づき迅速に対応しなければならない。
２ 応急措置
　県及び各事業者は、宮崎県地域防災計画第２編第３章第 15 節第２款に定める「ライフライン施設の応急復旧」に基づき迅速に対応しなければならない。
３ 復旧作業への協力
　市長は、復旧作業を円滑に行うために県又は各事業者の災害対策部等から情報又は場所等の提供依頼があった場合は協力をしなければならない。
４ 情報の連絡及び広報
　市長は、被害状況及び応急措置及び応急復旧状況について、県の災害対策本部への連絡を密にする。また、被害状況及び応急復旧の見通しについて市民への広報を実施するものとする。

第3款　　ガス設備、ガス施設対策

１ 被災状況の把握
　市においては、都市ガス設備が未整備であるため、市長は、「災害時における LP ガス供給活動等に関する協定」に基づき、被災状況の把握に努めるものとする。（資料－３２　その２９）（P401）
２ 応急措置
　各事業者は応急措置を迅速に行わなければならない。なお、応急措置の順位は下記のとおりとする。
　第１位　病院・避難所・官公庁等の公的機関及びその他重要な施設
　第２位　その他の施設
３ 復旧作業への協力
　市長は、復旧作業を円滑に行うために県又は災害対策部等から情報又は場所等の提供依頼があった場合には協力をしなければならない。
４ 情報の連絡及び広報
　市長は、被害状況及び応急措置及び応急復旧状況について、県の災害対策本部への連絡を密にする。また、被害状況及び応急復旧の見通しについて市民への広報を実施するものとする。

第4款　　燃料対策

１ 被災状況の把握
　市長は、関係課又は事業者等に被災状況の報告を依頼し、迅速に把握するものとする。
２ 応急措置
　市長は、国の整備した災害時燃料拠点の利用により、避難所、医療機関、その他の重要施設への燃料確保を図るほか、県締結の「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」、「災害時における燃料の優先供給及び被災者支援等に関する協定」（資料－３３　P.439）の活用により、応急対策に努めるものとする。具体的な燃料供給は、「大規模災害発生時における燃料供給対策マニュアル（平成２９年３月策定・宮崎県 危機管理課）」に従って行う。

災害対応型給油所 （災害対応型 SS）	太陽光発電、内燃機関発電設備、貯水槽、井戸設備、緊急用可搬式ポンプなどの設備・機器を整備。給油は緊急車両が優先。地域住民には給水や一時避難場所を提供。2019.10 現在、西都市 1 箇所　（非公表）
中核給油所 （中核 SS）	自家発電設備、情報通信機器、大型化された地下タンクなどを整備。中核ＳＳにおける具体的な役割としては、緊急車両に対して優先給油を行なう。2019.2 現在、西都市 2 箇所。　（非公表）
小口燃料配送拠点	医療機関や避難所等に小型タンクローリーによる配送により、燃料供給を行う。自家発電設備、情報通信機器、タンクローリー、地上・地下タンク大型化や新増設などの整備が為されている。2019.2 現在、西都市 1 箇所　（非公表）
住民拠点 SS	自家発電機を備え、災害時に住民向けの燃料供給拠点となる。被災者の不安解消や買いだめ、買い急ぎによる経済的、社会的混乱を最小限に抑えるため、平時からその所在を資源エネルギー庁の HP 等で公表している。2019.10 現在、西都市では、三納給油所（平郡）、ジェイエイエネサプライ西都給油所の 2 箇所。

3 情報の連絡及び広報

市長は、被害状況及び応急復旧の見通しについて市民への広報を実施するとともに、住民向けの燃料供給拠点である、住民拠点 SS の周知並びに利用を促進し、混乱防止に努めるものとする。

第20節 災害広報計画

災害時における情報、被害状況等の広報は、次によるものとする。

担当する機関		項　　目
市	総務対策部	・被害写真の収集に関すること。 ・報道機関に対する発表に関すること。 ・被災者のニーズの把握に関すること。 ・市民に対する広報に関すること。 ・生活情報の提供に関すること。 ・相談窓口の設置に関すること。
	民生対策部	
関係機関	宮崎県	・被災者のニーズの把握に関すること。 ・生活情報の提供に関すること。 ・相談窓口の設置に関すること。

＜災害対応フェーズ＞

		発災　3 時間　72 時間　2 週間　1 カ月					
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
市担当	総務対策部		○被害写真の収集 ○報道機関に対する発表	○生活情報の提供 ○相談窓口の設置 ○被災者ニーズの把握			
	民生対策部						
宮崎県				○被災者ニーズの把握 ○生活情報の提供 ○相談窓口の設置			

第1款　　市における広報担当

市における災害情報、被害状況等の広報は総務対策部が行うものとする。

第2款　　被害写真の収集

1 被害写真の収集

(1) 総合政策課は職員を現地に派遣して、災害状況を撮影するものとする。
(2) 総合政策課は各課が撮影した写真の収集を図るものとする。
(3) その他現地における資料の収集を図るものとする。

2 報道機関に対する情報発表の方法

市において収集した災害情報等の報道機関に対する発表は次の事項について適宜行うものとする。

(1) 災害の種別及び発生日時
(2) 災害発生の場所又は地域
(3) 被害状況
(4) 市における応急対策の状況
(5) その他

第3款　　市民に対する広報

市において収集した災害情報及び応急対策の市民に対する広報は次の方法によるものとする。
1 防災行政無線により情報を提供
2 広報車により広報
3 市ホームページに掲載
4 報道機関を通じて周知
5 防災情報メール配信
6 ＳＮＳによる発信

第4款　　市民のニーズの把握

1 被災者のニーズの把握
　市は県とともに、被災者のニーズの把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、市民代表、民生・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。
　さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数か所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。
(1) 家族、縁故者等の安否
(2) 不足している生活物資の補給
(3) 避難所等の衛生管理(入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等)
(4) メンタルケア
(5) 介護サービス
(6) 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し(荷物の搬入及び搬出)
2 高齢者等要配慮者のニーズの把握
　自力で生活することが困難な高齢者(寝たきり、独居、認知証)、障がい者等のケアニーズの把握については、県職員及び市町村職員、民生及び児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域包括ケアシステムのチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービスの供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの巡回訪問等により、ニーズの把握に努めるものとする。
(1) 介護サービス(食事、入浴、洗濯等)
(2) 病院通院介助
(3) 話し相手
(4) 応急仮設住宅への入居募集
(5) 縁故者への連絡
(6) 母国との連絡

第5款　　生活情報の提供

市、県、防災関係機関等は、被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を各種媒体を活用して積極的に提供するものとする。
1 テレビ、ラジオの活用
　県内のテレビ、ラジオ局、CATV 局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行うものとする。
2 インターネットの活用
　市ホームページ等を活用して、被災者及び市民に不可欠な生活情報の提供を行うものとする。
3 ファクシミリの活用
　避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT、電器メーカー等の協力を得て、ファクシ

ミリを活用した、定期的な生活情報の提供を行うものとする。

４ 災害ニュースの発行

様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、震災ニュースとして、避難所、各防災関係機関等に広く配布するものとする。

５ 臨時 FM 局の設置、運営

阪神・淡路大震災時に設置されたような臨時 FM 局を設置し、災害復興及び被災者支援の専門局として位置付けて運営する方法も考えられる。

設置にあたっては、ＮＨＫほかの技術的協力及びボランティアの企画運営協力を得るものとする。

第6款　　相談窓口の設置

市は、県及び防災関係機関とともに、各種支援措置について、被災地以外へ疎開等を行っている被災者を含め、広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

１ 総合相談窓口の設置

市は、設置した相談窓口を復旧及び復興期に対応できるよう組織の再編を行い、被災者の生活再建のための総合相談窓口を設置するものとする。

地方における総合相談窓口は地方支部に設置するものとする。

２ 出張相談所の開設

市は、地方支部とともに、特に被害の大きかった地域においては、被災者の相談に応じるため、共同で出張相談所を開設するものとする。

西都市を窓口とする被災者支援制度一覧は、資料－４８（P.465）のとおり。

第21節 ボランティア等の活用計画

災害時におけるボランティア等の活用は、次によるものとする。

担当する機関		項　　目
市	総務対策部	・ボランティアに関する情報の収集、ニーズの把握に関すること。 ・ボランティア受け入れ体制確保に関すること。
	民生対策部	
関係機関	宮崎県	・ボランティアの調整及び支援に関すること。
	県社会福祉協議会	・ボランティア支援本部の設置、運営に関すること。
	市社会福祉協議会	・ボランティア現地本部の設置、運営に関すること。
	日本赤十字社宮崎県支部	・赤十字防災ボランティアの活動に関すること。
	警察署等	・地域安全ボランティアの活動支援に関すること。

＜災害対応フェーズ＞

		発災　3 時間　72 時間　2 週間　1 カ月					
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
市担当	総務対策部			○ボランティアに関する情報の収集ニーズの把握 ○ボランティア現地本部との連絡調整 ○地域ボランティアの活動支援			
	民生対策部						
宮崎県				○ボランティアの総合調整 ○ボランティア支援本部との連絡調整、情報収集及び提供活動 ○地域ボランティアの活動支援			
県社会福祉協議会				○ボランティア支援本部の設置、運営			
市社会福祉協議会				○ボランティア現地本部の設置、運営 ○ボランティア受け入れ体制の確保 ○地域ボランティアの活動支援			
日本赤十字社宮崎県支部				○赤十字防災ボランティアの活動			
警察署等				○地域安全ボランティアの活動支援			

第1款　　実施責任者

市長は、災害の状況により、本部の要員の不足が予測されるときは、市社会福祉協議会と連携して、ボランティア団体等へ協力を要請するとともに、市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置を要請し、受入体制の確保を図るものとする。

第2款　　実施方法

１ 実施方法

(1) ボランティアへの要請

総務対策部は対策班を編成し、市社会福祉協議会とともに、ボランティアに関する情報の収集及びニーズの把握に努めるとともに、情報を示して、ボランティアの参加及び協力を求めるものとする。

《参加及び協力を求めるボランティア》

ア 日本赤十字奉仕団
イ 自主防災組織
ウ アマチュア無線クラブ
エ 専門技能を有するもの
オ 各種団体及び企業
カ 市民（学生を含む）
キ その他各種ボランティア団体

(2) 受入れ体制の確保

災害発生後直ちに、市社会福祉協議会にボランティア現地本部を設置しボランティアの受入れ体制を確保するものとする。

被害が甚大で、市のみでは対応できないと判断される場合、県社会福祉協議会は事務局内にボランティア支援本部を設置し、ボランティア現地本部を支援するものとする。

(3) 「受入れ窓口」の運営

市社会福祉協議会は受入れ窓口として次の事項を実施するものとする。

ア ボランティア現地本部の活動内容

(ｱ) 被災地の生活ニーズの把握、活動プログラムの策定と提供
(ｲ) ボランティア活動支援のための資機材、物資等の募集及び確保と提供
(ｳ) 活動中のボランティアへの支援
(ｴ) ボランティア保険の加入促進と相談、加入手続
(ｵ) 被災者やボランティアに対する情報提供
(ｶ) ボランティア連絡会議の開催
(ｷ) ボランティア活動のための地図及び在宅要援護者のデータ作成及び提供
(ｸ) 災害対策本部との連絡調整
(ｹ) 「ボランティア支援本部」及び「ボランティア救援対策本部」への支援要請
(ｺ) ボランティアコーディネーターの受入れ
(ｻ) その他被災者の生活支援に必要な活動

２ ボランティア「受入れ窓口」との連携及び協力

(1) ボランティア現地本部及びボランティア支援本部との連携

市は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、コーディネートを担当する職員を配置し、市と災害ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集及び提供活動等を行うものとする。

(2) 活動拠点の提供

市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努めるものとする。

(3) ボランティア保険の加入促進

市は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進するものとする。

(4) ボランティア等への啓発

市は、民間支援団体やボランティア等が被災地において支援を行う際は、次に掲げる事項をはじめとして、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画・多様性の視点からの支援のあり方等について、周知及び伝達するよう努めるものとする。

ア 被災地では基本的に２人以上で行動する。
イ 被災者宅を訪問する場合等は、男女のペアとすることが望ましい。
ウ 被災者は、同性でないと把握できない悩みを抱えている場合を想定する。
エ 女性に対する暴力等を予防する。(防犯ブザーの携帯等)

第3款　腕章着用準備

ボランティアとして活動するときは、市より貸与された腕章を着用するものとする。

第4款　活動における留意事項

１ 高校生によるボランティア活動

高校生のボランティア活動については、保護者の承諾を受け、安全面への配慮を十分検討したうえで、校長が許可する。許可を受けた生徒は、公欠扱いとする。

(1) 一般ボランティア

ア 救援物資の運搬、配布
イ 食事の準備
ウ 危険の少ない範囲での片付け
エ 負傷者の看護補助

(2) 専門ボランティア

ア 専門高校の学科の特性を生かした参加
(看護科、工業科、農業科、水産科、家庭に関する学科等)
イ 無線部を有する学校の部活動の参加

２ 赤十字防災ボランティアの活動

赤十字防災ボランティアセンターは、ボランティア現地本部及び支援本部と連絡を密にして被災状況、被災者のニーズ等を把握し、活動内容及び派遣人員などの調整を行うものとする。

(1) 赤十字防災ボランティアの活動

ア 赤十字防災ボランティアの活動内容

日本赤十字社宮崎県支部は、積極的に赤十字防災ボランティアの参加協力を求めて災害救護活動の一層の推進を図ることとし、災害時に赤十字防災ボランティアに対し、次の技術・技能的な専門性のある活動を依頼する。

(ｱ) 救援活動、応急手当、担架搬送、救護所の設営、医療救護

(ｲ) 避難誘導、避難所の運営への協力、炊き出し、仮設住居等の設置
(ｳ) 救援物資等搬送、救援物資の整理・配送
(ｴ) 障害物の除去、被災地片付け
(ｵ) 情報収集・伝達、交通案内、通訳、カウンセリング、安否調査
(ｶ) 赤十字防災ボランティアの受付及び連絡調整
(ｷ) その他災害時に赤十字防災ボランティアに要請される活動

3 地域安全ボランティアの活動

(1) 「地域安全ボランティア活動」推進体制の整備

災害発生時にあって、「地域安全活動」を市民のニーズに沿った的確かつ効果的な活動とするため、ボランティアを中心に、防犯協会、警察、社会福祉協議会及び地方公共団体との連携及び協力体制の構築に努めるものとする。

(2) 地域安全活動ボランティアリーダーの育成

地域安全活動を市民主体の活動とし、平常時及び災害時の活動を地域の状況に応じた活動へと展開するために、地域に密着するボランティアグループや個人ボランティアを育成する必要がある。また、警察及び防犯協会は、防災関係機関及びボランティアリーダーと協力して地域に必要な情報の提供活動(地域安全ニュースの発行等)や、地域のニーズに応じた活動について検討する。

(3) 平常時及び災害時における地域安全活動内容

ア 平常時における(災害時に備えた)主な地域安全活動

(ｱ) 災害時の避難場所や避難経路の確認と、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者世帯に対する周知活動
(ｲ) 危険箇所の点検活動
(ｳ) 地域安全意識の高揚を目的とした地域安全活動研修会の開催
(ｴ) 地域でのパトロール活動
(ｵ) 地域安全ニュース等による情報提供活動等

イ 災害時における主な地域安全活動

(ｱ) 地域での安全パトロール活動
(ｲ) 避難場所の設置箇所や事件事故等の発生状況等、地域での安全な生活のため、必要な情報の提供活動
(ｳ) 高齢者等の弱者宅訪問活動
(ｴ) 防犯灯・街路灯の損壊により犯罪・事故等のおそれのある新たな危険箇所の確認活動
(ｵ) 防犯協会の防犯資機材や各地から寄せられる救援物資の配分協力活動等

第22節 災害義援金品の募集分配計画

災害時の義援金品の募集及び配分は、次によるものとする。

担当する機関		項　　目
市	出納対策部	・義援金品等の受付、保管に関すること。
	民生対策部	・義援金品等の配布に関すること。

＜災害対応フェーズ＞

		発災　3 時間　72 時間　2 週間　1 カ月					
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
市担当	出納対策部				○義援金品等の受付、保管		
	民生対策部				○義援金品等の配布		

1 救護金品の取扱い

救護金品の募集、輸送及び配分は民間防災関係機関が共同して行うものとする。

2 義援金品の取扱い

市に送付された被災者に対する義援金品等は、出納対策部において受け付け、これを保管し、その配分については福祉事務所が行うものとする。

第23節 作業員充足計画

災害時における作業員の確保は、次によるものとする。

担当する機関		項　　目
市	建設対策部	・作業員の雇い上げに関すること。
	総務対策部	・救助法による作業員の雇い上げ

＜災害対応フェーズ＞

		発災　　3 時間　72 時間　　2 週間　　1 カ月					
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
市担当	建設対策部 総務対策部				○作業員の雇い上げ		

第1款　　実施責任者

市が実施する災害応急対策に必要な作業員の雇上げは、市長が行うものとする。

第2款　　作業員の雇い上げ

1 市における作業員の雇上げは、建設対策部において行うものとする。
2 市の各課が作業員を必要とするときは、次の事項を示して建設課に要請するものとする。
(1) 作業の内容
(2) 作業の種別
(3) 就労時間
(4) 所要人員
(5) 集合場所
(6) その他参考事項
3 市において、作業員を必要とする場合は、高鍋公共職業安定所長に要請して確保を図るものとする。

第3款　　救助法による作業員の雇上げ

救助法に基づく救助の実施に必要な作業員の雇上げは、救助法の適用が予想される場合を含み、次によるものとする。
1 作業員の雇上げは、総務対策部が行うが、作業員を有する事業所等との直接の連絡調整は、救助の種類によって業務担当課が行うものとする。
2 雇上げの範囲
救助の実施に必要な作業員の雇上げ範囲は、次のとおりである。
(1) 被災者の避難誘導作業員
災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導作業員を必要とするとき。
(2) 医療及び助産における移送作業員
ア 医療救護班で処置できない重症患者又は医療救護班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者がおり、病院、診療所に運ぶための作業員を必要とするとき。
イ 医療救護班によって医療、助産が行われる際の医師、看護師等の移動にともなう作業員

ウ 傷痍疾病がまだ治癒せず、しかも重症であるが、今後は自宅療養することになった患者を輸送するための作業員

(3) 罹災者の救助作業員

被災者を救出及びその救出に要する機械器具、その他資材の操作、後始末をするための作業員

(4) 飲料水の給水作業員

飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する作業員、飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する作業員及び飲料水を供給するために必要とする作業員

(5) 救助用物資の整備、輸送及び配分作業員

次の物資の整理、輸送及び配分に要する作業員

ア 被服、寝具、その他の生活必需品

イ 学用品

ウ 炊き出し用の食料品、調味料、燃料

エ 医療品、衛生材料

(6) 遺体捜索作業員

遺体の捜索に必要な機械器具、その他の資材の操作及び後始末に要する作業員

(7) 遺体の処理（埋葬を除く）作業員

遺体の洗浄、消毒等の処置をする作業員及び仮安置所まで輸送するための作業員

(8) 作業員雇上げの特例

ア ２の他埋葬、炊き出し、その他救助作業の作業員を雇い上げる必要がある場合は、次の申請事項を明記して県に申請するものとする。

(ｱ) 作業員の雇上げをする目的又は救助種目

(ｲ) 作業員の所要人員

(ｳ) 雇上げを要する期間

(ｴ) 作業員雇上げのため必要とする経費

(ｵ) 作業員雇上げの理由

第24節 災害救助計画

被災後、被害が適用基準に達した場合は迅速に災害救助法を適用し、同法に基づく救助を円滑に実施するよう速やかに所定の手続きを行うものとする。

担当する機関		項　　目
市	総務対策部	・救助法の適用に関すること。
関係機関	宮崎県	・救助法の適用に関すること。

＜災害対応フェーズ＞

		発災　　3 時間　72 時間　　2 週間　　1 カ月					
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
市担当	総務対策部			○被害状況の把握、認定 ○救助法の適用申請			
宮崎県				○救助法の適用の公示 ○救助法に基づく救助の実施			

第1款　　実施責任者

救助法に基づく救助は、知事が実施する。救助の種類は、次のとおりとする。

１ 避難所及び応急仮設住宅の供与
２ 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
３ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
４ 医療及び助産
５ 被災者の救出
６ 被災した住宅の応急修理
７ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
８ 学用品の給与
９ 埋葬
１０ 死体の捜索及び処理
１１ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

ただし、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法第 13 条第 1 項によりその権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に委任することができる。

第2款　　救助法の適用基準等

１ 被災認定の基準

救助法の適用にあたっては、市が被害状況の把握及び認定について、次の基準で行うものとする。

(1) 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯 1 世帯をもって被災世帯 1 世帯、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については 2 世帯をもって被災世帯 1 世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあっては 3 世帯をもって被災世帯 1 世帯とみなして算定する。

(2) 住家の滅失等の算定

ア 住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 50%以上に達した程度のもの。

イ 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の 20%以上 70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のもの。

ウ 住家の床上浸水

ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 住家及び世帯の単位

ア 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ１住家として取り扱う。

イ 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

１棟の建物内でそれぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれひとつの世帯として取扱う。

(4) 救助法の適用基準

救助法による救助は、市町村単位の被害が下記のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに市町村毎に行うものとする。

ア 市における住家の被害が、次の表の左欄に揚げる人口に対し当該右欄の被災世帯に達したとき。

市　町　村　の　人　口	被　災　世　帯　数
５，０００人未満	３０世帯
５，０００人以上　１５，０００人未満	４０世帯
１５，０００人以上　３０，０００人未満	５０世帯
３０，０００人以上　５０，０００人未満	６０世帯
５０，０００人以上　１００，０００人未満	８０世帯
１００，０００人以上　３００，０００人未満	１００世帯
３００，０００人以上	１５０世帯

イ 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が、1,500 世帯以上であって、市の被災世帯数がアの被災世帯数の２分の１に達したとき。

ウ 被害が広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が 7,000 世帯以上であって、市の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。

エ 市の被災状況が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。

(ｱ) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

(ｲ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

2 救助法の適用手続

(1) 災害に対し、市における被害が「救助法の適用基準」のいずれかに該当するときは、災害報告要領により市長は、ただちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を申請するものとする。なお、申請は口頭によるものでも可とする。なお、災害救助法による救助の程度・方

法及び期間については、資料－３１のとおりである。(P319)

(2) 災害の事態が急進して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は、救助法の規定による救助に着手し、その状況をただちに知事に報告し、その指揮を受けるものとする。

(3) 知事は、市長からの申請に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、ただちに同法に基づく救助の実施について、市長に指示するとともに防災関係機関、厚生労働大臣に報告するものとする。

(4) 知事は、救助法を適用したときは、速やかに公示するものとする。

第3款　　救助の組織

本部が設置された場合における救助の組織は、第３節「組織計画」に定めるところによるものとする。なお、市本部を設置するにいたらない場合においては、平常の組織をもって対処するものとする。

第25節 文教対策計画

担当する機関		項　目
市	文教対策部	・県教育委員会との調整に関すること。 ・文教施設の応急復旧に関すること。 ・応急教育対策に関すること。 ・学校施設の確保に関すること。 ・教職員の確保に関すること。 ・教科書、学用品の給与に関すること。 ・学校給食対策に関すること。
関係機関	宮崎県	・応急教育の支援に関すること。
	県教育委員会	・応急教育の支援に関すること。
	市立学校	・教育の再開に関すること。

＜災害対応フェーズ＞

		発災　3 時間　72 時間　2 週間　1 カ月					
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
市担当	文教対策部			○教育委員会の連絡調整 ○文教施設の応急復旧 ○学校施設の確保 ○教職員の確保	○学校給食対策 ○学用品等の供給支援		
宮崎県				○応急教育の支援			
県教育委員会				○応急教育の支援			
市立学校			○児童生徒の安全確保	○応急教育の実施	○教育の再開 ○学校給食の応急措置		

第1款　　実施責任者

災害時における応急文教対策は、次によるものとする。

1 実施責任者

災害時の文教に関する応急対策の実施責任者は、次のとおりである。

(1) 市立小中学校、その他の市立文教施設の災害応急復旧は、市長が行うものとする。

(2) 市立小中学校、児童生徒に対する応急教育は、市教育委員会が行うものとする。

(3) 各学校長は、災害発生の場合、適切な措置がとれるよう、具体的応急計画を立てておくものとする。

(4) 救助法による教科書、教材及び学用品の支給については、知事の補助機関として、市長が行うものとする。

第2款　　休校措置

１ 応急教育対策

(1) 休校措置

ア 大災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、各学校長は、教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

イ 休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を児童生徒に周知するものとする。登校後決定し、帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、また低学年児童にあっては、教師が地区別に付き添って帰宅等の措置を講ずるものとする。

第3款　　学校施設の確保

１ 学校施設の確保

災害の規模、被害の程度により、次の施設を利用するものとする。

(1) 校舎の一部が利用できない場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは、二部授業等の方法による。

(2) 校舎の全部又は大部分使用できない場合

公民館等の公共的施設を利用し又は隣接学校の校舎等を利用する。

(3) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合

避難先の最寄りの学校又は被災をまぬがれた公民館等の公共的施設を利用する。

なお、利用すべき施設がないときは、応急仮校舎の建設をする。

(4) 市内に適当な施設がない場合

教育事務所を通じて県教育委員会に施設の斡旋を要請する。

第4款　　教職員の確保

市教育委員会は、教育職員の被災状況を把握するとともに、県教育事務所及び県教育委員会と緊密な連絡をとり、教育職員の確保に努めるものとする。

第5款　　教科書及び学用品の給与

災害により、住家に被害を受け、就学上欠くことのできない教科書や学用品を喪失又はき損した者に対して、災害救助法に基づき、被災台帳に登録されている児童、生徒を対象として学用品を支給する。

１ 給与の方法

市長は、学校長及び教育委員会と緊密な連絡を保ち、給与の対象となる児童、生徒の数を被災者名簿と当該学校における学籍簿と照合し、被害別、学年別に給与対処人員を正確に把握して、教科書にあっては、学年別、学科別、発行所別に調査集計し、調達分配する。文房具、通学用品にあっては前記給与対象人員に基づいた学用品購入(配分)計画表により購入配分する。

２ 学用品の調達

学用品の調達は、調達先等について、別途定めるものとする。

第6款　　学校給食対策

市教育委員会は、応急給食の必要を認めるときは、県教育委員会、県立学校、給食会及び保健所と協議の上、実施するものとする。

社会教育施設の管理者は、被害状況の把握に努めるとともに、被災施設の応急修理を速やかに実施するものとする。

第26節 貯木対策計画

災害における貯木は、次によるものとする。

担当する機関		項　　目
市	農林対策部	・貯木場における流木対策の実施に関すること。
関係機関	西都土木事務所	・貯木場における流木対策の実施に関すること。

＜災害対応フェーズ＞

		発災　　3 時間　72 時間　　2 週間　　1 カ月					
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
市担当	農林対策部	○貯木対策					
西都土木事務所		○貯木対策					

第1款　　貯木対策

1 貯木場における流木対策

市長は、西都土木事務所などの防災関係機関と協力し、貯木場における流木対策として次の措置を講ずるものとする。

(1) 災害が発生するおそれがある場合には、その災害情報を木材所有者等に通報し、災害情報の周知徹底と、事前措置等について指導する。

(2) 台風等の災害発生時における木材の流出に対処するため、あらかじめ木材所有者等に対し予防措置に必要な資材等の準備について指導及び啓発する。

(3) 木材が流出するおそれがある場合は、その所有者に対して、その木材をそれぞれ安全な場所に搬出し、確実に固縛するよう指導又は勧告する。

(4) 搬出不可能な山元貯木場で木材が流出するおそれがある場合は、その所有者に対し、流木防止処置をするように指導又は勧告する。

(5) 木材が流出した場合、ただちに警察、土木事務所及び下流の市町村へ通報するものとする。

第４章　地震災害対策計画

大地震は、その発生の様相及び規模において、台風、豪雨などの被害と根本的に異なるものがあり、その対策についても特別な措置を要する。

この計画は、このような考えに基づき、次の施策を実施し、もって市民の生命財産を保護し、災害の防止軽減を図るものである。

第1節 総則

第1款　　災害の想定

この計画は、次の規模の地震による災害を想定して策定した。

日向灘で発生する地震（南海トラフ巨大地震）

平成２５年１０月に県が公表した規模の地震とする。

地震の規模	マグニチュード	（M）9.1
死　傷　者	（被害全域）	約 1,200 名
住家全半焼	（全半壊）	約 8,200 棟

第2款　　本市における地震

本市及びその周辺の地震は過去の記録からみて、次のとおり分類できる。

１ 日向灘で発生する地震
２ 霧島火山周辺の地震
３ その他

これらのうち、日向灘で発生する割合が高い。日向灘での大規模な地震は、宮崎沖、延岡沖及び都井岬の南東沖などで発生することが多い。

第2節 地震災害予防計画

地震災害予防計画は、大地震による災害を防止削減するために、防災に関する訓練、防災知識の普及、自主防災組織及び情報連絡通信施設の整備、避難施設等整備計画について定め、その実施を図るものとする。

<table>
<tr><th colspan="2">担当する機関</th><th>項　　目</th></tr>
<tr><td rowspan="5">市</td><td>危機管理課</td><td rowspan="2">・防災訓練計画に関すること。
・防災知識の普及に関すること。
・情報連絡通信施設整備に関すること。
・避難施設の整備に関すること。
・避難所、避難路の確保に関すること。
・避難所の広報に関すること。
・災害危険区域の広報に関すること。</td></tr>
<tr><td>消防本部</td></tr>
<tr><td>教育政策課</td><td>・学校教育における防災知識の普及に関すること。</td></tr>
<tr><td>社会教育課</td><td>・社会教育における防災知識の普及に関すること。</td></tr>
<tr><td>各課</td><td>・防災訓練の実施に関すること。</td></tr>
</table>

第1款　　防災訓練計画

1 総合防災訓練

地震災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、防災関係機関相互及び市民との協力体制の確立強化に重点をおく防災訓練を実施するものとする。

(1) 市は、防災関係機関及び市民の参加を求め、消防訓練、避難訓練、通信練、救助訓練等の総合的訓練又は、一部の訓練を地域の実情に即し実施するものとする。

(2) 学校、病院、工場、事業所その他消防法に定められた防火管理者は、その定める防火計画に基づき消火訓練、避難訓練を実施する。

2 無線通信訓練

宮崎県市町村防災行政無線協議会、宮崎地区非常通信連絡会、その他防災関係機関の実施する無線通信訓練に積極的に参加協力し、地震災害時において、円滑な通信の運用を確保するものとする。

第2款　　防災知識普及計画

1 行政広報の実施

(1) 市が定期的に発行する広報誌等に地震、災害対策に関する記事を掲載し、市民の防災知識の普及に努めるものとする。

(2) 地震時及び平常時の心得など震災に関する広報資料等を作成して、防災関係機関・団体・学校・市民等に配布し、防災知識の普及に努めるものとする。

(3) 大地震災害に関する映画、スライド等を利用し、震災に対する知識の普及に努めるものとする。

2 学校教育及び社会教育における防災知識の普及

(1) 学校教育

児童・生徒に対しては、学校におけるあらゆる教育活動の機会を通じ、必要に応じて震災に対する知識の普及に努めるものとする。

(2) 社会教育

社会教育の拠点である公民館を中心として、研修、集会等の機会を通じ、必要に応じて震

災に対する知識の普及に努めるものとする。

第3款　　情報連絡通信施設整備計画

有線電話が途絶し、防災関係機関及び集落との有線電話による情報連絡が不可能となる事態に備えて、次の対策をとるものとする。

１ 情報連絡通信網の整備

消防用無線及び市役所と集落を結ぶ防災行政無線の整備に努めるものとする。

２ 情報伝達ルートの複数確保

固定電話及び県防災無線が途絶した場合の情報収集、伝達ルートの確保のため、あらかじめ無線局を有する機関と無線の利用について協議しておくものとする。

第4款　　避難施設等整備計画

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、多数の長期避難者の発生が想定されている。このうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。

１ 避難場所の現況

大地震発生時において、建物が密集している市街地の中で、市民等の生命の安全確保のため公園・学校のグラウンド等を緊急避難場所として、避難者が災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった被災者が一時的に滞在することを目的とした避難所として、資料－５のとおり指定している。(P253)

市街地の指定緊急避難場所

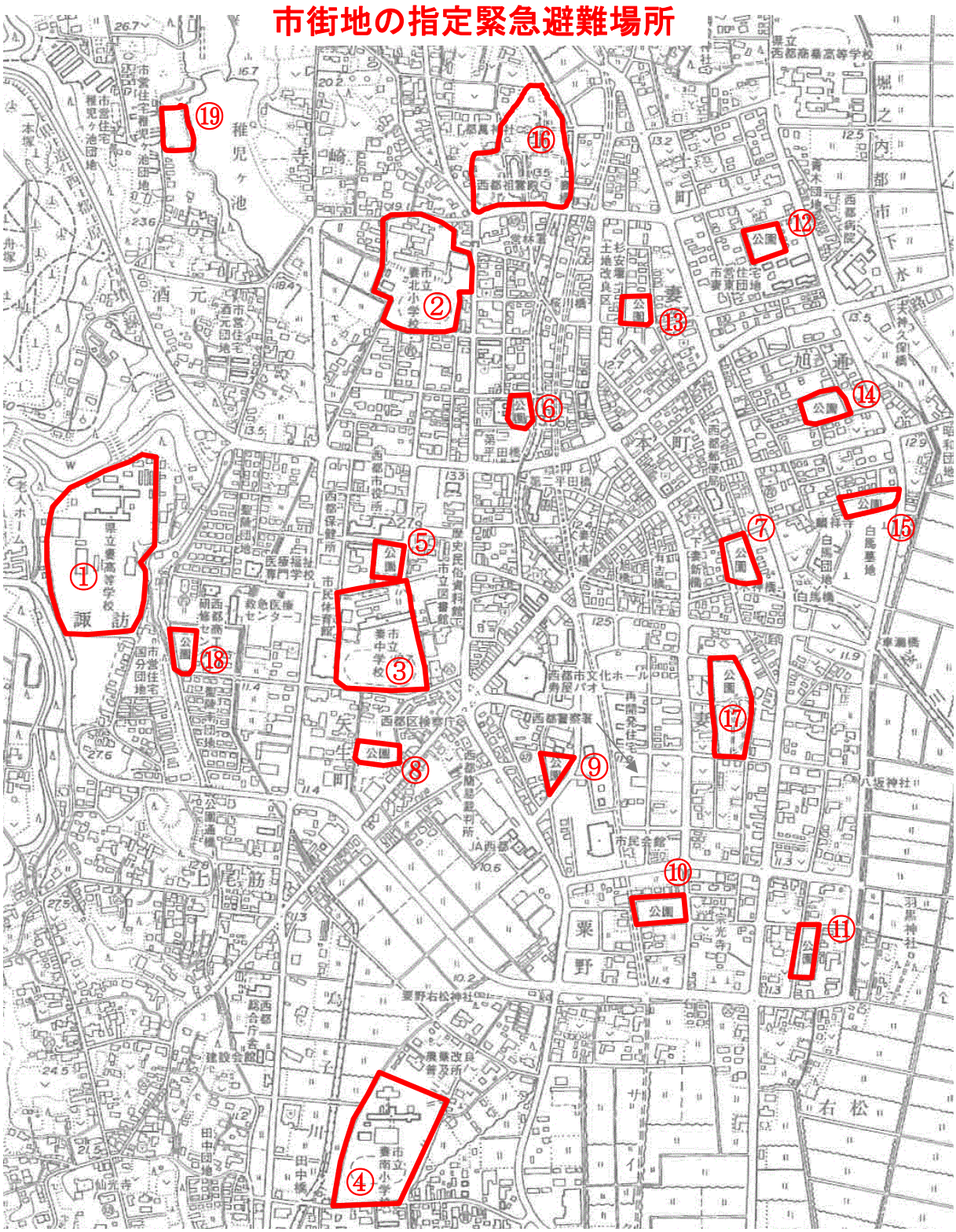

番号	避 難 場 所	番号	避 難 場 所	番号	避 難 場 所
1	妻高等学校グランド	8	矢生街区公園	15	東街区公園
2	妻北小学校グランド	9	駅前街区公園	16	妻萬公園
3	妻中学校グランド	10	下鶴街区公園	17	下妻公園
4	妻南小学校グランド	11	羽黒街区公園	18	聖陵街区公園
5	平田街区公園	12	中妻街区公園	19	稚児ヶ池公園
6	御舟街区公園	13	門前街区公園		
7	白馬街区公園	14	あさひ街区公園		

※平田街区公園については新庁舎建設に伴い移設（完成は R3 予定）

２ 避難計画の策定と避難対象地区の指定

(1) 避難計画の策定

市は、次の事項に留意して、避難計画を作成するとともに、避難所の管理責任予定者等関係者を対象とした研修を実施するものとする。

ア 避難指示又は緊急安全確保を行う基準及び伝達方法

イ 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人

ウ 避難所への経路及び誘導方法

エ 避難所(福祉避難所を含む)開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ｱ) 飲料水の供給

(ｲ) 炊き出し、その他による食料の供給

(ｳ) 被服、寝具、その他生活必需品の給与

(ｴ) 負傷者に対する応急救護

(ｵ) 要配慮者に対する介助等の対応

オ 避難所の管理に関する事項

(ｱ) 避難収容中の秩序保持

(ｲ) 避難者に対する災害情報の伝達

(ｳ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(ｴ) 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

(ｱ) 広報車による周知

(ｲ) 避難誘導員による現地広報

(ｳ) 住民組織を通じた広報

(2) 避難対象地区の指定

県地震想定調査に基づく災害危険度や地域の実情から判断して、山崩れ、がけ崩れ、火災の延焼拡大等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域について、重点的に避難収容体制の整備を推進する。

３ 避難所、避難路の確保

(1) 避難所の指定

市は、居住場所を確保できなくなった被災者に対する応急的な収容保護を目的として、避難所を次の基準により指定しておくものとする。

ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。

イ 速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

エ 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。

オ 人口密集地域においては、管内の公共施設のみでは避難所を量的に確保することが困難な場合があることから、あらかじめ次により避難所の確保を図っておくこと。

(ｱ) 隣接する市町村の公共施設等の利用

(ｲ) 企業や個人が保有する施設等の利用

カ 避難所の利用関係を明確にするため、当該施設の管理(所有)者の理解及び同意を得て指定するとともに、物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担等について明確にしておくこと。

(2) 避難路の確保

市は、避難所にいたる避難路を確保するため、従来の都市計画街路事業等に防災性を付与し、整備の推進を図るものとする。

また、沿道の不燃化、緑地の整備、地下埋設物の耐震化、危険物の除去、消防水利の確保等の対策を講じるものとする。

(3) 繁華街、観光地における避難所等の確保

多数の人が集まる繁華街、観光地においては、安全な避難所及び避難路を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努めるものとする。

4 避難所等の広報と周知

市は、市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難に関する広報活動を実施する。避難所等や災害危険地域を明示した防災マップや、広報誌及びＰＲ紙を活用して、市民等への周知を徹底するとともに、定期的に防災マップなどの見直しと、その内容の充実を図るものとする。

(1) 避難所の広報

市は、次の事項につき、広報紙等により市民に対し、周知徹底を図るとともに、避難所として指定した施設については、市民等にわかりやすく表示するものとする。

ア 避難所の名称
イ 避難所の所在位置
ウ 避難所への経路
エ その他必要な事項

(2) 避難のための知識の普及

市は、市民に対し、次の事項の普及に努めるものとする。特に、自家用車による避難は、交通渋滞が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物質の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるので、市民にその自粛を呼びかける。

ア 平常時における避難のための知識
イ 避難時における心得（特に、必要最低限の必需品の避難所への携行）
ウ 避難収容後の心得

(3) 災害危険区域の広報

地震時の土石流、地すべり、山崩れ、がけ崩れ、及び二次災害のおそれのある箇所については、過去の災害事例及び現況調査等を参考に、土砂災害危険箇所図を作成する等、市民に適切な方法で広報するとともに、土砂災害危険箇所への雨量計、その他監視施設の設置、危険箇所について巡回監視等に努めるものとする。

第3節 地震災害応急対策計画

大地震による災害が発生した場合に災害の拡大を防止し、又は軽減するため、活動体制の確立、応援協力体制の確立、通信連絡体制の確立、通信連絡対策、災害情報の収集、広報、避難、消火、医療、救出及び食料対策について計画し、その迅速な実施を図るものとする。

<table>
<tr><th colspan="2">担当する機関</th><th>項　　目</th></tr>
<tr><td rowspan="5">市</td><td>総括部</td><td rowspan="2">・災害対策本部会議の開催に関すること。
・防災会議の開催に関すること。
・職員の緊急動員に関すること。
・協力要請に関すること。
・災害状況の把握に関すること。
・広報に関すること。
・避難指示、緊急安全確保に関すること。
・避難者の収容に関すること。
・被災者の救出に関すること。</td></tr>
<tr><td>総務対策部</td></tr>
<tr><td>消防本部</td><td>・消火対策に関すること。
・被災者の救出に関すること。</td></tr>
<tr><td>市民対策部</td><td>・給水、食料対策に関すること。</td></tr>
<tr><td>民生対策部</td><td>・医療対策に関すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">関係機関</td><td>宮崎県</td><td rowspan="3">・応急対策活動への協力に関すること。</td></tr>
<tr><td>自衛隊</td></tr>
<tr><td>防災関係機関</td></tr>
</table>

＜災害対応フェーズ＞

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="6">発災　　3 時間　72 時間　　2 週間　　1 カ月</td></tr>
<tr><td>警戒期</td><td>発災期</td><td>初動期</td><td>展開期</td><td>復旧期</td><td>復興</td></tr>
<tr><td rowspan="4">市担当</td><td>総括部
総務対策部</td><td colspan="6">○注意報、警報等の収集
○防災関係機関への異常現象の通報
○避難を要する地域の状況把握、自主避難の指導
○高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の伝達
○職員の緊急動員
○災害対策本部会議等の開催
○被災者の救出</td></tr>
<tr><td>消防本部</td><td colspan="6">○消火対策
○被災者の救出</td></tr>
<tr><td>市民対策部</td><td colspan="6">○給水、食料の確保、供給</td></tr>
<tr><td>民生対策部</td><td colspan="6">○医療対策</td></tr>
<tr><td colspan="2">宮崎県</td><td colspan="6" rowspan="3">○応急対策活動への協力</td></tr>
<tr><td colspan="2">自衛隊</td></tr>
<tr><td colspan="2">防災関係機関</td></tr>
</table>

第1款　　組織の確立

大地震による災害が発生したときは、直ちに第３章第３節「組織計画」及び「西都市災害時職員用初動マニュアル」の定めによるところにより、本部を設置し、特別非常配備体制をとるとともに遅滞なく次の措置を講ずるものとする。

なお、市庁舎が被災した場合における本部の設置場所は、本部長が決定し、指示するものとする。(P58)

１ 本部会議の開催

本部長は、市本部を設置したときは直ちに本部員を召集し、応急対策について協議するものとする。

なお、本部員（対策部長）は、本部会議の決定に基づき、所属職員を指揮して応急措置の万全を期するものとする。

２ 防災会議の開催

防災会議会長は、応急対策推進上必要と認めたときは、防災会議を招集し、災害に関する情報及び災害応急対策に関し、防災関係機関相互間の連絡調整について協議し、応急措置の万全を期するものとする。

３ 職員の緊急動員

(1) 執務時間中における動員

本部が設置されたときは、本部の職員の指示に従い、特別非常配備につくものとする。

(2) 執務時間外における動員

ア 職員は、大地震が発生したことを知ったときは、直ちに登庁し、配備体制につくものとする。

(3) (1)及び(2)の緊急動員連絡体系は、西都市災害時職員用初動マニュアルに基づくものとする。

第2款　　応急協力体制の確立

大地震による災害が発生したときは、直ちに次の措置を講じ、応援協力体制を確立し、災害対策に万全を期するものとする。

１ 防災関係機関との相互連絡

市は、次の防災関係機関との相互に密接な連絡を保ち、災害対策の迅速適切な推進に努めるものとする。

(1) 県

市は、県本部及び西都児湯地方支部と常に密接な連絡を保ち、相協力して災害対策に万全を期するものとする。

(2) 防災会議構成機関

西都市防災会議構成機関と密接な連絡を保ち、これら防災関係機関と相協力して災害対策に万全を期するものとする。

２ 自衛隊災害派遣要請依頼

大地震により緊急に人命救出等の必要を認めたときは、知事に対し、自衛隊の災害派遣要請の依頼をするものとする。

３ 応援要請

応急措置を実施するため必要があると認めたときは、隣接市町村及び県に対し応援を要請するものとする。

第3款　　通信連絡体制

大地震時における通信連絡は、第３章第６節「災害通信計画」に定めるところによるものとするが、有線通信の途絶、その他緊急必要な場合は、県に対し、移動無線の臨時配置を要請し、防災関係機関との通信連絡の確保を図るものとする。(P67)

第4款　　災害状況の緊急把握及び広報

１ 災害状況の収集は、第３章第５節「災害状況等の収集計画」に定めるところによるものとするが、市は特に次の措置を講じ、災害状況の緊急把握に努めるものとする。（P64）

(1) 航空機による緊急把握

大地震が発生し、緊急に災害状況の把握を必要とするときは県に対し、航空自衛隊航空機の派遣を依頼するものとする。

(2) 調査班による調査の実施

大地震による被害が発生したときは、直ちに調査班を編成し、被害状況の調査把握を行うものとする。

２ 市民に対する広報

大地震時における災害情報の市民に対する広報は、第３章第２０節「災害広報計画」に定めるところによるものとするが、市は特に次の措置を講じ、災害情報の広報周知に努めるものとする。（P118）

(1) ラジオ・テレビ及び新聞による広報

ラジオ・テレビ及び新聞等報道機関の協力を得て、市民に対して災害情報及び応急対策の周知徹底を図るものとする。

(2) 広報車、防災無線等による広報

広報車、防災無線等により、災害広報の周知に努めるものとする。

第5款　　避難対策

大地震が発生した場合における避難対策は、第３章第１３節「避難計画」に定めるところによるものとするが、市は特に次の措置を講じ、震災時における市民の避難が円滑に適切に行われるよう努めるものとする。（P93）

１ 避難指示又は緊急安全確保

大地震が発生した場合、避難の時機を失わないよう速やかに避難指示又は緊急安全確保を行うものとする。

２ 避難指示又は緊急安全確保の伝達

(1) 避難指示又は緊急安全確保を発したときは、時機を失することなく、サイレン、警鐘、広報車、携帯用メール等を用い、又は併用して迅速に市民に対し、周知徹底を図るものとする。

(2) 放送による避難に関する伝達の必要を認めた場合は、県を通じ、また、放送機関に対し放送を要請するものとする。

３ 避難者の収容

既存収容施設が甚大な被害を受けた場合、又は被災者が多数のため既存収容施設の収容能力を超えた場合、野外収容施設を設営するものとする。

４ 避難経路の確保

通行に支障となる障害物の排除等に努め、避難経路の確保を図るものとする。

５ 避難者の緊急移送

避難者の移送のための車輌については、第３章第１２節「交通輸送計画」によるものとする。（P88）

第6款　　消火対策

大地震における消火対策は、第３章第８節「消防計画」に定めるところによるものとするが、特に次の措置を講じ、大地震における消火の万全を期するものとする。（P74）

１ 広報車を巡回させ、あらゆる火源の即時消火について市民に周知徹底を図るとともに状況に応じ、被災地域への送電等の停止を要請するものとする。
２ 大火が予想されるときは、直ちに隣接市町村に対し応援を要請するとともに、県に対して自衛隊の災害派遣要請の依頼等をし、消防力の結集を図るものとする。

第7款　　救出対策

大地震における被災者の救出は、第３章第２４節「災害救助計画」に定めるところによるものとするが、特に次の措置を講じ、被災者の救出に努めるものとする。(P128)
１ 市民等による救出
(1) 市民は積極的に消防団員（職員）及び警察官に協力し、被災者の救出に努めるものとする。
(2) 緊急に救出を要する場合は、現場付近の市民に対し、従事協力を命じ、救出活動に当らせるものとする。
２ 消防団員（職員）による救出
消防団員（職員）を主体とした救出班を編成し、警察官と相互に連絡協力し、被災者の救出に努めるものとする。
３ 職員による救出
市長は、必要に応じ職員による救出班を編成し、救出活動にあたらせるものとする。
４ 自衛隊の災害派遣要請
市長は、必要を認めたときは知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、被災者の救出に万全を期するものとする。

第8款　　給水対策

大地震時における給水対策は、第３章第１４節第３款「飲料水の供給」に定めるところによるものとするが、特に次の措置を講じ、給水の万全を期するものとする。(P104)
１ 給水対象人員の把握
給水対象人員を速やかに、調査把握するとともに、貯水池、井戸等の水源の確保に努めるものとする。
２ 給水容器等の確保
給水に必要な緊急用飲料水容器(ポリエチレン容器)等給水容器の確保に努めるものとする。
３ 給水車輌等の確保
給水に要する給水車、輸送車輌等が不足するときは、隣接市町村及び県に対し、応援を要請するものとする。

第9款　　食料対策

大地震時における罹災者に対する食料の確保は、第３章第 14 節「供給計画」に定めるところによるものとするが、特に次の措置を講じ、食料対策に万全を期するものとする。(P103)
１ 対象人員及び食料の調査把握
市は、食料給与対象人員及び配給可能食料の調査把握を行うとともに、県にその旨を報告するものとする。
２ 食料の確保
大地震による災害が発生したときは、直ちに県と協議して、食料確保について体制を整えるものとする。
３ 緊急炊き出し
必要を認めたときは、隣接市町村に対する炊き出しの応援要請等、緊急炊き出しの措置をと

るものとする。

４ 食料の緊急輸送

市において食料の輸送が困難な場合は、隣接市町村及び県に対し、食料輸送の応援又は要請を行うものとする。

第10款　医療対策

１ 大地震時における医療対策は、第３章第９節「医療救護活動計画」に定めるところによるものとするが、負傷者等の医療救護のため、特に必要と認めたときは、県に対し応援を要請し、負傷等に対する医療救助に万全を期するものとする。（P81）

第５章　災害復旧計画

災害復旧計画は、公共施設の災害復旧対策、住宅の災害復旧対策、農林漁業者及び中小企業者に対する融資対策並びに被災者の生活確保対策について定め、その実施を図るものとする。

第1節 公共施設災害復旧計画

公共施設の災害復旧対策は、次によるものとする。

担当する機関		項　　目
市	各課	・復旧及び復興の基本方針の決定に関すること。
関係機関	宮崎県	・復旧及び復興の基本方針の支援に関すること。

第1款　　災害復旧事業計画作成の基本方針

災害復旧にあたっては、各施設の原形復旧に合わせ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策計画に基づき応急復旧終了後、被害の程度を検討して計画するものとする。

この場合、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう防災関係機関と事前協議を行い、その調整を図るものとする。

第2款　　災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧は、おおむね次の事業について計画するものとする。

１ 公共土木施設災害復旧事業計画
２ 農林水産業施設災害復旧計画
３ 都市災害復旧計画
４ 上下水道災害復旧計画
５ 住宅災害復旧計画
６ 社会福祉施設災害復旧計画
７ 公共医療施設病院等災害復旧計画
８ 学校教育施設災害復旧計画
９ 社会教育施設災害復旧計画
１０ その他の災害復旧事業計画

第3款　　市における措置

１ 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合、被害の状況を速やかに調査把握し、県と協力して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

２ 緊急災害査定の促進

災害が発生した場合、被害状況を速やかに調査把握し、県と協力して緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

３ 災害復旧資金の確保措置

災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施を図るものとする。

第2節 住宅復旧計画

災害時における住宅の復旧対策は、次によるものとする。

担当する機関		項　　目
市	福祉事務所	・災害復旧住宅融資に関すること。
	建築住宅課	・災害公営住宅の建設に関すること。

第1款　　災害復旧住宅融資

１ 災害復旧住宅資金

被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融公庫法に規定する災害復興住宅資金の融資摘要災害に該当するときは、罹災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査、及び被害率の認定を早期に実施して災害復興資金の借入れ促進を図るものとする。

なお、この場合資金の融資が早急に行われるよう市は、罹災者が公庫に対して負うべき債務を保証するように努めるものとする。

２ 災害特別貸付金

被災者は、住宅の被害程度に応じて（滅失は新築、半壊以下の場合は補修）災害特別貸付の融資が住宅金融公庫から受けられるので、市長は罹災証明を発行し、県と協力して融資制度の内容及び申し込み手続等を指導するものとする。

第2款　　災害公営住宅の建設

１ 災害公営住宅は大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の１以上に達した場合、低所得被災世帯のため、国庫補助を受けて建設するものとする。

(1) 地震、暴風、洪水、高潮、その他の異常な天然現象による災害の場合

ア 被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき

イ 一市町村の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき

ウ 滅失戸数がその区域内住家戸数の一割以上のとき

(2) 火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき）

ア 被災地域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき

イ 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の一割以上のとき

２ 災害公営住宅は原則として市が建設し、管理するものとする。

３ 災害公営住宅の入居者の条件及び建設戸数は、おおむね次によるものとする。

(1) 入居条件

次の各号の条件に適合する世帯

ア 当該災害により住宅を滅失した世帯

イ 当該災害発生後３ヶ年間の月収は公営住宅法施行例第５条によるものとする。

ウ 現に居住し、又は同居しようとする親族がある世帯であること。

エ 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。

(2) 建設戸数

建設戸数は、被災滅失住家戸数の３割以内とする。

第3節 農林漁業資金融資計画

災害時の被災農林漁業者に対する融資政策は、次によるものとする。

担当する機関		項　　目
市	農林課	・被災農林漁業者に対する融資に関すること。

第1款　　農業関係

被災農業者及び被害農業協同組合に対しては、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして農業経営の維持安定を図るよう推進するものとする。

また、日本政策金融公庫資金の農林漁業セーフティネット資金、みやざきの農を支えるひなた資金の災害資金等の積極的な活用を図り、農業経営の維持安定を図るとともに、農地等の災害復旧資金として農業基盤整備資金、被災施設の復旧資金として農林漁業施設資金を活用し、共同利用施設、主務大臣指定施設の早急な災害復旧を図るものとする。

第2款　　林業関係者

被害林業者に対しては、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、林業経営の安定を図るよう推進するものとする。

なお、林業者に対する農林漁業金融公庫による融資制度の積極的な活用を指導するとともに災害後の復旧資金として林道、その他林業用共同利用施設等の長期低利の資金導入を円滑に進め、早期復旧を積極的に指導推進するものとする。

第3款　　水産業関係者

被害漁業者の施設（漁船、漁具）、漁獲物及び漁業用資材並びに、漁業協同組合（連合会）の管理する施設又は在庫品に対する被害については、天災融資法を適用し、災害復旧を図り、被害漁業者の経営の安定を図るよう推進するものとする。

また、日本政策金融公庫の融資制度を積極的に活用するとともに、宮崎県信用漁業協同組合連合会の系統金融の活用を図るものとする。

第4節 中小企業資金融資計画

災害時の被災中小企業者に対する融資対策は、次によるものとする。

担当する機関		項　　目
市	商工観光課	・被災中小企業者に対する融資に関すること。 ・緊急連絡会の開催に関すること。 ・緊急巡回相談の実施に関すること。
関係機関	宮崎県	・災害特別融資の斡旋に関すること。

第1款　緊急連絡会の開催

県、関係金融機関、関係指導機関等と緊急連絡会を開催して、災害融資の円滑化を図るものとする。

第2款　緊急巡回相談の実施

信用保証協会、商工会（商工会議所）及び中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融巡回相談を行ない、融資の指導斡旋を行うものとする。

第3款　政府系金融機関に対する災害特別融資の要請

県に対し中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫等の政府系等金融機関の災害特別融資の斡旋を要請するものである。

第5節 生活確保対策計画

災害時における被災者の生活確保対策は、次によるものとする。

担当する機関		項　　目
市	総務課	・罹災証明の交付に関すること。
	福祉事務所	・被災者に対する生活確保資金の融資に関すること。
	税務課	・市民税等の徴収、減免に関すること。
	商工観光課	・職業の斡旋に関すること。

第1款　　生活確保資金融資

災害を受けた低所得者に対する資金の融資、貸付等は次によるものとする。

１ 生業資金の貸付け

被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他の小額融資の貸付金を確保するため、次の資金等の導入に努めるものとする。

(1) 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け
(2) 被災者生活再建支援法による支援金
(3) 世帯更正資金の災害援護資金
(4) 救助法による生業資金
(5) 母子福祉資金
(6) 寡婦福祉資金
(7) 国民金融公庫資金
　ア 更正資金
　イ 恩給担保貸付金
　ウ 遺族国債担保貸付金
　エ 引揚者国庫債券担保貸付金

２ 被災世帯に対する住宅融資

低所得者世帯、母子世帯及び寡婦世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することが出来なくなった場合、住宅を補修し、又は非住家を住家に改造するため資金を必要とする世帯に対し、次の資金を融資するものとする。

(1) 世帯更正資金の災害援護資金又は住宅資金
(2) 母子福祉資金の住宅資金
(3) 寡婦福祉資金の住宅資金

第2款　　市民税等の徴収及び減免

被災者に対する市税の減免については、「西都市税減免の基準に関する規則」（昭和６０年規則第 19 号）に定めるところによる。

第3款　　職業の斡旋

市は、災害のため転職又は一時的に就職を希望し、本人の技能、経験、健康、その他の状況から判断して、就職可能なものについては、高鍋公共職業安定所と連絡協力して、職業斡旋に努めるものとする。

第4款　　罹災証明の交付

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、平時より住家被害の調査の担当者を育成し、他の市町村や民間団体との応援協定の締結を計画的に進めるなど、罹災証明の交付に必要な業務の実施体制を確立するものとする。災害時には遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

南海トラフ地震
防災対策推進計画編

第１章　総則

第1節 計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号。以下「特別措置法」という。）第５条第１項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴う円滑な避難の確保、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、一般災害対策編に基づき運用するものとする。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市の地域に係る地震防災に関し、市の区域内の防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、一般災害対策編第１章第４節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」のとおりである。

第3節 南海トラフ地震防災対策推進地域

第1款　　推進地域の指定

特別措置法第３条第１項の規定に基づき、平成 26 年３月 31 日内閣府告示第 21 号により、県全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された。

第2款　　指定基準

推進地域の指定基準は、次のとおりであり、推進地域においては、国、地方公共団体、民間事業者等が各種計画を策定し、それぞれの立場から地震防災対策を推進することとなった。

１ 震度に関する基準

震度６弱以上（関係都府県等が管轄地域内の防災対策を検討するために個別地域の状況を踏まえて実施した被害想定や防災アセスメントの結果、震度６弱以上となる市町村を含む。）

２ 津波に関する基準

「大津波」（3m以上）が予想される地域のうちこの水位よりも高い海岸堤防がない地域

３ 過去の地震による被害

(1) 過去に発生した南海トラフ地震で、特殊な地形の条件等により大きな被害を受けた地域については、次の南海トラフ地震でも同様の被害を受けないとはいえないため、これを配慮した地域とする。

(2) 「過去に発生した地震により大きな被害を受けた地域」という判断は、確かな古文書及び調査記録などに記録された個々の市町村の被害記録を基に、当該地域の揺れを震度階級に換算したものが震度６弱以上となる市町村とする。

４ 防災体制の確保等の観点

「周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制がとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする。」こととし、その具体的運用は以下のとおりである。

(1) 広域防災体制の一体性（消防、水防、医療、ごみ処理、上下水道など）

(2) 周囲を指定候補市町村に囲まれている市町村

第4節 南海トラフ地震の被害想定

第1款　　被害想定の概要

南海トラフ内全体でマグニチュード９クラスの地震が発生した場合の震度分布、各種被害等を踏まえながら、県内の現況を可能な限り反映させ、地震及び津波に関するより詳細な予測を行うとともに、それらに起因する各種被害の想定を行った。

なお、被害想定に当たって、県内に影響の大きい次の２つのケースを選定した。

１ 想定ケース①

内閣府（2012 年）が設定した強震断層モデル（陸側ケース）及び津波断層モデル（ケース⑪）を用いて、県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

２ 想定ケース②

県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

第2款　　被害想定

県が想定した南海トラフ地震に伴う被害想定の内訳は、次のとおりである。

１ 建物被害

全半壊棟数

シナリオ	季節・時間	エリア	液状化		揺れ		急傾斜地崩壊		津波		火災	合計	
			全壊（棟）	半壊（棟）	全壊（棟）	半壊（棟）	全壊（棟）	半壊（棟）	全壊（棟）	半壊（棟）	焼失（棟）	全壊・焼失（棟）	半壊（棟）
想定ケース①	冬 18 時	西都市	約 190	約 960	約 2,800	約 2,800	約 10	約 20	－	－	約 50	約 3,000	約 3,800
		県内全域	約 5,600	約 28,000	約 41,000	約 65,000	約 400	約 900	約 30,000	約 20,000	約 3,000	約 80,000	約 113,000
想定ケース②	冬 18 時	西都市	約 190	約 960	約 2,700	約 2,800	約 10	約 20	－	－	約 40	約 2,900	約 3,800
		県内全域	約 5,600	約 28,000	約 48,000	約 69,000	約 400	約 900	約 21,000	約 20,000	約 3,400	約 78,000	約 118,000

－：わずか

（注 1）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、西都市の数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

２ 人的被害

死傷者数

県内全域

シナリオ	季節・時間	建物倒壊				急傾斜地崩壊		津波		火災		ブロック塀他		合計	
		死者（人）	(家具)（人）	負傷者（人）	(家具)（人）	死者（人）	負傷者（人）	死者（人）	負傷者（人）	死者（人）	負傷者（人）	死者（人）	負傷者（人）	死者（人）	負傷者（人）
想定ケース①	冬深夜	約 3,000	約 160	約 17,000	約 2,200	約 50	約 60	約 12,000	約 1,300	約 50	約 80	約 0	約 0	約 15,000	約 18,000
	夏 12 時	約 1,800	約 70	約 13,000	約 1,400	約 20	約 20	約 7,800	約 1,000	約 30	約 100	約 10	約 360	約 9,700	約 15,000
	冬 18 時	約 2,500	約 100	約 13,000	約 1,500	約 30	約 40	約 6,900	約 990	約 110	約 250	約 30	約 880	約 9,500	約 16,000
想定ケース②	冬深夜	約 3,500	約 180	約 18,000	約 2,500	約 50	約 60	約 10,000	約 1,500	約 70	約 110	約 0	約 0	約 14,000	約 20,000
	夏 12 時	約 2,000	約 80	約 14,000	約 1,500	約 20	約 20	約 7,600	約 1,100	約 40	約 120	約 10	約 360	約 9,700	約 16,000
	冬 18 時	約 2,800	約 110	約 15,000	約 1,700	約 30	約 40	約 6,900	約 1,100	約 140	約 290	約 30	約 900	約 9,900	約 17,000

西都市

シナリオ	季節・時間	建物倒壊				急傾斜地崩壊		津波		火災		ブロック塀他		合計	
		死者（人）	(家具)（人）	負傷者（人）	(家具)（人）	死者（人）	負傷者（人）	死者（人）	負傷者（人）	死者（人）	負傷者（人）	死者（人）	負傷者（人）	死者（人）	負傷者（人）
想定ケース①	冬深夜	約 200	約 10	約 810	約 140	－	－			－	－	－	－	約 200	約 810
想定ケース②	冬深夜	約 190	約 10	約 790	約 130	－	－			－	－	－	－	約 190	約 790

－：わずか

（注 1）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、西都市の数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

要救助者数(自力脱出困難者数)

シナリオ	エリア	揺れによる建物倒壊に伴う要救助者数(人)			津波による要救助者数(人)			合計(人)		
		冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
想定ケース①	西都市	約 640	約 300	約 440				約 640	約 300	約 440
	県内全域	約 10,000	約 6,100	約 7,700	約 14,000	約 11,000	約 12,000	約 24,000	約 18,000	約 20,000
想定ケース②	西都市	約 620	約 300	約 430				約 620	約 300	約 430
	県内全域	約 11,000	約 6,600	約 8,500	約 11,000	約 8,800	約 9,200	約 22,000	約 15,000	約 18,000

－:わずか
(注 1)今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、西都市の数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

3 ライフライン被害

上水道

シナリオ	エリア	給水人口(人)	被災直後		被災１日後		被災１週間後		被災１ヶ月後	
			断水人口(人)	断水率(%)	断水人口(人)	断水率(%)	断水人口(人)	断水率(%)	断水人口(人)	断水率(%)
想定ケース①	西都市	約 27,000	約 26,000	100%	約 26,000	98%	約 21,000	80%	約 7,200	27%
	県内全域	約 1,068,000	約 1,027,000	96%	約 909,000	85%	約 680,000	64%	約 244,000	23%
想定ケース②	西都市	約 27,000	約 26,000	100%	約 26,000	98%	約 21,000	79%	約 7,100	27%
	県内全域	約 1,068,000	約 1,034,000	97%	約 927,000	87%	約 691,000	65%	約 234,000	22%

－：わずか
(注１)断水率は各市町村の給水人口に占める断水人口の割合としまいした。
(注２)今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、西都市の数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

下水道

シナリオ	エリア	処理人口(人)	被災直後		被災１日後		被災１週間後		被災１ヶ月後	
			支障人口(人)	機能支障率(%)	支障人口(人)	機能支障率(%)	支障人口(人)	機能支障率(%)	支障人口(人)	機能支障率(%)
想定ケース①	西都市	約 17,000	約 17,000	98%	約 13,000	79%	約 2,100	12%	約 230	1%
	県内全域	約 706,000	約 672,000	95%	約 535,000	76%	約 348,000	49%	約 315,000	45%
想定ケース②	西都市	約 17,000	約 17,000	98%	約 13,000	79%	約 2,100	13%	約 240	1%
	県内全域	約 706,000	約 672,000	95%	約 509,000	72%	約 249,000	35%	約 208,000	29%

－：わずか
(注１)機能支障率は各市町村の処理人口に占める支障人口の割合としました。
(注２)今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、西都市の数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

電力

シナリオ	エリア	電灯軒数(軒)	被災直後		被災１日後		被災４日後		被災１週間後	
			停電軒数(軒)	停電率(%)	停電軒数(軒)	停電率(%)	停電軒数(軒)	停電率(%)	停電軒数(軒)	停電率(%)
想定ケース①	西都市	約 18,000	約 18,000	98%	約 14,000	77%	約 4,100	23%	約 800	4%
	県内全域	約 644,000	約 584,000	91%	約 359,000	56%	約 119,000	18%	約 59,000	9%
想定ケース②	西都市	約 18,000	約 18,000	97%	約 14,000	76%	約 4,100	23%	約 800	4%
	県内全域	約 644,000	約 591,000	92%	約 372,000	58%	約 114,000	18%	約 47,000	7%

－：わずか
(注 1)停電率は各市町村の電灯軒数に占める停電軒数の割合としました。
(注２)今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、西都市の数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

固定電話

シナリオ	エリア	回線数(回線)	被災直後		被災１日後		被災１週間後		被災１ヶ月後	
			不通回線数(回線)	不通回線率(%)	不通回線率(回線)	不通回線率(%)	不通回線数(回線)	不通回線率(%)	不通回線数(回線)	不通回線率(%)
想定ケース①	西都市	約 10,000	約 10,000	98%	約 7,900	77%	約 450	4%	－	0%
	県内全域	約 337,000	約 307,000	91%	約 193,000	57%	約 47,000	14%	約 23,000	7%
想定ケース②	西都市	約 10,000	約 10,000	97%	約 7,800	76%	約 450	4%	－	0%
	県内全域	約 337,000	約 311,000	92%	約 200,000	59%	約 38,000	11%	約 18,000	5%

－：わずか
（注１）不通回線率は各市町村の回線数に占める不通回線数の割合としました。
（注２）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、西都市の数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

携帯電話

シナリオ	エリア	被災直後		被災１日後		被災４日後		被災１週間後	
		停波基地局率(%)	不通ランク	停波基地局率(%)	不通ランク	停波基地局率(%)	不通ランク	停波基地局率(%)	不通ランク
想定ケース①	西都市	14%	A	91%	A	37%	－	19%	－
	県内全域	13%	A	69%	A	32%	－	22%	－
想定ケース②	西都市	14%	A	90%	A	37%	－	19%	－
	県内全域	13%	A	71%	A	31%	－	21%	－

－：わずか
（注１）停波基地局率は、基地局全体に占める停波した基地局の割合としました。
（注２）携帯電話不通ランク　A:非常につながりにくい、B:つながりにくい、C:ややつながりにくい。
（注３）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、西都市の数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

4 交通施設被害

道路

シナリオ	エリア	津波浸水域被害(箇所)	津波浸水域外被害(箇所)	計(箇所)
想定ケース①	西都市		約 60	約 60
	県内全域	約 320	約 1,200	約 1,500
想定ケース②	西都市		約 60	約 60
	県内全域	約 260	約 1,200	約 1,500

－:わずか
（注１）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

5 生活への影響

避難者

シナリオ	エリア	被災１日後			被災１週間後			被災１ヶ月後		
		避難者(人)	避難所	避難所外	避難者(人)	避難所	避難所外	避難者(人)	避難所	避難所外
想定ケース①	西都市	約 9,200	約 5,500	約 3,700	約 13,000	約 6,700	約 6,700	約 1,4000	約 4,300	約 10,000
	県内全域	約 307,000	約 196,000	約 112,000	約 370,000	約 234,000	約 135,000	約 361,000	約 108,000	約 253,000
想定ケース②	西都市	約 8,900	約 5,400	約 3,600	約 13,000	約 6,600	約 6,600	約 1,4000	約 4,200	約 9,900
	県内全域	約 301,000	約 190,000	約 110,000	約 368,000	約 225,000	約 143,000	約 364,000	約 109,000	約 254,000

－：わずか
（注１）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、西都市の数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

帰宅困難者

シナリオ	エリア	就業者・通学者数(人)	帰宅困難者(人)
想定ケース①	西都市	約 13,000	約 1,800
	県内全域	約 558,000	約 46,000
想定ケース②	西都市	約 13,000	約 1,800
	県内全域	約 558,000	約 46,000

(注１)今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、西都市の数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

物資　需要量

シナリオ	エリア	被災１日後			被災１週間後			被災１ヶ月後		
		食料(食)	飲料水(ℓ)	毛布(数)	食料(食)	飲料水(ℓ)	毛布(数)	食料(食)	飲料水(ℓ)	毛布(数)
想定ケース①	西都市	約 20,000	約 78,000	約 11,000	約 24,000	約 64,000	約 9,300	約 16,000	約 22,000	約 5,600
	県内全域	約 705,000	約 2,726,000	約 323,000	約 844,000	約 2,039,000	約 351,000	約 390,000	約 731,000	約 154,000
想定ケース②	西都市	約 19,000	約 78,000	約 11,000	約 24,000	約 63,000	約 9,000	約 15,000	約 21,000	約 5,400
	県内全域	約 686,000	約 2,782,000	約 311,000	約 810,000	約 2,074,000	約 325,000	約 393,000	約 702,000	約 149,000

－:わずか

(注１)今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、西都市の数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

医療機能

シナリオ	エリア	人的被害			要転院患者数(人)	医療需要	
		死者(人)	負傷者(人)	重傷者(人)		要入院(人)	要外来(人)
想定ケース①	西都市	約 200	約 810	約 460	約 120	約 600	約 350
	県内全域	約 15,000	約 18,000	約 10,000	約 3,900	約 15,000	約 8,300
想定ケース②	西都市	約 190	約 790	約 450	約 120	約 590	約 350
	県内全域	約 14,000	約 20,000	約 11,000	約 4,000	約 16,000	約 9,100

－：わずか

(注１)今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、西都市の数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

６ 災害廃棄物等

災害廃棄物等

シナリオ	エリア	災害廃棄物(万トン)		
		災害廃棄物	津波堆積物	計
想定ケース①	西都市	約 40		約 40
	県内全域	約 1,200	約 330	約 1,500
想定ケース②	西都市	約 40		約 40
	県内全域	約 1,100	約 360	約 1,500

－わずか

(注１)今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、西都市の数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

7 その他被害

要配慮者

シナリオ	エリア	被災１日後			被災１週間後			被災１ヶ月後		
		避難者（人）	避難所	避難所外	避難者（人）	避難所	避難所外	避難者（人）	避難所	避難所外
想定ケース①	西都市	約 2,400	約 1,400	約 960	約 3,500	約 1,800	約 1,800	約 3,700	約 1,100	約 2,600
	県内全域	約 68,000	約 43,000	約 25,000	約 81,000	約 52,000	約 30,000	約 79,000	約 24,000	約 55,000
想定ケース②	西都市	約 2,300	約 1,400	約 930	約 3,400	約 1,700	約 1,700	約 3,700	約 1,100	約 2,600
	県内全域	約 67,000	約 43,000	約 25,000	約 83,000	約 51,000	約 32,000	約 82,000	約 24,000	約 57,000

－：わずか

（注１）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、西都市の数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

（注２）属性間での重複があります。

要配慮者
(1 週間後の避難所避難者に占める)

シナリオ	エリア	65 歳以上の単身高齢者（人）	5 歳未満の乳幼児（人）	身体障害者（人）	知的障害者（人）	精神障害者（人）	要介護者認定者(要支援者を除く)(人)	難病患者（人）	妊産婦（人）	外国人（人）
想定ケース①	西都市	約 680	約 230	約 420	約 80	約 30	約 330	約 60	約 50	約 20
	県内全域	約 17,000	約 10,000	約 13,000	約 1,900	約 1,200	約 9,400	約 2,000	約 2,000	約 1,100
想定ケース②	西都市	約 670	約 230	約 410	約 80	約 30	約 320	約 60	約 50	約 20
	県内全域	約 17,000	約 9,600	約 13,000	約 2,000	約 1,200	約 9,200	約 1,900	約 1,900	約 1,100

－：わずか

（注１）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、西都市の数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

（注２）属性間での重複があります。

文化財(被災可能性のある重要文化財)

シナリオ	エリア	総数(施設)	要因別内訳(施設)		
			揺れ	火災	津波浸水
想定ケース①	西都市	1	1	0	0
	県内全域	20	11	0	0
想定ケース②	西都市	1	1	0	0
	県内全域	20	12	0	0

（注 1）重要文化財の件数は、宮崎県教育長文化財課「平成 30 年度　宮崎県文化財行政要覧」に掲載されている、重要文化財 20 件（美術工芸品 11 件、建造物 9 件）（平成 30 年 10 月 31 日指定分まで）を対象としています。

孤立集落(孤立可能性のある集落数)

シナリオ	エリア	農業集落				漁業集落				計			
		揺れ	津波	揺れ＆津波	合計	揺れ	津波	揺れ＆津波	合計	揺れ	津波	揺れ＆津波	合計
想定ケース①	西都市	8	0	0	8	0	0	0	0	8	0	0	8
	県内全域	37	1	3	41	5	2	23	30	42	3	26	71
想定ケース②	西都市	8	0	0	8	0	0	0	0	8	0	0	8
	県内全域	48	3	0	51	16	24	0	40	64	27	0	91

（注１）孤立集落の箇所数は、「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査　内閣府平成 26 年」において、孤立可能性があるとされた集落を対象としています。

第２章災害予防計画

第1節　地震防災上緊急に整備すべき計画

第1款　施設の整備

市は、地震防災上緊急に整備すべき施設の整備について、一般災害対策編第２章第１節「都市防災構造強化計画」に定めるところによるもののほか、次の事業について事業化を検討し、具体的な目標及び達成期間を定めるものとする。

(1) 建築物、構造物等の耐震化及び不燃化
(2) 避難場所の整備
(3) 避難経路の整備
(4) 土砂災害防止施設
(5) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成 25 年総務省告示第 489 号に定める消防用施設
(6) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
(7) 通信施設の整備
ア 市防災行政無線
イ その他の防災機関等の無線

第2款　計画の整備

１ 避難所開設に関連する計画の作成
(1) 市は、避難所の開設時における応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ計画を作成するものとする。
(2) 市は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成するものとする。
(3) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資及び資機材が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄及び調達計画を作成するものとする。

第2節 救助体制の整備

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

3 実動部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

4 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

第3節 広域災害に備えた連携体制の整備計画

市は、宮崎県市町村防災相互応援協定等により応援要請を受けた場合に備え、他市町村からの避難者の受け入れ及び物資支援の拠点の体制を整備するものとする。

第1款　　広域避難者の受入体制の整備

市は、宮崎県市町村防災相互応援協定による応援要請又は広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の地域の避難者を受け入れる施設の事前確保に努めるものとする。

また、市は、応急仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握、社会福祉施設や病院における収容能力等の把握を行うものとする。

第2款　　応援拠点の確保

市は、県内外の防災関係機関や応援部隊とともに、被災地支援を行うため、応援活動組織の設置及び物資及び人員の応援の受け皿となる拠点を確保するため、あらかじめ応援拠点候補地を選定するものとする。

第4節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第1款　　市職員に対する教育

市は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の内容について、必要な防災教育を各課、各機関に行うものする。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
(2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
(3) 地震・津波に関する一般的な知識
(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
(5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
(6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
(7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

第2款　　市民等に対する教育

市は、防災関係機関と協力して、防災マップの作成、見直し、周知及びワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、市民等に対する防災教育を実施するものとする。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、次の内容について、実践的な教育を行うものとする。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
(2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
(3) 地震・津波に関する一般的な知識
(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海
(5) トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
(6) 正確な情報入手の方法
(7) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
(8) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
(9) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
(10) 避難生活に関する知識
(11) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備

蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

(12) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第3款　　相談窓口の設置

市は、県とともに、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第5節 防災訓練計画

(1) 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

(2) ⑴の防災訓練は、１１月５日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年１回以上実施するよう努めるものとする。

(3) ⑴の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。

(4) 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。

(5) 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。

ア 要員参集訓練及び本部運営訓練

イ 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

ウ 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練

エ 災害の発生の状況、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

(6) 防災訓練の実施に当たって配慮すべき事項

ア 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫すること

イ 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること

第３章　災害応急対策計画

第1節 組織の確立

第1款　　組織の確立

市は、気象庁から南海トラフ沿いの大規模な地震の発生の可能性が相対的に高まった状態の「南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒）」が発表されたときは、直ちに第３章第３節「組織計画」及び「西都市災害時職員用初動マニュアル」の定めるところにより、配備体制を整えるものとする。

第2節 関係者との連携協力の確保

第1款　　資機材、人員等の配備手配

市は、本計画の下位計画である、西都市災害時受援計画にしたがい、国や県、他の地方公共団体、民間事業者、ボランティアなどの各種団体等からの人的支援及び物的支援を最大限に活用し、不足する人的・物的資源を確保し補い、迅速かつ効果的な災害応急対策や被災者支援等の業務を行い、早期復旧を図るものとする。

１ 物資等の調達手配

(1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。

(2) 市は、県に対して市民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給を要請するものとする。

２ 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

３ 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2款　　他機関に対する応援要請

１ 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定等は資料－３２のとおりである。(P322)

２ 宮崎県が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定等は資料－３３のとおりである。(P439)

３ 市は、必要があるときは、１及び２に掲げる応援協定等に従い、応援を要請するものとする。

第3款　　帰宅困難者への対応

市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を推進するものとする。

第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助

第1款　　避難対策等

市は、災害救助法の適用となる避難対策について、一般災害対策編第３章第１３節「避難計画」のとおり適切な対応を行うものとする。

１ 自主防災組織及び施設における措置

自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び本部の指示に従い、市民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

２ 避難行動要支援者への避難支援

避難行動要支援者に対しては、次の点に留意するものとする。

(1) 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて避難支援等関係者と情報共有するものとする。

(2) 地震が発生した場合、市は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

３ 外国人、出張者等に対する避難誘導

市は、消防団、自主防災組織等とともに、外国人、出張者等の避難誘導等を行うものとする。

４ 避難所における救護上の留意事項。

(1) 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりである。

ア 収容施設への収容

イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給

ウ その他必要な措置

(2) 市は⑴に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

ア 流通在庫の引き渡し等の要請

イ 県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

ウ その他必要な措置

第2款　　迅速な救助

救助活動については、一般災害対策編第３章第８節第７款「救助救急計画」に定めるところによるものとする。（P79）

第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1款　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は一般災害対策編第４章第３節「地震災害応急対策計画」に定めるところによるものとする。（P140）

第2款　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された際には、情報の収集や伝達に努め、防災対応体制の確立を図る。情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制、及び災害対策本部の設置運営方法その他の事項ついては、一般災害対策編第４章第３節「地震災害応急対策計画」に定めるところによるものとする。（P140）

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、一般災害対策編第４章第３節「地震災害応急対策計画」に定めるところによるものとする。（P140）

(2) 地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制については、一般災害対策編第３章第２０節「災害広報計画」に定めるところによるものとする。（P118）

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

(1) 市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。その収集体制は一般災害対策編第３章第５節「災害状況等の収集計画」に定めるところによるものとする。（P64）

(2) 市は、災害対策本部等からの指示事項等の伝達は一般災害対策編第４章第３節「地震災害応急対策計画」に定めるところによるものとする。（P140）

(3) 避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については一般災害対策編第３章第５節「災害状況等の収集計画」に定めるところによるものとする。（P64）

4 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ８．０以上の地震の発生から１週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたＭ６．８程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

5 避難対策等

(1) 事前避難対象者の範囲

国からの指示が発せられた場合において、後発地震の発生により、特に被災する可能性が高く、事前の避難及びその後１週間避難を継続すべき対象者（以下「事前避難対象者」という。）は次のとおりとする。

ア 旧耐震基準（注）による建物の居住者
イ 土砂災害警戒区域内の居住者（土砂災害の発生原因が土石流であるものを除く）
注）1981（昭和 56）年 5 月 31 日までの建築確認において適用されていた基準

(2) 事前避難対象者等への啓発

市は、事前避難対象者等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

(3) 事前避難対象者等の避難行動等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、事前避難対象者に対し、避難指示を行うとともに、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

事前避難対象者等は、市の避難指示に従い、知人宅や指定避難所へ避難するものとする。

避難指示は地震の発生から１週間継続するが、当該期間経過後も１週間、後発地震に備え、自主避難を促す。なお、この間、南海トラフ沿いの大規模な地震の発生の可能性が相対的に高まった状態でなくなった旨の「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」が発表された場合は、避難指示を解除する。

(4) 避難所の運営

ア 市における、避難所の運営、救護等については、一般災害対策編第３章第１３節「避難計画」に定めるところによるものとする（P64）。ただし、他の災害応急対策、人命救助などを優先すべき場合は、必要に応じて鍵の開閉のみを行い、当初から避難者による自主運営に委ねるものとする。
イ 市は、避難所の自主運営のためのマニュアルを作成し、運営体制の構築に努めるものとする。

6 関係機関のとるべき措置

(1) 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

ア 警報等の情報の的確な収集及び伝達
イ 事前避難対象者等の避難誘導、避難路の確保

(2) 地域の秩序の維持

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。

ア 正確な情報の収集及び伝達
イ 不法事案等の予防及び取締り
ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(3) ライフライン施設の対策

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における、各ライフラインの供給体制を整備する。また、県及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

(4) 交通対策

ア 道路

(ｱ) 警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。
(ｲ) 市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ必要な事項を一般に広く周知させるものとする。
(ｳ) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域

内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、事前に住民に周知するものとする。

(5) 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(ｱ) 各施設に共通する事項

a 警報等の入場者等への伝達

b 入場者等の安全確保のための退避等の措置

c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

d 出火防止措置

e 水、食料等の備蓄

f 消防用設備の点検、整備

g 非常用発電機の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(ｲ) 個別事項

具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

a 病院、療養所、診療所等にあっては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

b 学校、職業訓練校、研修所等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

c 社会福祉施設にあっては重度の障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(ｱ) 市の措置

市は、アの(ｱ)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。また、本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

a 非常用発電機、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

b 無線通信機等通信手段の確保

c 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(ｲ) 避難所となる施設、学校施設、社会教育施設等の措置

防災計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者はアの(ｱ)又はアの(ｲ)に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急教護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

(6) 観光客等に対する措置

市は、市の地理に不案内な観光客等に対して、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を周知するため、パンフレットやチラシの配布や、避難誘導看板を設置するなどし、事前避難対象者の情報や避難場所、避難路等についての広報を行うよう努めるものとする。

第3款　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策は、一般災害対策編第４章第３節「地震災害応急対策計画」（P140）に定める他、次のとおりとする。

１ 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてＭ７．０以上Ｍ８．０未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０km 程度までの範囲でＭ７．０以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は１週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

２ 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、事前避難対象者等市民に対し、自主避難及び日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市は、施設・設備等の点検等、日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第5節 広域防災体制の確立

災害発生直後は国や都道府県からの応援が困難となることが想定されるため、できる限り県、市、防災関係機関等により対応できる体制作りを目指し、宮崎県市町村防災相互応援協定等に基づき、対策を検討するものとする。

第6節 広域応援活動

第1款　　応援拠点の開設及び運用

あらかじめ定めた応援拠点の候補地の中から、応援部隊の活動及び応援のため県内外から流入する物資及び人員の受け皿となる広域応援拠点を選定し、開設及び運用するよう努めるものとする。

第2款　　道路啓開支援

市は、他市町村の緊急輸送道路について、道路啓開（注釈 1）が速やかに行われるよう支援するよう努めるものとする。
（注釈１）道路啓開
緊急車両等の通行のため、1 車線でもとにかく通れるように早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けることをいう。

第3款　　物資の調達及び輸送応援

市は、被災市町村からの要請に基づき、備蓄物資の提供や協定締結先から物資の調達を行うものとする。
救援物資のニーズは、時間の経過とともに変化する。発災直後は、生活のための最低限必要な水、食料、毛布等の物資について、供給するものとする。
また、物資の支援は、県内市町村の要請に基づき実施するが、被災の状況等に応じて、自主的判断による物資支援を行うことも検討するものとする。

第4款　　他市町村からの避難者等の収容

１ 避難所開設の公示及び避難者の収容
市長は、他市町村の避難者を受け入れるため、避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示し、避難者を誘導して保護するものとする。

特殊災害対策編

第１章　火山災害対策

第1節 総則

第1款　　目的

本対策は、霧島山火山の噴火による災害を軽減するための災害予防対策を示すとともに、噴火が起こる又はその恐れがある場合において、防災関係機関が協力して市民の避難、救助等の災害応急対策を実施するための手順及び災害復旧・復興の進め方を示すことを目的とする。なお、本対策に特別の定めのない事項については、一般災害対策編に基づき運用するものとする。

第2節 火山災害予防計画

第1款　　連絡体制整備計画

１ 市民からの連絡体制

市は、市民からの前兆現象及び被害情報等が円滑かつ迅速に伝達できるように、あらかじめ連絡体制を整え、市民への周知徹底を図るものとする。

第2款　　防災知識普及計画

１ イベント等の開催

市は、県とともに、防災週間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、火山災害や二次災害の防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

第3節 火山災害応急対策計画

第1款　　災害発生直前対策

１ 火山災害に関する情報の伝達

市民や観光客等の生命の安全を確保するため、火山災害が発生する前の火山情報、異常現象に関する情報等を迅速かつ的確に伝達するものとする。

(1) 噴火前兆現象情報の収集と通報

ア 通報体制

市民等が、噴火前兆現象と思われる異常を発見した場合、市は防災関係機関とともに、情報の通報を実施する。通報体制は次のとおりである。

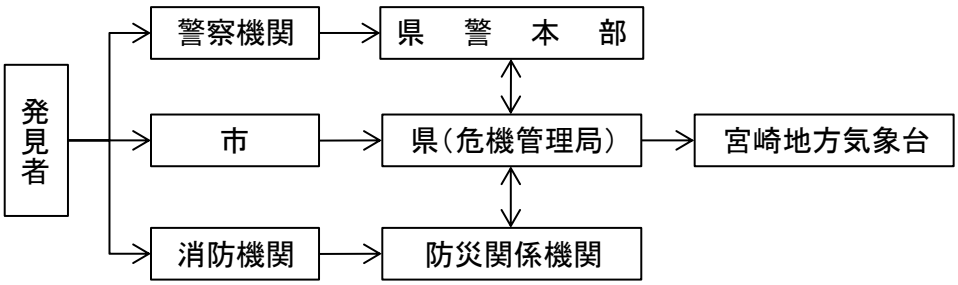

イ 異常現象の通報事項

通報すべき噴火前兆現象と思われる異常現象は、次のとおりである。

なお、市民等からの通報は、異常現象の内容が不明確となる場合があるが、発生場所（発見場所）については正確な情報を把握するよう努めるものとする。

火山及び火山周辺における通報すべき異常現象

顕著な地形の変化	山、崖等の崩壊 地割れ 土地の隆起及び沈降等
噴気、噴煙の異常	噴気口及び火口の拡大、位置の移動及び新たな発生等 噴気及び噴煙の量の増減 噴気及び噴煙の色、臭気・温度・昇華物等の異常
湧泉の異常	新しい湧泉の発見 既存湧泉の枯渇 湧泉の量、成分、臭気及び濁度の異常等
顕著な地温の上昇	新しい地熱地帯の発見 地熱による草木の立ち枯れ等 動物の挙動異常
湖沼及び河川の異常	水量、濁度、臭い、色及び温度の異常 軽石及び死魚の浮上 泡の発生
有感地震の発生及び群発	
鳴動の発生	

(2) 噴火警報等の発表と伝達及び通報

ア 噴火警報等の種類

鹿児島地方気象台及び福岡管区気象台は噴火警報等を発表する。また、噴火警戒レベルが定められた火山については、噴火警戒レベルを噴火予報、噴火警報により発表する。なお、市に関連する噴火警報等は次のとおりである。

(ｱ) 予報

降灰予報は、気象業務法第 13 条第１項及び第 14 条第１項の規定により、噴煙の火口からの高さが３千メートル以上、若しくは噴火警戒レベル３相当以上の噴火など、一定の規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね６時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する。

(ｲ) 火山現象に関する情報

鹿児島地方気象台及び福岡管区気象台は、噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況に応じ、次の火山現象に関する情報を発表する。（資料－３４ P443、資料－３５ P444、資料－３６ P445）

a 火山の状況に関する解説情報
b 火山活動解説資料
c 週間火山概況
d 月間火山概況
e 噴火に関する火山観測報

(ｳ) 火山情報の発表及び通報伝達官署

県に関係する火山情報の発表及び通報伝達官署は、次のとおりである。

<table>
<tr><th>火　山</th><th>発　表　官　署</th><th>通報伝達官署</th><th>情　報　の　種　類</th></tr>
<tr><td>霧島山
（新燃岳）
（御鉢）</td><td rowspan="2">福岡管区気象台

鹿児島地方気象台</td><td rowspan="5">宮崎地方気象台</td><td rowspan="5">火山現象に関する予報及び警報
・噴火予報
・噴火警報（居住地域）
略称：噴火警報
・噴火警報（火口周辺）
略称：火口周辺警報
・噴火警報（周辺海域）
・降灰予報
・火山ガス予報
火山現象に関する情報
・火山の状況に関する解説資料
・火山活動解説資料
・週間火山概況
・月間火山概況
・噴火に関する火山観測報</td></tr>
<tr><td>桜島</td></tr>
<tr><td>阿蘇山</td><td rowspan="3">福岡管区気象台</td></tr>
<tr><td>久重山</td></tr>
<tr><td>鶴見岳</td></tr>
</table>

(ｴ) 噴火警報等の通報及び伝達系統

宮崎地方気象台から発表される噴火警報等の通報及び伝達系統は、次のとおりである。

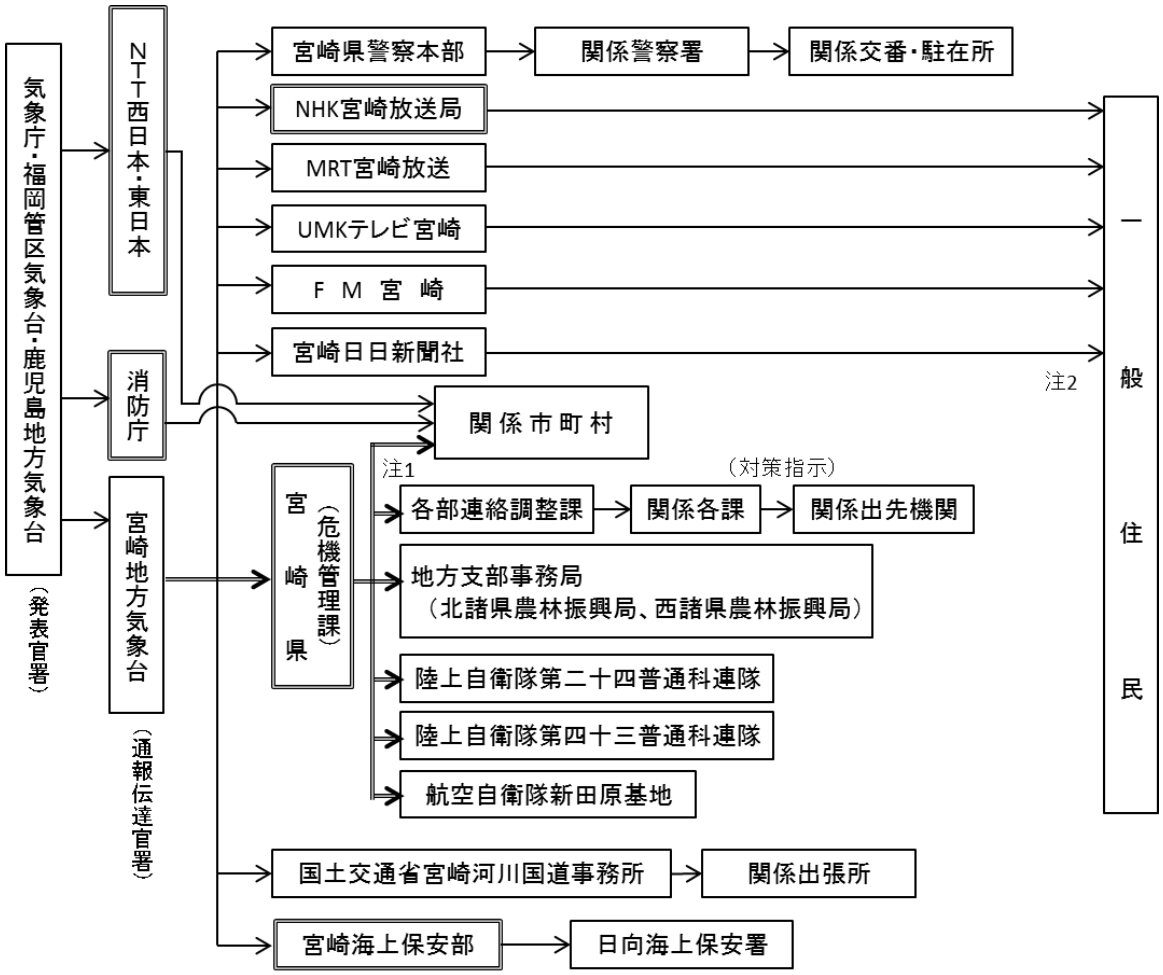

(ｵ) 市における措置

県からの伝達を受けた市は、伝達に係る事項を防災関係機関及び市民、その他関係のある団体に伝達する。この場合において必要があると認められるときは、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置について、必要な通報又は警告をする。

第2款　　活動体制の確立

市は、緊急情報が発表され、事態が重大と認められるとき、又は噴火により災害が発生し、その対策を要すると認められるときは、本部等を設置し、県及び防災関係機関の協力を得て、応急対策に万全を期するものとする。

なお、火山活動の活発化に伴い、災害防止のため必要があると認められるときは、県に準ずる体制をとるものとする。

第3款　　情報収集、連絡及び通信の確保

１ 災害状況等の緊急把握

市は、県とともに、特に次の措置を講じ、災害状況等の緊急把握に努めるものとする。

(1) 災害情報等の収集及び報告事項

市における災害情報等の収集及び報告すべき事項は、おおむね次のとおりである。

ア 人的被害及び住家被害の状況
イ 市民の避難基準及び避難の状況
ウ 被災地域の範囲、被害の種別、被害の程度等
エ 交通確保の状況
オ 噴火による噴石、火山れき（小石程度のもの）、降灰等の分布状況

最終報告の際は、５万分の１の図面にその分布を図示し、報告のこと。なお、降灰の分布状況は、堆積の深さ５cm 単位で図示すること。

第4款　　医療救護対策

一般災害対策編第３章第９節に定める「医療救護活動計画」に基づき迅速に対応するものとする。（P81）

第5款　　避難収容対策

一般災害対策編第３章第１３節に定める「避難計画」に基づき迅速に対応するものとする。(P93)

第6款　　情報伝達対策

１ 被災者等への広報

市は、異常現象が発生し、火山情報が発表される等、必要に応じて広報活動を実施するものとする。

(1) 広報の担当

あらかじめ定められた市における広報担当者が実施するものとする。

(2) 広報の内容

情報の公表、広報活動の際その内容について、防災関係機関相互に連絡を取るものとする。

ア 噴火前兆現象(異常現象)の状況
イ 噴火前兆現象(異常現象)に対する気象台の見解及び噴火警報等の内容
ウ 避難に関する事項
　(ｱ) 避難の必要性
　(ｲ) 避難実施にあたっての準備、特に避難時の携帯品
　(ｳ) 集結地点及び避難先、避難の場所
　(ｴ) 交通状況(交通途絶場所等)
エ 火山活動の状況
　(ｱ) 噴火地点
　(ｲ) 噴火の状況
　(ｳ) 噴火の影響度
オ 被害の状況
　(ｴ) 被害区域
　(ｵ) 人の被害状況
　(ｶ) 交通施設の被害(特に道路の被害状況)

カ 災害対策の状況
キ その他必要事項

第7款　　農林水産物応急対策

１ 農産物応急対策
　噴火に伴う降灰のため汚染された土壌の改良、病害虫の防除、資材種苗の確保、資金対策等の措置を講じ、農産物被害の防止軽減を図るものとする。
２ 家畜応急対策
　噴火に伴う降灰のため汚染された飼料の不足分の確保、家畜の防疫対策、資金対策のほか、乳牛の搾乳、生乳の集送、肉畜の運搬及びと殺等流通対策の措置を講じ、家畜被害の防止軽減を図るものとする。
３ 林産物応急対策
　噴火に伴う降灰のため被害を受けた幼令木、苗木、林産物等の対策及び資金対策を講じ、林産物被害の防止軽減を図るものとする。
４ 水産物応急対策
　噴火に伴う降灰のため被害を受けた養魚対策として、養殖用種苗及び飼料の確保、河川漁業の資源回復、資金対策等の措置を講じ、水産物被害の防止軽減に努めるものとする。

第4節 火山災害復旧及び復興計画

第1款　　継続災害への対応方針

市は、県とともに、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧、その他の被災地域の復興を図るための措置を国（厚生労働省、中小企業庁、農林水産省、国土交通省、文部科学省）に要請するものとする。

第２章 航空災害対策

第1節 総則

第1款　　目的

本対策は、航空機の墜落炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害(以下「航空災害」という。)が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、市がとるべき対策について、必要な事項を定めるものとする。なお、本対策編に特別の定めのない事項については、一般災害対策編に基づき運用するものとする。

第2節 航空災害予防計画

第1款　　迅速かつ円滑な航空災害応急対策への備え

１ 災害応急体制の整備

市は、航空災害対策について、必要に応じ、職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するものとする。

２ 防災関係機関相互の連携体制の強化

市は、相互に連携を強化するため、体制の整備を図るものとする。応急活動に関し、相互応援協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておくものとする。

第3節 航空災害応急対策計画

第1款　　災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

１ 航空災害情報の収集・連絡

(1) 各機関の措置

航空災害が発生した場合において、市は、消防職員等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行うものとする。

航空災害が発生した場合において、西都警察署は、直ちに事故発生地を管轄する警察署員等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行うものとする。

また、墜落現場が山間へき地等の場合には、現場の地形、周辺の道路状況、現場に至る行程、気象条件等の情報も迅速に収集するものとする。

(2) 通信手段の確保

県は、防災関係機関とともに、次のとおり通信手段を確保するものとする。

ア 無線(陸上移動局)等の現地への緊急配備
イ ＮＴＴ公衆回線の緊急増設
ウ 最新の情報通信機器等の積極的な活用
エ 災害情報収集用ヘリコプターの利用

第2款　　活動体制の確立

市は、「市災害対策本部」を設置し、県の災害対策本部と緊密な連携のもとに効果的な活動を行うものとする。

第3款　　広域応援活動

１ 地方公共団体による広域的な応援体制

一般災害対策編第２章第５節第５款に定める「広域応援体制等の整備充実」に基づき整備した応援体制にて、迅速に対応するものとする。(P30)

２ 自衛隊派遣要請及び受入体制の確保

一般災害対策編第３章第１１節に定める「自衛隊災害派遣要請計画」に基づき迅速に対応するものとする。(P85)

第4款　　捜索、救助・救急及び消火活動

１ 捜索活動

航空機の墜落現場が不明又は航空機の行方が不明になるなど、遭難事故が発生した場合の捜索活動は次によるものとする。

市は、消防職員、消防団員等を動員し、捜索活動にあたるものとする。

２ 消火救難活動

航空災害にかかる消火救難活動については、一般災害対策編第３章第８節「消防計画」に定めるところによるもののほか、次のとおり行うものとする。(P74)

(1) 航空災害に係る火災が発生した場合、西都市消防本部は、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施するものとする。

(2) 航空災害に係る火災が発生した場合、市長、市長の委任を受けた吏員及び当該消防機関の職員は、必要に応じて市民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定するものとする。

(3) 災害の規模等が大きく、災害地市町村消防機関限りでは対処できないと思われる場合は、近隣市町村消防機関に応援を求めるものとする。
（宮崎県消防相互応援協定による。）

３ 救急・救助活動
市は、消防機関の行う救急・救助活動に、高規格救急車、救助工作車等を投入し、迅速な救急・救助活動を行うものとする。

第5款　重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策

一般災害対策編第３章第９節第６款に定める「重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策」に基づき迅速に対応する。（P82）

第6款　交通規制及び警戒区域の設定等

１ 交通規制
航空災害が発生した場合、県警察は災害地周辺道路について必要な交通規制を行うものとする。

２ 警戒区域の設定等
市は、県警察とともに、空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、市民等の立入制限及び退去を命ずるものとする。
また、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、市民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行うものとする。

第7款　関係者等への的確な情報伝達活動

１ 被災者及びその家族への対応
(1) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力及び支援
市は、県及び防災関係機関とともに、被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動を行うものとする。
(2) 被災者及びその家族への援助体制
被災者及びその家族への対応については、航空災害の全体状況を把握し、被災者及びその家族への配慮もできる相応の地位にある者を選任し、専担させるものとする。
(3) 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化
被災者及びその家族への援助にあたっては、防災関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛けるものとする。
なお、対応にあたっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努めるものとする。
(4) 被災者及びその家族への情報の提供
市は、県及び防災関係機関とともに、被災者及びその家族に対し、航空災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供するものとする。

２ 広報活動
(1) そのほかの地域で災害が発生した場合
市は、県及び防災関係機関とともに、災害応急対策実施の理解を求めるため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、市民、旅客及び送迎者等に対して広報を行い、主な広報事項は次のとおりである。
ア 市及び防災関係機関の実施する応急対策の概要

イ 避難の指示及び避難先の指示
ウ 乗客及び乗務員の住所、氏名
エ 市民等への協力依頼
オ そのほか必要な事項

第３章　道路災害対策

第1節 総則

第1款　　目的

本対策は、市内の道路において、相当の人的及び物的被害が生じるなど大規模な道路災害が発生した場合に、人命の救出及び救助活動や緊急輸送のための道路の啓開、通行の禁止又は制限など、被害の軽減又は拡大防止のため市、県、道路管理者等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本対策に特別の定めのない事項については、一般災害対策編に基づき運用するものとする。

第2節 道路災害予防計画

第1款　　道路交通の安全のための情報の充実

１ 道路管理者による措置

道路管理者は、気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、気象庁と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかに応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

２ 警察による措置

警察は、道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

第2款　　道路施設等の管理と整備

１ 管理する施設の巡回及び点検

道路管理者は、管理する施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、以下の巡回及び点検を実施するものとする。

(1) 管理する施設について、所定の要領等に基づき定期的に巡回及び点検を実施する。特に、山(崖)崩れ危険箇所等については重点的に行うものとする。

(2) 大規模な地震、津波、洪水などの直後に、災害の施設への影響を確認するため、所定の要領等に基づき、巡回及び点検を実施するものとする。

２ 安全性向上のための対策の実施

道路管理者は、施設の巡回及び点検において、詳細な調査が必要と判断された施設について詳細点検を行い、その結果に基づき、緊急性の高い箇所から計画的及び重点的に対策の実施に努めるものとする。

第3款　　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

１ 情報の収集及び連絡体制の整備

(1) 情報収集体制の整備

道路管理者は、情報体制ついて次の事項を整備するものとする。

ア 道路管理者に対する災害発生情報の迅速な到達の確保等

災害等の発見者から道路管理者へ災害発生の情報が迅速、確実に到達する状況を確保するため、日頃から、次のような体制を整備するものとする。

(ｱ) 防災関係機関への連絡

一般の情報提供者から県警察、消防及び施設管理者等に入った事故災害等の発生情報を県警察、消防及び施設管理者等の間で速やかに相互に連絡できるよう情報連絡体制を整備するものとする。

イ 緊急時の通信体制の整備

大規模な事故災害等発生現場において、迅速に臨時の専用無線回線を設置できる体制を整備するとともに、ＮＴＴ公衆回線の緊急増設を要請する連絡体制の整備するものとする。

ウ 機動的な情報収集体制の整備

大規模な事故災害等が発生した場合に、現地において機動的な情報収集を行うため、衛星

通信移動局、災害情報収集連絡用ヘリコプター(県にあっては県警ヘリコプター)及び災害現場調査チームの出動体制の整備するものとする。

(2) 通信手段の整備

ア デジタル化の促進

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合の画像伝送など高速大量の情報伝送に対応するため、専用回線のデジタル化を促進するとともに、デジタル公衆回線の利用を行い、効率的な通信手段の確保に努める。また、端末で使用する設備についても、相互運用性に留意しつつ多様化及び高度化を推進するものとする。

イ 通信経路の多ルート化、通信手段の多様化

道路管理者は、大規模な事故災害等発生時などの通信回線の断線等に備え、専用回線の基幹回線である多重回線の多ルート化を図るとともに、移動系、衛星系など通信手段の多様化を推進するものとする。

また、公衆回線についても、一般回線のほか、携帯電話、携帯衛星電話などの多様な通信手段の利用を推進するものとする。

ウ 最新の情報通信機器等の整備

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、パソコン通信、電子カメラ、携帯電話等の最新の情報通信機器の整備を図るものとする。

2 活動体制の整備

(1) 担当職員の招集及び参集体制の整備

ア 参集範囲の明確化

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合の担当職員の参集範囲について具体的に定めておくものとする。

イ 招集連絡手段の整備

道路管理者は、職員の勤務時間外の招集が迅速かつ確実に行い得るよう、災害対策用の通信連絡手段等と整合をとりつつ招集連絡手段を整備するものとする。

(2) 防災関係機関相互の協力体制の整備

道路管理者は、あらかじめ大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、警察、消防、自衛隊等防災関係機関と連絡調整を行うものとする。また、各種の災害に応じた応急対策、被災者及びその家族への対応、広報活動等の役割分担等について協議を行うなど、防災関係機関相当の協力体制の確立に努める。

(3) 応急対策のための資機材等の整備、備蓄

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合には、迅速な応急対策等に備えて、災害対策用機械、装備、資材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については、緊急に迅速に調達し得るよう関係業界との協力体制の整備に努めるものとする。

(4) コンサルタント、関係業界との協力体制の確立

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合には、コンサルタント、関係業界の協力が得られるよう、あらかじめ協定を締結しておくなど、協力体制の整備に努めるものとする。

(5) 研究機関等との連携

道路管理者は、必要な場合には大学、そのほかの研究機関から、速やかに学識経験者や専門家の応援等が得られるよう、協力体制の整備に努めるものとする。

3 訓練、研修等の実施

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、研修、講習を実施するほか、防災関係機関とも連携して情報伝達訓練、通信訓練、通信機器緊急配置訓練、総合訓練など実践的な訓練を行い、大規模な道路災害への対応能力の向上を図るものとする。

第4款　　道路利用者に対する防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

第3節 道路災害応急対策計画

第1款　　発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保

1 災害情報の収集・連絡

(1) 事故災害等状況の把握と確認

道路管理者は、自己の管理する道路での事故災害等の発生の通報を受けた場合は、職員に出動を指示し、事故災害等の状況の確認を行い、事故災害等の状況を防災関係機関に通報するものとする。

(2) 通行の禁止又は制限

道路管理者は、事故災害等による道路の破損、そのほかの理由により、通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて、管理する道路の通行を禁止又は制限する。この場合、事後において速やかに当該禁止又は制限の内容及び理由を県公安委員会に通知するものとする。

(3) 二次災害等の恐れがある場合における市民等への情報提供

大規模な事故災害等が発生した場合、各道路管理者は、二次災害の危険性、通行禁止措置の発動状況、迂回路の設置状況等について、必要に応じて、直ちにパトロール車等を利用して、市民への情報提供を行うものとする。この場合、報道機関の協力も得るものとする。

2 通信手段の確保

(1) 無線(陸上移動局)等の現地への緊急配備

道路管理者は、無線(陸上移動局)等を現地に緊急配備し、無線通信回線の確保を図るものとする。

(2) ＮＴＴ公衆回線の緊急増設

道路管理者は、設置箇所、設置数を明示してＮＴＴ公衆回線等の緊急増設をＮＴＴに要請するものとする。

(3) 最新の情報通信機器等の積極的な活用

道路管理者は、大規模な事故災害等の発生の情報を入手した場合、速やかに衛星通信移動局及び災害対策車等を現地に派遣し、画像情報等、必要な災害情報の収集のための措置を講じるものとする。また、パソコン通信、電子カメラ、携帯電話等の最新の通信手段を積極的に活用するものとする。

(4) 災害情報収集用ヘリコプターの利用

道路管理者は、ヘリコプターテレビジョンシステム（県にあっては県警ヘリコプター）により、事故災害等の状況の把握を行うものとする。また、必要に応じて、国土交通省等の他機関に航空機、ヘリコプターの派遣を要請するものとする。

第2款　　活動体制の確立

1 市の活動体制の確立

市は、市の区域に大規模な道路災害が発生した場合は、第一次的に被害予防及び応急対策を実施する機関として、市事故対策本部等を設置し、ほかの市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防及び応急対策の実施に努める。なお、現地合同調整本部が設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施するものとする。

2 道路管理者の活動体制の確立

道路管理者は、法令又は防災業務計画、防災に関する計画等に基づき、災害(事故)対策本部を設置し、応急対策を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行うものとする。なお、現地合同調整本部が、設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本

部との連携のもとに応急対策を実施するものとする。

３ 広範な応援体制の確立

(1) 国土交通省への支援の要請

道路管理者は、必要に応じて国土交通省に対し、現地での応急対策に関する技術的支援のための専門家の派遣、事故災害調査・事故原因調査のための人材の派遣、情報収集・連絡等のための要員の派遣、資機材に関する支援等を要請する。

(2) 大学、研究機関への依頼

道路管理者は、必要に応じ、大学その他の研究機関に対し、応急対策に関する技術的支援、事故災害調査及び事故原因調査のための支援等を要請する。

(3) コンサルタント、関係業者への依頼

道路管理者は、必要に応じ、コンサルタント、関係業者に対し、被災状況等を正確に把握するために必要な測量等の調査、応急対策を行う上で必要な技術的検討等を指示する。

第3款　交通誘導及び緊急交通路の確保

１ 市民等への情報提供

道路管理者は、道路の通行禁止の措置を講じた場合には、遅滞なく防災関係機関や道路交通情報センター等に連絡するとともに、道路情報提供システムを操作し、市民等への情報提供を行うものとする。また、迂回路等の案内表示等を行い交通障害の解消に努めるものとする。

さらに、現地周辺においては、防災関係機関等と連携を図り、交通の誘導等を行い、救出作業関係車両の現地への速達性の確保に努めるものとする。

２ 迂回路の確保

道路管理者は、道路の通行禁止の措置を講じた場合、迂回路となる道路の道路管理者に協力を要請し、冬期においては除排雪の強化を図るなど、円滑な道路交通の確保に努めるものとする。

３ 救出作業の前提となる障害物の除去作業

道路管理者は、警察、消防、自衛隊などが被災者の救出作業を行うにあたって支障となる障害物の除去を、業者等に指示して行わせるとともに、必要に応じコンサルタント等に作業方法の検討させるものとする。

４ 仮設運搬路の構築、道路上の障害物の除去作業

道路管理者は、業者等に指示して救出作業及び障害物除去作業を行うために必要となる仮設運搬路の構築及び道路上の障害物の除去を行うものとする。

５ 危険物の流出に対する応急対策

道路管理者は、道路災害の発生により、タンクローリー車等危険物を運搬中の車両が被災し、危険物が流出した場合には、市民等の避難誘導等を実施するほか、危険物の防除活動を行うものとする。

６ 二次災害の防止

道路管理者は、道路災害現場における救出及び救助活動にあたっては、山(崖)崩れ等による二次災害の防止のため監視員をおくなどの措置を確実に行うものとする。

第4款　関係者等への的確な情報伝達活動

１ 被災者及びその家族への対応

(1) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力及び支援

道路管理者は、防災関係機関が行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力及び支援を行うものとする。

(2) 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助にあたっては、防災関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛けるものとする。

なお、対応にあたっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努めるものとする。

(3) 被災者及びその家族への情報の提供

道路管理者は、被災者及びその家族に対し、事故災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供するものとする。

被災者及びその家族に対する説明は、道路管理者総括者が行うことを原則とする。

なお、総括者等の説明は、広報担当者と連携を取りつつ、報道機関に対する発表前に行うものとする。その際、難解な専門用語等の使用を避け、図面やＴＶ画像等を利用するなど分かりやすい表現に心掛けるものとする。

(4) 現地合同調整本部との連携

県による現地合同調整本部が設置された場合、現地対策調整本部は、相互の連携の下に、被災者及びその家族に対する対応を行うものとする。

2 報道機関への広報

(1) 現地主体の広報と広報窓口の一元化

道路管理者は、事故災害等の状況や救出活動の状況について、現地が主体となって報道機関に対し情報提供することを基本とする。また、あらかじめ大規模な事故災害等の発生時に広報活動を専担して行う候補者を選任しておくものとする。

(2) 記者発表の方法

記者発表は広報内容の伝達経路の輻輳、情報内容の齟齬などを来さないために、あらかじめ場所と時間を決めて行うものとする。また、報道関係者に対して、記者発表の予定や見通しについても、常時明らかにしておくよう努めるものとする。

記者発表にあたっては、警察、消防、自衛隊等防災関係機関と十分協議した上で、これらの機関と共同で行うよう努めるものとする。合同調整本部が設置された場合は、合同調整本部で記者発表するものとする。記者発表にあたっては、あらかじめどのような情報が求められているのか把握した上で、正確な情報の提供に努めるとともに、図面やＴＶ画像等を用いるなど分かりやすい情報提供を心掛けるものとする。

(3) 報道機関との協力

報道機関への情報提供にあたっては、現地報道機関に対して、その組織化と幹事社の決定を要請し、幹事社との打合せに基づいて一元的に実施するよう努めるものとする。

第４章　危険物等災害対策

第1節 総則

第1款　　目的

本対策は、市内において危険物の漏洩及び流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏洩及び流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物及び劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害が発生した場合に、被害の軽減又は拡大防止のため、とるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本対策に特別の定めのない事項については、一般災害対策編に基づき運用するものとする。

第2款　　市における危険物等施設の概要

危険施設数

	合計	製造所	貯蔵所								取扱所					
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売	第二種販売	移送取扱所	一般取扱所
西都市	111	1	74	6	16	1	17	1	33	0	36	21	0	0	0	15

（令和３年４月１日）

高圧ガス施設の状況

	高圧ガス製造施設			高圧ガス販売事業所		容器検査所
	一般高圧ガス	液化石油ガス	冷凍	一般高圧ガス	液化石油ガス	
西都市	0	3	3	2	14	0

火薬類製造及び販売所の状況

区分 / 農林振興局管内別	産業火薬類製造所	煙火製造所	販売所	計
児湯	0	0	1	1

火薬庫設置状況（棟数）

区分 / 農林振興局管内別	１級	２級	３級	煙火	実包	計
児湯	2	0	0	0	0	2

第2節 危険物等災害予防計画

第1款　　危険物等施設の安全性確保

危険物等(危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物をいう。以下同じ)による災害を防止するため、取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図るものとする。

1 危険物施設の安全化

危険物施設は消防法及び関係法令により、細部にわたり規制基準が示されており、市は県とともに、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行なうものとする。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアルの作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施励行による防災意識の高揚を図るものとする。

(1) 施設の保全及び安全化

危険物施設の管理者等は、消防法第 12 条(施設の基準維持義務)及び同法第 14 条の 3 の 2(定期点検義務)等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、安全化に努めるものとする。

(2) 大規模タンクの安全化

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクが設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し、常時沈下測定を行い、基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行うものとする。

また、万一の漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

(3) 保安確保の指導

市は県とともに、危険物施設の位置、構造、設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

(4) 危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物施設において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努めるものとする。

(5) 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者は、消防法第 14 条の 2 の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努めるものとする。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努めるものとする。

2 高圧ガス大量貯蔵所の安全化

(1) 高圧ガス設備等の予防対策

県は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全化を促進するため、次の対策を推進するものとする。

これらの対策については、県内各高圧ガス保安団体との密接な連携を図りつつ、事業者に対する周知徹底に努めながら円滑かつ効果的な推進を図るものとする。

ア 防災マニュアル等の整備

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の安全化対策や、災害時の行動基準等に関するマニュアル等の策定を指導するとともに、関係者に周知徹底を図るものとする。

イ 高圧ガス設備等の安全化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとと

もに、それ以外の設備についても、必要に応じ安全化の促進を図るものとする。

さらに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても安全化の促進を図るものとする。

ウ 事業者間の相互応援体制の検討、整備

災害時に高圧ガス又は液化石油ガスによる災害が発生し、又はその恐れがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間又は液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を検討するものとする。

エ 災害対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、災害時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、安全器具の普及促進を図るものとする。

オ LP ガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が災害時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な集中監視システムの普及促進を図るものとする。

(2) 火薬類の予防対策

ア 製造所への対策

(ｱ) 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図るものとする。

(ｲ) 定期自主検査の完全実施を指導するものとする。

イ 火薬庫への対策

(ｱ) 火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の高揚を図るものとする。

(ｲ) 定期自主検査の完全実施を指導するものとする。

(ｳ) 保安検査を実施する。（年１回以上）

ウ 点検および通報

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、災害による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の災害が県内で発生した場合は、火薬庫、製造所等の所有者又は占有者は速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を県へ通報するよう指導するものとする。

３ 毒劇物取扱施設の安全化

県は、毒物及び劇物取締法の規定により、登録している施設等に対して、自己点検等の保安体制の整備など、危害防止対策に理解を求めるものとする。

第2款　　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

１ 情報の収集及び連絡体制の整備

市は、県及び防災関係機関とともに、危険物等災害が発生した場合に備え、情報の収集、防災関係機関相互の連絡体制の整備を図るものとする。

管理する施設において災害が発生した場合に備え、危険物等施設管理者は、警察や消防機関等の防災関係機関に迅速に通報する体制を確立しておくものとする。

２ 活動体制の整備

(1) 活動体制の整備

市は、県とともに危険物災害発生時の職員の非常参集体制の整備を図るものとする。参集基準を明確にするとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知させ、資機材や装備の使用方法の習熟、防災関係機関等との連携について徹底を図るものとする。

(2) 危険物等災害用資機材の整備

市は、西都警察署とともに、危険物等災害に備え、以下の資機材の整備充実に努めるものとする。

ア 生化学防護服、特殊型防護ガスマスク等防護用機材

イ ガス等測定器、送排風機、消火器、毛布等救出救助用機材

３ 消火体制の整備

(1) 消防計画の作成

市は、危険物等災害による出火に備えるため、危険物等の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の消防計画を作成し、その推進を図るものとする。

(2) 出火防止体制の整備

ア 事業所等に対する指導

市は、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等に対して、地震等の災害による容器の破損が生じないよう、管理を適切かつ厳重に行うよう指導するものとする。

イ 高圧ガス、毒劇物等の貯蔵又は取扱いの指導

市は、消防法等の規定に基づき、一定数量以上の危険物、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガス、シアン化水素やアンモニア等の毒物劇物等を貯蔵し、又は取り扱う者に対して、規制を行い、適切な査察指導等を行って、火災発生の未然防止を図るものとする。

4 防災関係機関等の防災訓練の実施

市は、県及び防災関係機関とともに、災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の軽減及び鎮圧活動の円滑を図り、防災に関する知識及び技能の向上と市民に対する防災知識の向上を図ることを目的とした訓練及び教育を実施するものとする。

(1) 訓練の方法

各防災関係機関は、それぞれ訓練計画を定め、単独又は共同して実施するものとする。

(2) 訓練の種別

訓練は、実地及び図上で、それぞれの災害応急対策の万全を期すため、次の訓練を実施するものとする。

ア 緊急通信訓練
イ 避難救助訓練
ウ 資機材調達輸送訓練
エ 火災防御訓練(危険物、高圧ガス等)
オ 総合訓練
カ その他

第3款　防災知識の普及

1 防災教育

市は、県及び危険物等施設の管理者とともに、特定事業所の石油等の取扱者及び従業員に対し、関係する組織、機関はそれぞれの定めるところにより、実効ある教育を実施するものとし、特定事業者は積極的に教育を受けさせるものとする。

(1) 教育の種別

ア 消防法関係

(ｱ) 危険物取扱者保安講習、防火管理者講習

イ 高圧ガス関係

(ｱ) 関係事業所の従業員に対し、高圧ガス等について必要に応じ講習会及び研修会等を実施する。

ウ 労働安全衛生関係

(ｱ) 雇入れ時及び作業内容変更時の安全衛生教育
(ｲ) 職長等の教育
(ｳ) 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者、特定化学物質等作業主任者及び四アルキル鉛等作業主任者の技能講習及び能力向上教育
(ｴ) 特殊化学設備の取扱い、修理、整備の業務の特別教育

第3節 危険物等災害応急対策計画

第1款　　発災直後の災害情報の収集及び連絡

危険物等災害情報の収集及び連絡にあたっては、危険物等に対する専門的知識に基づいた正確な情報の収集及び連絡に努めることを基本とするものとする。

１ 危険物等災害発生直後の被害情報等の収集

(1) 危険物等施設管理者は、自己の管理する施設での事故災害等の発生の通報を受けた場合は、職員に出動を指示するとともに、事故災害等状況の確認を行い、直ちに防災関係機関に通報するものとする。

(2) 市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに電話等によって県へ連絡するものとする。但し、消防機関へ通報が殺到する場合は、直接消防庁へ報告するものとする。

　報告にあたっては、「事故等即報要領」によって、災害発生後直ちに無線電話及びファクシミリ等によって行うものとする。（資料－３７ P446）

(3) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告する。

(4) 県警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

(5) 県は、県警ヘリコプターによる目視、撮影等による情報収集を行うとともに、必要に応じ、自衛隊ヘリコプターの出動を要請する。

(6) 市は県とともに、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。

２ 通報連絡系統

危険物等災害発生時の通報連絡系統は次のとおりである。

(1) 危険物施設

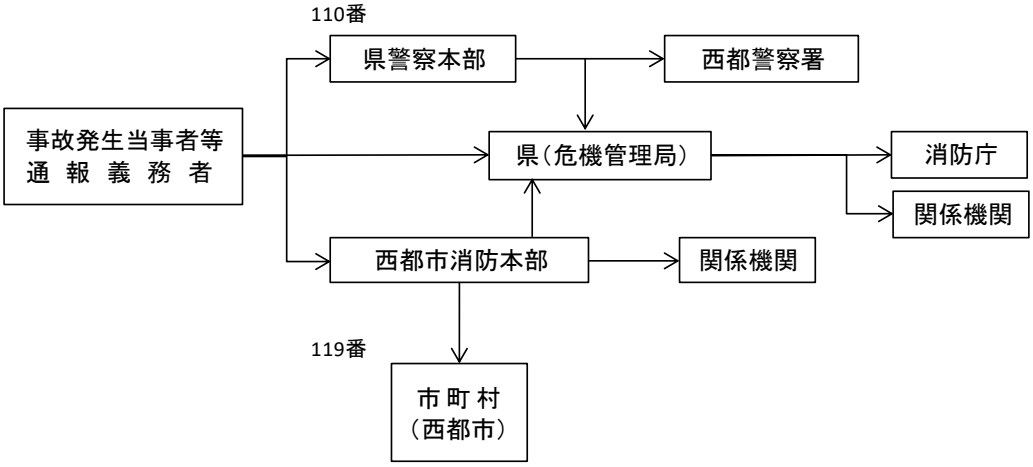

(2) 高圧ガス施設

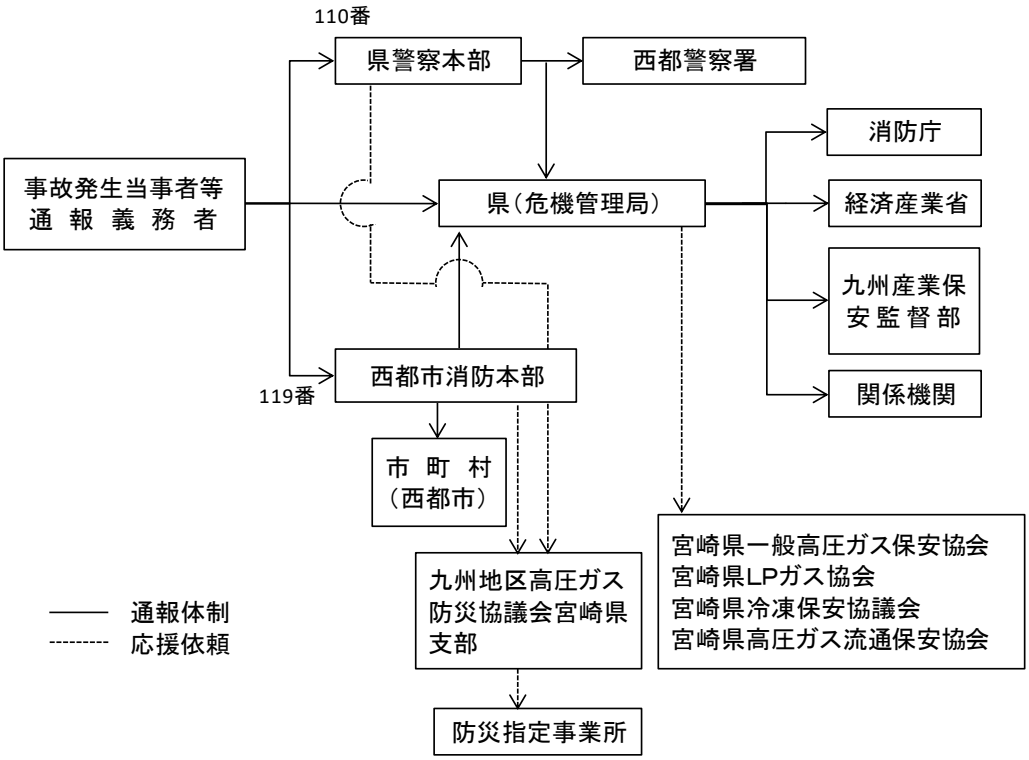

(3) 火薬類施設

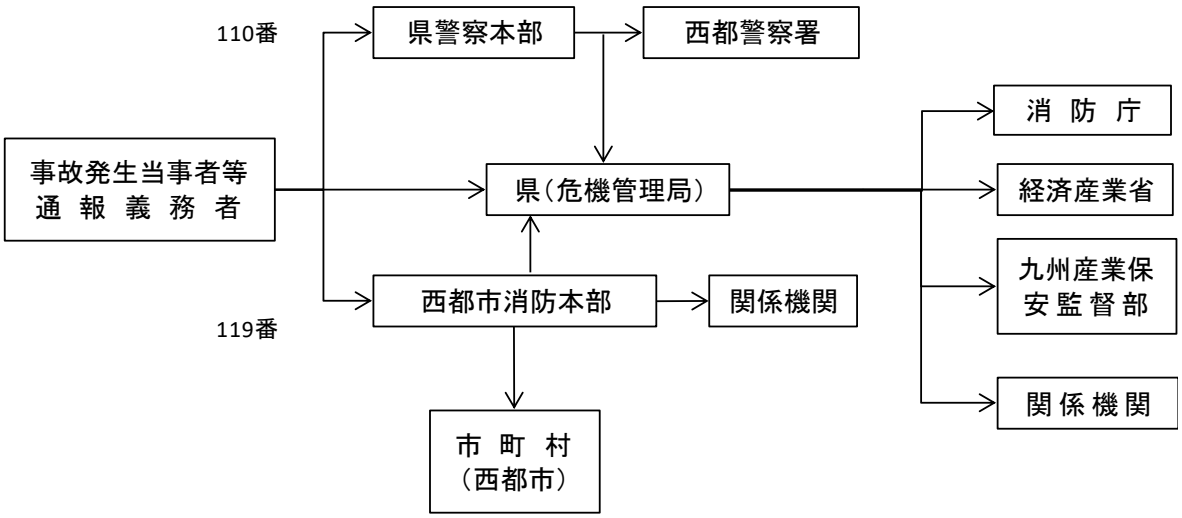

(4) 毒劇物施設

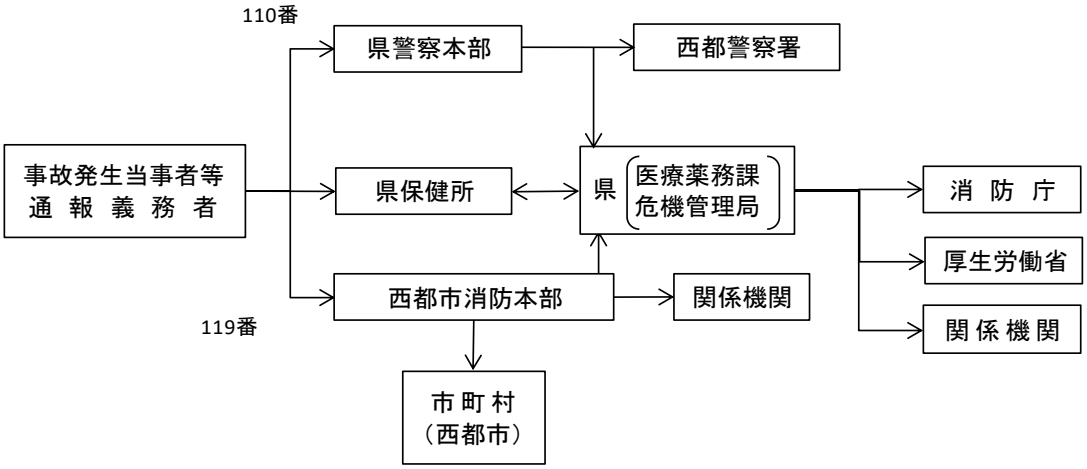

３ 即報基準

事故等即報を報告すべき基準は、次のとおりである。

(1) 危険物に係る事故

危険物に係る次の事故のうち、周辺市民に影響を与えたもの、その他大規模なもの。

ア 危険物施設の事故

イ 無許可施設の事故

ウ 危険物運搬中の事故

エ (例示)

(ｱ) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者を生じたもの

(ｲ) 爆発により周辺に被害を及ぼしたもの

(ｳ) 周辺市民等が避難行動を起こしたもの

(ｴ) 大規模タンクの火災、爆発又は漏えい事故

(ｵ) 海上への危険物流出事故

(ｶ) その他、事故の発生形態、被害の態様から社会的に影響度が高いと認められるもの

第2款　　活動体制の確立

１ 市の活動体制の確立

市は、市内区域に危険物等災害が発生した場合は、第一次的に被害予防及び応急対策を実施する機関として、市災害対策本部等を設置し、他の市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防及び応急対策の実施に努めるものとする。

２ 危険物等取扱事業者の活動体制の確立

(1) 事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。

(2) 事業者は、消防機関、警察等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする

第3款　　災害の拡大防止活動

１ 事業所の災害拡大防止措置

高圧ガス、火薬類、危険物、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し、災害が拡大する恐れがあるときは、次の措置を講ずるものとする。

(1) 周辺地域の居住者に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達するものとする。

(2) 警察、最寄りの防災機関にかけつける等、可能な手段により直ちに通報するものとする。
(3) 立入禁止等の必要な防災措置を講ずるものとする。
２ 立入禁止区域の設定
西都市消防本部は西都警察署とともに、危険物等が漏洩、流出又は飛散した場合には、直ちに立入禁止区域を設定して、被害の拡大防止に努めるものとする。

第4款　救助・救急及び消火活動

救助・救急及び消火活動については、防災計画一般災害対策編第３章第８節「消防計画」に定めるところによるもののほか、次のとおり行うものとする。(P74)
１ 消火活動
西都市消防本部による消火活動にあたっては、危険物等の性状を十分考慮し、化学消火剤等を活用するほか、職員の安全確保に努めるものとする。
２ 救助・救急活動
西都市消防本部は、警察とともに、救出救助活動等にあたっては、生化学防護服、特殊型防護ガスマスク、ガス等測定器、送排風機等の装備資機材を有効に活用して、被災者及び職員の安全確保に努めるものとする。
３ 事業所による消火活動
(1) 火災が発生した場合の措置
ア 自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行うものとする。
イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行うものとする。

第5款　危険物等の大量流出に対する応急対策

１ 河川等への流出の場合の対策
市は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに防災関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。その際、防災関係機関等を有効に活用し、迅速に対応するものとする。
防除措置を実施するにあたっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずるものとする。
２ 交通規制等の実施
警察は、危険物等が大量に漏出、流出又は飛散した場合には、防災関係機関と緊密に連携し、市民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を実施するほか、危険物等の防除活動を行うものとする。

第6款　避難収容活動

避難収容活動については一般災害対策編第３章第１３節に定める「避難計画」に基づき迅速に対応するほか、次のとおり行うものとする。
１ 避難誘導
避難誘導を行うにあたっては、火流若しくはガス流の方向を予測し、可能な限り主火流及びガス流と直角方向になるように行うものとする。なお、火勢又は流出が激しく、延焼及び拡散範囲が広く、市民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。
避難誘導は、次の手段で行うものとする。
(1) 防災無線又は有線放送
事故発生を知らせ、市民を安全地帯に誘導するものとする。

(2) 広報車、パトカーや携帯拡声器

広報車やパトカーで知らせたり、携帯拡声器を携行し、延焼及び拡散のおそれのある地域の市民を安全地帯に誘導するものとする。

(3) 航空機

延焼及び拡散地域が広範囲に及ぶと予想されるような場合、県警察本部は航空機による上空からの避難誘導を行うものとする。

第7款　　被災者等への的確な情報伝達活動

市は、県及び防災関係機関や事業者とともに、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

第５章　大規模な火事災害対策

第1節 総則

第1款　目的

本対策は、市内において大規模な火災が発生した場合に、被害の軽減又は拡大防止のため市、県等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本対策に特別の定めのない事項については、一般災害対策編に基づき運用するものとする。

第2款　市内における大規模な火災の概況

年　月　日	場　所	原　因	被　害　概　況
昭和 38 年 1 月 24 日	西都市大字妻	不明	死者 4 名、負傷者 13 名 全焼 72、半焼 1、り災者数 426 名
昭和 59 年 2 月 19 日	西都市御舟町 2 丁目―１４	不明	半焼 1、負傷者 2 名、焼損面積 784 平方メートル、損害額 68,681 千円
昭和 61 年 9 月 2 日	西都市大字鹿野田 9030	不明	飛行機 1、全焼 2、焼損面積 120 平方メートル、損害額 409,116 千円
平成 14 年 7 月 21 日	西都市	切削工具	焼損面積 15 平方メートル 損害額 118,313 千円
平成 21 年 1 月 27 日	西都市	不明	焼損面積 1,043 平方メートル 損害額 31,545 千円

昭和 22 年から 38 年までは消防庁刊行の「火災年報」により市関係分を掲載した。
昭和 39 年以降は、県消防防災課(平成 16 年度以降は県消防保安室）の調査による。
ただし、主な火災の要件は、昭和 55 年から次のいずれかに該当する火災とする。

(1) 死者が 3 名以上生じた火災。
(2) 負傷者が 10 名以上生じた火災。
(3) 全焼 5 棟かつ全損 5 世帯以上の建物火災。
(4) 焼損面積 1,000 ㎡以上の建物火災。
(5) 焼損面積 5,000a 以上の林野火災。
(6) 損害額 50,000 千円以上の火災。
　(注)昭和 55 年から昭和 60 年までの損害額 20,000 千円以上の火災。
　　昭和 61 年から損害額 50,000 千円以上。
　　平成元年から損害額 100,000 千円以上。

第2節 大規模な火事災害予防計画

第1款　　大規模な火事に強いまちづくり

１ 大規模な火事に強いまちの形成

(1) 防災空間の確保

大規模な火事に強いまちづくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、市は県とともに、これらを形成する道路、公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進するものとする。

ア 緑地保全地区の指定

都市における災害の防止に必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な形態を有する緑地等について、都市緑地法に基づき、緑地保全地区に指定し、保全に努めるものとする。

イ 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進

大規模な火災に対応する延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、都市の不燃化構造の推進等を図るものとする。

ウ 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進するものとする。

その際、都市の構造、交通及び防災等を総合的に検討し、特にその効果の高い広幅員の道路について緊急性の高いものから整備を促進するものとする。

エ 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備の推進

防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、防災機能を強化するため、災害応急対策施設の整備を推進し、公園の防災機能の一層の充実を図るものとする。

なお、市街地のオープンスペースである都市公園は、防災上果たす役割も大きいことから、市は県とともに、防災計画に位置づけられた行政施設等と一体となって防災拠点となるよう、都市公園を中心に活用を図るものとする。具体的には、平常時における防災訓練の場、防災資機材等の備蓄の場としての活用、さらには、災害時における避難場所や災害応急対策活動の拠点等としての活用を図るものとする。

オ 消防活動空間確保のための街路整備

基盤未整備な市街地においては、火災延焼の可能性が高いだけではなく、消防車両が進入できない道路が多いため、消防活動の困難性が特徴としてあげられる。このため、これらの区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進するものとする。

(2) 都市の再開発等の推進

ア 市街地開発事業

市は、県とともに市街地の大規模な火災への対処等のため、木造密集市街地の延焼拡大等により、ほかに大きな被害を及ぼす危険性の高い地域について、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的な整備を推進するものとする。

(ｱ) 土地区画整理事業の推進(土地区画整理法)

市は、県とともに既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図るとともに、道路及び公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備することにより、都市災害の防止を図ることとする。

(ｲ) 市街地再開発事業の推進(都市再開発法)

市は、県とともに市街地において建築物及び公共施設等の整備が行われ、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等都市機能の更新が図られるよう誘導することにより、火災等の災害危険度の低下を図ることとする。

イ 河川施設の整備

河川管理者は、堤防等の高さなどの情報を市民に周知し、避難活動の支援を行うとともに、避難路、避難地、緊急用河川敷道路、並びに防災活動拠点及び緊急消火用水の供給地等として利用することも考慮して、河川整備を進めることとする。

ウ 都市公園施設の整備

都市公園管理者は、都市公園の整備にあたっては、避難地、防災資機材等の備蓄の場等としての機能を備えるとともに、災害対策活動の拠点ともなるよう整備を行い、地域防災空間の機能をあわせ持つものとする。

(3) 避難地、避難路の整備

ア 避難施設整備計画の作成

市は、夜間及び昼間の人口の分布及び道路、避難地としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難地及び避難路等の整備に関する計画を作成するものとする。

イ 避難地の整備

市は、延焼火災から避難者の生命を保護するため、次の設置基準に従って避難地の整備を行うものとする。また必要に応じて県から助言や指導を受けることができる。

(ｱ) 避難地は、集合した人の安全がある程度確保されるオープンスペースを持った学校、公園、緑地等とする。

(ｲ) 避難地は、広域避難地までの中継地点として位置づけ、誘致距離は 500m 以内、規模は１～２ha 程度とする。

ウ 広域避難地の整備

市は、住宅密集地等での延焼火災の発生が予想されるため、(2)で指定した避難地に加え、次の設置基準に従って広域避難地の整備を行うものとする。

(ｱ) 広域避難地は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるオープンスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地とする。有効面積は、広域避難地内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として１人当たり２㎡以上を確保することを原則とする。

(ｲ) 広域避難地は、想定される避難者に見合った有効面積を有するものとし、おおむね 10ha 以上を標準として配置する。

(ｳ) 広域避難地は、大規模な崖崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。

(ｴ) 広域避難地周辺においては、大火輻射熱を考慮し、建築物の耐震不燃化を図るものとする。

(ｵ) 地区分けをする際は町丁目単位を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を境界とし、市民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。また到達距離は 2km 以内とする。

エ 避難路の整備

広域避難地を指定した市は、指定している広域避難地について、市街地の状況に応じ、原則として次の基準により避難路を選定し、整備するものとする。また、必要に応じて県から助言及び指導を受けることができる。

(ｱ) 避難路はおおむね 15m 以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

オ 避難路の確保

市職員、警察官、消防職員、その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し、避難路の通行に努めるものとする。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 建築物の不燃化の促進

ア 防火、準防火地域の指定

市は県とともに、建築物が密集しているなど火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進するものとする。

この防火地域は、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」又は路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域について指定を進める。また準防火地域は、防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し、火災の危険が予想される地域等について指定を進めるものとする。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定にあたっては、該当地域の選定を行ったうえで市民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

イ 屋根不燃化区域の指定

県は、防火及び準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき屋根を不燃材料で造り、又は葺かなければならない区域について、用途地域の見直しと連動して指定を行うものとする。

ウ 建築物の防火の推進

県は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法等に基づき、防火上及び避難上の各種改善指導を行うものとする。

また、消防機関は、防火対象物定期点検報告制度等に基づき、各種改善指導を行うものとする。

第2款　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 消火体制の整備

(1) 消防計画の作成

市は、必要に応じて次の項目について消防計画に策定し、その推進を図るよう努めるものとする。

ア 消防組織の整備強化
イ 消防施設整備計画
ウ 火災警報等計画
エ 消防職員、団員招集計画
オ 出動計画
カ 応援部隊受入誘導計画
キ 特殊地域の消防計画
ク 異常時の消防計画
ケ その他の消防計画
コ 消防訓練計画
サ 火災予防計画

(2) 出火防止体制の整備

ア 一般家庭に対する指導

市は、県とともに、出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

(ｱ) 住宅用火災警報器の設置徹底及び適切な維持管理
(ｲ) 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及
(ｳ) 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底

(ｴ) 火を使う場所での不燃化及び整理整頓
(ｵ) カーテン等防炎物品及び防炎製品の普及
(ｶ) 発災時において、ゆれを感じたとき、ゆれが止んだとき、燃え始めたときのそれぞれの機会における出火防止及び消火装置の徹底

イ 事業所等に対する指導

(ｱ) 市は、多数の者が利用する学校、病院等の施設については、防火管理者を必ず選任させ、自衛消防に関する組織、地震対策等も含んだ消防計画の作成、避難訓練の実施、消防用設備の整備、火気の使用監督等について、十分指導を行うものとする。

また、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、これらの施設に対する防火体制を推進する。

(ｲ) 市は、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等に対して、地震による容器の破損が生じないよう、管理を適切かつ厳重に行うよう指導するものとする。

ウ 高圧ガス、毒劇物等の貯蔵又は取扱いの指導

市は、消防法等の規定に基づき、一定数量以上の危険物、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガス、シアン化水素やアンモニア等の毒物劇物等を貯蔵し、又は取り扱う者に対して規制を行い、適切な査察指導等を行って、未然に火災発生の防止を図るものとする。

エ 建築同意制度の活用

市は、消防法の規定に基づき、建築計画を防火上の見地からチェックし、同制度の効果的な運用を図り、消防用設備等の設置等、建築物に関する火災予防を十分に図るものとする。

オ 防炎物品の普及及び管理指導

市は、消防法の規定に基づき、防炎性能を有する物品等を設置しなければならない防火対象物に対し、その設置及び管理を指導するとともに、火災発生及び拡大の防止に努めるよう指導を行うものとする。

カ 火災予防条例の活用

市は、火気を使用する設備及び器具、火気の使用制限、少量危険物等の取り扱い及び避難管理等について規定した火災予防条例を活用し、火災の発生を未然に防止し、また、百貨店等については、消防用設備等の維持管理及び避難施設の適切な保持を確保するため、各種広報手段による啓発や巡回指導を行うものとする。

キ 消防設備士制度の活用

市は、防火対象物の消防用設備等が、技術上の基準に適合し、かつ有効に機能するよう点検報告を励行させるなどにより、当該対象物の関係者(特に、消防設備士、点検資格者)に対し、万全な指導を行うものとする。

ク 火災予防運動の実施

市は、県とともに、毎年、火災の多発期にあたる 11 月から 3 月にわたり、秋季全国火災予防運動(11 月 9 日～11 月 15 日)、宮崎県林野火災予防運動(1 月 30 日～2 月 5 日)、春季全国火災予防運動(3 月 1 日～3 月 7 日)を通じて、火災予防のための諸行事を実施し、広く市民に対し、火災予防思想の普及向上に努めるものとする。

(3) 消防力の充実強化

消防力の充実強化については、防災計画一般災害対策編第２章第６節に定める「消防計画」に定めるところによるもののほか、次のとおり行うものとする。(P35)

ア 消防職員及び団員の教育訓練

市は、消防職員及び消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校及び消防大学校に必要に応じ派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し、実施するものとする。

消防職員及び消防団員に、消防に関する高度の知識及び技能を習得させるため、県は、県消防学校において、教育訓練を行うとともに、市が行う一般教養訓練について指導するものとする。

イ 県消防学校での教育訓練

(ｱ) 消防職員

a 初任教育

b 専科教育(救助、救急の各科、課程)

c 幹部教育(初級及び中級科)

d 特別教育(訓練指導科及びはしご自動車講習)

(ｲ) 消防団員

a 普通科

b 特別教育(指導員科及び訓練指導科)

c 幹部教育(幹部科及び上級幹部科)

d 現地教育(市の要請により教官を派遣して実施)

(ｳ) 自衛消防隊

企業等の自衛消防隊員に対し、要請により教育訓練を実施するものとする。

(4) 地域の初期消火力の向上

市は、自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努めるものとする。

第3款　市民の防災活動の促進

1 防災知識の普及、予防啓発活動

防災知識の普及及び予防啓発活動については、一般災害対策編第２章第８節「防災知識普及計画」に定めるところによるもののほか、次のとおり行うものとする。

(1) 火災予防運動の推進

市は、県とともに、関係者の協力のもとに、市民に対する火災予防思想の普及をはじめ、消防機関による建物の予防査察の実施、各事業所における消火、通報、避難の各種訓練等、多彩な行事を実施し、火災予防に努めるものとする。

火災予防運動の重点目標としては、次のとおりである。

ア 住宅防火対策の推進

イ 地域における防火安全体制の充実

ウ 物品販売店舗、旅館、ホテル等不特定多数の者が出入りする防火対象物に係る防火安全対策の徹底

エ 社会福祉施設、病院等自力避難が困難な者が多数入所している施設における防火安全対策の徹底

オ 乾燥及び強風時の火災発生防止対策の推進等とする。

(2) 民間防火組織の育成・強化

市は、県とともに、昭和 54 年に「宮崎県少年婦人防火委員会」（平成３年「宮崎県幼少年婦人防火委員会」に改称）を設置し、幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び婦人防火クラブの育成強化を推進するものとする。

(3) 防火管理者制度の充実及び強化

消防法では収容人員が一定規模以上となる事業所等は、有資格者の中から防火管理者を選任して防火管理の業務を行わなければならないことになっている。今後とも防火管理者資格認定講習会の実施等により、市は、県とともに防火管理者制度の充実強化に努めるものとする。

第3節 大規模な火事災害応急対策計画

第1款　　活動体制の確立

1 市の活動体制の確立

市は、市内の区域に大規模な火事災害が発生した場合は、第一次的に被害予防及び応急対策を実施する機関として、市災害対策本部等を設置し、ほかの市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防及び応急対策の実施に努めるものとする。

第2款　　災害情報の収集及び連絡

1 気象に関する情報の伝達と火災防止のための措置

(1) 火災気象通報及び火災警報の収集及び伝達

火災による市民の生命及び財産への被害を最小限とするため、宮崎地方気象台、県、市は迅速かつ的確に火災気象通報及び火災警報の伝達を行うものとする。

ア 火災気象通報

消防法に基づいて宮崎地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき(具体的には下記の条件)に、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、この通報を受けたときは直ちにこれを市長に通報する。

＜宮崎地方気象台の値＞

(ｱ) 実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 40%を下り、最大風速が 7m/s を超える見込みのとき。

(ｲ) 平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上継続して吹く見込みのとき。

(降雨、降雪中は通報しないこともある。)

イ 火災警報

消防法に基づいて市長が火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

ウ 火災気象通報及び火災警報の伝達系統

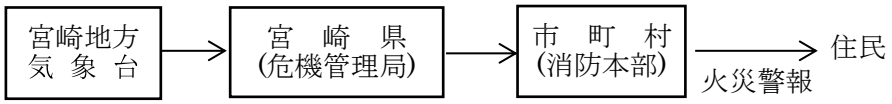

エ 火災警報の周知方法

(ｱ) 主要公共建物の掲示板に必要な事項を掲示

(ｲ) 警報信号の使用(消防法施行規則別表第 1 の 3)

(ｳ) 主要地域における吹流しの掲揚

(ｴ) 防災行政無線による放送

(ｵ) その他広報車による巡回宣伝

(2) 被害の未然防止、拡大防止のための市民への呼びかけ

火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、市は、市民に対して火の元の確認など被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、市民に注意を喚起することとする。

市は、県が宮崎地方気象台から受けた火災気象通報について、ファックスで伝達を受ける。

ア 市の措置

市長は、防災行政無線、広報車等を用いて、市民に対して火の元の確認などを呼びかけ、被害の未然防止及び拡大防止を図るものとする。

2 災害情報の収集及び連絡

(1) 大規模な火事発生直後の被害情報等の収集

ア 市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。但し、消防機関へ通報が殺到する場合は、直接消防庁へ報告するものとする。

イ 県は、県警ヘリコプターによる目視、撮影等による情報収集を行うとともに、必要に応じ、自衛隊ヘリコプターの出動を要請するものとする。

ウ また、市は県とともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。

エ 消防庁等への報告にあたっては「火災・災害等即報要領」によって災害発生後直ちに無線電話、ファクシミリ等によって行うものとする。（資料－３８ P447）

(2) 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災及び災害等は次のとおりである。

ア 一般基準

火災等即報については、原則として次のような人的被害を生じた火災及び事故について報告するものとする。

(ｱ) 死者 3 人以上生じたもの

(ｲ) 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの

イ 個別基準

次の火災及び事故についてはアの一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するものについて報告するものとする。

(ｱ) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の 11 階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 建物焼損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災

d 損害額 1 億円以上と推定される火災

(ｲ) 林野火災

a 焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの

b 空中消火を要請したもの

c 住家等へ延焼するおそれがある等、社会的に影響度が高いもの

(ｳ) 交通機関の火災

航空機、自動車等の火災で社会的に影響度が高いもの

(例示)

a トンネル内車両火災

(ｴ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

a 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

第3款　救助・救急及び消火活動

1 消火活動

(1) 消防機関による消火活動

消防機関による消火活動については、防災計画一般災害対策編第３章第８節「消防計画」に定めるところによるもののほか、次のとおり行うものとする。（P74）

ア 大規模火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則にのっとりそれぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたるものとする。

(ｱ) 避難地及び避難路確保優先の原則

火災が延焼拡大している地区は市民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難地及び避難路の確保等市民の安全確保を最優先とする活動を行うものとする。

(ｲ) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行うものとする。

(ｳ) 市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動にあたるものとする。

(ｴ) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先するものとする。

特に危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、市民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとるものとする。

(ｵ) 火災現場活動の原則

a 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

特に救護活動の拠点となる病院及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行うものとする。

b 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧するものとする。

c 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止するものとする。

イ 異常時の消防活動

平均風速が 10mを越える強風下の火災は、風速に比例して延焼速度を増し、火粉の発生により、飛火延焼の可能性が強く、風下へ一方的に延焼し、防御活動は極めて困難であることに鑑み、火勢の状況を把握することに努め、主流に対して側面狭撃の態勢をもって防圧に当たり、風下方面は、事前注水部隊及び飛火警戒部隊をもって延焼阻止に努め、また、風位の変化により延焼方向の変化に備えるため、別に予備隊を編成して待機せしめるものとする。同時多発火災発生のおそれがある場合においては、続発火災及び増援部隊の必要を考慮して、残留部隊を確保するため、応援部隊をもって増強し、臨機即応の出動態勢の強化を図るものとする。

(2) 県のとる措置

ア 消防情勢の把握

県は、防災救急ヘリコプター、県警ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター、消防機関又は市長からの情報等により火災の状況、消防機関の活動状況等の消防情勢を把握するものとする。

イ 防御措置に関する指示

知事は、消防上緊急の必要があると認めるときは、消防組織法第 43 条及び災害対策基本法第 72 条第 1 頃の規定に基づき、市長又は消防長に対し、災害防御の措置として指示を行うものとする。

ウ 応援及び協力の要請

知事は、消防の応援について市長から要請があり、災害そのほかの状況により県内の消防

力では対処できないと認められるときは、次の措置を講じる。

(ｱ) 消防組織法第 44 条の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくほかの都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請する。

なお、消防庁長官は特に緊急を要する場合等は、県の要請を待たずにほかの市町村長に応援出動等の措置を求めることができる。

(ｲ) 自衛隊、その他防災関係機関の応援及び協力に関し、必要な措置を講じる。

大規模災害における緊急の広域消防応援フロー（消防組織法第 44 条の関係）

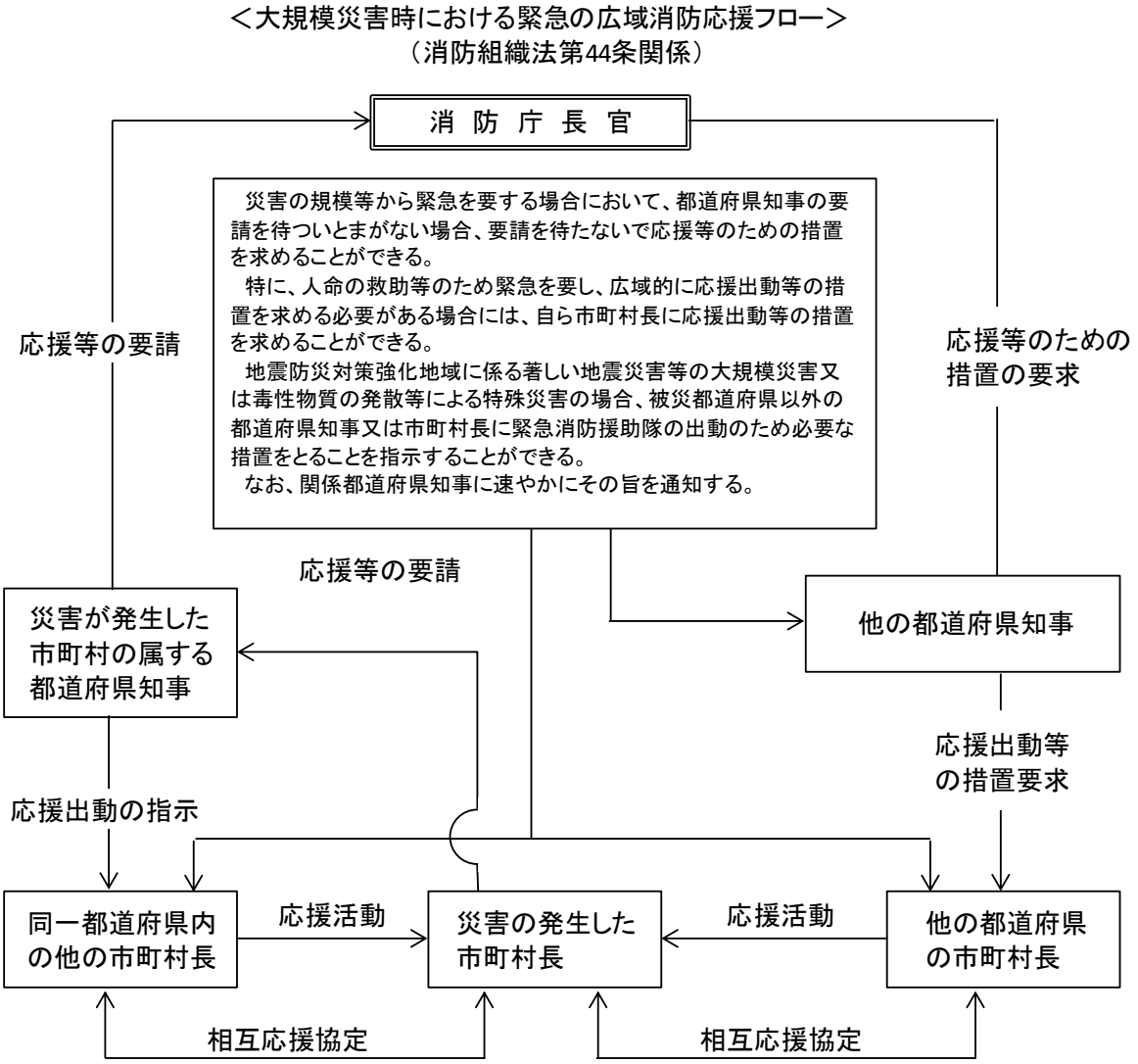

第4款　　避難収容活動

避難収容活動については、防災計画一般災害対策編第３章第１３節「避難計画」に定めるところによるもののほか、次のとおり行うものとする。

１ 避難誘導

避難誘導を行うにあたっては、火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になるよ

うに行うものとする。なお、火勢が激しく、延焼範囲が広く、市民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行うものとする。

(1) 防災無線又は有線放送

火災発生を知らせ、市民を安全地帯に誘導するものとする。

(2) 広報車、パトカーや携帯拡声器

広報車やパトカーで知らせ、携帯拡声器を携行し、延焼のおそれのある地域の市民を安全地帯に誘導するものとする。

(3) 航空機

延焼地域が広範囲に及ぶと予想されるような場合、県警察本部は航空機による上空からの避難誘導を行うものとする。

第5款　被災者等への的確な情報伝達活動

被災者等への的確な情報伝達活動については、防災計画一般災害対策編第３章第２０節「災害広報計画」に定めるところによるもののほか、次のとおり行うものとする。

１ 被災者等への的確な情報伝達活動

市は、県及び防災関係機関とともに、被災者のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

第6款　ごみ及びがれき処理等に関する活動

１ 被害状況の把握

県は、市、防災関係機関及び工場・事業場と連絡を取り、有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集を行うものとする。市はあらかじめ必要な情報収集を実施するものとする。

２ 応急対策の実施

県は、有害物質や廃棄物等について、工場や事業場に対して次の事項を実施する。

(1) 環境モニタリングの実施
(2) 被災工場及び事業場における現地調査及び環境汚染による二次災害防止のための指導
(3) 廃棄物処理に伴う環境汚染防止の指導
(4) 粉じんやアスベストの飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導
(5) 環境情報の広報
(6) 被災地域以外の環境保全担当機関に対する支援の要請

第６章　林野火災対策

第1節 総則

第1款　　目的

本対策は、市内において火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災が発生した場合に、被害の拡大防止のため市、県等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、市の森林面積は 33,917ha を占めており、国有林率が 26%、森林率が 77%である。

本対策に特別の定めのない事項については、一般災害対策編に基づき運用するものとする。

第2節 林野火災予防計画

第1款　　林野火災に強い地域づくり

1 林野火災対策にかかる事業計画の作成と推進

市は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、「林野火災特別地域対策事業計画」を作成するよう努めるものとする。

2 防火機能を有する林道、森林の整備

市は、国、県とともに、林野火災発生時における消火活動を容易にするため、林道及び作業道の整備に積極的に取り組むものとする。

また、防火線、防火樹帯の設置や造林地における防火樹等の導入の指導を行い、防火森林の整備に努めるものとする。

3 監視体制の強化

市は、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに、次の事項を実施するものとする。

なお、県は、森林保全巡視員を配置し、保安林地域、森林レクリエーション地域及び林野火災多発地域を対象にパトロールを行い、林野火災の予防を強化するものとする。

(1) 火災警報の発令等

気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区市民及び入山者への周知等必要な措置をとるものとする。

(2) 火災警報の周知徹底

火災警報の市民、入山者への周知は、打鐘、サイレン等消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報、防災無線等により周知徹底を図るものとする。

(3) 火入れの対応

火入れによる出火を防止するため、森林法第 21 条に基づく市長の許可にあたっては、事前に消防機関と時期、許可条件等について十分な調整を行い、火入れ者に許可条件等の厳守を指導するものとする。

(4) 火の使用制限

気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。火災警報発令時等、特に必要と認めるときは、火災予防条例等に基づき、一定区域内のたき火、喫煙など、火の使用制限を徹底するものとする。

西都児湯森林管理署は、国有林野事業実施中における失火や一般入山者によるたばこの不始末などによる火災を防止するため、監視を強化する。

4 林野所有（管理）者への指導

市は、県とともに、林野火災予防のため、林野所有(管理)者に対し、次の事項を指導するものとする。

(1) 防火線、防火樹帯の設置及び造林地における防火樹の導入
(2) 自然水利の活用等による防火用水の確保
(3) 事業地の防火措置の明確化、作業者に対する防火に関する注意の徹底
(4) 火入れにあたっては、森林法に基づく条例等による許可のほか消防機関との連絡体制の確立
(5) 火災多発期(11 月～3 月)における見巡りの強化
(6) 林野火災消火用諸資機材の整備

5 林野火災特別地域対策事業の推進

県内の全市町村が林野火災特別地域対策事業の対象となっており、市は本事業の推進に努めるものとする。

第2款　　災害防止のための気象情報等の充実

宮崎地方気象台は、林野火災防止のため、気象の実況の把握に努め、情報の充実と適時及び的確な情報発表に努めるものとする。

１ 乾燥注意報

空気が乾燥し、火災発生の危険が大きいと予想されるときは、宮崎地方気象台は乾燥注意報を発表するものとする。

発表の基準は、最小湿度 40%以下で、実効湿度が 65%以下になると予想される場合である。

２ 火災気象通報

市長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令するものとする。

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

(1) 実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 40%を下り、最大風速が 7m/s を超える見込みのとき。

(2) 平均風速 10m/s 以上の風が１時間以上連続して吹く見込みのとき。

(降雨、降雪中は通報しないこともある。)

なお、市長が火災警報を発令する場合は、防災無線や有線放送又は消防法施行規則第 34 条の火災警報信号により周知する。

火災警報信号

打　鐘　信　号	余いん防止付サイレン信号	そ　の　他　信　号
火災警報発令信号 １点と４点のまだら打ち	約 30 秒 約６秒	赤　黄　白 白　赤　吹き流し 赤　白　吹き流し 赤地の白字、形状大きさは、適宜とする 火災警報発令中 掲示板

第3款　　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

１ 情報の収集及び連絡体制の整備

(1) 多様な情報収集手段の活用

市は、高所監視カメラ等、高所における監視所の整備をすすめるとともに、林野火災における出火防止と早期発見のためには、消防職員及び消防団員などによるパトロールが効果的であることから、巡視員用の無線機、双眼鏡等の装備を充実強化するものとする。

(2) 通信手段の確保

市は、市民に対する災害情報等を広報するため、市防災行政無線の整備を推進するものとする。

市は、県とともに、非常通信体制の整備、有線及び無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常無線通信協議会との連携に十分配慮する。また、災害時の情報通信手段については、平常時よりその習熟に努めるものとする。

２ 活動体制の整備

(1) 活動体制の整備

市は、県とともに、林野火災発生時の職員の非常参集体制の整備を図るものとする。参集基準を明確にするとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知させ、活動手順、資機材や装備の使用方法の習熟、防災関係機関等との連携について徹底を図るものとする。

(2) 防災関係機関との連携

県は、県内における大規模林野火災に対処するため、防災関係機関が相互の連携を密にして、林野火災の予防活動、消火活動及び火災防御訓練等の林野火災対策事業を推進することを目的として設置された林野火災対策連絡会議を年１回以上開催し、連携を強化するものとする。

(3) 林野火災マップ、上空からの森林現況写真等の整備

県は、林野火災発生時の情報連絡及び応急対策をスムーズに行うため、林野火災マップ、上空からの森林現況写真等の整備充実を行うものとする。

(4) 緊急時ヘリコプターの離発着場の把握と整備

市は、緊急時ヘリコプターの離発着場及び補給基地の整備、維持管理に努める。また、緊急時ヘリコプターの離発着場について県に報告する。

３ 消火体制の整備

(1) 消防体制の整備

市は、防災関係機関とともに、自衛隊、警察等の協力を得て、地域における総合的な消防体制の確立を図るものとする。

また、初期消火の徹底を期するため、森林組合等による自衛消防体制の組織化を図るものとする。更に、県内市町村消防相互応援協定等により、広域的な消防体制の確立を図るものとする。

(2) 消防施設及び設備の整備

市は、防火水槽や自然水利利用施設の増強を図るとともに、設備の整備に努めるものとする。

(3) 林野火災対策用資機材の整備

県は、空中消火用資機材の整備と備蓄並びにその維持管理に努め、予防資機材(予防立て看板、のぼり旗等)及び初期消火資機材(背負式消火器等)の配備を行うものとする。

第4款　　市民の防災活動の促進

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末など人為的原因によるものが大半であることから、入山者、市民、林業関係者に対し、森林愛護及び防火思想の徹底を図るものとする。

１ 防災知識の普及、予防啓発活動

市は、防災関係機関とともに、火災発生期を重点的に、予防広報を積極的に推進するものとする。

(1) 「宮崎県林野火災予防運動」の推進

防災関係機関は、毎年１月 30 日～2 月 5 日の林野火災予防運動実施期間中に、広報紙等を活用し、周知徹底を図るものとする。

(2) 防火パレードの実施

市は、県とともに、防災関係機関と一体となって、自動車による防火パレードを実施し、林野火災予防の啓発活動を実施する。

(3) 広報等の実施

市は、県とともには、林野火災に対する喚起を促すため、航空機や新聞広告等による広報宣伝に努めるものとする。

(4) その他各種広報の実施

市は、県とともに、あらゆる機会を利用し、市民に対する効果的な啓発活動を行うものとする。

２ 防災訓練の実施

市は、県とともに、林野火災対策のための訓練を実施する。訓練にあたっては、自衛隊や県警察本部、ＮＴＴ、トラック協会等、防災関係機関の参加を得て行うものとする。

第3節 林野火災応急対策計画

第1款　　活動体制の確立

1 市の活動体制

(1) 迅速な連絡と出動体制

市は、林野火災の通報を受けたら、直ちに防災関係機関に通報するとともに、迅速に出動体制を整備するものとする。

(2) 現地指揮本部の設置

市は、現地指揮本部を設置し、防災関係機関と連携協力して防御にあたるとともに、状況把握を的確に行い、隣接市町村等への応援出動要請の準備を行うものとする。

(3) 災害対策本部の設置

火災が拡大し、市では対処できないなど、災害の拡大が予想されるときは防災関係機関の協力を得て災害対策本部を設置する。災害対策本部の任務の概要は下記のとおりである。

ア 応援協定等に基づく隣接市町村等の応援隊の出動要請
イ 空中消火の要請の検討
ウ 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
エ 警戒区域の指定

2 防災関係機関の活動体制

(1) 県警察本部

人命保護を最重点として所要の活動を行うとともに、県警ヘリコプターによる上空からの状況把握を行うものとする。

(2) 西都児湯森林管理署

ア 国有林野で火災が発生したときは、職員を派遣し、状況把握を行うものとする。
イ 県災害対策本部が設置されたときは、その方針に基づき活動するものとする。

(3) 自衛隊

ア 県等から通報を受けた場合は、必要により空中偵察等により火災の状況を把握するとともに現地連絡員を派遣するものとする。
イ 県知事の要請により、空中消火、地上消火活動を実施するものとする。

第2款　　災害情報の収集及び連絡

1 火災通報

(1) 市

ア 市は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、あらかじめ定める出動体制をとるとともに、西都警察署及び隣接町村等の防災関係機関に通報するものとする。
イ 市は、市民、入山者等に対して周知を図るものとする。
ウ 市は、火災の規模等が次の条件に達するとき、又は必要と認めるときは県に即報を行うものとする。

(ｱ) 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して、覚知から 1 時間以内に鎮圧できないか、又は鎮圧することができないと予想される場合
(ｲ) 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して空中消火を必要とすることが予想される場合
(ｳ) 林野火災によって人的被害が発生するか、又はその危険が予想されるとき
(ｴ) 近くに火薬工場や火薬の保管倉庫若しくは危険物施設などが存在し、２次災害の危険性が予想されるとき
(ｵ) 以下の国の即報基準に達するか、又は達することが予想される場合

a 焼損面積が 10 ヘクタール以上と推定されるもの。
b 空中消火を要請したもの。
c 住家等へ延焼するおそれがあるなど社会的に影響度が高いもの。

2 林野火災通報等連絡系統

林野火災通報にかかる連絡系統は次のとおりである。

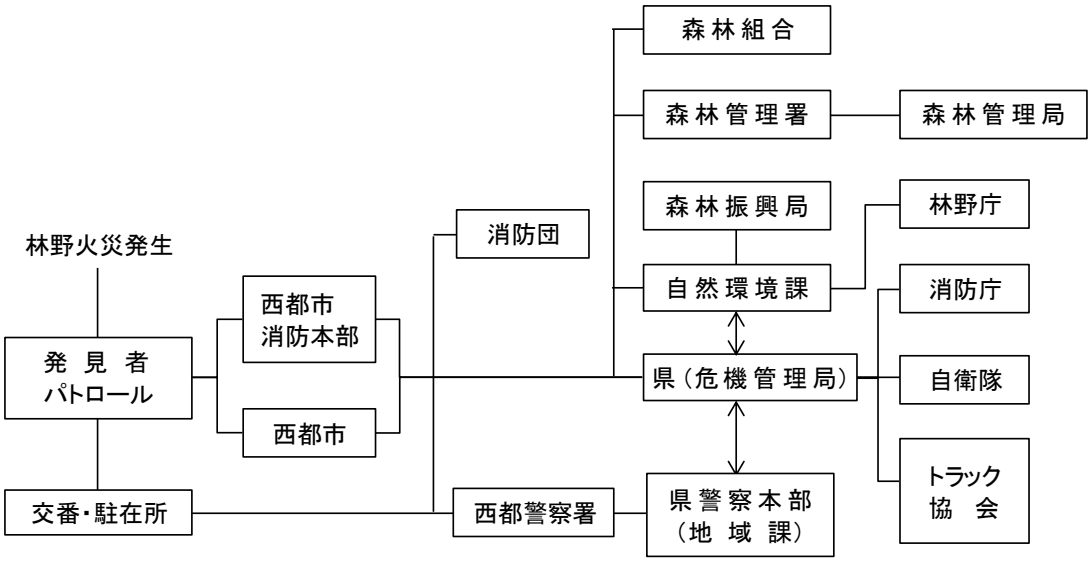

3 林野火災マップによる情報の連絡

防災関係機関は、林野火災の発生場所等を連絡する際は、林野火災マップを利用するものとする。

このマップは、国土地理院発行の地図に経緯度法による基準地域メッシュで約 1k ㎡に区画したものである。

メッシュコードの読み方

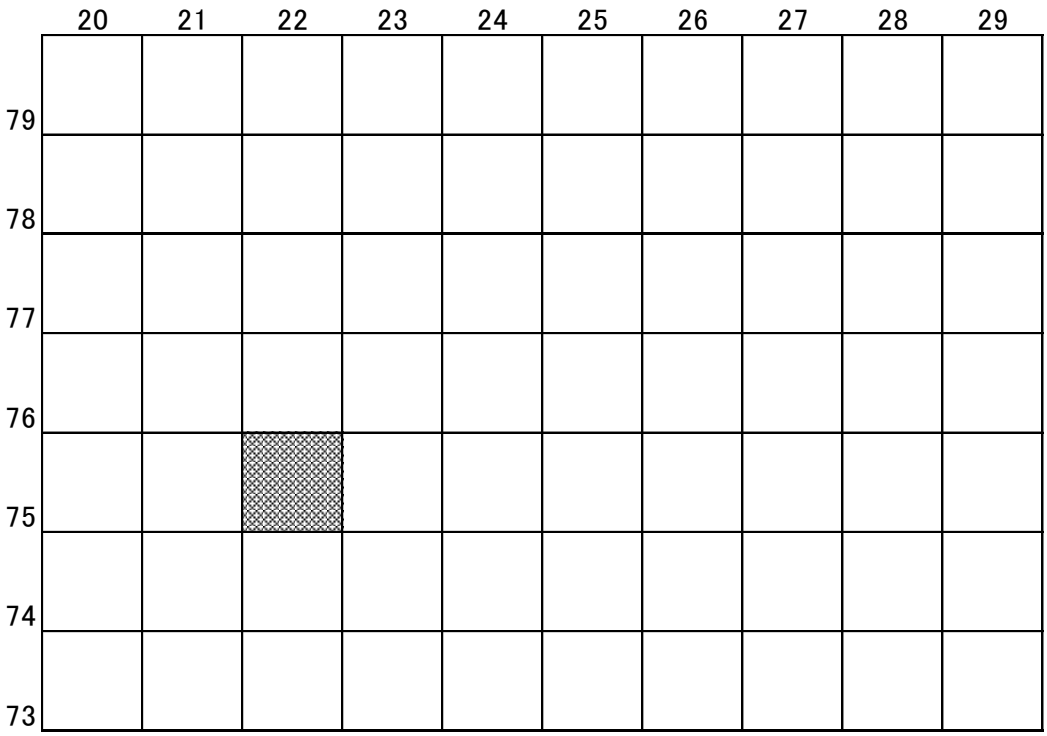

のメッシュは「７５－２２」と読む。

第3款　　消火活動及び救急・救助活動

１ 地上防御

(1) 消火体制の確立

市は、林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模などを把握し、迅速に消火体制を整え出動する。林野火災は、強風下でしかも異常乾燥が続く気象条件下で多く発生するため、市は自らの人員を増強するほか、相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立しなければならない。

(2) 防御作戦

市は、現場の状況を的確に把握し、迅速かつ有効な防御作戦を展開する。

林野火災の防御戦術として、一般にU字戦術が用いられているが、過去に拡大した林野火災を収集分析してみると、地形と風速によってU字又は横⊂字に延焼していることが分かる。

防御活動のための消火隊員の進入、展開方法については、次の事項があるが、風向き、地形、林相等を総合的に判断するものとする。

ア 延焼方向の側面から進入する方法
イ 焼け跡から進入する方法
ウ 等高線から進入する方法
エ 谷川から進入する方法
オ 山の反対側から進入する方法

(3) 地上における消火活動

地上における林野火災の防御方法として、注水による防御、叩き消し、土掛けによる防御、防火線による防御、迎え火による防御があり、市は、火災の規模、水利の方法、植生の状況、地形等を考慮して最も効果的な方法で対処するものとする。

(4) 安全管理

林野火災における防御は、安全第一でなければならない。過去の事例に見られるように、林野火災現場においては、人身事故の危険が大きい。市の現場指揮者はもちろん、関係者全員が細心の注意を払い、事故を未然に防止し、災害の防止に努めなければならない。

(5) 残火処理と跡地対策

堆積可燃物(地被物)内の深部、空洞木、根株又は朽木類の残り火は、長時間にわたって燃焼を続け、これらが風にあおられて火の粉をまき散らし、残存可燃物に着火して再出火する危険が大きい。

残火処理の段階に至ると隊員の疲労が重なり注意力も散漫になりやすいため、市の現場指揮者は、残火処理の重要性を認識させ注意力を喚起するものとする。

また、広範囲な林野火災の跡地は、風雨に弱く、強風時に灰や土煙りが発生して風下に対して公害を発生させる。雨の多い場合は、保水性の低下から土石流の原因になり易いので、草木が繁茂するまでは、市は巡視を行い、異状を発見したならば直ちに対策をたてるものとする。

2 空中消火

ヘリコプターにより空中から火点又はその付近に消火剤水を散布し、消火を行う作業のほか、現地指揮本部の設置、空中消火基地及び火災現場の作業等の活動を実施するものとする。

(1) 現地指揮本部

現地指揮本部は、空中消火を効果的に実施するため、消火計画を立て、各機関との連携を図り、統一的な指揮を行うものとする。

また、現地指揮本部には臨時の仮設電話等を設置し、連絡体制に万全を期す。

(2) 空中消火基地

消火薬剤準備場所、ヘリコプター離発着場、飛行準備場所(燃料集積所を含む。)からなり、空中消火活動の拠点となる。空中消火の実施が決定された時点で、市は県及びヘリコプター運用機関と協議の上、適地を決めるものとする。

(3) 空中消火用資機材等

ア 水のう

布製の散布装置で、ヘリコプターの機体下部に吊し、上空において機内での通電操作により、消火薬剤を散布する。容量は 1,800 リットルと 700 リットルの二種類がある。

イ 水槽

ナイロン製布地で消化薬剤の混合、貯水槽として使用。　2,500 リットル。

(4) 空中消火方法

空中消火の方法には直接消火法と間接消火法がある。

ア 直接消火法

火線に沿って飛行し、火点に直接消火剤水を散布して消火する方法。主に、火勢の弱い初期消火、飛火消火、残火処理等及び人命、家屋等に危険が迫った場合に用いる。

イ 間接消火法

火線の前方に消火剤水を散布し、防火線を作り延焼防止を図る方法で空中消火法の主体をなすものである。

3 空中消火の要請基準

市が空中消火を要請する基準は以下のとおりとする。

(1) 地形等の状況により、地上の防御活動が困難な場合。
(2) 火災規模に対して、地上の防御能力が不足又は不足すると判断される場合。
(3) 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合。
(4) 火災の状況から判断して、初期消火時点での空中消火が延焼防止のために極めて有効であると認められる場合

4 空中消火の要請手続き

市長又は副市長、消防長は電話等によって県に空中消火の要請を行うものとする。

空中消火の要請は、以下の系統図により行うものとする。

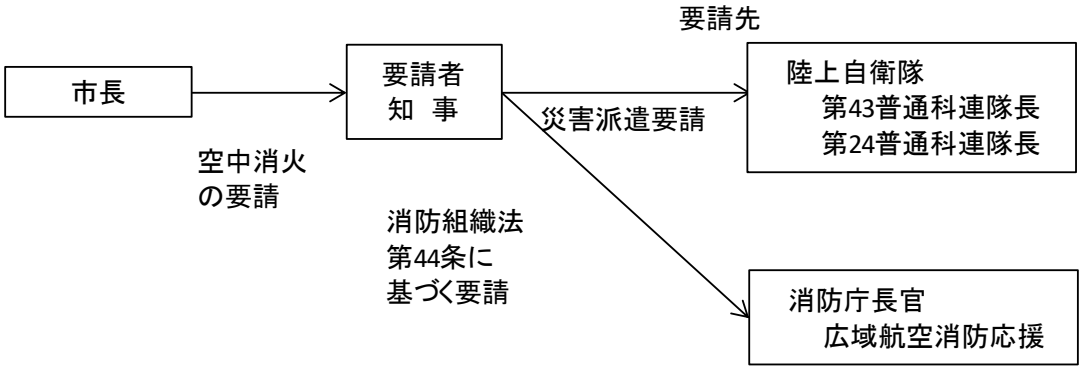

(1) 空中消火の要請にあたって明確にすべき事項
　ア 空中消火基地の設置場所、その周辺の状況及び目標物
　イ 連絡場所及び連絡者
　ウ 資機材等の空輸の必要の有無
　エ 空中消火用資機材等の整備状況
　オ その他空中消火を実施するに当たり、参考となるべき事項

5 空中消火の準備

(1) 現場の状況等の報告

市は、一般災害対策編第２章第５節に定める「災害状況の収集計画」に定めるところにより、災害情報を県に報告するものとする。

(2) 空中消火基地の選定

空中消火基地は、火災現場に近く、資機材輸送のための大型車両等の進入が容易で、連続した空中消火に対応できる十分な水利を有している平坦な場所を選定するものとする。

なお、ヘリコプター離発着場の設置については、市は県及びヘリコプター運用機関と協議の上、所要の措置をとるものとする。

(3) 火災現場付近の状況把握

空中消火を効果的かつ安全に実施するため、気象状況(天候、風向、風速)を常に把握する。また、ヘリコプターの飛行地域の障害物を把握するものとする。

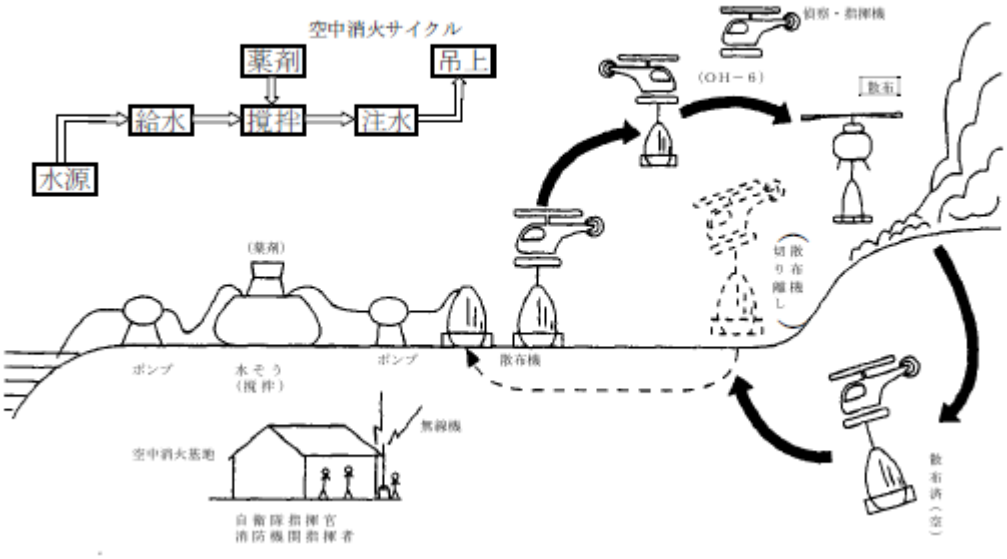

(4) 輸送手段等の確保

市は、県とともに、資機材等を空中消火基地に運ぶため、輸送ルート、輸送手段を確立するものとする。また、必要に応じて、県警察本部は輸送車の先導、若しくは交通規制等の措置をとるものとする。

(5) 地上活動要員の確保

空中消火を実施するには、消火薬剤の混合、水のうへの散布液の注入等、多数の人手を要するので、市は地上防御活動要員とは別に、空中消火支援のための消防団員等を確保するものとする。

なお、薬剤の混合については、念のため混合の知識を有する専門業者を立ち会わせるものとする。

6 空中消火活動

(1) 現地指揮本部の役割

現地指揮本部は、空中からの偵察結果、現場の消防機関等からの情報の収集とそれを踏まえた対策を立てるものとする。

市は対策の検討結果の報告について連絡を受ける。

(2) 空中消火作業

地上での消火薬剤の調合の後、ヘリコプターで水のうを引き上げる方法で消火活動を行うものとする。地上部隊と空中消火部隊との連携を取るため、事前に打ち合わせを行うものとする。

(3) 報告

市は、空中消火の実施について、次の事項を速やかに県に報告するものとする。

ア 発生場所
イ 発生時間及び覚知時間
ウ 空中消火を要請した時刻
エ 現場の状況
オ 消防吏員及び消防団員の出場状況
カ その他必要な事項

7 空中消火の実施に伴う経費の分担

次の経費は市の負担とする。

なお、（１）及び（２）とも、２以上の市町村にわたる場合は、関係市町村が協議して負担割合を定めるものとする。

(1) 県の保有する資機材の使用にかかる次の経費

ア 資機材の引渡し及び返納に要する費用
イ 使用期間中における資機材の維持管理及び補修に関する費用
ウ き損又は消費した資機材の購入補填に要する費用
エ 資機材の使用により人身又は物件に対し損害を与えた場合、その補償に要する費用

(2) 自衛隊の派遣部隊等にかかる次の費用

ア 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金
イ 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料
ウ 活動のため現地で調達した資機材の費用
エ その他必要な経費については、事前に協議しておくものとする。

8 救助及び救急活動

一般災害対策編第３章第８節第７款「救助救急計画」に定めるところによるものとする。(P79)

第4款　　市民等の避難及び救助対策

林野火災時における入山中のハイカー、林業従事者、市民等の避難誘導並びに救助活動は、火点の位置、延焼状況、地形、気象、林相等により、その難易度に差があるが、下記のとおりとする。

１ 入山者等の実態の把握

(1) 市は、林業作業期においは、森林管理者が入山していることが多いので、森林所有者又は家族等から入山の状況、所在等について確認するものとする。

(2) ハイキングコース等のある林野では、行楽期には入山者が多数にのぼり、かつ、範囲が広くその実態を把握することは困難であるが、市は、避難者、付近市民等からの情報収集に努め、入山状況を確認するものとする。

(3) 市は、設置している防災無線、有線放送等を活用して、入山関係者及び各家庭呼びかけ、入山者の有無を確認するものとする。

２ 避難誘導

市は、警察とともに、避難誘導を実施するものとする。

避難誘導を行うにあたり、火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になるように行うものとする。なお、火勢が激しく、延焼範囲が広く、市民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示するものとする。

(1) 防災無線又は有線放送

山中の集落及び入山者に火災発生を知らせ、市民及び入山者を安全地帯に誘導するものとする。

(2) 広報車、パトカーや携帯拡声器

広報車やパトカーで知らせたり、携帯拡声器を携行し、延焼のおそれのある地域の市民及び入山者を安全地帯に誘導するものとする。

(3) 航空機

入山者が山深くに入っている場合、又はハイキングなどで多数の入山者が広範囲に散在するような場合、県警察本部は航空機による上空からの避難誘導を行うものとする。

第5款　　被災者等への的確な情報伝達活動

市は、県、警察、防災関係機関とともに、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制、ライフラインや交通施設の被害及び復旧状況等の情報を正確かつきめ細やかに伝達するものとする。

なお、伝達にあたっては、報道機関の協力を得るものとする。

第6款　　二次災害の防止活動

市は、林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。

危険箇所の点検等を行うとともに、危険性が高いと判断された箇所については、関係市民への周知を図り、警戒避難体制の整備を行うものとし、速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

また、森林等の所有者及び管理者は、焼失した林地が放置されて崩壊等を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止措置を行うものとする。

第７章　雪害対策

第1節 総則

降雪に際し、市民生活の安定と産業経済の停滞を防止するため、主要道路の交通の確保を図り、併せて、豪雪災害の拡大を防止するための対策は次によるものとする。

第2節 雪害応急対策計画

１ 実施責任者

市は、県とともに、指定地方行政機関、指定公共機関等と緊密な連係を保ち、雪害対策についての迅速適切な措置を講ずるものとする。

２ 道路交通の確保

(1) 除雪路線の決定

市は、県における除雪計画路線、交通量、道路現況及び気象条件等を勘案して除雪路線を選定するものとする。

(2) 除雪体制の整備

市は、除雪にあたっては、早急に対応するものとし、直ちに出動できる体制を整備しておくものとする。

(3) 情報連絡

情報連絡については、一般災害対策第３章第６節「災害通信計画」によるものとするが、特に市長は、その地域内の積雪、除雪路線の状況を、地方支部を通じ、県本部へ通報するものとする。

３ 医療品の確保及び医療措置

積雪により交通が途絶した場合における緊急医薬品等の輸送や、急病人の搬送等の対策は、自衛隊の航空機災害派遣による緊急輸送により措置するものとする。

第８章 原子力災害対策

第1節 総則

第1款　　目的

県内には、「原子力災害対策特別措置法（平成 11 年 12 月 17 日法律第 156 号。以下「原災法」という。)」に規定される原子力事業所の立地はない。

また、最も近い原子力事業所である、鹿児島県薩摩川内市の九州電力株式会社川内原子力発電所（以下「川内原子力発電所」という。）についても、市境まで直線距離で約 100 キロメートルの距離があり、市は概ね 30 キロメートルを目安とすることとされている緊急時防護措置を準備する区域外である。

しかしながら、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及んだことを踏まえ、県周辺の原子力発電所において万一同様の事故が発生した場合を想定し、被害の軽減及び拡大防止のため、原災法、原子力災害対策指針及びその他関係法令等の趣旨を踏まえて、予防対策、応急対策及び復旧対策について本計画で定めるものとする。

第2款　　災害の想定

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、その影響が立地県のみならず近隣県やその他の地方公共団体の広範囲に及んだところであり、このことを踏まえると、万一県周辺で原子力災害が発生した場合、何らかの影響が県に及ぶことが想定される。

その中で、地理的な関係から県に影響を及ぼす可能性が最も高いのは、川内原子力発電所での原子力災害と考えられることから、本対策は、同発電所で次の(1)～(3)に掲げる事象が発生した場合を想定し、作成するものである。

なお、県から距離が約 150 キロメートルの九州電力株式会社玄海原子力発電所、約 90 キロメートルの四国電力株式会社伊方原子力発電所での原子力災害についても本計画に沿って対応するものとする。

(1) 警戒事態又はこれに準ずる事象（あらかじめ県と九州電力株式会社において定める事象をいう。以下同じ。）の発生について九州電力株式会社から連絡を受けたとき
(2) 施設敷地緊急事態が発生したとき
(3) 全面緊急事態が発生したとき

第2節 原子力災害予防計画

第1款　　連絡体制等整備計画

県は、国、鹿児島県、九州電力株式会社及びその他の防災関係機関との原子力災害対策に関する情報の収集及び連絡を円滑に行い、必要な対策を迅速に講ずるため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

１ 情報の収集及び連絡体制の整備

市は、県及び防災関係機関とともに、平常時から緊急時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

特に、県は、九州電力株式会社や鹿児島県との連携を密にし、有事の際の連絡方法や体制の確認を行うものとする。

第2款　　応急体制整備計画

市は、原子力災害発生時の応急対策活動を効果的に行うため、あらかじめ必要な体制等について整備するものとする。

１ 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から県や防災関係機関と原子力災害対策に係る体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の有する機能の把握に努めるなど、相互の連携体制の強化を図るものとする。

２ 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、県及び防災関係機関とともに、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、市職員の動員及び応援体制をあらかじめ整備するものとする。

第3款　　医療体制整備計画

市は、県とともに、健康及び医療等に係る相談に対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図るものとする。

第4款　　情報伝達計画

特に要配慮者に対して、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、市民、自主防災組織等の協力、情報通信機器の活用や情報伝達体制の整備について、必要に応じて県から助言を受けることができる。

さらに、市は、県とともに、速やかに市民等からの問合せに対応する相談窓口が設置できる体制の構築に努める。

市は、県から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る連絡を受けた場合において、迅速かつ確実に市民等に対して情報伝達を行うために、同報系防災行政無線の使用をはじめ、複数の伝達方法を検討するものとする。

第3節 原子力災害応急対策計画

本章は、警戒事態、施設敷地緊急事態の発生があった場合の対応、及び全面緊急事態が発生した場合の応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第1款　情報収集、連絡通信確保

１ 警戒事態若しくは施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合の連絡体制

警戒事態等が発生した場合、市は、県からファクシミリで連絡を受ける。なお、必要と認められる場合は電話による連絡も併せて受けるものとする。

２ 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生後の応急対策活動等に係る情報連絡及び収集

施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生後の応急対策活動等について、市は、県から施設の状況、九州電力の応急対策活動の状況、被害の状況等の連絡を受けるものとする。

第2款　情報伝達対策

１ 市民等への情報伝達活動

市は、県から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る連絡を受けた場合において、同報系防災行政無線等により、迅速かつ確実に市民等に対して情報伝達を行うものとする。

２ 市民等からの問合せに対する対応

市は、県とともに、市民の安心に資するため必要に応じて問合せに対応する相談窓口を設置するものとする。

なお、市民等のニーズを踏まえて、情報の収集、整理及び発信を行うものとする。

第3款　防護活動対策

原災法第 15 条第 3 項の規定により、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣から避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行うべきこと、その他の緊急事態応急対策に関する事項の指示が、県から伝えられた場合、市は、国の指導及び助言に基づき市民等の屋内退避又は避難誘導等を実施するものとする。

なお、市外の避難が必要となる場合、避難先及び避難所の場所について、避難先の市町村等と協議及び調整を行うものとする。

第4款　医療等対策

県は、必要に応じて、県内の医療機関等の協力を得て、救護所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染等を実施するものとする。

また、市は、県とともに、医療及び健康相談等を実施する。

第4節 原子力災害復旧及び復興計画

第1款　　風評被害対策

県は、国及び防災関係機関とともに、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通が確保されるよう広報活動等を行うものとする。

第2款　　市民健康相談

県は、関係市町村及び医療機関等とともに、被ばく者のアフターケアを行うとともに、避難等を行った市民や避難者の受入に協力した市民等の心身の健康に関する相談に応じるための体制をとる。

第3款　　汚染除去対策

県は、国等と協議及び調整し、県内において放射性物質の除染が必要と認めた場合は、防災関係機関と連携して除染作業に必要な調整を図るものとする。

資　料　編

資料編目次

資料－１　災害の記録表 …… P.237
資料－２　消防施設の現況 …… P.251
資料－３　消防施設の増強更新計画 …… P.251
資料－４　水防資器材備蓄一覧表 …… P.252
資料－５　避難場所状況避難路一覧 …… P.253
　その１　西都市指定緊急避難場所・避難所一覧表 …… P.253
　その２　避難路一覧表 …… P.255
資料－６　災害危険箇所の状況一覧表 …… P.257
　その１　河川 …… P.257
　その２　地すべり …… P.263
　その３　急傾斜地 …… P.264
　その４　土石流 …… P.270
　その５　土砂災害警戒区域等指定一覧 …… P.275
　その６　ため池 …… P.284
　その７　主要交通途絶予想箇所について …… P.286
資料－７　文化財の状況 …… P.287
資料－８　気象警報の伝達系統図 …… P.289
　その１　県における伝達系統図 …… P.289
　その２　市における伝達系統図 …… P.290
資料－９　ＮＴＴからの気象警報文について …… P.291
資料－１０　西都市災害対策本部組織図 …… P.292
資料－１１　西都市災害対策本部事務分掌表 …… P.293
資料－１２　市職員の動員可能者数 …… P.298
資料－１３　被害概況報告 …… P.299
　その１　被害概況即報 …… P.299
　その２　被害状況即報 …… P.300
資料－１４　災害関係機関有線電話表 …… P.301
資料－１５　無線通信一覧表 …… P.302
　その１　市防災行政無線 …… P.302
　その２　県防災行政無線 …… P.304
　その３　アマチュア無線 …… P.304
資料－１６　市における災害時通信利用系統図 …… P.305
資料－１７　西都市水防本部構成組織図 …… P.306
資料－１８　水防団の組織及び人員 …… P.307
資料－１９　緊急交通路予定路線 …… P.308
　その１　緊急交通路予定路線一覧 …… P.308
　その２　緊急交通路予定路線図 …… P.309
資料－２０　救出に必要な機械器具等の状況 …… P.310
資料－２１　医療施設の状況 …… P.311
資料－２２　市所有車輌機械の状況 …… P.313
資料－２３　車輌の調達先 …… P.313
資料－２４　様式１（標示） …… P.314
資料－２５　様式２（標章） …… P.314
資料－２６　様式３（証明書） …… P.315
資料－２７　様式４（確認申請書） …… P.315
資料－２８　燃料の調達先 …… P.316
資料－２９　ヘリコプター離発着及び物資投下可能地点 …… P.316

資料－３０　浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設 …… P.317
資料－３１　「災害救助法による救助の程度方法及び期間」早見表 …… P.319
資料－３２　災害時における応援協定等（西都市分） …… P.323
その１　協定書（九州電力株式会社宮崎支店） …… P.327
その２　災害応援協定書（県内市町村） …… P.329
その３　災害応援協定書（西都地区建設業協会） …… P.332
その４　災害非常無線通信の協力に関する協定
（西都アマチュア無線クラブ） …… P.334
その５　災害時における救援物資提供に関する協定書
（コカ・コーラ　ボトラーズジャパン株式会社） …… P.336
その６　災害時の応急対策に関する協定書（西都地区建築業協会） …… P.338
その７　災害時の応急対策に関する協定書（西都地区電気工事組合） …… P.341
その８　災害時の応急対策に関する協定書（西都地区管工事組合） …… P.344
その９　緊急時対応型飲料水自動販売機通常自動販売機の設置に関する協定書
（サントリービバレッジサービス株式会社） …… P.347
その１０　災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定書
（西都児湯生コン事業協同組合） …… P.349
その１１　災害時における食糧の供給に関する協定書
（西都市観光協会） …… P.351
その１２　立花ダム放流警報設備等による
災害情報等の伝達に関する協定書（宮崎県西都土木事務所） …… P.353
その１３　長谷ダム放流警報設備等による
災害情報等の伝達に関する協定書（宮崎県西都土木事務所） …… P.356
その１４　災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定
（西都市総合福祉センター） …… P.359
その１５　災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定
（養護老人ホーム静和園） …… P.362
その１６　災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定
（特別養護老人ホーム　幸楽荘） …… P.365
その１７　災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定
（介護老人保健施設　菜花園） …… P.368
その１８　災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定
（特別養護老人保健施設　三納の里） …… P.371
その１９　災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定
（介護老人保健施設　並木の里） …… P.374
その２０　災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定
（特別養護老人ホーム　とのこおり荘） …… P.377
その２１　西都児湯広域市町村における災害時相互支援に関する協定書
（西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、
都農町） …… P.380
その２２　災害時における物資供給に関する協定書
（NPO 法人　コメリ災害対策センター） …… P.383
その２３　西都市における大規模な災害時の応援に関する協定書
(国土交通省九州地方整備局長)…… P.386
その２４　津波等緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定書
（西日本高速道路株式会社九州支社宮崎高速道路事務所） …… P.388
その２５　宮崎県中部地区水道企業協議会災害時相互応援に関する協定
（宮崎県中部地区水道企業協議会） …… P.391
その２６　災害時の相互支援体制について（申合せ）（九州市長会） …… P.394

その２７　災害時相互応援に関する協定（長崎県西海市）……P.397
その２８　大規模災害発生時における後方支援拠点に関する協定（宮崎県）……P.399
その２９　災害時における LP ガス供給活動等に関する協定書
（宮崎県 LP ガス協会西都支部）……P.401
その３０　大規模災害等の相互応援に関する協定
（在日米軍再編に係る訓練移転先６基地関係自治体連絡協議会）……P.404
その３１　後方支援拠点における発電機付き投光機の譲渡に関する協定書
（宮崎県）……P.407
その３２　災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定書
（西日本電信電話株式会社宮崎支店）……P.409
その３３　後方支援拠点におけるエアーテントの譲渡に関する協定書……P.413
その３４　電力設備にかかる災害対策に関する協定書……P.415
その３５　災害発生時等における西都市と西都市関係郵便局の協力に関する協定……P.419
その３６　災害時における応急対策業務等に関する応援協定書（児湯広域森林組合）　P.422
その３７　災害時の応急対策に関する協定書（株式会社日南）……P.425
その３８　西都地域気象観測所の被災時における一時的な土地使用に関する協定
（宮崎地方気象台）……P.427
その３９聖陵会館の避難所としての使用に関する覚書（聖陵会、妻高校）……P.429
その４０災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）……P.434
その４１防災パートナーシップに関する協定（株式会社テレビ宮崎）……P.434
その４２災害における物資供給に関する協定（株式会社ナフコ）……P.436
資料－３３　災害時における応援協定等（宮崎県分）……P.439
資料－３４　対象範囲を付した噴火警報の名称とキーワード……P.443
資料－３５　霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベル……P.444
資料－３６　霧島山（御鉢）の噴火警戒レベル……P.445
資料－３７　第２号様式（特定の事故）……P.446
資料－３８　第１号様式（火災）……P.447
資料－３９　洪水時指定避難所位置図……P.448
資料－４０　地震時の心得……P.450
資料－４１　西都市防災会議条例……P.453
資料－４２　西都市災害対策本部条例……P.455
資料－４３　一ツ瀬ダム放流開始時の通報系統図……P.456
資料－４４　三財川立花ダム放流開始時の通報系統図……P.457
資料－４５　備蓄品一覧……P.458
資料－４６　被害状況判定基準表……P.461
資料－４７　災害救助法の適用基準について……P.464
資料－４８　西都市を窓口とする被災者支援制度一覧……P.465
資料－４９　集団発生傷病者救急医療対策の業務分担表……P.474
資料－５０　政府所有災害救助用米穀の引渡し手続きについて……P.475

資料－１　災害の記録表

年月日	原因	被害地域	被害の概況
昭 38.1.24～25 出火 24 日 20 時 35 分 鎮火 25 日 23 時 25 分	火　災 石油ストーブの 不始末（推定）	妻平助通り	①建物の被害 家屋全焼　72 棟　10764.72 ㎡ 家屋半焼　1 棟　42.90 ㎡ 被災世帯　100 世帯　433 人 計　268,018 千円 ②人的被害 死者　4 人 負傷者　13 人 災害救助法適用
昭 38.2.5 出火 22 時頃 鎮火 23 時 50 分	火　災 電気コンロの過熱	寒川ダム 工事現場 梅林組下請 安藤班宿舎	①建物の被害 全焼　木造平屋宿舎　3 棟　264 ㎡ ②人的被害 被災人員　35 人 死者　5 人 計　1,462 千円
昭 38.2.11	集中豪雨	市内全域特に 三納川・三財 川 流域に集中	総降雨量　393.8 ㎜ ①人的被害 死者　3 人 重傷者　2 人 軽傷者　8 人 ②建物の被害 全壊　28 棟　非住家　11 棟 半壊　19 棟　非住家　18 棟 大破以下　20 棟　非住家　8 棟 床上浸水　441 棟　非住家　7 棟 床下浸水　2,871 棟　非住家　217 棟 ③田畑の被害 田畑の流失埋没　48.8ha 田畑の冠水　300.0ha ④土木関係被害　256 ヶ所　264,832 千円 ⑤農業用施設被害　197 ヶ所　164,500 千円 ⑥林道施設被害　13 ヶ所　14,226 千円 ⑦林地等の被害　603 ヶ所　116,820 千円 計　1,043,270 千円 災害救助法適用

資料－１　災害の記録表

年月日	原因	被害地域	被害の概況
昭 41.8.5	集中豪雨	市内全域特に 三納川・三財川 流域に集中	総降雨量　558 ㎜ ①人的被害 軽傷者　1 人 ②建物の被害 全壊　2 棟　非住家　1 棟 半壊　3 棟 床上浸水　242 棟 床下浸水　763 棟 ③田畑の被害 田畑の流失埋没　59.5ha 田畑の冠水　740.5ha ④土木関係被害　83 ヶ所　113,621 千円 ⑤農業用施設被害　65 ヶ所　27,522 千円 ⑥林道施設被害　16 ヶ所　7,450 千円 ⑦林地等の被害　400 ヶ所　80,750 千円 計　447,245 千円
昭 42.12.12	火　災	桜町	①建物の被害 家屋全焼　20 棟 家屋半焼　2 棟　計　22 棟 被災世帯　45 世帯　110 人 被災面積　建坪延　1,894 ㎡ 計　建物　11,150 千円
昭 43.1.26	火　災	平助通西	①建物の被害 家屋全焼　4 棟 家屋半焼　1 棟 被災世帯　16 世帯　40 人 焼失面積　1,202 ㎡
昭 43.9.24	集中豪雨 （台風 16 号）	市内全域	総降雨量　345 ㎜　（立花ダム地点） ①建物の被害 全壊流失　4 棟　4 世帯　9 人 半壊　5 棟　5 世帯　19 人 一部破損　5 棟　5 世帯　20 人 床上浸水　139 世帯 床下浸水　820 世帯 ②農作物、農地被害　245,172 千円 ③土木関係　97,418 千円 計　422,380 千円
昭 44.8.21	台風 9 号	市内全域	①人的被害 死者　1 人 重傷者　2 人 ②建物の被害 全壊　1 世帯　4 人 半壊　17 世帯　17 人 一部破損　21 世帯　75 人 非住家　49 棟 ③農作物、農業施設等の被害　144,648 千円 計　148,091 千円

資料－１　災害の記録表

年月日	原因	被害地域	被害の概況
昭 44.9.9	集中豪雨	市内全域 主として穂北 地区	①建物の被害 全壊　1 世帯　2 人 一部破損　2 世帯　12 人 床上浸水　27 世帯　110 人 床下浸水　433 世帯　1,590 人 非住家　2 棟 ②施設等の被害 道路決壊　32 ヶ所 林地崩壊　23 ヶ所 計　78,275 千円
昭 45.8.31	地すべり	大字尾八重字 大椎葉	①人的被害 死者　2 人 重傷者　1 人
昭 46.8.4	台風 19 号	市内全域	①人的被害 死者　3 人 ②建物の被害 全壊　1 世帯　5 人 半壊　2 世帯　7 人 一部破損　1 世帯　3 人 床上浸水　7 世帯　18 人 床下浸水　18 世帯　67 人 非住家　8 棟 ③田畑の被害 田畑の流失埋没　9ha 田畑の冠水　509ha ④農林水産施設　35 ヶ所　24,963 千円 ⑤土木施設　12 ヶ所　22,988 千円 ⑥文教施設　1,153 千円 ⑦農産林物その他　378,464 千円 計　427,568 千円
昭 46.8.29	台風 23 号	市内全域	①建物の被害 全壊　5 世帯　11 人 半壊　3 世帯　8 人 一部破損　20 世帯　69 人 床上浸水　67 世帯　179 人 床下浸水　128 世帯　493 人 非住家　29 棟 ②田畑の被害 田畑の流出埋没　7ha 田畑の冠水　549ha ③農林水産施設　128 ヶ所　168,008 千円 ④土木施設　39 ヶ所　33,542 千円 ⑤文教施設　8,554 千円 ⑥その他公共施設　1,719 千円 ⑦農産林物その他　135,527 千円

資料－１　災害の記録表

年月日	原因	被害地域	被害の概況		
			計		347,350 千円
昭４7.6.7～6.8	集中豪雨	市内全域	①農林水産施設 ②公共土木施設 ③農産被害 計	40 ヶ所 28 ヶ所	4,200 千円 7,147 千円 54,000 千円 65,347 千円
昭 47.6.17	集中豪雨	市内全域	①建物の被害 全壊 床下浸水 ②農林水産施設 ③土木施設 ④農産被害 ⑤林地等の被害 計	1 棟 25 棟 31 ヶ所	5,100 千円 23,104 千円 1,755 千円 8,700 千円 38,659 千円
昭 47.7.23	台風９号	市内全域	①田畑の被害 田畑の流失埋没 田畑の冠水 ②土木被害 ③農産被害 計	0.2ha 300.0ha	4,380 千円 228,834 千円 233,214 千円
昭 49.9.8	台風 18 号	市内全域	①建物の被害 床下浸水 ②農林水産施設 ③土木施設 ④農林物その他 計	8 世帯 28 ヶ所 6 ヶ所	30 人 449,870 千円 5,140 千円 37,788 千円 492,798 千円
昭 51.5.22～6.24	集中豪雨	市内全域	①土木施設 ②農林水産施設 ③農産被害 計	19 ヶ所	22,410 千円 30,430 千円 41,210 千円 94,050 千円
昭 51.9.9～9.13	台風 17 号	市内全域	①建物の被害 全壊 半壊 ②田畑の被害 田畑の冠水 ③土木施設 ④がけ崩れ ⑤農林水産施設 ⑥農産被害 計	1 棟 1 棟 17ha 5 ヶ所 5 ヶ所	2,600 千円 10,000 千円 10,340 千円 692,160 千円 715,100 千円
昭 52.8.24	台風７号	市内全域	①人的被害 行方不明 ②田畑の被害 田畑の冠水 ③土木施設 ④農産被害 ⑤農林水産施設 計	1 名 5ha 35 ヶ所	77,810 千円 5,500 千円 10,389 千円 93,699 千円

資料－１　災害の記録表

年月日	原因	被害地域	被害の概況		
昭 53.8.1	台風 8 号	市内全域	①土木施設	4 ヶ所	21,400 千円
			②農林水産施設	12 ヶ所	12,817 千円
			③農産被害		349,666 千円
			計		383,883 千円
昭和 54.2.23	集中豪雨	市内全域	①建物の被害		
			床上浸水	11 世帯	46 人
			②農産被害		12,697 千円
昭 54.6.18	集中豪雨	市内全域	①建物の被害		
			床上浸水	1 棟	
			床下浸水	34 棟	
			②田畑の被害		
			田畑の冠水	10ha	
			③土木施設	35 ヶ所	244,850 千円
			④農林水産施設		25,770 千円
			⑤農産被害		740 千円
			計		271,360 千円
昭 54.6.29	集中豪雨	市内全域	①建物の被害		
			床下浸水	4 棟	
			②田畑の被害		
			田畑の冠水	120.3ha	
			③土木施設	26 ヶ所	78,460 千円
			④がけ崩れ	3 ヶ所	
			⑤農林水産施設		6,000 千円
			⑥その他の公共施設		5,118 千円
			⑦農産被害		4,970 千円
			計		94,548 千円
昭 54.7.16～7.17	集中豪雨	市内全域	①建物の被害		
			床下浸水	13 棟	
			②田畑の被害		
			田畑の冠水	114ha	
			③土木施設	27 ヶ所	31,200 千円
			④がけ崩れ	5 ヶ所	10,300 千円
			⑤農林水産施設		6,370 千円
			⑥農産被害		30,404 千円
			計		78,274 千円
昭 54.9.4	台風 12 号	市内全域	①田畑の被害		
			田畑の冠水	5ha	
			②土木施設	2 ヶ所	8,000 千円
			③農林水産施設		1,000 千円
			④農産被害		2,790 千円
			計		11,790 千円

資料－１　災害の記録表

年月日	原因	被害地域	被害の概況
昭 54.9.30	台風 16 号	市内全域	①建物の被害 床上浸水　1 棟 床下浸水　22 棟 ②田畑の被害 田畑の冠水　37ha ③土木施設　12 ヶ所　5,036 千円 ④農林水産施設　22,685 千円 ⑤農産被害　299,408 千円 計　327,129 千円
昭 54.10.19	台風 20 号	市内全域	①建物の被害 一部破損　2 棟 床上浸水　11 棟 ②田畑の被害 田畑の冠水　38ha ③土木施設　2 ヶ所 ④がけ崩れ　2 ヶ所 ⑤農林水産施設　9,615 千円 ⑦農産被害　146,444 千円 計　156,059 千円
昭 55.9.11	台風 13 号	市内全域	①がけ崩れ　2 ヶ所 ②土木施設　5,750 千円 ③農林水産施設　41,776 千円 ④農産被害　125,328 千円 計　172,854 千円
昭 55.10.14	台風 19 号	市内全域	①建物の被害 一部破損　2 棟 床下浸水　8 棟 非住家全壊　1 棟 非住家半壊　12 棟 ②田畑の被害 田畑の冠水　135ha ③土木施設　24 ヶ所　50,800 千円 ④がけ崩れ　11 ヶ所 ⑤農林水産施設　105,710 千円 ⑥農産被害　609,386 千円 計　825,896 千円
昭 57.7.24～7.25	集中豪雨	市内全域	①建物の被害 全壊　1棟　1世帯　4人 半壊　2棟　2世帯　6人 床上浸水　21 世帯　79 人 床下浸水　376 世帯　1,060 人 ②農林水産施設　299,119 千円 ③公共土木施設　426,630 千円 ④その他の被害　145,931 千円 計　871,680 千円

資料－１　災害の記録表

年月日	原因	被害地域	被害の概況
昭 57.8.13	集中豪雨 （台風 11 号）	東米良地区 穂北地区	①人的被害 死者　2 人 重傷者　1 人 軽傷者　1 人 ②建物の被害 全壊流失　11 棟　11 世帯　35 人 半壊　6 棟　6 世帯　14 人 一部損壊　8 棟　8 世帯　38 人 床上浸水　81 世帯　267 人 床下浸水　470 世帯　1,542 人 ③公共文教施設　38,950 千円 ④農林水産施設　1,033,450 千円 ⑤公共土木施設　763,750 千円 ⑥その他被害　288,721 千円 計　2,124,871 千円
昭 57.8.26～8.27	台風 13 号	市内全域	①人的被害 軽傷者　1 人 ②建物の被害 一部破損　2 世帯　6 人 床上浸水　3 世帯　7 人 床下浸水　10 世帯　22 人 ③農林水産施設　486,910 千円 ④公共土木施設　103,000 千円 ⑤その他被害　237,422 千円 計　827,332 千円
昭 58.9.27	台風 10 号	市内全域	①建物の被害 床下浸水　1 棟　7 人 ②道路決壊　10 ヶ所 ③がけ崩れ　2 ヶ所 ④農林水産施設　45,100 千円 ⑤公共土木施設　22,000 千円 ⑥農産被害　169,537 千円 計　236,637 千円
昭 60.8.12	竜　巻	妻・穂北地区 の一部	①人的被害 重傷者　1 人 軽傷者　13 人 ②建物の被害 全壊　5 世帯　22 人 半壊　16 世帯　52 人 一部破損　105 世帯　365 人 100,500 千円 ③農林水産施設　16,230 千円 ④農産被害　2,437 千円 計　119,167 千円

資料－１　災害の記録表

年月日	原因	被害地域	被害の概況
昭 62.3.18	地　震	市内全域	①建物の被害 一部破損　46 世帯　175 世帯 ②公共文教施設　1,500 千円 ③農林水産施設　100 千円 ④公共土木施設　3,100 千円 ⑤その他の公共施設　650 千円 ⑥商工被害　21,000 千円 計　26,350 千円
昭 62.10.16	台風 19 号	市内全域	①建物の被害 一部破損　1 世帯　3 人 ②農林水産施設　480 千円 ③農林被害　127,756 千円 計　128,236 千円
平元.7.27～7.28	台風 11 号	市内全域	①建物の被害 一部破損　1 世帯　2 人 ②農林水産施設　98,902 千円 ③公共土木施設　155,500 千円 ④農産被害　439,563 千円 ⑤畜産被害　1,150 千円 計　695,115 千円
平 2.9.18～9.19	台風 19 号	市内全域	①農林水産施設　2,000 千円 ②公共土木施設　116,000 千円 ③農産被害　385,712 千円 ④畜産被害　250 千円 計　503,962 千円
平 2.9.29～9.30	台風 20 号	市内全域	①建物の被害 半壊　1 棟　1 世帯　4 人 一部破損　1 棟　1 世帯　2 人 床上浸水　1 棟　1 世帯　2 人 床下浸水　27 棟 26 世帯　86 人 ②公共文教施設　9,900 千円 ③農林水産施設　155,000 千円 ④公共土木施設　39,000 千円 ⑤農産被害　694,011 千円 ⑥畜産被害　1,603 千円 計　899,514 千円
平 2.10.7～10.8	台風 21 号	市内全域	①建物の被害 床下浸水　6 棟　6 世帯　21 人 ②農林水産施設　14,000 千円 ③公共土木施設　5,000 千円 ④農産被害　184,151 千円

資料－１　災害の記録表

年月日	原因	被害地域	被害の概況
			⑤畜産被害　176 千円 計　203,327 千円
平 3.9.30～10.1	台風 19 号	市内全域	①農産被害　152,258 千円 ②畜産被害　535 千円 計　152,793 千円
平 4.8.7～8.8	台風 10 号	市内全域	①農産被害　115,759 千円 ②畜産被害　2,600 千円 計　118,359 千円
平 4.8.17～8.18	台風 11 号	市内全域	①公共土木施設　64,000 千円 ②農産被害　13,059 千円 計　77,059 千円
平 5.6.13～6.19	集中豪雨	市内全域	①公共土木施設　87,000 千円 計　87,000 千円
平 5.7.26～7.27	台風 5 号	市内全域	①公共土木施設　22,300 千円 ②農産被害　89,073 千円 計　111,373 千円
平 5.7.29～7.30	台風 6 号	市内全域	①公共土木施設　7,000 千円 ②農産被害　5,523 千円 計　12,523 千円
平 5.7.31～8.2	集中豪雨	市内全域	①建物の被害 半壊　1棟　1世帯　1人 ②公共土木施設　364,000 千円 ③農産被害　5,508 千円 計　369,508 千円
平 5.8.9～8.10	台風 7 号	市内全域	①建物の被害 床上浸水　5 棟　5 世帯　11 人 ②公共土木施設　78,300 千円 ⑤農産被害　248,854 千円 計　327,154 千円
平 5.9.3～9.4	台風 13 号	市内全域	①人的被害 重傷者　1 人 軽傷者　28 人 ②建物の被害 全壊　2棟　2世帯　5人 半壊　1棟　1世帯　1人 床下浸水　1棟　1世帯　2人 ③公共土木施設　78,300 千円 ④農産被害　248,854 千円 計　327,154 千円

資料－１　災害の記録表

年月日	原因	被害地域	被害の概況
平 9.9.15～9.16	台風 19 号	市内全域	①建物の被害 床上浸水　17 棟　18 世帯　55 人 床下浸水　18 棟　17 世帯　127 人 ②避難勧告（三財地区の一部）　79 世帯 ③農林水産業施設　63,311 千円 ④公共土木施設　281,042 千円 ⑤農産被害　567,879 千円 計　912,232 千円
平 10.10.17～10.18	台風 10 号	市内全域	①農産被害　24,320 千円 ②公共土木施設　11,700 千円 計　36,020 千円
平 11.7.26～7.27	台風 5 号	市内全域	①建物の被害 床下浸水　4 棟　3 世帯　5 人 ②公共土木施設　18,300 千円 ③農産被害　79,732 千円 ④公共施設被害　222,800 千円 計　320,832 千円
平 11.8.6～8.7	台風 8 号	市内全域	①公共土木施設　3,000 千円 ②農産被害　69,694 千円 計　72,694 千円
平 11.9.16	台風 16 号	市内山間部	①農林水産施設　61,500 千円 計　61,500 千円
平 11.9.23～9.24	台風 18 号	市内全域	①公共土木施設　3,000 千円 ②農産被害　80,739 千円 ③農林水産施設　61,500 千円 計　145,239 千円
平 16.8.29～8.30	台風 16 号	市内全域	①建物の被害 床上浸水　17 棟　15 世帯　41 人 床下浸水　31 棟　28 世帯　90 人 ②避難勧告（妻の一部・穂北の一部）　300 世帯 ③公共土木施設　121,000 千円 ④農産被害　333,067 千円 ⑤農林水産施設　34,500 千円 ⑥公共施設被害　40,000 千円 計　528,567 千円
平 16.9.6～9.7	台風 18 号	市内全域	①水道施設被害 給水対象世帯　6,800 世帯 ②公共土木施設　17,000 千円 ⑤農産被害　169,616 千円 計　186,616 千円
平 16.9.22～9.23	不明	妻・穂北地区	①水道施設被害 給水対象世帯　6,800 世帯
平 16.9.28～9.29	台風 21 号	市内全域	①公共土木施設　12,000 千円 ②農産被害　372,162 千円 ③公共施設被害　10,000 千円 計　394,162 千円

資料－１　災害の記録表

年月日	原因	被害地域	被害の概況
平 16.10.19～10.20	台風 23 号	市内全域	①建物の被害 床上浸水　1 棟　0 世帯　0 人 床下浸水　32 棟　28 世帯　82 人 ②公共土木施設　17,000 千円 ③農産被害　586,710 千円 ④農林水産施設　6,200 千円 ⑤公共施設被害　30,000 千円 計　639,910 千円
平 17.9.5～9.6	台風 14 号	市内全域	①人的被害 死者　1 人 ②建物の被害 全壊　4 棟　9 人 半壊　255 棟　740 人 一部損壊　1 棟　1 人 床上浸水　150 棟　1 人 床下浸水　268 棟　735 人 ③公共土木施設　1,179,748 千円 ④農産被害　2,442,218 千円 ⑤商工関係被害　212,070 千円 ⑥公共施設被害　59,922 千円 計　3,893,958 千円 災害救助法適用
平 18.7.21～7.23	集中豪雨	市内全域	①公共土木施設　94,900 千円 ②農産被害　12,308 千円 計　107,208 千円
平 18.8.17～8.18	台風 10 号	市内全域	①公共土木施設　50,000 千円 ②農産被害　35,239 千円 ③農林水産施設　4,540 千円 計　89,779 千円
平 18.9.16～9.17	台風 13 号	市内全域	①建物の被害 床上浸水　1 棟　1 世帯　5 人 床下浸水　3 棟　4 世帯　9 人 ②公共土木施設　7,300 千円 ③農産被害　26,871 千円 計　34,171 千円

資料－１　災害の記録表

年月日	原因	被害地域	被害の概況
平 19.7.13～7.14	台風 4 号	市内全域	①建物の被害 床上浸水　22 世帯　65 人 床下浸水　77 世帯　185 人 ②公共土木施設　96,681 千円 ③農産被害　1,186,748 千円 ④商工関係被害　7,600 千円 ⑤社会教育関係被害　103,000 千円 計　1,394,029 千円
平 19.8.2～8.3	台風 5 号	市内全域	①公共土木施設　69,540 千円 ②農産被害　106,518 千円 ③商工関係被害　2,000 千円 計　178,058 千円
平 24.9.16～9.17	台風 16 号	市内全域	①農産被害　315 千円 計　315 千円
平 26.10.12～10.13	台風 16 号	市内全域	①公共土木施設　12,100 千円 ②農林水産施設被害　200 千円 ③農産被害　73,680 千円 計　87,780 千円
平 28.9.19～9.20	台風 16 号	市内全域	①建物の被害 床下浸水　7 世帯 ②公共土木施設　55,500 千円 ③農業生産基盤被害　38,000 千円 ④農林水産施設被害　2,076 千円 ⑤農産被害　33,589 千円 計　129,165 千円
平 29.5.12～5.13	集中豪雨	市内全域	①公共土木施設　14,000 千円 ②農業生産基盤被害　6,000 千円 計　20,000 千円
平 29.6.20～6.21	集中豪雨	市内全域	①農業生産基盤被害　6,000 千円 計　6,000 千円
平 29.8.6～8.7	台風 5 号	市内全域	①人的被害 軽傷者　1 人 ②公共土木施設　19,000 千円 ③農林水産施設被害　190 千円 ④農産被害　8,098 千円 計　27,288 千円

資料－１　災害の記録表

年月日	原因	被害地域	被害の概況
平 29.9.16～9.17	台風 18 号	市内全域	①公共土木施設　3,400 千円 ②農林水産施設被害　444 千円 ③農産被害　2,468 千円 計　6,312 千円
平 29.10.22	台風 21 号	市内全域	①農林水産施設被害　38 千円 計　38 千円
平 29.10.28～10.29	台風 22 号	市内全域	①農林水産施設被害　12,385 千円 ②農産被害　8,644 千円 計　21,029 千円
H30.6.19～6.21	梅雨前線豪雨	尾八重	①公共土木施設　5,000 千円
H30.7.2～7.3	台風 7 号	市内全域	①公共土木施設　91,500 千円 ②農林水産施設被害　41 千円 ③農産被害　590 千円 計　92,131 千円
H30.7.6～7.7	大雨	市内全域	①公共土木施設　36,000 千円 計　36,500 千円
H30.8.14～8.15	台風 15 号	東米良地区	①公共土木施設　6,500 千円 計　6,500 千円
H30.8.21～8.23	台風 19 号・20 号	市内	①農林水産施設被害　8 千円 計　8 千円
H30.9.29～9.30 H30.10.5～10.6	台風 24 号・25 号	市内全域	①人的被害 死者　1 人 ②建物の被害 全壊　1 棟 半壊　2 棟 床上浸水　4 世帯　床下浸水　47 世帯 ③公共土木施設　616,816 千円 ④農業生産基盤・林地被害　119,462 千円 ⑤農林水産施設被害　478,842 千円 ⑥農産被害　874,924 千円 ⑦公共施設被害　135,623 千円 計　2,225,667 千円
H31.3.9～3.10	大雨	市内全域	①公共土木施設　25,000 千円 計　25,000 千円
R1.5.19～5.20	大雨	市内全域	①公共土木施設　39,500 千円 ②農業生産基盤被害　27,000 千円 ③農産被害　13,890 千円 計　80,390 千円

資料－１　災害の記録表

年月日	原因	被害地域	被害の概況
R1.6.30～7.4	大雨	市内全域	①公共土木施設　10,000 千円 ②農業生産基盤被害　7,000 千円 計　17,000 千円
R1.7.18～7.20	大雨	市内全域	①公共土木施設　15,000 千円
R1.8.5～8.6	台風 8 号	市内全域	①建物の被害 半壊　1 棟 ②公共土木施設　12,000 千円 ③農林水産施設被害　40,533 千円 ④農産被害　28,259 千円 計　80,792 千円
R1.8.14～8.15	台風 10 号	市内全域	①公共土木施設　45,000 千円 ②農業生産基盤被害　2,000 千円 ③農林水産施設被害　100 千円 計　47,100 千円
R1.9.21～9.22	台風 17 号	市内全域	①公共土木施設　10,000 千円 計　10,000 千円

資料－２　消防施設の現況

令和３年４月１日現在

	消防ポンプ等									消防水利				
	水槽付消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	軽小型動力ポンプ付積載車	小型ポンプ	救急車	救助工作車	指揮調査車	指揮パトロール車	プール	消火栓	防火水槽		その他
												40t以上	20t未満 20t未満	
消防署	2	2		1	1	2	1	1	2					
第１分団			2	2	1					1	11	3	11	
第２分団		2	6							3	62	12	84	
第３分団		2	4							3	213	36	32	
第４分団		2	5	1						1	143	12	63	1
第５分団		2	4	1						1	64	21	60	
第６分団		1	7	1						2	95	22	62	
第７分団		1	7							1	115	15	69	
計	2	12	35	6	2	2	1	1	2	12	703	121	381	1

資料－３　消防施設の増強更新計画

令和３年４月１日現在

区分	現有	増強	更新	備考
緊急通信指令装置	1			
消防救急デジタル無線設備	1			
消防ポンプ自動車	14	1	1	
小型動力付積載車	35		1	
小型ポンプ	1			
軽小型動力ポンプ付積載車	6		1	
救助工作車	1			
消防水利	1,218			

資料－４　水防資器材備蓄一覧表

令和３年４月１日現在

河川名		一ツ瀬川	三納川	三財川	三財川	三財川	一ツ瀬川	計
水防倉庫地名		穂北倉庫（穂北支所隣）	札の元倉庫（三納中南側）	堂山倉庫（上三財保育所隣）	消防本部倉庫（消防本部内）	鹿野田倉庫（光照保育園隣）	一ツ瀬倉庫（一ツ瀬小学校跡）	
水防資材機材器材備蓄状況	縄（巻）	8	26	37	41	80	18	210
	土のう袋（枚）	4,000	4,000	4,000	8,700	4,000	4,000	28,700
	木杭（本）	1,300	1,100	830	550	1,100	270	5,150
	鉄棒杭（本）	20	20	20	252	20	20	352
	鉄線（kg）	280	160	100	360	440	40	1,380
	スコップ（丁）	15	15	15	46	15	14	120
	ハンマー（丁）	3	3	3	18	3	3	33
	掛矢（丁）	7	7	7	22	7	7	57
	なた（丁）	5	5	5	38	5	5	63
	のこ（丁）	10	10	10	31	10	10	81
	ロープ（巻）	3	4	3	14	4	3	31
	ビニールシート（枚）	25	25	25	168	25	25	293
	鎌（丁）	15	15	15	30	15	15	105
	一輪車（台）	5	5	5	8	5	3	31
備考		救命艇　2 ゴムボート　8 水防無線 基地　1 移動　11 携帯　12 発電器　3(定格電流 10A 以上) ラジオ　2				携帯マイク　8 救命胴衣　326 ツルハシ　10 山鍬　18 たこ槌　2 クリッパー　17 ペンチ　20 テミ　50		

※一部を除き、宮崎県水防計画に掲載。

資料－５　避難場所状況・避難路一覧表

その１　西都市指定緊急避難場所・避難所一覧表

地区	緊急避難場所・避難所	所在地	施設電話	海抜（約ｍ）	避難所	災害種別ごと適否		
						地震	洪水	土砂災害
妻	学習等供用施設　清水館	清水 141-イ-1		18.0	○	○	○	○
	宮崎医療福祉専門学校	清水 1000	42-1010	55.0	○	○	○	○
	妻南小学校	三宅 166	43-3213	11.2	○	○	○	○
	学習等供用施設　三宅館	三宅 3013-1		24.3	○	○	○	○
	学習等供用施設　川路館	三宅 2845		21.4	○	○	○	○
	西都原運動公園屋内練習場	三宅 3392		61.2	○	○	○	○
	西都原運動公園野球場	三宅 3392		61.2	○	○	○	○
	学習等供用施設　石貫館	三宅 4604		28.5	○	○	○	○
	学習等供用施設　童子丸館	童子丸 583		26.0	○	○	○	○
	コミュニティセンター	聖陵町 2-26	43-1111	13.5	○	○	○	○
	妻中学校	右松 2534	43-3219	13.4	○	○	○	○
	勤労青少年ホーム	右松 2606-1	32-6301	13.3	○	○	○	○
	西都市公民館	右松 2606-1	43-3479	13.3	○	●	○	○
	西都市民体育館	妻 1509	43-0844	13.1	○	○	○	○
	西都市児童館	下妻 4	43-6117	13.1	○	○	●	○
	西都市民会館	小野崎 2-49	43-5048	13.0	○	○	○	○
	妻北小学校	右松 2688	43-3211	19.0	○	○	○	○
	妻高等学校	右松 2330	43-0005	33.5	○	○	○	○
	西都農業協同組合本所	右松 2071	43-3113	11.4	○	●	●	○
	学習等供用施設　黒生野館	黒生野 261-1		7.7	○	○	●	○
	佐土原西体育館	佐土原町上田島 8387	0985-74-1111	30.7	○	○	○	○
	妻高等学校グランド	右松 2330		33.5	緊	○		
	妻北小学校グランド	右松 2688		13.7	緊	○		
	妻中学校グランド	右松 2534		13.4	緊	○		
	妻南小学校グランド	三宅 166		11.2	緊	○		
	平田街区公園	聖陵町 2-1 付近		13.1	緊	○		
	御舟街区公園	御舟町 1-71		13.5	緊	○		
	白馬街区公園	中央町 2-25		12.5	緊	○		
	矢生街区公園	妻 1713		12.1	緊	○		
	駅前街区公園	小野崎 2-41		12.7	緊	○		
	下鶴街区公園	右松 4-44		12.2	緊	○		
	羽黒街区公園	右松 5-33		11.9	緊	○		
	中妻街区公園	中妻 1-39		14.1	緊	○		
	門前街区公園	上町 1-74		13.3	緊	○		
	あさひ街区公園	旭 1-79		13.5	緊	○		
	東街区公園	旭 1-59		12.9	緊	○		
	妻萬公園	妻 48-1		18.2	緊	○		
	下妻公園	下妻 42		12.7	緊	○		
	聖陵街区公園	妻 1562		12.4	緊	○		
	西都原運動公園	三宅 3523 外		62.0	緊	○		
	清水台総合公園	清水 934-1 外		54.2	緊	○		
	稚児ヶ池公園	三宅 5048-1 外		23.6	緊	○		
	新町街区公園	新町 2-40		15.3	緊	○		
	西都IC付近高速道路一部区域	黒生野		17.0	緊	○		
	西都市総合福祉センター	清水 1035 番地 1	43-3160	49.2		－	－	－
	養護老人ホーム静和園	清水 792-1	43-3161	27.9		－	－	－
穂北	穂北中学校	南方 2276	43-3221	18.0	○	○	●	○
	穂北小学校	南方 2291	43-3215	17.6	○	○	●	○
	穂北地区館	南方 2579-1	43-1113	17.0	○	○	●	○
	囲自治公民館	穂北 4495		35.0	○	●	○	○
	学習等供用施設　串木館	穂北 827-1		28.0	○	○	○	○
	中茶自治公民館	茶臼原 736-1		132.1	○	○	○	○
	茶臼原地区体育館	茶臼原 706		129.1	○	○	○	○
	茶臼原小学校	穂北 5253-4	43-3217	127.6	○	○	○	○
	穂北中学校グランド	南方 2276		18.0	緊	○		
	穂北小学校グランド	南方 2291		17.6	緊	○		
	茶臼原小学校グランド	穂北 5253-4		127.6	緊	○		
	杉安川仲島公園	穂北 5648-1 外		23.9	緊	○		
	特別養護老人ホーム幸楽荘	茶臼原 941-1	42-5369	130.4		－	－	－
	介護老人保健施設菜花園	穂北 5253-4	42-1122	125.4		－	－	－

資料－５　　その１　西都市指定緊急避難場所・避難所一覧表

地区	緊急避難場所・避難所	所在地	施設電話	海抜（約 m）	避難所	災害種別ごと適否		
						地震	洪水	土砂災害
三納	学習等供用施設　永野館	三納 2072-1		36.4	○	○	○	○
	三納小・中学校	三納 3231-5	45-1234	18.6	○	○	○	○
	旧三納中学校体育館	三納 3256	45-1122	18.7	○	○	○	○
	三納地区館	三納 3312	45-1111	18.6	○	○	○	●
	三納地区体育館	三納 12506		18.6	○	○	●	●
	浄土寺	三納 9728	45-1711	27.7	○	○	○	○
	平野自治公民館	平郡 3677		118.4	○	○	○	○
	学習等供用施設　上平郡館	平郡 1125-2		29.9	○	○	○	○
	学習等供用施設　平郡館	平郡 925-1		22.5	○	○	○	○
	学習等供用施設　宮の下館	平郡 543-1		10.5	○	○	●	○
	三納小・中学校グランド	三納 3231-5		18.6	緊	○		
	旧三納中学校グランド	三納 3256		18.7	緊	○		
	特別養護老人ホーム三納の里	平郡 598-1	41-2311	11.3		－	－	－
都於郡	都於郡小学校	鹿野田 6111	44-5143	80.0	○	○	○	○
	都於郡地区館	鹿野田 5068-1	44-5222	75.0	○	●	○	○
	学習等供用施設　馬継谷館	鹿野田 1453		9.5	○	○	●	○
	都於郡地区体育館	鹿野田 1570		13.0	○	○	●	○
	都於郡中学校	岩爪 2422	44-5144	82.5	○	○	○	○
	都於郡地区南体育館	荒武 3877-1		101.2	○	○	○	○
	学習等供用施設　山田館	山田 1311-2		20.8	○	○	○	○
	都於郡小学校山田分校	山田 3252	44-3775	22.5	○	●	○	●
	都於郡小学校グランド	鹿野田 6111		80.0	緊	○		
	都於郡中学校グランド	岩爪 2422		82.5	緊	○		
	都於郡小学校山田分校グランド	山田 3252		22.5	緊	○		
	特別養護老人ホームとのこおり荘	岩爪 1645	44-6511	77.0		－	－	－
三財	西都農業協同組合三財支所	藤田 496	44-5024	14.4	○	●	●	○
	三財小・中学校	下三財 8195	44-5224	51.5	○	○	○	○
	旧三財中学校体育館	下三財 8242	44-5234	55.5	○	○	○	○
	岩崎元村自治公民館	下三財 3330-4		22.8	○	○	○	○
	岩崎保育園	下三財 3324-1	44-5032	20.2	○	○	○	○
	三財地区館	下三財 5211-2	44-5111	16.2	○	○	●	○
	三財地区体育館	下三財 5211-2		16.2	○	○	●	○
	上三財地区健康増進施設	上三財 5460-2		44.3	○	○	○	○
	三財小・中学校グランド	下三財 8195		51.5	緊	○		
	旧三財中学校グランド	下三財 8242		55.5	緊	○		
	西都西地区運動場	下三財 8055-6		47.8	緊	○		
	介護老人保健施設並木の里	下三財 8124-8	44-6066	50.7		－	－	－
東米良	旧銀上小学校校舎	上揚 2-2	46-2331	245	○	●	○	●
	銀上小・銀鏡中学校	銀鏡 466	46-2333	256	○	○	○	○
	銀鏡集会所	銀鏡 85	46-2454	223	○	○	○	○
	第59区自治公民館	銀鏡 702		229	○	●	○	●
	東米良診療所	中尾 171-9	46-2335	214	○	○	○	○
	岩井谷自治公民館	尾八重 1738		261	○	●	○	●
	小八重自治公民館	尾八重 1606		303	○	●	○	○
	尾八重自治公民館	尾八重 859-イ		493	○	○	○	○
	旧銀上小学校グランド	上揚 2-2		245	緊	○		
	銀上小・銀鏡中学校グランド	銀鏡 466		256	緊	○		
	尾八重高原	尾八重		860	緊	○		

避難所欄の「○」は避難所と緊急避難場所を兼ねる場所、「緊」は緊急避難場所、空白は福祉避難所。

災害種別ごと適否の凡例　「○」：適　「●」：不適

海抜（約m）は、国土地理院地図を参照、あくまでも参考である。

指定緊急避難場所は、津波、洪水等、災害による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けるものであるが、指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを目的とした施設である。

資料－５　　その２　避難路一覧表

避難路の指定　：　指定避難場所に通じる幹線道路及び迂回路のない道路

道路種別	路線番号	市道等級	路　線　名	道路種別	路線番号	市道等級	路　線　名
国 道	219		国道 219 号	市 道	26		瓢丹渕樅木尾１号線
県 道	18		荒武新富線	市 道	29		片内２号線
県 道	22		東郷西都線	市 道	31		尾八重線
県 道	24		高鍋高岡線	市 道	32		古田之元下村線
県 道	39		西都南郷線	市 道	33		下村湯之片線
県 道	40		都農綾線	市 道	34		上湯之片線
県 道	312		木城西都線	市 道	36		黒松元黒松線
県 道	313		杉安高鍋線	市 道	37		岩之尾線
県 道	317		西都原古墳山路線	市 道	51		椎原１号線
県 道	319		寒川下三財線	市 道	52		椎原２号線
県 道	320		下三財都於郡線	市 道	76		竹尾畑江線
県 道	324		札の元佐土原線	市 道	81		竹尾久野線
県 道	325		福王寺佐土原線	市 道	82		鉾峰線
県 道			宮崎東環状道路	市 道	83		畑江線
市 道	2		市ノ木浦２号線	市 道	94		囲瀬川線
市 道	3		野地河野口１号線	市 道	95		上江瀬川線
市 道	4		河野口線	市 道	108	一 級	原無田線
市 道	5		野地河野口２号線	市 道	123	一 級	黒坂木城線
市 道	6		古穴手線	市 道	156	二 級	城平囲線
市 道	7		土屋線	市 道	226		別府川２号線
市 道	8		長野１号線	市 道	291	一 級	御舟塚高取線
市 道	9		長野２号線	市 道	294	二 級	稚児ヶ池通線
市 道	10		片内１号線	市 道	301		上妻塚脇線
市 道	11		茖荷原登内線	市 道	316	一 級	町頭下水流線
市 道	12		登内線	市 道	343	二 級	下妻上町線
市 道	13		茖荷原向山線	市 道	360	二 級	神社前通線
市 道	14		上原線	市 道	373	二 級	聖陵通線
市 道	16		向山線	市 道	381	二 級	右松平田線
市 道	17		上鶴線	市 道	395	一 級	山角矢生町線
市 道	18		元村１号線	市 道	414	その他	羽黒垣添２号線
市 道	19		元村２号線	市 道	425	二 級	妻駅跡通線
市 道	20		元村３号線	市 道	440	二 級	下鶴田中線
市 道	21		戸崎１号線	市 道	458	その他	船倉下中島線
市 道	22		戸崎２号線	市 道	466	二 級	粟野今井線
市 道	23		小崎戸崎線	市 道	487	二 級	矢生町清水線
市 道	25		古野線	市 道	507	一 級	公園通線

資料－５　　その２　避難路一覧表

避難路の指定　：　指定避難場所に通じる幹線道路及び迂回路のない道路

道路種別	路線番号	市道等級	路 線 名	道路種別	路線番号	市道等級	路 線 名
市 道	524	二 級	鳥子山路線	市 道	1184		歩坂谷川線
市 道	535		大園朝拝平線	市 道	1199	一 級	平田童子丸線
市 道	549	一 級	瀬口鳥子線	市 道	1206		片内３号線
市 道	565	二 級	四日市筑後線	市 道	1231		山浦楠之木線
市 道	613		麓線	市 道	1272		中島堀の内線
市 道	625	一 級	吉田長谷線	市 道	1276	一 級	茶臼原西都原線
市 道	648	一 級	三納線	市 道	1284	二 級	井尻石野田線
市 道	671		宮河１号線	市 道	1288		西都佐土原線
市 道	674		宮河２号線	林 道			上揚線
市 道	704		吉田大山線	林 道			米良椎葉線
市 道	712		下九流水清水兼線	林 道			登内線
市 道	714		大滝下清水兼線	林 道			糸郷谷線
市 道	725		中之原１号線	林 道			打越線
市 道	727		中之原２号線	林 道			吐合線
市 道	733		石尾線	林 道			中之又吐合線
市 道	742		深瀬田中線	林 道			水の元線
市 道	752		八双田川北尾能線	林 道			岩井谷線
市 道	830	一 級	中央線	林 道			平ヶ八重線
市 道	833	一 級	加勢中神宮線	林 道			高塚線
市 道	850		牧堀水喰線				
市 道	851		水喰線				
市 道	852		歩坂水喰線				
市 道	858	二 級	百井線				
市 道	921	二 級	田野線				
市 道	951	一 級	都野郡線				
市 道	997	一 級	筑後線				
市 道	1026	一 級	都於郡佐土原線				
市 道	1043	一 級	長薗指導地線				
市 道	1071	一 級	三財都於郡線				
市 道	1105	二 級	中山小森線				
市 道	1119	二 級	学校通線				
市 道	1141	二 級	調殿通線				
市 道	1151	二 級	右松通線				
市 道	1175	一 級	中子田諸熊線				
市 道	1181	二 級	小野崎５号線				

資料－６　災害危険箇所の状況一覧表

その１　河　川

重要水防箇所一覧表（要注意）

番号	水源名	河川名	位　　置	左岸右岸	延長(m)	理由	予想される事態	対水防工法	背後資産の状況	備　考
1	一ツ瀬川	三財川	西都市大字鹿野田受関地先	右岸	308	新堤			住宅地	H18 完成
2	一ツ瀬川	三財川	西都市大字鹿野田字深長地先	右岸	680	新堤			〃	同上
3	一ツ瀬川	三財川	西都市大字三宅字鳥子地先	右岸	200	旧川跡			〃	
4	一ツ瀬川	三財川	西都市大字鹿野田字中村地先	右岸	100	旧川跡			〃	
5	一ツ瀬川	一ツ瀬川	西都市大字調殿字山角地先	右岸		内水	河川水位上昇に伴い、付近側溝等から溢れる	積土のう工	〃	H16,H17 浸水被害
6	一ツ瀬川	一ツ瀬川	西都市大字右松字園元地先	右岸		内水	同　上	〃	〃	H17 浸水被害
7	一ツ瀬川	一ツ瀬川	西都市大字岡富字今井地先	右岸		内水	同　上	〃	〃	同　上
8	一ツ瀬川	一ツ瀬川	西都市大字岡富地先	左岸		内水	同　上	〃	〃	H16,H17 浸水被害
9	一ツ瀬川	三財川	西都市大字鹿野田字潮地先	右岸		内水	同　上	〃	〃	同　上
10	一ツ瀬川	三納川	西都市大字三納字笠原地先	左岸		内水	同　上	〃	〃	H17 浸水被害
11	一ツ瀬川	三財川	西都市大字藤田字川原田地先	左岸		内水	同　上	〃	〃	同　上
12	一ツ瀬川	一ツ瀬川	西都市大字現王島地先	左岸右岸		内水	同　上	〃	〃	同　上
13	一ツ瀬川	三財川	西都市大字下三財字亀塚地先	左岸		内水	同　上	〃	〃	同　上
14	一ツ瀬川	三財川	西都市大字荒武大島地先	左岸		内水	同　上	〃	〃	同　上
15	一ツ瀬川	三財川	西都市大字山田字川原地先	左岸右岸		内水	同　上	〃	〃	同　上
16	一ツ瀬川	三財川	西都市大字山田上沖地先	右岸		内水	同　上	〃	〃	同　上
17	一ツ瀬川	山路川	西都市大字清水字下尾筋地先	左岸右岸		内水	同　上	〃	〃	H16 浸水被害
18	一ツ瀬川	鳥子川	西都市大字三宅字鳥子地先～大字右松字田中地先	左岸右岸		内水	同　上	〃	〃	同　上
19	一ツ瀬川	三財川	西都市大字鹿野田字馬継谷地先	右岸		内水	同　上	〃	〃	同　上
20	一ツ瀬川	三財川	西都市大字下三財字戸敷地先	右岸		内水	同　上	〃	〃	同　上
21	一ツ瀬川	山路川	西都市大字三宅字下尾筋地先～字松田地先	左岸右岸		内水	同　上	〃	〃	同　上

資料－６　災害危険箇所の状況一覧表

その１　河　川

重要水防箇所一覧表（A）

番号	水源名	河川名	位　　置	左岸右岸	延長（m）	理由	予想される事態	対水防工法	背後資産の状況	備　考
1	一ツ瀬川	一ツ瀬川	西都市大字南方字山平地先～字車坂地先	左岸	600	流下断面不足A、堤防断面不足A	水があふれる	積土のう工	住宅地	H16,H17 浸水被害
2	一ツ瀬川	一ツ瀬川	西都市大字南方字吉原地先～字下水流地先	右岸	400	漏水A(漏水実績)	漏水、堤防の決壊	月の輪工、釜段工	〃	H17 漏水実績
3	一ツ瀬川	一ツ瀬川	西都市大字南方字下水流地先～字中水流地先	右岸	400	同上	同上	同上	〃	同上
4	一ツ瀬川	一ツ瀬川	西都市大字穂北字千畑地先	左岸	400	堤防高不足A	水があふれる	積土のう工	〃	H17 浸水被害
5	一ツ瀬川	一ツ瀬川	西都市大字南方字北代地先～字仲川原地先	右岸	800	漏水A(漏水実績)	漏水、堤防の決壊	月の輪工、釜段工	〃	H17 漏水実績
6	一ツ瀬川	一ツ瀬川	西都市大字穂北字囲地先	左岸	200	無堤地区	水があふれる、浸水	積土のう工	〃	H16,H17 浸水被害
7	一ツ瀬川	一ツ瀬川	西都市大字穂北字囲地先	右岸	200	流下断面不足A、漏水A（漏水実績）	水があふれる、漏水、堤防の決壊	積土のう工、月の輪工、釜段工	〃	H17 漏水実績
8	一ツ瀬川	一ツ瀬川	西都市大字南方榎木瀬地先～字高砂地先	右岸	400	漏水A(漏水実績）、水衝･深掘れA	漏水、堤防の決壊、洗掘が予想される	月の輪工、釜段工、木流し工	〃	同　上
9	一ツ瀬川	一ツ瀬川	西都市大字穂北字串木地先	右岸	400	堤防高不足A	水があふれる	積土のう工	〃	
10	一ツ瀬川	一ツ瀬川	西都市大字南方字高砂地先	右岸	400	堤防断面不足A、漏水A（漏水実績）、水衝・深掘れA	漏水、堤防の決壊、洗掘が予想される	大型土のう工、築回し工、月の輪工、釜段工、水流し工	〃	H17 漏水実績
11	一ツ瀬川	一ツ瀬川	西都市大字穂北字平城地先	左岸	200	無堤地区	水があふれる、浸水	積土のう工	〃	H16,H17 浸水被害
12	一ツ瀬川	一ツ瀬川	西都市大字南方字高砂地先～字年ノ神地先	右岸	600	堤防断面不足A、水衝深掘れA	堤防の決壊、洗掘が予想される	大型土のう工、築回し工、木流し工	〃	
13	一ツ瀬川	三財川	西都市大字三宅字鳥子地先	左岸右岸	50	工作物A(鳥子川久保橋桁高不足)	水があふれる	積土のう工	〃	
14	一ツ瀬川	三財川	西都市大字三宅字清水前地先～大字鹿野田字大安寺前地先	左岸右岸	400	流下断面不足A	同上	同上	〃	

番号	水源名	河川名	位　　置	左岸右岸	延長（m）	理由	予想される事態	対水防工法	背後資産の状況	備　考
15	一ツ瀬川	三財川	西都市大字鹿野田字大安寺前地先～字新田地先	右岸	200	同上	同上	同上	〃	
16	一ツ瀬川	三財川	西都市大字三宅字六反田地先	左岸	200	堤防高不足A	水があふれる	積土のう工	〃	
17	一ツ瀬川	三財川	西都市大字鹿野田字月輪地先 西都市大字鹿野田字車ヶ瀬地先	左岸 右岸	50	工作物A(霧島橋桁下高不足)	同上	同上	〃	
18	一ツ瀬川	三財川	西都市大字鹿野田字月輪地先～字深長地先	左岸	200	堤防高不足A	同上	同上	〃	
19	一ツ瀬川	三財川	西都市大字鹿野田字深長地先	左岸	100	堤防高不足A、堤防斜面の崩れA	水があふれる、堤防の決壊、一部流出	積土のう工、シート張り工	〃	
20	一ツ瀬川	三財川	西都市大字鹿野田字深長地先～大字平郡字別府代地先	左岸	400	堤防高不足A	水があふれる	積土のう工	〃	
21	一ツ瀬川	三財川	西都市大字平郡字別府代地先	左岸 右岸	200 200	堤防高不足A	同上	同上	〃	
22	一ツ瀬川	三財川	西都市大字平郡字川北地先	左岸	100	流下断面不足	同上	同上	〃	H17 浸水被害
23	一ツ瀬川	三財川	西都市大字下三財字戸敷地先	左岸	100	流下断面不足A	同上	同上	〃	
24	一ツ瀬川	三財川	西都市大字藤田字長光寺前地先	左岸	100	堤防高不足A	同上	同上	〃	
25	一ツ瀬川	南川	西都市大字三納字九流水字下川原地先	左岸	50	同上	同上	同上	〃	
26	一ツ瀬川	南川	西都市大字三納字九流水字中川原地先	左岸	50	流下断面不足A、	同上	積土のう工	〃	
27	一ツ瀬川	瀬江川	西都市大字穂北字牛掛地先	左岸 右岸	600	無堤地区	水があふれる、浸水	同上	〃	H17 浸水被害
28	一ツ瀬川	桜川	西都市大字南方字山角地先	左岸 右岸	600	流下断面不足A、	同上	同上	〃	同上
29	一ツ瀬川	鳥子川	西都市大字三宅字鳥子地先～大字右松字田中地先	左岸 右岸	1400	同上	同上	同上	〃	同上
30	一ツ瀬川	山路川	西都市大字三宅字下尾筋地先～字松田地先	左岸 右岸	1000	同上	同上	同上	住宅地 消防署	同上

資料－６　災害危険箇所の状況一覧表

その１　河　川

重要水防箇所一覧表（B）

番号	水源名	河川名	位　　置	左岸右岸	延長（m）	理由	予想される事態	対水防工法	背後資産の状況	備考
1	一ツ瀬川	一ツ瀬川	宮崎市佐土原町大字上田島字炉畑地先	右岸	250	流下断面不足B	水があふれる	積土のう工	住宅地	
2	一ツ瀬川	一ツ瀬川	新富町大字伊倉字高尾地先～字鰻尾地先	右岸	750	流下断面不足B、水衝・深掘れB	水があふれる、洗掘が予想される	積土のう工、木流し工	〃	
3	一ツ瀬川	一ツ瀬川	新富町大字伊倉字中須地先～大字新田字柳瀬向地先	左岸右岸	1000 1000	同上	同上	同上	〃	
4	一ツ瀬川	一ツ瀬川	新富町大字新田字柳瀬向地先～字西向原地先	左岸	750	同上	水があふれる、堤防の決壊	大型土のう工、築回し工	〃	
5	一ツ瀬川	一ツ瀬川	新富町大字新田字西向原地先	左岸	250	流下断面不足B、堤防断面不足B	同上	同上	〃	
6	一ツ瀬川	一ツ瀬川	新富町大字新田字柳瀬地先～西都市大字岡富字仲川原地先	右岸	1930	堤防断面不足B	堤防の決壊	同上	〃	
7	一ツ瀬川	一ツ瀬川	西都市大字岡富字瀬口地先~字延命寺地先	左岸	500	流下断面不足B、水衝・深掘れB	水があふれる、洗掘が予想される	積土のう工、木流し工	〃	
8	一ツ瀬川	一ツ瀬川	西都市大字岡富字池平地先～字北鶴地先	右岸	500	堤防高不足B	水があふれる	積土のう工	〃	
9	一ツ瀬川	一ツ瀬川	西都市大字岡富字北鶴地先～大字右松字堂園地先	右岸	750	堤防断面不足B	堤防の決壊	大型土のう工、築回し工	〃	
10	一ツ瀬川	一ツ瀬川	西都市大字右松字堂園地先	右岸	250	流下断面不足B、堤防断面不足B	水があふれる、洗掘が予想される	積土のう工、木流し工	〃	
11	一ツ瀬川	一ツ瀬川	西都市大字右松字堂園地先～大字南方字吉原地先	右岸	1950	堤防高不足B	堤防の決壊	大型土のう工、築回し工	〃	
12	一ツ瀬川	一ツ瀬川	西都市大字南方字吉原地先～字中水流地先	右岸	1100	流下断面不足B、堤防断面不足B	水があふれる、洗掘が予想される	積土のう工、木流し工	〃	
13	一ツ瀬川	一ツ瀬川	西都市大字南方字中水流地先～字前水流地先	右岸	800	堤防断面不足B	堤防の決壊	大型土のう工、築回し工	〃	
14	一ツ瀬川	一ツ瀬川	西都市大字南方字前水流地先～字北代地先	右岸	600	流下断面不足B、堤防断面不足B	水があふれる、洗掘が予想される	積土のう工、木流し工	〃	
15	一ツ瀬川	一ツ瀬川	西都市大字南方字北代地先～字仲川原地先	右岸	700	堤防断面不足B	堤防の決壊	大型土のう工、築回し工	〃	
16	一ツ瀬川	一ツ瀬川	西都市大字南方字仲川原地先～字高砂地先	右岸	900	流下断面不足B、堤防断面不足B	水があふれる、洗掘が予想される	積土のう工、木流し工	〃	

番号	水源名	河川名	位　　置	左岸右岸	延長（m）	理由	予想される事態	対水防工法	背後資産の状況	備考
17	一ツ瀬川	一ツ瀬川	西都市大字南方字高砂地先	右岸	600	流下断面不足B	水があふれる	積土のう工	〃	
18	一ツ瀬川	一ツ瀬川	西都市大字穂北字串木地先～字和田川原地先	左岸	1200	同上	同上	同上	〃	
19	一ツ瀬川	三財川	佐土原町大字上田島字上深水地先～西都市大字黒生野字伏野地先	左岸	2500	堤防断面不足B	堤防の決壊	大型土のう工、築回し工	〃	
20	一ツ瀬川	三財川	西都市大字大字黒生野字伏野地先	左岸	250	堤防高不足B、堤防断面不足B	水があふれる、堤防の決壊	積土のう工、大型土のう工、築回し工	〃	
21	一ツ瀬川	三財川	西都市大字大字黒生野字伏野地先	左岸	150	堤防断面不足B	堤防の決壊	大型土のう工、築回し工	〃	
22	一ツ瀬川	三財川	西都市大字黒生野字札立地先～溝の口地先	左岸 右岸	1050 1050	堤防高不足B、堤防断面不足B	水があふれる、堤防の決壊	積土のう工、大型土のう工、築回し工	〃	
23	一ツ瀬川	三財川	西都市大字黒生野字溝の口地先	左岸	200	同上	同上	同上	〃	
24	一ツ瀬川	三財川	西都市大字黒生野字溝の口地先～字冷水	左岸 右岸	400 400	同上	同上	同上	〃	
25	一ツ瀬川	三財川	西都市大字鹿野田字益崎下地先～字川久保地先	右岸	300	同上	同上	同上	〃	
26	一ツ瀬川	三財川	西都市大字鹿野田字和田地先	右岸	300	堤防高不足B、堤防断面不足B	水があふれる、堤防の決壊	積土のう工、大型土のう工、築回し工	住宅地	
27	一ツ瀬川	三財川	西都市大字三宅字松之内地先～大字清水字札畑地先	左岸 右岸	1550 1550	同上	同上	同上	〃	
28	一ツ瀬川	三財川	西都市大字三宅字清水前地先～大字清水字札畑地先	左岸	270	水衝・深掘れB	洗掘が予想される	木流し工	〃	
29	一ツ瀬川	三財川	西都市大字鹿野田字大安寺畑地先～字六反田地先	右岸	400	堤防高不足B、堤防断面不足B	水があふれる、堤防の決壊	積土のう工、大型土のう工、築回し工	〃	
30	一ツ瀬川	三財川	西都市大字清水字札畑地先	左岸	430	水衝・深掘れB	洗掘が予想される	木流し工	〃	
31	一ツ瀬川	三財川	西都市大字鹿野田字屋敷向地先～字月輪地先	左岸 右岸	550 550	堤防高不足B、堤防断面不足B	水があふれる、堤防の決壊	積土のう工、大型土のう工、築回し工	〃	

番号	水源名	河川名	位　　置	左岸右岸	延長（m）	理由	予想される事態	対水防工法	背後資産の状況	備考
32	一ツ瀬川	三財川	西都市大字鹿野田字月輪地先～字別府代地先	左岸	550	堤防断面不足B、水衝・深掘れB	堤防の決壊、洗掘が予想される	大型土のう工、築回し、木流し工	〃	
33	一ツ瀬川	三財川	西都市大字清水字札畑地先～大字下三財字巨田江地先	左岸 右岸	1500 1500	堤防高不足B、堤防断面不足B	水があふれる、堤防の決壊	積土のう工、大型土のう工、築回し工	住宅地、養護老人ホーム	
34	一ツ瀬川	三財川	西都市大字下三財字巨田江地先～大字藤田字奈良瀬地先	左岸	1000	堤防断面不足B	堤防の決壊	大型土のう工、築回し工	住宅地	
35	一ツ瀬川	三財川	西都市大字藤田字杉之内地先	左岸 右岸	200 200	堤防高不足B、堤防断面不足B	水があふれる、堤防の決壊	積土のう工、大型土のう工、築回し工	〃	
36	一ツ瀬川	三財川	西都市大字鹿野田字辰ヶ平地先	右岸	400	同上	同上	同上	〃	
37	一ツ瀬川	三財川	西都市大字下三財字岩崎地先	左岸 右岸	800 800	同上	洗掘が予想される	同上	〃	
38	一ツ瀬川	三財川	西都市大字鹿野田字辰ヶ平地先	右岸	300	水衝・深掘れB	洗掘が予想される	木流し工	〃	
39	一ツ瀬川	三財川	西都市大字下三財字岩崎地先	左岸	200	堤防断面不足B	堤防の決壊	大型土のう工、築回し工	〃	
40	一ツ瀬川	三財川	西都市大字下三財字岩崎地先～大字山田地先	左岸	700	堤防高不足B、堤防断面不足B	水があふれる、堤防の決壊	積土のう工、大型土のう工、築回し工	〃	
41	一ツ瀬川	三財川	西都市大字下三財字岩崎地先～大字山田地先	右岸	700	流下断面不足B	水があふれる	積土のう工	〃	
42	一ツ瀬川	三納川	西都市大字三納字島田地先	左岸	200	同上	同上	同上	〃	
43	一ツ瀬川	南　川	西都市大字三納字向井町村地先～字九流水下川原地先	左岸	600	同上	同上	同上	〃	
44	一ツ瀬川	南　川	西都市大字三納字九流水中川原地先～字九流水上川原地先	左岸	100	同上	同上	同上	〃	

資料－６　災害危険箇所の状況一覧表

その２　地すべり

番号		箇所名	河川名			位置		危険区域の現況			活動の状況								その他の指定	危険度	備考
市町村	県		水系名	幹川名	渓流名	大字	小字	面積(ha)	勾配(度)	地質	クラック	隆起陥没	湧水	河川への影響(㎥)	住家(戸)	耕地面積(ha)	公共施設				
																	種類	数量			
1	23-1	横平	一ツ瀬川	銀鏡川	横平川	上揚	横平	41.3	29	頁岩	有	無	有	291.6万	8	3.1	林道・県道・市道			A	
2	23-7	元村	一ツ瀬川	銀鏡川	銀鏡川	八重	元村	285	22	砂岩泥岩互層	有	有	有	676.9万	92	22.3	県道・市道 小学校・中学校			C	
3	23-12	鉾峰	一ツ瀬川	瀬江川	瀬江川	南方	鉾峰	30.4	25	砂岩泥岩互層	有	無	有	816.0万	3	1.3					
4	23-2	征矢抜	一ツ瀬川	銀鏡川	銀鏡川	上揚	征矢抜	16.5	21	頁岩	有	有	有	33.8万	15	3.7	県道 小学校		砂防指定地	B	
5	23-3	登内	一ツ瀬川	銀鏡川	登内川	銀鏡	登内	73	28	頁岩	有	無	無	792.7万	15	8.2	市道			B	
6	23-4	上原	一ツ瀬川	銀鏡川	銀鏡川	銀鏡	上原	57.1	22	頁岩	有	有	無	96.7万	47	13.2	県道・市道			B	
7	23-5	古野	一ツ瀬川	一ツ瀬川	糸郷川	尾八重	古野	21.2	28	頁岩	有	有	有	103.6万	2	1.1	林道			B	
8	23-6	小中尾	一ツ瀬川	尾八重川	尾八重川	尾八重	小中尾	21.5	36	頁岩	有	無	有	125.0万	0	0.9	市道			B	
9	23-8	中尾戸崎	一ツ瀬川	銀鏡川	中入谷	中尾	戸崎	24.1	26	砂岩泥岩互層	有	無	有	83.6万	3	1.6	県道			B	
10	23-9	鳥ノ巣	一ツ瀬川	一ツ瀬川	糸郷谷	尾八重	鳥ノ巣	36.6	25	砂岩泥岩互層	有	無	有	200.0万	1	1.1	林道			B	
11	23-10	鳥ノ巣南	一ツ瀬川	一ツ瀬川	糸郷谷	尾八重		9.4	32	頁岩	有	無	有	193.1万	0	0	国道			B	
12	23-11	小八重	一ツ瀬川	尾八重川	尾八重川	尾八重		7	33	砂岩泥岩互層	有	無	有	20.8万	0	0	市道				
13	23-13	南方	一ツ瀬川	一ツ瀬川	一ツ瀬川	南方		3	30	頁岩	無	無	無	4.6万	0	0	国道				
14	23-14	椎原	一ツ瀬川	一ツ瀬川	一ツ瀬川	南方	椎原	7.8	33	頁岩	有	有	無	34.0万	3	0.7	国道			B	
15	23-17	杉安	一ツ瀬川	一ツ瀬川	一ツ瀬川	穂北	杉安	22.4	30	頁岩	有	無	無	14.0万	0	0	発電所		保安林		
16	23-18	三納	一ツ瀬川	一ツ瀬川	板子川	三納		6.5	34	頁岩	有	有	有	28.9万	0	0	林道		国有林		
17	23-19	立花上	一ツ瀬川	三財川	蛇籠川	寒川	立花	26.2	39	砂岩泥岩互層	有	無	有	29.3万	0	0	市道		国有林 保安林		
18	23-20	立花	一ツ瀬川	三財川	蛇籠川	寒川	立花	34.1	26	砂岩泥岩互層	無	無	有	228.2万	0	0	市道		保安林		
19	23-22	雷野	一ツ瀬川	三財川	田野川	上三財	雷野	28	14	泥岩	有	無	有	47.9万	35	12.9	市道		砂防指定地	C	
20	23-23	小野	－	－	－	上三財	小野	12.9	23	泥岩	有	無	無		20	5.7	市道				

資料－６　災害危険箇所の状況一覧表
その３　急傾斜地（自然）

番号		箇所名	位置		位置			オーバーハングの有無	表土の厚さ	湧水	崩壊	住家	公共的建物		公共施設		急傾斜地崩壊危険区域の指定年月日	その他の指定	危険度	備考
市町村	県		大字	小字	傾斜度	長さ（m）	高さ（m）						種類	数	種類	数				
1	I- 1- 994	田野	上三財	田野	45	300	45	無	100	有	無	12			市道	450		特土	A10	
2	I- 1- 995	囲	上三財	囲	45	180	20	無	200	有	有	8			市道	150		特土	B	
3	I- 1-996	福王寺	上三財	堂山	40	200	30	無	100	有	無	9			市道	200		特土	A9	
4	I 1 997	中村	上三財	金倉	45	200	30	無	100	有	有	11			市道	200	急 S45.4.1	特土	A12	
5	I 1 998	金倉	上三財	金倉	40	400	30	無	100	有	有	16						特土	A9	
6	I 1 999	小野	上三財	小野	45	150	40	無	100	有	有	7			市道	200	急 S45.4.1	特土	A13	
7	I- 1- 1000	岩井谷第２	上三財	岩井谷	50	240	30	無	100	有	有	11			市道	240	急 H2.12.28	特土	C	H4 砂防完了
8	I 1 1001	牧野	上三財	牧野	50	220	45	無	100	有	有	6						特土	A13	
9	I 1 1002	上沖	山田	山田	40	320	25	無	100	有	有	11			市道	320		特土保	A9	
10	I 1 1003	山田	山田	下島	60	70	30	無	50	有	有	0	分校	1				特土	C	
11	I 1 1005	青山	鹿野田	青山	45	450	30	無	100	有	有	22			県道市道	50 100	急 S45.4.1	特土保	C	H2 急傾斜完了
12	I 1 1006	石尾	上三財	石尾	50	180	20	無	100	有	有	6			市道河川	150 200		保 （全）	A13	
13	I 1 1007	平野	平郡	平野	50	150	25	無	100	有	有	13			市道	150		特土保	A13	
14	I 1 1008	九流水	三納	九流水	50	200	30	無	100	有	有	13	公民館	1	市道	100		特土	A16	
15	I 1 1009	吉田	三納	吉田	40	250	45	無	100	有	有	11			市道	250		特土	B8	
16	I 1 1010	吉田第２	三納	吉田	45	350	35	無	100	有	有	13			市道	350		特土保	A13	
17	I 1 1011	麓	三納	麓	45	150	20	無	100	有	無	6		1	市道	150		特土保	A12	エリア縮小
18	I 1 1012	中長谷	三納	中長谷	30	200	35	無	200	有	有	5			市道	200		特土保	A13	
19	I 1 1013	上長谷	三納	上長谷	45	200	25	無	200	有	無	1			市道	200		特土保	A13	
20	I 1 1014	大山田	三納	永野	35	270	25	無	100	有	無	8			県道	270		特土	A12	
21	I 1 1015	下湯牟田	三納	湯牟田	40	315	45	無	100	有	有	15	公民館	1	市道	315	急 S61.5.2	砂 （－）	C5	
22	I 1 1016	杉安	南方	竹添	45	350	40	無	200	有	有	20	公民館	1	市道	200		特土保	A16	
23	I 1 1017	湯牟田	三納	芦町	40	400	25	無	200	有	有	10			市道	400	急 S45.4.1	特土保	C	H12 急傾斜完了
24	I 1 1018	松本	三納	松本	40	200	35	無	200	有	有	8			市道	200	急 S45.4.1	特土保	C	H12 急傾斜完了
25	I 1 1019	松本第２	清水	松本	45	250	30	無	200	有	無	7			市道	250	急 H2.12.28	特土保	C4	急傾斜事業完了
26	I 1 1020	清水	清水	大薗	40	520	25	無	200	有	有	28	給食センター	1	市道	520	急 H2.12.28	特土保	C	H7 急傾斜完了
27	I 1 1021	大薗	清水	大薗	50	80	15	無	200	有	有	6			市道	80		林防地	B8	
28	I 1 1023	下山路	三宅	方生会	45	450	30	無	200	有	有	11			市道	200	急 S45.4.1		B	

番号		箇所名	位置		位置			オーバーハングの有無	表土の厚さ	湧水	崩壊	住家	公共的建物		公共施設		急傾斜地崩壊危険区域の指定年月日	その他の指定	危険度	備考
市町村	県		大字	小字	傾斜度	長さ（m）	高さ（m）						種類	数	種類	数				
29	Ⅰ 1 1024	松田	三宅	松田平ノ下	40	420	45	無	200	有	有	8	公民館	1	市道	420		特土保	A13	
30	Ⅰ 1 1025	諏訪	右松	鷲田	40	160	20	無	200	有	有	9			市道	320	急 S11.3.26		C	
31	Ⅰ 1 1026	城平	南方	城平	45	150	40	無	200	有	有	6			市道	150	急 S45.4.1	特土保	A13	
32	Ⅰ 1 1027	千田	南方	折口	45	250	50	無	200	有	有	8			市道	300	急 S45.4.1	特土保	C	S59 治山完了
33	Ⅰ 1 1028	千田第 2	南方	山平	45	400	25	無	150	有	有	14	公民館	1	市道	150	急 H4.2.28	特土保	C	H2 急傾斜完了 H16 急傾斜完了
34	Ⅰ 1 1030	上江	穂北	上江	45	180	15	無	100	有	有	6			市道	150		特土保	A9	
35	Ⅰ 1 1031	竹尾	穂北	大木ノ原	45	130	40	無	200	有	有	8			県道	120	急 H10.3.19	特土保	C	急傾斜事業完了
36	Ⅰ 1 1032	山島津	穂北	宇戸	45	200	20	無	200	有	有	11			市道	200		特土保	C	
37	Ⅰ 1 1034	吐合	尾八重	吐合	60	100	40	無	20	無	無	0	市営 キャンプ場跡	2				特土	B	
38	Ⅰ 1 1035	瓢丹淵	尾八重	麻畑	65	250	55	無	30	無	有	4	支所・郵便局 診療所跡	3	国道市道	50 100		特土保	A16	
39	Ⅰ 1 1036	八重	八重	元村	45	120	40	無	250	無	無	5	公民館	1				特土保	A13	
40	Ⅰ 1 1037	下村	尾八重	下村	45	280	30	無	300	有	有	11	公民館	1	市道	280		特土	A11	
41	Ⅰ 1 1038	銀鏡	銀鏡	囲	45	170	60	無	100	有	無	13			県道	60	急 H6.7.21	特土	C	急傾斜事業完了
42	Ⅰ 1 1039	上揚	上揚	征矢抜	40	160	60	無	100	有	有	1	小学校	1				特土	A13	
43	Ⅰ 1 1040	征矢抜	上揚	征矢抜	40	200	45	無	100	有	有	8						保 （全）		
44	Ⅰ 1 2100	尼寺坂	三宅	国分	35	300	20	無	100	有	無	33			市道	300	急 H9.8.21		C	
45	Ⅰ 1 2101	三宅	三宅	尾筋西下	40	95	8	無	100	無	無	7			市道	60	急 H6.10.27		C4	
46	Ⅰ 1 2102	高屋本丸	都於郡町	都於郡	45	160	15	無	200	無	有	5	公民館	1	市道	190	急 S8.12.2		A	
47	Ⅰ 1 3370	永谷	南方	永谷	40	70	40	無	100	有	無	6			県道	70			A15	
48	Ⅰ 1 3371	上原	銀鏡	上原	35	250	50	無	100	無	無	10	中学校	1	道路	250			B	
49	Ⅰ 1 3372	囲（銀鏡）	銀鏡	囲	55	250	150	無	100	無	無	5			道路	250			C	
50	Ⅰ 1 3373	柳－1	八重	柳	60	50	80	無	30	無	無	0	公民館	1					C	
51	Ⅰ 1 3374	椎原－1	南方	椎原	50	50	50	無	200	無	無	0	公民館	1						
52	Ⅰ 1 3375	平原－1	穂北	平原	45	150	80	無	150	有	無	5			道路	150			A	
53	Ⅰ 1 3376	加勢中	加勢	加勢中	45	300	30	無	100	無	無	6								
54	Ⅰ 1 3377	石貫－1	三宅	石貫	50	300	50	無	150	無	無	8			道路	300				
55	Ⅰ 1 3378	岩井谷第 3	上三財	岩井谷	45	100	40	無	100	有	有	5			道路	100				

番号		箇所名	位置		位置			オーバーハングの有無	表土の厚さ	湧水	崩壊	住家	公共的建物		公共施設		急傾斜地崩壊危険区域の指定年月日	その他の指定	危険度	備考
市町村	県		大字	小字	傾斜度	長さ（m）	高さ（m）						種類	数	種類	数				
56	Ⅰ 1 3379	祇園－1	山田	祇園	50	100	25	無	50	無	無	5			道路					
57	Ⅰ 1 3380	古仏所	中尾	古仏所	45	160	100	無	30	無	無	1	公民館	1	国道			特土保	A9	
58	Ⅰ 1 3381	益崎	鹿野田	益崎	40	250	30	無	50	無	有	12			市道				B7	
59	Ⅰ 1 3382	内平	片内	内平	55	150	200	無	50	有	無	1	発電所	1						
60	Ⅱ 1 1004	東亀塚	下三財	亀塚	50	180	20	無	100	有	有	3								
61	Ⅱ 1 1029	平原	穂北	平原	40	135	45	無	150	有	有	4					######		C	
62	Ⅱ 1 5923	谷川	上三財	谷川	40	150	12	無	100	無	無	3						特土	A9	
63	Ⅱ 1 5924	仁多脇	上三財	仁多脇	30	180	20	無	100	無	無	3						特土	B	
64	Ⅱ 1 5925	後河内	山田	後河内	50	50	25	有	100	無	有	2								
65	Ⅱ 1 5926	高三納	平郡	高三納	30	50	15	無	100	有	有	2						特土保	A12	
66	Ⅱ 1 5927	津々志	穂北	津々志	50	150	50	無	100	有	有	4								
67	Ⅱ 1 5928	古城	下三財	古城	50	30	30	無	100	有	有	2						特土	B	
68	Ⅱ 1 5929	永野	三納	永野	40	20	30	無	100	有	無	2							A9	
69	Ⅱ 1 5930	宮田－1	三納	宮田	30	60	20	無	100	有	有	4							B8	
70	Ⅱ 1 5931	湯牟田－1	三納	湯牟田	40	100	40	無	100	無	無	2								
71	Ⅱ 1 5932	河之口－1	上揚	河之口	55	70	120	無	100	無	無	2								
72	Ⅱ 1 5933	河之口－2	上揚	河之口	55	50	40	無	100	無	無	1								
73	Ⅱ 1 5934	横平－1	上揚	横平	60	70	70	無	100	無	無	1								
74	Ⅱ 1 5935	征矢抜－1	上揚	征矢板	50	80	30	無	100	無	無	2								
75	Ⅱ 1 5936	征矢抜－2	上揚	征矢板	60	60	90	無	100	無	無	1								
76	Ⅱ 1 5937	茗荷原－1	銀鏡	茗荷原	60	50	150	無	100	無	無	1						特土	B	
77	Ⅱ 1 5938	登内－1	銀鏡	登内	60	60	150	無	100	無	無	1								
78	Ⅱ 1 5939	登内－2	銀鏡	登内	60	150	60	無	120	有	有	2							C	
79	Ⅱ 1 5940	登内－3	銀鏡	登内	55	50	80	無	150	無	無	1								
80	Ⅱ 1 5941	栗田－1	銀鏡	栗田	55	50	90	無	100	無	無	1							B	
81	Ⅱ 1 5942	栗田－2	銀鏡	栗田	55	50	50	無	100	無	無	1								
82	Ⅱ 1 5943	上鶴	八重	上鶴	60	60	50	無	50	無	有	1								
83	Ⅱ 1 5944	中入	中尾	中入	60	120	150	無	50	有	無	1								
84	Ⅱ 1 5945	樅木－1	中尾	樅木	55	60	80	無	50	有	無	1							C	
85	Ⅱ 1 5946	奥畑	中尾	奥畑	50	80	40	無	50	有	有	1							C	
86	Ⅱ 1 5947	猪原	中尾	猪原	55	50	30	無	50	無	無	1								
87	Ⅱ 1 5948	打越	尾八重	打越	50	60	80	無	100	無	無	1							A16	
88	Ⅱ 1 5949	小八重－1	尾八重	小八重	45	50	40	無	50	無	無	1								

番号		箇所名	位置		位置			オーバーハングの有無	表土の厚さ	湧水	崩壊	住家	公共的建物		公共施設		急傾斜地崩壊危険区域の指定年月日	その他の指定	危険度	備考
市町村	県		大字	小字	傾斜度	長さ（m）	高さ（m）						種類	数	種類	数				
89	Ⅱ 1 5950	楠之木－1	尾八重	楠之木	50	60	40	無	50	無	無	1								
90	Ⅱ 1 5951	楠之木－2	尾八重	楠之木	50	50	40	無	50	無	無	1								
91	Ⅱ 1 5952	平八重	南方	平八重	50	30	30	無	50	無	無	1							C	
92	Ⅱ 1 5953	長崎	南方	長崎	50	80	50	無	100	無	無	2								
93	Ⅱ 1 5954	椎原－2	南方	椎原	55	40	50	無	200	無	無	1								
94	Ⅱ 1 5955	鉾峰	南方	鉾峰	50	50	60	無	100	有	有	1								
95	Ⅱ 1 5956	畑江	南方	畑江	50	50	50	無	100	有	有	1								
96	Ⅱ 1 5957	現王屋敷－1	南方	現王屋敷	40	50	40	無	150	無	無	1								
97	Ⅱ 1 5958	竹尾－1	穂北	竹尾	55	30	50	無	150	有	有	1								
98	Ⅱ 1 5959	長谷－1	三納	長谷	50	80	25	無	200	無	無	2							C	
99	Ⅱ 1 5960	長谷－2	三納	長谷	45	50	30	無	200	無	無	2								
100	Ⅱ 1 5961	清水兼	三納	長谷	40	60	40	無	100	有	無	1								
101	Ⅱ 1 5962	原田	三納	原田	55	120	30	無	100	有	有	2							B	
102	Ⅱ 1 5963	水喰－1	上三財	水喰	45	80	30	無	100	有	無	4							A	
103	Ⅱ 1 5964	水喰－2	上三財	水喰	45	100	30	無	100	無	無	3								
104	Ⅱ 1 5965	竹の内	三納	竹の内	50	100	30	無	100	無	無	4							B7	
105	Ⅱ 1 5966	宮田－2	三納	宮田	50	50	30	無	100	無	無	1								
106	Ⅱ 1 5967	鷲野	平郡	鷲野	50	150	40	無	100	無	無	3								
107	Ⅱ 1 5968	霧島	鹿野田	霧島	55	60	20	無	150	無	無	1							B	
108	Ⅱ 1 5969	宝瀬ヶ丸－1	三宅	宝瀬ヶ丸	40	150	40	無	50	無	無	2						特土保	B7	
109	Ⅱ 1 5970	寺原－1	三宅	寺原	45	80	30	無	50	有	有	1								
110	Ⅱ 1 5971	下水流	南方	下水流	50	60	30	無	50	無	無	1								
111	Ⅱ 1 5972	囲－1	上三財	囲（二）	40	200	40	無	200	無	無	3								
112	Ⅱ 1 5973	祇園－2	山田	祇園（二）	50	50	20	無	50	有	無	3								
113	Ⅱ 1 5974	今市	荒武	今市	45	100	100	無	30	有	有	2								
114	Ⅱ 1 5975	長薗－1	荒武	長薗	50	100	30	無	30	無	無	3								
115	Ⅱ 1 5976	長薗－2	荒武	長薗	50	50	30	無	30	無	無	1								
116	Ⅱ 1 5977	筑後－1	鹿野田	筑後	50	70	25	無	150	有	無	1								
117	Ⅱ 1 5978	筑後－2	鹿野田	筑後	55	50	40	無	150	無	無	1								
118	Ⅱ 1 5979	横平－2	上揚	横平	60	120	120	無	100	無	無	3			県道	120			A16	一部クラック有（23－1）

番号		箇所名	位置		位置			オーバーハングの有無	表土の厚さ	湧水	崩壊	住家	公共的建物		公共施設		急傾斜地崩壊危険区域の指定年月日	その他の指定	危険度	備考
市町村	県		大字	小字	傾斜度	長さ（m）	高さ（m）						種類	数	種類	数				
119	Ⅱ 1 5980	横平－3	上揚	横平	40	50	80	無	100	無	無	1		1					A12	S59 河川改修
120	Ⅱ 1 5981	河之口－3	上揚	河之口	40	170	80	無	100	無	無	2							A	
121	Ⅱ 1 5982	横平－4	上揚	横平	40	50	120	無	100	無	無	1								
122	Ⅱ 1 5983	尾吐	上揚	尾吐	40	70	100	無	100	無	有	1			県道	70			A10	
123	Ⅱ 1 5984	河之口－4	上揚	河之口	35	100	60	無	100	無	無	1							C	
124	Ⅱ 1 5985	登内－4	銀鏡	登内	35	150	80	無	150	無	無	3							C	
125	Ⅱ 1 5986	登内－5	銀鏡	登内	40	70	80	無	100	無	有	1								
126	Ⅱ 1 5987	茗荷原－2	銀鏡	茗荷原	35	170	80	無	100	無	無	3							C	
127	Ⅱ 1 5988	尾八重	尾八重	尾八重	45	170	100	無	50	無	無	0			小学校跡	1		特土保	A13	小学校跡を避難所として使用
128	Ⅱ 1 5989	銀鏡－1	銀鏡	銀鏡	40	60	70	無	100	無	無	1								
129	Ⅱ 1 5990	柳－2	八重	一の瀬	35	100	50	無	30	無	無	2								
130	Ⅱ 1 5991	柳－3	八重	一の瀬	40	50	30	無	30	有	有	1							C	
131	Ⅱ 1 5992	樅木－2	中尾	樅木	55	100	60	無	50	無	有	1								
132	Ⅱ 1 5993	古野南	中尾	古野南	55	80	100	無	50	無	無	1							A13	
133	Ⅱ 1 5994	古野	中尾	古野	50	80	60	無	30	無	無	1							C	
134	Ⅱ 1 5995	中野	中尾	中野	55	70	80	無	50	有	無	1							C	
135	Ⅱ 1 5996	小椎葉	尾八重	小椎葉	40	80	80	無	30	無	無	1							C	
136	Ⅱ 1 5997	大椎葉－1	尾八重	大椎葉	50	80	40	無	30	無	無	1								
137	Ⅱ 1 5998	大椎葉－2	尾八重	大椎葉	35	60	90	無	30	無	無	1							B	
138	Ⅱ 1 5999	柏葉	尾八重	柏葉	35	50	50	無	50	無	無	1							C	
139	Ⅱ 1 6000	岩井谷（尾八重）	尾八重	岩井谷	35	60	70	無	30	無	無	1							C	
140	Ⅱ 1 6001	小八重－2	尾八重	小八重	35	50	80	無	30	無	無	1								
141	Ⅱ 1 6002	吐合－1	尾八重	吐合	50	70	50	無	50	無	無	1								
142	Ⅱ 1 6003	片内	片内	下片内	30	70	200	無	50	無	無	1								
143	Ⅱ 1 6004	久野	南方	久野	45	50	40	無	100	無	無	1							A15	
144	Ⅱ 1 6005	現王屋敷－2	南方	現王屋敷	45	50	30	無	100	有	有	1							A16	
145	Ⅱ 1 6006	赤松	南方	赤松	50	100	30	無	100	無	有	2							A16	
146	Ⅱ 1 6007	現王屋敷－3	南方	現王屋敷	50	80	40	有	100	無	有	1								
147	Ⅱ 1 6008	平原－2	穂北	平原	50	50	70	無	30	無	無	1							C	

番号		箇所名	位置		位置			オーバーハングの有無	表土の厚さ	湧水	崩壊	住家	公共的建物		公共施設		急傾斜地崩壊危険区域の指定年月日	その他の指定	危険度	備考
市町村	県		大字	小字	傾斜度	長さ（m）	高さ（m）						種類	数	種類	数				
148	Ⅱ　1　6009	上山路	三宅	山路	45	100	40	無	50	無	無	1								
149	Ⅱ　1　6010	下加勢上	加勢	下加勢上	60	50	20	無	100	有	有	1							A12	
150	Ⅱ　1　6011	中山－1	山田	中山	80	20	15	無	50	無	無	1								
151	Ⅱ　1　6012	中山－2	山田	中山	35	50	30	無	50	無	無	1							C	
152	Ⅱ　1　6013	中山－3	山田	中山	70	30	30	無	50	有	有	1							C	
153	Ⅱ　1　6014	八木佐野	荒武	八木佐野	70	80	30	無	30	有	有	1						特土	A13	
154	Ⅱ　1　9562	宝瀬ヶ丸－2	三宅	宝瀬ヶ丸	34	170	25													
155	Ⅱ　1　9563	寺原－2	三宅	寺原	45	120	25													
156	Ⅱ　1　9564	童子丸	童子丸	童子丸	34	310	15													
157	Ⅱ　1　9565	石貫－2	三宅	石貫	34	210	25													
158	Ⅰ　1　1021－新①	朝喰	清水		39	140	11.6	無	a	有	有	14	保育園	1					A	H22 年度完了

資料－６　災害危険箇所の状況一覧表
その４　土石流

番号		水系名	河川名	渓流名	位置		渓流	概況		危険度	住家	公共施設		その他の指定	備考
市町村	県				大字	小字	渓流長	面積	平均勾配			種類	数量		
1	72081001	一ツ瀬川	川原川	下沖	山田	下沖					3	小学校・県道			
2	72081002	一ツ瀬川	小森川	小森谷	上三財	小森	0.25	0.05	9	C	8				H9 砂防工事完了
3	72081003	一ツ瀬川	三財川	岩井谷	上三財	岩井谷					7				
4	72081004	一ツ瀬川	三財川	小野谷	上三財	小野	0.2	0.03	9	C	11				S59，60 砂防工事完了
5	72081005	一ツ瀬川	三財川	名分谷	上三財	小野	0.18	0.02	13	B	8				H14 工事完了
6	72081006	一ツ瀬川	三財川	小野谷(1)	上三財	小野	0.15	0.02	14	B	5				
7	72081007	一ツ瀬川	三財川	牧堀谷	上三財	水喰	1.28	1.29	14	B	0	発電所・県道			
8	72081008	一ツ瀬川	三納川	田の口谷	三納	麓	0.8	0.14	14	B	5				H17 砂防工事
9	72081009	一ツ瀬川	島田川	甚助原谷	三納	湯牟田	0.18	0.02	14	B	7	公民館			
10	72081010	一ツ瀬川	山路川	野路	三宅	野路					5				
11	72081011	一ツ瀬川	山路川	法瀬ヶ丸谷	三宅	下山路	0.18	0.03	8	A	5				
12	72081012	一ツ瀬川	山路川	上の宮谷川	三宅	松田	0.2	0.04	13	B	11				治山工事完了
13	72081013	一ツ瀬川	鳥子川	石貫	三宅	堂ヶ島	0.2	0.02		A	6				
14	72081014	一ツ瀬川	一ツ瀬川	爪葉木谷	南方	杉安	0.8	0.16	12	C	5				S62 砂防工事完了
15	72081015	一ツ瀬川	一ツ瀬川	爪葉木谷-1	南方	杉安					10				
16	72081016	一ツ瀬川	一ツ瀬川	竹添谷川	南方	杉安	0.3	0.03	17	C	8				S63 砂防工事完了
17	72081017	一ツ瀬川	一ツ瀬川	片内谷	片内	片内	1.18	0.57	22	A	0	発電所			
18	72081018	一ツ瀬川	銀鏡川	長藪谷	八重	一の瀬	0.53	0.37	26	C	5	国道			H1 治山工事完了
19	72081019	一ツ瀬川	銀鏡川	元村	八重	元村	0.4	0.01	16	A	5	公民館・県道			
20	72081020	一ツ瀬川	銀鏡川	金比羅谷	銀鏡	囲	0.55	0.06	21	B	24	官公署 3･集会施設・県道			
21	72081021	一ツ瀬川	銀鏡川	神倉谷	上揚	河の口	0.58	0.19	26	C	6				H6 砂防工事完了
22	72081022	一ツ瀬川	銀鏡川	長谷場谷	中尾	古仏所					1	公民館・国道			
23	72081023	一ツ瀬川	打越川	麻畑谷	尾八重	麻畑	0.3	0.01	16	A	0	支所･公民館			
24	72081024	一ツ瀬川	尾八重川	吐合	尾八重	吐合					3	電話交換局			
25	72081025	一ツ瀬川	瀬江川	平原谷１	穂北	平原	0.58	0.07	14	B	14	県道			
26	72081026	一ツ瀬川	瀬江川	平原（1）	穂北	平原	0.35	0.01	10	C	3				
27	72081027	一ツ瀬川	一之迫川	一の迫	南方	一の迫	0.5	0.02	7	B	6				
28	72081028	一ツ瀬川	京新田川	京新田川	南方	千田	0.3	0.08	15	C	7				S45 砂防工事完了
29	72081029	一ツ瀬川	一ツ瀬川	祇園ノ上谷	南方	城平	0.13	0.03	11	B	0				

番号		水系名	河川名	渓流名	位置		渓流	概況		危険度	住家	公共施設		その他の指定	備考
市町村	県				大字	小字	渓流長	面積	平均勾配			種類	数量		
30	72082001	一ツ瀬川	筑後川	筑後	鹿野田	筑後					1				
31	72082002	一ツ瀬川	三財川	大島	都於郡町	大島					2	県道			
32	72082003	一ツ瀬川	川原川	下三反田谷	山田	上沖	0.23	0.02	20	B	1				
33	72082004	一ツ瀬川	川原川	上沖（1）	山田	上沖					2				
34	72082005	一ツ瀬川	川原川	上沖（2）	山田	上沖					1				
35	72082006	一ツ瀬川	川原川	上沖（3）	山田	上沖					1				
36	72082007	一ツ瀬川	川原川	上沖（4）	山田	上沖					1				
37	72082008	一ツ瀬川	川原川	中山（1）	山田	中山					2				
38	72082009	一ツ瀬川	川原川	中山（2）	山田	中山					2				
39	72082010	一ツ瀬川	川原川	中山（3）	山田	中山					1				
40	72082011	一ツ瀬川	川原川	中山（4）	山田	中山					1				
41	72082012	一ツ瀬川	田野川	田野	上三財	田野	3.4	0.28		C	1				
42	72082013	一ツ瀬川	三財川	元山	上三財	元山					3				
43	72082014	一ツ瀬川	三財川	水喰	上三財	水喰	0.6	0.02	10	C	2	県道			
44	72082015	一ツ瀬川	板子川	釘野	三納	釘野					1				
45	72082016	一ツ瀬川	三納川	上原谷	三納	上原					3				
46	72082017	一ツ瀬川	三納川	野久尾原谷	三納	長谷場	0.13	0.04	6	C	3				
47	72082018	一ツ瀬川	三納川	長谷場	三納	長谷場	0.75	0.14	7	B	2				
48	72082019	一ツ瀬川	島田川	永野	三納	諸熊	0.33	0.3	30	B	3				
49	72082020	一ツ瀬川	山路川	上山路	三宅	上山路					3				
50	72082021	一ツ瀬川	山路川	後迫谷	三宅	後迫	0.2	0.02	11	B	4				
51	72082022	一ツ瀬川	山路川	法瀬ヶ丸谷-1	三宅	宝瀬ヶ丸					2				
52	72082023	一ツ瀬川	山路川	法瀬ヶ丸谷-2	三宅	宝瀬ヶ丸					1				
53	72082024	一ツ瀬川	山路川	法瀬ヶ丸	三宅	宝瀬ヶ丸					1				
54	72082025	一ツ瀬川	山路川	上の宮（1）	三宅	上の宮					1				
55	72082026	一ツ瀬川	山路川	上の宮（2）	三宅	上の宮					4				
56	72082027	一ツ瀬川	山路川	上の宮（3）	三宅	上の宮					1				
57	72082028	一ツ瀬川	桜川	永谷	南方	永谷	1	0.06	16	B	2	県道			
58	72082029	一ツ瀬川	桜川	杉安（1）	南方	杉安					2				

番号		水系名	河川名	渓流名	位置		渓流	概況		危険度	住家	公共施設		その他の指定	備考
市町村	県				大字	小字	渓流長	面積	平均勾配			種類	数量		
59	72082030	一ツ瀬川	一ツ瀬川	鳥巣	片内	鳥巣	0.6	0.02	14	C	1				
60	72082031	一ツ瀬川	一ツ瀬川	下片内	片内	下片内					2				
61	72082032	一ツ瀬川	銀鏡川	栗田（1）	銀鏡	栗田	1.5	0.09	14	C	2	県道			
62	72082033	一ツ瀬川	銀鏡川	栗田（2）	銀鏡	栗田	0.75	0.03	16	B	2	県道			
63	72082034	一ツ瀬川	銀鏡川	囲	銀鏡	囲	0.7	0.03	14	B	2	県道			
64	72082035	一ツ瀬川	銀鏡川	征矢抜	上揚	征矢抜	0.35	0.01	14	B	2	県道			
65	72082036	一ツ瀬川	銀鏡川	牛道谷	上揚	征矢抜	1.3	0.76	21	A	2	県道			H4 事業
66	72082037	一ツ瀬川	銀鏡川	古穴手谷	上揚	上揚	1.05	0.43	23	C	1	県道			砂防工事完了
67	72082038	一ツ瀬川	銀鏡川	神ノ平谷	上揚	上揚	0.55	0.02	30	B	1	県道			S59 砂防工事
68	72082039	一ツ瀬川	銀鏡川	河の口	上揚	河の口					2				
69	72082040	一ツ瀬川	銀鏡川	市木浦谷	銀鏡	横平	0.7	0.09	24	A	2				
70	72082041	一ツ瀬川	登内川	登内（1）	銀鏡	登内					1				
71	72082042	一ツ瀬川	登内川	登内（2）	銀鏡	登内					2				
72	72082043	一ツ瀬川	登内川	浅薮谷	銀鏡	登内	0.6	0.3	25	C	1				
73	72082044	一ツ瀬川	銀鏡川	上原谷	銀鏡	上原					4				
74	72082045	一ツ瀬川	銀鏡川	上鶴谷	八重	上鶴	1.2	0.07	14	C	1				
75	72082046	一ツ瀬川	銀鏡川	中入	中尾	中入	1.03	0.77	23	B	1				
76	72082047	一ツ瀬川	銀鏡川	長谷場（1）	中尾	古仏所					3	国道			
77	72082048	一ツ瀬川	銀鏡川	鳥ノ巣	中尾	鳥ノ巣					1	国道			
78	72082049	一ツ瀬川	打越川	瓢丹淵	尾八重	瓢丹淵					2				
79	72082050	一ツ瀬川	一ツ瀬川	十五番	尾八重	十五番					1	国道			
80	72082051	一ツ瀬川	一ツ瀬川	松原	尾八重	松原					2	国道			
81	72082052	一ツ瀬川	岩井谷川	岩井谷	尾八重	岩井谷	0.075	0.3		C	3				H1 治山工事完了
82	72082053	一ツ瀬川	岩井谷川	岩井谷（1）	尾八重	岩井谷					1				
83	72082054	一ツ瀬川	岩井谷川	岩井谷（2）	尾八重	岩井谷					1				
84	72082055	一ツ瀬川	一ツ瀬川	津々志	穂北	津々志	0.3	0.07	20	B	2	国道			
85	72082056	一ツ瀬川	一ツ瀬川	津々志谷	穂北	津々志	0.4	0.01	14	C	3	国道			
86	72082057	一ツ瀬川	一ツ瀬川	長崎	南方	長崎					2	国道			
87	72082058	一ツ瀬川	一ツ瀬川	山島津	穂北	山島津	0.9	0.04	16	B	1	国道			
88	72082059	一ツ瀬川	一ツ瀬川	横尾谷	穂北	山島津	0.85	0.21	17	A	3	国道			
89	72082060	一ツ瀬川	一ツ瀬川	宇戸谷	穂北	山島津	1.28	0.29	11	C	1				S58,59 治山工事
90	72082061	一ツ瀬川	竹尾川	現王屋敷	穂北	現王屋敷	2.2	0.04	10	B	1				

番号		水系名	河川名	渓流名	位置		渓流	概況		危険度	住家	公共施設		その他の指定	備考
市町村	県				大字	小字	渓流長	面積	平均勾配			種類	数量		
91	72082062	一ツ瀬川	竹尾川	竹尾	穂北	竹尾	0.85	0.19	24	B	2				H1 砂防工事
92	72082063	一ツ瀬川	竹尾川	高野谷	穂北	竹尾	1.9	0.03	10	B	4				
93	72082064	一ツ瀬川	瀬江川	平原（２）	穂北	平原	2	0.12	16	C	2				
94	72082065	一ツ瀬川	瀬江川	平原（３）	穂北	平原					1	県道			
95	72082066	一ツ瀬川	一ツ瀬川	桜田谷	穂北	千畑	0.18	0.02	18	B	3				S58,59 流路工事
96	72082067	一ツ瀬川	一ツ瀬川	中ノ迫谷	穂北	杉尾	0.35	0.09	8	C	4				H6 砂防工事完了
97	72082068	一ツ瀬川	京新田川	車坂谷	穂北	千田	0.06	0.02	27	B	2				
98	72083001	一ツ瀬川	三納川	松本	清水	松本									
99	72083002	一ツ瀬川	山路川	清水	清水	清水									
100	72083003	一ツ瀬川	山路川	三宅	三宅	三宅									
101	72083004	一ツ瀬川	一ツ瀬川	杉安（２）	南方	杉安									
102	72083005	一ツ瀬川	一ツ瀬川	杉安（３）	南方	杉安									
103	旧 107	一ツ瀬川	尾八重川	湯川谷川	尾八重	尾八重		1		A	1				
104	旧 109	一ツ瀬川	銀鏡川	古穴手大谷	上揚	古穴手		0.5		B	4				
105	旧 110	一ツ瀬川	銀鏡川	中島谷	銀鏡	中島		0.02		B	1				
106	旧 112	一ツ瀬川	一ツ瀬川	本流瀬川	尾八重	小八重下		0.02		B	4				
107	旧 113	一ツ瀬川	一ツ瀬川	高塚谷	南方	杉安		0.02		B	1				
108	旧 115	一ツ瀬川	銀鏡川	小向谷	銀鏡	中島	0.075	0.01	26	B	2				
109	旧 116	一ツ瀬川	銀鏡川	境谷	上揚	野地	0.25	0.12	30	B	1				
110	旧 118	一ツ瀬川	登内川	打登谷	銀鏡	打登	1.3	1.5	20	C	1				H1 治山工事完了
111	旧 120	一ツ瀬川	銀鏡川		八重	柳	0.6	0.02	14	B	2				
112	旧 12 1	一ツ瀬川	銀鏡川		八重	柳	0.3	0.01	16	C	2				
113	旧 123	一ツ瀬川	銀鏡川	ツナノサレ谷	銀鏡	上囲	0.9	0.03	14	C	4				
114	旧 126	一ツ瀬川	銀鏡川	水車谷	上揚	横平	1.35	0.08	10	C	1				
115	旧 127	一ツ瀬川	登内川	タカソー谷	銀鏡	登内	1	0.06	16	C	1				
116	旧 135	一ツ瀬川	岩井谷川		穂北	平ヶ八重	0.5	0.02	14	B	2				
117	旧 139	一ツ瀬川	竹尾川		穂北	竹尾	2.5	0.22	14	B	6				
118	旧 140	一ツ瀬川	瀬江川		穂北	上江	0.3	0.01	10	B					
119	旧 142	一ツ瀬川	一ツ瀬川		南方	轟	0.4	0.01	7	C	5				
120	旧 143	一ツ瀬川	一ツ瀬川		南方	千田	0.3	0.01	10	B	12				
121	旧 144	一ツ瀬川	一ツ瀬川		南方	平城	0.3	0.01	14	C	5				

番号		水系名	河川名	渓流名	位置		渓流	概況		危険度	住家	公共施設		その他の指定	備考
市町村	県				大字	小字	渓流長	面積	平均勾配			種類	数量		
122	旧 145	一ツ瀬川	三納川		三納	折登	0.2	0.01	14	B					長谷ダム管理棟上
123	旧 150	一ツ瀬川	八双田川		平郡	平野	1	0.06	7	B	21				
124	旧 151	一ツ瀬川	八双田川		加勢	石尾	0.5	0.02	10	C	1				
125	旧 152	一ツ瀬川	八双田川		加勢	石尾	0.9	0.04	7	C	2				
126	旧 154	一ツ瀬川	三財川		上三財	浅敷野	1	0.04	7	C	4				
127	旧 156	一ツ瀬川	囲川		上三財	囲	0.5	0.02	10	A	3				
128	旧 157	一ツ瀬川	田野川		上三財	田野	0.5	0.02	7	B					
129	旧 159	一ツ瀬川	小森川		上三財	岩井谷	0.3	0.01	10	A	15				
130	旧 161	一ツ瀬川	川原川		山田	後河内	0.2	0.01	14	B	3				
131	旧 162	一ツ瀬川	中入谷川		中尾	中入	0.2	0.01		C	1				
103	72081023	一ツ瀬川	打越川	麻畑谷	尾八重	麻畑	0.3	0.08	30	C	1	公民館	1		
104	72082055	一ツ瀬川	一ツ瀬川	津々志	穂北	津々志	0.2	0.03	31.5	B	1		0		

資料－６　災害危険箇所の状況一覧表
その５　土砂災害警戒区域等指定一覧

番号	区域名	箇所番号	町・大字	自然現象の種類	土砂災害警戒区域等		宮崎県告示番号		指定告示
					警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	年 月 日
1	麓　（１）	Ⅰ-1-1011	三納	急傾斜			H27.11.16 再指定解除		H18.6.29
2	麓　（２）	〃	三納	急傾斜			H27.11.16 再指定解除		H18.6.29
3	麓　（３）	〃	三納	急傾斜			H27.11.16 再指定解除		H18.6.29
4	城平	Ⅰ-1-1026	南方	急傾斜			H28.4.25 再指定解除		H18.6.29
5	上沖	Ⅰ-1-1002	山田	急傾斜			H27.11.16 再指定解除		H19.4.26
6	中山　（３）	Ⅱ-1-6013	山田	急傾斜			H27.11.16 再指定解除		H19.4.26
7	益崎	Ⅰ-1-3381	鹿野田	急傾斜			H27.11.16 再指定解除		H19.4.26
8	筑後　（１）	Ⅱ-1-5977	鹿野田	急傾斜			H27.11.16 再指定解除		H19.4.26
9	筑後　（２）	Ⅱ-1-5978	鹿野田	急傾斜			H27.11.16 再指定解除		H19.4.26
10	石貫　（１）	Ⅰ-1-3377	三宅	急傾斜			H28.4.25 再指定解除		H19.4.26
11	童子丸	Ⅲ-1-9564	三宅	急傾斜	○		第 431 号		H19.4.26
12	石貫　（２）	Ⅲ-1-9565	三宅	急傾斜	○		第 431 号		H19.4.26
13	石貫	07-208-1-013	三宅	土石流	○		第 431 号		H19.4.26
14	下三反田	07-208-2-003	山田	土石流	○		第 431 号		H19.4.26
15	上沖　（１）	07-208-2-004	山田	土石流	○		第 431 号		H19.4.26
16	上沖　（２）	07-208-2-005	山田	土石流	○		第 431 号		H19.4.26
17	上沖　（３）	07-208-2-006	山田	土石流	○		第 431 号		H19.4.26
18	上沖　（４）	07-208-2-007	山田	土石流	○		第 431 号		H19.4.26
19	中山　（１）	07-208-2-008	山田	土石流	○		第 431 号		H19.4.26
20	上の宮谷川	07-208-1-012	三宅	土石流	○		第 431 号		H19.4.26
21	九流水	Ⅰ-1-1008	三納	急傾斜			H27.11.16 再指定解除		H20.7.14
22	吉田	Ⅰ-1-1009	三納	急傾斜			H27.11.16 再指定解除		H20.7.14
23	吉田第２	Ⅰ-1-1010	三納	急傾斜			H27.11.16 再指定解除		H20.7.14
24	下山路	Ⅰ-1-1023	三宅	急傾斜			H28.4.25 再指定解除		H20.7.14
25	法瀬ヶ丸谷１	Ⅱ-1-5969	三宅	急傾斜			H28.4.25 再指定解除		H20.7.14
26	上山路	Ⅱ-1-6009	三宅	急傾斜			H28.4.25 再指定解除		H20.7.14

番号	区域名	箇所番号	町・大字	自然現象の種類	土砂災害警戒区域等		宮崎県告示番号		指定告示年 月 日
					警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	
27	田の口谷	07-208-1-008	三納	土石流	○		第566号		H20.7.14
28	野路	07-208-1-010	三宅	土石流	○		第566号		H20.7.14
29	野久尾原谷	07-208-2-017	三納	土石流	○		第566号		H20.7.14
30	長谷場	07-208-2-018	三納	土石流	○		第566号		H20.7.14
31	上山路	07-208-2-020	三宅	土石流	○		第566号		H20.7.14
32	後ヶ迫谷	07-208-2-021	三宅	土石流	○		第566号		H20.7.14
33	法瀬ヶ丸谷	07-208-2-022	三宅	土石流	○		第566号		H20.7.14
34	京新田川	07-208-1-028	南方	土石流	○		第217号		H21.3.23
35	祇園ノ上谷	07-208-1-029	右松	土石流	○		第217号		H21.3.23
36	元山	07-208-2-013	上三財	土石流	○	○	第217号	H28.5.12解除	H21.3.23
37	永谷	07-208-2-028	三宅	土石流	○	○	第217号	第220号	H21.3.23
38	杉安　（1）	07-208-2-029	三宅	土石流	○	○	第217号	第220号	H21.3.23
39	杉安　2	07-208-3-004	南方	土石流	○		第217号		H21.3.23
40	杉安　3	07-208-3-005	南方	土石流	○	○	第217号	第220号	H21.3.23
41	囲	Ⅰ-1-0995	上三財	急傾斜	○	○	第217号	第220号	H21.3.23
42	福王子	Ⅰ-1-0996	上三財	急傾斜	○	○	第217号	第220号	H21.3.23
43	千田	Ⅰ-1-1027	南方	急傾斜	○	○	第217号	第220号	H21.3.23
44	千田第二	Ⅰ-1-1028	南方	急傾斜	○	○	第217号	第220号	H21.3.23
45	永谷	Ⅰ-1-3370	南方	急傾斜	○	○	第217号	第220号	H21.3.23
46	仁田脇	Ⅱ-1-5924	上三財	急傾斜	○	○	第217号	第220号	H21.3.23
47	囲　（1）	Ⅱ-1-5972	上三財	急傾斜	○	○	第217号	第220号	H21.3.23
48	朝喰	Ⅰ-1-1021-新①	清水	急傾斜	○	○	第184号	第185号	H22.3.23
49	麻畑谷	07-208-1-023	尾八重	土石流	○	○	第184号	第185号	H22.3.23
50	津々志	07-208-2-055	穂北	土石流	○		第184号		H22.3.23
51	法瀬ヶ丸谷	07-208-1-011	三宅	土石流	○		第225号		H23.3.31
52	法瀬ヶ丸谷２	07-208-2-023	三宅	土石流	○		第225号		H23.3.31
53	法瀬ヶ丸	07-208-2-024	三宅	土石流	○		第225号		H23.3.31
54	上の宮（1）	07-208-2-025	三宅	土石流	○	○	第225号	第230号	H23.3.31

番号	区域名	箇所番号	町・大字	自然現象の種類	土砂災害警戒区域等		宮崎県告示番号		指定告示年 月 日
					警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	
55	上の宮（1）-新①	07-208-2-025-新①	三宅	土石流	○	○	第225号	第230号	H23.3.31
56	上ノ宮（2）	07-208-2-026	三宅	土石流	○	○	第225号	第230号	H23.3.31
57	上ノ宮（3）	07-208-2-027	三宅	土石流	○	○	第225号	第230号	H23.3.31
58	瓢丹淵	07-208-2-049	尾八重	土石流	○	○	第225号	第230号	H23.3.31
59	松原	07-208-2-051	尾八重	土石流	○	○	第225号	第230号	H23.3.31
60	清水	Ⅰ-1-1020	清水	急傾斜	○	○	第225号	第230号	H23.3.31
61	大薗	Ⅰ-1-1021	清水	急傾斜	○	○	第225号	第230号	H23.3.31
62	吐合	Ⅰ-1-1034	尾八重	急傾斜	○	○	第225号	第230号	H23.3.31
63	吐合－新①	Ⅰ-1-1034-新①	尾八重	急傾斜	○	○	第225号	第230号	H23.3.31
64	瓢丹淵	Ⅰ-1-1035	尾八重	急傾斜	○	○	第225号	第230号	H23.3.31
65	内平	Ⅰ-1-3382	片内	急傾斜	○	○	第225号	第230号	H23.3.31
66	津々志	Ⅱ-1-5927	穂北	急傾斜	○	○	第225号	第230号	H23.3.31
67	小八重－1	Ⅱ-1-5949	尾八重	急傾斜	○	○	第225号	第230号	H23.3.31
68	楠之木－1	Ⅱ-1-5950	尾八重	急傾斜	○	○	第225号	第230号	H23.3.31
69	楠之木－2	Ⅱ-1-5951	穂北	急傾斜	○	○	第225号	第230号	H23.3.31
70	平八重	Ⅱ-1-5952	穂北	急傾斜	○	○	第225号	第230号	H23.3.31
71	寺原－1	Ⅱ-1-5970	三宅	急傾斜	○	○	第225号	第230号	H23.3.31
72	小八重－2	Ⅱ-1-6001	尾八重	急傾斜	○	○	第225号	第230号	H23.3.31
73	吐合－1	Ⅱ-1-6002	尾八重	急傾斜	○	○	第225号	第230号	H23.3.31
74	片内	Ⅱ-1-6003	尾八重	急傾斜	○	○	第225号	第230号	H23.3.31
75	津々志谷	07-208-2-056	穂北	土石流	○	○	第225号	第230号	H23.3.31
76	金比羅谷	07-208-1-020	銀鏡	土石流	○	○	第524号	第525号	H24.7.23
77	栗田（1）	07-208-2-032	八重	土石流	○	○	第524号	第525号	H24.7.23
78	上原谷	07-208-2-044	銀鏡	土石流	○		第524号		H24.7.23
79	下沖	07-208-01-001	山田	土石流	○		第524号		H24.7.23
80	下沖1	Ⅰ-1-1003	山田	急傾斜	○	○	第524号	第525号	H24.7.23
81	山田	Ⅰ-1-3379	山田	急傾斜	○	○	第524号	第525号	H24.7.23

番号	区域名	箇所番号	町・大字	自然現象の種類	土砂災害警戒区域等		宮崎県告示番号		指定告示年 月 日
					警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	
82	下沖２	Ⅱ-1-5973	山田	急傾斜	○	○	第 524 号	第 525 号	H24.7.23
83	銀鏡	Ⅰ-1-1038	銀鏡	急傾斜	○	○	第 524 号	第 525 号	H24.7.23
84	上原	Ⅰ-1-3371	銀鏡	急傾斜	○	○	第 524 号	第 525 号	H24.7.23
85	諏訪	Ⅰ-1-1025	右松	急傾斜	○	○	第 524 号	第 525 号	H24.7.23
86	尼寺坂	Ⅰ-1-2100	三宅	急傾斜	○	○	第 524 号	第 525 号	H24.7.23
87	湯牟田	Ⅰ-1-1017	三納	急傾斜	○	○	第 524 号	第 525 号	H24.7.23
88	松本	Ⅰ-1-1018	三納	急傾斜	○	○	第 524 号	第 525 号	H24.7.23
89	松本第２	Ⅰ-1-1019	清水	急傾斜	○	○	第 524 号	第 525 号	H24.7.23
90	朝喰－２	Ⅰ-1-1021-新②	清水	急傾斜	○	○	第 524 号	第 525 号	H24.7.23
91	岩井谷	07-208-1-003	上三財	土石流	○	○	第 257 号	第 258 号	H26.4.7
92	小野谷	07-208-1-004	上三財	土石流	○	○	第 257 号	第 258 号	H26.4.7
93	名分谷	07-208-1-005	上三財	土石流	○		第 257 号		H26.4.7
94	小野谷（１）	07-208-1-006	上三財	土石流	○	○	第 257 号	第 258 号	H26.4.7
95	中山（２）	07-208-2-009	山田	土石流	○	○	第 257 号	第 258 号	H26.4.7
96	中山（３）	07-208-2-010	山田	土石流	○	○	第 257 号	第 258 号	H26.4.7
97	中山（４）	07-208-2-011	山田	土石流	○		第 257 号		H26.4.7
98	栗田（２）	07-208-2-033	銀鏡	土石流	○	○	第 257 号	第 258 号	H26.4.7
99	囲	07-208-2-034	銀鏡	土石流	○	○	第 257 号	第 258 号	H26.4.7
100	登内（１）	07-208-2-041	銀鏡	土石流	○	○	第 257 号	第 258 号	H26.4.7
101	登内（２）	07-208-2-042	銀鏡	土石流	○	○	第 257 号	第 258 号	H26.4.7
102	浅藪谷	07-208-2-043	銀鏡	土石流	○	○	第 257 号	第 258 号	H26.4.7
103	小野	Ⅰ-1-0999	上三財	急傾斜	○	○	第 257 号	第 258 号	H26.4.7
104	岩井谷第２	Ⅰ-1-1000	上三財	急傾斜	○	○	第 257 号	第 258 号	H26.4.7
105	岩井谷第２-新①	Ⅰ-1-1000-新①	上三財	急傾斜	○	○	第 257 号	第 258 号	H26.4.7
106	牧野	Ⅰ-1-1001	上三財	急傾斜	○	○	第 257 号	第 258 号	H26.4.7
107	岩井谷第３	Ⅰ-1-3378	上三財	急傾斜	○	○	第 257 号	第 258 号	H26.4.7
108	岩井谷第３-新①	Ⅰ-1-3378-新①	上三財	急傾斜	○	○	第 257 号	第 258 号	H26.4.7
109	栗田　－１	Ⅱ-1-5941	銀鏡	急傾斜	○	○	第 257 号	第 258 号	H26.4.7

番号	区域名	箇所番号	町・大字	自然現象の種類	土砂災害警戒区域等		宮崎県告示番号		指定告示年 月 日
					警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	
110	銀鏡　－１	Ⅱ-1-5989	銀鏡	急傾斜	○	○	第 257 号	第 258 号	H26.4.7
111	中山　－１	Ⅱ-1-6011	山田	急傾斜	○	○	第 257 号	第 258 号	H26.4.7
112	中山　－２	Ⅱ-1-6012	山田	急傾斜	○	○	第 257 号	第 258 号	H26.4.7
113	牧堀谷	07-208-1-007	上三財	土石地	○	○	第 341 号	第 342 号	H26.5.22
114	水喰　－１	Ⅱ-1-5963	上三財	急傾斜	○	○	第 341 号	第 342 号	H26.5.22
115	水喰　－２	Ⅱ-1-5964	上三財	急傾斜	○	○	第 341 号	第 342 号	H26.5.22
116	田野	07-208-2-012	上三財	土石流	○	○	第 620 号	第 622 号	H27.10.13
117	釘野	07-208-2-015	三納	土石流	○	○	第 620 号	第 622 号	H27.10.13
118	上原谷	07-208-2-016	三納	土石流	○		第 620 号		H27.10.13
119	永野	07-208-2-019	三納	土石流	○	○	第 620 号	第 622 号	H27.10.13
120	甚助原谷	07-208-1-009	三納	土石流	○		第 620 号		H27.10.13
121	甚助原谷-新①	07-208-1-009-新①	三納	土石流	○		第 620 号		H27.10.13
122	中山　１	07-208-2-008	中山	土石流		○	H19.4.26 指定	第 622 号	H27.10.13
123	上沖　３	07-208-2-006	上沖	土石流		○	H19.4.26 指定	第 622 号	H27.10.13
124	上沖　１	07-208-2-004	上沖	土石流		○	H19.4.26 指定	第 622 号	H27.10.13
125	大島	07-208-2-002	都於郡	土石流	○		第 620 号		H27.10.13
126	筑後	07-208-2-001	鹿野田	土石流	○	○	第 620 号	第 622 号	H27.10.13
127	平野	Ⅰ-1-1007	平郡	急傾斜	○	○	第 620 号	第 622 号	H27.10.13
128	九流水	Ⅰ-1-1008	三納	急傾斜	○	○	第 620 号	第 622 号	H27.10.13
129	吉田	Ⅰ-1-1009	三納	急傾斜	○	○	第 620 号	第 622 号	H27.10.13
130	吉田第２	Ⅰ-1-1010	三納	急傾斜	○	○	第 620 号	第 622 号	H27.10.13
131	麓	Ⅰ-1-1011	三納	急傾斜	○	○	第 620 号	第 622 号	H27.10.13
132	高三納	Ⅱ-1-5926	平郡	急傾斜	○	○	第 620 号	第 622 号	H27.10.13
133	鳶野	Ⅱ-1-5967	平郡	急傾斜	○	○	第 620 号	第 622 号	H27.10.13
134	鳶野－新①	Ⅱ-1-5967-新①	平郡	急傾斜	○	○	第 620 号	第 622 号	H27.10.13
135	青山	Ⅰ-1-1005	鹿野田	急傾斜	○	○	第 620 号	第 622 号	H27.10.13
136	高屋本丸	Ⅰ-1-2102	荒武	急傾斜	○	○	第 620 号	第 622 号	H27.10.13

番号	区域名	箇所番号	町・大字	自然現象の種類	土砂災害警戒区域等		宮崎県告示番号		指定告示年 月 日
					警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	
137	高屋本丸－新①	Ⅰ-1-2102-新①	荒武	急傾斜	○	○	第620号	第622号	H27.10.13
138	加勢中	Ⅰ-1-3376	加勢	急傾斜	○	○	第620号	第622号	H27.10.13
139	益崎	Ⅰ-1-3381	鹿野田	急傾斜	○	○	第620号	第622号	H27.10.13
140	霧島	Ⅱ-1-5968	鹿野田	急傾斜	○	○	第620号	第622号	H27.10.13
141	霧島－新①	Ⅱ-1-5968-新①	鹿野田	急傾斜	○	○	第620号	第622号	H27.10.13
142	霧島－新②	Ⅱ-1-5968-新②	鹿野田	急傾斜	○	○	第620号	第622号	H27.10.13
143	今市	Ⅱ-1-5974	荒武	急傾斜	○	○	第620号	第622号	H27.10.13
144	長薗－１	Ⅱ-1-5975	荒武	急傾斜	○	○	第620号	第622号	H27.10.13
145	長薗－２	Ⅱ-1-5976	荒武	急傾斜	○	○	第620号	第622号	H27.10.13
146	筑後－１	Ⅱ-1-5977	鹿野田	急傾斜	○	○	第620号	第622号	H27.10.13
147	筑後－２	Ⅱ-1-5978	鹿野田	急傾斜	○	○	第620号	第622号	H27.10.13
148	下加勢上	Ⅱ-1-6010	加勢	急傾斜	○	○	第620号	第622号	H27.10.13
149	八木佐野	Ⅱ-1-6014	荒武	急傾斜	○	○	第620号	第622号	H27.10.13
150	上沖	Ⅰ-1-1002	山田	急傾斜	○	○	第620号	第622号	H27.10.13
151	中山－３	Ⅱ-1-6013	山田	急傾斜	○	○	第620号	第622号	H27.10.13
152	中長谷	Ⅰ-1-1012	三納	急傾斜	○	○	第620号	第622号	H27.10.13
153	上長谷	Ⅰ-1-1013	三納	急傾斜	○	○	第620号	第622号	H27.10.13
154	大山田	Ⅰ-1-1014	三納	急傾斜	○	○	第620号	第622号	H27.10.13
155	下湯牟田	Ⅰ-1-1015	三納	急傾斜	○		第620号		H27.10.13
156	永野	Ⅱ-1-5929	三納	急傾斜	○	○	第620号	第622号	H27.10.13
157	宮田－１	Ⅱ-1-5930	三納	急傾斜	○	○	第620号	第622号	H27.10.13
158	湯牟田－１	Ⅱ-1-5931	三納	急傾斜	○	○	第620号	第622号	H27.10.13
159	長谷－１	Ⅱ-1-5959	三納	急傾斜	○	○	第620号	第622号	H27.10.13
160	長谷－２	Ⅱ-1-5960	三納	急傾斜	○	○	第620号	第622号	H27.10.13
161	清水兼	Ⅱ-1-5961	三納	急傾斜	○	○	第620号	第622号	H27.10.13
162	原田	Ⅱ-1-5962	三納	急傾斜	○	○	第620号	第622号	H27.10.13
163	霞原	Ⅱ-1-5965	三納	急傾斜	○	○	第620号	第622号	H27.10.13
164	田野	Ⅰ-1-0994	上三財	急傾斜	○	○	第620号	第622号	H27.10.13

番号	区域名	箇所番号	町・大字	自然現象の種類	土砂災害警戒区域等		宮崎県告示番号		指定告示年 月 日
					警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	
165	田野－新①	Ⅰ-1-0994-新①	上三財	急傾斜	○	○	第620号	第622号	H27.10.13
166	石尾	Ⅰ-1-1006	加勢	急傾斜	○	○	第620号	第622号	H27.10.13
167	古城	Ⅱ-1-5928	下三財	急傾斜	○	○	第620号	第622号	H27.10.13
168	古城－新①	Ⅱ-1-5928-新①	下三財	急傾斜	○	○	第620号	第622号	H27.10.13
169	東亀塚	Ⅱ-1-1004	下三財	急傾斜	○	○	第620号	第622号	H27.10.13
170	東亀塚－新①	Ⅱ-1-1004-新①	下三財	急傾斜	○	○	第620号	第622号	H27.10.13
171	宮田－２	Ⅱ-1-5966	三宅	急傾斜	○	○	第620号	第622号	H27.10.13
172	瓜葉木谷	07-208-1-014	南方	土石流	○		第41号		H28.1.21
173	瓜葉木谷（１）	07-208-1-015	南方	土石流	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
174	竹添谷	07-208-1-016	南方	土石流	○		第41号		H28.1.21
175	平原谷１	07-208-1-025	穂北	土石流	○		第41号		H28.1.21
176	平原（１）	07-208-1-026	穂北	土石流	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
177	一の迫	07-208-1-027	南方	土石流	○		第41号		H28.1.21
178	上山路	07-208-2-020	三宅	土石流	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
179	鳥巣	07-208-2-030	南方	土石流	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
180	長崎	07-208-2-057	南方	土石流	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
181	山嶋津	07-208-2-058	南方	土石流	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
182	横尾谷	07-208-2-059	南方、穂北	土石流	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
183	宇戸谷	07-208-2-060	南方、穂北	土石流	○		第41号		H28.1.21
184	現王屋敷	07-208-2-061	南方	土石流	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
185	竹尾	07-208-2-062	穂北	土石流	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
186	高野谷	07-208-2-063	穂北	土石流	○		第41号		H28.1.21
187	平原（２）	07-208-2-064	穂北	土石流	○		第41号		H28.1.21
188	平原（３）	07-208-2-065	穂北	土石流	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
189	桜田谷	07-208-2-066	穂北	土石流	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
190	中ノ迫谷	07-208-2-067	南方	土石流	○		第41号		H28.1.21

番号	区域名	箇所番号	町・大字	自然現象の種類	土砂災害警戒区域等		宮崎県告示番号		指定告示年 月 日
					警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	
191	杉安	Ⅰ-1-1016	南方	急傾斜	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
192	松田	Ⅰ-1-1024	三宅	急傾斜	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
193	上江	Ⅰ-1-1030	穂北	急傾斜	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
194	竹尾	Ⅰ-1-1031	穂北	急傾斜	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
195	山島津	Ⅰ-1-1032	穂北	急傾斜	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
196	椎原－１	Ⅰ-1-3374	南方	急傾斜	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
197	椎原-1-　新①	Ⅰ-1-3374-新①	南方	急傾斜	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
198	平原－１	Ⅰ-1-3375	穂北	急傾斜	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
199	平原-1-　新①	Ⅰ-1-3375-新①	穂北	急傾斜	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
200	平原	Ⅱ-1-1029	穂北	急傾斜	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
201	平原－新①	Ⅱ-1-1029-新①	穂北	急傾斜	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
202	長崎	Ⅱ-1-5953	南方	急傾斜	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
203	椎原－２	Ⅱ-1-5954	南方	急傾斜	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
204	椎原-２-新①	Ⅱ-1-5954-新①	南方	急傾斜	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
205	椎原-２-新②	Ⅱ-1-5954-新②	南方	急傾斜	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
206	椎原-２-新③	Ⅱ-1-5954-新③	南方	急傾斜	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
207	鉾峰	Ⅱ-1-5955	南方	急傾斜	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
208	畑江	Ⅱ-1-5956	南方	急傾斜	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
209	現王屋敷－１	Ⅱ-1-5957	南方	急傾斜	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
210	竹尾－１	Ⅱ-1-5958	穂北	急傾斜	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
211	竹尾-1-新①	Ⅱ-1-5958-新①	穂北	急傾斜	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
212	下水流	Ⅱ-1-5971	南方	急傾斜	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
213	下水流－新①	Ⅱ-1-5971-新①	南方	急傾斜	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
214	久野	Ⅱ-1-6004	南方	急傾斜	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
215	現王屋敷－２	Ⅱ-1-6005	南方	急傾斜	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
216	赤松	Ⅱ-1-6006	南方	急傾斜	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
217	現王屋敷－３	Ⅱ-1-6007	南方	急傾斜	○	○	第41号	第43号	H28.1.21
218	平原－２	Ⅱ-1-6008	穂北	急傾斜	○	○	第41号	第43号	H28.1.21

番号	区域名	箇所番号	町・大字	自然現象の種類	土砂災害警戒区域等		宮崎県告示番号		指定告示年 月 日
					警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	
219	金倉	Ⅰ-1-0998	上三財	急傾斜	○	○	第 320 号	第 321 号	H28.4.25
220	金倉－新①	Ⅰ-1-0998-新①	上三財	急傾斜	○	○	第 320 号	第 321 号	H28.4.25
221	下山路	Ⅰ-1-1023	三宅	急傾斜	○	○	第 320 号	第 321 号	H28.4.25
222	城平	Ⅰ-1-1026	南方	急傾斜	○	○	第 320 号	第 321 号	H28.4.25
223	石貫－１	Ⅰ-1-3377	三宅	急傾斜	○	○	第 320 号	第 321 号	H28.4.25
224	谷川	Ⅱ-1-5923	上三財	急傾斜	○	○	第 320 号	第 321 号	H28.4.25
225	法瀬ヶ丸谷１	Ⅱ-1-5969	三宅	急傾斜	○	○	第 320 号	第 321 号	H28.4.25
226	上山路	Ⅱ-1-6009	三宅	急傾斜	○	○	第 320 号	第 321 号	H28.4.25
227	小森谷	07-208-1-002	上三財	土石流	○		第 153 号		H29.3.2
228	長藪谷	07-208-1-018	八重	土石流	○	○	第 153 号	第 154 号	H29.3.2
229	下片内	07-208-2-031	片内	土石流	○	○	第 153 号	第 154 号	H29.3.2
230	中入	Ⅱ-1-5944	中尾	急傾斜地	○	○	第 153 号	第 154 号	H29.3.2
231	猪原	Ⅱ-1-5947	中尾	急傾斜地	○	○	第 153 号	第 154 号	H29.3.2
232	樅木－２	Ⅱ-1-5992	中尾	急傾斜地	○	○	第 153 号	第 154 号	H29.3.2
233	樅木－２－新①	Ⅱ-1-5992-新①	中尾	急傾斜地	○	○	第 153 号	第 154 号	H29.3.2
234	樅木－２－新②	Ⅱ-1-5992-新②	中尾	急傾斜地	○	○	第 153 号	第 154 号	H29.3.2

※上沖 1、上沖 3、中山 1 は H19.4.26 に、土砂災害警戒区域（土石流）として第 431 号で指定後、H27.10.13 に、土砂災害特別警戒区域（土石流）第 622 号として指定している。

以上

土砂災害警戒区域（土石流）　８２区域、土砂災害警戒区域（急傾斜）　１３６区域　計２１８区域

土砂災害特別警戒区域（土石流）　４５区域、土砂災害特別警戒区域（急傾斜）　１３３区域　計１７８区域

資料－６　災害危険箇所の状況一覧表

その６　ため池

番号 市町村	溜池名	所在地	施設管理者名	危険箇所の状況 堤長 (m)	堤高 (m)	満水面積 (㎡)	貯水量 (ｔ)	受益戸数 (戸)	備　考
1	山内	大字穂北字山内	山城水利組合	25	6.2	900	2,252	34	
2	長山	大字穂北字長山	山城水利組合	34	5.0	1500	5,502	34	
3	平城	大字穂北字平城	山城水利組合	35	6.0	4000	6,502	34	
4	勝田川	大字穂北字勝田川	牛掛水利組合	40	4.1	2000	6,502	10	
5	永谷中	大字南方字永谷	杉安堰土地改良区	43	5.5	4000	13,002	8	
6	永谷本	大字南方字永谷	杉安堰土地改良区	116	8.9	13000	40,002	8	
7	権現	大字童子丸字権現原	杉安堰土地改良区	49	4.9	2400	7,002	10	
8	稚児殿	大字三宅字寺崎	西都市	95	4.0	26400	80,002	3	
9	庄手１号	大字三宅字原口二	平田水利組合	25	7.0	2500	15,002	10	
10	庄手２号	大字三宅字原口二	平田水利組合	27	7.5	3200	12,002	8	
11	庄手３号	大字三宅字須先	平田水利組合	32	7.0	7000	30,002	8	
12	笠狭	大字三宅字尾筋西下	後ヶ迫水利組合	20	1.0	400	2,102	3	
13	大山田	大字三納字九月田	三納川筋土地改良区	118	7.8	10000	45,002	37	
14	吉田１号	大字三納字山之蒸	三納川筋土地改良区	63	8.8	6000	37,002	52	H16　溜池等整備事業完了
15	吉田２号	大字三納字山之蒸	三納川筋土地改良区	55	6.7	7200	15,002	52	
16	宮尾１号池	大字平郡字宮尾	三納川筋土地改良区	87	6.7	6000	16,802	45	
17	宮尾２号池	大字平郡字宮尾	三納川筋土地改良区	53	8.3	3200	11,202	45	

18	内ヶ迫池	大字鹿野田字内ケ迫	鹿野田土地改良区	58	9.0	3000	11,102	20	
19	寺堂池	大字鹿野田字青山	井上　清	25	1.6	400	602	2	
20	西ヶ迫池	大字鹿野田字西ヶ迫	鹿野田土地改良区	149	4.0	24000	36,002	70	
21	新池池	大字鹿野田字山ヶ迫	鹿野田土地改良区	84	6.6	3500	7,802	15	
22	梅木池	大字鹿野田字横枕	鹿野田土地改良区	76	6.0	20000	34,102	20	
23	池田池	大字鹿野田字池上	鹿野田土地改良区	250	4.5	14400	19,402	15	
24	寺田池	大字鹿野田字寺田	鹿野田土地改良区	145	7.0	10500	18,202	32	
25	大中寺池	大字鹿野田字高屋	河野辰也	40	2.0	3000	1,202	8	
26	三反田池	大字山田字上三反田	三反田水利組合	35	6.9	5000	10,102	27	
27	山田池	大字山田字下母袋ヶ迫	やく迫池水利組合	113	7.0	7800	8,802	8	
28	山王池	大字山田字高下	桑の木堰水利組合	41	7.6	4000	18,002	34	H22 整備完了
29	古城池	大字下三財字下ノ原	岩崎牟田水利組合	50	10.7	4000	11,702	10	
30	前原池	大字下三財字月中	御手洗川水利組合	87	7.3	8400	21,202	33	
31	堤下池	大字下三財字月中	御手洗川水利組合	127	6.2	18000	43,202	31	

資料－６　災害危険箇所の状況一覧表

その７　主要交通途絶予想箇所について

番号	河川名	路線名	予想される事態	同左地域	同左延長（m）	代替路線名	備考
1	一ツ瀬川	山角・矢生町線	浸水	山角・西都市妻	400	県道高鍋･高岡線	
2	瀬江川	杉安・高鍋線	浸水	串木・牛掛	500	茶臼原・西都原線	
3	山路川	西都原・古墳山路線	浸水	山路（東目）	100	県道都農・綾線	
4	三財川	下三財・都於郡線	浸水	青山橋・西都市藤田	1,000		
5	三財川	鶴田・深長線	浸水	県道札の元・佐土原線～深長	200		
6	鳥子川	北鶴尾筋東下線	浸水	札立橋東	50	瀬口・朝喰線	
7	御手洗川	戸敷線	浸水	御手洗橋付近	200		
8	八双田川	高鍋・高岡線	浸水	八双田バス停付近	50		
9	山路川	鳥子・山路線	浸水	消防署～松田下橋	1,200		
10	山路川	矢生町・清水線	浸水	朝喰橋付近	500		
11	山路川	高鍋・高岡線	浸水	消防署付近	500		
12	鳥子川	瀬口・鳥子線	浸水	鳥子橋付近	700		
13	鳥子川	下鶴・田中線	浸水	田中橋付近	200		
14	鳥子川	高鍋・高岡線	浸水	田中地区付近	200		
15	三財川	福王寺・佐土原線	浸水	高鍋高岡交差点～荒武橋	250		
16	三財川	札の元・佐土原線	浸水	宮ノ下交差点～潮地区	2,800		
17	三財川	札の元・佐土原線	浸水	筑後交差点付近	200		
18	三財川	荒武・新富線	浸水	受関橋付近	400	下三財・都於郡線	
19	三財川	高鍋・高岡線	浸水	清水地区付近	800		
20	三財川	都於郡線	浸水	清水神社～工業団地入口	1,700		

資料－７　文化財の状況　　（令和３年４月１日現在）

指定別	種別	名称	所在地及び所持管理者	指定年月日
国指定	重要美術工芸品	銅印・児湯郡印	西都市	昭和30. 2. 2
〃	特別史跡	西都原古墳群	国・県・市	〃27. 3. 29
〃	重要民俗	東米良狩猟用具	西都市歴史民俗資料館・西都市	〃32. 6. 3
〃	史跡	千畑古墳	大字穂北（壱岐久次郎）	〃 9. 5. 1
〃	〃	松本塚古墳	大字三納（甲斐音衛門外10名）	〃19. 3. 7
〃	〃	茶臼原古墳	大字穂北、大字茶臼原（西都市）	〃48. 8. 18
〃	〃	常心塚古墳	大字上三財（西都市）	〃55. 3. 24
〃	〃	都於郡城跡	大字荒武・大字鹿野田（都於郡）	平成12. 9. 6
〃	〃	日向国府跡	大字右松（寺崎）	〃17. 7. 14 追加24. 9. 19
〃	〃	日向国分寺跡	大字三宅（国分）	〃23. 9. 21
〃	天然記念物	妻のクス	大字妻（都万神社）	昭和26. 6. 9
〃	〃	上穂北のクス	大字南方（南方神社）	〃26. 6. 9
〃	重要無形民俗	米良神楽（銀鏡）	大字銀鏡（保存会）	〃52. 5. 17
国選択	無形民俗	下水流臼太鼓踊	大字南方字下水流（保存会）	県指定 昭和37. 4. 15 国選択 昭和46. 11. 11
〃	〃	尾八重神楽	大字尾八重（保存会）	県指定 昭和56. 3. 10 国選択 平成29. 3. 3
県指定	史跡	都於郡古墳	大字荒武（奥村豊子）	昭和8. 12. 15
〃	〃	下三財古墳群	大字下三財（西都市）	昭和11.7.17・変更平成27. 9.7
〃	〃	平郡古墳群	大字平郡（西都市）	〃11. 7. 17・変更平成27. 9. 7
〃	〃	常心原古墳群	大字上三財（西都市）	〃11. 7. 17・変更平成27. 9. 7
〃	〃	上高野横穴墓群	大字上三財（西都市）	〃11. 7. 17・変更平成27. 9. 7
〃	〃	永野古墳群	大字三納（西都市）	〃10. 7. 2・変更平成27. 9. 7
〃	〃	境田古墳	大字三納（西都市）	〃10. 7. 2・変更平成27. 9.7
〃	〃	九流水横穴墓群	大字三納（西都市）	〃10. 7. 2・変更平成27. 9.7
〃	〃	松本古墳群	大字三納（西都市）	〃10. 7. 2・変更平成27. 9.7
〃	〃	清水古墳群	大字清水（西都市）	〃9. 4. 17・変更平成27. 9. 7
〃	〃	百塚原古墳群	大字三納（西都市）	〃9. 4. 17・変更平成27. 9. 7
〃	〃	上穂北古墳群	大字穂北（西都市）	〃19. 12. 15
〃	美術工芸品	神面 （宿神三宝荒神、手力男命）	大字銀鏡（銀鏡神社）	〃40. 8. 17
〃	〃	方格四乳葉文鏡	〃（〃）	〃46. 4. 30
〃	〃	木造山路毘沙門天立像	大字三宅（山路）	平成 6. 11. 28
〃	〃	木造五智如来坐像５躰	大字三宅字国分・日向国分寺跡（西都市）	〃 8. 11. 1
〃	〃	長谷観音像	大字三納（甲斐正己）	〃14. 3. 28
〃	〃	木造聖観音菩薩坐像及び木造大日如来坐像	西都市大字岩爪（黒貫寺）	令和1. 9. 12
〃	天然記念物	樅木尾有楽椿	大字尾八重612（西都市）	〃 3. 11. 1
〃	〃	大椎葉有楽椿	大字尾八重394・395 （中武辰雄）	〃 3. 11. 1
市指定	美術工芸品	酒元観世音像	西都市歴史民俗資料館（酒元講中）	昭和55. 6. 12

指定別	種　別	名　称	所在地及び所持管理者	指定年月日
〃	〃	木造自刻立像	西都市歴史民俗資料館	平成6.　5.10
〃	〃	木造弘法大師坐像	西都市歴史民俗資料館	〃　6.　5.10
〃	〃	木造地蔵菩薩坐像	西都市大字穂北字竹尾（竹尾寺）	〃　6.　5.10
〃	〃	木造恵比須神像	西都市大字妻、本町 （妻恵比須宮奉賛会、妻神社）	〃　6.　5.10
		木造薬師如来立像	西都市大字岩爪字園田（黒貫寺）	平成18.3.30 令和2.3.31（変更）
		黒漆塗り厨子	〃	平成18.3.30 令和2.3.31（変更）
〃	〃	南方神社神面（2面）	西都市歴史民俗資料館（南方神社）	平成22.　7.　1
〃	〃	毛抜形太刀	西都市歴史民俗資料館（三宅神社）	〃24.　5.　1
〃	〃	日向国分寺　仁王像　並びに関連石造物 「日向国分寺仁王像(阿吽像)2躯」 「日向国分寺　石燈籠」 「日向国分寺　地蔵菩薩像台座」 「日向国分寺　中興碑」	西都市大字三宅（国分）	〃26.　6.　1
〃	典籍	大般若波羅蜜多経（麟祥院蔵）	白馬町17－1(宗教法人祥院)	令和2.3.31
〃	工芸品	岩崎稲荷六地蔵塔	大字下三財（岩崎稲荷）	昭和55.　6.12
〃	〃	川原田六地蔵塔	大字下三財（川原田）	〃55.　6.12
〃	〃	長谷六地蔵塔	大字三納（甲斐正己）	〃55.　6.12
〃	天然記念物	尾八重一本杉	大字尾八重（尾八重神社）	〃46.　6.10
〃	〃	ナウマン象化石	西都市歴史民俗資料館（旭吉法耿）	平成24.　5.　1
〃	〃	寺崎地区墓地のオガタマの木	大字右松字刎田（寺崎地区墓地管理人）	〃29.　4.　1
〃	無形民俗	中尾棒踊	大字中尾（中尾）	昭和43.　3.　8
〃	〃	石野田臼太鼓踊	大字下三財（石野田）	平成　2.10.　1
〃	〃	中山棒踊	大字山田（保存会）	〃　6.　5.10
〃	〃	平郡十五夜踊	大字平郡（保存会）	〃　7.　6.30
〃	〃	三納吉田盆踊	大字三納（保存会）	〃10.　6.30
〃	〃	銀鏡臼太鼓踊	大字銀鏡（保存会）	〃26.　9.　1
〃	〃	銀鏡伝統舞	大字銀鏡（保存会）	〃26.　9.　1
〃	建造物	都萬神社本殿	大字妻（都萬神社）	〃19.12.　3
〃	〃	都萬神社摂社宇戸神社	〃	〃19.12.　3
〃	〃	銀鏡神社元宮	大字銀鏡（銀鏡神社）	〃19.12.　3
〃	〃	黒貫寺山門	西都市大字岩爪（黒貫寺）	令和3.3.31
〃	史跡	「伊東塔」　伊東墓地 光照寺墓地 円光院跡	大字鹿野田（村持） 大字鹿野田（光照寺） 大字鹿野田（村持）	〃28.　9.　1

資料：社会教育課

資料－８　気象警報の伝達系統図

その１　県における伝達系統図

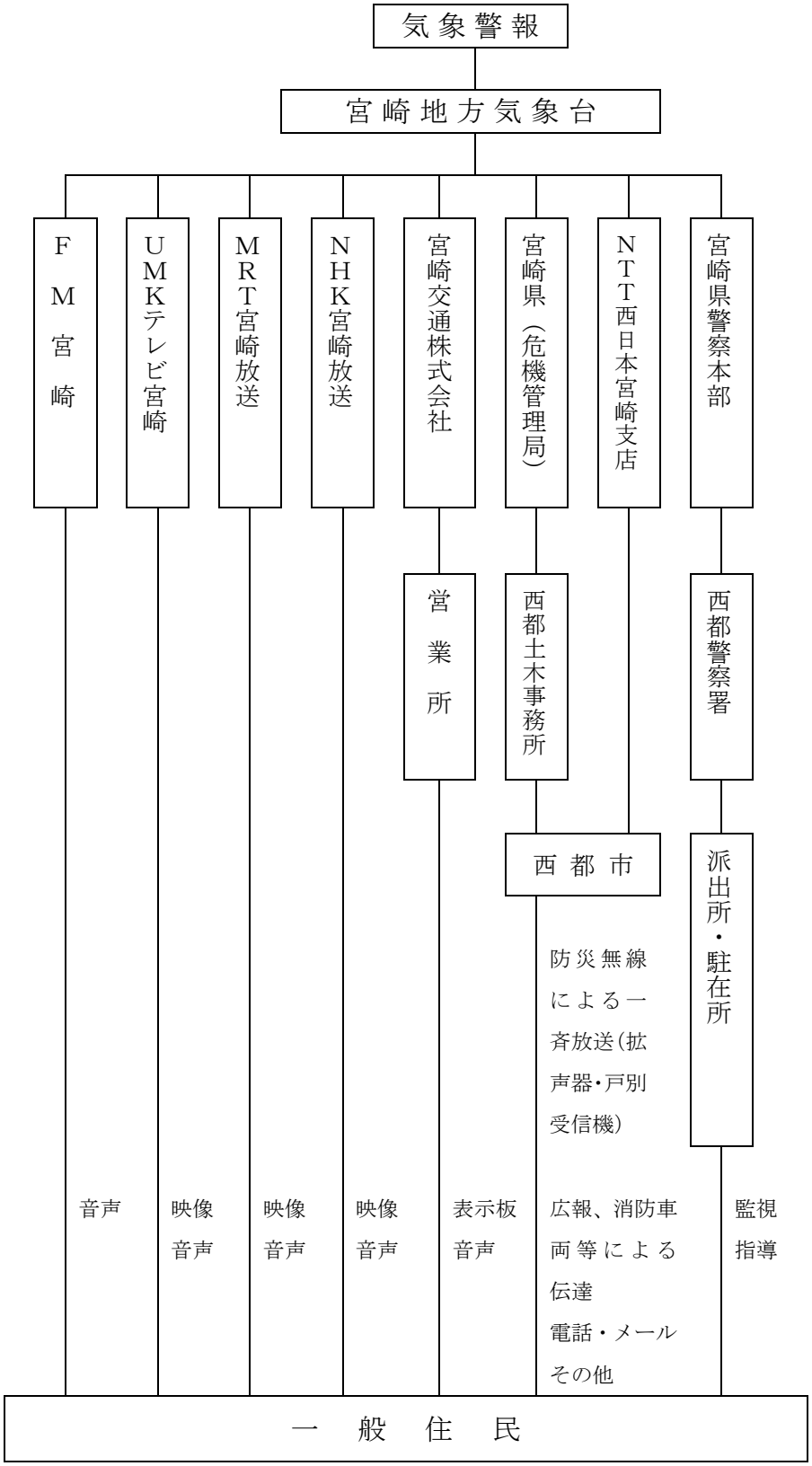

その２　市における伝達系統図

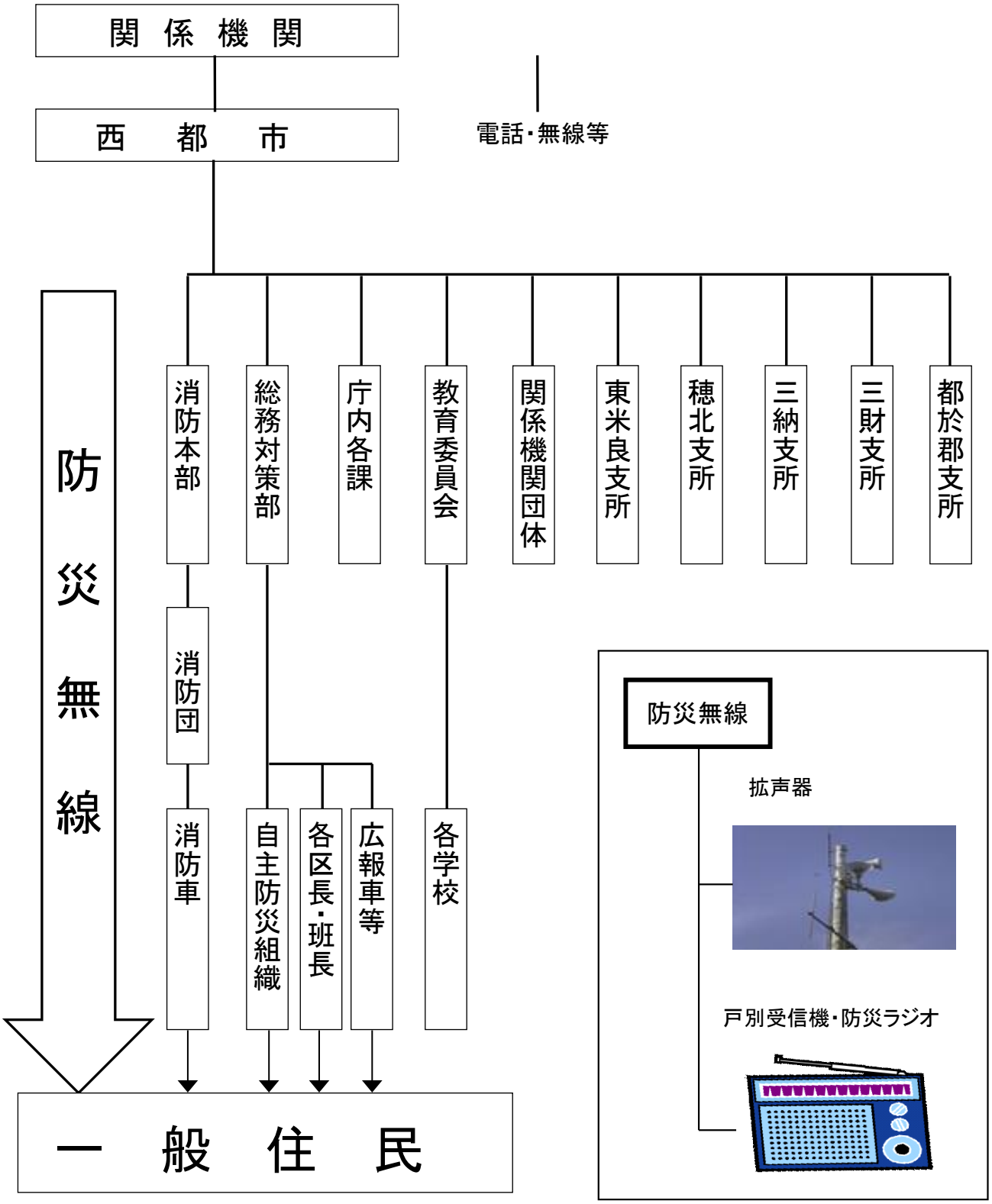

資料－９　ＮＴＴからの気象警報文について

種　類	取　扱　区　分		FAX 文
気象警報	暴風警報	平均風速が毎秒 20 メートル以上で、重大な災害発生のおそれがある旨の警報	ボウフウ
	暴風警報解除	暴風警報を解除する旨の通報	ボウフウカイジョ
	暴風雪警報	平均風速が毎秒 20 メートル以上で、雪をともない、重大な災害発生のおそれがある旨の警報	ボウフウセツ
	暴風雪警報解除	暴風雪警報を解除する旨の通報	ボウフウセツカイジョ
	大雨警報	大雨があり、重大な災害発生のおそれがある旨の警報	オオアメ
	大雨警報解除	大雨警報を解除する旨の通報	オオアメカイジョ
	大雪警報	大雪があり、重大な災害発生のおそれがある旨の警報	オオユキ
	大雪警報解除	大雪警報を解除する旨の通報	オオユキカイジョ
高潮警報	高潮警報	高潮があり、重大な災害発生のおそれがある旨の警報	タカシオ
	高潮警報解除	高潮警報を解除する旨の通報	タカシオカイジョ
波浪警報	波浪警報	有義波高が６ｍ以上で、波浪うねり等により海上が非常に荒れ、おおしけとなるおそれがある旨の通報	ハロウ
	波浪警報解除	波浪警報を解除する旨の通報	ハロウカイジョ
洪水警報	洪水警報	河川水位が異常に上昇し、または河川の堤防の破壊により、洪水となり、重大な災害発生のおそれがある旨の警報	コウズイ
	洪水警報解除	洪水警報を解除する旨の通報	コウズイカイジョ

（注）　（１）２つ以上の警報を通知する場合は、併記して通知する。

例　発表した場合　オオアメコウズイ

解除した場合　オオアメカイジョ　コウズイカイジョ

（２）注意報は通知しない。

資料－１０　西都市災害対策本部組織図

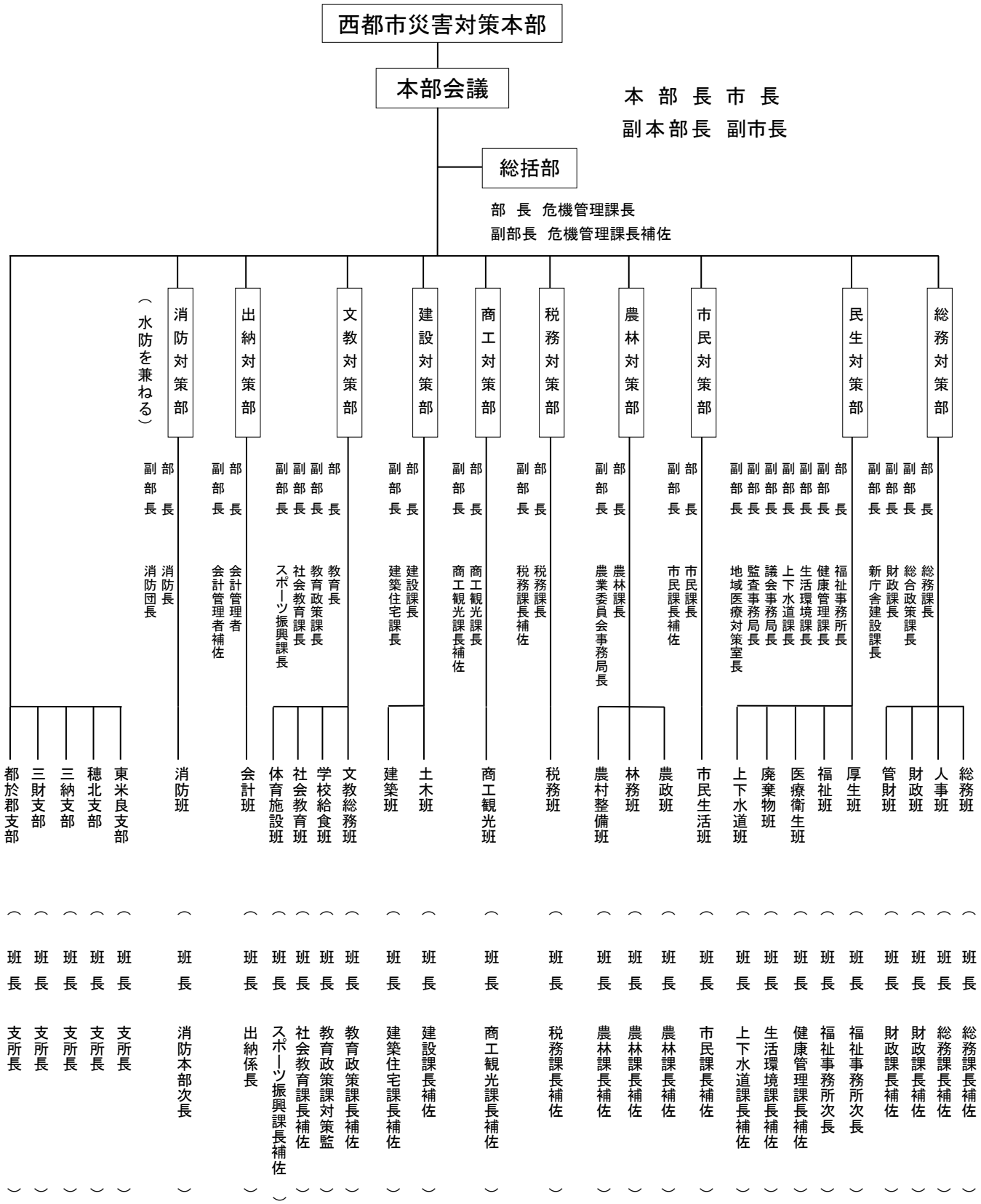

資料－１１　西都市災害対策本部事務分掌表

部名	班名	部署名 （○ 班長）	事務分掌	備考
総　括　部 部長 危機管理課長 副部長 危機管理課長補佐	総括班	○危機管理係	1.本部会議に関すること 2.災害応急対策とりまとめ、報告に関すること	
総務対策部 部長 総務課長 副部長 総合政策課長 財政課長 新庁舎建設課長	総務班	○行政係	1.本部の庶務に関すること 2.本部会議に関すること 3.関係機関、団体との連絡に関すること 4.本部、各部及び連絡会議の連絡調整に関すること 5.その他他部に属さない事項	
		○秘書広報係	1.関係機関、団体に対する協力並びに応援要請に関すること 2.自衛隊の派遣要請に関すること 3.警報等の伝達及び災害広報に関すること	
		○総合政策課	1.気象情報の収集に関すること 2.災害応急対策のとりまとめ、報告に関すること 3.災害情報の収集に関すること 4.被害情報の収集、報告及び記録に関すること 5.災害関係文書の受理、配布に関すること	
	人事班	○職員係	1.災害関係職員の動員及び職員の派遣に関すること 2.職員の勤務及び給食に関すること 3.被災職員の調査に関すること 4.避難場所の情報収集及び連絡調整に関すること 5.総務対策部各班の応援に関すること	
	財政班	○財政係	1.災害対策の予算及び資金に関すること 2.総務対策部各班の応援に関すること	
	管財班	○契約管財係 新庁舎建設課	1.庁舎の整備及び庁内停電時の対策に関すること 2.市有施設の災害対策、被害調査に関すること 3.電気、通信施設の被害調査に関すること 4.災害時における車両の運用に関すること 5.総務対策部各班の応援に関すること	

部名	班名	部署名 （○ 班長）	事務分掌	備考
民 生 対 策 部 部長 福祉事務所長 副部長 健康管理課長 上下水道課長 生活環境課長 議会事務局長 監査事務局長 地域医療対策室長	厚 生 班	○高齢者福祉係 障害福祉係 議会事務局 監査事務局	1.民生対策部内の連絡調整に関すること 2.災害救助に関すること 3.救援物資の調達、及び配布に関すること 4.建物、民需被害調査の集計に関すること 5.災害時要配慮者に関すること 6.義援金品の配布に関すること 7.民生対策部各班の応援に関すること 8.社会福祉施設の災害対策、被害調査に関すること 9.ボランティアに関すること 10.福祉避難所に関すること 11.市議会対応に関すること（議会事務局）	
	福 祉 班	○保護係 保育係 子育て支援係	1.被災保護世帯の措置に関すること 2.民生対策部各班の応援に関すること 3.遺体の処理に関すること	
	医 療 衛 生 班	○健康管理課 地域医療対策室	1.災害時の医療助産に関すること 2.医療衛生施設の災害対策、被害調査に関すること 3 医療品及び衛生材料の調達に関すること 4.防疫班の編成に関すること 5.災害時要配慮者に関すること 6.災害派遣（医療班）の受援体制に関すること 7.民生対策部各班の応援に関すること	
	廃 棄 物 班	○生活環境課	1.災害廃棄物の処理に関すること 2.清掃に関すること 3.被災地におけるし尿の収集に関すること 4.民生対策部各班の応援に関すること	
	上 下 水道班	○上下水道課	1.被災者の給水対策に関すること 2.水道施設の災害対策、被害調査に関すること 3.下水道施設及び集落排水施設の災害対策、被害調査に関すること 4.民生対策部各班の応援に関すること	
市 民 対 策 部 部長 市民課長 副部長 市民課長補佐	市 民 生活班	○市民課	1.災害用食料の調達、配送に関すること 2.炊出しに関すること 3.埋火葬許可証の発行に関すること。	

部名	班名	部署名 （○ 班長）	事務分掌	備考
農 林 対 策 部 部長 農林課長 副部長 農業委員会 事務局長	農政班	○農政企画係 園芸特産係 農産振興係 畜産振興係 農業創生係	1.農作物及び農業用施設の災害対策、被害調査に関すること 2.家畜及び畜産施設の災害対策、被害調査に関すること 3.水産物及び水産施設の災害対策、被害調査に関すること 4.被災農家の営農指導に関すること 5.被災農家の災害融資に関すること 6.農林対策部内の連絡調整に関すること	
	林務班	○林務係	1.林産物及び林業施設の災害対策、被害調査に関すること 2.貯木、流木の災害対策に関すること 3.林業の災害融資に関すること 4.市有林及び作業道の災害対策、被害調査に関すること 5.災害用木材の払い下げに関すること	
	農 村 整備班	○農村整備係 農地対策係 農業委員会	1.農地及び農業用施設の災害対策、被害調査に関すること 2.農林対策部各班の応援に関すること	
税 務 対 策 部 部長 税務課長 副部長 税務課長補佐	税務班	○税務課	1.被災納税者の調査に関すること 2.被災家屋の調査に関すること 3.被災納税者の減免に関すること 4.税務対策部内の連絡調整に関すること	
商 工 対 策 部 部長 商工観光課長 副部長 商工観光課長補佐	商 工 観光班	○商工観光課	1.商業及び工業の災害対策、被害調査に関すること 2.被災商工業者に対する融資に関すること 3.観光施設の災害対策、被害調査に関すること 4.被災者の職業の斡旋に関すること	
建 設 対 策 部 部長 建設課長 副部長 建築住宅課長	土木班	○建設課	1.災害対策用機材器具の調達に関すること 2.公共土木施設の災害対策、被害調査に関すること 3.道路等の維持管理及び復旧工事に関すること 4.交通規制の措置に関すること 5.避難路の確保に関すること 6.労務者の確保に関すること 7.建設対策部内の連絡調整に関すること 8.都市施設の災害対策、被害調査に関すること 9.住居等の障害物除去に関すること 10.林道の災害対策、被害調査に関すること	

部名	班名	部署名 （○ 班長）	事務分掌	備考
	建築班	○建築住宅課	1.建築物の災害対策、被害調査に関すること 2.応急仮設住宅設置に関すること 3.建築資材の調達管理に関すること 4.被害住宅の復興資金に関すること	
文教対策部 部長 教育長 副部長 教育政策課長 社会教育課長 スポーツ振興課長	文教総務班	○教育政策課 (学校給食係除く)	1.教育施設の災害対策、被害調査に関すること 2.文教対策部内の連絡調整に関すること 3.災害時の応急教育及び児童生徒の避難に関すること 4.学校の休校等の措置に関すること 5.文教対策部各班の応援に関すること	
	学校給食班	○学校給食係	1.災害時の学校給食に関すること 2.文教対策部各班の応援に関すること	
	社会教育班	○社会教育課	1.社会教育施設の災害対策、被害調査に関すること 2.災害活動に協力する女性団体等の連絡調整に関すること 3.文化財及び文化財関係施設の災害対策、被害調査に関すること 4.学習等供用施設の災害対策、被害調査に関すること	
	体育施設班	○スポーツ振興課	社会体育施設の災害対策、被害調査に関すること	
出納対策部 部長 会計管理者 副部長 会計管理者補佐	会計班	○会計室	1.義援金品の受付保管に関すること 2.市民対策部市民生活班の応援に関すること	
消防対策部 部長 消防長 副部長 消防団長	消防班	○消防本部 消防署 消防団	1.消防活動に関すること 2.消防施設の災害対策、被害調査に関すること 3.消防関係機関の協力要請に関すること 4.災害応急措置に関すること 5.被災者の救出、救助に関すること 6.死体及び行方不明者の捜索に関すること 7.障害物の除去に関すること 8.水防計画に基づくこと	
支部	東米良支部 穂北支部	東米良支所長 穂北支所長	本部との連絡に関すること	

部名	班名	部署名 （○ 班長）	事務分掌	備考
	三納 支部 三財 支部 都於郡 支　部	三納支所長 三財支所長 都於郡支所長		

資料－１２　市職員の動員可能者数

令和３年４月１日現在

課　名　等	総　数			参　考					
				うち消防団員数			消防団除く人数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
総務課	16	5	21	5	2	7	11	3	14
財政課	7	2	9	2	0	2	5	2	7
新庁舎建設課	2	0	2	1	0	1	1	0	1
総合政策課	9	1	10	2	0	2	7	1	8
危機管理課	4	0	4	1	0	1	3	0	3
税務課	20	10	30	4	1	5	16	9	25
商工観光課	10	5	15	3	0	3	7	5	12
建設課	22	2	24	6	0	6	16	2	18
建築住宅課	8	1	9	2	0	2	6	1	7
上下水道課	14	2	16	2	0	2	12	2	14
農林課	24	2	26	7	0	7	17	2	19
生活環境課	6	2	8	0	0	0	6	2	8
市民課	11	7	18	0	0	0	11	7	18
健康管理課	17	22	39	4	0	4	13	22	35
地域医療対策室	4	0	4	0	0	0	4	0	4
スポーツ振興課	9	0	9	2	0	2	7	0	7
会計室	1	5	6	0	0	0	1	5	6
福祉事務所	13	13	26	2	0	2	11	13	24
教育政策課	11	5	16	0	0	0	11	5	16
社会教育課	13	2	15	1	0	1	12	2	14
議会事務局	5	0	5	2	0	2	3	0	3
監査事務局	2	0	2	1	0	1	1	0	1
農業委員会	4	1	5	0	0	0	4	1	5
消防	45	0	45	0	0	0	45	0	45
計	277	87	364	47	3	50	230	84	314

資料－１３　被害概況報告

その１　被害概況即報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市 町 村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

災害名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（第　　報）

災害の概況	発生場所				発生日時	月　日　時　分	
被害の状況	死傷者	死　者	人	不明　人	住 家	全壊　棟	一部破損　棟
		負　傷　者	人	計　人		半壊　棟	床上浸水　棟
応急対策の状況	災害対策本部の設置状況	（都道府県）		（市町村）			

（注）第一報については、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県		区分			被害	区分		被害	災害等の対策本部の設置状況	都道府県	
災害名・報告番号	災害名 第　　報 （　月　日　時現在）	田	流出・埋没	ha		公立文教施設	千円			市町村	
			冠水	ha		農林水産業施設	千円				
		畑	流出・埋没	ha		公共土木施設	千円				
			冠水	ha		その他の公共施設	千円				
		文教施設		箇所		小計	千円				
報告者名		病院		箇所		公共施設被害市町村数	団体				
		道路		箇所		その他	農業被害	千円			
区分	被害	橋りょう		箇所			林業被害	千円			
人的被害	死者 人	河川		箇所			畜産被害	千円	災害救助法適用市町村名		
	行方不明者 人	港湾		箇所			水産被害	千円			
	負傷者 重傷 人	砂防		箇所			商工被害	千円			
	負傷者 軽傷 人	清掃施設		箇所				千円			
住家被害	全壊 棟	崖くずれ		箇所				千円		計	団体
	全壊 世帯	鉄道不通		箇所			その他	千円	消防職員出動延人数	人	
	全壊 人	被害船舶		隻		被害総額		千円	消防団員出動延人数	人	
	半壊 棟	水道		戸		災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類・概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況					
	半壊 世帯	電話		回線							
	半壊 人	電気		戸							
	一部破損 棟	ガス		戸							
	一部破損 世帯	ブロック塀等		箇所							
	一部破損 人										
	床上浸水 棟										
	床上浸水 世帯										
	床上浸水 人										
	床下浸水 棟	り災世帯数		世帯							
	床下浸水 世帯	り災世帯数		人							
	床下浸水 人	火災発生	建物	件							
非住家	公共建物 棟		危険物	件							
	その他 棟		その他	件							

※1　被害額は省略することができるものとする。

※2　119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）記入すること。

資料－１４　災害関係機関有線電話表

機　　関　　名	所　　在　　地	電　話　番　号
宮崎地方気象台	宮崎市霧島 5－1－4	0985－25－4031
航空自衛隊第 5 航空団	新富町大字新田 19581	35－1121
陸上自衛隊都城駐屯地 第 43 普通科連隊	都城市久保原 1 街区 12 号	0986－23－3944
宮崎県防災救急航空センター	宮崎市大字赤江無番地	0985－56－0586
西都児湯森林管理署	西都市大字妻 909－5	43－1377
西都郵便局	〃　中央町 2－37	43－0842
宮崎県危機管理局危機管理課	宮崎市橘通東 2－10－1	0985－26－7111（代） 0985－26－7618（直） 0985－26－0203（直・時間外）
〃　県土整備部河川課	〃	0985-26-7185
〃　　〃　　砂防課	〃	0985－26－7187
〃　福祉保健課	〃	0985－26－7074（直）
〃　健康増進課	〃	0985－26－7078（直）
児湯農林振興局	高鍋町大字北高鍋 3870－1	22－1362
高鍋県税事務所	〃	22－0212
児湯福祉事務所	〃	22－1404
西都土木事務所	西都市大字三宅 9451	43－2221
高鍋保健所	高鍋町大字蚊口浦 5120－1	22－1330
児湯農業改良普及センター	西都市大字調殿 812	43－2311
西都警察署	〃　小野崎 2 丁目 44	43－0110
宮崎県企業局　工務課 （時間外：総合制御課）	宮崎市旭 1－2－2	0985－24－1111（代） 0985－26－9769（直） 0985－26－9799（直・時間外）
西日本電信電話㈱宮崎支店	〃　広島 1－5－3	0985－22－4947
日本赤十字社宮崎県支部	〃　別府町 3－1	0985－22－4045
九州電力送配電㈱ 高鍋配電事業所	高鍋町大字北高鍋 3492－4	0120－986－703
㈱九電ハイテック西都工務所	西都市御舟町 2 丁目 75 番地	34－2101
西都児湯医療センター	西都市大字妻 1550 番地	42－1113
西都市西児湯医師会	〃　大字妻 1536	43－1687
西日本高速道路㈱九州支社 宮崎高速道路事務所	宮崎市大字富吉字釘ノ前1389－1	0985－89－2535
NHK 宮崎放送局	宮崎市江平西 2－2－15	0985－32－8114
MRT（宮崎放送）	〃　橘通西 4－6－7	0985－25－3111
UMK（テレビ宮崎）	〃　祇園 2－78	0985－31－5111
一ツ瀬ダム（九州電力㈱）		0985－26－9017(ダム管理直通) 49－3017
杉安ダム（九州電力㈱）		0985－26－9017(ダム管理直通) 43－2467
立花ダム（宮崎県）		44－5924
寒川ダム（宮崎県）		44－5350
長谷ダム（宮崎県）		45－1311

資料－１５　無線通信一覧表
その１　市防災行政無線

（同報系）

西都市役所 → 吹山中継局 → 屋外拡声子局 → 戸別受信機 防災ラジオ

屋外拡声子局			
1	西都市役所（屋上）	24	三納地区館
2	西都市消防署	25	学習等供用施設笠原館
3	学習等供用施設調殿館	26	学習等供用施設平郡館
4	学習等供用施設山角館	27	浄土寺
5	右松村自治公民館	28	平野自治公民館
6	学習等供用施設鳥子館	29	長谷自治公民館
7	学習等供用施設竹園館	30	都於郡小学校
8	学習等供用施設岡富館	31	中村
9	学習等供用施設黒生野館	32	学習等供用施設馬継谷館
10	学習等供用施設下山路館	33	山田分校
11	学習等供用施設石貫館	34	中山集落研修センター
12	学習等供用施設清水館	35	長園自治公民館
13	学習等供用施設赤池館	36	学習等供用施設岩爪館
14	学習等供用施設現王島館	37	学習等供用施設戸敷・井尻館
15	穂北地区館	38	藤田自治公民館
16	平原自治公民館	39	加勢上自治公民館
17	中茶自治公民館	40	岩崎元村自治公民館
18	山城自治公民館	41	小豆野
19	杉安保育所	42	元地原
20	囲自治公民館	43	岩井谷集落研修センター
21	坂江自治公民館	44	石野田自治公民館
22	下水流自治公民館	45	学習等供用施設金倉館
23	学習等供用施設串木館	46	並木公民館

※「数字の四角囲みは再送信子局。他は屋外拡声子局。」

（移動系）

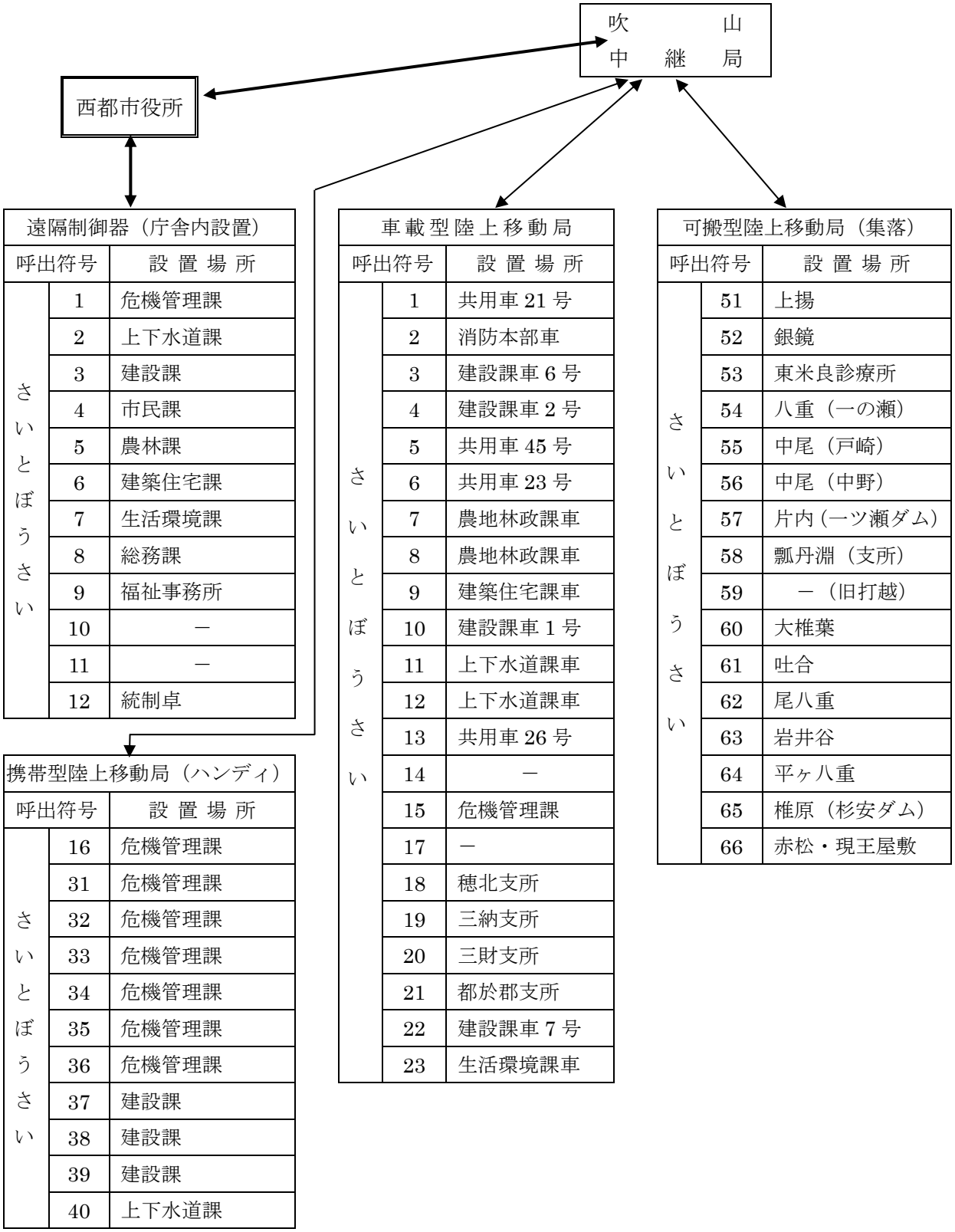

※遠隔制御器（庁舎内設置）の呼出符号は、呼出選局（セルコールチャンネル）

※16及び32は、新スプリアス規格対応。

※感度確保のため、17を銀鏡地区災害調査連絡員宅に設置し、52として運用。52の無線機は危機管理課保管。

その２　県防災行政無線

課　　名	地上系無線		衛星系無線		備　考
	電　話	FAX	電　話	FAX	
消防保安課（通信管理担当）	21　－36~38	1P－26－40	101－21－36~38	0P－101－26－40	
危機管理課（防災企画担当）	21－40	1P－26－40	101－21－40	0P－101－26－40	
災害対策本部	22　－71~72	1P－22－83・84	101－22－71・72	0P－101－22－83・84	
福祉保健課	21－50	－	101－21－50		
医療薬務課	21－51	－	101－21－51		
道路保全課	21－94	－	101－21－94		
河　川　課	21－95	－	101－21－95		
西都土木事務所	35－290	1P－35－280	101－35－290	0P－101－35－280	
西都土木事務所西米良駐在	51－601	－	101－51－601		
長谷ダム	51－881	－	－		
立花ダム	51－851	－	－		
宮崎市役所	5－2011	1P－5－2012	2011	0P－2012	
宮崎市佐土原総合支所	5－3031	1P－5－3032	3031	0P－3032	
高鍋町役場	5－4011	1P－5－4012	4011	0P－4012	
新富町役場	5－4021	1P－5－4022	4021	0P－4022	
西米良村役場	5－4031	1P－5－4032	4031	0P－4032	
木城町役場	5－4041	1P－5－4042	4041	0P－4042	
川南町役場	5－4051	1P－5－4052	4051	0P－4052	
都農町役場	5－4061	1P－5－4062	4061	0P－4062	
新田原自衛隊	56－123	－	－	－	
宮崎地方気象台	56－113	－	－	－	

その３　アマチュア無線

西都アマチュア無線クラブ

役　　職	コールサイン	電話番号
会　　長	ＪＲ６ＫＧＩ	44－3856
事務局長	ＪＨ６ＥＰＤ	43－0756
会　　計	ＪＥ６ＱＵＴ	44－3086

資料－１６　市における災害時通信利用系統図

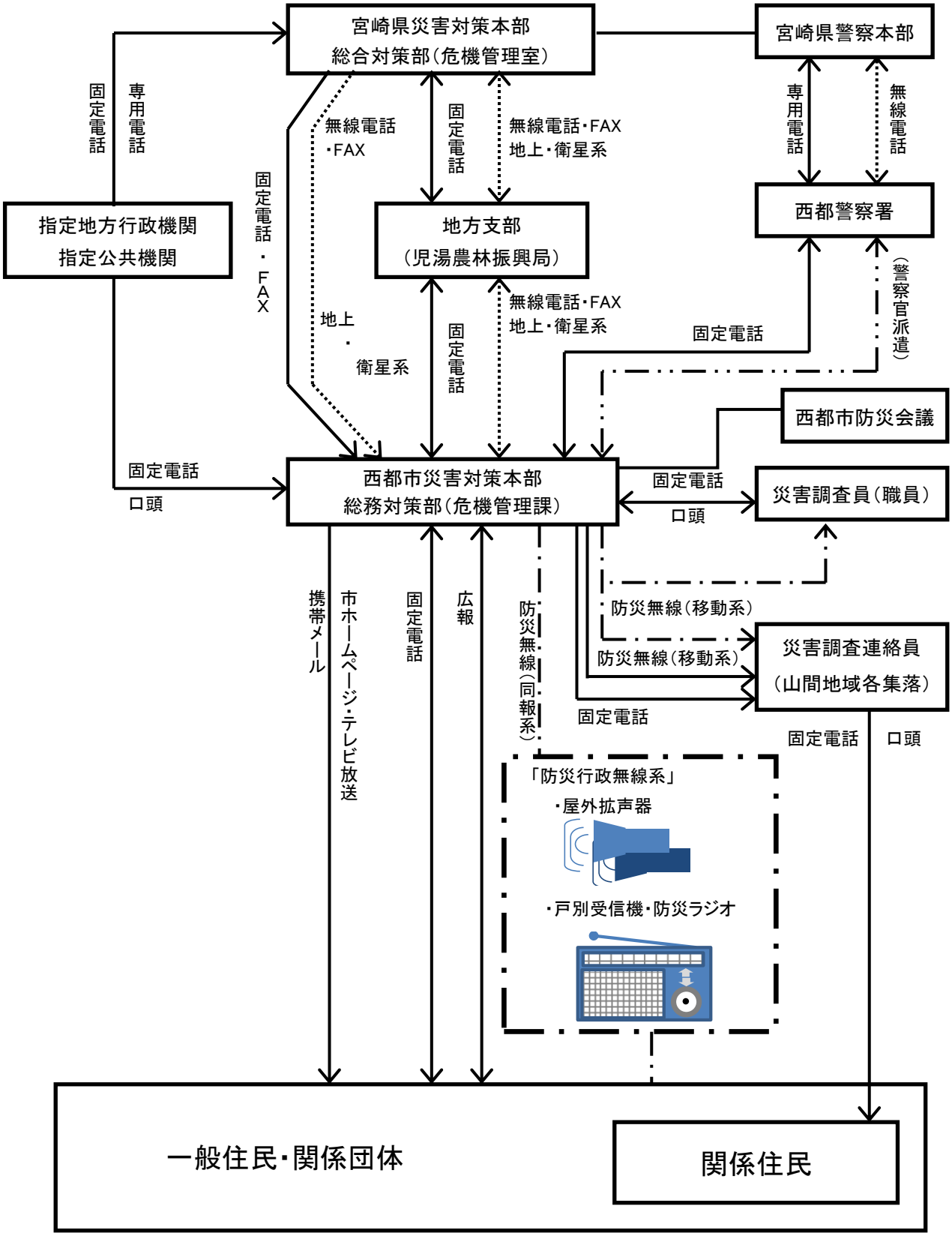

資料－１７　西都市水防本部構成組織図

水防本部に本部長１名、副本部長２名及びその他の班員をおく。本部は水防管理の万全を期するため次の班を置き、所轄事務を分掌せしめる。

１．総務班　　２．警備班　　３．避難救護班

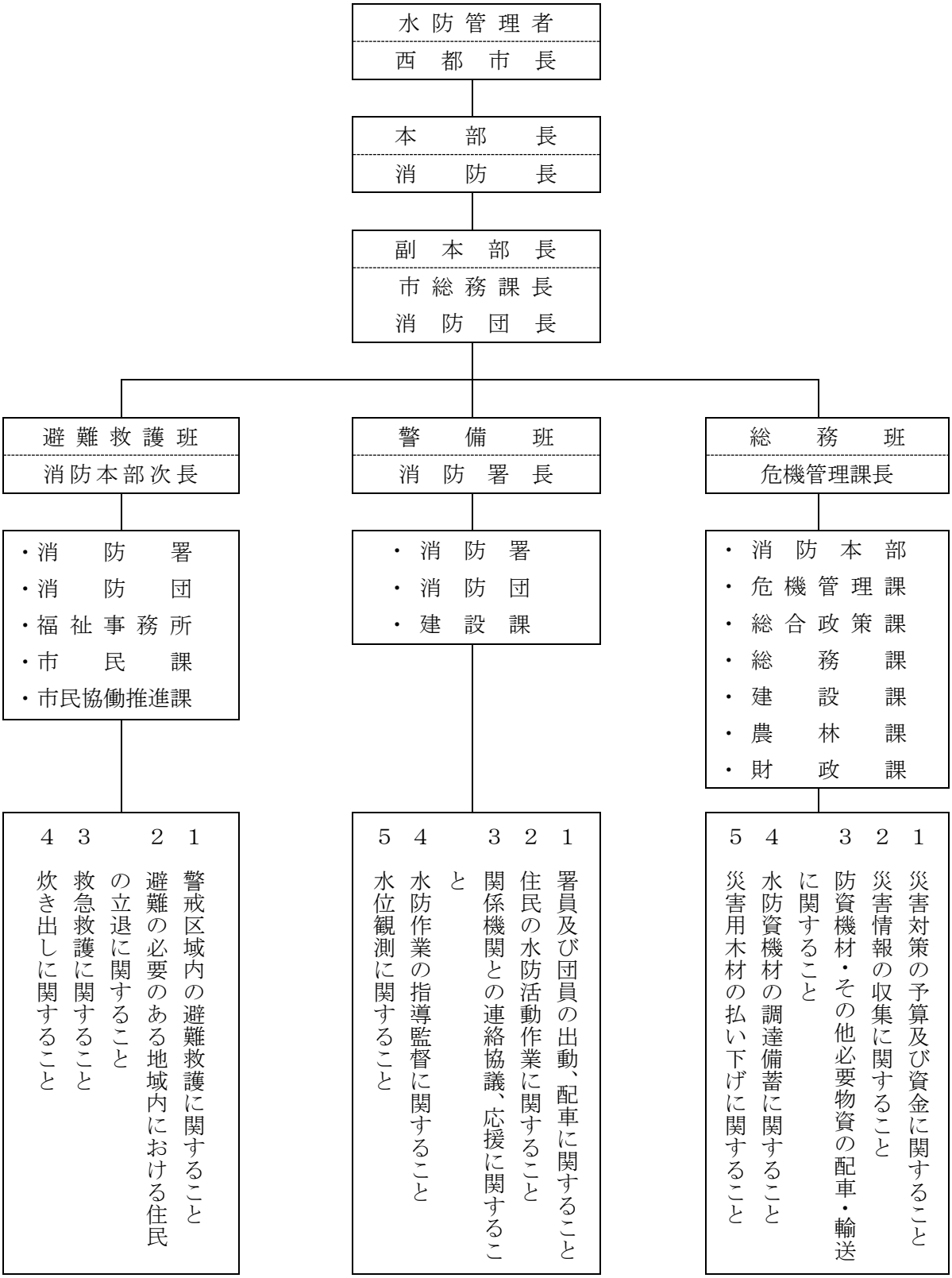

資料－１８　水防団の組織及び人員

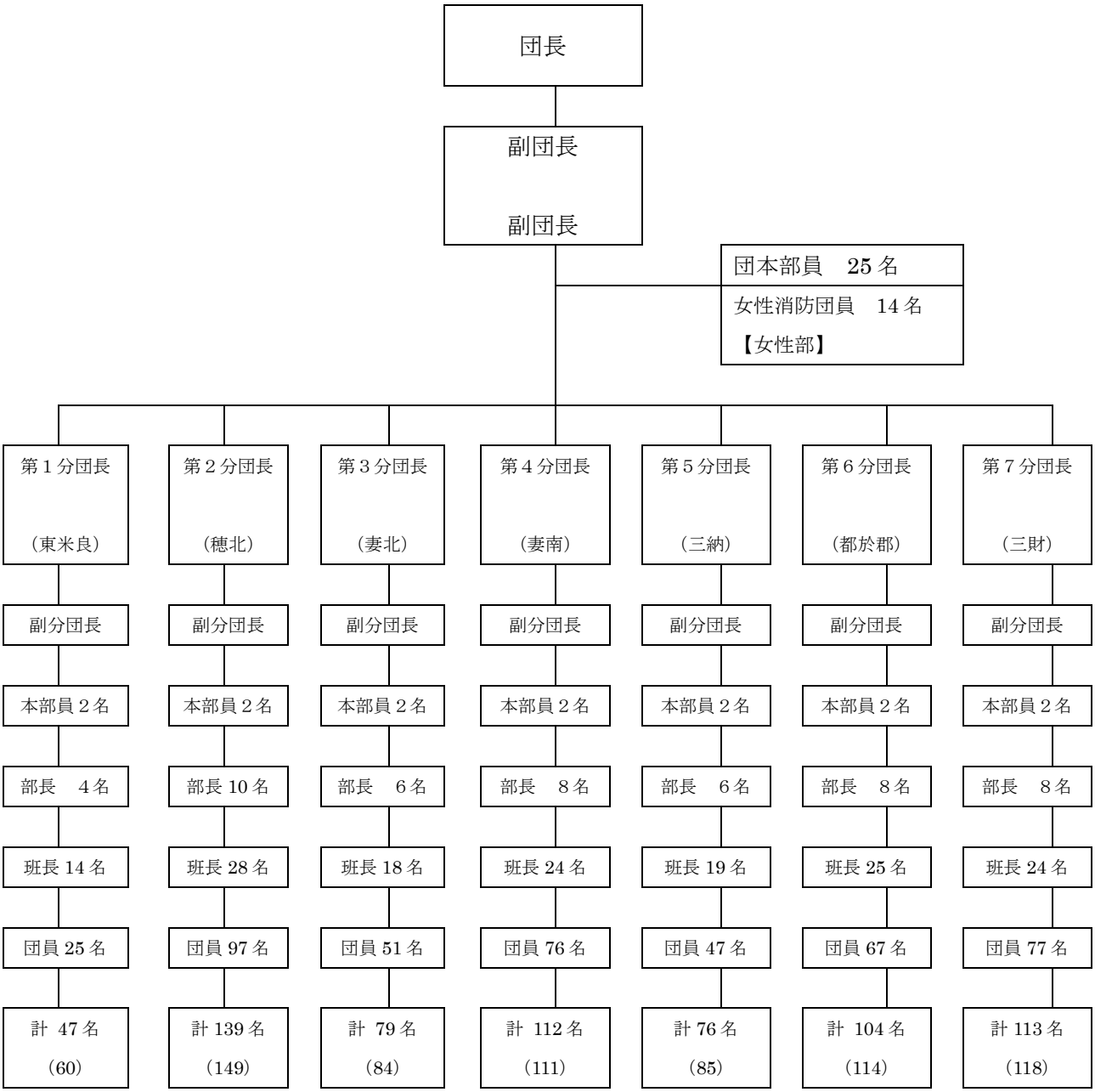

消防団員合計　695 名

※（ ）内は各分団の定数

令和３年４月１日現在

資料－１９　緊急交通路予定路線

その１　緊急交通路予定路線一覧　　令和２年５月15日現在

区分	路線名	優先順位	図面番号	起点	終点	関係警察署（隊）	備考
隣接県道対応幹線道路	高速道路（九州道）	A	1	えびの市熊本県境	えびの市鹿児島県境	高速隊・えびの	熊本・鹿児島方面
	高速道路（宮崎道）	A	2	えびの市	宮崎市	高速隊・えびの・小林・都城・宮崎南	熊本・鹿児島方面
	高速道路（東九道）	A	3	宮崎市清武町	都農町	高速隊・宮崎南・宮崎北・高岡・西都・高鍋・日向・延岡	大分方面
	北方延岡道路	A	4	延岡市	延岡市	延岡	熊本方面
	国道１０号	B	5	延岡市大分県境	都城市鹿児島県境	延岡・日向・高鍋・宮崎北・宮崎南・高岡・都城	大分・鹿児島方面
	国道２２０号	C	6	宮崎市	串間市鹿児島県境	宮崎北・宮崎南・日南・串間	鹿児島方面
	国道２１８号	B	7	延岡市昭和町	西臼杵郡五ヶ瀬町熊本県境	延岡・高千穂	熊本方面
	国道３２５号	C	8	西臼杵郡高千穂町三田井	西臼杵郡高千穂町熊本県境	高千穂	熊本方面
	国道３２６号	C	9	延岡市	延岡市大分県境	延岡	大分方面
	国道２１９号	C	10	宮崎市新名爪	児湯郡西米良村熊本県境	宮崎北・西都	熊本方面
	国道２６８号	B	11	高岡町赤谷交差点	えびの鹿児島県境	高岡・小林・えびの	鹿児島方面
	国道２２１号	B	12	都城市都北町	えびの市熊本県境	都城・小林・えびの	熊本方面
	国道２２３号	C	13	西諸県郡高原町	都城市鹿児島県境	小林・都城	鹿児島方面
県内主要道路	主地都農綾線	B	14	児湯郡都農町	児湯郡木城町	高鍋	
	主地宮崎高鍋線	C	15	児湯郡高鍋町	児湯郡高鍋町	高鍋	
	主地高鍋高岡線	C	16	宮崎市高岡町	高鍋町	高岡・西都・高鍋	
	主地宮崎インター佐土原線	B	17	佐土原町佐土原ランプ	宮崎市本郷南方本郷ランプ	宮崎北・宮崎南	一ツ葉有料道路北線～南線
	主地宮崎西環状線	C	18	宮崎市跡江	宮崎市古城町	宮崎南	
	国道２６９号	B	19	宮崎市北高松町	都城市平江町	宮崎北・宮崎南・都城	
	主地日南高岡線	C	20	日南市	高岡町	日南・宮崎南・高岡	
	国道２２２号	C	21	日南市	都城市	都城・日南	
その他	主地稲葉崎平原線	C	22	延岡市	延岡市	延岡	
	主地北方土々呂線	C	23	延岡市	延岡市	延岡	
	広域農道	B	24	日向市	西都市	日向・高鍋・西都	高速都農日南開通までの代替え道路
	広域農道（黒潮ロード）	C	25	日南市	串間市	日南・串間	

※　A…最優先予定道路　B…Aが使用できない場合の代替路線　C…A、Bが使用できない場合の予定路線

※宮崎県公安委員会指定　宮崎県警察本部ホームページより

資料－１９　その２　緊急交通路予定路線図

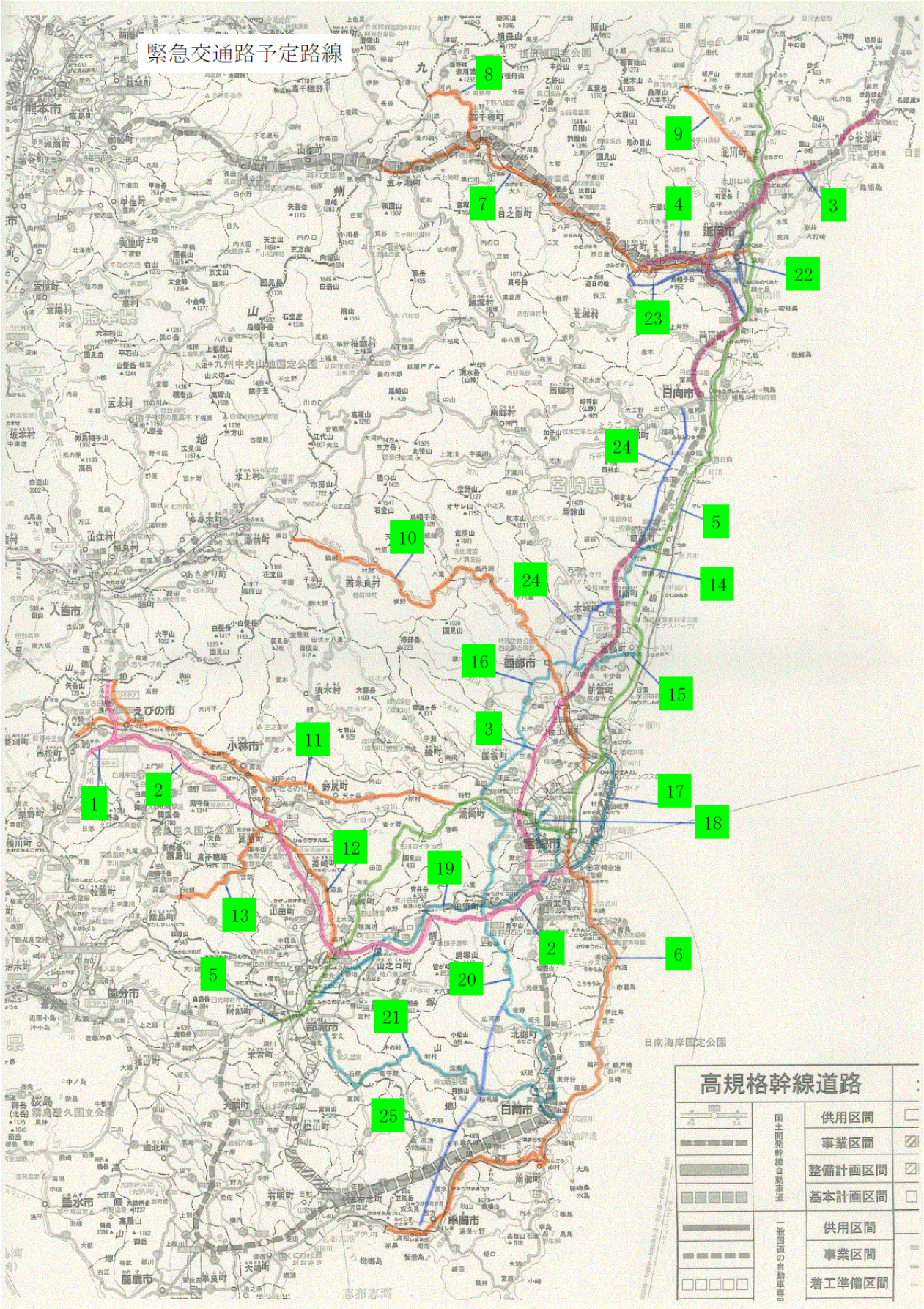

※宮崎県公安委員会指定　宮崎県警察本部ホームページより

資料－２０　救出に必要な機械器具等の状況

令和３年４月１日現在

品名	数量	所有借上の別	所属又は調達先			所在地
			名称（責任者）	所在地	電話	
折たたみ船	1	所有	西都警察署	西都警察署	43－0110	西都警察署
FRP 製ボート ロープ	2（船外機付） 50m １本 20m １本	所有 所有 所有	消防署	消防署	43－3003	消防署
ゴムボート	1（船外機付） 2 1 1 1 1	所有 所有 所有 所有 所有 所有	消防署 第３・４分団は署 第２分団 第５部 第５分団 第１部 第６分団 第３部 第７分団 第１部	消防署 消防署 竹尾 三納札の元 馬継谷 久米田	43－3003	消防署 消防署 2－5 詰所 5－1 詰所 6－3 詰所 久米田倉庫

資料－２１　医療施設の状況

令和３年６月18日現在

医　療　施　設　名	診　療　科　目	病床数	所　在　地	電話番号
鶴田病院　※	外・整・放・内・ﾘﾊﾋﾞﾘ・消内・肛外 皮・ﾘｳﾏﾁ・精・消外	153	御舟町１丁目78番地	42-3711
大塚病院　※	内・外・放・整・形外・循・美外	68	御舟町２丁目45番地	43-0016
西都病院	内・精・神・心療内	175	大字調殿1010番地	43-0143
三財病院　※	内・小・皮・放・麻・消内・脳外 整・ﾘﾊﾋﾞﾘ・外・ﾘｳﾏﾁ	27	大字下三財3378番地	44-5221
西都児湯医療センター　※	内・循・消内・脳外・外・整・放 呼内・ﾘﾊﾋﾞﾘ・麻・ﾘｳﾏﾁ	91	大字妻1550番地	42-1113
上山医院	内・整・ﾘﾊﾋﾞﾘ・ﾘｳﾏﾁ	19	妻町２丁目33番地	43-1129
上山整形外科クリニック	内・整・ﾘﾊﾋﾞﾘ・ﾘｳﾏﾁ	0	中央町２丁目61番地	41-0808
上野医院	内・腎臓	11	大字鹿野田5579番地１	44-5100
鶴田クリニック	外・整・消内・ﾘﾊﾋﾞﾘ・皮・内・肛外・放 消外・ﾘｳﾏﾁ・泌	0	御舟町１丁目55番地	42-3741
黒木胃腸科医院	内・胃	0	聖陵町２丁目11番地	43-1304
富田医院	内・小・循	0	小野崎２丁目35番地	43-0178
大塚皮膚科医院	皮	0	御舟町２丁目52番地	43-5234
佐藤クリニック	泌・内	0	妻町３丁目128番地	43-5309
児玉内科クリニック	内	0	大字三宅2949番地	43-1777
宇和田胃腸科内科	胃腸・内・放	0	大字右松１丁目11番地	42-0111
すぎお医院	胃腸・内・外・肛	0	上町１丁目94	41-1177
久保循環器内科医院	内・循	0	大字右松1082	32-0373
いわみ小児科医院	小	0	大字妻1516番地１	42-1500
西都児玉眼科	眼	0	御舟町１丁目５番地	43-3456
のぐち眼科クリニック	眼	0	大字妻1660番地１	42-0039
齋藤耳鼻咽喉科医院（休止中）	耳	0	大字右松2221番地１	43-4311
こうの整形外科	整・ﾘﾊﾋﾞﾘ・ﾘｳﾏﾁ	0	大字三宅字田中2950－1	43-2200
西都市立東米良診療所	内・外	19	大字中尾171番地９	46-2335
西都市立銀鏡診療所	内・外	0	大字銀鏡96番地５	46-2330
西都市へき地巡回診療所	内・外	0	聖陵町２丁目１番地	43-0378
特別養護老人ホーム幸楽荘	内	0	大字茶臼原941番地１	42-5369
知的障害者更生施設うからの里		0	大字右松3292番地33	43-2828
養護老人ホーム静和園	内	0	大字清水792番地	43-3161
特別養護老人ホームとのこおり荘	内・循	0	大字岩爪1645番地	44-6511
特別養護老人ホーム三納の里	内	0	大字平郡598番地１	44-6066
佐藤歯科医院（休止中）	歯・矯	0	小野崎２丁目９番地	43-4837
かわの歯科医院	歯・小歯・口腔外科	0	大字下妻１丁目１番地	43-0755
みふね通り歯科クリニック	歯	0	御舟町２丁目35番地	43-0622
野間歯科医院	歯・小歯・矯・口腔外科	0	妻町１丁目50番地	43-0431
長谷川歯科医院	歯・小歯・矯	0	大字妻1521番地	43-0751
日高歯科医院	歯	0	妻町２丁目30番地	43-0345
押川歯科医院（休止中）	歯	0	大字調殿1051番地３	42-0066
上山歯科医院	歯	0	妻町１丁目56番地	43-5556
尾本歯科医院	歯・小歯・矯・口腔外科	0	中央町２丁目55番地	43-5625
すが歯科医院	歯・小歯・矯	0	大字右松2180番地３	43-3743

医　療　施　設　名	診　　療　　科　　目	病床数	所　　在　　地	電話番号
西都さくら歯科	歯	0	右松 3 丁目 2 番地	43-3011
こひつじ歯科クリニック	歯	0	大字下三財 3370 番地 1	44-6009
穂北はせがわ歯科医院	歯・小歯・矯	0	大字南方 3302 番地 1	43-6345
たかみデンタルクリニック	歯・小歯	0	小野崎 2 丁目 37 番地	43-1231
鳥子いき歯科クリニック	歯・小歯	0	大字三宅 2335 番地	42-3623
聖陵歯科クリニック	歯・口腔外科	0	聖陵町 1 丁目 21 番地	43-3111
きずな歯科医院	歯	0	大字荒武３９６７番地３	44-6175

※は救急告示病院　　資料：高鍋保健所

資料－２２　市所有車輌機械の状況

令和３年４月１日現在

区　　分	大　　型	普　　通	小　　型	軽
総務課		1		
財政課		1	6	16
商工観光課			1	4
建設課		4 (貨物1・特殊1)	2	
建築住宅課				2
農林課		1		7
総合政策課				1
生活環境課			4	1
上下水道課	1（特殊）	2 （特殊 2）	1 （特殊）	4
教育政策課		4 （マイクロ 1）		1
スポーツ振興課			2	1
地域医療対策室		1		
社会教育課			2	4
議会事務局		2 （マイクロ 1）		
農業委員会				2
税務課				6
健康管理課				7
福祉事務所				4
市民課				5
計	1	16	18	65

※（特）は特殊車両

資料－２３　車輌の調達先

令和３年４月１日現在

会　社　名	連　絡　先	バス	ｼﾞｬﾝﾎﾞﾀｸｼｰ	普通（小型）	軽
宮崎交通株式会社 中央運行センター西都管理所	43－0026	26	0	0	0
三和交通株式会社	43－1222	6	2	14 （1 台介護）	

資料－２４　様式１（標示）

備考
1 色彩は文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。

2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

4 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、または図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

資料－２５　様式２（標章）

備考
1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期間」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料－２６　様式３（証明書）

様式3（証明書）

第　　号 年　　月　　日 緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書 宮崎県公安委員会　㊞			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使　用　者	住　　所	（　　）　　局　　番	
	氏　　名		
通　行　日　時			
通　行　経　過		出　発　地	目　的　地
備　　考			

（注）用紙は、日本工業規格A5とする。

資料－２７　様式４（確認申請書）

様式4（確認申請書）

地震防災 災　害　応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊 急 通 行 車 両 等 確 認 申 請 書 年　　月　　日 宮崎県公安委員会　殿 申請者住所 （電話） 氏名　㊞			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使　用　者	住　　所	（　　）　　局　　番	
	氏　　名		
通　行　日　時			
通　行　経　過		出　発　地	目　的　地
備　　考			

（注）用紙は、日本工業規格A5とする。

資料－２８　燃料の調達先

令和３年４月１日現在

事業署名	住所	電話番号	ガソリン	灯油	軽油	重油
大久保石油	大字下三財 3376－1	44－5210	19,200	9,600	9,600	1,800
西都エネルギー株式会社	御舟町１丁目 105	43－0590	30,000	10,000	20,000	
エネルギア粟野貯蔵分	大字右松 1951－5	43－0591		600	50,000	100,000
中武商事穂北給油所	大字穂北 2675－4	43－1540	15,000	15,000		
JA 西都　本所貯蔵分	大字右松 2071	43－3113		300,000	100,000	840,000
三財給油所	大字藤田 1083	41－2006	24,000	10,000	6,000	
三財貯蔵分	大字藤田 511－15	44-5028				200,000
エネルギア株式会社	小野崎１丁目 30	43－0730	40,000	10,000	10,000	1,900
中武商事 西都給油所	大字調殿 1055－2	42－3790	19,200	9,600	9,600	
中武商事一ノ瀬給油所	大字八重 410－18	46－2162	5,760	3,840	10,000	
旭誠	御舟町２丁目 71	43－0318	13,000	7,000	10,000	
ナガトモ石油（住民拠点 SS）	大字平郡 565－1	44－5027	20,000	10,000	10,000	
中尾石油	大字三宅 2482－4	43－2110	12,500	9,600	6,700	
長谷川石油	大字右松 1952－3	42－2111	13,000	10,000	7,000	
貯蔵分	大字右松 1952－3	42－2111				19,500
緒方石油	大字山田 377－1	44－5239	5,000	5,000	5,000	

他に、ジェイエイエネサプライ西都給油所（三宅 9402-1）が住民拠点 SS

（西都市消防本部調べ）

資料－２９　ヘリコプター離発着及び物資投下可能地点

場所	緯度	経度
西都原運動公園	３２°０６′２９″	１３１°２３′２７″
山角河川敷広場	３２°０６′３８″	１３１°２４′５９″
清水台総合公園	３２°０６′１７″	１３１°２２′４５″
西都西地区運動場	３２°０４′０６″	１３１°２０′４９″
茶臼原運動公園	３２°０８′２２″	１３１°２５′２７″
三納中学校	３２°０６′４３″	１３１°２０′５６″
都於郡農村広場	３２°０３′１６″	１３１°２３′０４″
長園農村広場	３２°０１′４４″	１３１°２１′５４″
囲地区運動広場	３２°０４′２８″	１３１°１８′５３″
杉安川仲島公園	３２°０８′３８″	１３１°２２′５８″
銀上学園	３２°１５′３９″	１３１°１５′０９″
尾八重拠点広場	３２°１６′２７″	１３１°１９′１０″
都於郡中学校	３２°０３′１２″	１３１°２３′０２″
向陵の丘	３２°０７′０６″	１３１°２５′３９″
妻北小学校	３２°０６′４４″	１３１°２４′０８″
妻南小学校	３２°０５′５２″	１３１°２４′０５″
茶臼原小学校	３２°０８′０８″	１３１°２６′２７″
妻中学校	３２°０６′２２″	１３１°２４′０５″
穂北中学校	３２°０８′０６″	１３１°２３′３３″
車ヶ瀬球場	３２°０５′６２″	１３１°２３′００″

資料－３０　浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

浸水想定区域内

老人福祉施設等

施　設　名	所　在　地	電 話 番 号
エリシオン聖陵	妻 1518 番地 1	42－3111
特別養護老人ホーム三納の里	平郡 598 番地 1	41－2311
グループホームあじさい	聖陵町 1 丁目 15 番地	41－1377
グループホームあさひ	旭 1 丁目 50 番地	42－1124
パーチェ	三納 3205 番地 10	45－1177
ルーチェ	下三財 3305 番地 1	44－6670
グループホーム稲穂	南方 3372 番地 7	35－3651
ミューズの朝西都	岡富 658 番地 2	35－3571
支援ハウスひむか	右松 2503 番地 1	30－3088
アライアンス御舟	御舟町 1 丁目 96 番地	32－0001
シェアハウスそらまめ	妻 1611 番地 1	32－0765
サービス付き高齢者向け住宅つま	白馬町 20 番地	35－3600
老人ホーム向陵台調殿館	旭 1 丁目 13 番地	35－3761
シルバーコート新町	新町 1 丁目 66 番地	35－3400

認定こども園

施　設　名	所　在　地	電 話 番 号
西都カトリック幼稚園	小野崎 2 丁目 33 番地	43－0437
あいいく幼稚園	妻 909 番地 15	43－1163
西都ふたば幼稚園	南方 2690 番地 11	42－4953
妻保育園	聖陵町 1 丁目 31 番地	43－3150
大きな家族こども園	岡富 891 番地 1	43－3151
こどもの家	白馬町 3 番地	43－1049
光照こども園	鹿野田 1450 番地 1	43－1340

保育所等

施　設　名	所　在　地	電 話 番 号
穂北保育園	南方 2588 番地	43－3152
白梅保育園	三宅 126 番地 1	43－0007
西都乳児保育園	妻 1542 番地 1	42－1022
西都市児童館	下妻 4 番地	43－6117

医療機関

施　設　名	所　在　地	電 話 番 号
鶴田病院	御舟町 1 丁目 78 番地	42－3711
大塚病院	御舟町 2 丁目 45 番地	43－0016
西都病院	調殿 1010 番地	43－0143
三財病院	下三財 3378 番地	44－5221

施　設　名	所　在　地	電 話 番 号
西都児湯医療センター	妻 1550 番地	42－1113
上山医院	妻町 2 丁目 33 番地	43－1129
水田内科医院	小野崎 1 丁目 26 番地	43－1115
西都児玉眼科	御舟町 1 丁目 5 番地	43－3456
いわみ小児科医院	妻 1516 番地 1	42－1500
上山整形外科クリニック	中央町 2 丁目 61 番地	41－0808
宇和田胃腸科内科	右松 1 丁目 11 番地	42－0111
黒木胃腸科内科	聖陵町 2 丁目 11 番地	43－1304
こうの整形外科	三宅 2950 番地 1	43－2200
児玉内科クリニック	三宅 2949 番地	43－1777
佐藤クリニック	妻町 3 丁目 128 番地	43－5309
すぎお医院	上町 1 丁目 94 番地	41－1177
鶴田クリニック	御舟町 1 丁目 55 番地	42－3741
富田医院	小野崎 2 丁目 35 番地	43－0178
のぐち眼科クリニック	妻 1660 番地 1	42－0039
久保循環器内科	右松 1082	32－0373
上山歯科医院	妻町 1 丁目 56 番地	43－5556
尾本歯科医院	中央町 2 丁目 55 番地	43－5625
かわの歯科	下妻 1 番地 1	43－0755
こひつじ歯科クリニック	下三財 3370 番地 1	44－6009
西都さくら歯科医院	右松 3 丁目 2 番地	43－3011
すが歯科医院	右松 2180 番地 3	43－3743
たかみデンタルクリニック	小野崎 2 丁目 37 番地	43－1231
鳥子いき歯科クリニック	三宅 2335 番地 3	42－3623
野間歯科医院	妻町 1 丁目 50 番地	43－0431
長谷川歯科医院	妻 1521 番地	43－0751
日高歯科医院	妻町 2 丁目 30 番地	43－0345
穂北はせがわ歯科医院	南方 3302 番地 1	43－6345
みふね通り歯科クリニック	御舟町 2 丁目 35 番地	43－0622

学校等

施　設　名	所　在　地	電 話 番 号
妻南小学校	右松 166	43－3213
妻中学校	右松 2534	43－3219
穂北小学校	南方 2291－1	43－3215
穂北中学校	南方 2276	43－3221
三納小中学校	三納 3231－5	45－1234

土砂災害警戒区域内

老人福祉施設等

施　設　名	所　在　地	電 話 番 号
静和園	清水 792 番地 1	43－1545
パーチェ	三納 3205 番地 10	45－1177
仁の里	上揚 2 番地 2	46－2852

保育所等

施　設　名	所　在　地	電 話 番 号
稚児ヶ池保育園	三宅 4330 番地 9	42－2098
清水保育園	清水 291 番地	43－0741
札の元保育園	三納 12485 番地	45－1352

学校等

施　設　名	所　在　地	電 話 番 号
銀上小学校・銀鏡中学校	銀鏡 466 番地	46－2331
都於郡小学校山田分校	山田 3252 番地	44－3775

資料－３１　「災害救助法による救助の程度方法及び期間」早見表

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対象</th><th>費用の限度額</th><th>期間</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>避難所の設置</td><td>災害により現に被害を受けるおそれのある者を収容する</td><td>(基本額)
避難所設置費
１人１日当たり
330 円以内
(加算額)
冬期別に定める額を加算
高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、該当地域における通常の実費を支出でき、上記を超えて加算できる。</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>1 費用は避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。
2　避難に当たっての輸送費は別途計上</td></tr>
<tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自ら資力で住宅を得ることができない者</td><td>1　一戸当たり平均
5,714,000 円以内
2　同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別途定めるところによる。)</td><td>災害発生の日から 20 日以内着工</td><td>1 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。
2 供与期間
最高 2 年以内
3 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。</td></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の供与</td><td>1 避難所に収容された者
2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者</td><td>1 人 1 日当たり
1,160 円以内</td><td>災害発生の日から 7 日以内</td><td>食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。
(1 食は 1／3 日)</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から 7 日以内</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td rowspan="6">被服、寝具その他生活必需品の供与又は賃与</td><td rowspan="6">全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>1 夏季(4 月～9 月)、冬季(10 月～3 月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。
2 下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から 10 日以内</td><td>1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額
2 現物給付に限ること。</td></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>1 人世帯</th><th>2 人世帯</th><th>3 人世帯</th><th>4 人世帯</th><th>5 人世帯</th><th>6 人以上
1 人増やすごとに加算</th></tr>
<tr><td>全壊</td><td>夏</td><td>18,800</td><td>24,200</td><td>35,800</td><td>42,800</td><td>54,200</td><td>7,900</td></tr>
<tr><td>全焼</td><td>冬</td><td>31,200</td><td>40,400</td><td>56,200</td><td>65,700</td><td>82,700</td><td>11,400</td></tr>
<tr><td>半壊</td><td>夏</td><td>6,100</td><td>8,300</td><td>12,400</td><td>15,100</td><td>19,000</td><td>2,600</td></tr>
<tr><td>半焼</td><td>冬</td><td>10,000</td><td>13,000</td><td>18,400</td><td>21,900</td><td>27,600</td><td>3,600</td></tr>
</table>
</td><td></td><td></td></tr>
</table>

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的措置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の 100 分 80 以内の額	災害発生の日から 7 日以内	妊婦等移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内(死体の捜索の場合は、10 日以内)	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急処理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 595、000 円以内	災害発生の日から 1 ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は、毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500 円 中学校生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円	災害発生の日から (教科書) 1 ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12 歳以上) 215,200 円以内 小人(12 歳未満) 172,000 以内	災害の発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害の発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,500円以内 一時保存［既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400以内］ 検案　救護班以外は慣行料金	災害の発生の日から10日以内	1検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	住居又は、その周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているもの	1世帯当たり 平均137,900円以内	災害発生に日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1被災者の避難 2医療及び助産 3被災者の救出 4飲料水の供給 5死体の捜索 6死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号に規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員で該当業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

内閣府政策総括官(防災担当)

資料－３２　災害時における応援協定等（西都市分）

令和３年６月 18 日現在

番号	名称（協定名）	締　結　先	締 結 内 容	締　結　日（初回）
1	九州電力設備内の防災行政無線集落用可搬型移動局無線設備の管理及び操作に関する協定	九州電力株式会社宮崎支店	災害対策本部設置時に一ツ瀬ダム及び杉安ダムが、防災上必要な情報連絡を行うこと。	昭 58．8．12
2	宮崎県市町村防災相互応援協定	県内市町村	県内において大規模な災害が発生した場合に、円滑に相互の応援を行う。	平 8．8．29
3	災害応援協定	西都地区建設業協会	災害時に土木工作資機材及び操作員の提供を要請	平 24．4．1（昭 60．4．24）
4	災害非常無線通信の協定に関する協定	西都アマチュア無線クラブ	災害時に情報の収集、伝達の協力を要請	昭 62．6．17
5	災害時における救援物資提供に関する協定	コカ・コーラ　ボトラーズジャパン株式会社	ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ、勤労青少年ﾎｰﾑ、市民体育館、市民会館、穂北、都於郡、三財支所計７箇所、災害対応型自動販売機内の製品の提供を要請	平 18．4．6
6	災害時の応急対策に関する協定	西都地区建築業協会	人命救助のため障害物の除去作業、建設資機材等の調査及び輸送の協力	平 18．7．21
7	〃	西都地区電気工事組合	〃	平 18．7．21
8	〃	西都地区管工事組合	〃	平 18．7．21
9	緊急時対応型飲料水自動販売機・通常自動販売機の設置に関する協定	サントリービバレッジサービス株式会社	災害時にライフラインが寸断された場合等に、飲料水の無償提供の協力	平 18．12．4
10	災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定	西都児湯 生コン事業協同組合	災害時の飲料水を除く生活用水や消防用水の供給に関する協力	平 30．2．1（平 18．12．4）
11	災害時における食糧の供給に関する協定	西都市観光協会	災害時に避難者におにぎり等の供給に関する協力	平 19．9．28
12	立花ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定	宮崎県西都土木事務所	三財川周辺住民に対して、災害情報等の伝達に関する協定書	平 20．1．23
13	長谷川ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定	〃	三納川周辺住民に対して、災害情報等の伝達に関する協定書	平 20．1．23

番号	名称（協定名）	締　結　先	締 結 内 容	締　結　日 （初回）
14	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定 （西都市総合福祉ｾﾝﾀｰ）	社会福祉法人 西都市社会福祉協議会	災害が発生、又は発生する恐れがある場合において、要配慮者及び介助者を福祉避難施設として受け入れる協定	(初)平 20. 5. 12 (更)令 2. 4. 1
15	〃 （養護老人ﾎｰﾑ 静和園）	社会福祉法人 日章福祉会	〃	(初)平 20. 8. 27 (更)令 2. 4. 1
16	〃 （特別養護老人ﾎｰﾑ 幸楽荘）	社会福祉法人　信和会	〃	(初)平 20. 8. 27 (更)令 2. 4. 1
17	〃 （介護老人保健施設 菜花園）	医療法人　隆徳会	〃	(初)平 20. 8. 27 (更)令 2. 4. 1
18	〃 （特別養護老人ﾎｰﾑ 三納の里）	社会福祉法人　三星会	〃	(初)平 20. 8. 27 (更)令 2. 4. 1
19	〃 （介護老人保健施設 並木の里）	医療法人　暁星会	〃	(初)平 20. 8. 27 (更)令 2. 4. 1
20	〃 （特別養護老人ﾎｰﾑ とのこおり荘）	社会福祉法人　百喜会	〃	(初)平 20. 10. 1 (更)令 2. 4. 1
21	西都児湯広域市町村における災害時相互支援に関する協定	高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町及び都農町の区域内で災害が発生した場合に、円滑かつ相互に応急対策活動に万全を期す。	平 20. 10. 6
22	災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人 コメリ災害対策センター	地震、風水害その他の災害発生時、又はおそれがある場合、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給する。	平 23. 1. 4
23	西都市における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省 九州地方整備局	国土交通省所管の施設に大規模な災害が発生、又は予測される場合の西都市に対する応援に関するもの。	平 23. 9. 16 （平 30. 2. 7 内容変更）
24	津波等緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定	新富町、 西日本高速道路株式会社 九州支社 宮崎高速道路事務所	地震に伴う津波が予想される場合に、高地の避難場所が殆どない地域の住民に高速道路の一部を津波避難のために一時使用できるようにする。	平 24. 4. 26
25	宮崎県中部地区水道企業協議会災害時相互応援に関する協定	児湯郡内町村、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団、綾町、国富町（各水道事業者）	災害時に被災した会員間における、職員派遣、給水、応急復旧、資機材提供、工事業者あっせん等の相互応援を行う。	平 25. 2. 22

番号	名称（協定名）	締　結　先	締 結 内 容	締　結　日（初回）
26	九州市長会における災害時の相互支援体制について（H25.5.16 総会申合せ）	九州市長会	九州で大規模災害が発生した場合に、支援チームの派遣などの支援を行う。	平 25. 5. 16
27	災害時相互応援に関する協定	西海市	両市のいずれかの市域において災害等が発生した場合に、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう相互に応援を行う。	平 25. 7. 6
28	大規模災害発生時における後方支援拠点に関する協定	宮崎県	大規模災害時において、「西都原運動公園」「清水台総合公園」を広域支援部隊の活動拠点とする。	平 25. 12. 17
29	災害時における LP ガス供給活動等に関する協定	宮崎県 LP ガス協会西都支部	災害時の LP ガスの供給に関する協力及び関連業務内での被害調査	平 27. 2. 24
30	大規模災害等の相互応援に関する協定	在日米軍再編に係る訓練移転先６基地関係自治体連絡協議会（千歳市　他 20 市町村）	協議会加盟自治体において大規模な災害が発生した場合に、相互応援を行う。	平 27. 3. 31
31	後方支援拠点における発電機付き投光機の譲渡に関する協定	宮崎県	宮崎県が西都市に譲渡する発電機付き投光機２台の維持管理等に関する協定。	平 27. 6. 22
32	災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定	西日本電信電話株式会社宮崎支店	大規模災害等発生時に、事前に定めた設置場所に特設公衆電話を設置し、被災者の通信手段の確保を図る。	平 28. 3. 18
33	後方支援拠点におけるエアーテントの譲渡に関する協定	宮崎県	宮崎県が西都市に譲渡するエアーテントの維持管理等に関する協定。	平 28. 12. 28
34	電力設備にかかる災害対策に関する協定書	九州電力送配電株式会社 高鍋配電事業所	九州電力株式会社の所有する電柱･電線等電力設備の災害対策に関する協定。	(初)平 30. 3. 29 (更)令 2. 5. 27
35	災害発生時等における西都市と西都市関係郵便局との協力に関する協定	西都市関係郵便局	同意を得て作成した避難先リスト等の相互提供 郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 災害救助法適用時におけるゆうちょ銀行の非常払及びかんぽ生命保険の非常取扱い等	平 30. 11. 29

番号	名称（協定名）	締　結　先	締 結 内 容	締　結　日 （初回）
36	災害時における応急対策業務等に関する応援協定書	児湯広域森林組合	災害時の倒木等の伐採・除去作業、山火事の消火作業等への協力。	平 31．3．26
37	災害時の応急対策に関する協定書	株式会社 日南	被災者への入浴施設の開放、被災者への食事の提供、応急給水活動のための飲料水の提供、救援物資集積所又は仮設テント設置所としての敷地使用。	平 31．4．17
38	西都地域気象観測所の被災時における一時的な土地使用に関する協定	宮崎地方気象台	西都地域気象観測所が、被災し観測不能となった場合に、宮崎地方気象台が臨時観測所として市有地を一時的に使用し、気象観測を継続するための協定。	令2．1．31
39	聖陵会館の避難所としての使用に関する覚書	宮崎県妻高等学校聖陵会 宮崎県立妻高等学校	災害時等に聖陵会館を避難所として使用する場合の管理、運営方法等についての覚書	令2．3．31
40	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	災害発生のおそれ又は災害発生時にヤフー防災メールに登録されている西都市在住の方への情報伝達手段としての協定	令2．6．17
41	防災パートナーシップに関する協定	株式会社テレビ宮崎	災害時、迅速に災害及び防災に関する情報を周知すること等により災害による被害の削減を図り、住民の安全の確保に寄与する	令2．10．23
42	災害における物資供給に関する協定	株式会社ナフコ	災害時に必要な物資の供給等についての協定	令3．5．27

資料－３２　その１

協　　定　　書

西都市（以下「甲」という。）と、九州電力株式会社宮崎支店（以下「乙」という。）とは、乙所有の設備内に設置する甲の防災行政無線集落用可搬型移動局無線設備（以下「防災用無線」という。）の管理及び操作について次のとおり協定する。

（目的）

第１条　甲は、災害時における被害状況等の情報を的確に収集することによって、地域防災態勢の設備充実をはかることを目的に防災行政無線通信施設を設置し、もって地域住民の生命財産の保全と公共の福祉増進をはかるものとし、乙はこれに協力する。

（設置場所）

第２条　甲が設置する防災用無線のうち、乙所有の設備内の設置場所は「一ツ瀬ダム」及び「杉安ダム」とし、乙は当該設置場所を無償で提供する。

（防災用無線連絡責任者の委嘱）

第３条　甲は、防災用無線の通信業務を統括する防災用無線連絡責任者（甲の非常勤特別職職員）を委嘱する。この場合においては、乙の指名する者とする。

（防災用無線連絡補助員の選定）

第４条　委嘱された防災用無線連絡責任者は、防災用無線の通信業務を補助させるために防災用無線連絡補助員を選定できるものとする。

（防災用無線連絡責任者及び防災用無線連絡補助員の職務）

第５条　防災用無線連絡責任者及び防災用無線連絡補助員が災害調査連絡のための職務を行う期間は、甲に災害対策本部が設置されている期間とし、その職務内容は次のとおりとする。

（１）　甲の災害対策本部を通じて地域防災上、必要な情報連絡を行うこと。

（２）　甲の災害対策本部と連絡を密にするため必要な態勢を備えること。

２　防災用無線連絡責任者及び防災用無線連絡補助員は、防災用無線の操作に当たっては、電波関係法令の定めるところによる

３　防災用無線連絡責任者及び防災用無線連絡補助員は、乙の定める就業規則等に抵触しない範囲で本協定に定められた職務を行うものとするが、特にダムの操作中またはダムの操作に関する緊急時等は重大災害防止のためダムの操作等を最優先させるものとする。

（防災用無線の維持管理）

第６条　甲は、乙所有の設備内に設置する防災用無線の維持管理について甲の定める防災用無線管理運用に関する規定に基づいて実施するものとする。

２　乙の行う保管は、「善良なる管理者の注意を持って行う保管」の範囲内とする。

（経費の負担）

第７条　甲は、乙所有の設備内に設置する防災用無線の設置費用及び前条第１項で定めた維持管理のための経費の双方を負担する。

（定めなき事項の処理）

第８条　乙所有の設備内に設置する防災用無線に関する事項のうち、この協定に定めなき事項及び疑義を生じた事項については甲、乙誠意をもって協議し、解決に努めなければならない。

本協定の締結を証すため本書２通を作成し、両者記名押印のうえ各自その１通を保有する。

昭和５８年８月１２日

甲　西都市長

乙　九州電力株式会社　宮崎支店長

資料－３２　その２

宮崎県市町村防災相互応援協定

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第６７条第１項の協定の趣旨に基づき、県内において大規模な災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実感できないときに、円滑に市町村間相互の応援を行うために、必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、災害とは、法第２条第１号に定める災害をいう。

（連絡窓口）

第３条　市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

（応援項目）

第４条　応援項目は、次に揚げるとおりとする。

⑴　災害応急措置に必要な職員の派遣

⑵　食料品、飲料水及び生活必需品の提供

⑶　避難及び収容施設並びに住宅の提供

⑷　医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供

⑸　遺体の火葬のための施設の提供

⑹　ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供

⑺　災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供

⑻　ボランティア団体の受付及び活動調整

⑼　その他応援のため必要な事項

（応援要請の手続）

第５条　被災市町村の長は、応援を要請しようとするときは、次に揚げる事項を明らかにして、口頭により行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

⑴　被害及び被害が予想される状況

⑵　前条に揚げる応援項目の種類及び内容

⑶　応援を希望する期間

⑷　その他必要な事項

（応援の実施）

第６条　応援を要請された市町村長は、あらゆる手段を講じ、応援に努めるものとする。

２　被災市町村以外の市町村の長は、被害の実態に照らし、特に緊急を要し、被災市町村の長が前条に定める要請ができないと判断される場合には、県消防防災課と協議の上、同条の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同条の応援要請があったものとみなす。

（応援部隊の指揮）

第７条　応援部隊は、応援を要請した市町村長の指揮の下に行動するものとする。

（経費負担）

第８条　応援に要した経費は、応援を受けた市町村の負担とする。ただし、特段の事情がある場合には、当事者間の協議によるものとする。

（平常時の任務）

第９条　この協定に基づく応援が円滑に行われるように、各市町村は、自らの応援能力等を正確に把握するものとする。

２　前項の規定による応援能力を相互に把握するため、年１回以上、連絡会を開催して応援に必要な情報の交換をするものとする。

（他の協定との関係）

第１０条　　この協定は、市町村が別に消防組織法の規定に基づき締結した消防相互応援等その他の協定を排除するものではない。

（その他）

第１１条　　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定の定めのない事項については、市町村が協議して定めるものとする。

（効力発生の時期）

第１２条　　この協定は、平成８年９月１日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本書４４通を作成し、記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成８年８月２９日

宮崎市長
都城市長
延岡市長
日南市長
小林市長
日向市長
串間市長
西都市長
えびの市長
清武町長
田野町長
佐土原町長
北郷町長
南郷町長
三股町長
山之口町長
高城町長
山田町長
高崎町長
高原町長
野尻町長
須木村長
高岡町長
国富町長
綾町長

高鍋町長
新富町長
西米良村長
木城町長
川南町長
都農町長
門川町長
東郷町長
南郷村長
西郷村長
北郷村長
北方町長
北川町長
北浦町長
諸塚村長
椎葉村長
高千穂町長
日之影町長
五ヶ瀬町長

資料－３２　その３

災 害 応 援 協 定 書

西都市（以下「甲」という。）と建設業協会西都地区建設業協会（以下「乙」という。）との間に災害防御活動に関して、次のとおり協定する。

記

第１条　風水害、その他の災害により、市民の生命財産を守るため必要があるとき甲は乙に対し土木工作資機材及び操作員の提供を求めることができる。

第２条　土木工作資機材及び操作員の提供を求められた乙は、所属の会員に伝達し、乙または会員の保有する土木工作資機材及び操作員を指定された場所に集合させるものとする。

第３条　集合後は、作業隊を編成し災害対策本部長、またはその委任を受けた者の指揮下に行動するものとする。ただし、河川については、西都土木事務所長と協議の上対処する。

第４条　現場作業においては、甲、乙とも安全管理に最大の注意を払うものとする。

第５条　甲は、提供された土木工作資機材及び操作員に対し、予算の範囲内で使用料等を支払うものとする。

第６条　甲は、提供された土木工作資機材を滅失、破損したときは、時価で補償するものとする。

第７条　乙提供の操作員が甲の指揮下に行動し、そのため死亡または傷病にかかったときは、災害に際し応急措置の業務に従事した者の係る損害賠償に関する条例（昭和42年7月3日条例第16号）の定めるところにより、その損害を補償するものとする。

第８条　この協定の有効期限は、毎年年度末とし年度末の一ケ月前までに、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

第９条　この協定に定めるもののほか、この協定を実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ各１通を保有する。

平成24年4月1日

甲　西都市

西都市長

乙

資料－３２　その４

災害非常無線通信の協力に関する協定

西都市（以下「甲」という。）と、西都アマチュア無線クラブ（以下「乙」という。）は、災害非常無線通信の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合の非常通信について、甲が乙に協力を求める場合及び乙が甲の要請に基づき協力する場合の手続等を定めるものとする。

（協力の要請及び受託）

第２条　甲は、西都市内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合、災害情報の収集及び伝達について乙に協力を要請することができる。

２　乙は、前項により要請を受けた場合、西都アマチュア無線クラブ非常通信計画に基づき電波法及び電波法令の範囲内において情報の収集及び伝達に協力するものとする。

（通信統制）

第３条　乙が第２条第２項の規定により通信業務を行う場合は、甲が指定する西都市地域防災計画の統制に従うものとする。

（補償）

第４条　第２条第２項の規定により通信業務中に乙が受けた人的、物的損害の内、乙の責によらない損害については、甲が補償するものとする。

第５条　削除

第６条　削除

第７条　削除

（協議）
第８条　この協定の実施に関して必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

第９条　この協定は、昭和62年6月17日から効力を発生する。

甲及び乙は、本協定書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保有する。

昭和62年6月17日

甲　西都市長

乙　西都アマチュア無線クラブ

（令和２年１月１７日付変更協定により第５条から第７条削除）

資料－３２　その５

災害時における救援物資提供に関する協定書

西都市は、（以下「甲」という。）とコカ・コーラ　ボトラーズジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　市内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

２　乙は、前項の要請があった時は、地域貢献型自動販売機（ﾒｯｾｰｼﾞﾎﾞｰﾄﾞ搭載型）及び緊急対応型自動販売機（ﾒｯｾｰｼﾞﾎﾞｰﾄﾞなし）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

３　乙は、第１項の要請があった時は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期するものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。

４　乙は、第１項の要請があった時は、飲料水の優先的な安定供給を甲に行うものとする。

５　前項の飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引き取るものとする。また、飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上決定するものとする。

（要請の手続き）

第3条　甲は、この協定による要請を行なう時は、救援物資提供要請書（様式１）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第４条　この協定の有効期間は、協定結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

２　前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第５条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各１通を保有する。

平成18年4月6日

宮崎県西都市聖陵町２丁目１番地
甲　　西都市
　　西都市長

東京都港区赤坂九丁目７番１号ミッドタウン・タワー
乙　　コカ・コーラ　ボトラーズジャパン株式会社

H30.3 書面による確認事項

第５条の規定に基づき、次の事項を定める。

緊急対応型自動販売機（ﾒｯｾｰｼﾞﾎﾞｰﾄﾞなし）におけるフリードリンク設定用の鍵は、西都市危機管理課及び施設管理者が、善良なる管理者の注意をもってこれを保管管理するものとする。

参考：自動販売機設置状況

	設　置　場　所	型　　式	備考
1	勤労青少年ホーム	緊急対応型自動販売機(ﾒｯｾｰｼﾞﾎﾞｰﾄﾞなし)	H21 新設
2	市民会館	緊急対応型自動販売機(ﾒｯｾｰｼﾞﾎﾞｰﾄﾞなし)	H18 設置
3	市民体育館	緊急対応型自動販売機(ﾒｯｾｰｼﾞﾎﾞｰﾄﾞなし)	H18 設置
4	コミニュティセンター	地域貢献型自動販売機(ﾒｯｾｰｼﾞﾎﾞｰﾄﾞ搭載型)	H18 設置
5	穂北支所	地域貢献型自動販売機(ﾒｯｾｰｼﾞﾎﾞｰﾄﾞ搭載型)	H18 設置
6	都於郡支所	地域貢献型自動販売機(ﾒｯｾｰｼﾞﾎﾞｰﾄﾞ搭載型)	H18 設置
7	三財支所	地域貢献型自動販売機(ﾒｯｾｰｼﾞﾎﾞｰﾄﾞ搭載型)	H18 設置

※「メッセージボードなし」は鍵式、「メッセージボード搭載型」はIP遠隔操作式。

資料－３２　その６

災害時の応急対策に関する協定書

西都市（以下「甲」という。）と西都地区建築業協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又はその恐れがある場合の災害応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における市民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策業務等について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（情報の交換）

第２条　甲及び乙は、この協定に基づく対策業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。

（１）西都市地域防災計画
（２）西都地区建築業協会災害対策協力本部設置要綱
（３）連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等（協力本部組織編成予定）
（４）災害対策用資機材の備蓄及び保有状況
（５）その他必要事項

（応急対策業務等の内容）

第３条　この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務等は次のとおりとする。

（１）住居等の建築物の崩壊等に伴う人命救助のため障害物の除去作業
（２）緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送
（３）住民の生活安全確保等のための緊急を要する技術者の派遣
（４）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力要請）

第４条　甲は、防災計画に基づき、応急措置を実施する必要が生じた場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後文書を提出する。

（１）災害の状況及び協力を要請する事由
（２）必要とする人員
（３）必要とする資材及び機材の種類並びに数量
（４）必要とする活動場所、活動内容及び期間
（５）その他必要事項

（協力の実施）

第５条　乙は、甲から応急措置の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の現地責任者の指示を受け、要請に従って応急措置に従事するものとする。

（協力内容の報告）

第６条　乙は、前条の規定に基づき応急措置に従事した場合は、随時その活動内容等の経過について報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって、甲に報告するものとする。

（１）応急措置に従事した人員及び名簿

（２）応急措置に使用した機械類の種別及び台数

（３）応急措置に従事した人員のそれぞれの応急措置に従事した時間

（４）応急措置に使用した機械類の使用時間数

（５）その他必要事項

（経費の負担）

第７条　この協定に基づく応急措置のために要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。

２　前項の規定により、甲が負担する費用の精算単価は、災害発生における実勢単価とする。

（損害賠償）

第８条　甲は、第5条の規定に基づき業務に従事したものが、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法第50号）の適用がない場合、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和42年西都市条例第16号）の規定により補償する。

（第三者に対する損害賠償）

第９条　応急措置中に、第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（費用等の請求）

第10条　乙は、第７条に規定する経費、第８条に規定する損害賠償及び第９条に規定する第三者に対する損害賠償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第12条　この協定の有効期間は、平成18年7月21日から平成19年3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了 1 月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から 1 年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

２　協定内容に見直しの必要が生じた場合は、協議の上随時変更を行う。

この協定の締結の証として、本書２通を作成し、甲乙署名押印して、各自1通を保有するものとする。

平成18年7月21日

甲　西都市

西都市長

乙

資料－３２　その７

災害時の応急対策に関する協定書

西都市（以下「甲」という。）と西都地区電気工事組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又はその恐れがある場合の災害応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における市民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策業務等について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（情報の交換）

第２条　甲及び乙は、この協定に基づく対策業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。

（１）西都市地域防災計画

（２）西都地区電気工事組合災害対策協力本部設置要綱

（３）連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等（協力本部組織編成予定）

（４）災害対策用資機材の備蓄及び保有状況

（５）その他必要事項

（応急対策業務等の内容）

第３条　この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務等は次のとおりとする。

（１）住居等の建築物の崩壊等に伴う人命救助のため障害物の除去作業

（２）緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送

（３）住民の生活安全確保等のための緊急を要する技術者の派遣

（４）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力要請）

第４条　甲は、防災計画に基づき、応急措置を実施する必要が生じた場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後文書を提出する。

（１）災害の状況及び協力を要請する理由

（２）必要とする人員

（３）必要とする資材及び機材の種類並びに数量

（４）必要とする活動場所、活動内容及び期間

（５）その他必要事項

（協力の実施）

第５条　乙は、甲から応急措置の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の現地責任者の指示を受け、要請に従って応急措置に従事するものとする。

（協力内容の報告）

第６条　乙は、前条の規定に基づき応急措置に従事した場合は、随時その活動内容等の経過について報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって、甲に報告するものとする。

（１）応急措置に従事した人員及び名簿

（２）応急措置に使用した機械類の種別及び台数

（３）応急措置に従事した人員のそれぞれの応急措置に従事した時間

（４）応急措置に使用した機械類の使用時間数

（５）その他必要事項

（経費の負担）

第７条　この協定に基づく応急措置のために要した経費は、甲乙協議の上定める額を甲が負担する。

２　前項の規定により、甲が負担する費用の精算単価は、災害発生における実勢単価とする。

（損害賠償）

第８条　甲は、第５条の規定に基づき業務に従事したものが、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法第50号）の適用がない場合、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和42年西都市条例第16号）の規定により補償する。

（第三者に対する損害賠償）

第９条　応急措置中に、第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（費用等の請求）

第10条　乙は、第7条に規定する経費、第8条に規定する損害賠償及び第9条に規定する第三者に対する損賠賠償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第12条　この協定の有効期間は、平成18年7月21日から平成19年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

２　協定内容に見直しの必要が生じた場合は、協議の上随時変更を行う。

この協定の締結の証として、本書２通を作成し、甲乙署名押印して、各自保有するものとする。

平成18年7月21日

甲　　西都市

西都市長

乙

資料－３２　その８

災害時の応急対策に関する協定書

西都市（以下「甲」という。）と、西都地区管工事組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又はその恐れがある場合の災害応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における市民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策業務等について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（情報の交換）

第２条　甲及び乙は、この協定に基づく対策業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。

（１）西都市地域防災計画
（２）西都地区管工事組合災害対策協力本部設置要綱
（３）連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等（協力本部組織編成予定）
（４）災害対策費用資機材の備蓄及び保有状況
（５）その他必要事項

（応急対策業務等の内容）

第３条　この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務等は次のとおりとする。

（１）住居等の建築物の崩壊等に伴う人命救助のため障害物の除去作業
（２）緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送
（３）住民の生活安全確保等のための緊急を要する技術者の派遣
（４）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力要請）

第４条　甲は、防災計画に基づき、応急措置を実施する必要が生じた場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後文書を提出する。

（１）災害の状況及び協力を要請する理由
（２）必要とする人員
（３）必要とする資材及び機材の種類並びに期間
（４）その他必要事項

（協力の実施）

第５条　乙は、甲から応急措置の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の現地責任者の指示を受け、要請に従って応急措置に従事するものとする。

（協力内容の報告）

第６条　乙は、前条の規定に基づき応急措置に従事した場合は、随時その活動内容等の経過について報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって、甲に報告するものとする。

（１）応急措置に従事した人員及び名簿
（２）応急措置に使用した機械類の種別及び台数
（３）応急措置に従事した人員のそれぞれの応急措置に従事した時間
（４）応急措置に使用した機械類の使用時間数
（５）その他必要事項

（経費の負担）

第７条　この協定に基づく応急措置のために要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。

２　前項の規定により、甲が負担する費用の精算単価は、災害発生における実勢単価とする。

（損害賠償）

第８条　甲は、第5条の規定に基づき業務に従事したものが、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法第50号）の適用がない場合、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和42年西都市条例16号）の規定により補償する。

（第三者に対する損害賠償）

第９条　応急措置中に、第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（費用の請求）

第10条　乙は、第7条に規定する経費、第8条に規定する損害賠償及び第9条に規定する第三者に対する損害賠償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第12条　この協定の有効期間は、平成18年7月21日から平成19年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に期間

満了の日の翌日から1年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

２　協定内容に見直しの必要が生じた場合は、協議の上随時変更を行う。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名押印して、各自1通を保有するものとする。

平成18年7月21日

甲　西都市
　　西都市長

乙

資料－３２　その９

緊急対応型飲料水自動販売機・通常自動販売機の設置に関する協定書

西都市（以下「甲」という。）と南九州ペプシコーラ販売株式会社（以下「乙」という。）とは、緊急時対応型飲料水自動販売機・通常自動販売機の設置及び運用に関し、次のとおり協定する。

（設置）

第１条　乙は、甲の指示の下、緊急時対応型飲料水自動販売機（以下「緊急対応自販機」という。）及び通常自動販売機（以下「通常販売機」という。）を設置する。

（緊急時の飲料水の無償提供）

第２条　甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）に基づき災害対策本部を設置し、かつ、災害により甲のライフライン（水道、ガス、電気等）が破壊され、又は寸断された場合、その旨を速やかに乙に連絡するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から連絡を受けたときは、直ちに設置した緊急対応型自販機内の飲料水を市民等に無償提供するものとする。この場合において、乙は、緊急対応型自販機内の飲料水が不足した場合の対応として、緊急対応型自販機及び通常自販機一台につき２リットルペットボトル入り飲料水120本（６本入り20ケース）を備蓄用として事前に無償提供するものとする。

３　乙は、第1項により甲から連絡を受け、無償提供した緊急対応型自販機内飲料水と備蓄用飲料水を使用しても甲の必要とする飲料水が不足する場合には、甲乙協議の上で飲料水を出来うる限り早く市の指定する場所に運搬し、無償提供するものとする。

（備蓄飲料水の維持管理）

第３条　乙は、前条に定める備蓄用飲料水について、随時補給するものとする。

（撤去及び増設）

第４条　緊急対応型自販機の撤去及び増設については、甲乙協議の上決定するものとする。

（設置条件）

第５条　乙は、甲に対し西都市使用料条例（昭和33年西都市条例11号）及び西都市都市公園条例（昭和52年西都市条例26号）に基づき、緊急対応型自販機及び通常自販機の設置に係る使用料等を支払うものとする。

（協定の有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定の日から1年とする。なお、甲乙いずれからも協定解除の意思表示がない場合、更に1年延長させるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第７条　この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成18年12月4日

甲　宮崎県西都市聖陵町二丁目１番地
西都市
西都市長

乙

参考：自動販売機設置状況

	設　置　場　所	型　　式	備考
1	市民会館	災害対応型（バッテリー式）	H18 設置
2	コミニュティセンター	通常型	H18 設置
計			

※１のみ市が鍵を保有している。

資料－３２　その１０

災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定書

西都市（以下「甲」という。）と西都児湯生コン事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害応急対策に必要な用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、西都市内において風水害や地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において甲が乙に行う飲料水を除く生活用水や消防用水（以下「用水」という。）の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するために、必要な事項を定めるものとする。

（対象となる事態）

第２条　この協定の対象となる事態は、次のとおりとする。

（１）地震等を原因とする同時多発的な火災が発生した場合

（２）大規模な林野火災又は一般火災発生時で、消防水利の確保困難な場合

（３）地震等の被災者が長期の避難所生活で、飲料水を除く生活用水の確保に困窮している場合

（４）前３号に掲げる場合のほか、災害時において甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（協力の要請）

第３条　甲は、用水の供給を必要とする事態が発生した場合、乙に対して用水供給の要請を行なうことができる。

２　前項の要請は、災害応急対策に必要な用水確保の要請書（様式第１号）に必要事項を記載のうえ、行うものとする。ただし、文書により要請することができない特別な理由があるときは、口頭その他の確実な方法で要請できる。

３　甲は、前項ただし書の規定により要請したときは、遅滞なく災害応急対策に必要な用水確保の要請書に必要な事項を記載のうえ、乙に提出するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、所属の会員をして通常業務に優先して指定された場所に出動させ、用水の確保を実施させるものとする。この場合において、出動先の用水確保については、甲の指示に従うものとする。

（報告）

第５条　乙は、用水の確保を実施した場合は、速やかに、甲に対して災害応急対策に必要な用水確保の実績報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（経費の負担）

第６条　用水の確保に要する経費については、甲が負担する。

２　前項の経費については、甲乙協議して定めるものとする。

（経費の請求）

第７条　乙は、用水確保に係る作業の完了後、当該作業に要した実費を甲に請求することができる。

２　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査し、速やかにその費用を乙に支払うものとす

る。

（事故等の対処）

第８条　乙が供給したコンクリートミキサー車が故障その他の理由により用水の確保を中断したときは、乙は速やかに当該コンクリートミキサー車を交換又は修理して用水の確保を継続しなければならない。

（危険の回避）

第９条　乙の指示に基づき用水供給に業務に従事する乙の所属会員は、指定された場所へ用水を輸送する際に危険があると判断したときは、その危険を回避することができる。この場合において、当該所属会員は速やかにその危険な状況を甲及び乙に連絡し、安全を確保したうえで、別の輸送経路を用いる等の方法をとり用水供給業務を行うよう努めるものとする。

（損害の負担）

第10条　第３条の規定に基づく用水の確保により生じた損害の負担は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第11条　この協定に基づき用水確保業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法第50号）の適用がある場合を除き、西都市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年西都市条例第31号）の規定により補償する。

（連絡責任者）

第12条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては危機管理課長、乙においては事務局長とする。

（協定の有効期間）

第13条　この協定の有効期間は、毎年度末までとし、有効期間の満了30日前までに、甲乙いずれからも文書による申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第14条　この協定に関する疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

平成30年2月1日

甲　宮崎県西都市聖陵町二丁目１番地
西都市
西都市長

乙

資料－３２　その１１

災害時における食糧の供給に関する協定書

西都市（以下「甲」という。）と西都市観光協会（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における食糧供給に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、台風等による災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て避難所の避難者に、より速やかに食糧を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時における応急措置のため、緊急に食料の調達が必要になったときは、書面（様式第１号）により乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲内において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（食糧の種類）

第４条　提供する食糧はおにぎり等の主食とする。

（食糧の運搬）

第５条　食糧の運搬は、甲が行うものとする。ただし、運搬が困難な場合は、甲は乙に協力を要請できるものとする。

（費用）

第６条　乙が甲に供給した食糧の費用については、甲が負担するものとし、その額は別途協議するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定書の有効期限は毎年度末とし、年度末の一月前までに、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して決める。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成19年9月28日

甲　西都市聖陵町２丁目１番地
西都市
西都市長
受 任 者
西都市副市長

乙　西都市聖陵町１丁目 88 番地
西都市観光協会
会　　長

資料－３２　その１２

立花ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書

宮崎県西都土木事務所長（以下「甲」という。）と、西都市長（以下「乙」という。）は、乙が三財川周辺の住民に対して、甲所管の放流警報設備（以下「警報設備」という。）により、災害情報等の伝達を要請することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、洪水被害等の発生が予想される場合に、乙が住民に対して行う災害情報等の提供にあたり、甲が自らの警報設備を利用し、支援を行うことを目的とするものである。

（伝達する情報の内容）

第２条　甲が乙に代わって住民に伝達提供する情報の内容は、三財川における乙が自ら実施する災害情報伝達及び緊急避難の必要がある場合の避難支援情報等の伝達提供とする。

（費用負担）

第３条　費用負担については、原則として次のとおりとする。

（１）洪水時に乙が行う住民等への緊急情報の伝達提供にあたり、乙を支援することを目的とすることに鑑み、伝達に係わる費用は甲の負担とする。

（情報伝達の方法）

第４条　乙が住民に情報伝達するために、甲へ支援の要請を求めることができる施設及び伝達方法は次のとおりとする。

（１）甲が設置している放流警報スピーカー設備を用いた音声放送

２　上記設備にて伝達する内容及び伝達の手法は、甲及び乙において事前に調整するものとする。

（警報設備の配置）

第５条　警報設備の配置図は別図－１のとおりとし、所在は別表－１に示すとおりとする。

（警報設備の利用制限）

第６条　甲もしくは企業局（寒川ダム）がダム放流などにより警報設備を利用しているとき、または対応不可能な場合には、乙は警報設備を利用した伝達提供はできないものとする。

２　乙は、原則として三財川が洪水時の場合以外には、警報設備を利用できない。

（情報伝達の責任）

第７条　乙の要請により甲が実施する警報設備を使用した情報伝達提供は、乙が実施する警戒避難等に関する情報伝達の多様な手段の一つであり、情報伝達に係る責任を甲が有するものではないものとする。

２　この協定に基づく警報設備の利用が要因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責務を乙が負うものとする。

（疑義の解決）
第８条　本協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

（有効期限）
第９条　本協定は、締結の日から適用し、甲乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

（実施要領）
第10条　本協定の実施のため、必要な手続きについては、甲と乙が協議の上、実施要領を別途定めるものとする。

この協定締結の証として、本書２通を作成し、甲と乙が押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成20年1月23日

甲　宮崎県西都土木事務所長
印

乙　西都市長
印

別図－１　警報設備の配置図

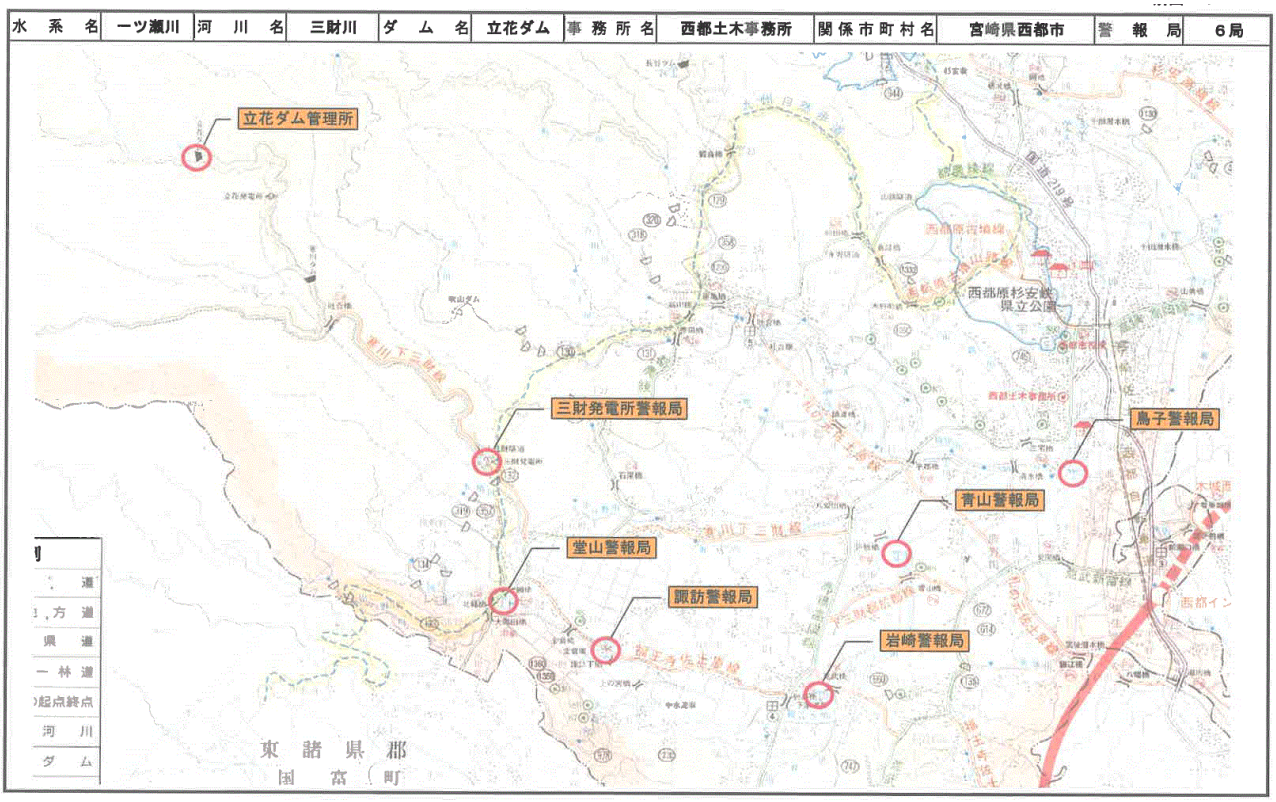

別表－１　警報設備の所在地

警報局等の名称	警報局の所在
三財発電所警報局	西都市大字上三財字牧堀
堂山警報局	西都市大字上三財字横井手３７３４－３
諏訪警報局	西都市大字上三財字金倉８７３１－１
岩崎警報局	西都市大字下三財字高山５２４１地先
青山警報局	西都市大字鹿野田字井手の下１３７地先
鳥子警報局	西都市大字三宅鳥子出口１９０１番地の２

資料－３２　その１３

長谷ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書

宮崎県西都土木事務所長（以下「甲」という。）と、西都市長（以下「乙」という。）により、乙が三納川周辺の住民に対して、甲所管の放流警報設備（以下「警報設備」という。）により、災害情報等の伝達を要請することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、洪水被害等の発生が予想される場合に、乙が住民に対して行う災害情報等の提供にあたり、甲が自らの警報設備を利用し、支援を行うことを目的とするものである。

（伝達する情報の内容）

第２条　甲が乙に代わって住民に伝達提供する情報の内容は、三納川における乙が自ら実施する災害情報伝達及び緊急避難の必要がある場合の避難支援情報等の伝達提供とする。

（費用負担）

第３条　費用負担については、原則として次のとおりとする。

（１）洪水時に乙が行う住民等への緊急情報の伝達提供にあたり、乙を支援することを目的とすることに鑑み、伝達に係わる費用は甲の負担とする。

（情報伝達の方法）

第４条　乙が住民に情報伝達するために、甲へ支援の要請を求めることができる施設及び伝達方法は次のとおりとする。

（１）甲が設置している放流警報スピーカー設備を用いた音声放送

２　上記設備にて伝達する内容及び伝達の手法は、甲及び乙において事前に調整するものとする。

（警報設備の配置）

第５条　警報設備の配置図は別図－１のとおりとし、所在は別表－１に示すとおりとする。

（警報設備の利用制限）

第６条　甲がダム放流などにより警報設備を利用しているとき、または対応不可能な場合には、乙は警報設備を利用した伝達提供はできないものとする。

２　乙は、原則として三納川が洪水時の場合以外には、警報設備を利用できない。

（情報伝達の責任）

第７条　乙の要請により甲が実施する警報設備を使用した情報伝達提供は、乙が実施する警戒避難等に関する情報伝達の多様な手段の一つであり、情報伝達に係る責任を甲が有するものではないものとする。

２　この協定に基づく警報設備の利用が要因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責務を乙が負うものとする。

（疑義の解決）

第8条　本協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

（有効期限）

第９条　本協定は、締結の日から適用し、甲乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は、継続するものとする。

（実施要領）

第10条　本協定の実施のため、必要な手続きについては、甲と乙が協議の上、実施要領を別途定めるものとする。

この協定締結の証として、本書２通を作成し、甲と乙が押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成20年1月23日

甲　宮崎県西都土木事務所長

印

乙　西都市長

印

別図－１　警報設備の配置図

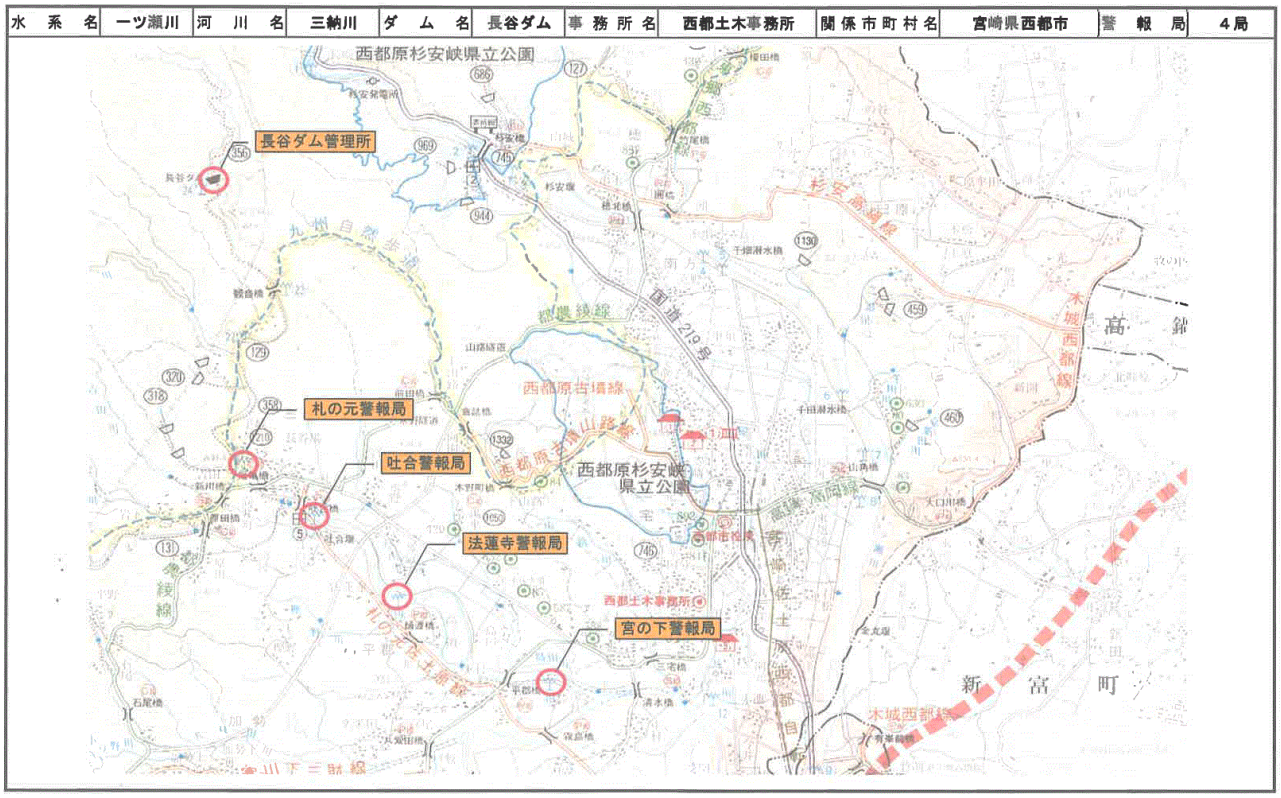

別表－１　警報設備の所在地

警報局等の名称	警報局の所在
札の元警報局	西都市大字三納字下小屋の内１０３１６の１
吐合警報局	西都市大字三納字上川原４２３２地先
法蓮時警報局	西都市大字平郡字長谷畑４９２８の３
宮の下警報局	西都市大字平郡字梁之瀬２９７地先

資料－３２　その１４

災害時等における福祉避難所の設置及び運営に関する協定

西都市（以下「甲」という。）と社会福祉法人西都市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下、「災害時等」という。）において、要配慮者及び介助者（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置及び運営について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等に、甲が乙に対し、乙の運営する福祉施設内において、要配慮者等が避難するための福祉避難所を設置し、運営することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「要配慮者」とは、避難所での生活において特別な配慮を要するものとして、福祉事務所長が福祉避難所への避難が必要であると認めた者とする。

（避難施設）

第３条　避難する施設は、次に掲げる施設とする。

西都市大字清水 1035 番地 1

西都市総合福祉センター

（受入れ可能人員等）

第４条　福祉避難所の収容可能人員等については別表に掲げるとおりとする。

（設置期間）

第５条　福祉避難所の設置期間は、福祉事務所長からの開設要請があり、乙が受託したときから開始し、福祉事務所長からの閉鎖通知の後、全ての入所者の退去をもって終了する。

（施設の使用の要請及び受託）

第６条　甲は、要配慮者等の避難のために、第３条に掲げる施設を使用することについて、乙に対し要配慮者等の住所、氏名、心身の状況、連絡先等の受入れに必要な情報を伝えると共に、協力を要請するものとする。

２　乙は、前項に規定する要請があったときは、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（要配慮者の移送等）

第７条　要配慮者の福祉避難所への移動は、原則として要配慮者が自身の責任において行う。ただし、移動にあたり支援が必要であると判断される場合には、甲又は自主防災組織等の支援者などが要配慮者を移送する。

２　前項による移送が困難な場合、甲は、乙に協力を要請できるものとし、乙は、可能な範囲で移送に協力するものとする。
３　第１項及び第２項の規定は、要配慮者が福祉避難所を退去する際にも準用するものとする。

（業務内容）
第８条　乙は、福祉避難所の設置及び運営にあたり、次に掲げる業務を履行するものとする。
(1)　要配慮者等の相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援
(2)　要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
２　乙は、前項第２号の体調急変等に自ら対処することが困難な場合、速やかに医療機関への緊急搬送など適切な措置をとるものとする。
３　第１項第２号は、甲及び要配慮者等の提供した情報に基づき行う。

（経費の負担）
第９条　福祉避難所としての使用にかかる管理運営に要する経費は、甲の負担とする。
２　前項の経費の額は、原則として災害救助法等関連法令・基準等の定めるところにより算定するものとする。

（経費の内容）
第１０条　甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した経費であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。
(1)　福祉避難所の設置及び維持管理に要する費用
(2)　介助員等に要する人件費
(3)　要配慮者等に要する食費
(4)　その他オムツ代等の乙が直接支払った費用
２　前項第４号に掲げるもののうち、次に掲げるもの以外の経費については、事前に甲に了承を得て購入するものとする。
(1)　オムツ代
(2)　移送費
(3)　クリーニング代
(4)　社会通念上、要配慮者の避難に最低限必要と判断されるもの

（経費の請求）
第１１条 乙は、福祉避難所の管理運営に要した費用について、福祉避難所状況報告（様式第１号）、避難者名簿（様式第２号）、要配慮者等受入に要した経費明細書（様式第３号）、食事提供表（様式第４号）、介助員勤務表（様式第５号）、その他直接支払い表（様式第６号）を甲に提出し、請求書（様式第７号）により請求を行うものとする。
２　前項に掲げる様式については、同等の内容であれば、乙の通常使用している帳票等をもって代えることができるものとする。
３　前条第１項第４号に掲げるものについては、領収書を添付するものとする。ただし、領収書を用意できないと認められる事情のある場合は、この限りでない。

（連絡調整）

第１２条　甲及び乙の連絡窓口は、それぞれ次のとおりとする。

	甲	乙
担　当　部　署	福祉事務所	生活支援課
連絡責任者	担当次長	課長

２　甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、避難所の設置期間内はもとより、平時においても緊密な連絡調整を行うものとする。

（準用）

第１３条　この協定は、西都市国民保護計画においても準用する。

（有効期間）

第１４条　この協定の有効期間は、締結の日から令和３年３月末日までとする。ただし、有効期間満了の１か月前までに甲乙いずれからも書面による申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

（個人情報の保護）

第１５条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の個人情報を漏らしてはならない。

２　前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（協議）

第１６条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

令和２年４月１日

甲　西都市聖陵町２丁目１番地
西都市
西都市長　　押川　修一郎

乙　西都市大字清水 1035 番地 1
社会福祉法人西都市社会福祉協議会
会長　黒木　郁雄

別表（第４条関係）

収容人数		その他の条件
短期	中長期	
20 名	0 名	

※概ね、「短期」とは３日以内、「中長期」とはそれを超える日数とする。

資料－３２　その１５

災害時等における福祉避難所の設置及び運営に関する協定

西都市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 日章福祉会（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下、「災害時等」という。）において、要配慮者及び介助者（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置及び運営について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等に、甲が乙に対し、乙の運営する福祉施設内において、要配慮者等が避難するための福祉避難所を設置し、運営することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「要配慮者」とは、避難所での生活において特別な配慮を要するものとして、福祉事務所長が福祉避難所への避難が必要であると認めた者とする。

（避難施設）

第３条　避難する施設は、次に掲げる施設とする。

西都市大字清水７９２番地１
養護老人ホーム静和園

（受入れ可能人員等）

第４条　福祉避難所の収容可能人員等については別表に掲げるとおりとする。

（設置期間）

第５条　福祉避難所の設置期間は、福祉事務所長からの開設要請があり、乙が受託したときから開始し、福祉事務所長からの閉鎖通知の後、全ての入所者の退去をもって終了する。

（施設の使用の要請及び受託）

第６条　甲は、要配慮者等の避難のために、第３条に掲げる施設を使用することについて、乙に対し要配慮者等の住所、氏名、心身の状況、連絡先等の受入れに必要な情報を伝えると共に、協力を要請するものとする。

２　乙は、前項に規定する要請があったときは、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（要配慮者の移送等）

第７条　要配慮者の福祉避難所への移動は、原則として要配慮者が自身の責任において行う。ただし、移動にあたり支援が必要であると判断される場合には、甲又は自主防災組織等の支援者などが要配慮者を移送する。

２　前項による移送が困難な場合、甲は、乙に協力を要請できるものとし、乙は、可能な範囲で移送に協力するものとする。
３　第１項及び第２項の規定は、要配慮者が福祉避難所を退去する際にも準用するものとする。

（業務内容）
第８条　乙は、福祉避難所の設置及び運営にあたり、次に掲げる業務を履行するものとする。
(1)　要配慮者等の相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援
(2)　要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
２　乙は、前項第２号の体調急変等に自ら対処することが困難な場合、速やかに医療機関への緊急搬送など適切な措置をとるものとする。
３　第１項第２号は、甲及び要配慮者等の提供した情報に基づき行う。

（経費の負担）
第９条　福祉避難所としての使用にかかる管理運営に要する経費は、甲の負担とする。
２　前項の経費の額は、原則として災害救助法等関連法令・基準等の定めるところにより算定するものとする。

（経費の内容）
第１０条　甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した経費であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。
(1)　福祉避難所の設置及び維持管理に要する費用
(2)　介助員等に要する人件費
(3)　要配慮者等に要する食費
(4)　その他オムツ代等の乙が直接支払った費用
２　前項第４号に掲げるもののうち、次に掲げるもの以外の経費については、事前に甲に了承を得て購入するものとする。
(1)　オムツ代
(2)　移送費
(3)　クリーニング代
(4)　社会通念上、要配慮者の避難に最低限必要と判断されるもの

（経費の請求）
第１１条 乙は、福祉避難所の管理運営に要した費用について、福祉避難所状況報告（様式第１号）、避難者名簿（様式第２号）、要配慮者等受入に要した経費明細書（様式第３号）、食事提供表（様式第４号）、介助員勤務表（様式第５号）、その他直接支払い表（様式第６号）を甲に提出し、請求書（様式第７号）により請求を行うものとする。
２　前項に掲げる様式については、同等の内容であれば、乙の通常使用している帳票等をもって代えることができるものとする。
３　前条第１項第４号に掲げるものについては、領収書を添付するものとする。ただし、領収書を用意できないと認められる事情のある場合は、この限りでない。

（連絡調整）

第１２条　甲及び乙の連絡窓口は、それぞれ次のとおりとする。

	甲	乙
担　当　部　署	福祉事務所	養護老人ホーム静和園
連絡責任者	担当次長	主任生活相談員

２　甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、避難所の設置期間内はもとより、平時においても緊密な連絡調整を行うものとする。

（準用）

第１３条　この協定は、西都市国民保護計画においても準用する。

（有効期間）

第１４条　この協定の有効期間は、締結の日から令和３年３月末日までとする。ただし、有効期間満了の１か月前までに甲乙いずれからも書面による申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

（個人情報の保護）

第１５条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の個人情報を漏らしてはならない。

２　前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（協議）

第１６条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

令和２年４月１日

甲　西都市聖陵町２丁目１番地
西都市
西都市長　　押川　修一郎

乙　宮崎市丸島町２番 36 号
社会福祉法人　日章福祉会
理事長　　後藤　洋一

別表（第４条関係）

収容人数		その他の条件
短期	中長期	
６名	４名	

※概ね、「短期」とは３日以内、「中長期」とはそれを超える日数とする。

資料－３２　その１６

災害時等における福祉避難所の設置及び運営に関する協定

西都市（以下「甲」という。）と社会福祉法人　信和会（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下、「災害時等」という。）において、要配慮者及び介助者（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置及び運営について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等に、甲が乙に対し、乙の運営する福祉施設内において、要配慮者等が避難するための福祉避難所を設置し、運営することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「要配慮者」とは、避難所での生活において特別な配慮を要するものとして、福祉事務所長が福祉避難所への避難が必要であると認めた者とする。

（避難施設）

第３条　避難する施設は、次に掲げる施設とする。

西都市大字茶臼原字轟９４１番地１
特別養護老人ホーム幸楽荘

（受入れ可能人員等）

第４条　福祉避難所の収容可能人員等については別表に掲げるとおりとする。

（設置期間）

第５条　福祉避難所の設置期間は、福祉事務所長からの開設要請があり、乙が受託したときから開始し、福祉事務所長からの閉鎖通知の後、全ての入所者の退去をもって終了する。

（施設の使用の要請及び受託）

第６条　甲は、要配慮者等の避難のために、第３条に掲げる施設を使用することについて、乙に対し要配慮者等の住所、氏名、心身の状況、連絡先等の受入れに必要な情報を伝えると共に、協力を要請するものとする。

２　乙は、前項に規定する要請があったときは、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（要配慮者の移送等）

第７条　要配慮者の福祉避難所への移動は、原則として要配慮者が自身の責任において行う。ただし、移動にあたり支援が必要であると判断される場合には、甲又は自主防災組織等の支援者などが要配慮者を移送する。

２　前項による移送が困難な場合、甲は、乙に協力を要請できるものとし、乙は、可能な範囲で移送に協力するものとする。
３　第１項及び第２項の規定は、要配慮者が福祉避難所を退去する際にも準用するものとする。

（業務内容）
第８条　乙は、福祉避難所の設置及び運営にあたり、次に掲げる業務を履行するものとする。
(1)　要配慮者等の相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援
(2)　要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
２　乙は、前項第２号の体調急変等に自ら対処することが困難な場合、速やかに医療機関への緊急搬送など適切な措置をとるものとする。
３　第１項第２号は、甲及び要配慮者等の提供した情報に基づき行う。

（経費の負担）
第９条　福祉避難所としての使用にかかる管理運営に要する経費は、甲の負担とする。
２　前項の経費の額は、原則として災害救助法等関連法令・基準等の定めるところにより算定するものとする。

（経費の内容）
第１０条　甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した経費であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。
(1)　福祉避難所の設置及び維持管理に要する費用
(2)　介助員等に要する人件費
(3)　要配慮者等に要する食費
(4)　その他オムツ代等の乙が直接支払った費用
２　前項第４号に掲げるもののうち、次に掲げるもの以外の経費については、事前に甲に了承を得て購入するものとする。
(1)　オムツ代
(2)　移送費
(3)　クリーニング代
(4)　社会通念上、要配慮者の避難に最低限必要と判断されるもの

（経費の請求）
第１１条 乙は、福祉避難所の管理運営に要した費用について、福祉避難所状況報告（様式第１号）、避難者名簿（様式第２号）、要配慮者等受入に要した経費明細書（様式第３号）、食事提供表（様式第４号）、介助員勤務表（様式第５号）、その他直接支払い表（様式第６号）を甲に提出し、請求書（様式第７号）により請求を行うものとする。
２　前項に掲げる様式については、同等の内容であれば、乙の通常使用している帳票等をもって代えることができるものとする。
３　前条第１項第４号に掲げるものについては、領収書を添付するものとする。ただし、領収書を用意できないと認められる事情のある場合は、この限りでない。

（連絡調整）

第１２条　甲及び乙の連絡窓口は、それぞれ次のとおりとする。

	甲	乙
担　当　部　署	福祉事務所	施設課　相談支援室
連絡責任者	担当次長	生活相談員

２　甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、避難所の設置期間内はもとより、平時においても緊密な連絡調整を行うものとする。

（準用）

第１３条　この協定は、西都市国民保護計画においても準用する。

（有効期間）

第１４条　この協定の有効期間は、締結の日から令和３年３月末日までとする。ただし、有効期間満了の１か月前までに甲乙いずれからも書面による申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

（個人情報の保護）

第１５条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の個人情報を漏らしてはならない。

２　前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（協議）

第１６条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

令和２年４月１日

甲　西都市聖陵町２丁目１番地
西都市
西都市長　　押川　修一郎

乙　宮崎市大字島之内２７５２番地
社会福祉法人　信和会
理事長　　岡田　吉晴

別表（第４条関係）

収容人数		その他の条件
短期	中長期	
２０名	５名	

※概ね、「短期」とは３日以内、「中長期」とはそれを超える日数とする。

資料－３２　その１７

災害時等における福祉避難所の設置及び運営に関する協定

西都市（以下「甲」という。）と医療法人　隆徳会（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下、「災害時等」という。）において、要配慮者及び介助者（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置及び運営について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等に、甲が乙に対し、乙の運営する福祉施設内において、要配慮者等が避難するための福祉避難所を設置し、運営することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「要配慮者」とは、避難所での生活において特別な配慮を要するものとして、福祉事務所長が福祉避難所への避難が必要であると認めた者とする。

（避難施設）

第３条　避難する施設は、次に掲げる施設とする。

西都市大字穂北字東原５２５３－４

介護老人保健施設　菜花園

（受入れ可能人員等）

第４条　福祉避難所の収容可能人員等については別表に掲げるとおりとする。

（設置期間）

第５条　福祉避難所の設置期間は、福祉事務所長からの開設要請があり、乙が受託したときから開始し、福祉事務所長からの閉鎖通知の後、全ての入所者の退去をもって終了する。

（施設の使用の要請及び受託）

第６条　甲は、要配慮者等の避難のために、第３条に掲げる施設を使用することについて、乙に対し要配慮者等の住所、氏名、心身の状況、連絡先等の受入れに必要な情報を伝えると共に、協力を要請するものとする。

２　乙は、前項に規定する要請があったときは、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（要配慮者の移送等）

第７条　要配慮者の福祉避難所への移動は、原則として要配慮者が自身の責任において行う。ただし、移動にあたり支援が必要であると判断される場合には、甲又は自主防災組織等の支援者などが要配慮者を移送する。

２　前項による移送が困難な場合、甲は、乙に協力を要請できるものとし、乙は、可能な範囲で移送に協力するものとする。
３　第１項及び第２項の規定は、要配慮者が福祉避難所を退去する際にも準用するものとする。

（業務内容）
第８条　乙は、福祉避難所の設置及び運営にあたり、次に掲げる業務を履行するものとする。
(1)　要配慮者等の相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援
(2)　要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
２　乙は、前項第２号の体調急変等に自ら対処することが困難な場合、速やかに医療機関への緊急搬送など適切な措置をとるものとする。
３　第１項第２号は、甲及び要配慮者等の提供した情報に基づき行う。

（経費の負担）
第９条　福祉避難所としての使用にかかる管理運営に要する経費は、甲の負担とする。
２　前項の経費の額は、原則として災害救助法等関連法令・基準等の定めるところにより算定するものとする。

（経費の内容）
第１０条　甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した経費であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。
(1)　福祉避難所の設置及び維持管理に要する費用
(2)　介助員等に要する人件費
(3)　要配慮者等に要する食費
(4)　その他オムツ代等の乙が直接支払った費用
２　前項第４号に掲げるもののうち、次に掲げるもの以外の経費については、事前に甲に了承を得て購入するものとする。
(1)　オムツ代
(2)　移送費
(3)　クリーニング代
(4)　社会通念上、要配慮者の避難に最低限必要と判断されるもの

（経費の請求）
第１１条 乙は、福祉避難所の管理運営に要した費用について、福祉避難所状況報告（様式第１号）、避難者名簿（様式第２号）、要配慮者等受入に要した経費明細書（様式第３号）、食事提供表（様式第４号）、介助員勤務表（様式第５号）、その他直接支払い表（様式第６号）を甲に提出し、請求書（様式第７号）により請求を行うものとする。
２　前項に掲げる様式については、同等の内容であれば、乙の通常使用している帳票等をもって代えることができるものとする。
３　前条第１項第４号に掲げるものについては、領収書を添付するものとする。ただし、領収書を用意できないと認められる事情のある場合は、この限りでない。

（連絡調整）

第１２条　甲及び乙の連絡窓口は、それぞれ次のとおりとする。

	甲	乙
担　当　部　署	福祉事務所	菜花園　事務所
連絡責任者	担当次長	事務局長

２　甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、避難所の設置期間内はもとより、平時においても緊密な連絡調整を行うものとする。

（準用）

第１３条　この協定は、西都市国民保護計画においても準用する。

（有効期間）

第１４条　この協定の有効期間は、締結の日から令和３年３月末日までとする。ただし、有効期間満了の１か月前までに甲乙いずれからも書面による申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

（個人情報の保護）

第１５条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の個人情報を漏らしてはならない。

２　前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（協議）

第１６条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

令和２年４月１日

甲　西都市聖陵町２丁目１番地
西都市
西都市長　　押川　修一郎

乙　西都市御舟町１丁目７８番地
医療法人　隆徳会
理事長　　鶴田　曜三

別表（第４条関係）

収容人数		その他の条件
短期	中長期	
１０名	５名	

※概ね、「短期」とは３日以内、「中長期」とはそれを超える日数とする。

資料－３２　その１８

災害時等における福祉避難所の設置及び運営に関する協定

西都市（以下「甲」という。）と社会福祉法人　三星会（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下、「災害時等」という。）において、要配慮者及び介助者（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置及び運営について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等に、甲が乙に対し、乙の運営する福祉施設内において、要配慮者等が避難するための福祉避難所を設置し、運営することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「要配慮者」とは、避難所での生活において特別な配慮を要するものとして、福祉事務所長が福祉避難所への避難が必要であると認めた者とする。

（避難施設）

第３条　避難する施設は、次に掲げる施設とする。

西都市大字平郡５９８番地１

特別養護老人ホーム 三納の里

（受入れ可能人員等）

第４条　福祉避難所の収容可能人員等については別表に掲げるとおりとする。

（設置期間）

第５条　福祉避難所の設置期間は、福祉事務所長からの開設要請があり、乙が受託したときから開始し、福祉事務所長からの閉鎖通知の後、全ての入所者の退去をもって終了する。

（施設の使用の要請及び受託）

第６条　甲は、要配慮者等の避難のために、第３条に掲げる施設を使用することについて、乙に対し要配慮者等の住所、氏名、心身の状況、連絡先等の受入れに必要な情報を伝えると共に、協力を要請するものとする。

２　乙は、前項に規定する要請があったときは、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（要配慮者の移送等）

第７条　要配慮者の福祉避難所への移動は、原則として要配慮者が自身の責任において行う。ただし、移動にあたり支援が必要であると判断される場合には、甲又は自主防災組織等の支援者などが要配慮者を移送する。

２　前項による移送が困難な場合、甲は、乙に協力を要請できるものとし、乙は、可能な範囲で移送に協力するものとする。
３　第１項及び第２項の規定は、要配慮者が福祉避難所を退去する際にも準用するものとする。

（業務内容）
第８条　乙は、福祉避難所の設置及び運営にあたり、次に掲げる業務を履行するものとする。
(1)　要配慮者等の相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援
(2)　要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
２　乙は、前項第２号の体調急変等に自ら対処することが困難な場合、速やかに医療機関への緊急搬送など適切な措置をとるものとする。
３　第１項第２号は、甲及び要配慮者等の提供した情報に基づき行う。

（経費の負担）
第９条　福祉避難所としての使用にかかる管理運営に要する経費は、甲の負担とする。
２　前項の経費の額は、原則として災害救助法等関連法令・基準等の定めるところにより算定するものとする。

（経費の内容）
第１０条　甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した経費であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。
(1)　福祉避難所の設置及び維持管理に要する費用
(2)　介助員等に要する人件費
(3)　要配慮者等に要する食費
(4)　その他オムツ代等の乙が直接支払った費用
２　前項第４号に掲げるもののうち、次に掲げるもの以外の経費については、事前に甲に了承を得て購入するものとする。
(1)　オムツ代
(2)　移送費
(3)　クリーニング代
(4)　社会通念上、要配慮者の避難に最低限必要と判断されるもの

（経費の請求）
第１１条 乙は、福祉避難所の管理運営に要した費用について、福祉避難所状況報告（様式第１号）、避難者名簿（様式第２号）、要配慮者等受入に要した経費明細書（様式第３号）、食事提供表（様式第４号）、介助員勤務表（様式第５号）、その他直接支払い表（様式第６号）を甲に提出し、請求書（様式第７号）により請求を行うものとする。
２　前項に掲げる様式については、同等の内容であれば、乙の通常使用している帳票等をもって代えることができるものとする。
３　前条第１項第４号に掲げるものについては、領収書を添付するものとする。ただし、領収書を用意できないと認められる事情のある場合は、この限りでない。

（連絡調整）

第１２条　甲及び乙の連絡窓口は、それぞれ次のとおりとする。

	甲	乙
担　当　部　署	福祉事務所	三納の里
連絡責任者	担当次長	施設長

２　甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、避難所の設置期間内はもとより、平時においても緊密な連絡調整を行うものとする。

（準用）

第１３条　この協定は、西都市国民保護計画においても準用する。

（有効期間）

第１４条　この協定の有効期間は、締結の日から令和３年３月末日までとする。ただし、有効期間満了の１か月前までに甲乙いずれからも書面による申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

（個人情報の保護）

第１５条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の個人情報を漏らしてはならない。

２　前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（協議）

第１６条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

令和２年４月１日

甲　西都市聖陵町２丁目１番地
西都市
西都市長　　押川　修一郎

乙　西都市大字平郡 598 番地 1
社会福祉法人 三星会
理事長　　相澤　潔

別表（第４条関係）

収容人数		その他の条件
短期	中長期	
１０名	５名	水害時は対応不可

※概ね、「短期」とは３日以内、「中長期」とはそれを超える日数とする。

資料－３２　その１９

災害時等における福祉避難所の設置及び運営に関する協定

西都市（以下「甲」という。）と医療法人　暁星会（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下、「災害時等」という。）において、要配慮者及び介助者（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置及び運営について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等に、甲が乙に対し、乙の運営する福祉施設内において、要配慮者等が避難するための福祉避難所を設置し、運営することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「要配慮者」とは、避難所での生活において特別な配慮を要するものとして、福祉事務所長が福祉避難所への避難が必要であると認めた者とする。

（避難施設）

第３条　避難する施設は、次に掲げる施設とする。

西都市大字下三財８１２４番地８

介護老人保健施設　並木の里

（受入れ可能人員等）

第４条　福祉避難所の収容可能人員等については別表に掲げるとおりとする。

（設置期間）

第５条　福祉避難所の設置期間は、福祉事務所長からの開設要請があり、乙が受託したときから開始し、福祉事務所長からの閉鎖通知の後、全ての入所者の退去をもって終了する。

（施設の使用の要請及び受託）

第６条　甲は、要配慮者等の避難のために、第３条に掲げる施設を使用することについて、乙に対し要配慮者等の住所、氏名、心身の状況、連絡先等の受入れに必要な情報を伝えると共に、協力を要請するものとする。

２　乙は、前項に規定する要請があったときは、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（要配慮者の移送等）

第７条　要配慮者の福祉避難所への移動は、原則として要配慮者が自身の責任において行う。ただし、移動にあたり支援が必要であると判断される場合には、甲又は自主防災組織等の支援者

などが要配慮者を移送する。
２　前項による移送が困難な場合、甲は、乙に協力を要請できるものとし、乙は、可能な範囲で移送に協力するものとする。
３　第１項及び第２項の規定は、要配慮者が福祉避難所を退去する際にも準用するものとする。

（業務内容）
第８条　乙は、福祉避難所の設置及び運営にあたり、次に掲げる業務を履行するものとする。
(1)　要配慮者等の相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援
(2)　要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
２　乙は、前項第２号の体調急変等に自ら対処することが困難な場合、速やかに医療機関への緊急搬送など適切な措置をとるものとする。
３　第１項第２号は、甲及び要配慮者等の提供した情報に基づき行う。

（経費の負担）
第９条　福祉避難所としての使用にかかる管理運営に要する経費は、甲の負担とする。
２　前項の経費の額は、原則として災害救助法等関連法令・基準等の定めるところにより算定するものとする。

（経費の内容）
第１０条　甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した経費であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。
(1)　福祉避難所の設置及び維持管理に要する費用
(2)　介助員等に要する人件費
(3)　要配慮者等に要する食費
(4)　その他オムツ代等の乙が直接支払った費用
２　前項第４号に掲げるもののうち、次に掲げるもの以外の経費については、事前に甲に了承を得て購入するものとする。
(1)　オムツ代
(2)　移送費
(3)　クリーニング代
(4)　社会通念上、要配慮者の避難に最低限必要と判断されるもの

（経費の請求）
第１１条 乙は、福祉避難所の管理運営に要した費用について、福祉避難所状況報告（様式第１号）、避難者名簿（様式第２号）、要配慮者等受入に要した経費明細書（様式第３号）、食事提供表（様式第４号）、介助員勤務表（様式第５号）、その他直接支払い表（様式第６号）を甲に提出し、請求書（様式第７号）により請求を行うものとする。
２　前項に掲げる様式については、同等の内容であれば、乙の通常使用している帳票等をもって代えることができるものとする。
３　前条第１項第４号に掲げるものについては、領収書を添付するものとする。ただし、領収書を用意できないと認められる事情のある場合は、この限りでない。

（連絡調整）

第１２条　甲及び乙の連絡窓口は、それぞれ次のとおりとする。

	甲	乙
担　当　部　署	福祉事務所	並木の里
連絡責任者	担当次長	統括部長

２　甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、避難所の設置期間内はもとより、平時においても緊密な連絡調整を行うものとする。

（準用）

第１３条　この協定は、西都市国民保護計画においても準用する。

（有効期間）

第１４条　この協定の有効期間は、締結の日から令和３年３月末日までとする。ただし、有効期間満了の１か月前までに甲乙いずれからも書面による申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

（個人情報の保護）

第１５条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の個人情報を漏らしてはならない。

２　前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（協議）

第１６条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

令和２年４月１日

甲　西都市聖陵町２丁目１番地
西都市
西都市長　　押川　修一郎

乙　西都市大字下三財３３７８番地
医療法人　暁星会
理事長　　相澤　潔

別表（第４条関係）

収容人数		その他の条件
短期	中長期	
１０名	５名	食事と介護の提供は不可

※概ね、「短期」とは３日以内、「中長期」とはそれを超える日数とする。

資料－３２　その２０

災害時等における福祉避難所の設置及び運営に関する協定

西都市（以下「甲」という。）と社会福祉法人　百喜会（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下、「災害時等」という。）において、要配慮者及び介助者（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置及び運営について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等に、甲が乙に対し、乙の運営する福祉施設内において、要配慮者等が避難するための福祉避難所を設置し、運営することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「要配慮者」とは、避難所での生活において特別な配慮を要するものとして、福祉事務所長が福祉避難所への避難が必要であると認めた者とする。

（避難施設）

第３条　避難する施設は、次に掲げる施設とする。

西都市大字岩爪１６４５番地

特別養護老人ホーム　とのこおり荘

（受入れ可能人員等）

第４条　福祉避難所の収容可能人員等については別表に掲げるとおりとする。

（設置期間）

第５条　福祉避難所の設置期間は、福祉事務所長からの開設要請があり、乙が受託したときから開始し、福祉事務所長からの閉鎖通知の後、全ての入所者の退去をもって終了する。

（施設の使用の要請及び受託）

第６条　甲は、要配慮者等の避難のために、第３条に掲げる施設を使用することについて、乙に対し要配慮者等の住所、氏名、心身の状況、連絡先等の受入れに必要な情報を伝えると共に、協力を要請するものとする。

２　乙は、前項に規定する要請があったときは、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（要配慮者の移送等）

第７条　要配慮者の福祉避難所への移動は、原則として要配慮者が自身の責任において行う。ただし、移動にあたり支援が必要であると判断される場合には、甲又は自主防災組織等の支援者などが要配慮者を移送する。

２　前項による移送が困難な場合、甲は、乙に協力を要請できるものとし、乙は、可能な範囲で移送に協力するものとする。
３　第１項及び第２項の規定は、要配慮者が福祉避難所を退去する際にも準用するものとする。

（業務内容）
第８条　乙は、福祉避難所の設置及び運営にあたり、次に掲げる業務を履行するものとする。
(1)　要配慮者等の相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援
(2)　要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
２　乙は、前項第２号の体調急変等に自ら対処することが困難な場合、速やかに医療機関への緊急搬送など適切な措置をとるものとする。
３　第１項第２号は、甲及び要配慮者等の提供した情報に基づき行う。

（経費の負担）
第９条　福祉避難所としての使用にかかる管理運営に要する経費は、甲の負担とする。
２　前項の経費の額は、原則として災害救助法等関連法令・基準等の定めるところにより算定するものとする。

（経費の内容）
第１０条　甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した経費であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。
(1)　福祉避難所の設置及び維持管理に要する費用
(2)　介助員等に要する人件費
(3)　要配慮者等に要する食費
(4)　その他オムツ代等の乙が直接支払った費用
２　前項第４号に掲げるもののうち、次に掲げるもの以外の経費については、事前に甲に了承を得て購入するものとする。
(1)　オムツ代
(2)　移送費
(3)　クリーニング代
(4)　社会通念上、要配慮者の避難に最低限必要と判断されるもの

（経費の請求）
第１１条 乙は、福祉避難所の管理運営に要した費用について、福祉避難所状況報告（様式第１号）、避難者名簿（様式第２号）、要配慮者等受入に要した経費明細書（様式第３号）、食事提供表（様式第４号）、介助員勤務表（様式第５号）、その他直接支払い表（様式第６号）を甲に提出し、請求書（様式第７号）により請求を行うものとする。
２　前項に掲げる様式については、同等の内容であれば、乙の通常使用している帳票等をもって代えることができるものとする。
３　前条第１項第４号に掲げるものについては、領収書を添付するものとする。ただし、領収書を用意できないと認められる事情のある場合は、この限りでない。

（連絡調整）

第１２条　甲及び乙の連絡窓口は、それぞれ次のとおりとする。

	甲	乙
担　当　部　署	福祉事務所	施設
連絡責任者	担当次長	事務長・生活相談員

２　甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、避難所の設置期間内はもとより、平時においても緊密な連絡調整を行うものとする。

（準用）

第１３条　この協定は、西都市国民保護計画においても準用する。

（有効期間）

第１４条　この協定の有効期間は、締結の日から令和３年３月末日までとする。ただし、有効期間満了の１か月前までに甲乙いずれからも書面による申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

（個人情報の保護）

第１５条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の個人情報を漏らしてはならない。

２　前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（協議）

第１６条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

令和２年４月１日

甲　西都市聖陵町２丁目１番地
西都市
西都市長　　押川　修一郎

乙　西都市大字岩爪１６４５番地
社会福祉法人　百喜会
理事長　　鶴田　曜三

別表（第４条関係）

収容人数		その他の条件
短期	中長期	
３０名	１０名	短期受入はデイサービス休業日に限る

※概ね、「短期」とは３日以内、「中長期」とはそれを超える日数とする。

資料－３２　その２１

西都児湯広域市町村における災害時相互支援に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町及び都農町（以下「協定市町村」という。）の区域内で災害が発生した場合において、円滑に協定市町村間相互で応援し、その応急対策活動の万全を期すことを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１項に定める災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第２条第４項に定める武力攻撃災害をいう。

（相互応援）

第３条　協定市町村は、その区域内に災害が発生した場合、相互に応援するものとする。

（連絡窓口の体制）

第４条　協定市町村は、あらかじめ連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

（応援要請項目）

第５条　応援要請項目は、次のとおりとする。

（１）災害応急活動に必要な職員の派遣並びに車両及び資機材の提供

（２）食料品、飲料水及び生活必需品の提供

（３）避難及び収容施設並びに住宅の提供

（４）医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供

（５）その他応援のために必要な事項

（応援要請の手続き）

第６条　被災市町村の長は、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、口頭により行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（１）被害及び被害が予想される状況

（２）前条に掲げる応援要請項目の種類及び内容

（３）応援を希望する期間

（４）その他必要な事項

（応援の実施）
第７条　応援を行う協定市町村は、あらゆる手段を講じ、応援につとめるものとする。
２　前条の要請を待ついとまがないと判断される場合には、同条の要請を待たずに応援を行うことができる。この場合には、同条の応援要請があったものとみなす。

（応援部隊の指揮）
第８条　応援部隊は、応援を要請した協定市町村の長の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）
第９条　応援に要した経費は、原則として要請側が負担すべきものとする。
２　第７条第２項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた市町村と応援した市町村（以下「応援市町村」という。）が協議して定める。
３　第１項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請市町村から要請があった場合は、応援市町村は、一時繰替支弁するものとする。

（平常時の対応）
第10条　この協定に基づく応援が円滑に行われるように、協定市町村は、応援能力を相互に把握するため、年１回以上、連絡会議を開催し、必要な情報を交換するものとする。

（他の協定との関係）
第11条　この協定は、宮崎県市町村防災相互協定その他の協定を排除するものではない。

（協議）
第12条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書７通を作成し、各市町村は記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成20年10月6日

西都市
西 都 市 長

高鍋町
高 鍋 町 長

新富町
新 富 町 長

西米良村
西米良村長

木城町
木 城 町 長

川南町
川 南 町 長

都農町
都 農 町 長

資料－３２　その２２

災害時における物資供給に関する協定書

西都市（以下「甲」という。）とＮＰＯ法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協議事項の発効）

第２条　この協定に定める災害時の協力活動は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（調達物資の協力要請）

第３条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第４条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（１）別表に掲げる物資

（２）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第５条　第３条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第６条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第７条　物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

ただし乙が自ら運搬することが出来ない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮す

るものとする。

（費用の負担）
第８条　第６条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）
第９条　物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。
２　甲は前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）
第10条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換をおこない、災害時に備えるものとする。
第11条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）
第12条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了の通知をしない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成23年1月4日

甲　宮崎県西都市聖陵町２丁目１番地
西都市
西都市長

乙

別　表

災害時における緊急対応可能な物資

大　分　類	主　な　品　種
作　業　関　係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク 簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具 土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日　用　品　等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋 ホイル、ラップ、ウエットティッシュ、マスク バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾 簡易ライター、使い捨てカイロ
水　関　係	飲料水、水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

資料－３２　その２３

西都市における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）と西都市長（以下「市長」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第７７条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として、次の条項により協定を締結する。

（応援内容）

第１条　応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

（１）所轄施設の被害状況の把握

（２）情報連絡網の構築

（３）現地情報連絡員（リエゾン）の派遣

（４）災害応急措置

（５）その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第２条　西都市内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と西都市は相互に連絡するものとする。なお、市長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員を西都市に派遣し情報交換を行うものとする。この場合において、市長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）

第３条　局長は、市長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第４条　市長は、西都市内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局宮崎河川国道事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認したうえで、別紙－１の文書にて応援要請を提出するものとする。

２　局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、市長（市長からの指示を受けた西都市の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙－２の文書により応援内容を通知する。

（応援要請の手続ができない場合の応援）

第５条　西都市内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要する場合、かつ、応援要請に時間を要するときは、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長は、あらかじめ別紙－３の文書により応援内容を市長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等のため、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

（経費の負担）

第６条　第１条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

（１）災害初動時に第１条（１）、（２）及び（３）の応援を行う場合
九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。

（２）第１条（４）及び（５）の応援を行う場合
原則として西都市の負担とするが、第１条（４）の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当するときは、原則として九州地方整備局の負担とする。

① 大規模な災害と認められる場合

② 国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、又は非常体制を発令している場合

③ 被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧を含まない。）

④ 広域災害等であって、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、又は関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

（平常時の連絡）

第７条　九州地方整備局企画防災課及び宮崎河川国道事務所と西都市危機管理課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、局長と市長とが協議して定めるものとする。

２　この協定に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、西都市においては危機管理課長とする。

（運用）

第９条　この協定書は、平成２３年９月１６日から適用する。

平成２３年９月１６日

国土交通省九州地方整備局長

宮崎県西都市聖陵２丁目１番地
西　都　市　長

資料－３２　その２４

津波等緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定書

西都市（以下「甲」という。）と新富町（以下「乙」という。）と西日本高速道路株式会社九州支社都城管理事務所（以下「丙」という。）は、甲及び乙が地域防災計画の対象とする津波から地域住民等の生命を守るため、丙の管理する東九州自動車道（以下「高速道路」という。）の区域の一部を甲及び乙が一時的に使用すること（以下「一時使用」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、西都市及び新富町に津波が襲来し、又はそのおそれがある場合、及び河川の氾濫又はそのおそれがある場合に、丙の管理する高速道路区域の一部を地域住民等の緊急かつ一時的な避難場所として甲及び乙が使用することについて必要な事項を定める。

（使用目的）

第２条　甲及び乙は、西都市及び新富町内に津波が襲来し、又はそのおそれがある場合、及び河川の氾濫又はそのおそれがある場合で、地域住民等が所定の避難場所へ避難する時間的余裕がないときに、当該地域住民等の生命を守るための緊急かつ一時的な避難場所とし次条に定める区域を使用することができるものとする。

（使用区域）

第３条　甲及び乙が使用できる高速道路の区域（以下「使用区域」という。）は、次のとおりとする。

使　用　区　域	所　在　地
丙が管理する高速道路区域のうち別図に示す範囲	西都市黒生野

（地域防災計画への反映）

第４条　甲及び乙は本協定及び別途締結する覚書で定めた津波等緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する事項について関係機関と調整の上、甲及び乙の地域防災計画に速やかに反映させるものとする。

（目的外の使用の禁止）

第５条　甲及び乙は、使用区域を第２条の目的及びそれに付随する行為（甲乙丙の事前協議のもと行われる訓練を含む）以外には使用しないものとする。

（使用期間）

第６条　甲及び乙が使用区域を使用できる期間は、西都市内及び新富町内に津波が襲来し、又は宮崎県沿岸地域に津波警報が発令されるなど津波襲来のおそれが生じたときから津波による避難の必要がなくなったとき（宮崎県に発令された津波警報が解除されたときまでを限度とする。）及び河川氾濫のおそれが生じ甲乙から避難準備・勧告・指示等が発令されたときから解除されたときまでとする。

（使用料）

第７条　甲及び乙が第２条の規定及びそれに付随する行為（甲乙丙の事前協議のもと行われる訓練を含む）により使用区域を使用する際の使用料は、無償とする。

（現状復旧）

第８条　第２条の規定及びそれに付随する行為（甲乙丙の事前協議のもと行われる訓練を含む）による使用区域の一時使用に起因して高速道路区域内の道路施設が破損したときは、甲と乙

の協議の上、甲又は乙の負担により原形に復旧することを原則とし、その復旧方法については甲又は乙が丙と協議するものとする。

（安全対策）

第９条　甲及び乙は使用区域の使用に当たっては、避難方法及び避難者の安全確保について一切の責任を追うものとし、具体の安全対策について、丙と協議し、定めるものとする。

（平常時の運用）

第１０条　甲及び乙は第５条を遵守するための必要な処置について、丙と協議し、定めるものとする。

（事前対策）

第１１条　使用区域の使用に当たり、甲又は乙が丙の管理する道路施設の一部を改造し、若しくは改築しようとするとき、又は高速道路区域内に新たな施設を設けようとするときは、甲及び乙はあらかじめ丙と協議の上、道路法等関係法令の諸手続きをとるものとする。

２　甲及び乙は第２条の目的を達するために必要な限度で丙の施設を管理することができるものとし、その詳細は別途、甲乙丙協議するものとする。

（損害賠償）

第１２条　甲又は乙は、一時使用又は事前対策により丙に損害を与え、又は第三者と紛争を生じたときは、甲と乙の協議の上、速やかに丙に届け出て、甲又は乙の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決するものとする。

２　第２条の規定及びそれに付随する行為（甲乙丙の事前協議のもと行われる訓練を含む）による一時使用に伴い発生した第三者の損害及び事故等については、丙は一切の責任を負わない。

（協定の有効期間）

第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から３年間とする。ただし、有効期間の満了の日までに甲乙丙いずれからも申出がないときは、この協定は更に３年間延長するものとし、以後も同様とする。

２　甲乙又は丙は、この協定の有効期間満了前に正当な理由によってこの協定を解除しようとするときは、３０日前までに相手方に対し解除の申入れをしなければならない。

３　甲乙又は丙は、この協定の有効期間満了前に使用区域内のバス停施設の運用開始等に伴い、利用体系に変更が生じ、この協定を解除・変更しようとするときは、３０日前までに相手方に対し解除・変更の申し入れをしなければならない。

（定めのない事項等の処理）

第１４条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙丙協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を３通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２４年４月２６日

甲　西都市聖陵町２丁目１番地
西　都　市　長

乙

丙

資料－３２　その２５

宮崎県中部地区水道企業協議会災害時相互応援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号。以下「法」という。）第６７条第１項の規定の趣旨に基づき、宮崎県中部地区水道企業協議会（以下「協議会」という。）の会員（以下「会員」という。）が管理する水道施設（以下「水道施設」という。）において災害が発生した場合に、被災した会員の給水能力の復旧支援及び復旧までの間の飲料水の提供等、各会員相互間で行う支援活動について必要な事項を定めるものである。

ただし、この協定は「宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書（平成１０年７月２４日締結）」（以下「県覚書」という。）を基本とし、災害規模に応じた弾力的相互応援について補完するものである。

（定義）

第２条　この協定において「災害」とは、法第２条第１号に定める災害及び渇水等水道施設に重大な影響を及ぼす災害をいい、会員単独の水道施設の不具合による給水停止、漏水事故等による断水を包括していう。

（連絡担当者）

第３条　各会員は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を行う担当者を定めるものとする。

（応援の内容）

第４条　会員が行う応援活動は、次のとおりとする。

（１）応援職員の派遣
（２）応援給水の実施
（２）応急復旧の実施
（３）資機材の提供
（４）工事業者のあっせん
（５）前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

（応援の要請）

第５条　被災会員は、単独での対処が困難な場合、応援要請を行うものとし、各会員は、被災会員の応急復旧活動に全面的に協力するものとする。

ただし、大規模災害発生時で、多くの会員が被災するなど協議会独自での応援が困難な場合、県覚書に沿った応援要請を行うものとする。

（応援要請の方法）

第６条　被災会員が応援を要請する場合は、会長に次に掲げる事項を明らかにして口頭または文書（様式１）等により行うものとする。

ただし、口頭で要請した場合は、事後速やかに文書（様式２）を会長及び出動した会員に提出するものとする。

（１）被害の状況
（２）必要とする職員（要員）数
（３）必要とする資機材、物資等の内容
（４）応援の期間
（５）その他必要な事項

（応援の実施）
第７条　会長から応援を要請された会員は、事情が許す限り要請に応じなければならない。
２　応援を行う会員は、応援を要請した会員の指揮の元に行動するものとする。

（経費負担）
第８条　この協定に基づく応援に要した費用は、応援を受けた会員の負担とする。
２　工事業者の斡旋に要した費用は、当該工事業者を斡旋した会員の工事費算出方法によるものとする。ただし、会員間、工事業者それぞれ協議の上、工事費算出方法について定めた場合はこの限りでない。

（応急復旧用資機材等の情報共有）
第９条　会員は、常備している応急復旧用資機材の在庫情報（以下「資機材情報」という。）を共有するものとする。
２　資機材情報は、協議会が開く会議に合わせ以下の情報を文書（様式３）にて提出しなければならない。
（１）連絡担当者
（２）災害時応援可能資機材等の備蓄状況
（３）災害発生時応援可能職員数
３　資機材情報の提出回数は、年１回以上とし、情報に大幅な変更があった場合には、その都度直近の会議に合わせ提出するものとする。

（協議）
第10条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、協議会の課長等会にて協議して定めるものとする。

（適用）
第11条　この協定は平成２５年　４月　１日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書１０通を作成し、記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２５年　２月２２日

西 都 市 長（水道事業者）

川 南 町 長（水道事業者）

高 鍋 町 長（水道事業者）

木 城 町 長（水道事業者）

新 富 町 長（水道事業者）

一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団
企　業　長

西米良村長（水道事業者）

都 農 町 長（水道事業者）

綾　　町 長（水道事業者）

国 富 町 長（水道事業者）

災害対策基本法（抜粋）

（定義）
第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一　災害　暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

（他の市町村長等に対する応援の要求）
第六十七条　市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。
２　前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

資料－３２　その２６

九州市長会における災害時の相互支援体制について

平成２５年５月１６日
九州市長会総会申合せ

九州で大規模災害が発生した場合の各市相互間における災害支援（以下「相互災害支援」という。）の実施については、次の事項を基本とする。

1　相互災害支援の実施、支援体制の整備等に関する協議及び調整を行うため、九州市長会に相互災害支援に関する幹事会を置き、福岡市、北九州市、久留米市、佐賀市、長崎市、佐世保市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市及び那覇市を幹事市として組織する。

2　支援チームの編成、支援内容に関する被災市との協議その他の相互災害支援の実施における統括を行うため、幹事市のうちから支援リーダー市を選任する。

3　支援リーダー市の選任方法は、次のとおりとする。

⑴　地域性を考慮し、福岡市、北九州市、長崎市、熊本市、大分市及び鹿児島市を代表幹事市として選任する。

⑵　各代表幹事市は、定期的に輪番で支援リーダー市を務める。

⑶　支援リーダー市が被災市となった場合は、次順位の代表幹事市が支援リーダー市を代理する。

4　相互災害支援は、被災市において、当該市の職員のみによる対応が困難な場合に、当該市から要請に基づいて行う。

5　相互災害支援を実施する期間は、被災市において災害対策本部が設置されている間を目途に、災害の状況に応じて被災市と支援リーダー市とが協議して定める。

6　相互災害支援の実施における手続きは、次のとおりとする。

⑴　九州市長会は、大規模災害の発生時において、相互災害支援を必要とする被災市があると認められる場合は、当該被災市への意向確認を行い、相互災害支援を必要とする旨を確認したときは、その旨を支援リーダー市へ報告する。

⑵　⑴の報告を受けた支援リーダー市は、必要とする支援の内容について被災市と協議する。この場合において、災害の状況により被災市による支援内容の即時提示が困難なときは、支援リーダー市を中心とした調査チームが現地調査を行ったうえで支援プログラムを作成し、被災市に提示する。

⑶　支援リーダー市は、被災市からの支援要請内容に基づき、他の幹事市及び九州市長会と協議のうえ、速やかに幹事市（被災市を除く。）を中心とした支援チームを構成し、相互災害支援を実施する。この場合において、必要に応じ、幹事市以外の市に対し、支援チームへの

参加及び協力を要請する。

⑷　⑶の要請を受けた市は、可能な範囲内において、支援チームの活動に参加し、又は協力する。

7　相互災害支援の実施に要する経費は、派遣される職員の人件費を除き、原則として被災市の負担とする。ただし、6の⑵の規定により調査チームが被災市で現地調査を行う場合の旅費は、九州市長会の負担とする。

8　上記の申合せ事項のほか、相互災害支援に関し必要な事項は、幹事市による協議内容を踏まえ、会長が定める。

支援体制

九州市長会事務局　・発災直後、被災市へ支援の要否を確認（支援リーダー市へ報告）

↓

幹事会（幹事市）　・一定程度の人口規模を有する（政令市、中核市、特例市、県庁所在市）１１市で構成
・支援体制の整備等に関する協議及び調整
・相互災害支援の実施

↓

代表幹事市　・幹事市の中から地域性を考慮し選任された６市で構成
（福岡市、北九州市、長崎市、熊本市、大分市、鹿児島市）

↓

支援リーダー市　・代表幹事市が輪番で担当
（担当順：長崎市⇒福岡市⇒鹿児島市⇒熊本市⇒大分市⇒北九州市）
・支援（現地調査）チームの編成
・支援内容に関する被災市との協議
・その他、相互災害支援の実施における統括

支援のフロー図

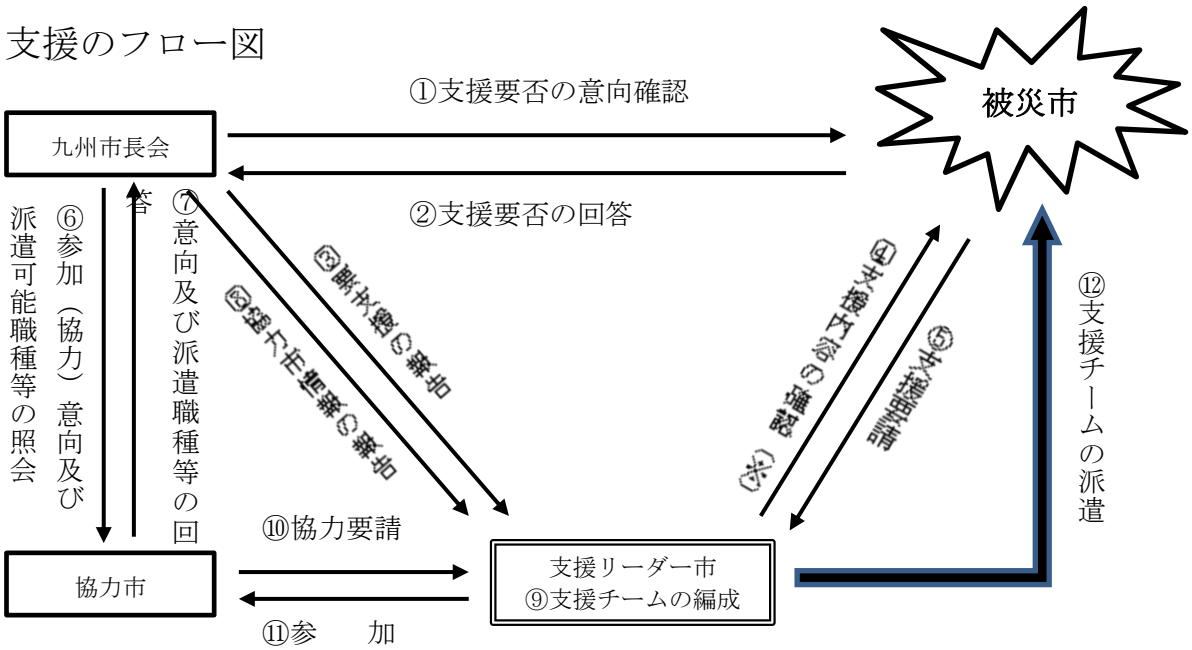

※④支援内容の確認について

⑴被災市から支援内容の即時開示が可能な場合

→支援内容について、支援リーダー市と被災市で協議

⑵被災市から支援内容の即時提示が不可能な場合

→支援リーダー市を中心に調査チームを編成し現地調査を実施し、支援プログラムを被災市に提示

資料－３２　その２７

災害時相互応援に関する協定書

宮崎県西都市と長崎県西海市は、災害時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、両市のいずれかの市域において災害等が発生した場合に、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう相互に応援を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　応援の内容は、次のとおりとする。

（１）　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供

（２）　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

（３）　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

（４）　救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

（５）　前各号に掲げるもののほか、被災した市から要請があった事項

（応援要請の手続）

第３条　応援を要請しようとする市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により応援を要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

（１）　被害の状況

（２）　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請するにあっては、物資等の品名及び数量等

（３）　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数等

（４）　応援を受ける場所及び応援を受ける場所への経路

（５）　応援を希望する期間

（６）　前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

（応援の実施）

第４条　応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

（自主的活動）

第５条　両市は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から応援が必要と判断される場合には、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、原則として応援を要請した市が負担することとし、これにより難いときは、その都度協議して定めるものとする。

（連絡体制）

第７条　両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、あらかじめ連絡担当部署を定め、平時から情報の交換を行うものとする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、記名押印の上各１通を保有する。

平成２５年７月６日

宮崎県西都市
西都市長

長崎県西海市
西海市長

資料－３２　その２８

大規模災害発生時における後方支援拠点に関する協定書

宮崎県（以下「甲」という。)と西都市（以下「乙」という。）は、他県等への応援要請が必要となる大規模災害発生時に、県内の被災地における救命・救助・消火・医療救護活動を迅速に行うとともに、その後の復旧活動等を行うため、自衛隊、警察、消防、ＤＭＡＴ等の広域支援部隊が迅速に参集する活動の拠点を確保するため、次のとおり協定書を取り交わす。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模災害が発生した場合において、乙が所有する施設を甲が占用する場合に必要な事項を定めるものとする。

（占用施設）

第２条　この協定において、占用する施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。

（１）　西都原運動公園（所在地：西都市大字三宅上の宮西地内）

（２）　清水台総合公園（所在地：西都市大字清水松元迫地内）

（要請）

第３条　大規模災害において、甲から乙に対して要請した上で、施設を占用できる。

（占用条件）

第４条　甲が乙の施設を占用する場合の使用料（施設によっては利用料金という。）は、原則免除とする。ただし、施設を占用する期間の経費（電気料、水道料等）については、甲の負担とする。

２　甲が、施設の占用を終える場合においては、甲の責任により原状回復を行うものとする。

（連絡体制等）

第５条　この協定の円滑な実施のため、甲及び乙は危機管理部局の連絡先を様式第１号により相互に交換するものとする。

２　乙は、施設の現状等を変更する場合は、甲にあらかじめ様式第２号により通知するものとする。

（平常時からの連携）

第６条　甲及び乙は、平常時より、この協定に基づく大規模災害の災害対策を円滑に実施するため、自衛隊等の関係機関による施設の現地調査に対して協力するとともに、施設を活用した訓練の実施に努めるものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、期間満了日の翌日からさらに１年間有効とし、以後もまた同様とする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義等が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、この証書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２５年１２月１７日

甲　宮　崎　県
　　宮崎県知事

乙　西　都　市
　　西 都 市 長

資料－３２　その２９

災害時におけるＬＰガス供給活動等に関する協定書

西都市（以下「甲」という。）と宮崎県ＬＰガス協会　西都支部（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合におけるＬＰガス供給活動等（以下「協力」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第６条に規定する指定地方公共機関の責務として行う乙の甲に対する協力について、円滑な実施を図るために必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害）

第２条　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、乙に協力を要請することができるものとする。

⑴　法第２３条第１項の規定又は西都市地域防災計画に基づき、西都市災害対策本部が設置された場合。

⑵　前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（協力の内容）

第３条　この協定により、甲が乙に要請する協力の内容は、次に揚げるとおりとする。

⑴　災害時に、甲が指定した避難所（西都市地域防災計画に基づき甲が開設したものをいう。）その他甲が必要とする場所において、乙の会員が保有する資材及び器具並びに避難者のための炊き出しや暖房を確保するために必要なＬＰガス（以下「ＬＰガス等」という。）を供給すること。

⑵　災害時に、乙及び乙の会員の業務に関連する範囲内で必要な被災調査を実施し、被害の状況等を甲に報告すること。

（協力の要請）

第４条　甲は、協力の要請をするときは、ＬＰガス等供給要請書（様式第１号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第５条　乙は、前条の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、他の業務に優先して協力を実施するものとする。

２　乙は、甲からの要請があったときは、直ちに協力を実施する者を乙の会員の中から選定し、甲に連絡するものとする。

３　前項により選定された者は、必要なＬＰガス等を準備し、速やかに協力体制をとるものとする。

４　乙及び乙の会員は、甲からの要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ協力体制及びＬＰガス等の整備に努めるものとする。

（ＬＰガス等の受け渡し）
第６条　乙は、第３条第１号の規定に基づいてＬＰガス等の供給をするときは、あらかじめ燃焼器具等の点検を行い、安全を確認した上で行うものとし、必要に応じて設置調整等を行うものとする。
２　乙は、ＬＰガス等を甲の指定する場所に搬送したときは、甲に納品書を交付するものとする。
３　甲は、前項の納品書と搬送されたＬＰガス等とを照合確認の上、引き取るものとする。

（協力の実施報告）
第７条　乙は、協力を実施したときは速やかにその旨を甲に報告し、当該業務の完了後速やかに甲に対してＬＰガス等供給実績報告書（様式第２号）を提出するものとする。

（費用の負担）
第８条　第３条に規定する協力の実施に要した費用については、甲が負担するものとする。ただし、同条第２号に揚げる業務に要した費用については、甲は、負担しないものとする。
２　前項の費用は、ＬＰガス及び消耗資機材の対価とし、価格及び支払方法については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（連絡責任者）
第９条　この協定に関する連絡責任者は、甲において危機管理課長、乙においては支部長とする。
２　甲は、第４条の規定による要求を行うに当たり、乙との連絡が図れない場合は、乙の会員に直接協力の要請を行うことができるものとする。この場合において、甲は、乙への連絡が回復し次第、速やかに乙にその旨を報告するものとする。

（具体的な活動内容に関する協議）
第１０条　この協定に基づく協力の実施に関する具体的な活動内容については、甲、乙協議の上、別に定めることができるものとする。

（協定の期間）
第１１条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日から起算して３０日前までに、甲又は乙から相手方に対して文書による協定終了の意思表示がない場合においては、更に１年間継続するものとし、以後この例による。

（疑義）
第１２条　この協定の各条項の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２７年　２月２４日

宮崎県西都市聖陵２丁目１番地

甲　西都市　西都市長

宮崎県西都市有吉町２丁目１６番地
乙　宮崎県ＬＰガス協会　西都支部　支部長

資料－３２　その３０

在日米軍再編に係る訓練移転先６基地関係自治体連絡協議会における大規模災害等の相互応援に関する協定

（目的）

第１条　この協定は、在日米軍再編に係る訓練移転先６基地関係自治体連絡協議会に加盟する市町村（以下「協定市町村」という。）において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被害を受けた協定市町村（以下「被災市町村」という。）独自では被災者の救援等の対策が十分に実施できない大規模な災害である場合に、協定市町村間の相互応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　この協定による応援の種類については、協定市町村が現に所有する物資等で応援可能な範囲に限るものとし、次の各号に揚げるとおりとする。

⑴　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

⑵　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

⑶　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

⑷　被災者を一時収容するための施設の提供

⑸　被災傷病者の受入れ

⑹　遺体を火葬するための施設の提供

⑺　救援、救助、応急復旧等に必要な職員の派遣

⑻　前各号に揚げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の手続き）

第３条　被災市町村は、協定市町村に応援を要請しようとする場合には、次の各号に揚げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

⑴　被害の状況

⑵　応援の種類

⑶　応援の具体的な内容及び必要量

⑷　応援を希望する期間

⑸　応援場所及びその経路

⑹　前各号に揚げるもののほか必要な事項

２　応援を受けた被災市町村は、応援を実施した協定市町村に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

（応援の実施）

第４条　前条第１項の規定により応援要請を受けた協定市町村は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村に連絡し、その後、直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

（応援経費の負担）

第５条　前条により応援に要した経費の負担区分は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする

⑴　第２条１号から第６号に揚げる応援に要する経費については、原則として被災市町村の負担とする。

⑵　第２条第７号に揚げる応援に要する経費については、応援市町村の負担とする。
⑶　第２条第８号に揚げる応援に要する経費については、その都度協議する。
２　被災市町村において前項の規定による経費の支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、被災市町村の要請により応援した協定市町村は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
３　前２項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定めるものとする。
（自主応援）
第６条　被災市町村との連絡がとれず、被災市町村から応援要請の依頼がない場合において応援の必要があると認めたときは、被災市町村の情報収集活動を行い、自主的に応援を行うことができる。
２　前項の応援に要した経費の負担については、前条の規定を準備する。ただし、被災市町村の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする協定市町村の負担とする。
（災害補償等）
第７条　第２条第７号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）の定めるところによる。
２　派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された協定市町村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。
（情報の交換等）
第８条　協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう物資等応援に必要な情報の交換を行うとともに、平常時から応援の受入体制の整備に努めるものとする。
（協議）
第９条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。
（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１か月前までにいずれからも申出がないときは、更に１年間延長し、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本協定書２１通を作成し、各協定市町村は記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２７年３月３１日

千歳市長
苫小牧市長
三沢市長
東北町長
六ヶ所村長
小美玉市長
かすみがうら市長
行方市長

鉾田市長
茨城町長
小松市長
加賀市長
能美市長
川北町長
築上市長
行橋市長
みやこ町長
宮崎市長
西都市長
新富町長
高鍋町長

資料－３２　その３１

後方支援拠点における発電機付き投光機の譲渡に関する協定書

宮崎県（以下「甲」という。）と西都市（以下「乙」という。）は、甲が購入し乙に譲渡する発電機付き投光機（以下「投光機」という。）について、次のとおり協定書を取り交わす。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模災害が発生した場合において、甲が乙に譲渡する投光機が正常に作動することを担保するため、譲渡後の管理等について必要な事項を定めるものとする。

（機種）

第２条　甲が購入し、乙に譲渡する投光機の機種は次のとおりとする。

バルーン投光機（インバータディーゼルエンジン発電機搭載）新ダイワ　ＳＢＬ１３３１ＤＧ―ＢＳ　２台

（保管場所）

第３条　投光機の保管場所については、次の後方支援拠点内の屋内施設とする。

西都原運動公園（所在地：宮崎県西都市大字三宅上の宮西）

（点検）

第４条　乙は、投光機の正常な動作を確認するため、定期的に点検するものとする。

（維持管理）

第５条　乙は、投光機が常時正常に作動するよう維持管理に努め、それにかかる費用（修理、燃料や消耗品の購入等）については、乙が負担するものとする。

２　乙は、投光機の主要部分にかかる修繕等を行った場合には、様式１により甲に報告するものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結日から２８年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、期間満了日の翌日からさらに１年間有効とし、以後もまた同様とする。

（協議）

第７条　この協定の定めのない事項、又はこの協定に定める事項に疑義等が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２７年６月２２日

甲　宮崎県　宮崎県知事

乙　西都市　西都市長

資料－３２　その３２

災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

西都市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者または帰宅困難者等（以下「被災者等」という。）通信手段の確保を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　本契約に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）を適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

２　本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ、定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を設置し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものという。

（通信機器の管理）

第３条　甲は、本協定にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第４条　甲は、特設公衆電話に必要な設備（電話機、端子板、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む、以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

２　屋内配線、保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとし、修復に係る費用は、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第５条　特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙お互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙１に定める様式をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第６条　甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

（定期試験の実施）
第７条　甲及び乙は、年に１回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙２「特設公衆電話の定期試験仕様書」に定める接続試験を実施するものとする。

（故障発生時の扱い）
第８条　甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）
第９条　特設公衆電話の開設については、甲乙協議の上決定するものとし、この決定があった場合、甲は特設公衆電話を速やかに開設し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、開設することができるものとする。

（特設公衆電話の利用料金）
第１０条　特設公衆電話の開設期間内の利用料金については、乙が負担するものとする。

（特設公衆電話の利用）
第１１条　甲は特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（特設公衆電話の利用の終了）
第１２条　特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、この決定があった場合、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、甲が避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

（目的外利用の禁止）
第１３条　甲は第７条に規定する定期試験及び第９条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。
２　乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。
３　甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合には、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。
４　前項の措置にもかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合には、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

（協議事項）
第１４条　本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上定めるものとする。

本協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその１通を保有する。

平成２８年３月１８日

甲　宮崎県西都市聖陵町２丁目１番地
西都市長

乙　宮崎県宮崎市広島一丁目５番３号
西日本電信電話株式会社　宮崎支店
宮崎支店長

西都市　事前設置特設公衆電話　一覧表

№.	施設名	回線数	所在地
１	宮崎医療福祉専門学校	１	西都市清水１０００
２	妻南小学校	２	西都市大字三宅１６６
３	西都原運動公園屋内練習場	２	西都市大字三宅３３９２
４	西都市役所南庁舎	１	西都市聖陵町２－２７
５	コミュニティセンター	２	西都市聖陵町２－２６
６	妻中学校	２	西都市大字右松２５３４
７	勤労青少年ホーム	１	西都市大字右松２６０６－１
８	西都市公民館	１	西都市大字右松２６０６－１
９	西都市民体育館	２	西都市大字妻１５０９
１０	西都市児童館	１	西都市大字下妻４
１１	西都市民会館	２	西都市大字小野崎２－４９
１２	妻北小学校	２	西都市大字右松２６８８
１３	妻高等学校	２	西都市大字右松２３３０
１４	西都商業高等学校	２	西都市調殿８８０
１５	穂北中学校	２	西都市大字南方２２７６
１６	穂北小学校	２	西都市大字南方２２９１
１７	穂北地区館	１	西都市大字南方２５７９－１
１８	茶臼原地区体育館	１	西都市大字茶臼原７０６
１９	茶臼原小学校	１	西都市大字穂北５２５３－４
２０	三納小中学校	２	西都市大字三納３２３１－５
２１	三納中学校跡	２	西都市大字三納３２５６
２２	三納地区館	１	西都市大字三納３３１２
２３	三納地区体育館	１	西都市大字三納１２５０６
２４	都於郡小学校	２	西都市大字鹿野田６１１１
２５	都於郡地区館	１	西都市大字鹿野田５０６８－１
２６	都於郡地区体育館	１	西都市大字鹿野田１５７０
２７	都於郡中学校	２	西都市大字岩爪２４２２
２８	都於郡地区南体育館	１	西都市大字荒武３８７７－１
２９	都於郡小学校山田分校	１	西都市大字山田３２５２
３０	三財小中学校	２	西都市大字下三財８１９５

No.	施設名	回線数	所在地
３１	三財中学校跡	2	西都市大字下三財８２４２
３２	三財地区館	1	西都市大字下三財５２１１－２
３３	三財地区体育館	1	西都市大字下三財５２１１－２
３４	銀鏡小学校跡	1	西都市上揚２－２
３５	銀上小・銀鏡中学校跡	1	西都市大字銀鏡４６６
３６	銀鏡集会所	1	西都市大字銀鏡８５
３７	東米良診療所	1	西都市大字中尾１７１－９
計	３７施設	５４回線	

資料－３２　その３３

後方支援拠点におけるエアーテントの譲渡に関する協定書

宮崎県（以下「甲」という。）と西都市（以下「乙」という。）は、甲が購入し乙に譲渡する資機材について、次のとおり協定書を取り交わす。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模災害が発生した場合において、甲が乙に譲渡する資機材が正常に使用できることを担保するため、譲渡の管理等について必要な事項を定めるものとする。

（機種）

第２条　甲が購入し、乙に譲渡する資機材は別表のとおりとする。

（保管場所）

第３条　資機材の保管場所については、次の後方支援拠点内の屋内施設とする。

西都原運動公園（所在地：西都市大字三宅上の宮西）

（点検）

第４条　乙は、資機材の正常な動作を確認するため、定期的に点検するものとする。

（維持管理）

第５条　乙は、資機材が常時正常に作動するよう維持管理に努め、それにかかる費用（修理、燃料や消耗品の購入等）については、乙が負担するものとする。

２　乙は、資機材の主要部分にかかる修繕等を行った場合には、様式１により甲に報告するものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、期間満了日の翌日からさらに１年間有効とし、以後もまた同様とする。

（協議）

第７条　この協定の定めのない事項、又はこの協定に定める事項に疑義等が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２８年１２月２８日

甲　宮崎県　宮崎県知事

乙　西都市　西都市長

別表

番号	品名	数量	単位	備考
1	エアロシェルター®ミニサイズ　外寸Ｗ９ｍ×Ｄ８．７６ｍ×Ｈ３ｍ	1	機	専用収納ケース、固定用ベルト、連結ファスナー　文字入れ　補修用クロス、展張シート、風速計付き
2	風速機　ＳＪＦ－２５０Ｌ－１	1	台	単相１００Ｖ－４００Ｗ
3	送風機カバー	1	組	折り畳み式、ケース付属
4	専用全面幕	2	枚	専用ケース付属
5	本体固定用ペグ	２０	本	専用固定具
6	専用幕固定用ペグ	１４	本	専用固定具
7	発電機　本田　ＥＵ－１６ｉ	1	台	燃料タンク３．６Ｌ、連続運転可能時間約８．１～３．４ｈ

資料－３２　その３４

電力設備にかかる災害対策に関する協定書

西都市（以下「甲」という）と九州電力送配電株式会社　高鍋配電事業所（以下「乙」という）は、西都市において、乙の所有する電柱・電線等電力設備（以下「電力設備」）の災害応急対策及び災害復旧（以下「災害復旧」）に関して次のとおり協定を締結する。

１　目　　的

甲と乙は、台風、風雪、洪水、地震害等による非常災害発生時には、被災情報の収集・提供等、情報連絡を密にするとともに、ライフラインの早期復旧を目的とした倒木等の道路啓開作業など、双方が緊密な連携を保ち、対応にあたるものとする。

２　連絡体制

甲と乙の連絡窓口は、それぞれ次のとおりとする

<table>
<tr><th>甲</th><th colspan="2">乙</th></tr>
<tr><td rowspan="3">西都市役所　危機管理課
通常時：0983-43-0380(危機管理)
0983-43-0381(建設課)</td><td>通常時</td><td>コールセンター
0120-986-961</td></tr>
<tr><td rowspan="2">災害時</td><td>対策部　広報班（停電等、情報連絡窓口）</td></tr>
<tr><td>対策部　復旧班（道路啓開等、復旧対応窓口）</td></tr>
</table>

３　提供する情報

提供する情報は次のとおりとするが、定めない事項についても、災害対策のために必要と思われる情報は甲乙ともに積極的に提供するものとする。

	西都市 ⟶ 九電送配	九電送配 ⟶ 西都市
台風襲来前	・道路状況（交通規制他）	・事前広報（台風接近お知らせ等）
台風通過中	・道路状況（通行止め等）	・対策部設置、停電状況等
台風通過後 地震発生後	・道路状況（崖崩れ、道路決壊等） ・電柱倒壊、電線断線等電力設備の被害状況、パトロール者等で判る範囲とする	・停電状況 ・被害状況（倒木等による復旧支障箇所） ・復旧状況
復旧時	・道路状況（通行止め及び道路啓開計画に関する情報）	・停電状況（適宜） ・復旧見込み

（注）情報連絡は電話又はファックスにより行う。

４　災害発生時における施設借用

乙は、電力設備の被害が甚大な場合、甲に対して下記事項について協力を依頼することができる。

(1) 活動、待機及び宿泊場所としての施設の借用

ア　乙は動員した復旧要員の活動、待機及び宿泊場所の確保が困難な場合は、甲に対し甲の所有す

る施設（以下「市有施設」）の借用を依頼することができる。

ｲ　上記施設が何らかの事情により使用不能の場合は、乙は甲に対し他の適用可能な施設の借用を依頼することができる。

(2)復旧資機材置場の借用

乙は復旧資機材置場の確保が必要な場合は、甲に対し敷地の借用を依頼することができる。

(3) ヘリコプター発着場の確保

乙は大規模災害により復旧要員や復旧資機材（配電復旧車両含む）等の運搬又は電力設備巡視のためにヘリコプターを使用する場合、甲に対しヘリコプター発着場として市有施設の使用を依頼することができる。

〔災害発生時の復旧人員の西都市における受入れ施設一覧〕

【待機および宿泊箇所】

施　設　名	所　在　地	電 話 番 号
西都原運動公園屋内練習場	西都市大字三宅３３９２	0983-43-0380

【駐車場】

施　設　名	所　在　地	電 話 番 号
西都原運動公園	西都市大字三宅	0983-43-0380

【復旧資機材置場】

施　設　名	所　在　地	電 話 番 号
西都原運動公園敷地内	西都市大字三宅	0983-43-0380

【ヘリコプター発着場】

施　設　名	所　在　地	電 話 番 号
西都原運動公園	西都市大字三宅	0983-43-0380

(注)受入れにあたっては、県と使用スペースを協議し上記施設を使用することを基本とするが、市全域にわたる災害が発生し当該施設が使用できない場合は、使用施設を再度調整する。

５　道路啓開

(1)倒木時の道路啓開

乙は、甲が管轄する道路において、倒木等により乙の復旧に支障が生じる場合、甲へ速やかに連絡し、甲は道路啓開を行う。ただし、電力設備への掛かり木がある場合は、乙により電気的安全対策を施した上で処理する。

やむを得ず、乙にて処理する場合は、ライフライン復旧に必要最低限の処理とし、処理後の樹木は道路脇へ残置する。残置した樹木は後日甲が処理する。

(2)電柱倒壊および電線断線時等の道路啓開

甲は電力設備により甲が管轄する道路の交通支障が発生又は発生する恐れがある場合、速やかに乙へ連絡し、乙により道路啓開を行う。ただし、大規模な被害が発生し、電力設備が付近一帯の瓦礫と同等程度となった場合、甲は乙へ了解なく道路啓開に必要な排除をできるものとする。

6　復旧作業

(1) 電力復旧の考え方

緊急かつ直接的に人命に関わる施設、国・自治体による災害復旧活動上の重要施設、経済社会の基幹的機能を有する施設への送電を優先して復旧する。

(2) 高圧（低圧）発電機車設置についての事前調整

配電設備の復旧に長時間を要する場合で、甲の要請により発電機車による緊急送電の必要がある場合は、設置箇所および優先順位について甲と乙で協議する。

(3) 電力設備復旧作業の考え方

災害時の復旧作業は早期送電を図るため、全て応急復旧工法とする。復旧完了後可能な限り速やかに本復旧を行う。

7　広　　報

(1) 平常時の広報

乙は、災害による電柱倒壊、電線断線等による公衆感電事故を未然に防止するため、甲の広報紙に啓発記事の掲載を依頼することができる。

(2) 災害が予想される場合及び災害発生時の広報

乙は、災害が予想される場合及び災害発生時において、甲の広報手段により次の広報を要請することができる。

ｱ　断線した電線を触ることによる感電事故の防止

ｲ　電力設備の被害状況

ｳ　停電の発生状況

ｴ　復旧見込み等

8　市有施設利用に関するその他の事項

(1) 乙は、市有施設利用にあたっては、甲が定める使用可能範囲に従い、立入禁止区域には立ち入らない。

(2) 乙は、甲が定める市有施設利用にあたっての指示事項について、確実にそれを遵守する。

(3) 乙は、市有設利用中に設備に損傷を与えた場合は、乙にて補修する。

(4) 乙は、臨時電話、ファックス等必要什器類を市有施設内に設置する場合は事前に甲と協議するものとする。

9　協力の範囲について

乙が甲に依頼する協力の範囲は、甲の災害時の実情を考慮した実施可能な範囲とする。

10　そ の 他

(1) この協定の有効期間は、毎年度末までとし、有効期間満了日の３０日前までに甲乙いずれからも文書による申出がないときは、更に１年間延長するものとし、以後も同様とする。

(2) この協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲・乙協議の上決定するものとする。

(3) この協定の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　西都市聖陵２丁目１番地

西　都　市　長　　押　川　修　一　郎

乙　児湯郡高鍋町大字北高鍋３４９２番地４

九州電力送配電株式会社
高鍋配電事業所長　　木　佐　貫　　亨

資料－３２　その３５

災害発生時等における西都市と西都市関係郵便局との協力に関する協定

西都市（以下「甲」という）と西都市内郵便局及び宮崎中央郵便局（以下「乙」という）は、西都市内において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害時又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第２条第４号に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、若しくは発生のおそれがある場合に必要な事項に関して、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定を締結する。

なお、平成１０年２月２３日に甲と乙の間で締結した「災害時における西都市、西都市内郵便局の相互協力に関する覚書」は、本協定締結日の前日を以ってその効力を失うものとする。

（協力要請）

第１条　甲及び乙は、災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1)緊急車両等としての車両の提供
（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2)甲又は乙が収集した被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の相互提供

(3)甲又は乙が有する避難所開設状況等の情報の相互提供

(4)郵便局ネットワークを活用した広報活動

(5)災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除
ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
エ　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(6)乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(7)避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項（注）

(8)災害救助法適用時における株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(9)前各号に揚げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(10)安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（注）避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第２条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第３条　第１条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

（情報の交換）

第４条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第５条　この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲　西都市危機管理課長

乙　日本郵便株式会社　三財郵便局長

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、締結の日から2019年3月末日までとし有効期間満了日の１ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による申出がないときは、更に１年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自１通を保有する。

２０１８年　　月　　日

甲　住所　宮崎県西都市聖陵町２丁目１番地

西都市長

乙　住所　宮崎県西都市下三財３３６２－１

西都市関係郵便局

代表　日本郵便株式会社

三財郵便局長

郵便局一覧（別表）

通番	局名	住所	電話番号
１	三財	西都市下三財３３６２－１	４４－５０５８
２	銀鏡	西都市銀鏡６８７－１	４６－２０２０
３	瓢丹渕	西都市尾八重９－２３	４９－３３４２
４	杉安	西都市南方２９７－５	４２－２５９１
５	上穂北	西都市穂北５８７２－１０	４２－２５９０
６	西都三宅	西都市三宅２４８４－３３	４２－２５９２
７	都於郡	西都市都於郡町５６２２	４４－５００４
８	三納	西都市三納１２５００－１２	４５－１００４
９	上三財	西都市上三財５４３８－４	４４－５０５６
１０	西都	西都市中央町２－３１	４３－０８４２
１１	宮崎中央	宮崎市高千穂通１－１－３４	０９８５－６１－８１６１

資料－３２　その３６

災害時における応急対策業務等に関する応援協定書

西都市（以下「甲」という。）と児湯広域森林組合（以下「乙」という。）とは、西都市内において、非常災害が発生した場合の応急対策業務等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における市民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策業務等について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要事項を定めることを目的とする。

（応急対策業務等の内容）

第２条　この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務等の内容は、次のとおりとする。

⑴倒木等の伐採・除去作業

⑵山火事等の消火作業協力

⑶その他、甲が必要と認める緊急応急作業

２　前項の業務を迅速に行うため、被災状況に応じ、甲・乙協議のうえ、活動内容を定めるものとする。

３　乙は第１項の業務に必要な人員、建設機材及び資材を確保するものとする。

（協力要請）

第３条　甲は、前条の目的を達成するために、乙の協力が必要と認めたときは、乙に協力を要請する。

２　乙は、甲の要請があった場合、実施可能な範囲において甲に協力する。

３　甲は、乙が災害支援活動を実施するために必要な情報を提供する。

４　甲は、乙に要請するにあたり、災害支援活動に緊急性及び協力活動の内容等を勘案して、乙に関係する従業員等の中から災害支援活動を行う者を指定することができる。

５　甲が乙に連絡することが不可能な場合は、甲は乙に関係する従業員等に直接協力要請を行うことができるものとし、連絡が可能となり次第、甲は乙にその旨を速やかに通報する。

（協力要請の方法等）

第４条　第３条の規定に基づく甲の乙に対する協力要請は、次に掲げる事項を記載した災害応急対策業務等要請書（別記様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭、電話等により要請することができるものとし、その後、遅滞なく文書を送付するものとする。

⑴災害の状況及び応急対策業務等の内容

⑵応援を必要とする日時、場所

⑶現地連絡責任者

⑷その他必要な事項

２　前項の協力要請に係る事務は、甲が乙と協議の上、処理するものとする。

（連絡責任者）

第５条　この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲　危機管理課長

乙　事業部長

（協力体制の整備）

第６条　乙は、第１条の目的を達成するため、組合の協力体制を整備し、その内容を甲の連絡責任者に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

２　甲及び乙は、想定される事態、災害時の体制及び情報伝達の方法・手段等について情報交換を行い、地域の実情に応じた協力関係の構築に努めるものとする。

（資機材等の提供）

第７条　乙は、甲の要請があったときは、通常業務に支障のない範囲内で資機材等を提供するものとする。

（活動の報告）

第８条　乙は、第２条の応急対策業務等を行った場合には、甲に対し、速やかに報告を行い、その終了後に、災害応急対策業務等終了報告書（別記様式第２号）を提出しなければならない。

（費用の請求）

第９条　乙は、第２条の応急対策業務等に要した費用を前条の報告書を提出する際に甲に請求する。

（費用の負担）

第１０条　甲は、乙から費用の請求があった場合には、甲乙協議により算出し、乙に支払うものとする。

２　資材単価については市場価格とする。

（補償）

第１１条　この協定に基づき応急対策業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償については、労働災害に関する関係法令の適用がある場合を除き、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和 42 年西都市条例第 16 号）に定めるところによるものとする。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第１３条　この協定の有効期間は、締結の日から毎年度末までとし、有効期間満了の３０日前までに、甲乙いずれからも書面による申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙双方が押印の上、各自１通を保有する。

年　　月　　日

甲　　西都市聖陵町２丁目１番地
西都市長

乙　　西都市小野崎１丁目１８番地
児湯広域森林組合
代表理事組合長

資料－３２　その３７

災害時の応急対策に関する協定書

西都市（以下「甲」という。）と株式会社 日南（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、西都市内で地震、風水害等による大規模災害が発生した場合において、被災者の避難生活の支援等に関わる応急対策の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　甲は、災害時に次の各号に掲げる応急対策協力が必要とされる場合は、乙に対して協力を要請することができる。この場合において、乙は実施可能な範囲で協力するものとする。

（１）被災者の入浴のために乙の入浴施設を開放すること。

（２）被災者のために乙の温泉施設のレストランで食事の提供をすること。

（３）応急給水活動のために乙から飲料水の提供を受けること。

（４）救援物資集積所又は仮設テント設置所として乙の敷地を使用すること。

（要請の手続き）

第３条　甲は、前条の要請を行う場合においては、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（１）要請する理由

（２）要請する協力の内容

ア　使用する施設、施設を利用する者の数及び期間

イ　入浴施設の使用期間及び時間

ウ　提供を受ける飲料水の量及び期間

エ　その他必要な事項

２　前項の要請があった場合、乙は、提供可能な内容を甲に通知するものとする。

（経費の負担）

第４条　第２条に規定する応急対策協力に係る費用については、第２条第１号、第３号及び第４号については無償とし、第２条第２号については、実費とし甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（円滑な運用）

第５条　甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定めるとともに、密に情報交換を行うものとする。

（有効期間）

第６条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成３２年３月３１日までとする。

ただし、この期間満了の１か月前までに甲乙いずれからも終了の意志表示がないときは、有効期間満了の翌日から１年間延長されたものとみなし、その後においても同様とする。

（協議事項）
第７条　本協定に定めがない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議し、決定するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３１年４月１７日

甲　　西都市聖陵町２丁目１番地

西都市長

乙　　神奈川県綾瀬市吉岡東１－１４－１３

株式会社 日南
代表取締役

資料－３２　その３８

西都地域気象観測所の被災時における一時的な土地使用に関する協定

西都地域気象観測所は、宮崎県西都・高鍋地区を代表する観測地点であるが、大地震や大雨等による大規模災害の被災想定地域に立地しており、被災し観測不能となった場合には、復旧作業や避難生活を支援するため、速やかに観測装置を代替地（以下「土地」という。）に設置し気象観測を継続することが必要である。

このため、臨時観測所としての一時的な土地使用について、西都市（以下「甲」という。）と宮崎地方気象台（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

記

１．臨時観測所設置のための土地の所在

臨時観測所の設置場所は次のとおりとし、うち一か所の別紙に示す位置に可搬型観測装置を設置する。なお、すべての設置場所の使用が困難となった場合は、新たに代替地を選定することとする。

優先順位第１位　西都市大字清水松元迫地内　清水台総合公園

優先順位第２位　新町２丁目４０番地　新町街区公園

優先順位第３位　西都市大字三宅上の宮西地内　西都原運動公園

２．使用期間

使用期間は、臨時観測所の運用開始日から１年とする。ただし、当該期間を延長する必要があれば、甲乙協議の上延期することができるものとする。

３．諸手続き

乙は、土地使用にあたっては甲へ使用申請並びに都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)、西都市都市公園条例（昭和 52 年 6 月 29 日西都市条例第 26 号）等に定める都市公園の占用許可申請等を提出しなければならない。ただし、乙が本協定の目的を達するために必要と認められる場合には、これらを、電話連絡等簡便な方法によって行い、後日、所定の方法によって処理することができるものとする。

４．費用の負担

土地使用に係る費用は無償とし、臨時観測所の設置及び運用に要する費用は乙が負担するものとする。

５．返還

臨時観測所を撤去する際は、乙は当該箇所を原状回復し、甲の確認後引き渡すものとする。

６．連絡責任者

この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲　西都市危機管理課長

乙　宮崎地方気象台防災管理官

７．その他

この協定に定められていない事項、又は疑義が生じた場合、若しくは改正等を要する場合は、甲・乙協議の上処理する。

附則

この協定は、令和２年２月３日から施行する。

本書面を２通作成し、甲乙記名捺印の上、各自１通を保有する。

以上

令和２年１月３１日

西都市

西都市長

宮崎地方気象台

宮崎地方気象台長

資料－３２　その３９

聖陵会館の避難所としての使用に関する覚書

西都市（以下「甲」という。）と宮崎県立妻高等学校聖陵会（以下「乙」という。）、宮崎県立妻高等学校（以下「丙」という。）は、災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が聖陵会館を避難所として使用する場合の管理、運営方法等について次のとおり覚書を締結する。

（避難施設）

第１条　この覚書において避難施設とは、聖陵会館及び駐車場をいう。

（施設の使用）

第２条　甲は、災害時等に限り、聖陵会館を避難所及びその関連業務に使用できるものとする。

（鍵の貸与）

第３条　乙は、丙を通じて甲に聖陵会館の鍵（以下「鍵」という。）を貸与するものとする。

２　甲は、貸与された鍵を複製してはならない。

３　甲は、貸与された鍵の管理者を定め、安全な保管場所で善良な管理で適正に保管し、その保管場所を乙及び丙に届け出なければならない。

４　この覚書が解除となった場合には、甲は速やかに鍵を丙を通じて乙に返還しなければならない。

（鍵の使用等）

第４条　甲は、鍵の管理及び使用状況、その他鍵に関する事項について、乙及び丙から報告を求められたときは、これに応じなければならない。

（責任の所在等）

第５条　甲は、聖陵会館を避難所及びその関連業務に使用する場合には、善良な管理、注意をもって、適正に使用するものとする。

２　甲が避難施設を避難所又はその関連業務に使用している際に、甲、避難者及び避難関係者が避難施設、備品、その他の物品に損害を与えた場合には、甲が責任を負う。

３　乙及び丙は、避難施設を使用に供した際に、避難者その他の者に生じた損害についていかなる責任も負わない。

（使用場所）

第６条　甲は、あらかじめ丙が指定した場所以外は使用しないものとする。

（教育環境の維持）

第７条　甲と丙は、避難施設の使用に際し、丙の教育環境に支障が出ないよう、緊密に連絡し合い、意思疎通を図るものとする。

２　甲は、避難施設を使用しようとするときは、事前に丙の了解を得なければならない。

３　前項の規定にかかわらず、丙に連絡がつかない場合又は連絡する余裕がない場合には、丙の事前の了解を得ずに避難施設を使用することができるものとする。この場合において、甲は可

能な限り早期に丙に報告するものとする。

（原状回復）

第８条　甲は、避難施設の使用を完了したときは、これを原状に回復しなければならない。この場合において避難施設に損傷、その他の異常を認めたときには、直ちに、乙及び丙に報告し、その原因が第５条第２項に該当する場合には、乙及び丙の指示に従って原状回復又は損害の賠償をしなければならない。

（使用料）

第９条　甲は、聖陵会館を避難所として使用した場合には、丙を通じて別途定める額の使用料を乙に支払うものとする。

（連絡調整）

第１０条　甲、乙、丙は、避難施設の避難所としての適切な運営のために必要な情報について、その使用時はもとより、平時においても相互に提供するものとする。

２　　この覚書に関する内容を相互に確認するため、甲、乙、丙は、年1回以上連絡を行うものとする。

（連絡責任者）

第１１条　甲、乙、及び丙は、この覚書に定める事項を確実に履行するため、連絡責任者を置くものとする。

２　　前項の連絡責任者は、甲にあっては危機管理課長、乙にあっては聖陵会会長、丙にあっては教頭とする。

（覚書の有効期間）

第１２条　この覚書は、作成の日から施行し、甲、乙、丙のいずれかから解除の申し出がない限り継続するものとする。

（その他）

第１３条　この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲、乙、丙協議の上、決定するものとする。

この覚書は、３通を作成し、甲乙丙記名押印の上、それぞれ１通を所持するものとする。

令和２年　３月３１日

甲　西都市聖陵町 2 丁目 1 番地
西都市
西都市長

乙　西都市大字右松 2330 番地
宮崎県立妻高等学校聖陵会
会長

丙　西都市大字右松 2330 番地
宮崎県立妻高等学校
校長

資料－３２　その４０

災害に係る情報発信等に関する協定

西都市（以下「甲」という。）およびヤフー株式会社（以下「乙」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第 1 条（本協定の目的）

本協定は、甲内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第 2 条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、甲および乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
   (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
   (2) 甲が、市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (3) 甲が、市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (4) 甲が、災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (5) 甲が、市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
2. 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第 1 項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第 3 条（費用）

前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第 4 条（情報の周知）

乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第 5 条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第 6 条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第 7 条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

令和２年　６月１７日

甲：宮崎県西都市聖陵町 2 丁目 1 番地
西都市
西都市長

乙：東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
ヤフー株式会社
代表取締役

資料－３２　その４１

防災パートナーシップに関する協定書

西都市（以下「甲」という。）と株式会社テレビ宮崎（以下「乙」という。）は、災害時における災害及び防災に関する情報の発信ならびに平常時における災害予防対策について、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

この協定は、西都市内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙の協力を得て迅速に災害及び防災に関する情報を周知すること等により、災害による被害の軽減を図り、もって住民の安全の確保に寄与することを目的とする。

第2条（定義）

この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害…暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、感染症、その他の異常な自然現象又は大規模な火事、若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

(2) 防災…災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐことをいう。

第3条（緊急情報発信要請）

甲は、第1条の目的を達成するため、災害及び防災に関する情報の伝達を行う必要があると認めるときは、乙に対し、これを要請することができる。（以下「要請」という。）

第4条（要請の手続）

1. 甲は、前条の規定により緊急情報発信を要請するときは、乙に対し、次に掲げる事項を記載した甲が別に定める緊急情報発信要請書（以下「要請書」という。）をＦＡＸ又は電子メール等により送信するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、乙に対し、口頭又は電話により要請することができる。
   (ア)災害の種類
   (イ)放送・発信の要請の理由
   (ウ)放送・発信を求める事項
   (エ)その他甲が必要と認める事項

2. 本協定の規定により口頭又は電話により要請を行ったときは、甲は、当該要請後に、遅滞なく要請書を送信するものとする。

第5条（緊急情報発信の実施）

1. 乙は、前2条の規定により甲から要請を受けた場合は、被害の程度やその時間帯の状況に応じて、可能な限り下記に示す情報発信を行う。
   (ア)ＵＭＫホームページでのＬアラート（地域情報コモンズ）情報の掲載
   (イ)「宮崎ニュースＵＭＫ」での情報配信（インターネット、ＵＭＫアプリ）
   (ウ)データ放送での情報発信
   (エ)インターネットライブ配信
   (オ)地上波テレビでの放送
2. 乙は、前項の規定による情報発信を原則として無償で行うものとする。

第6条（平常時の取組）

1. 乙は、平常時において、甲が実施する災害予防対策のため、甲に対し災害に関する映像を提供する等、乙の可能な範囲で協力する。
2. 甲は、乙が本協定の趣旨に基づき災害予防対策に資する報道活動を行うときは、乙に対し甲の所有する映像や資料を提供する等、甲の可能な範囲で協力する。

第7条（運用連絡表）

1. 甲及び乙は、要請を円滑に行うとともに、情報発信を迅速かつ的確に行うため、相互の連絡責任者、連絡先、通信方法等を記載した防災パートナーシップに関する協定書の運用連絡表（以下「連絡表」という。）を、協議の上作成するものとし、毎年4月に記載事項が最新であることを確認する。
2. 甲及び乙は、連絡表の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に通知するとともに、必要に応じて協議の上、連絡表を更新するものとする。

第8条（協定の期間）

この協定は、その締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が相手方に対し文書によりこの協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

第9条（協議事項）

この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その１通を保有する。

令和2年10月23日

甲　西都市聖陵町2-1
西都市長

乙　宮崎市祇園2丁目78番地
株式会社テレビ宮崎
代表取締役社長

資料－３２　その４２

災害時における物資供給に関する協定

西都市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条　この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第2条　甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるとき　は、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

(1) 西都市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 西都市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第3条　乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第4条　甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

(1)「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条　第２条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

２　前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第６条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条　乙は、第２条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第7条　物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

（運搬および引渡し）

第8条　乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

２　物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

３　甲は、前項の職員の派遣を西都市長その他甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（車両の通行）
第9条　甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

（代金の支払い）
第10条　乙は、第８条第２項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

（連絡責任者）
第11条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては西都市危機管理課とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

（担当者名簿の作成）
第12条　甲および乙は、この協定の成立の日および毎年４月１日現在の事務担当者名簿（別紙②）を作成し、相互に交換するものとする。
２　前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

（情報の交換）
第13条　甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協議）
第14条　この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第15条　この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書２通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その１通を所持する。

令和　３年　５月２７日

甲　宮崎県西都市聖陵町２丁目１番地
西都市
西都市長

乙　福岡県北九州市小倉北区魚町２丁目６番10号
株式会社ナフコ
代表取締役

別紙①

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鍬、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙オムツ（大人用・子供用）、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど

資料－３３　災害時における応援協定等（宮崎県分）

令和３年６月 25 日現在

番号	名称（協定名）	締　結　先	締 結 内 容	締　結　日（初回）
1	災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する協定	宮崎県環境事業連合会	1.被災地域で発生するし尿及び浄化槽汚泥等の収集・運搬 2. 被災地域で発生するごみ等の収集・運搬 3.被災地域での仮設トイレの設置 4.その他支援可能な事項	平 19.7.3
2	災害時における避難地（公園・広場・グラウンド）などの応急対策等に関する協定	宮崎県造園緑地協会及び日本造園建設業協会	1.避難地（公園・広場・グラウンド）などが倒木や瓦礫等により使用困難となった場合の除去及び処理 2.避難地（公園・広場・グラウンド）の清掃 3.避難地（公園・広場・グラウンド）などにおける樹木の原状復旧 4.避難地（公園・広場・グラウンド）などの被災情報収集 5.その他必要と認める業務	平 19.9.7
3	災害時における建物の汚泥洗浄等応急対策に関する協定	社団法人　日本塗装工業会　宮崎県支部	1.公共施設等の汚泥洗浄 2.一般廃棄物の運搬 3.被災構造物の簡易点検及び応急修理	平 20.1.15
4	災害時における柔道整復師支援活動に関する協定	社団法人　宮崎県柔道整復師会	1.骨折・不全骨折の応急処置 2.脱臼の応急処置 3.打撲・ねんざの施術 4.その他止血等の応急処置	平 20.1.15
5	災害時における水道の応急対策に関する協定	宮崎県管工事協同組合連合会	1.公共施設及び避難所等の水道施設の優先的復旧 2.水道資材の調達・提供 3.水道技術者の斡旋・提供	平 20.3.19
6	災害時における飲料水調達業務に関する協定	南九州ペプシコーラ販売株式会社	1.緊急時対応型飲料水自動販売機内の飲料水の無償提供 2.商品の優先的な供給 3.商品の搬送引渡し ※西都市は、H18.12.4 に締結した協定に基づく要請。	平 20.9.8

番号	名称（協定名）	締　結　先	締 結 内 容	締　結　日（初回）
7	災害時における物資の調達に関する協定	株式会社ローソン	1.調達・製造が可能な範囲内での商品の提供 2. 商品の搬送引渡し	平 20.11.11
8	災害時における物資等の総合的支援体制に関する協定	伊藤忠商事株式会社並びに協力会社（株式会社南九州ファミリーマート・伊藤忠エネクス株式会社・株式会社エコア）	1.伊藤忠商事株式会社 ・グループ会社間の総合調整 2.株式会社南九州ファミリーマート ・災害時に供給可能な物資の提供 3.伊藤忠エネクス株式会社 ・緊急車両等への優先給油 ・帰宅困難者への場所提供 ・集積地としての場所提供 4.株式会社エコア ・LP ガス、ボンベ等の供給 ・二次災害防止の為の広報活動の実施	平 20.11.20
9	災害時における燃料の優先供給及び被災者支援等に関する協定	宮崎県石油商業組合	1.緊急通行車両等に対しての優先的な燃料の供給 2.重要施設への優先的な燃料の供給 3.帰宅困難者等に対しての支援 ・緊急避難場所及び一時休憩所としての施設の提供 ・地図等による道路情報及びテレビ、ラジオ等の情報の提供 ・水道水、トイレの提供	平 20.12.3
10	災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	社団法人宮崎県産業廃棄物協会	災害に伴い発生した災害廃棄物の円滑な処理のために災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処分、その他必要な業務を要請。	平 21.1.16
11	災害時における総合的支援に関する協定	宮崎県商工会連合会	1.商品の供給、運搬 2.公共土木施設の機能確保並びに回復のために必要な応急復旧作業及び緊急を要する建設資機材の調達、運搬 3.避難所としての宿泊場所の提供 4.その他、対応可能な業務	平 21.3.6

番号	名称（協定名）	締　結　先	締 結 内 容	締　結　日（初回）
12	災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人 コメリ災害対策センター	災害時における物資の供給、搬送その他必要な業務。 ※西都市は、H23.1.4 に締結した協定に基づく要請。	平 21.8.17
13	災害時等における健康相談・健康管理業務に関する協定	社団法人宮崎県看護協会	1.避難所等における避難住民の健康相談及び健康管理業務 2.被災住民に対する戸別訪問による健康相談業務 3.その他甲と乙双方が必要と認める業務	平 24.2.2
14	災害時における冷凍空調の応急対策に関する協定	宮崎県冷凍空調工業会	1.災害時に拠点となる公共施設及び避難所等の冷凍空調施設の機能確保 2.冷凍空調資材の調達・提供 3.冷凍空調技術者の斡旋・提供 4.その他必要と認める業務	平 25.2.1
15	災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送に関する協定書	宮崎県葬祭事業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会、宮崎県霊柩自動車協会	1.棺、葬祭用品（骨つぼ、骨箱、ドライアイス等）の供給 2.遺体の搬送	平 25.3.28
16	災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書	石油連盟	大規模災害時に重要施設への燃料供給が困難な事態となり、政府が石油備蓄法に基づき関与する場合において、石油元売会社から通常の流通経路によらない臨時的、緊急的な直接供給を行う。	平 28.7.1
17	災害時における被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書	一般社団法人宮崎建築士会	宮崎県が、地震災害時において県に登録された被災建築物応急危険度判定士のうち、県及び市町村職員を除く民間の判定士を招集する際の協力を求めるもの。	平 28.9.26
18	災害時における段ボール製品の供給協力に関する協定	南日本段ボール工業組合	災害時に、段ボール製品（簡易ベッド、シート、間仕切り等）の供給を行う。	平 29.10.2
19	災害時におけるし尿等の収集運搬等に関する協定	宮崎県環境保全事業連合会	災害時に、し尿等の収集運搬等を行う。	令 3.3.24

番号	名称（協定名）	締　結　先	締 結 内 容	締　結　日（初回）
20	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	一般社団法人　宮崎県産業資源循環協会	1.災害廃棄物の撤去 2.災害廃棄物の収集運搬 3.災害廃棄物の処分 4.災害廃棄物の仮置きに必要な土地の確保及び一時提供	令 3.3.24
21	災害時における避難所確保支援に関する協定	宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合	・避難所として宿泊施設の提供 ・協力宿泊施設の調整	令 3.6.2

※原則として要請市町村が実費負担（災害救助法適用時は、県負担）

※災害時における応援協定等（宮崎県分）のうち、災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書（石油連盟）、及び災害時における燃料の優先供給及び被災者支援等に関する協定（宮崎県石油商業組合）における重要施設として西都市が登録している施設（平成 30 年 4 月 1 日現在）
西都市役所，コミュニティセンター，西都市民会館，高砂浄水場，大島水源地，西都市浄化センター

参考　県が支援・受援の主体となるもの

番号	名称（協定名）	締　結　先	締 結 内 容	締　結　日（初回）
1	九州・山口９県災害時応援協定	九州・山口８県	1.職員の派遣 2.食料、飲料水及び生活必需品の提供 3.避難施設及び住宅の提供 4.緊急輸送路及び輸送手段の確保 5.医療支援 6.その他応援のため必要な事項	平 23.10.31

資料－３４　対象範囲を付した噴火警報の名称とキーワード

噴火警戒レベル導入火山

種別	名称
特別警報	噴火警戒（居住地域）又は噴火警報
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警戒
予報	噴火予報

対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況
居住地域及びそれより火口側	レベル５（避難）	居住地域に重要な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
	レベル４（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。
火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル３（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル２（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
火口内等	レベル１（平常）	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内での火山灰の噴出等が見られる。(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

噴火警戒レベル未導入火山

種別	名称
特別警報	噴火警戒（居住地域）又は噴火警報
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警戒
予報	噴火予報

対象範囲	警戒事項等（キーワード）	火山活動の状況
居住地域及びそれより火口側	居住地域及びそれより火口側の範囲における厳重な警戒 居住地域厳重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒 入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒 火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
火口内等	平常	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内での火山灰の噴出等が見られる。(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

資料－３５　霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベル

対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・大きな噴火や火砕流、溶岩流が居住地域に到達、あるいは到達するような噴火の発生が切迫している 【享保年間の噴火の事例】 1716年～1717年 火砕流が約3.5kmまで到達
	4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。（可能性が高まっている。）	警戒が必要な居住地域での避難の準備、避難行動要支援者の避難等が必要。	・噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される 【過去事例】観測事例なし ・火砕流が火口からおおむね3kmを越える可能性・大きな噴石が火口から概ね4kmを越える可能性 【過去事例】観測事例なし
火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて避難行動要支援者の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	・火砕流が火口からおおむね3km以内に到達する可能性 【過去事例】明確な記録なし ・大きな噴石が火口からおおむね4km以内に飛散 【過去事例】 2011年1月：軽石や火山灰を多量に噴出した26日～27日の噴火 2011年2月：大きな噴石が火口から最大約3.2kmに飛散 1959年2月：山頂西側の斜面で割れ目噴火、大きな噴石が1～2km程度まで飛散
火口から少し離れた所までの火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・小噴火が発生し、大きな噴石が火口からおおむね1km以内に飛散 【過去事例】 2010年7月：大きな噴石が火口周辺に飛散 ・小噴火の発生が予想される 【過去事例】 1991年11月～1992年2月： 火山性地震や火山性微動が増加、ごく小規模噴火が発生
火口内等	1（平常）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等	・火山活動は静穏。状況により火口内に影響する程度の火山灰の噴出の可能性あり

注）ここでいう大きな噴石とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものをいう。風下側では、遠方でも風に流されて小さな噴石が降る場合がある。

資料－３６　霧島山（御鉢）の噴火警戒レベル

対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
居住地域及びそれより火口側	５（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・噴石や火砕流が居住地域に到達、あるいは切迫している 【1235年の事例】 1月25日： 火砕流が火口から約3kmまで到達 ・溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している 【過去事例】 1235年1月25日、998年： 溶岩流が火口から約5kmまで到達
	４（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。（可能性が高まっている。）	警戒が必要な居住地域での避難の準備、避難行動要支援者の避難等が必要。	・噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される 【過去事例】 ・有史以降の事例なし
火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	３（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて避難行動要支援者の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	・火砕流が火口からおおむね2.5km以内に到達する可能性 【過去事例】 明確な記録なし ・火口からおおむね2.5km以内に噴石飛散 【過去事例】 1900年2月16日：約1.8kmに噴石飛散 1895年10月：約2kmまで噴石飛散
火口から少し離れた所までの火口周辺	２（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・小噴火が発生し、大きな噴石が火口からおおむね1km以内に噴石飛散 【過去事例】 1923年7月：噴火 1896年3月：噴火 ・小噴火の発生が予想される 【過去事例】 2003年12月：火山性微動、噴気活動活発 1899年7月、10月：黒煙噴出
火口内等	１（平常）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等	・火山活動は静穏。状況により火口内に影響する程度の火山灰の噴出の可能性あり

注）ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものをいう。

第2号様式(特定の事故)

第　　報

事故名
1. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2. 危険物に係る事故
3. 原子力災害
4. その他特定の事故

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村	
報告者名	

事故種別	1. 火災　2. 爆発　3. 漏洩　4. その他(　　)		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	(レイアウト第1種、第1種、第2種 その他)
発生日時 (覚知日時)	月　日　時　分 (　月　日　時　分)	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時 (処理完了)	月　日　時　分
消防覚知方法		気象状況	
物資の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. RI等　7. その他(　　)	物質名	
施設の区分	1. 危険物施設　2. 高危混在施設　3. 高圧ガス施設　4. その他(　　)		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者(性別・年齢)　人	負傷者等　人(　人) 重症　人(　人) 中等症　人(　人) 軽症　人(　人)	

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況	出場機関		出場人員	出場資機材
	事務所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		その他	人	
	消防本部(署)		台	
			人	
	消防団		台	
			人	
	海上保安庁		人	
警戒区域の設定　月　日　時　分	自衛隊		人	
使用停止命令　月　日　時　分	その他		人	

その他参考事項

第1号様式(火災)

第　　報

報告日時	
都道府県	
市町村	
報告者名	

※爆発を除く

火災種別	1. 建物　2. 林野　3. 車両　4. 船舶　5. 航空機　6. その他		
火災場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態 ・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重　症　人 中等症　人 軽　症　人	死者の生じた理由	
焼損程度	焼損棟数：全焼　棟／半焼　棟／部分焼　棟／ぼや　棟　計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　a
り災世帯数		気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他　人		
救急・救助活動状況			

その他参考事項

資料－３９　洪水時指定避難所位置図

番号	施　設　名
25	三納小・中学校
26	旧三納中学校体育館
27	三納地区館
28	浄土寺
29	平野自治公民館
36	学習等共用施設　山田館
37	山田保育所
38	都於郡小学校山田分校
39	三財小・中学校
40	旧三財中学校体育館
41	岩崎元村自治公民館
42	岩崎保育園
43	上三財地区健康増進施設
44	旧銀上小学校校舎
45	銀上小・銀鏡中学校
46	第５９区自治公民館
47	東米良診療所
48	岩井谷自治公民館
49	小八重自治公民館
50	尾八重自治公民館

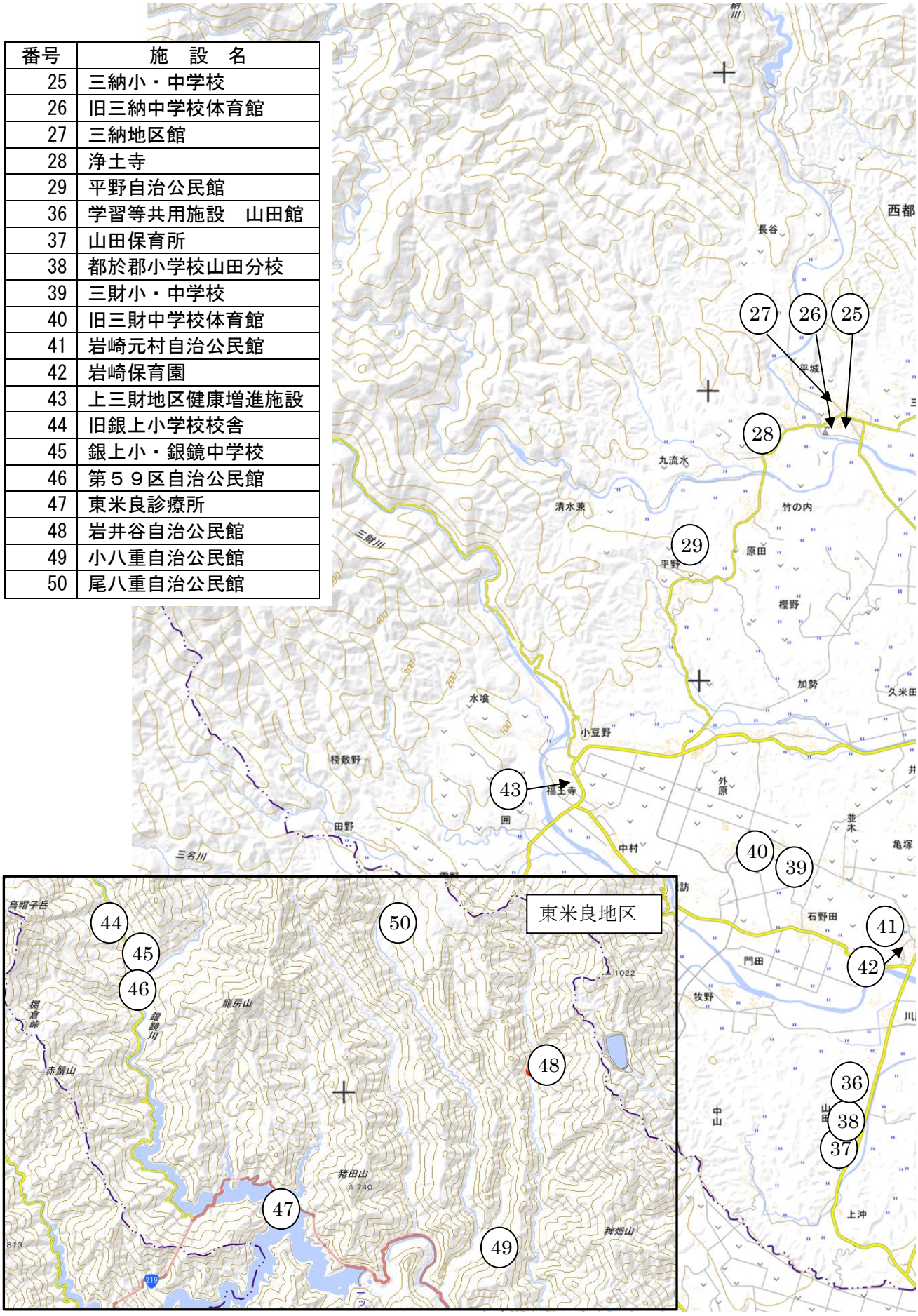

資料－３９　洪水時指定避難所位置図

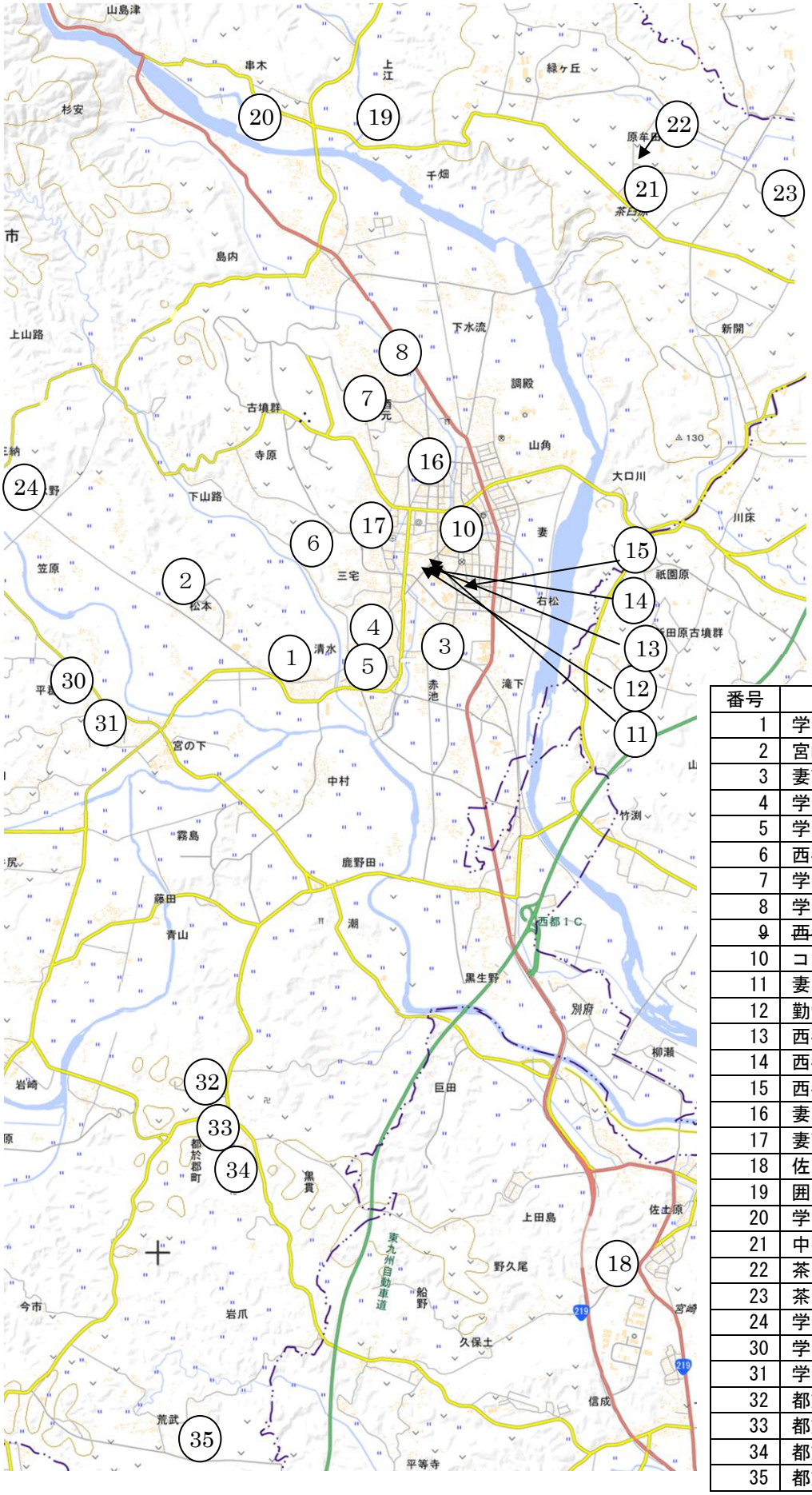

番号	施　設　名
1	学習等供用施設　清水館
2	宮崎医療福祉専門学校
3	妻南小学校
4	学習等供用施設　三宅館
5	学習等供用施設　川路館
6	西都原運動公園屋内練習場
7	学習等供用施設　石貫館
8	学習等供用施設　童子丸館
~~9~~	~~西都市役所南庁舎~~
10	コミュニティセンター
11	妻中学校
12	勤労青少年ホーム
13	西都市公民館
14	西都市民体育館
15	西都市民会館
16	妻北小学校
17	妻高等学校
18	佐土原西体育館
19	囲自治公民館
20	学習等供用施設　串木館
21	中茶自治公民館
22	茶臼原地区体育館
23	茶臼原小学校
24	学習等供用施設　永野館
30	学習等供用施設　上平郡館
31	学習等供用施設　平郡館
32	都於郡小学校
33	都於郡地区館
34	都於郡中学校
35	都於郡地区南体育館

資料－４０　地震時の心得

大地震が起こった場合に震災から生命を守るための地震時の心得はおおむね次の通りである。

（１）　大地震の時は、大きな家具から離れ、丈夫な机などに隠れること。

大地震が起こったら、まず大きな家具から離れ、丈夫な机などに隠れ、その後の進退を考えることが肝要である。前後の考えなしに、あわてて逃げてはいけない。木造家屋の二階にいたら、一階よりも危険は少ないから無理に降りることはない。また階下にいる時でも、すぐに安全な空き地などに難をさけることができるときは別として、あわてて戸外に飛び出すことはかえって危険な場合が多い。

むしろ、大きな家具からは離れて、机やベッドの下にもぐるのがよい。家の中では柱の多いところが比較的安全である。家具は転倒したり、移動したりすることがあり、下敷きになったり挟まれて身動きできなくなることがあるので、平常から固定したり、家具と天井の間に段ボール箱などを詰めるなど転倒防止のための工夫をしておくことが肝要である。

耐震的に建てである〔鉄骨、鉄骨ビルディングやすじかい（筋違）、ほうずえ（方杖）、ひうち（火打）を十分に使った木造家屋〕は、大地震でもつぶれることはない。

このような建物に居あわせたときは、あわてて逃げ出す必要はなく、落ち着いて行動するべきである。

しかし壁が落ちたり、電灯がこわれたり、窓ガラスが割れたり、家具が横に移動したりすることがあるから注意が肝要である。

防火上で注意されているような危険な建物や、老朽または構造上から注意を受けている建物などは気をつけなければならない。

（２）　あわてて戸外へとび出さないこと。

屋根瓦や装飾タイル・窓ガラスの破片など、頭上への落下物が多いので、あわてて外に出ることは危険である。逃げる場合には布団などを頭にかぶって出るとよい。裸足であわててとび出すことはきわめて危険である。

大きな建物にいた群衆が手前勝手に非常口に殺到すると、将棋倒しにより下敷きとなり大惨事を引き起こす危険がある。

（３）　狭い路地。塀のわき、崖ふちを避けること。

家が倒れてきたり、瓦などの落ちる心配のない戸外へ出ても塀が倒れて怪我をしたり、一命を落としたりすることがあるので、狭い路地や塀のわきに近寄ってはならない。ブロック塀はことに危険である。

がけや川べりには、そのふちに平行した地割れが起ったり、地すべりがおこるのでさけるのがよい。平地にできる地割れはさほど心配することはないが、地割れから水や砂をふいている所は危険である。

鉄道や道路など人工的に土盛りをして十分固ってない所へ物を運んだり、避難するのは危険が多い。

（４）　なによりもまず火の始末が大切である。

大地震のときに起こった火事は、消火が非常に困難である。大地震があると第一に出火源が多く、これに加えて停電と水道管破裂により断水するので、消防用水も得られなくなり、結局大火事になる。しかしながら最新のガスレンジやストーブ等は、地震が発生すると振動で自動的に消火装置が働く。その場でとっさに火を消せる場合を除き、地震の揺れとともに沸騰水や天ぷら油がこぼれて大火傷を負うこともあり、火元から離れている場合は無理して消火しない。火の始末は、焦らなくてもよいが、揺れが収まってから確実に実施することが肝要である。

特に石油ストーブなどは倒れやすいので倒れないように工夫するとともに、地震のときにはすぐ火を消せるように考えておかなければならない。

学校、研究所、薬局、油類の取扱所など、発火性の薬品や油類のある所では、普段からその取り扱いに気をつけて消火の訓練をしておかなくてはならない。

（5）　1分過ぎたらまず安心であること。

大地震のときは、普通激しい上下動からはじまり、家を破壊したりするような主な震動が継続する時間は大体 1 分前後である。したがって、1 分過ぎたら地震の直接の危険は過ぎたと考えてよい。

なるべく早く落ち着きを取り戻して、火元に注意したり家族の安全をはかるとともに、身辺のことを片付けるなど速やかに適切な行動を開始するよう心がけるべきである。

（6）　人命救助には消火が第一である。

倒れた家の下敷きになっている人を救い出すにも、火事が出ては手のほどこしようもない。

大地震に際しては、火を出さないようにすること。また、火が出たらそれをすぐ消し止めることが人命を救うためにも最も大切なことである。

避難する際には、災害時要援護者等を除き、渋滞で消防車等救急車輌の通行と活動を阻害しないようにするために、自動車を使用せずに努めて徒歩によることとする。避難に際しては、当局の指示があった場合にはよくこれに従うことが大切である。

（7）　山地では山崩れ、傾斜地では崖崩れに注意のこと。

大地震のとき、山地では雷鳴のような音とともに山崩れを起こし、ことに谷にそっては上流から土砂が流れたり、その通路に当たるものすべて洗い去ることがある。

谷に住む人は普段の山崩れに注意し、いざというときには両岸の斜面に逃げるのがよい。

過去に地すべり、崖崩れのあった所は、くり返して同じことが起ると考えねばならない。

最近は、人工的に傾斜地をきりくずして造られた土地や急な斜面に造られた石がけなどが多いが、これらに対しては十分に注意が肝要である。

（8）　海岸では津波、低地では浸水に注意のこと。

津波は、震源がその海岸に近い場合には、5 分以内に押し寄せることもある。海岸近くで地震があったら、直ちに高台に避難する着意が必要である。津波は第 1 波の後に数時間に亘って何回も押し寄せるので、津波警報が発令されたら、警報が解除されるまでは、決して危険地区に近寄ってはいけない。津波は、高波から押し寄せることもあるが、引き潮から始まることもある。弱い地震であっても、震源が遠いためのこともあり、周期が 2 秒以上で震幅が大きい場合は、大地震の証拠。直ちに避難する必要がある。引き潮が認められた場合には、直ちに避難しなければならない。

一般に低地では、海岸でなくとも河川堤防が破壊されたり、地震、地すべりのために川がせきとめられて浸水した場合は、水がなかなかひかないので、とくに注意が肝要である。

（9）　確実な情報に従い、デマにまどわされないこと。

大震火災の状況が不明であることによる不安と恐怖から、悪質なデマが飛び、り災者を極度に動揺させる。その結果避難や消火に支障をきたし、必要以上の犠牲者を出すことになるので、各人が十分に注意すべきである。

デマと思われるような情報を聞いたら、その出所を確かめる。その出所が市町村、消防、警察などの公的機関や報道機関、責任ある人から出たものであれば安心だが、出所が不明な場合は、一応デマではないかと疑って慎重な行動をとる必要がある。

現在は公的機関からラジオ等を通じて情報や指示が発表されるので、携帯ラジオ等によってそれらの情報を受け、これに従って行動することが大切である。

(10)　秩序を守り、衛生に注意、われがちの行動はさける。

大地震のときは上下水道が破壊されたり、電気、ガスが止まったり、交通、通信の障害が起ったり、低地では浸水したり、いろいろな事態が一時に生ずる。また、このような状況下では衛生状態も悪く、伝染病があり、種々の混乱、不便が起こるおそれがある。これに対しては各人が理性ある行動をとらなければならない。

非常災害時には組織的に医療救護活動が実施され給水車、医療班などが現地に作られるのでラジオの情報によってこれらの施設を利用することが望まれる。

災害時には、とかく、われがちの行動をとりやすいが、これは混乱をおこすもとである。ことに避難などのため交通の混乱を起し、災害を大きくするようなことは避けねばならない。

(11)　乗り物で移動中の着意

自動車運転中

急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して停車する。

車から離れる場合は、キーをつけたままにしておく。

(12)　不意の地震に備え、日頃からの用意をしておく。

ア　携帯ラジオ、懐中電灯、ローソク類の用意

イ　飲み水、消火用水の用意

ウ　家具類の固定、発火危険物の始末

エ　非常時の避難方法の研究

携帯ラジオ、懐中電灯、ローソク、マッチはいつもきまった場所に非常袋にまとめておき、とっさの場合にすぐ持ち出せるようにしておくことが大切である。

飲料水、消火用水のほかに最小限（3 日分）の非常食料の備えや貴重品の保管についても万一の場合のことを考え行っておく。

倒れやすい、または動きやすい重い大きな家具は固定しておくのがよい。また、たとえ少量でも燃料、危険物の保管については平常から注意すべきであり、非常の時の避難の方法、逃げ道、逃げ場所などはよく研究しておく必要がある。

資料－４１

西 都 市 防 災 会 議 条 例

（昭和 38 年 6 月 30 日　西都市条例第 31 号）

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、西都市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

（１）　西都市地区防災計画を作成し、その実施を推進すること。

（２）　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（３）　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

（４）　市の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。

（５）　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事項

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員 40 人以内をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（１）　指定地方行政機関の職員

（２）　市を警備区域とする自衛隊の職員

（３）　宮崎県の知事の部内の職員

（４）　宮崎県警察の警察官

（５）　教育長

（６）　消防長、消防団長及び消防副団長

（７）　市の職員（前２号に掲げる者を除く。）

（８）　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員

（９）　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

（10）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める者

６　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

７　委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮崎県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

（委任）

第５条　前各条に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 42 年 3 月 28 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 45 年 10 月 16 日条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 12 年 3 月 31 日条例第 6 号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 18 年 9 月 29 日条例第 34 号抄）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（西都市防災会議条例の一部改正に伴う経過措置）

4　前項の規定の施行の際現に西都市防災会議の委員である者は、この条例の施行の日に、同項の規定による改正後の西都市防災会議条例（次項において「新条例」という。）第 3 条第 5 項の規定により当該委員に委嘱又は任命されたものとみなす。

5　前項の規定により委嘱又は任命されたものとみなされる西都市防災会議の委員及び附則第 3 項の規定の施行後最初に委嘱又は任命される西都市防災会議の委員の任期は、新条例第 3 条第 6 項の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

附　則(平成 25 年 3 月 26 日条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料－４２

西 都 市 災 害 対 策 本 部 条 例

（昭和 38 年 6 月 30 日西都市条例第 32 号）

（目　的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、西都市災害対策本部（法第 23 条の 2 第 1 項の規定により本市に設置される同項の市町村災害対策本部をいい、以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組　織）

第２条　災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

（ 部 ）

第３条　本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

３　部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（委　任）

第４条　この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 25 年 3 月 26 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料－４３　一ツ瀬ダム放流開始時の通報系統図　　（サイレン吹鳴箇所）

1. 一ツ瀬ダム放流開始時の通報系統図

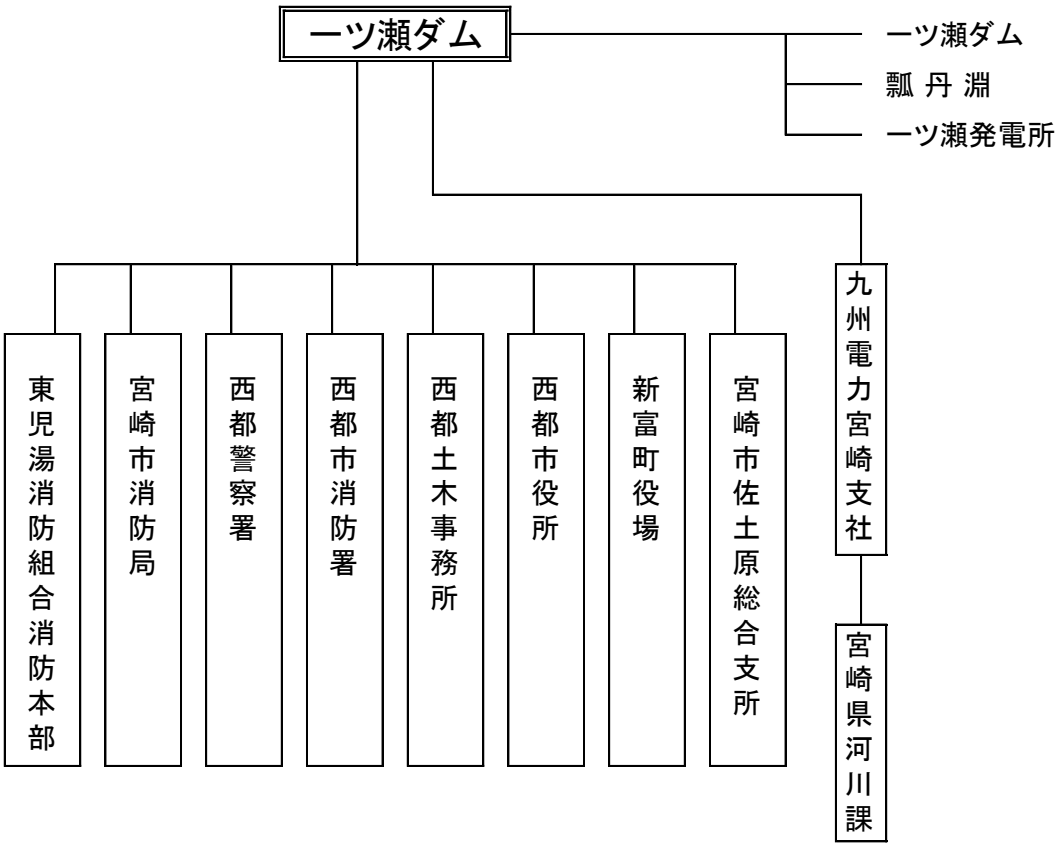

2. 杉安ダム放流開始時の通報系統図　　（サイレン吹鳴箇所）

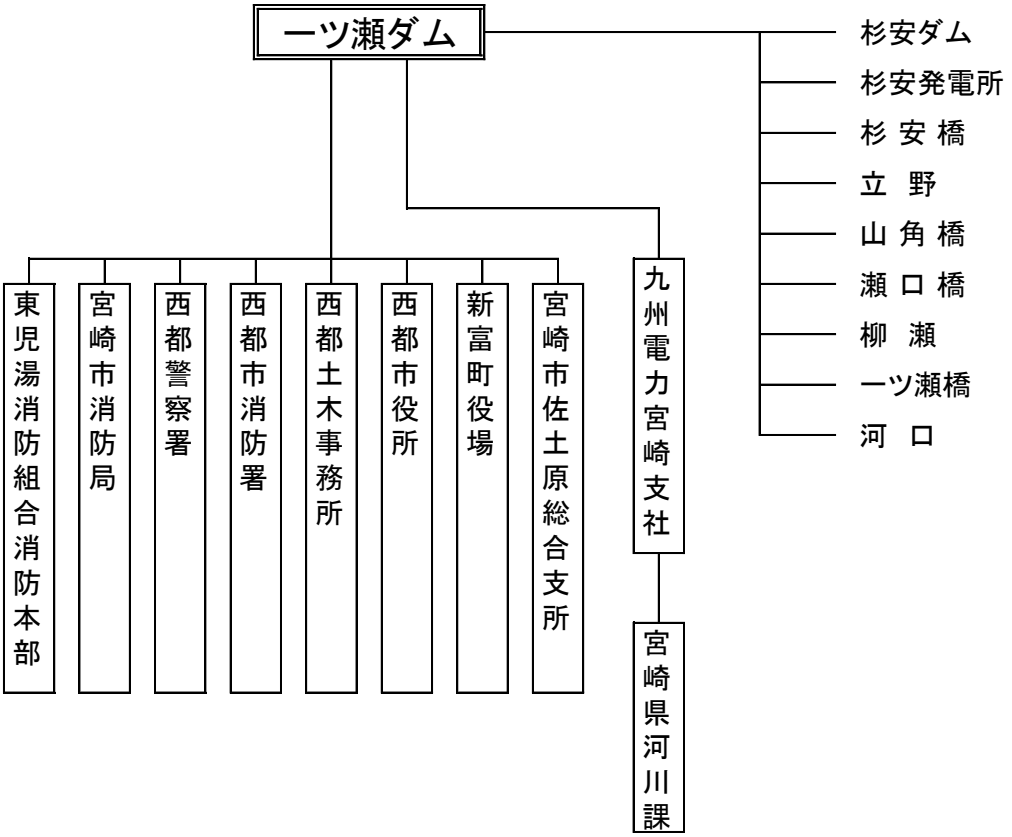

資料－４４　三財川立花ダム放流開始時の通報系統図

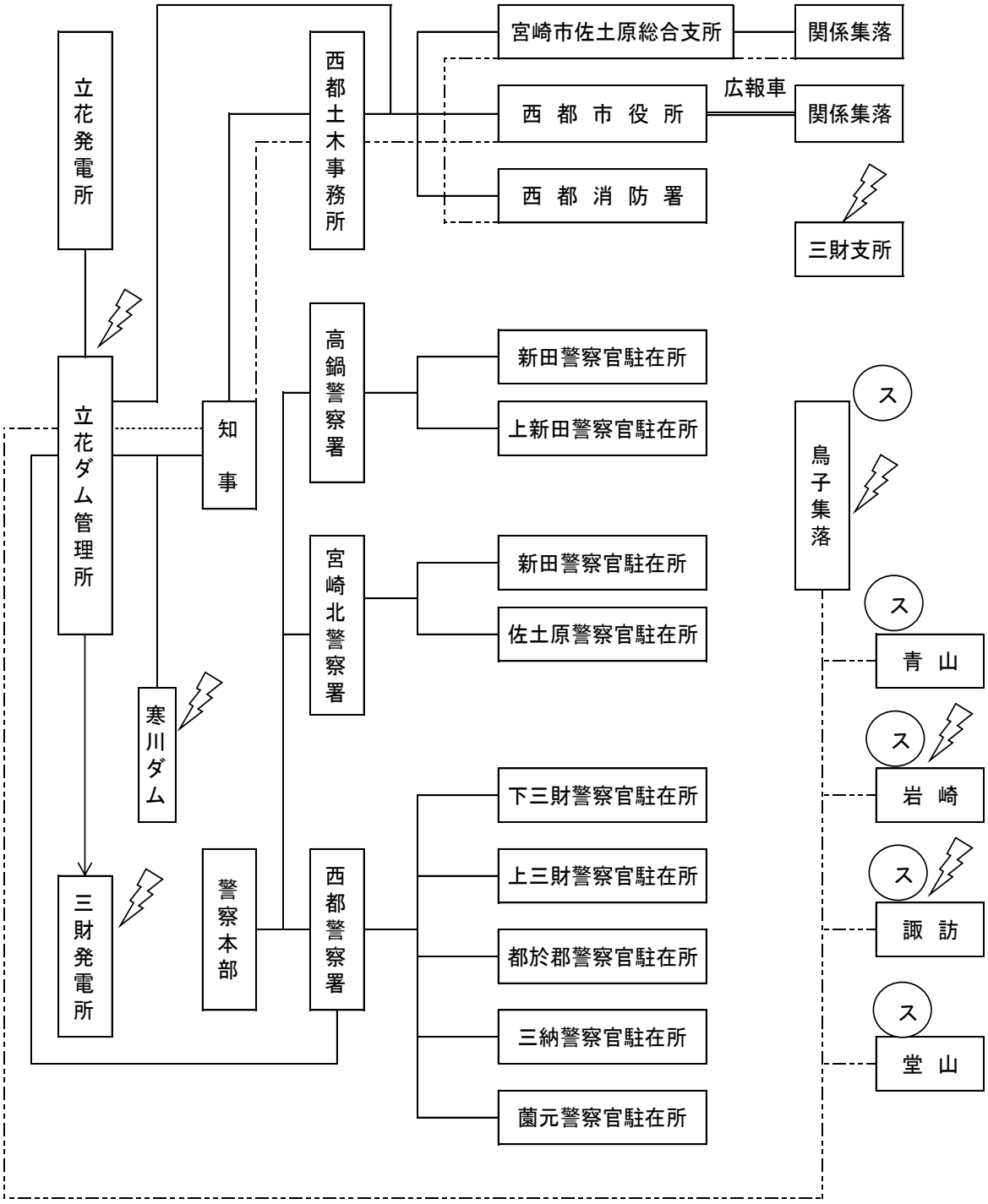

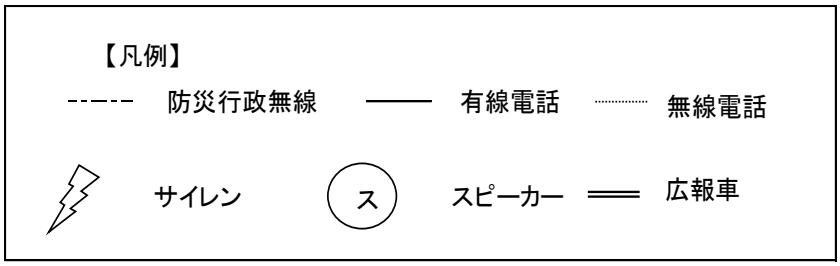

資料－４５　備蓄品一覧

令和３年４月現在

市備蓄品

品　　名	場　　所	数　　量
毛　　布	西都原運動公園倉庫 コミュニティセンター（２Ｆ和室） 穂北地区館 旧三財中体育館 都於郡地区館 都於郡小学校山田分校 銀上小学校跡校舎 銀鏡中学校 銀鏡集会場 尾八重公民館 小八重公民館 東米良地区館 岩井谷公民館 中尾公民館 八重公民館 東米良診療所 計	1,432 枚 79 枚 28 枚 150 枚 230 枚 50 枚 51 枚 60 枚 30 枚 30 枚 10 枚 30 枚 20 枚 30 枚 30 枚 30 枚 2,290 枚
敷布団	西都原運動公園倉庫	161 枚
タオルケット	市役所西庁舎　１階　会議室	99 枚
安眠セット	市役所西庁舎　６階　会議室	５組
カーペット	西都原運動公園倉庫 都於郡地区館	40 枚 40 枚
緊急セット	市役所西庁舎　５階　会議室	44 組
ブルーシート	市役所西庁舎　１階　会議室 コミュニティセンター（２Ｆ和室） 市役所北側倉庫 西都原運動公園倉庫	14 枚 ５枚 14 枚 ５枚
簡易トイレ	西都原運動公園倉庫 旧三財中学校体育館倉庫 囲公民館	７個（770 回分） ２個（220 回分） １個（110 回分）
組立式ワンポイトイレ	西都原運動公園倉庫	７セット×@ 30 回＝210 回
断水時簡易処理スケットイレ	西都原運動公園倉庫 旧三財中学校体育館倉庫	119 箱×@100 回＝11,900 回 ７箱×@100 回＝700 回
自動ラップ式トイレ	西都原運動公園倉庫	３台（300 回）
ポータブルトイレ	西都市社会福祉協議会	５台
トイレットペーパー	西都原運動公園倉庫 旧三財中学校体育館倉庫 清水台運動公園管理棟 計	846 ロール 288 ロール 1,536 ロール 2,688 ロール
マットレス	西都市社会福祉協議会	５枚
収納式ベッド	西都市社会福祉協議会	３台
主　　食	西都原運動公園倉庫 コミュニティセンター 銀鏡集会場	2,980 食（ｱﾙﾌｧ米） 7,161 食（ﾚﾄﾙﾄ食） 400 食（ﾚﾄﾙﾄ食）

品　　名	場　　所	数　　量
飲　料　水	西都原運動公園倉庫	2,900 本（500ml）
圧 縮 タ オ ル	西都原運動公園倉庫	390 枚
粉 ミ ル ク	西都原運動公園倉庫	10,600ｇ
使い捨て哺乳瓶	西都原運動公園倉庫	600 個
紙おむつ（乳児用）	西都原運動公園倉庫	1,212 枚
紙おむつ（大人用）	西都原運動公園倉庫	300 枚
女性用生理品	西都原運動公園倉庫	1,081 枚
エアークッション	西都原運動公園倉庫	200 個
クイックパーティション（屋根付）	西都原運動公園倉庫	5 個
間仕切段ボール	西都原運動公園倉庫	4 個
組立式段ボールベッド	西都原運動公園倉庫	4 個

日赤西都支部備蓄品

品　　名	場　　所	数　　量
毛　　布	市役所西庁舎　1 階　会議室	107 枚

災害用資機材

品　　名	場　　所	数　　量
テレビ（可搬型テレビ）	無線室、穂北、三納、三財、都於郡支所	5 台
ガス炊飯器（5 升炊き）	穂北、三納、三財、都於郡、東米良、各地区館、都於郡支所、保険センター西側倉庫、西都原ｶﾞｲﾀﾞﾝｽｾﾝﾀｰ	10 台（各地区館 1 台、都於郡支所 1 台、保険センター西側倉庫2 台、西都原ｶﾞｲﾀﾞﾝｽｾﾝﾀｰ 2 台）
発　電　機	西都原運動公園倉庫	13 台（赤×2 台、青×5 台、他 6 台）
発　電　機（三相）	西都原運動公園倉庫 西都市社会福祉協議会	1 台（運搬用 2 輪車附属） 1 台
投光器（発電機付・人力可搬）	西都原運動公園倉庫	2 台
移動式投光器（発電機搭載・ディーゼル）	西都原運動公園倉庫	2 台
LED 投光器（２灯式）	西都原運動公園倉庫	1 台
ポータブル電源（蓄電池）	無線室	1 台
非常用蓄電器	無線室	1 台
スミスライト〔充電式 LED 投光機（両面照射）〕	無線室	3 台
ハロゲンライト（スタンド式）	西都原運動公園倉庫	1 台
ハロゲンライト（吊り下げ・床置き）	西都原運動公園倉庫	2 台
コンパクトソーラー発電機	無線室	1 台
燃 料 タ ン ク（携行缶 10Ｌ）	西都原運動公園倉庫	7 台
エアテント（送風機・発電機附属）	西都原運動公園倉庫	1 式
フレームテント	コミュニティセンター	3 張

品　　名	場　　所	数　　量
パーソナルテント	穂北、三財、都於郡、東米良、各支所、西都原運動公園倉庫	2 張×5＝10 張 1m×1m×1.88m
ストレッチマット	コミュニティセンター	50 枚
送風機	西都原運動公園倉庫 旧三財中学校体育館倉庫	5 台 2 台
噴霧機	西都原運動公園倉庫	3 台
ワンタッチシェード(2～3 人用)	西都原運動公園倉庫	50 張
ワンタッチシェード(2 人用)	西都原運動公園倉庫 旧三財中学校体育館倉庫 清水台運動公園管理棟	300 張 48 張 152 張
避難ルーム(2 人用テント腰高)	コミュニティセンター	20 張
プライバシー保護パーテーション	西都原運動公園倉庫	12 張

資料－４６　被害状況判定基準表

災害により被害を受けた人的および物的の被害判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほかおおむね次の基準によるものとする。

被害区分		判定基準
1 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１か月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１か月未満で治療できる見込みのものとする。
2 住家の被害	住家	現実に居住のため、使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合(同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)は同一棟とみなす。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊がはなはだしいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分がその住家の延べ面積20%以上70%未満のもの又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50％未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
3 非住家建物被害	非住家	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家建物被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

被害区分		判定基準
4 田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没 畑の冠水	田の例に準じて取扱うものとする。
5 その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治3年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で都市公園法第2条第1項に規定する都市公園。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水道。
	清掃施設	ごみ処理及び屎尿処理施設とする。
	崖崩れ	山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。

被害区分		判定基準
5 その他の被害（つづき）	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農畜被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日 消防防第 246 号消防庁長官）などを参考

資料－４７　災害救助法の適用基準について

災害救助法第２条に規定する政令で定める程度の災害は、次の⑴～⑷のいずれかに該当する災害とする

災害救助法施行令第１条第１項

（１）市内の住家の滅失世帯数が、次の基準に達したとき。

市内の人口	住家滅失世帯数	備　　考
３０，６８３人	６０世帯	平成 27 年国勢調査（確定値）

災害救助法施行令第１条第１項第１号（別表第一）

（２）県内の住家の滅失世帯数が、１，５００世帯以上である場合であって、市内の住家の滅失世帯数が、次の基準に達したとき。

市内の人口	住家滅失世帯数	備　　考
３０，６８３人	３０世帯	平成 27 年国勢調査（確定値）

災害救助法施行令第１条第１項第２号（別表第二・第三）

（３）県内の住家の滅失世帯数が、７，０００世帯以上である場合、又は、当該災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別な事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

災害救助法施行令第１条第１項第３号（別表第四）

（４）多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

（注１）上記、⑴～⑶に規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、半壊、半焼する等著しく損傷した世帯が２世帯で１世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯が３世帯で１世帯とみなす。

（注２）法適用基準：法の適用の基礎となる都道府県及び市町村の人口は、原則として地方自治法第２５４条等の規定によることとなる。

「地方自治法第２５４条　この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。」

（注３）⑶⑷災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令

資料－４８　西都市を窓口とする被災者支援制度一覧

⑴

支援の名称	被災者生活再建支援制度
根拠法令等	被災者生活再建支援法
内容	[対象]災害救助法が適用される災害 (1)全壊、大規模半壊について 　支援金を支給 75 万円～300 万円 　負担割合(国 1/2、県 1/2)
窓口	福祉事務所

⑵

支援の名称	災害援護資金
根拠法令等	災害弔慰金等の支給に関する法律
内容	[対象]災害救助法が適用される災害 (1)世帯主が負傷した場合 (2)住居の被害(全壊及び半壊) (3)家財が 1/3 以上の損害 150 万円～350 万円を貸付 利率無利子（保証無しの場合年 1.5%)、 据置 3 年（据置期間中は無利子)、 貸付から 10 年以内に償還、月賦、半年賦、年賦の選択可 負担割合(国 2/3、県 1/3)
窓口	福祉事務所

⑶

支援の名称	宮崎県･市町村災害時安心基金
根拠法令等	宮崎県･市町村災害時安心基金の設置及び管理運営に関する協定書 宮崎県･市町村災害時安心基金に関する覚書 宮崎県･市町村災害時安心基金支援金交付要綱
内容	[対象]災害救助法が適用される災害・床上浸水以上の住家被害のある災害 (1)全壊　　20 万円 (2)大規模半壊　　15 万円 (3)半壊(床上浸水)10 万円 県と市町村で一定基準にて造成した基金からの支払い
窓口	福祉事務所

⑷

支援の名称	西都市災害弔慰金
根拠法令等	災害弔慰金の支給等に関する条例 ①災害救助法が適用される災害 災害弔慰金等の支給に関する法律（国支援） ②災害救助法が適用されない災害 宮崎県災害弔慰金補助金交付要綱（県支援）
内容	[対象]災害により死亡された方の遺族 (1)生計維持者が死亡(500 万円) (2)その他の者が死亡(250 万円) 負担割合 上記①の場合(国 2/4、県 1/4、市 1/4) 上記②の場合(県 1/2、市 1/2)
窓口	福祉事務所

⑸

支援の名称	西都市見舞金支給条例
根拠法令等	西都市見舞金支給条例
内容	[対象]国や県の支援制度が適用されない災害及び火災 (1)全焼、半焼、全壊、半壊、流失、床上浸水 5 万円(1 世帯当)＋3000 円×(世帯員数) (2)死亡者 1 人につき 50 万円(25 万円) (3)重軽傷者 1 人につき 10 万円 負担割合(市単独)
窓口	福祉事務所

(6)

<table>
<tr><td>支援の名称</td><td>市税減免</td></tr>
<tr><td>根拠法令等</td><td>地方税法・西都市市税条例・西都市税減免の基準に関する規則</td></tr>
<tr><td>内容</td><td>

【市民税】

(1)災害（火災・震災・風水害等）により、減免に該当することとなった場合は、災害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額につき、次の区分により軽減又は免除する。

<table>
<tr><td>事　　由</td><td>軽減又は免除の割合</td></tr>
<tr><td>死亡した場合</td><td>100%</td></tr>
<tr><td>障害者となった場合</td><td>90%</td></tr>
</table>

(2)住宅又は家財に被害を受けた時は、損害の金額（保険金、損害賠償金等で補填される金額を除く。）が当該住宅又は家財の価格の 30%以上であり、前年中の合計所得金額が 1,000 万円以下である者に対しては、その災害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額につき、次の区分により軽減又は免除する。

<table>
<tr><td>合計所得金額</td><td>被害の程度</td><td>軽減又は免除の割合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">500 万円以下</td><td>50%以上</td><td>100%</td></tr>
<tr><td>30%以上 50%未満</td><td>50%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">750 万円以下</td><td>50%以上</td><td>50%</td></tr>
<tr><td>30%以上 50%未満</td><td>25%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">750 万円超</td><td>50%以上</td><td>25%</td></tr>
<tr><td>30%以上 50%未満</td><td>12.5%</td></tr>
</table>

(3)農作物又は農業用施設に被害を受けた時は、損失額が平年における当該農作物による収入額の 30%以上（他の農作物、雑収入等を含むすべての収入金額に対する割合）であり、前年中の合計所得金額が 1,000 万円以下（農業所得以外の所得が 400 万円を超えるときを除く。）である者に対しては、その災害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額につき、次の区分により軽減又は免除する。

<table>
<tr><td>合計所得金額</td><td>軽減又は免除の割合</td></tr>
<tr><td>300 万円以下</td><td>100%</td></tr>
<tr><td>400 万円以下</td><td>80%</td></tr>
<tr><td>550 万円以下</td><td>60%</td></tr>
<tr><td>750 万円以下</td><td>40%</td></tr>
<tr><td>750 万円超</td><td>20%</td></tr>
</table>

</td></tr>
</table>

【固定資産税】

災害により被害を受けた固定資産に対してその災害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額につき、次の区分により軽減又は免除する。

(1) 土地

宅地等が流失等により使用不能となった場合

損害の程度	軽減又は免除の割合
被害面積が当該土地の面積の 80%以上	100%
被害面積が当該土地の面積の 60%以上 80%未満	80%
被害面積が当該土地の面積の 40%以上 60%未満	60%
被害面積が当該土地の面積の 40%未満	40%

(2) 家屋

家屋の損害額が被災前の評価額の 20%以上に相当することとなった場合

損害の程度	軽減又は免除の割合
全壊、流失等により家屋の原形をとどめない又は復旧不能のもの	100%
主要構造部分が著しく損傷し、再使用するのに大修理を必要とする場合(家屋の損害割合が 60%以上のもの)	80%
屋根、壁、建具等が損傷し、再使用するのに修理を必要とする場合(家屋の損害割合が 40%以上 60%未満のもの)	60%
下壁、畳等が損傷し、再使用するのに修理又は取替を必要とする場合(家屋の損害割合が 20%以上 40%未満のもの)	40%

(3) 償却資産

償却資産の損害額が、被災前の評価額の 20%以上に相当することとなった場合

損害の程度	軽減又は免除の割合
災害により償却資産が使用不能となり、取替が必要なもの	100%
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合(償却資産の損害割合が 60%以上のもの)	80%
使用目的を著しく損じた場合(償却資産の損害割合が 40%以上 60%未満のもの)	60%

	使用目的を損じた場合（償却資産の損害割合が 20%以上 40%未満のもの） 40% 【減免申請】 市税の減免を受けようとする者は、市税減免申請書及び損害額明細書を提出する必要がある。
窓口	税務課

(7)

支援の名称	市税の納期限延長・徴収猶予
根拠法令等	地方税法・西都市市税条例
内容	(1)納期限延長 災害により納期限までに納入することが出来ない場合には、申請によりその理由のやんだ日から2ヶ月以内において納期限を延長することができる。 (2)徴収猶予 災害により一時に納付することが出来ない場合には、申請によりその徴収を猶予することができる。 ①金額 一時に納付することができないと認められる金額のうち、徴収猶予の事由と因果関係を有する範囲。 ②期間 合理的かつ妥当な納付計画に基づき、猶予金額を完納することができる最短期間で、原則１年以内、最長２年。 ③申請 徴収猶予申請書に事実を証する書類（り災証明書など)、を添えて申請。 ④担保 猶予に係る徴収金額が 100 万円以下、または猶予期間が３月以内の場合は不要。 ⑤延滞金 猶予期間に対応する部分の全額免除。
窓口	税務課

(8)

支援の名称	介護保険料減免
根拠法令等	西都市介護保険条例　西都市介護保険条例施行規則
内容	損害の金額が当該評価額に 10 分の 3 以上である場合。割合の程度に応じて当該年度分の保険料を減免
窓口	健康管理課介護保険係

⑼

支援の名称	後期高齢者医療保険料減免
根拠法令等	宮崎県後期高齢者広域連合後期高齢者医療に関する条例　宮崎県後期高齢者広域連合後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免に関する規則
内容	財産の損害金額が、その財産の価格の合計額の 10 分の 3 以上である場合、損害割合区分に応じて 1 年間の保険料額を減免
窓口	健康管理課高齢者医療係

⑽

支援の名称	国民健康保険税減免
根拠法令等	西都市国民健康保険税条例・西都市国民健康保険税減免の基準に関する規則
内容	(1)災害（火災・震災・風水害等）により、減免に該当することとなった場合は、災害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額につき、次の区分により軽減又は免除する。

事　　由	軽減又は免除の割合
死亡した場合	100%
障害者となった場合	90%

(2)住宅又は家財に被害を受けた時は、損害の金額（保険金、損害賠償金等で補填される金額を除く。）が当該住宅又は家財の価格の 30%以上であり、前年中の合計所得金額が 1,000 万円以下である者に対しては、その災害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額につき、次の区分により軽減又は免除する。

合計所得金額	被害の程度	軽減又は免除の割合
500 万円以下	50%以上	100%
	30%以上 50%未満	50%
750 万円以下	50%以上	50%
	30%以上 50%未満	25%
750 万円超	50%以上	25%
	30%以上 50%未満	12.5%

(3)農作物又は農業用施設に被害を受けた時は、損失額が平年における当該農作物による収入額の 30%以上（他の農作物、雑収入等を含むすべての収入金額に対する割合）であり、前年中の合計所得金額が 1,000 万円以下（農業所得以外の所得が 400 万円を超えるときを除く。）である者に対しては、その災害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額につき、次の区分により軽減又は免除する。

	<table><tr><th>合計所得金額</th><th>軽減又は免除の割合</th></tr><tr><td>300 万円以下</td><td>100%</td></tr><tr><td>400 万円以下</td><td>80%</td></tr><tr><td>550 万円以下</td><td>60%</td></tr><tr><td>750 万円以下</td><td>40%</td></tr><tr><td>750 万円超</td><td>20%</td></tr></table>
窓口	健康管理課国保係

⑾

支援の名称	要保護及び準要保護就学援助費支給制度
根拠法令等	西都市要保護準要保護就学援助費支給要綱
内容	［対象者］ 本市の小学校または中学校に通学する児童生徒の保護者であって、台風等の災害により被災され市民税または固定資産税の減免措置を受けた方 ［援助の内容］ 学用品費、通学用品費、学校給食費など学校教育に必要な費用の一部
窓口	教育政策課学校教育係

⑿

支援の名称	災害等による市営住宅の目的外使用許可に関する取扱
根拠法令等	災害等による市営住宅の目的外使用許可に関する取扱要領
内容	許可要件等 (1)目　　的：災害等の被災者となった西都市民に一時的な避難場所として市営住宅を一定期間使用させる。 (2)対象災害：火災、風水害、震災等の自然災害 (3)対　象　者：災害等の被災者で、原則として西都市が発行する罹災証明の発行を受けた者 (4)使　用　料：使用料は、使用許可対象住宅における一分位家賃の２分の１の額。ただし、風水害、震災等の自然災害ついては使用料を免除する。 (5)敷　　金：免除 (6)期　　間：６ヶ月以内。ただし、必要に応じて更新できる。更新した場合において、使用許可期間は、通算して２年を超えることはできない。 (7)保　証　人：免除
窓口	建築住宅課

⑬

<table>
<tr><td>支援の名称</td><td>(1)公共下水道事業受益者負担金の徴収猶予
(2)公共下水道事業受益者分担金の徴収猶予
(3)農業集落排水事業受益者負担金の徴収猶予</td></tr>
<tr><td>根拠法令等</td><td>(1)西都都市計画下水道事業受益者負担に関する条例・西都都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程
(2)西都市公共下水道事業受益者分担金に関する条例・西都市公共下水道事業受益者分担金に関する条例施行規程
(3)西都市農業集落排水事業受益者負担金に関する条例・西都市農業集落排水事業受益者負担金に関する条例施行規程</td></tr>
<tr><td>内容</td><td>受益者がその財産について震災、風水害（災害救助法の適用を受けるもの及びこれに準ずる災害)、火災を受け又は盗難にあったとき次に定める基準により徴収猶予を行う。
<table>
<tr><th>被害等の程度</th><th>猶予期間</th><th>適用</th></tr>
<tr><td>震災、風水害又は火災
1)被害程度が 30%以上 50%未満
2)被害程度が 50%以上 100%未満
3)被害程度が 100%</td><td>
1 年以内
1 年 6 ヶ月以内
2 年以内</td><td>公（火災の場合は消防署）の罹災証明書が取得できるもの</td></tr>
<tr><td>盗難
1)被害程度が 30 万円以上 50 万円未満
2)被害程度が 50 万円以上 100 万円未満
3)被害程度が 100 万円以上</td><td>
1 年以内
1 年 6 ヶ月以内
2 年以内</td><td>警察署の盗難届出証明書が取得できるもの</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>窓口</td><td>上下水道課</td></tr>
</table>

⑭

支援の名称	(1)公共下水道事業受益者負担金の減免 (2)公共下水道事業受益者分担金の減免 (3)公共下水道区域外流入分担金の減免 (4)農業集落排水事業受益者負担金の減免
根拠法令等	(1)西都都市計画下水道事業受益者負担に関する条例・西都都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程 (2)西都市公共下水道事業受益者分担金に関する条例・西都市公共下水道事業受益者分担金に関する条例施行規程 (3)西都市公共下水道区域外流入分担金に関する条例・西都市公共下水道区域外流入分担金に関する条例施行規程 (4)西都市農業集落排水事業受益者負担金に関する条例・西都市農業集落排水事業受益者負担金に関する条例施行規程
内容	実情に応じて、特に減免する必要があると市長が認めた土地について、その実情を調査・審査の上市長が定める。
窓口	上下水道課

⑮

支援の名称	(1)上水道料金の減免 (2)下水道使用料の減免 (3)農業集落排水使用料の減免
根拠法令等	(1)西都市給水条例 (2)西都市下水道条例 (3)西都市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例
内容	申請により軽減、または免除
窓口	上下水道課

⑯

支援の名称	罹災証明書発行
根拠法令等	災害対策基本法第 90 条の 2
内容	罹災証明書発行(各種被災者支援措置適用の判断材料)
窓口	危機管理課(家屋等)、農林課(農業被害)

資料－４９　集団発生傷病者救急医療対策の業務分担表

担当課名	業　　務　　内　　容
総務課	1　県西児湯地方支部（西都土木事務所）に対する通報連絡 2　西都警察署に対する通報連絡 3　NTT 西日本宮崎支店に対する緊急臨時電話設置要請 4　九州電力㈱高鍋配電事業所に対する照明灯架設要請
総務課 建設課	1　現地事務対策本部の設置および同本部の設置場所、資器材等の斡旋 2　各機関における搬送の調整 3　自衛隊に対する通報連絡 4　搬送に必要な車輌の確保
消防本部	1　消防団に対する出動命令 2　災害現場の警戒 3　負傷者の救出 4　負傷者の搬送
健康管理課 地域医療対策室	1　西都市西児湯医師会に対する連絡および出動要請 2　現場における応急的医療施設の設置
市民課	1　傷病者及び救急業務に従事する者等に対する給食の斡旋

（注）１　以上のほか、それぞれ西都市地域防災計画に基づいて処理するものとする。

２　各課、各機関とも現地へ出動した場合は西都市班に所属してそれぞれの業務に従事するものとする。

３　西都市班長は副市長とする。

資料－５０　政府所有災害救助用米穀の引渡し手続きについて

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）

制定　平成 21 年５月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知
最終改正　令和元年５月 21 日付け元政統第 85 号政策統括官通知

農林水産省政策統括官付貿易業務課

第４章政府所有米穀の販売

Ⅰ　通常時の販売

第 11 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

1 災害救助用米穀の引渡しの体制整備

⑴ 政策統括官は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事（以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が発動され、救援を行う場合

⑵ ⑴の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 政策統括官が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀（以下「災害救助用米穀」という。）は、国内産米穀とする。

イ 知事は、災害救助用米穀を政策統括官から全量買い受ける。

ウ イの米穀を販売する価格は、政策統括官が別途定める。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない。

(ｱ) ⑴のアの場合は、３０日以内（次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3 ヶ月以内）であって政策統括官と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、政策統括官がやむを得ないと認めること。

(ｲ) ⑴のイの場合は、3 か月以内であって政策統括官と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

政策統括官は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売するときは、以下により販売手続を行う。

⑴ 政策統括官は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡すときは、知事と売買契約書（案）（様式 4－24）により契約を締結する。

⑵ 政策統括官は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

⑶ 政策統括官は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認めるときは、(1)及び(2)の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事及び知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、政策統括官は、当該米穀の

引渡し後遅滞なく知事と売買契約書(案)(様式4－24)により契約を締結するものとする。

災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて

平成30年4月　農林水産省貿易業務課長通知

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知(以下「要領」という。))第4章Ⅰ第11に基づき、都道府県知事(以下「知事」という。)又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)から要請があった災害救助用米穀の引渡方法等の具体的な手続きについては、下記のとおりとする。

記

1　災害救助用米穀の引渡要請

⑴知事又は市町村長は、要領第4章Ⅰ第11の1の⑴に基づく災害救助法等が発動され、政府所有米穀の引渡しが必要と判断された場合、農林水産省政策統括官(以下「政策統括官」という。)に対し、災害救助用米穀の引渡要請を行う。

⑵具体的には、都道府県又は市町村担当者は、政策統括官付貿易業務課担当者(別紙1)(以下「貿易業務課担当者」という。)に対し、「災害救助米穀の引渡要請書」(別紙2)(以下「要請書」という。)に基づく情報(希望数量、引渡場所、引渡方法、担当者名、連絡先等)を電話で連絡するとともに、併せてFAX又はメールを送信後、速やかに当該要請書を郵送する。

⑶上記⑴の場合にあって、市町村長が直接、政策統括官に引渡要請を行う場合は、必ず市町村担当者は、都道府県担当者に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。

⑷貿易業務課担当者は、都道府県又は市町村担当者から要請書の送付があった場合、該当する地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局の担当者(以下「地方農政局等担当者」という。)に対し、要請書の写しを送付する。

⑸この他、知事又は市町村長は、災害救助用米穀の供給要請を迅速に行う必要がある場合であって、被災地の状況その他の事情により都道府県又は市町村担当者が要請書に基づく情報を貿易業務課担当者に連絡する**いとまがないと判断する場合にあっては**、⑵又は⑶の規定にかかわらず、要請書に基づく情報を地方農政局等担当者に連絡することができる。この場合において、地方農政局等担当者は、当該要請書に基づく情報について遅滞なく貿易業務課担当者に連絡するものとする。

2　災害救助用米穀の引渡方法等の決定

政策統括官は、1の⑴の要請があった場合、政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業体(以下「受託事業体」という。)及び知事又は市町村長と連絡調整を行い、災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

3　災害救助用米穀の売買契約の締結

⑴売買契約の締結にあたっては、要領に基づき政策統括官と知事との間で締結することとなる。

⑵具体的には、貿易業務課担当者は、２の調整終了後速やかに、引渡す災害救助用米穀の品種、数量等を記入した売買契約書(添付の売買契約書を参照)を都道府県担当者に２部送付する。

⑶都道府県担当者は、⑵で送付された売買契約書の内容を確認し、知事の記名、押印の上、貿易業務課担当者に２部返送する。

⑷貿易業務課担当者は、⑶で返送された売買契約書について、政策統括官の記名、押印を行い、１部を都道府県担当者に送付する。

⑸貿易業務課担当者は、売買契約の締結後、速やかに受託事業体に災害救助用米穀の引渡しの指示及び納入告知書の発行に係る手続きを行う。

⑹この他、１の⑸の場合において、政策統括官は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と売買契約を締結するいとまがないと認めるときには、⑵から⑷までの規定にかかわらず、売買契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、貿易業務課担当者は、当該米穀の引渡し後遅滞なく⑵から⑷までの規定に基づく売買契約を締結するものとする。

4　災害救助用米穀の引渡し

受託事業体は、政策統括官から指示された内容に従って、知事に対し、２で決定した引渡方法等により災害救助用米穀を引渡す。

5　災害救助用米穀の販売代金の納付

知事は､政策統括官から送付される納入告知書により販売代金を納付する。

なお、納付期限は、要領第４章Ⅰ第 11 の１の⑵エの規定に基づき、納入告知書の発行日から、30 日以内又は 3 ヶ月以内とする。